# 地方財政の状況

平成 22 年 3 月

# 総 務 省

地方財政白書についてのお問い合わせは、総務省自治財政局財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 東京 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/

# 目次

### はじめに

# 第1部 平成20年度の地方財政の状況

### 第1章 平成20年度の決算状況

■平成20年度普通会計決算の概況	
1 地方財政の役割	
(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [第32表]	2
(2) 国民経済と地方財政	
ア 国内総支出と地方財政 [第33表、第134表]	
イ 公的支出の状況 [第33表、第134表]	
2 地方財政の概況	7
(1) 決算規模 [第1表、第5表、第10表、第73表]	
(2) 決算収支	
ア 実質収支 [第7表]	(
イ 単年度収支及び実質単年度収支 [第7表]	
(3) 歳入 [第10表]	11
(4) 歳出	
ア 目的別歳出	
イ 性質別歳出	
(5) 財政構造の弾力性	
ア 経常収支比率 [第8表]	
イ 実質公債費比率及び公債費負担比率 [第8表]	
(6) 将来の財政負担	
ア 地方債現在高[第100表]	
イ 債務負担行為額[第101表]	
ウ 積立金現在高[第102表]	27
エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [第100表~第102表、第134表]	28
オ 普通会計が負担すべき借入金残高	3(
(7) 決算の背景	31
ア 平成20年度の経済見通しと国の予算	3]
イ 地方財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ウ 財政運営の経過	
③ 地方財源の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 租税収入及び租税負担率 [第17表~第19表]	
(2) 地方歳入	
ア 地方税 [第12表~第15表]	
イ 地方譲与税 [第20表]	44

ウ	地方特例交付金等	•45
エ	地方交付税 [第21表、第132表]	•45
オ	一般財源 [第22表~第23表]	•46
カ	国庫支出金[第25表]	•46
牛	都道府県支出金 [第25表]	•47
ク	地方債 [第26表]	.47
ケ	その他の収入	
4 地方	経費の内容	.40
(1)	上木建設 [第58表~第63表]	.49
(2) 孝	<b>改育と文化[第67表~第72表]</b>	.50
(3)	生活・福祉の充実	
ア	社会福祉行政 [第37表~第43表]	•52
イ	労働行政 [第49表~第50表]	
(4)	<b>産業の振興</b>	•56
ア	農林水産行政 [第51表~第56表]	
イ	商工行政 [第57表]	.57
(5)	保健衛生と環境保全	
ア	保健衛生 [第44表~第48表]	
イ	環境保全	
(6) 着	警察と消防	.60
ア	警察行政 [第65表~第66表]	
イ	消防行政 [第64表]	
	目的別歳出充当一般財源等の状況[第36表]	
	経費の構造	
(1) 章	<b>奏務的経費[第73表]</b>	•64
ア	人件費 [第76表~第78表]	
イ	扶助費 [第81表]	
ウ	公債費 [第98表~第99表]	
(2) ‡	<b>と</b> 資的経費 [第73表] ····································	
ア	普通建設事業費 [第83表]	
イ	災害復旧事業費 [第91表]	
ウ	失業対策事業費 [第92表]	
(3)	その他の経費[第73表、第97表]	
ア	物件費 [第79表]	
イ	維持補修費 [第80表]	
ウ	補助費等 [第82表]	.83
工	繰出金 [第93表]	
才	積立金[第94表、第102表]	
カ	投資及び出資金 [第95表]	
牛	貸付金 [第96表]	·84

6 一部事務組合等による事務の広域的処理の状況	85
(1) 団体数 [第4表]	
(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況	
(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [第5表]	
7 市町村の規模別財政状況	
(1) 市町村合併の進展に伴う団体規模別団体数の構成の変化	
ア 団体数及び人口の状況	
イ 決算規模 [第11表、第35表、第74表]	
(2) 人口1人当たりの財政状況等	
ア 決算規模等 [第3表、第5表]	
イ 歳入	
ウ 歳出····································	
エ 財政構造の弾力性	
オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	
8 公共施設の状況	
(1) 道路 [第104表]	
(2) 公営住宅等 [第105表]	99
(3) 公園 [第106表]	. 100
(4) 下水処理施設 [第107表~第108表]	. 101
(5) ごみ処理施設 [第108表]	. 102
(6) 保育所[第109表]	. 103
(7) 高齢者福祉施設[第110表]	. 103
(8) 教育施設 [第111表]	. 104
ア 高等学校	. 104
イ 中等教育学校	. 104
(9) 文化及び体育施設 [第112表]	. 104
ア 文化施設	. 104
イ 体育施設	
9 地方公営事業の状況	. 106
(1) 地方公営企業	
ア 概況	. 106
イ 事業別状況 [第114表~第119表]	
(2) 国民健康保険事業 [第120表]	· 124
ア 事業勘定	
イ 直診勘定	
(3) 後期高齢者医療事業 [第122表]	
ア 市町村	
イ 後期高齢者医療広域連合	
(4) 介護保険事業 [第123表]	
ア 保険事業勘定	· 129

イ	介護サービス事業勘定	130
(5)	その他の事業	130
ア	収益事業 [第124表]	130
イ	共済事業	131
ウ	その他	131
第2章	平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況	
1 地方	5公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要 ······	133
ア	VI (b) a full ball II	
1	健全化判断比率の公表等	
ウ	資金不足比率の公表等	
エ	早期健全化基準と財政再生基準	136
オ	施行	
2 健全	全化判断比率・資金不足比率の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
(1)	実質赤字比率	137
(2)	連結実質赤字比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
(3)	実質公債費比率	138
ア	早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数	138
イ	実質公債費比率の段階別分布状況	138
ウ	団体種類別実質公債費比率の状況	139
(4)	将来負担比率	139
ア	早期健全化基準以上である団体数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
イ	将来負担比率の段階別分布状況	140
ウ	団体種類別将来負担比率の状況	140
工	団体種類別将来負担額等の状況	141
(5)	資金不足比率	142
ア	資金不足額がある公営企業会計数	142
イ	公営企業会計の資金不足額	143
第2	部 平成21年度及び平成22年度の地方財政	
1 <u>1</u> 12 5	₹21年度の地方財政 ······	145
	平成21年度の経済見通しと国の予算	
	経済見通しと経済財政運営の基本的態度	
イ		
•	地方財政計画	
	平成 21 年度補正予算	
	平成21 年度補正予算       (第1号)         平成21年度補正予算	
イ	平成21年及補正予算(第1号)に係る地方財政措置等	
カ ウ		
/		101

工 平成21年度補正予算(第2号)	152
オ 平成21年度補正予算(第2号)に係る地方財政措置等	152
カ 地方税の減収に対する措置	153
(4) 地方公共団体の予算	153
(5) 不交付団体の状況	155
(6) 個別団体における財政健全化	155
(7) 地方公営企業等に関する財政措置	156
ア 地方公営企業	156
イ 国民健康保険事業	157
ウ 後期高齢者医療制度	157
2 平成22年度の地方財政	159
(1) 平成22年度の経済見通しと国の予算	159
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	159
イ 国の予算	159
(2) 地方財政計画	160
(3) 地方交付税の算定方法の見直し等	
ア 事業費補正方式の見直し	162
イ 段階補正等の見直し	
ウ 臨時財政対策債の算出方法の見直し	
(4) 地方公営企業等に関する財政措置	
ア 地方公営企業	
イ 国民健康保険事業	
ウ 後期高齢者医療制度	
エ 公営競技納付金制度の延長	165
第3部 最近の地方財政の動向と課題	
1 地域主権の確立 ····································	
(1) 地域主権の基本的考え方	
ア これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
イ 地域主権の基本的考え方····································	
(2) 地域主権戦略会議	
ア 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
イ 国と地方の協議の場の法制化····································	
ウ 今後の地域主権改革の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 国と地方の協議の場の法制化	
(4)「ひも付き補助金」の一括交付金化	
(5) 義務付け・枠付けの見直し····································	
(6) 直轄事業負担金制度の廃止	
(7) 地方行財政検討会議	170

### ● 目次

2 地域力の創造・地方の再生	171
(1) 緑の分権改革	171
ア 平成21年度の取組	171
イ 平成22年度の取組	171
ウ 平成23年度以降の展開	171
(2) 定住自立圏構想の推進	171
(3) 過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援	·· 172
ア 基本的考え方	172
イ 取組内容	172
ウ 現行過疎法の延長	·· 172
3 経済対策を通じた地域の活性化	173
(1) 経済危機対策	173
ア 地域活性化・公共投資臨時交付金	173
イ 地域活性化・経済危機対策臨時交付金	173
(2) 緊急雇用対策	174
ア 緊急的な支援措置	174
イ 「緊急雇用創造プログラム」の推進	175
(3) 明日の安心と成長のための緊急経済対策	175
ア 地域活性化・きめ細かな臨時交付金	176
イ 国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等	177
4 行財政改革への取組	178
(1) 集中改革プラン等の取組状況	178
ア 集中改革プランの取組状況	178
イ 地方公共団体における行政改革の更なる推進	179
(2) 地方公営企業等の改革	179
ア 地方公営企業の抜本的改革の推進	179
イ 第三セクター等の抜本的改革の推進	181
ウ 地方公営企業会計制度の見直し	183
(3) 地方公会計改革の推進	. 184

### 資料編

### 文章編図表索引



### 用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。



### 地方公共団体

#### 政令指定都市

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市。ただし、岡山市は平成21年4月1日の指定であるため、平成20年度決算においては含まれていない。)をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

#### 中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた都市(函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、相模原市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、高槻市、東大阪市、姫路市、西宮市、尼崎市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市及び鹿児島市。ただし、前橋市、大津市及び尼崎市は平成21年4月1日の指定であるため、平成20年度決算においては含まれていないが、平成21年4月1日に政令指定都市となった岡山市が含まれている。)をいう。人口30万以上の都市について、当該都市からの申し出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる 事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事 務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生に関する事務、都市計画に関する事務、環境保 全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

#### 特例市

地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた都市(八戸市、山形市、水戸市、つくば市、高崎市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、呉市及び佐世保市。ただし、熊谷市は平成21年4月1日の指定であるため、平成20年度決算においては含まれていないが、平成21年4月1日に中核市となった前橋市、大津市及び尼崎市が含まれている。)をいう。人口20万以上の都市について、当該都市からの申し出に基づき政令で指定される。

特例市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

#### 都市

政令指定都市、中核市及び特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口10万以上の市をいい、

(7)

小都市とは、人口10万未満の市をいう。

なお、市については、地方自治法第8条第1項で定める要件(人口5万以上を有すること等)を具えていなければならない。ただし、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第7条により、合併した団体に限り、市政施行のための要件を人口3万以上にすること等が認められている。

#### 町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町は、地方自治法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

#### 特別区

地方自治法第281条第1項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

#### 一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

#### 広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域に わたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

### ● 決算統計基本用語

#### 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

#### 地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、後期高齢者医療事業、介護 保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

#### 決算額

特に断りのない限り、普通会計に係る地方財政の純計額。

#### 地方財政純計額、純計決算額又は純計

都道府県決算額と市町村決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ 部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

#### 市町村決算額

政令指定都市、中核市、特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したもの。

#### 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

(8)

#### 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき 継続費逓次繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと。)、繰越明許費繰越 (歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みの ものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。)等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

#### 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

#### 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額。



### 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金(政令指定都市のみ)を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

#### 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、 臨時財政対策債等が含まれる。

#### 地方消費税、地方消費税清算金

平成9年4月に導入された道府県税であり、その賦課徴収は、当分の間、国が消費税と併せて行い、各都道府県に払い込むこととされている。また、各都道府県は、国から払い込まれた額を消費に相当する額に応じて、相互間で清算することとされている。

特に断りのない限り、都道府県間における清算を行った後の額を地方消費税として歳入に計上し、地方 消費税清算金は歳入・歳出いずれにも計上していない。

#### 地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているもの について、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。

現在、地方道路税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方道路譲与税、石油ガス税の収入額の2分の1の額を都道府県及び政令指定都市に対して譲与する石油ガス譲与税、特別とん税の収入額の全額を開港所在市町村に対して譲与する特別とん譲与税、自動車重量税の収入額の3分の1の額を市町村に対して譲与する自動車重量譲与税、航空機燃料税の収入額の13分の2の額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する航空機燃料譲与税がある。なお、平成21年度に地方法人特別税の収

(9)

入額の全額を都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税が創設された。

#### 地方特例交付金等

平成18年度及び平成19年度における児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するための児童 手当特例交付金及び減税補てん特例交付金の廃止に伴う経過措置(平成19年度から平成21年度)として 設けられた特別交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。

なお、平成20年度においては、住宅ローン減税に伴い、地方公共団体に生じる個人住民税の減収額を 補てんするための減収補てん特例交付金及び道路特定財源の暫定税率の失効期間中(平成20年4月分)に おける地方公共団体の減収を全額補てんする地方税等減収補てん臨時交付金が設けられている。

#### 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、 基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として 交付される。

#### 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定 の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

#### 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都 道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金(間接補助金)とがある。

#### 財源対策債

昭和51年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債。

#### 減収補てん債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

#### 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例と して発行される地方債。

平成13~15年度、平成16~18年度及び平成19~21年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策 債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算(臨時 財政対策加算)、地方負担分は臨時財政対策債により補てんすることとされている。

#### 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるため、定年退職者等の退職手当の財源に充てるために発行される地方債。

## 歳出

#### 目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商 工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

#### 性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別する ことができる。

#### 一般歳出

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立 金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

#### 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生 活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

#### 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業 費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

#### 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

#### 国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の 範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国 直轄事業の経費の一部を負担するもの。

#### 物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的 性質の経費の総称。

具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

#### 扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付 や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

#### 補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法(昭和 27年法律第292号) 第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

#### 繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。

(11)

また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

#### 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

#### 民生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

#### 衛生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、 公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民 の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

### 財政分析指標

#### 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

#### 実質公債費比率

地方公共団体における公債費及び公債費に準じるものによる財政負担の度合いを判断する指標として、 起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる過去3年間の平均値(地方財政法第5条 の4第1項第2号)。

実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度移行後においても、起債 に当たり許可が必要となる。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)において、健全化判断比率の一つとして位置付けられており、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%とされている。

#### 起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び 公債費に準じる債務負担行為に係る支出の合計額(地方交付税が措置されるものを除く。)に充当された 一般財源の標準財政規模(普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。)に対 する割合で過去3年間の平均値。

#### 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一

(12)

般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

#### 実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

#### 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間 の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

#### 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収 入額等に普通交付税を加算した額。

#### 標準税収入額

地方税法(昭和25年法律第226号)に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法(昭和25年法律第211号)で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいう。



### 地方財政計画等

#### 地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

#### 一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

#### 地方債計画

地方財政法第5条の3第6項に規定する同意等を行なう地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

#### 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務 不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

#### 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

(13)

#### 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

#### その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

#### 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、 又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用 × 測定単位 × 補正係数

(測定単位1当たり費用) (人口・面積等) (寒冷補正等)

#### 単位費用

標準的団体(人口、面積、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体)が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位1単位当たりで示したもの。

#### 測定単位

道府県や市町村の行政項目(河川費や農業行政費等)ごとにその量を測定する単位。例えば、河川費においては河川の延長が用いられる。

#### 補正係数

すべての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割り増し又は割り落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

#### 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75/100+地方道路譲与税等

#### 留保財源

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、留保財源率は都道府県、市町村とも税収見込額の25%とされている。

#### ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点(又は場)に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職(一)職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。



### 公営企業

#### 法適用企業・法非適用企業

地方公営企業のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以 外の事業が法非適用企業である。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、 軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの7事業と、法律により財務規定等を適用するよう に定められている病院事業(以上、当然適用事業)、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業で、 簡易水道、下水道等(以上、任意適用事業)がある。法非適用事業は、任意適用事業のうち、法律を適用 していない事業である。

#### 損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

#### 資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処し て経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金 としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

#### 収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

#### 資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫(県)補助金などの収入。

各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致 しない場合がある。

各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの〔 〕内には、本文に対応する 資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。



## ( はじめに

本報告は、地方財政法第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして、国会に報告するものであり、以下の3部から構成されている。

第1部では、平成20年度の地方財政について、その決算を中心として、決算収支、歳入、歳 出等を分析するとともに、主な公共施設の状況及び平成20年度決算に基づく健全化判断比率 等の状況等を明らかにしている。第2部では、平成21年度の地方財政運営の状況等及び平成 22年度の地方財政の見通しについて明らかにしている。

第3部では、最近の地方財政の動向を要約し、当面の主要な課題について取りまとめている。

# 第 平成20年度の地方財政の状況

# 第1章 平成20年度の決算状況

## ● 平成20年度普通会計決算の概況

~国の経済対策等により、歳出・歳入ともに増加~

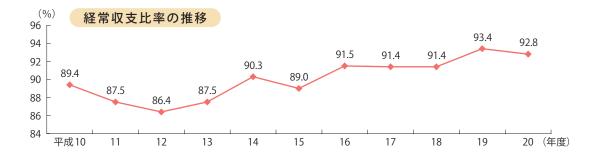
### 歲 出 …89兆6,915億円(前年度比5,439億円、0.6%増)

※人件費は6,511億円減少、投資的経費は7,042億円減少したが、国の経済対策(補正予算)の実施や生活保護費等の社会保障関係経費が増加(扶助費は3,030億円増加)したこと等により、歳出総額が9年ぶりに増加。

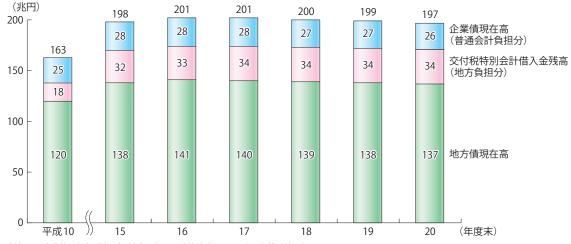
### 歲 入 …92兆2,135億円(前年度比1兆321億円、1.1%増)

※地方税は景気悪化に伴う法人関係二税の減収等により5年ぶりに減少(7,083億円減)したが、臨時 財政対策債を含む実質的な地方交付税が5年ぶりに増加(4,110億円増)し、また、国の経済対策等 により国庫支出金が1兆3,612億円増加したこと等により、歳入総額が9年ぶりに増加。

### 財政構造の弾力性 …依然として財政構造の硬直的な状況



### 普通会計が負担すべき借入金残高の推移 …依然として高い水準



注 1 企業債現在高(普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。2 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

1

第1部\_01-01.indd 1 10/02/26 12:35

### 1 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応 してさまざまな行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、 国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

### (1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [第32表]

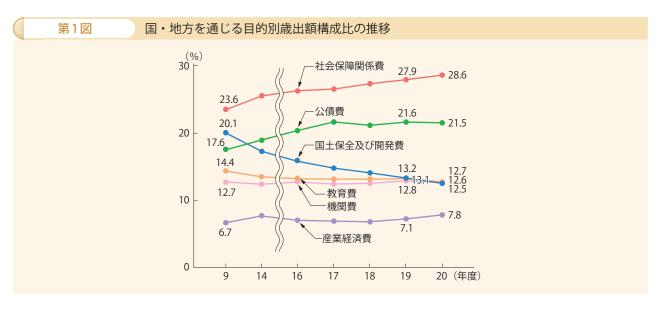
国・地方を通じた財政支出について、国(一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の6特別会計の純計)と地方(普通会計)の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は150兆4,790億円で、前年度と比べると0.8%増(前年度1.0%増)となっている。

歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、第1図のとおりであり、平成20年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合(28.6%)を占め、以下、公債費(21.5%)、教育費(12.7%)、機関費(12.6%)の順となっている。

なお、公債費の構成比が高い水準にあるのは、主に平成4年度以降の経済対策、租税収入の減少等により、 国・地方を通じて公債の発行が増加したことによるものである。

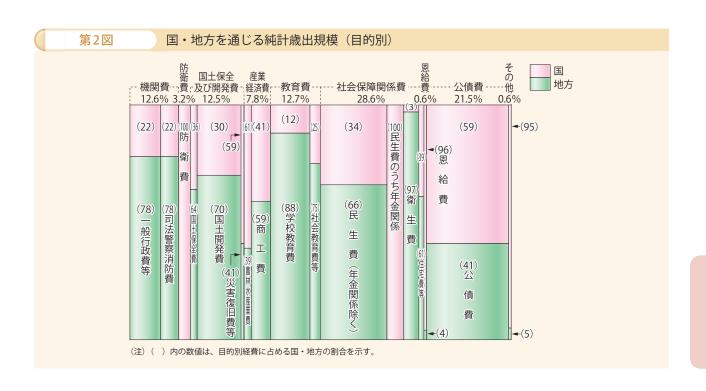
この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が61兆9,729億円(全体の41.2%)、地方が88兆5,061億円(同58.8%)で、前年度と比べると、国が1.0%増(前年度2.5%増)、地方が0.7%増(同0.1%減)となっている。

また、歳出純計額の目的別歳出額についてさらに詳細に国と地方に分けて示したものが第2図である。これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、衛生費、学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことがわかる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると、衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。また、学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都



2

第1部 01-01.indd 2



道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。さらに、民生費(年金関係を除く。)については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

### (2) 国民経済と地方財政

政府部門は、国民経済計算上、中央政府、地方政府及び社会保障基金からなっており、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

なお、国民経済計算における社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健 康保険事業会計(事業勘定)等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている。

#### 🕜 国内総支出と地方財政 [第33表、第134表]

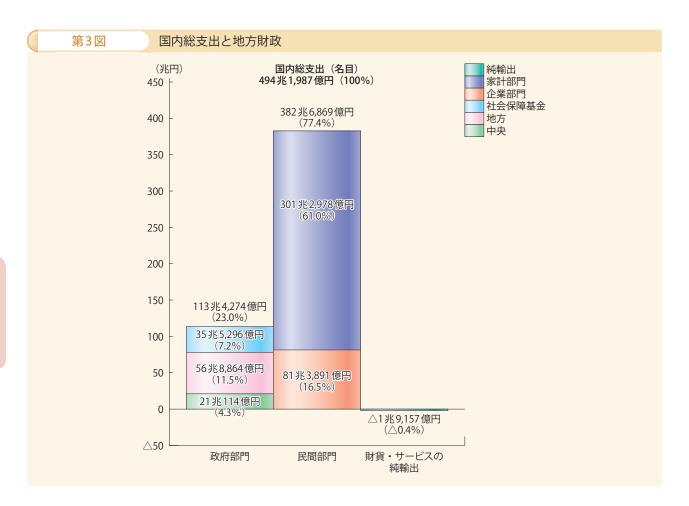
国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総支出(名目ベース。以下同じ。)に占める割合でみると、第3図のとおりである。平成20年度の国内総支出は494兆1,987億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が61.0%(前年度59.6%)、政府部門が23.0%(同22.0%)、企業部門が16.5%(同16.8%)となっている。

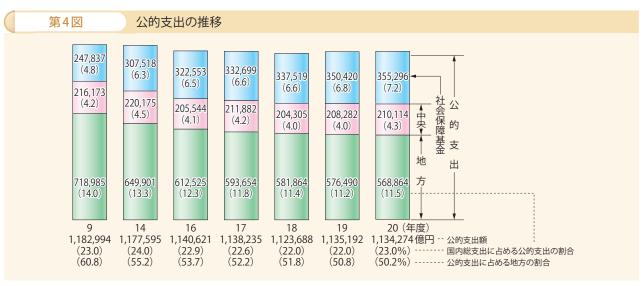
政府部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総支出に占める割合は、地方政府が11.5%(前年度11.2%)、中央政府が4.3%(同4.0%)となっており、地方政府の構成比は中央政府の約3倍となっている。

なお、地方政府のうち普通会計分は49兆7,319億円で、国内総支出の10.1%(前年度9.8%)を占めている。

#### ☑公的支出の状況[第33表、第134表]

政府部門による公的支出の推移は、第4図のとおりである。平成20年度の公的支出は、前年度と比べる

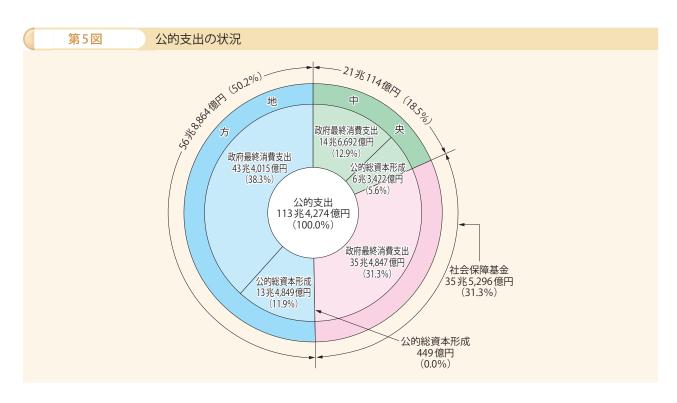


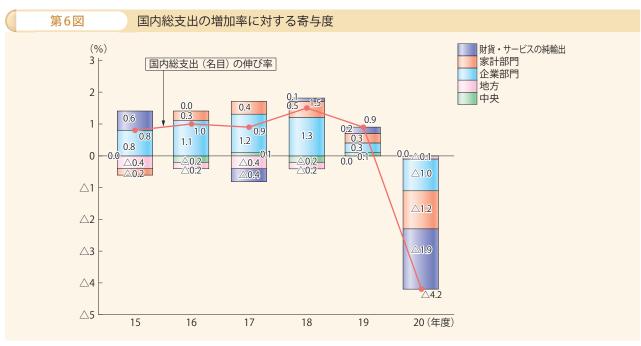


と0.1%減(前年度1.0%増)の113兆4,274億円となっている。また、国内総支出に占める割合は、23.0% (同22.0%) となっている。

公的支出の内訳をみると、政府最終消費支出が93兆5,554億円、公的総資本形成が19兆8,720億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は0.7%増(前年度2.1%増)、公的総資本形成は3.7%減(同3.7%減)となっている。

さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、第5図のとおりである。中央政府は、前年度と比べ





ると、政府最終消費支出が1.9%増(前年度1.6%増)、公的総資本形成が1.4%減(同2.7%増)で合計0.9%増(同1.9%増)であり、公的支出に占める中央政府の割合は、前年度と比べると0.2ポイント上昇の18.5%となっている。

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が0.3%減(前年度1.0%増)、公的総資本形成が4.6%減(同6.4%減)で、合計1.3%減(同0.9%減)であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度と比べると0.6ポイント低下の50.2%となっている。

各最終支出主体が国内総支出の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、第6図のとおりである。

#### ● 第1部 平成20年度の地方財政の状況

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度(46.8%)と比べると0.4ポイント低下の46.4%、公的総資本形成においては前年度(68.5%)と比べると0.6ポイント低下の67.9%となっており、公的総資本形成においては、約7割の額を地方政府が支出している。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通 建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引にあたる公債費及び積立金等と いった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致 していない。

### 2 地方財政の概況

地方公共団体の歳入及び歳出は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、 一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成20年度の地方財政について、8までにおいて普通会計の状況を示すとともに、9において地方 公営事業会計の状況を示す。

### ●(1)決算規模 [第1表、第5表、第10表、第73表]

地方公共団体(47都道府県、1,777市町村、23特別区、1,339一部事務組合及び110広域連合(以下、一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。))の普通会計の純計決算額は、第1表のとおり、歳入92兆2,135億円(前年度91兆1,814億円)、歳出89兆6,915億円(同89兆1,476億円)で、歳入、歳出いずれも9年ぶりに増加している。

また、前年度と比べると、歳入1.1%増(前年度0.4%減)、歳出0.6%増(同0.1%減)となっている。

このように決算規模が前年度決算額を上回ったのは、歳入については、地方税が景気悪化に伴い法人関係 二税の減収により減少しているが、国の経済対策の実施により国庫支出金が大幅に増加し、また、減収補て ん特例交付金等の創設により地方特例交付金等が増加したこと、歳出については、歳出削減努力により、人 件費及び普通建設事業費を中心とする投資的経費は減少しているが、国の雇用対策によるふるさと雇用再生 特別基金等の創設により積立金が増加したこと等によるものである。

さらに、歳出から公債費及び公営企業への繰出しのうち公債費財源繰出し等を除いた一般歳出は、65兆 8,143億円(前年度66兆2,634億円)となっており、前年度と比べると0.7%減となっている。

決算規模の状況を団体種類別にみると、第2表のとおりであり、都道府県は、歳入、歳出ともに10年連続で前年度決算額を下回った一方、市町村(特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。)は、歳入、歳出ともに2年連続で前年度決算額を上回っている。

また、近年の決算規模の推移は、第7図のとおりである。

	第1表	地方公	地方公共団体の決算規模(純計)													
D.	Ľ	<u> </u>	平	成	20	年	度				平	成	19	年	度	
区	<i>5</i> .	決	算	額		増	減	率		決	算	額		増	減	率
								%			1	億円				%
歳	ブ		922,135			1.1 911,814					$\triangle$ 0.4					
歳	Н	}	896,915				0.6			891	,476				≥ 0.1	

### 第2表 団体種類別決算規模の状況

		決 算 額				増	減率	
区分	平 成 20 年 度	平 成19 年 度	増	減額	20 年	度	19 年	度
	億円	億円		億円		%		%
歳 入								
都 道 府 県	480,458	482,459	$\triangle$	2,001	$\triangle$	0.4	$\triangle$	0.4
市 町 村 (純計額)	502,135	494,995		7,141		1.4		0.3
政令指定都市	108,863	106,460		2,403		2.3		5.8
特 別 区	32,641	31,121		1,520		4.9		2.3
中 核 市	57,393	52,292		5,102		9.8	$\triangle$	8.6
特 例 市	38,590	39,290	$\triangle$	701	$\triangle$	1.8		13.2
都市	197,949	198,205	$\triangle$	256	$\triangle$	0.1	$\triangle$	2.1
町 村	60,398	60,986	$\triangle$	588	$\triangle$	1.0	$\triangle$	1.7
一部事務組合等	21,600	22,311	$\triangle$	712	$\triangle$	3.2		3.8
合 計(純計額)	922,135	911,814		10,321		1.1	$\triangle$	0.4
歳出								
都 道 府 県	473,490	474,883	$\triangle$	1,393	$\triangle$	0.3	$\triangle$	0.1
市 町 村 (純計額)	483,884	482,233		1,651		0.3		0.6
政令指定都市	106,992	105,282		1,709		1.6		6.0
特 別 区	30,327	29,772		556		1.9		2.4
中 核 市	55,087	51,059		4,028		7.9	$\triangle$	8.2
特 例 市	37,351	38,367	$\triangle$	1,017	$\triangle$	2.7		13.3
都市	190,915	193,079	$\triangle$	2,163	$\triangle$	1.1	$\triangle$	1.7
町 村	57,676	58,873	$\triangle$	1,197	$\triangle$	2.0	$\triangle$	1.7
一部事務組合等	20,835	21,471	$\triangle$	635	$\triangle$	3.0		4.2
合 計(純計額)	896,915	891,476		5,439		0.6	$\triangle$	0.1



### (2) 決算収支

#### ア実質収支[第7表]

実質収支 (形式収支 (歳入歳出差引額) から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した 額)の状況は、第3表のとおりである。

平成20年度の実質収支は、1兆2,797億円の黒字(前年度1兆3,597億円の黒字)で、昭和31年度以降黒字 が続いている。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県においては11年ぶりに全団体が黒字となり、2,659億円の黒字 (前年度3,311億円の黒字)となっている。

また、市町村においては1兆138億円の黒字(前年度1兆286億円の黒字)であり、昭和31年度以降黒字 が続いている。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成19年度に赤字であった25団体(1府、24市町村)のうち16 団体(16市町村)が引き続き赤字であり、3団体(3市町村)が新たに赤字団体となった結果、赤字団体数 は19団体(打切り決算(市町村合併等により、出納整理期間中の歳入、歳出がないことをいう。以下同じ。) が行われたことによる赤字団体は除いている。)であり、前年度と比べると6団体減少している。

さらに、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第8図のとおりである。

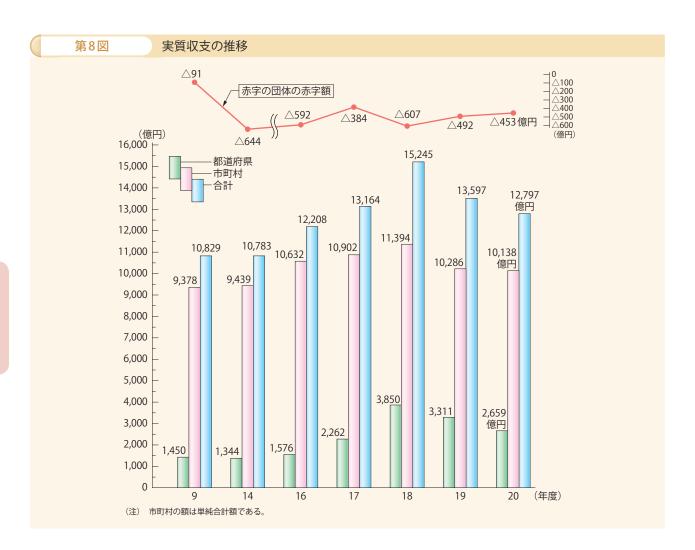
標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、第9図のとおりであり、平成20 年度の実質収支比率(特別区及び一部事務組合等を除く加重平均)は0.2ポイント低下の1.9%となっている。

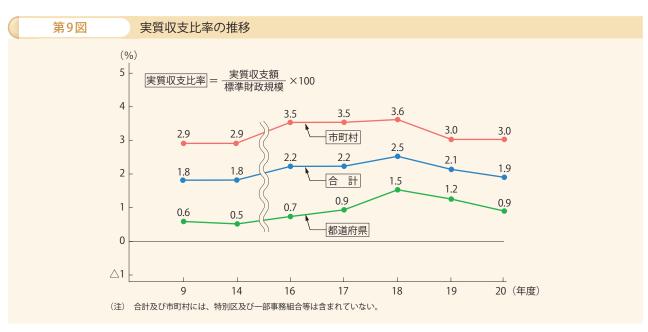
実質収支比率を団体種類別にみると、都道府県は0.3ポイント低下の0.9%、市町村(特別区及び一部事務 組合等を除く。)は前年度と同じ3.0%となっている。

第3表	実質収支の状況
210 - 24	> <> < > < > < > < > < > < > < > < > <

					平 成 2	0 年 度		平 成 1	9 年 度	増	減
区			分	団 体 数	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支	団 体 数	実質収支	団 体 数	実質収支
					億円	億円	億円		億円		億円
全	都	道 府	県	47	6,969	4,310	2,659	47	3,311	_	△ 652
団。	市	町	村	3,249	18,251	8,114	10,138	3,297	10,286	△ 48	△ 148
体	合		計	3,296	25,220	12,423	12,797	3,344	13,597	△ 48	△ 800
黒	都	道府	県	47	6,969	4,310	2,659	46	3,318	1	△ 659
黒字の団体	市	町	村	3,230	18,610	8,019	10,591	3,272	10,771	△ 42	△ 180
体	合		計	3,277	25,578	12,328	13,250	3,318	14,089	△ 41	△ 839
赤	都	道府	県	_	_	_	_	1	$\triangle$ 7	$\triangle$ 1	7
赤字の団体	市	町	村	19	△ 359	95	△ 453	25	△ 485	△ 6	31
体	合		計	19	△ 359	95	△ 453	26	△ 492	$\triangle$ 7	38

- (注) 1 平成19年度の赤字の団体には、打切り決算により赤字となった1町村が含まれている。
  - 2 市町村の額は単純合計である。





### ◀ 単年度収支及び実質単年度収支 [第7表]

平成20年度の単年度収支(実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)は、784億円の赤字(前年度 1.613億円の赤字)で、2年連続で赤字となっている。

単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては653億円の赤字(前年度543億円の赤字)、市町村においては131億円の赤字(同1,071億円の赤字)となっている。

また、実質単年度収支(単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額)は、2年ぶりに黒字となっており、その黒字額は1,828億円(前年度137億円の赤字)となっている。

実質単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては194億円の黒字(前年度625億円の黒字)、市町村においては1,634億円の黒字(同762億円の赤字)となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、第4表のとおりである。

第4表	赤字の団体数の状況
カコン	クリ・コーマン ロコード 女人マンコハ かし

		全団	体数		実 質	収 支	赤		の単年月	団	体	数	実質単年	<b>F度収支</b>	
区	分	20年度	19年度	20年	F度	·19년	<b>手度</b>	20年	F度	· 19년	 F度	20年	F度	19年	<b>F</b> 度
		(A)	(B)	団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)
					%		%		%		%		%		%
都 道 府	于 県	47	47	_	_	1	2.1	20	42.6	31	66.0	16	34.0	31	66.0
政令指定	<b>E都市</b>	17	17	1	5.9	_	_	10	58.8	8	47.1	9	52.9	9	52.9
中 核	市	39	35	_	_	_	_	17	43.6	23	65.7	15	38.5	29	82.9
特 例	市	43	44	_	_	_	_	24	55.8	32	72.7	23	53.5	28	63.6
都	市	684	687	11	1.6	14	2.0	331	48.4	425	61.9	248	36.3	383	55.7
中者	那 市	164	166	3	1.8	3	1.8	86	52.4	114	68.7	71	43.3	101	60.8
小 者	祁 市	520	521	8	1.5	11	2.1	245	47.1	311	59.7	177	34.0	282	54.1
町	村	994	1,010	7	0.7	10	1.0	431	43.4	494	48.9	297	29.9	414	41.0
市町村	小計	1,777	1,793	19	1.1	24	1.3	813	45.8	982	54.8	592	33.3	863	48.1
特別	区	23	23	_	_	_	_	10	43.5	11	47.8	3	13.0	5	21.7
一部事務	組合等	1,449	1,481	_	_	1	0.1	696	48.0	699	47.2	704	48.6	687	46.4
市町村	計計	3,249	3,297	19	0.6	25	0.8	1,519	46.8	1,692	51.3	1,299	40.0	1,555	47.2
合	計	3,296	3,344	19	0.6	26	0.8	1,539	46.7	1,723	51.5	1,315	39.9	1,586	47.4

<sup>(</sup>注) 平成19年度の赤字の団体には、打切り決算により赤字となった1町村が含まれている。

### (3) 歳入 [第10表]

歳入純計決算額は92兆2,135億円で、前年度と比べると1兆321億円増加(対前年度比1.1%増)となっている。

決算額の主な内訳をみると、第5表のとおりである。

地方税は、景気の悪化に伴う法人関係二税(法人住民税、法人事業税)の減収等により、前年度と比べると7,083億円減少(同1.8%減)している。

歳入純計決算額の状況

第5表

#### 決 算 額 構 成 比 増 減 率 区 分 平 成 平 成 増減額 20年度 19年度 20年度 19年度 20年度 19年度 億円 億円 億円 % % % % 方 税 395,585 402,668 △ 7,083 42.9 44.2 △ 1.8 10.3 地方譲与税 $\triangle$ 357 $\triangle$ 5.0 $\triangle$ 80.8 6,788 7.146 0.7 0.8 3,120 2,271 72.8 $\triangle 61.8$ 地方特例交付金等 5.391 0.6 0.3 地 方 交 付 税 154,061 152,027 2,033 16.7 16.7 1.3 $\triangle$ 5.0 小計(一般財源) 561,825 564,961 △ 3,136 60.9 62.0 $\triangle$ 0.6 △ 1.0 庫支出金 116,890 103,365 13,525 12.7 13.1 △ 1.8 11.3 方 債 99,221 95,844 3,376 10.8 10.5 3.5 $\triangle$ 0.4 0) 144,199 147,644 △ 3,444 15.6 16.2 $\triangle$ 2.3 3.0 他 922,135 10,321 100.0 △ 0.4 計 911.814 100.0 1.1 合

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方譲与税は、地方道路譲与税の減少等により、前年度と比べると357億円減少(同5.0%減)している。 地方特例交付金等は、減収補てん特例交付金及び地方税等減収補てん臨時交付金の新設により、前年度と 比べると2.271億円増加(同72.8%増)している。

地方交付税は15兆4,061億円で、前年度と比べると2,033億円増加(同1.3%増)し、8年ぶりの増加となっている。また、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は、17兆9,510億円で、前年度と比べると4,110億円増加(同2.3%増)となっている。

国庫支出金は、国の公共事業関係費の抑制に伴い普通建設事業費支出金が減少したが、国の補正予算等により、前年度と比べると1兆3,525億円増加(同13.1%増)している。

地方債は、減収補てん債特例分等の増加により、前年度と比べ3,376億円増加(同3.5%増)している。 歳入純計決算額の構成比の推移は、第10図のとおりである。

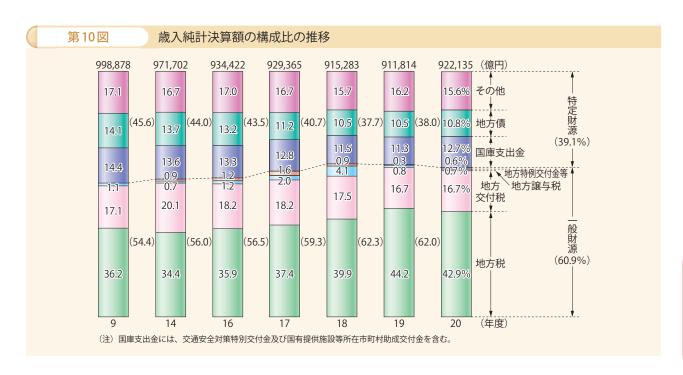
地方税の構成比は、ピークとなった昭和63年度(歳入総額の44.3%)以降低下し、20年度は前年度と比べると1.3ポイント低下の42.9%となっている。

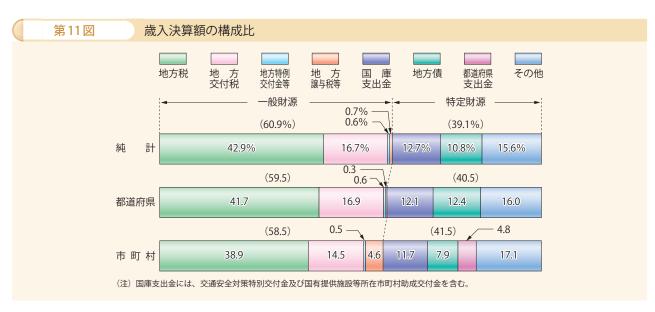
地方交付税の構成比は、平成8年度から12年度までは上昇していたが、13年度以降、地方財政対策にあたり、交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたこと等から低下が続いている。20年度においては、前年度と同じ16.7%となっている。

国庫支出金の構成比は、平成12年度から13年度は14%台、14年度から16年度は13%台で推移したのち、 三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化、普通建設事業費支出金の減少等により17年度以降低 下してきたが、20年度は国の補正予算等により前年度と比べると1.4ポイント上昇の12.7%となっている。

地方債の構成比は、普通建設事業費の減少や平成16年度に臨時財政対策債の発行額が減少したこと等により低下していたが、20年度においては減収補てん債特例分等の増加により、前年度と比べると0.3ポイント上昇の10.8%となっている。なお、臨時財政対策債の発行額を除いた地方債の構成比は、前年度と比べると0.1ポイント上昇の8.0%となっている。

一般財源の構成比は、平成16年度から地方税、地方譲与税及び地方特例交付金等の増加に加え、国庫支出金、地方債等の減少などにより上昇していたが、19年度に低下に転じ、20年度は地方税、地方譲与税が





減少したことから、前年度と比べると1.1ポイント低下の60.9%となっている。

歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、第11図のとおりである。

都道府県においては地方税が最も大きな割合(41.7%)を占め、以下、地方交付税(16.9%)、地方債(12.4%)の順となっている。

市町村においても都道府県と同様に地方税が最も大きな割合(38.9%)を占め、以下、地方交付税(14.5%)、国庫支出金(11.7%)の順となっている。

### (4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

#### ア 目的別歳出

#### (ア) 目的別歳出[第34表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は89兆6,915億円で、前年度と比べると5,439億円増加(対前年度比0.6%増)となっている。 目的別歳出の構成比は、第6表のとおりであり、民生費(歳出総額の19.9%)、教育費(同18.0%)、公債費(同14.7%)、土木費(同14.4%)、総務費(同9.9%)の順となっている。

民生費は、生活保護受給者数の増加に伴う生活保護費等社会保障関係経費の増加により、前年度と比べる と8,450億円増加(対前年度比5.0%増)している。

教育費は、人件費の減少等により、前年度と比べると2,851億円減少(同1.7%減)している。

公債費は、臨時財政対策債や合併特例事業債の償還額の増加等により、前年度と比べると1,343億円増加 (同1.0%増)している。

土木費は、道路橋りょう費、都市計画費等の減少により、前年度と比べると5,195億円減少(同3.9%減)している。

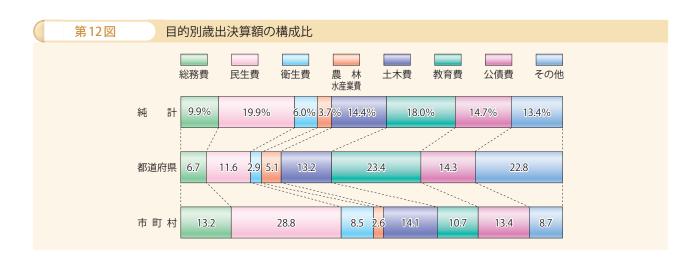
総務費は、景気の悪化に伴う法人住民税の還付の増加等により、前年度と比べると138億円増加(同0.2%増)している。

目的別歳出の構成比の推移は、第7表のとおりである。農林水産業費及び土木費の構成比がそれぞれ低下

第6表	目的別歳出純計決算額の状況
710 1	

			i	決 算	額	構	成 比	増	減率
区		分	平 成20年度	平 成19年度	増減額	20 年 度	19 年 度	20 年 度	19 年 度
			億円	億円	億円	%	%	%	%
総	務	費	89,196	89,058	138	9.9	10.0	0.2	3.3
民	生	費	178,211	169,761	8,450	19.9	19.0	5.0	4.4
衛	生	費	53,902	54,358	△ 456	6.0	6.1	△ 0.8	△ 1.4
労	働	費	6,630	2,759	3,871	0.7	0.3	140.3	△ 6.9
農	林 水 産	業費	32,867	34,524	△ 1,657	3.7	3.9	△ 4.8	△ 8.0
商	工	費	53,277	49,495	3,782	5.9	5.6	7.6	4.2
土	木	費	128,712	133,907	△ 5,195	14.4	15.0	△ 3.9	△ 3.3
消	防	費	17,996	18,198	△ 202	2.0	2.0	△ 1.1	0.5
警	察	費	33,244	33,745	△ 501	3.7	3.8	△ 1.5	0.6
教	育	費	161,467	164,318	△ 2,851	18.0	18.4	△ 1.7	△ 0.2
公	債	費	131,592	130,249	1,343	14.7	14.6	1.0	△ 1.9
そ	Ø	他	9,821	11,104	△ 1,283	1.1	1.3	△ 11.6	△ 11.1
	合	計	896,915	891,476	5,439	100.0	100.0	0.6	△ 0.1

	第7表		目的別歳出純	計決算額の構成	比の推移			
D	ζ	分	平 成 15 年 度	16 年 度	17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度
			%	%	%	%	%	%
総	務	費	9.8	9.8	9.6	9.7	10.0	9.9
民	生	費	15.7	16.6	17.3	18.2	19.0	19.9
衛	生	費	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	6.0
労	働	費	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.7
農	林 水 産	業費	5.1	4.7	4.4	4.2	3.9	3.7
商	工	費	5.2	5.4	5.1	5.3	5.6	5.9
土	木	費	17.8	16.7	15.9	15.5	15.0	14.4
消	防	費	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
警	察	費	3.6	3.7	3.7	3.8	3.8	3.7
教	育	費	18.6	18.5	18.3	18.5	18.4	18.0
公	債	費	14.2	14.4	15.4	14.9	14.6	14.7
そ	0)	他	1.2	1.5	1.7	1.4	1.3	1.1
	合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳	出合	计	億円 925,818	億円 912,479	億円 906,973	億円 892,106	億円 891,476	億円 896,915



の傾向にある一方、民生費の構成比が上昇の傾向にある。

目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、第12図のとおりである。

都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により教育費が最も大きな割合(23.4%)を占め、以下、公債費(14.3%)、土木費(13.2%)、民生費(11.6%)、商工費(7.7%)の順となっている。

また、市町村においては、児童手当支給事務、生活保護に関する事務(町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。)等の社会福祉事務の比重が高いこと等により民生費が最も大きな割合(28.8%)を占め、以下、土木費(14.1%)、公債費(13.4%)、総務費(13.2%)、教育費(10.7%)の順となっている。

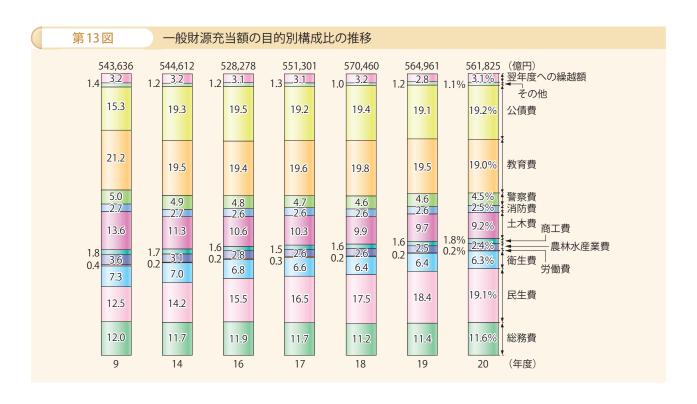
#### (イ) 一般財源の充当状況

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。

10/02/26 12:36

	第8表 一般財源の目的別歳出充当状況																	
ਹ	,	分		平	成	20	年	度				平	成	19	年	度		
区	7	IJ.	決	算	額	^_	構	成	比		決	算	額		構	成	比	
				,	億円				%		億円						%	
総	務	費		64,920							64,479						11.4	
民	生	費		107	,298				19.1			104	,177				18.4	
衛	生	費		35,131					6.3			36	,361				6.4	
労	働	費			0.2				1,259					0.2				
農	林水産業質	費	13,624				2.4				14,138						2.5	
商	工	費	9,838						1.8 8,936				,936				1.6	
土	木	費	51,760						9.2		54,837						9.7	
消	防	費	14,245						2.5			14	,557				2.6	
警	察	費	25,528					4.5				26	,047				4.6	
教	育	費	106,736				19.0 110,3				,311		19.5					
公	債	費	108,135				108,135 19.2 107,938									19.1		
そ	O 1	他		5	,842				1.1			6	,122				1.2	
翌:	年度への繰越る	額		17	,550				3.1			15	,799				2.8	
_	般 財 源 言	計		561	,825				100.0			564	,961				100.0	

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。



一般財源総額(56兆1,825億円)に占める目的別歳出の割合をみると、公債費が最も大きな割合(19.2%)を占め、以下、民生費(19.1%)、教育費(19.0%)、総務費(11.6%)、土木費(9.2%)の順となっている。

一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第13図のとおりである。民生費に充当された一般財源の構成 比が上昇の傾向にあり、土木費に充当された一般財源の構成比が低下の傾向にある。

#### 1 性質別歳出

#### (ア) 性質別歳出 [第73表]

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給与費等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっており、そのうち人件費が53.2%を占めている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっており、そのうち普通建設事業費が98.6%を占めている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第9表のとおりである。

義務的経費は46兆2,220億円で、前年度と比べると2,139億円減少(対前年度比0.5%減)している。これは、生活保護費の増加等に伴う扶助費の増加(同3.7%増)や、臨時財政対策債及び合併特例事業債の償還額の増加等に伴う公債費の増加(同1.0%増)があったものの、各団体の歳出削減努力により人件費が減少(同2.6%減)したことによるものである。

投資的経費は13兆1,779億円で、前年度と比べると7,041億円減少(同5.1%減)している。これは、その 大部分を占める普通建設事業費が、補助事業費、単独事業費ともに減少し(それぞれ同2.7%減、同4.7% 減)、普通建設事業費全体で5,364億円減少(同4.0%減)したことによるものである。

また、その他の経費は30兆2,916億円で、前年度と比べると1兆4,619億円増加(同5.1%増)となっている。これは、国の雇用対策によるふるさと雇用再生特別基金や緊急創出基金の創設により、積立金が6,848億円増加(同31.8%)したこと等によるものである。

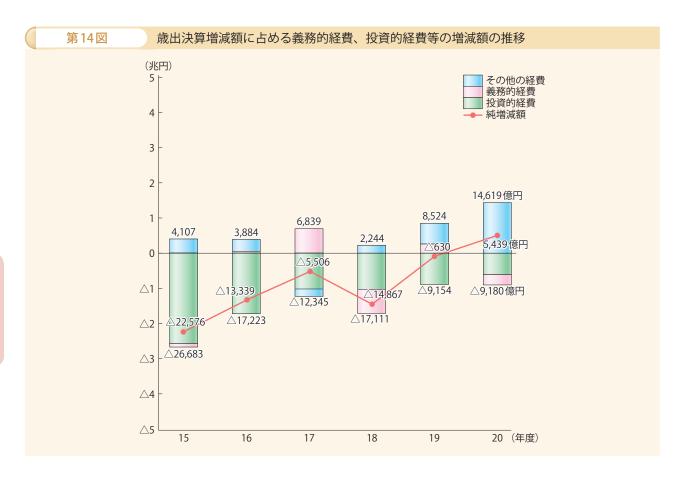
平成15年度以降の歳出決算増減額に占めるこれらの経費の推移は、第14図のとおりである。

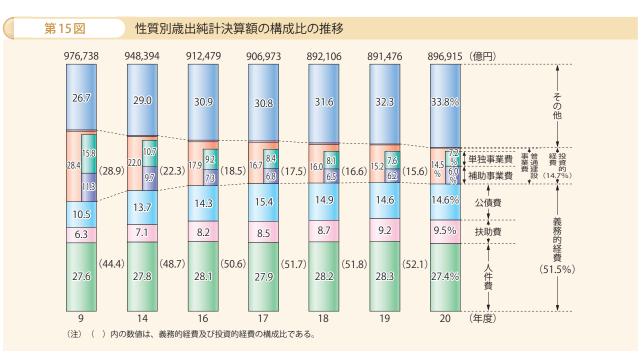
次に、性質別歳出の構成比の推移は、第15図のとおりである。

投資的経費の構成比は、平成8年度以降低下しており、20年度は前年度と比べると0.9ポイント低下の14.7%となっている。

笙0耒	性質別歳出純計決質額の状況

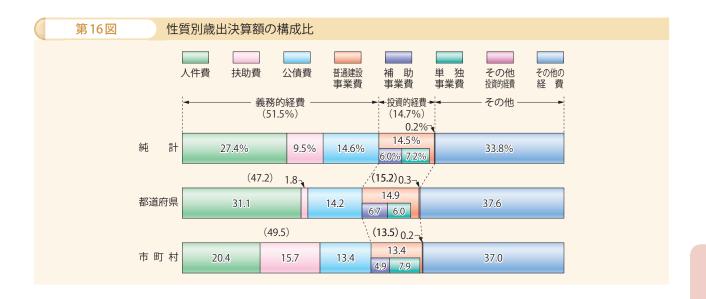
	ř		額		構	成比	増	Ì	咸率
区分	平 成20年度	平 成19年度	増	減額	20 年 度	19 年 度	20 年	度	19 年 度
	億円	億円		億円	%	%		%	%
義 務 的 経 費	462,220	464,359	$\triangle$	2,319	51.5	52.1	$\triangle$	0.5	0.6
人 件 費	246,052	252,563	$\triangle$	6,511	27.4	28.3	$\triangle$	2.6	0.5
扶 助 費	84,836	81,806		3,030	9.5	9.2		3.7	5.0
公 債 費	131,332	129,990		1,342	14.6	14.6		1.0	△ 1.9
投 資 的 経 費	131,779	138,821	$\triangle$	7,041	14.7	15.6	$\triangle$	5.1	△ 6.2
普通建設事業費	129,879	135,243	$\triangle$	5,364	14.5	15.2	$\triangle$	4.0	△ 5.3
う ∫補助事業費 お → 単 車 業 費	53,660	55,136	$\triangle$	1,476	6.0	6.2	$\triangle$	2.7	△ 5.1
ちく単独事業費	64,419	67,569	$\triangle$	3,150	7.2	7.6	$\triangle$	4.7	△ 6.4
災害復旧事業費	1,875	3,543	$\triangle$	1,668	0.2	0.4	$\triangle$ 4	47.1	△ 27.8
失業対策事業費	26	34	$\triangle$	8	0.0	0.0	$\triangle$ :	24.7	△ 85.8
その他の経費	302,916	288,296		14,619	33.8	32.3		5.1	2.1
合 計	896,915	891,476		5,439	100.0	100.0		0.6	△ 0.1





一方、義務的経費の構成比は、平成8年度以降、投資的経費の減少に伴い上昇していたが、20年度は歳出 総額が増加したのに対し義務的経費が減少したことから、前年度に比べると0.6ポイント低下の51.5%となっている。

性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、第16図のとおりである。



### 第10表 一般財源の性質別歳出充当状況 平 平 成 20 年 19 年 度 成 度 区 分 決 算 額 構 成 比 決 算 構 成 比 額 億円 % 億円 % 義務 的 費 329,411 58.6 335,477 59.4 件 費 185,161 33.0 192,191 34.0 人 扶 助 費 36,351 6.3 6.5 35,580 公 債 費 107,899 19.2 19.1 107.706 投 資 的 経 費 32,798 5.8 34,995 6.2 普通建設事業費 32,635 6.2 5.8 34,747 160 0.0 災害復旧事業費 0.0 241 7 失業対策事業費 3 0.0 0.0 その他の経費 182,066 32.5 178,690 31.6 翌年度への繰越額 17,550 3.1 15,799 2.8 一般 財源計 561.825 100.0 564,961 100.0

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

人件費の構成比は、都道府県において市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることなどから、都道府県が31.1%、市町村が20.4%となっている。また、扶助費の構成比は、市町村において児童手当支給事務、生活保護に関する事務(町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。)等の社会福祉関係事務が行われていること等から、市町村が15.7%、都道府県が1.8%となっている。

さらに、普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県(6.7%)が市町村(4.9%)を上回る 一方、単独事業費の構成比は、市町村(7.9%)が都道府県(6.0%)を上回っている。

# (イ) 一般財源の充当状況[第75表]

- 一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、第10表のとおりである。
- 一般財源総額(56兆1,825億円)に占める性質別歳出の割合をみると、義務的経費が58.6%で最も大きな割合を占めている。また、投資的経費の割合は5.8%であり、歳出総額に占める投資的経費の割合(14.7%)



に比べて小さくなっている。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第17図のとおりである。

義務的経費に充当された一般財源の構成比は、平成3年度以降上昇の傾向にあったが、近年は横ばいとなっており、20年度は前年度と比べると0.8ポイント低下の58.6%となっている。

一方、投資的経費に充当された一般財源の構成比は、平成3年度以降低下の傾向にあり、20年度は前年度と比べると0.4ポイント低下の5.8%となっている。

# (5) 財政構造の弾力性

## 7 経常収支比率 [第8表]

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政分析においては、財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられている。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源(人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源)が、経常一般財源(一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源)、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債発行額の合計額に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成20年度の経常収支比率(特別区及び一部事務組合等を除く加重平均)は、前年度より0.6ポイント低下の92.8%となり、集計開始(昭和44年度)以来最も高い値を示した前年度をやや下回ったものの、依然として高い水準での推移が続いている。その主な内訳をみると、人件費充当分が35.1%(前年度36.2%)、公債費充当分が21.5%(同21.5%)となっている。なお、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の発行額を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率を求めると、98.5%となる。

また、経常収支比率が前年度を下回ったのは、第18図 (その1) のように、分子である経常経費充当一

第11表 経常収支比率の推移								
区 分	平 成 9年度	14	16	17	18	19	20	
都 道 府 県	% 91.7 [89.6]	% 93.5 [99.4]	% 92.5 [102.0]	% 92.6 [99.0]	% 92.6 [97.8]	% 94.7 [99.7]	% 93.9 [101.4]	
う 人件費充当 扶助費充当 公債費充当	50.0 2.3 17.7	45.5 2.3 23.9	44.9 1.8 23.9	44.4 1.6 23.1	43.8 1.5 23.1	44.4 1.5 22.7	42.9 1.5 22.9	
市 町 村	83.5 [81.4]	87.4 [92.5]	90.5 [97.9]	90.2 [95.8]	90.3 [95.0]	92.0 [96.0]	91.8 [95.7]	
う 大件費充当 大助費充当 公債費充当	32.0 5.6 16.9	29.3 6.0 19.5	29.5 7.3 20.1	28.9 7.8 19.9	28.2 8.6 19.8	28.0 8.8 20.3	27.2 9.1 20.1	
合 計	87.4 [85.3]	90.3 [95.8]	91.5 [99.9]	91.4 [97.4]	91.4 [96.4]	93.4 [97.9]	92.8 [98.5]	
う 大件費充当 大助費充当 公債費充当	40.5 4.1 17.3	37.0 4.3 21.6	37.0 4.6 21.9	36.5 4.8 21.5	36.0 5.0 21.4	36.2 5.2 21.5	35.1 5.3 21.5	

- (注) 1 比率は、加重平均である。
  - 2 [ ] 内の数値は、平成9年度にあっては臨時税収補てん債を経常一般財源に加えて算出したものであり、14・16~18年度にあっては減税補てん債及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものであり、19~20年度にあっては減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を、経常一般財源から除いて算出したものである。
  - 3 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

般財源のうち人件費分が減少したものの、社会保障関係経費、公債費等の増加により分子全体として増加した一方、分母である経常一般財源も、普通交付税、地方特例交付金等の増加や減収補てん債特例分及び臨時 財政対策債発行額の増加等により分母全体として増加し、分母の伸び率が分子の伸び率を上回ったことによるものである。

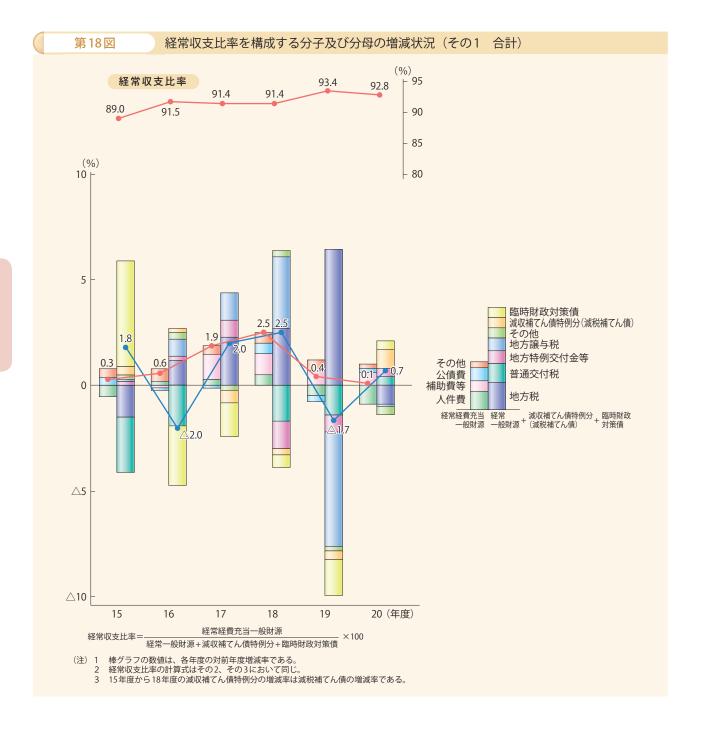
経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度より0.8ポイント低下し93.9%(前年度94.7%)、 市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。)は前年度より0.2ポイント低下し 91.8%(同92.0%)となっている。

経常収支比率の段階別分布状況をみると、第12表のとおりである。経常収支比率が80%以上の団体数は、 都道府県においては47団体のすべての団体(前年度同数)、市町村においては全体の92.2%を占める1,638団体(同1,675団体)となっており、多くの団体の経常収支比率が高い水準にある。

### ▲ 実質公債費比率及び公債費負担比率 [第8表]

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられている。

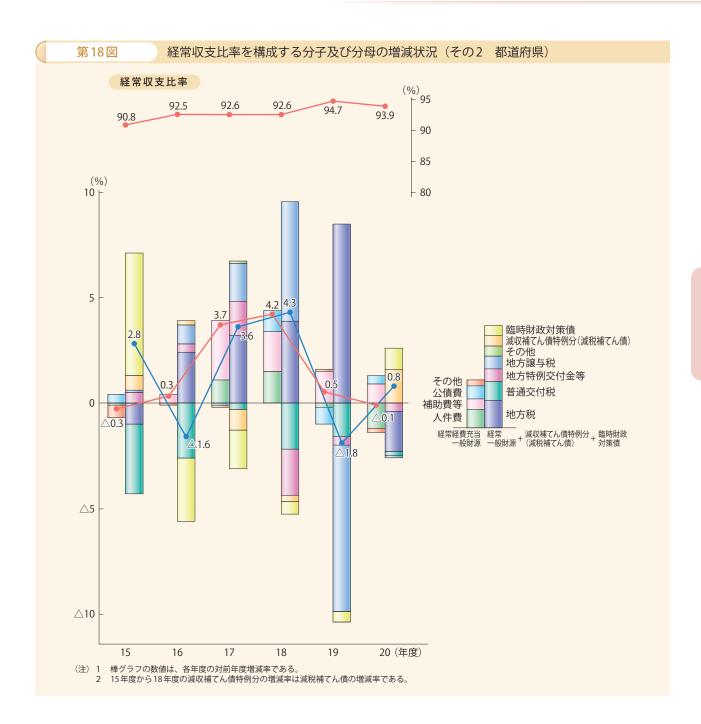
実質公債費比率は、地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除いたものが、標準財政規模(普通交付税の算定において基準財



政需要額に算入された公債費等を除く。)に対し、どの程度の割合となっているかをみるものである。平成 18年4月から地方債協議制度へ移行したことに伴い、公債費による負担度合いを判断し、起債に協議を要す る団体と許可を要する団体とを判定するための指標として導入されたものであり、従来の起債制限比率につ いて一定の見直しを行ったものである。

実質公債費比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月22日法律第94号)において、健全化判断比率の一つとして位置付けられている。なお、実質公債費比率の状況は、「第2章 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況」のとおりである。

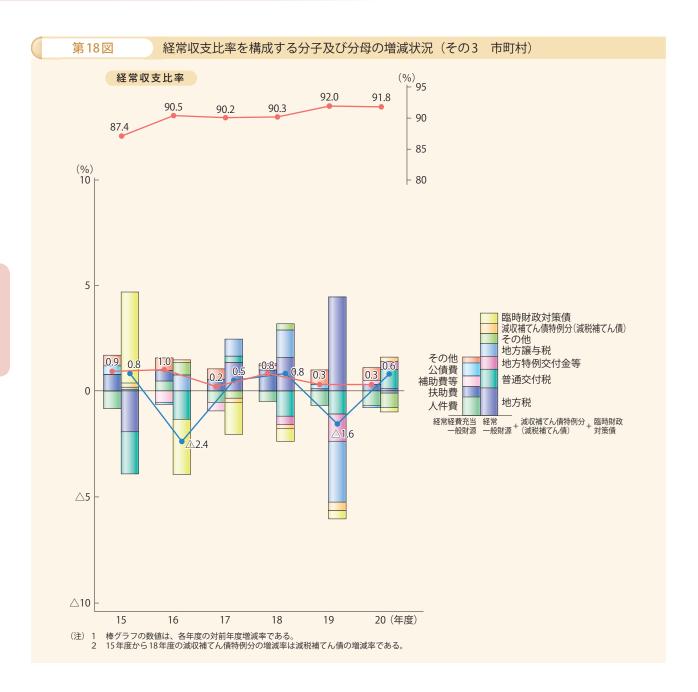
公債費負担比率は、公債費充当一般財源(地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源)が一般 財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自 由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。



平成20年度の公債費負担比率(全団体の加重平均)は、前年度(19.1%)と比べて0.1ポイント上昇の19.2%となっている。

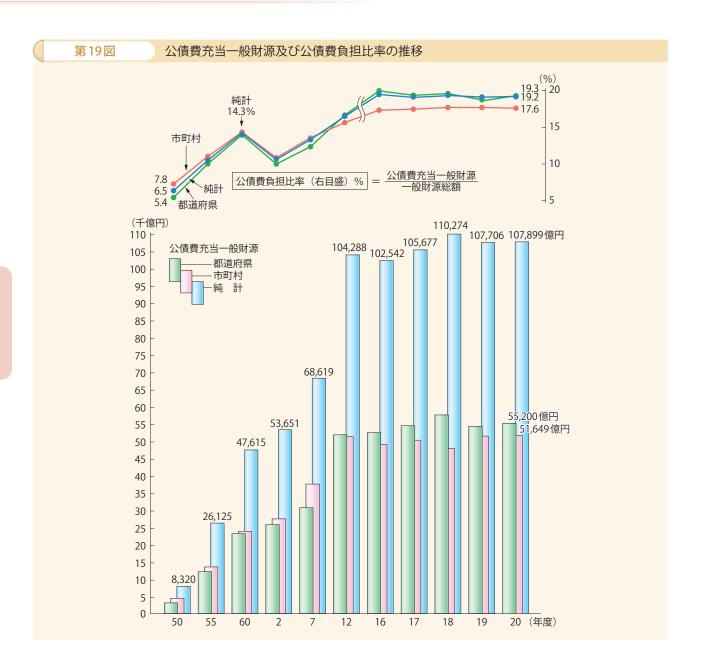
近年の公債費負担比率の推移は、第19図のとおりであり、近年は横ばいの状態が続いている。

10/02/26 12:36



第12表		経常収支比率の	段階別分布状況	兄			
	分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計
都 道 府	県	_	_	3	44	_	47
		(-)	(-)	(6.4)	(93.6)	(-)	(100.0)
市 町	村	26	113	683	904	51	1,777
		(1.5)	(6.4)	(38.4)	(50.9)	(2.9)	(100.0)
合	計	26	113	686	948	51	1,824
		(1.4)	(6.2)	(37.6)	(52.0)	(2.8)	(100.0)
都 道 府	県	_	_	1	42	4	47
		(-)	(-)	(2.1)	(89.4)	(8.5)	(100.0)
市 町	村	25	93	620	962	93	1,793
		(1.4)	(5.2)	(34.6)	(53.7)	(5.2)	(100.0)
合	計	25	93	621	1,004	97	1,840
		(1.4)	(5.1)	(33.8)	(54.6)	(5.3)	(100.0)
都 道 府	県	_	_	2	2	△ 4	_
市 町	村	1	20	63	△ 58	$\triangle$ 42	$\triangle$ 16
合	計	1	20	63	$\triangle$ 56	$\triangle$ 46	△ 16
	不 市 合 都 市 合 都 市 の 節 町	分       都     市       市     市       合     都       市     市       市     市       市     市       市     市       市     市       市     市       市     市       市     市       市     市       市     市       市     市       市     市       市     市       中     中 </th <th>ティアのの未満  「都道府県 - (一) 市町村 26 (1.5) 合計 26 (1.4) 「都道府県 - (一) 市町村 25 (1.4) 合計 25 (1.4) 合計 25 (1.4) イ都道府県 - 市町村 1</th> <th>分 70%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 80%未満 70%以上 80%未満 80%未満 80%より 80%未満 80%より 80%より</th> <th>分 70%未満 70%以上 80%以上 90%未満 (都道府県 3 (-) (6.4) (5.2) (34.6) 合 計 25 93 621 (1.4) (5.1) (33.8) (4 部 道府県 - 2 市 町 村 1 20 63</th> <th>分 70%未満 70%以上 80%以上 90%以上 100%未満 100%未満 (都 道 府 県</th> <th>分 70%未満 70%以上 80%以上 90%以上 100%以上 100%以上 80%未満 90%未満 100%以上 100%以上 100%以上 100%未満 100%以上 100%以上 100%未満 100%以上 100%未満 100%以上 100%以上 100%以上 100%未満 100%以上 100%未満 100%以上 100%未満 100%以上 100%未満 100%未満 100%以上 100%以上 100%以上 100%未満 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%未满 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%未满 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%,其 100%以上 100</th>	ティアのの未満  「都道府県 - (一) 市町村 26 (1.5) 合計 26 (1.4) 「都道府県 - (一) 市町村 25 (1.4) 合計 25 (1.4) 合計 25 (1.4) イ都道府県 - 市町村 1	分 70%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 70%以上 80%未満 80%未満 70%以上 80%未満 80%未満 80%より 80%未満 80%より	分 70%未満 70%以上 80%以上 90%未満 (都道府県 3 (-) (6.4) (5.2) (34.6) 合 計 25 93 621 (1.4) (5.1) (33.8) (4 部 道府県 - 2 市 町 村 1 20 63	分 70%未満 70%以上 80%以上 90%以上 100%未満 100%未満 (都 道 府 県	分 70%未満 70%以上 80%以上 90%以上 100%以上 100%以上 80%未満 90%未満 100%以上 100%以上 100%以上 100%未満 100%以上 100%以上 100%未満 100%以上 100%未満 100%以上 100%以上 100%以上 100%未満 100%以上 100%未満 100%以上 100%未満 100%以上 100%未満 100%未満 100%以上 100%以上 100%以上 100%未満 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%未满 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%未满 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%以上 100%,其 100%以上 100

(注) ( ) 内の数値は、構成比である。



# (6) 将来の財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように将来の財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて総合的に把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

# ア地方債現在高[第100表]

平成20年度末における地方債現在高は137兆3,657億円で、前年度末と比べると0.6%減(前年度末0.6%減)となっている。

地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、第20図のとおりである。 地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等 の落込みや減税に伴う減収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに伴



い、平成4年度末以降急増した。さらに、平成13年度からの臨時財政対策債の発行等があったが近年は横ばいで推移しており、平成20年度末には歳入総額の1.49倍、一般財源総額の2.44倍となっている。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第21図のとおりである。

地方債現在高の借入先別の構成比は、政府資金(27.8%)、市中銀行資金(25.8%)、市場公募債(23.8%)、 旧郵政公社資金(9.0%)の順となっている。

また、前年度末の割合と比べると、近年の公的資金の縮減に対応し、一層の市場化の推進等に伴い、政府 資金が11.5ポイント低下する一方、市場公募債は1.2ポイント上昇している。

地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては80兆2,223億円、市町村においては57兆1,434 億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.8%増(前年度末0.6%増)、2.4%減(同2.3%減)となっている。

## ₫ 債務負担行為額 [第101表]

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものとに大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成20年度末では12兆4,576億円で、前年度末と比べると5.9%増(前年度末4.5%減)となっている。

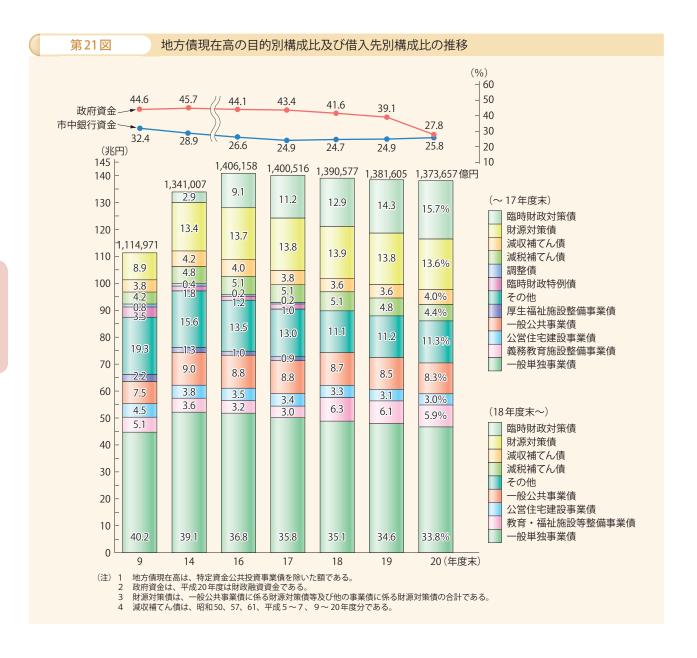
翌年度以降支出予定額を目的別にみると、第22図のとおりである。

このうち、物件の購入等に係るものについては、土地の購入に係るもの(対前年度末比8.6%減)が減少しているが、製造・工事の請負に係るもの(同14.3%増)が増加したこと等により、全体として3.9%増となっている。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆5,212億円、市町村においては6兆9,364億円で、前年度末と比べるとそれぞれ8.1%増(前年度末8.8%減)、4.2%増(同1.0%減)となっている。

# **力**積立金現在高 [第102表]

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第13表のとおりである。



平成20年度末における積立金現在高は15兆3,033億円となっており、前年度末と比べると1兆3,646億円増加(対前年度末比9.8%増)している。

積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は前年度末と比べると4.9%増となっている。地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金は前年度末と比べると2.7%減となっている。将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は前年度末と比べると15.4%増となっている。

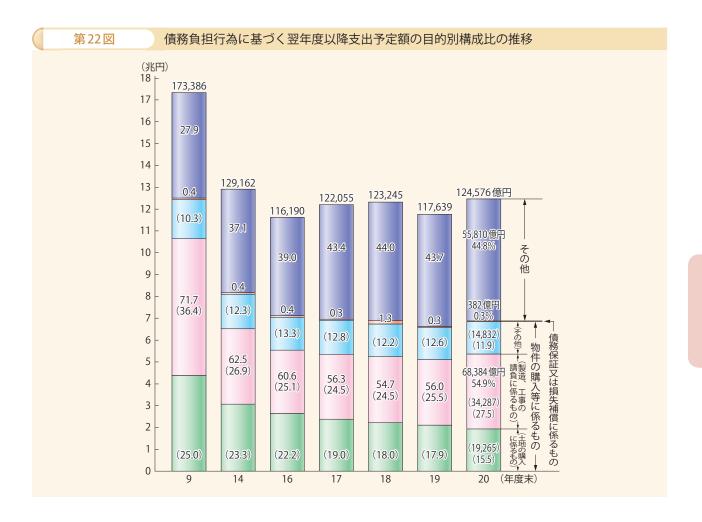
積立金現在高を団体種類別にみると、前年度末と比べ、都道府県においては国の雇用対策によるふるさと 雇用再生特別基金等の創設等により特定目的基金が前年度末と比べると43.9%増と大幅に増加したこと等に より、全体として1兆1,118億円増加(対前年度末比26.9%増)しており、市町村においては減債基金が減少 したものの、財政調整基金及びその他特目基金が増加したことにより、全体として2,527億円増加(同2.6% 増)している。

# ■地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [第100表~第102表、第134表]

地方債現在高(特定資金公共投資事業債を除く。)に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、

28

第1部 01-02.indd 28



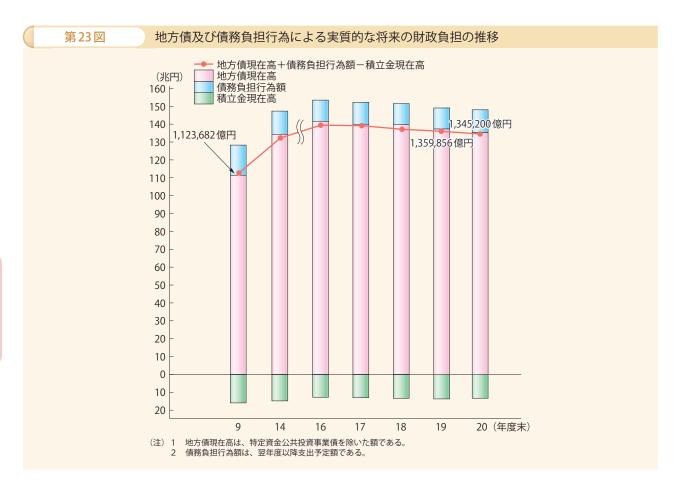
第13表	積立金現在高の状況

区 分	平成	平 成 20 年 度 末			平 成 19 年 度 末			減	率
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
財政調整基金	8,883	35,325	44,208	8,403	33,759	42,161	5.7	4.6	4.9
	(16.9)	(35.1)	(28.9)	(20.3)	(34.4)	(30.2)			
減债基金	7,947	9,976	17,923	8,192	10,235	18,427	△ 3.0	$\triangle$ 2.5	$\triangle$ 2.7
	(15.1)	(9.9)	(11.7)	(19.8)	(10.4)	(13.2)			
その他特定目的	35,672	55,230	90,902	24,789	54,010	78,800	43.9	2.3	15.4
基金	(68.0)	(55.0)	(59.4)	(59.9)	(55.2)	(56.6)			
۸ ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	52,502	100,531	153,033	41,384	98,004	139,388	26.9	2.6	9.8
合 計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			

(注) ( ) 内の数値は、構成比である。

積立金現在高を差し引いた地方公共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移 は、第23図のとおりである。

平成20年度末における地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は134兆5,200億円で、前年度末と比べると1.1%減(前年度末1.3%減)となっている。



また、国内総生産(名目ベース。以下同じ。)に対する割合では、前年度末と比べると0.8ポイント上昇の27.2%となっている。

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担を団体種類別にみると、都道府県においては80 兆4,933億円、市町村においては54兆267億円であり、前年度末と比べるとそれぞれ0.1%減(前年度末0.4% 減)、2.5%減(同2.7%減)となっている。

## オ 普通会計が負担すべき借入金残高

普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、巨額の地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)借入金のうち地方財政全体で負担するもの及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、交付税特別会計借入金残高のうち地方財政全体で負担することとなるものと企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを地方債現在高(特定資金公共投資事業債を除く。以下、この項において同じ。)に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第24図のとおりである。

これをみると、バブル崩壊後の地方税収等の落込みや平成4年度以降の補正予算による経済対策に加え、 平成6年度以降の減税による地方税の減収等に対応するための財源確保や平成13年度以降の臨時財政対策債 の発行等に伴い、普通会計が負担すべき借入金残高は急増した。近年は横ばいとなっており、平成20年度 末には、普通会計が負担すべき借入金残高は197兆110億円となっており、前年度末と比べると0.8%減(前 年度0.8%減)となったものの、依然として高い水準にある。

また、その内訳は、地方債現在高が137兆3,657億円、交付税特別会計借入金残高が33兆6,173億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが26兆280億円となっている。



なお、この普通会計が負担すべき借入金残高の国内総生産に対する比率は、前年度末と比べると1.4ポイント上昇の39.9%となっている。

# (7) 決算の背景

### ア 平成20年度の経済見通しと国の予算

### (ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成19年12月19日に閣議了解、平成20年1月18日に閣議決定されたが、この中で平成19年度の我が国経済は、企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くと見込まれるものの、「改正建築基準法」施行の影響により住宅建設が減少していること等から、回復の足取りが緩やかになると見込まれた。こうした結果、平成19年度の国内総生産の実質成長率は、1.3%程度(名目成長率は0.8%程度)になると見込まれた。

このような情勢認識に立って、「平成20年度の経済財政運営の基本的態度」においては、「希望と安心」の国の実現を目指すため、①成長力の強化、②地方の自立と再生、③安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築、の3つを一体のものとして推進し、民間需要主導の持続的な成長を図るとともに、これと両立する安定的な物価上昇率を定着させるため、政府と日本銀行は、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。)に示されたマクロ経済運営に関する基本的視点を共

有し、政策運営を行い、平成19年度に引き続き、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格の高騰、海外経済の動向等のリスク要因が我が国経済に与える影響については注視しつつ、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととされた。

## (イ) 国の予算

平成19年12月4日、「平成20年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で、平成20年度予算については、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き「基本方針2006」及び「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行うこととして、このため歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図るとともに、新規国債発行額について極力抑制し、予算配分に当たっては、「公共事業関係費」の総額を前年度予算額から3%減算した額とすること等を基本に厳しく抑制した上で、引き続き予算執行実績を的確に踏まえた予算とすることとされた。

地方財政については、平成20年度予算においても、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に則り、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり厳しく抑制し、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとともに、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在是正について、具体策を策定し、その格差の縮小を目指し、また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討することとされた。

平成20年度予算は、以上のような方針により編成され、平成19年12月24日に政府案の閣議決定が行われた後、第169回国会に提出され、平成20年3月28日に政府案どおり成立した。

これによると、平成20年度の国の一般会計予算の規模は83兆613億円で、前年度当初予算と比べると1,525億円の増加(0.2%増)となった。歳入、歳出別に見た場合、歳入については、租税及び印紙収入が53兆5,540億円で、前年度当初予算と比べると870億円の増加(0.2%増)となり、公債の発行予定額は25兆3,480億円で、前年度当初発行予定額と比べると840億円の減少(0.3%減)となった。その結果、公債依存度は30.5%となった。一方、歳出については、一般歳出の規模は47兆2,845億円で、前年度当初予算と比べると3,061億円の増加(0.7%増)となった。また、地方交付税交付金等は15兆6,136億円で前年度当初予算と比べると6,820億円の増加(4.6%増)となった。

## ☑ 地方財政計画

平成20年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図る一方、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

(ア) 地方税については、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するため所要の措置を講じることとする。

また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場

株式等の配当等・譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の措置を講じるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとする。

- (イ) 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。
  - a 平成19年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還を平成25年度以降に繰り延べた上で当該償還予定額(5,869億円)を平成20年度に繰り越し地方交付税の総額に加算するとともに、平成20年度に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰り延べる。また、平成18年度精算分の一部(5,016億円の減額のうち3,016億円)を平成21年度に繰り延べる。
  - b 平成20年度の地方財源不足見込額5兆2,476億円については、平成19年度に講じた平成21年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じる。その結果、平成19年度に引き続き、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなる。
    - (a) 建設地方債(財源対策債)の増発 1兆5,400億円
    - (b) 国の一般会計加算による地方交付税の増額 6,744億円 (うち地方交付税法附則第4条の2第 2項の加算額2,000億円、同条第3項の加算額4,744億円)
    - (c) 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)の発行 2兆8,332億円(うち既往の臨時財政対策債の元利償還分1兆2,522億円、決算かい離是正分1兆2,110億円、地方再生対策費分3,700億円)
    - (d) 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第4条第1項に規定する特別交付金の交付 2,000億円

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等3,092億円については、法律の定めるところにより平成26年度以降の地方交付税の総額に加算するとともに、平成18年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額847億円については、法律の定めるところにより平成21年度及び平成22年度の地方交付税の総額から減額する。

また、交付税特別会計借入金の償還計画については、平成19年度から平成21年度までの各年度に行う予定となっている交付税特別会計借入金の償還を平成25年度以降に繰り延べる方式により、現行の償還期限の範囲で見直す。

- c 上記の結果、平成20年度の地方交付税については、15兆4,061億円(前年度に比し1.3%増) を確保する。
- (ウ) 平成20年度から適用される個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方団体の減収分を補てんするため、地方特例交付金(減収補てん特例交付金)を創設する。
- (エ) 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は12兆4,776億円(普通会計分9兆6,055億円、公営企業会計等分2 兆8,721億円)とする。

- (オ) 地方の再生に向け、地域経済の振興や雇用の確保を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、 住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、 農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
  - a 喫緊の課題である地方の再生に向けた総合的な戦略と連携して、「地方と都市の共生」の考え 方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方が自主的・主体的に取り組む地域 活性化施策に必要な特別枠「地方再生対策費」4,000億円を計上し、地方の再生に向けた施策を 積極的に推進する。なお、平成20年度においては、偏在是正策の効果が発現しないため、その 財源のうち3,700億円を臨時財政対策債の発行により措置する。
  - b 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、 前年度に比し3.0%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤 整備を重点的・効率的に推進する。
  - c 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、引き続き、地域において必要な行政課題に対して財源の重点的配分を図る。
  - d 平成20年度から施行される後期高齢者医療制度の安定的な運営に資するため、所要の財政措置を講じる。
  - e 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
  - f 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (カ) 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で、 徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行 政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債を合わせて5兆円程度の公的資金(旧 資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行い、 その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとする。
- (キ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (ク) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、職員数の純減や給与構造改革等に引き続き取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成20年度の地方財政計画の規模は、83兆4,014億円で、前年度と 比べると2,753億円増加(0.3%増)となった。

歳入についてみると、地方税は40兆4,703億円で、前年度と比べると975億円増加(0.2%増)(道府県税0.1%減、市町村税0.5%増)、地方譲与税は7,027億円で、前年度と比べると64億円減少(0.9%減)、地方特例交付金等は4,735億円で、前年度と比べると1,615億円増加(51.8%増)、地方交付税は15兆4,061億円で、前年度と比べると2,034億円増加(1.3%増)、国庫支出金は10兆831億円で、前年度と比べると908億円減少(0.9%減)、地方債(普通会計分)は9兆6,055億円で、前年度と比べると474億円減少(0.5%減)となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆2,071億円で、前年度と比べると3,040億円減少(1.4%減)となった。なお、地方財政計画における職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標を踏まえ28,319人の純減としている。一般行政経費は26兆5,464億円で、前年度と比べると

3,653億円増加(1.4%増)となり、一般行政経費に係る地方単独事業費は13兆8,410億円で、前年度と比べると1,100億円減少(0.8%減)となっている。公債費は13兆3,796億円で、前年度と比べると2,300億円増加(1.7%増)、投資的経費は14兆8,151億円で、前年度と比べると4,177億円減少(2.7%減)となっており、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は5兆3,210億円で、前年度と比べると1,465億円減少(2.7%減)となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は8兆3,307億円で、前年度と比べると2,577億円減少(3.0%減)となった。

他方、平成20年度の地方債計画の規模は12兆4,776億円で、前年度当初計画と比べると332億円減少(0.3%減)となった。平成20年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

なお、平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で、5兆円程度の公的資金(旧資金運用部資金3兆3,000億円程度以内、旧簡易生命保険資金5,000億円程度以内、公営企業金融公庫資金1兆2,000億円程度、公営企業金融公庫資金にあっては公営企業借換債による措置4,000億円(平成19年度2,000億円、平成20年度2,000億円)を含む。)の補償金免除繰上償還を行うこととしており、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとした。

### 力財政運営の経過

### (ア) 平成20年度補正予算(第1号)

平成20年度補正予算(第1号)は、平成20年9月29日に閣議決定され、同日第170回国会に提出され、10月16日に成立した。

この補正予算においては、緊急安心実現総合対策費1兆8,081億円等を追加計上したほか、既定経費の節減9,599億円、予備費の減額1,000億円の修正減少額を計上した。また、歳入面では、公債金3,950億円、前年度剰余金受入6.319億円等を追加計上した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成20年度当初予算に対し、1兆641億円増加し、84兆 1255億円となった。

## (イ) 平成20年度補正予算(第1号)に係る地方財政措置等

平成20年度補正予算(第1号)の編成により、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じた結果、以下の措置が講じられた。

- a 追加の財政需要等に対する財政措置
  - (a) 国の補正予算により平成20年度に追加されることとなる公立文教施設整備費等投資的経費に係る地方負担額(普通会計分3,169億円)については、原則として、地方債(充当率100%)を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入する。

その際、元利償還金の50% (義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率)については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置する。

- (b) 地方債の対象とならない経費については、新たな地方負担が既定経費の節減に伴う地方負担の減少の範囲内であるため、全体として地方負担の追加は生じていないところである。
- b 地方税等減収補てん臨時交付金
  - (a) 地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)及び所得税法等の一部を改正する

法律(平成20年法律第23号)が平成20年4月1日後に公布されたことにより生じた自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路税の収入の減少に伴う地方公共団体の平成20年度の減収を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金を交付する。

地方税等減収補てん臨時交付金の総額は656億円であり、その内訳は次のとおりである。

- (i) 自動車取得税の収入の減少に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する自 動車取得税減収補てん臨時交付金 116億85百万円
- (ii) 軽油引取税の収入の減少に伴う都道府県及び政令指定都市の減収を補てんするために交付する軽油引取税減収補てん臨時交付金 493億39百万円
- (iii) 地方道路税の収入の減少に伴う都道府県及び市町村の減収を補てんするために交付する地方 道路譲与税減収補てん臨時交付金 45億95百万円 地方税等減収補てん臨時交付金については、各地方公共団体の減収見込額に応じて交付し、 その額は道路に関する費用に充てることとしている。
- (b) 地方税等減収補てん臨時交付金の創設に伴い、平成20年度の普通交付税について、次のとおり基準財政収入額の再算定を行う。
  - (i) 自動車取得税減収補てん臨時交付金及び軽油引取税減収補てん臨時交付金については、その75%を基準財政収入額に算入する。
  - (ii) 地方道路譲与税減収補てん臨時交付金については、その100%を基準財政収入額に算入する。

### (ウ) 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金

安心実現のための緊急総合対策に掲げられた「地方公共団体に対する配慮」として、地方公共団体が安心 実現のための緊急総合対策に対応した総合的な対策を実施し、もって地域活性化を図ることができるよう、 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を創設する。

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の総額は260億円であり、交付限度額の算定式については、財政基盤のぜい弱な地方公共団体に重点を置き、原油高騰の影響が特に大きい離島や寒冷地に配慮して定める。

## (エ) 安心実現のための緊急総合対策に係る特別交付税措置

安心実現のための緊急総合対策として、離島・寒冷地での生活支援、学校給食に係る保護者負担の軽減、 農林漁業者・中小企業への金融措置等による支援など地方公共団体の自主的な取組みに要する経費や原油価格の高騰に伴う救急自動車等の燃料費、寒冷地における公共施設の暖房費などの増加分に対し特別交付税措置を講じる。

### (才) 平成20年度補正予算(第2号)

平成20年度補正予算(第2号)は、平成20年12月20日に閣議決定され、平成21年1月5日に第171回国会に提出され、1月27日に成立した。

この補正予算においては、生活対策関係経費4兆6,880億円等を追加計上したほか、既定経費の節減7,569 億円等の修正減少額を計上した。また、歳入面では、税収を7兆1,250億円減額計上する一方、公債金7兆 4,250億円、地方公営企業等金融機構納付金3,000億円等を追加計上した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成20年度の補正予算(第1号)による補正後予算に対し、4兆7,858億円増加し、88兆9,112億円となった。

# (カ) 平成20年度補正予算(第2号)に係る地方財政措置等

平成20年度補正予算(第2号)の編成により、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、 歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じた結果、以下の措置が講じられた。

36

第1部 01-02.indd 36

a 国税の減額補正に伴う地方交付税の減額に対する補てん措置

今回の補正予算においては、平成20年度の国税の減収に伴い地方交付税が2兆2,731億円の減額となったところであるが、これについては、平成20年度当初における地方財政対策に準じ、次のとおり措置する。この結果、平成20年度の当初予算の地方交付税の総額が確保されるものである。

- (a) 地方交付税の減2兆2,731億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置する。
- (b) (a) の加算のうち国負担分1兆320億円については、臨時財政対策加算とする。
- (c) (a) の加算のうち1兆2,410億円(地方負担分)については、臨時財政対策債を発行することに 代えて措置するものであることを踏まえ、平成23年度から平成27年度までの各年度の地方交付 税総額から減額する。
- b 追加の財政需要等に対する財政措置
  - (a) 国の補正予算により平成20年度に追加されることとなる公立文教施設整備費等投資的経費に係る地方負担額(普通会計分1,645億円)については、原則として、地方債(充当率100%)を充当することとし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入する。

その際、元利償還金の50% (義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率)については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置する。

- (b) 地方債の対象とならない経費については、追加財政需要額(5,700億円)の取崩しにより対応する。
- c 定額給付金事業に対する財政措置

「生活対策」(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)に掲げられた「景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援」として、総額2兆円規模の定額給付金事業を計上した。

d 地域活性化·生活対策臨時交付金

「生活対策」における「地方公共団体支援策」として、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、地域活性化・生活対策臨時交付金6,000億円を計上した。

この交付金の財源は、国費3,000億円と併せ、地方公営企業等金融機構が旧公営企業金融公庫から承継した公庫債権金利変動準備金等のうち3,000億円の地方還元によることとする。

e ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金

雇用情勢が急速に悪化しつつある中で、生活対策に掲げられた「雇用セーフティネット強化対策」及び新たな雇用対策に掲げられた「再就職支援対策」として、「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業交付金」を創設する。

ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金の総額はそれぞれ2,500億円、1,500億円であり、平成23年度までの期間にわたり実施することとしている。

f 年末年始等における離職者等への対応に係る特別交付税措置

今回の補正予算における「ふるさと雇用再生特別交付金」及び「緊急雇用創出事業交付金」による対応が可能となるまでの年末年始等において、離職者等の臨時的な雇用・就業機会を創出するための対策及び居住の安定確保のための対策など地方公共団体が緊急・臨時的に実施する離職者等の緊急雇用・居住確保のため必要と認められる対策等に要する経費に対し、財政力に応じて5~8割の特別交付税措置を講じる。

# 3 地方財源の状況

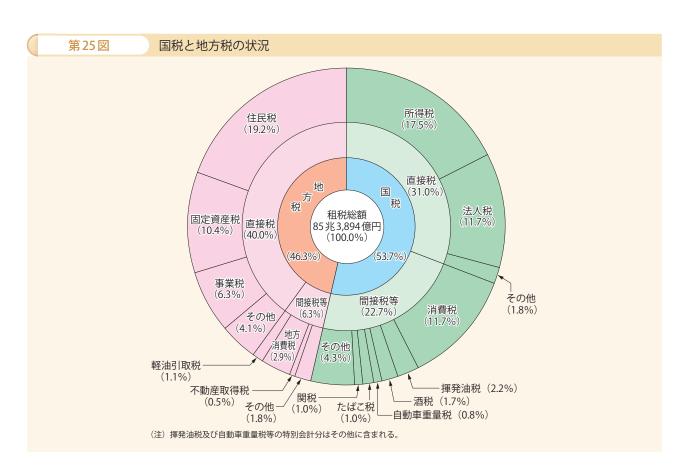
平成20年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

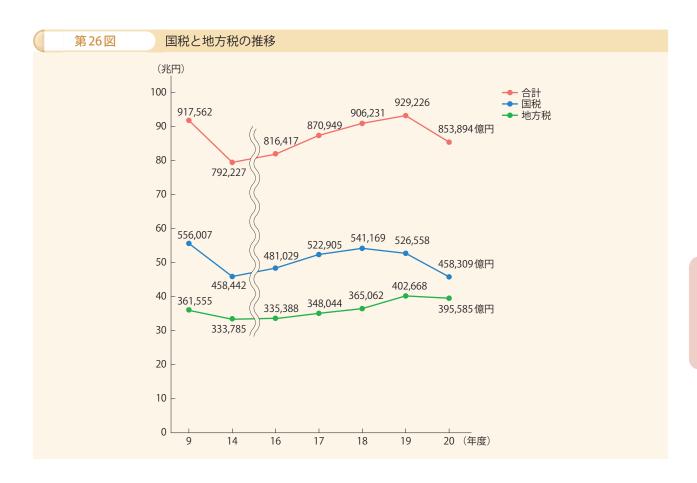
# ● (1) 租税収入及び租税負担率 [第17表~第19表]

国及び地方公共団体の行政活動に要する経費は、最終的にはその大部分が租税によって賄われている。国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は85兆3,894億円であり、前年度と比べると8.1%減(前年度2.5%増)となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成20年度においては前年度と比べると 0.3ポイント低下の24.3%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ26.4% (2007 暦年計数)、イギリス37.8% (同)、ドイツ30.4% (同)、フランス37.0% (同)となっている。

次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税45兆8,309億円(対前年比13.0%減)、地方税39兆5,585億円(同1.8%減)となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、第25図のとおりであり、国税53.7%(前年度56.7%)、地方税46.3%(同43.3%)となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金等を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国34.2%(同39.2%)、地方65.8%(同60.8%)となっている。なお、国税と地方税の推移は、第26図のとおりである。





# (2) 地方歳入

### **7**地方税 [第12表~第15表]

地方税の決算額は39兆5,585億円で、前年度と比べると1.8%減(前年度10.3%増)となっている。

地方税収入額の61.5%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、第14表のとおりである。

住民税は、個人分が12兆4,225億円で、前年度と比べると2.5%増加したものの、法人分が3兆8,154億円、利子割が1,977億円で、前年度と比べるとそれぞれ9.1%減、5.2%減となったことにより、全体として0.5%減少の16兆4,355億円となっている。事業税は、その大部分を占める法人事業税が5兆2,026億円で、前年度と比べると7.2%減少したことにより、全体として7.0%減の5兆4,194億円となっている。地方消費税は、前年度と比べると3.7%減の2兆4,741億円となっている。なお、法人関係二税は9兆180億円で、前年度と比べると8.0%減となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度(41.0%)と比べると0.5ポイント上昇の41.5%、事業税の構成比は前年度(14.5%)と比べると0.8ポイント低下の13.7%となっている。一方、地方消費税の構成比は前年度(6.4%)と比べると0.1ポイント低下の6.3%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度(24.4%)と比べると1.6ポイント低下の22.8%となっている。

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県が20兆121億円で、前年度と比べると3.8%減(前年度13.3%増)となっており、市町村は19兆5,465億円で、前年度と比べると0.4%増(同7.2%増)となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が41.7%(前年度43.1%)、市町村が38.9%(同39.3%)となっ

10/02/26 12:37

### 第14表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況 増 減 収 入 額 率 区 分 20 年 19 年 度 20 年 19 年 度 度 度 % 億円 億円 住 民 税 164,355 165,229 $\triangle$ 0.5 26.5 個 人 分 124,225 121,163 2.5 35.4 法 人 分 38.154 41,982 △ 9.1 6.2 利 子 2,084 5.2 30.7 割 1.977 業 税 54,194 58,261 $\triangle$ 7.0 4.4 0.9 個 人 分 2,167 2,184 0.8 人 52,026 56,077 △ 7.2 法 分 4.6 25,692 $\triangle$ 2.3 地 方 消費 税 24.741 $\triangle$ 3.7 方 税合 計 395,585 402,668 △ 1.8 10.3

ており、全国平均(42.9%)より低い団体数は、全体の75.0%を占める1,385団体となっている。

地方税収について、全国平均を100として、都道府県別に人口一人当たり税収額を比較してみると、第27図のとおりであり、地方税収計については、東京都が176.4で最も大きく、次いで、愛知県が126.4となっている。一方、沖縄県が58.4で最も小さく、次いで長崎県の64.7となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約3.0倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、法人関係二税については、東京都が265.6で最も大きく、次いで、愛知県が154.4となっている。一方、奈良県が40.1で最も小さく、次いで高知県の42.1となっている。東京都と奈良県を比較すると、約6.6倍の格差となっている。個人住民税については、最も大きい東京都が165.9、最も小さい沖縄県が54.4で、約3.0倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が140.6、最も小さい沖縄県が76.0で、約1.8倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が149.7、最も小さい長崎県が68.6で、約2.2倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合については、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さくなっている。

### (ア) 道府県税の収入状況

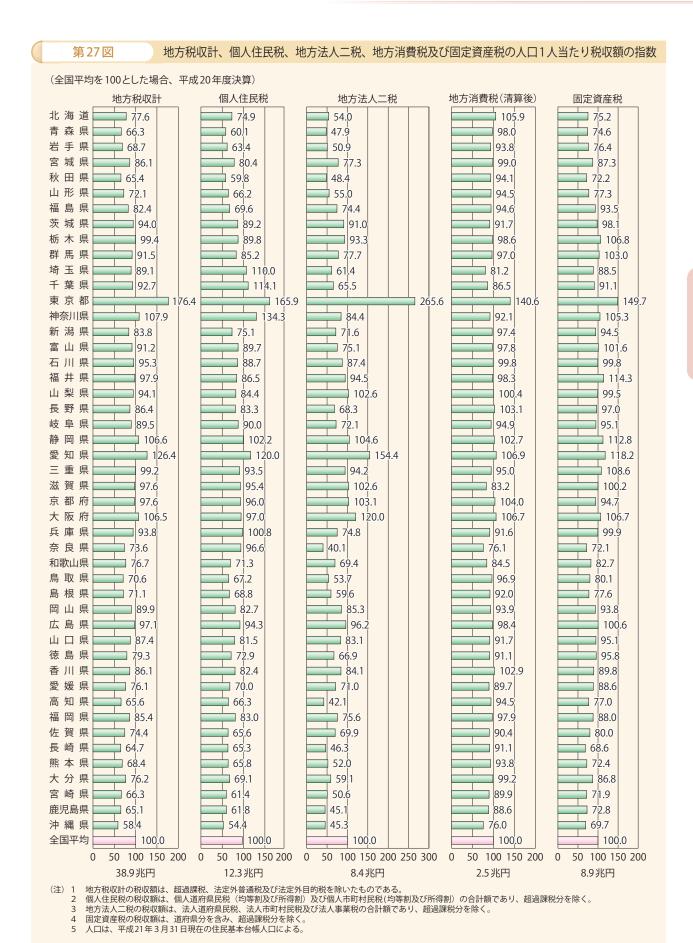
道府県税(都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額)の収入額は17 兆9,280億円で、前年度と比べると3.9%減(前年度14.3%増)となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、第28図のとおりであり、道府県民税が6兆2,387億円で道府県税総額の34.8%(前年度33.3%)と最も大きな割合を占め、次いで事業税が5兆4,194億円で30.2%(同31.2%)となっており、これら二税で道府県税総額の65.0%(同64.5%)を占めている。

また、道府県民税の法人分と事業税の法人分を合計した法人関係二税は6兆2,661億円で、道府県税総額に占める割合は、35.0%(前年度36.4%)となっている。

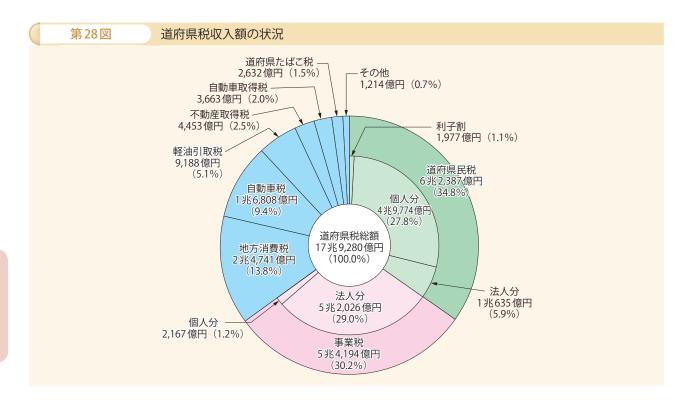
各税目の収入額を前年度と比べると、収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税は16兆6,321億円で、3.3%減(前年度16.1%増)となっている。

普通税のうち、道府県民税については、個人分が4兆9,774億円で、対前年度比3.2%増(前年度77.8%増)、 法人分が1兆635億円で、対前年度比10.1%減(同5.9%増)、利子割が1,977億円で、対前年度比5.2%減(同30.7%増)となっており、道府県民税全体では0.4%増(同55.8%増)となっている。



41

第1部\_01-03.indd 41 10/02/26 12:37



また、事業税については、全体の96.0%を占める法人分が5兆2,026億円で、前年度と比べると7.2%減(前年度4.6%増)となったことから、事業税全体では5兆4,194億円で、前年度と比べると7.0%減(同4.4%増)となっている。

なお、地方消費税は2兆4,741億円で、対前年度比3.7%減(前年度2.3%減)、不動産取得税は4,453億円で、対前年度比8.1%減(同0.1%減)、自動車税は1兆6,808億円で、対前年度比2.1%減(同0.5%減)となっている。

特定の費用に充てるために課される税である目的税は、1兆2,959億円で、前年度と比べると11.8%減(前年度3.2%減)となっている。

目的税のうち、主な税目についてみると、自動車取得税は3,663億円で、対前年度比13.8%減(前年度7.1%減)、軽油引取税は9,188億円で、対前年度比11.1%減(同1.6%減)となっている。

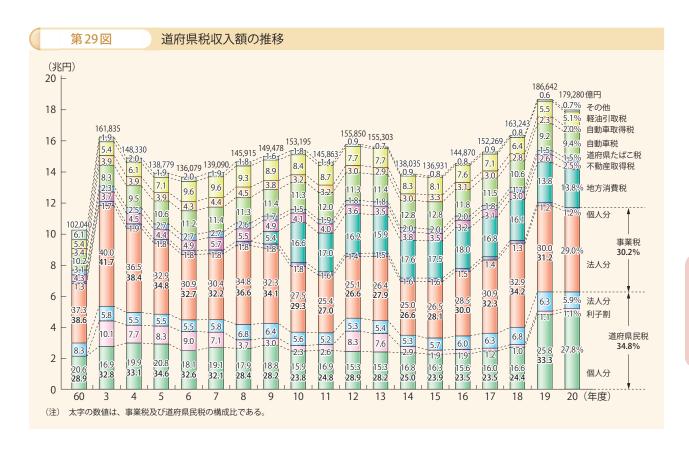
近年の道府県税収入額の推移は、第29図のとおりであり、景気の悪化に伴い5年ぶりに減少に転じている。

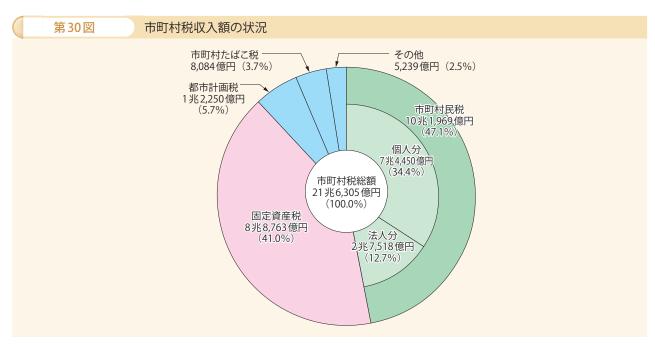
### (イ) 市町村税の収入状況

市町村税(市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。)の収入額は21兆6,305億円で、前年度と比べると0.1%増(前年度7.0%増)となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、第30図のとおりであり、市町村民税が10兆1,969億円で市町村税総額の47.1%(前年度47.7%)と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が8兆8,763億円で41.0%(同40.4%)となっており、これら二税で市町村税総額の88.1%を占めている。

各税目の収入額を前年度と比べると、普通税は20兆573億円で、0.0%減(前年度7.4%増)となっている。普通税のうち、市町村民税については、個人分が7兆4,450億円で前年度と比べると2.1%増(前年度16.9%増)、法人分が2兆7,518億円で前年度と比べると8.7%減(同6.3%増)となり、この結果、市町村民税全体で10兆1,969億円で、前年度と比べると1.1%減(同13.6%増)となっている。また、固定資産税については8兆8,763億円で、前年度と比べると1.7%増(同1.8%増)となっている。





目的税は、1兆5,731億円で、前年度と比べると2.1%増(前年度2.1%増)となっている。

目的税のうち、事業所税については3,227億円で対前年度比3.1%増(前年度3.7%増)となり、都市計画税については1兆2,250億円で、対前年度比1.9%増(同1.7%増)となっている。

近年の市町村税収入額の推移は、第31図のとおりである。

# (ウ) 法定外普通税

地方公共団体は、地方税法(昭和25年法律第226号)で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごと





の特有な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は342億円であり、前年度と比べると25億円増加(対前年度比7.8%増)となっている。

法定外普通税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、核燃料税が9団体、石油価格調整税、核燃料物質等取扱税、核燃料等取扱税、臨時特例企業税が各1団体となっており、市町村税においては、砂利採取税が2団体、狭小住戸集合住宅税、別荘等所有税、山砂利採取税、歴史と文化の環境税、使用済核燃料税が各1団体となっている。

## (工) 法定外目的税

法定外目的税の収入額は105億円(前年度108億円)となっている。道府県税においては、産業廃棄物関係税27団体、宿泊税、乗鞍環境保全税が各1団体となっており、市町村税においては、環境未来税2団体、 遊漁税、使用済核燃料税、環境協力税が各1団体となっている。

### (才) 超過課税

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は、道府県税が2,834億円で前年度と比べると5.4%減(前年度8.7%増)、市町村税が3,589億円で前年度と比べると7.5%減(前年度5.7%増)となっている。

超過課税に係る収入のあった団体数を税目別にみると、道府県税においては、道府県民税個人均等割が29団体、同所得割が1団体、同法人均等割が28団体、同法人税割が46団体、法人事業税が8団体、自動車税が1団体となっており、市町村税においては、市町村民税個人均等割1団体、同所得割1団体、同法人均等割が406団体、同法人税割が1,017団体、固定資産税が165団体、軽自動車税が28団体となっている。

# 地方譲与税 [第20表]

地方譲与税には、道路経費の財源とし、市町村(一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。)

に譲与される自動車重量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方道路譲与税、都道府県及び政令指定 都市に譲与される石油ガス譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都道府県及び市町村に譲与され る航空機燃料譲与税、一般財源として開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税がある。

地方譲与税の決算額は6,788億円で、前年度と比べると5.0%減(前年度80.8%減)となっている。また、 歳入総額に占める割合は0.7%(同0.8%)となっている。

地方譲与税の内訳をみると、自動車重量譲与税3,624億円(対前年度比1.8%減)、地方道路譲与税2,772億円(同8.7%減)、航空機燃料譲与税144億円(同11.0%減)、石油ガス譲与税129億円(同5.9%減)及び特別とん譲与税は120億円(同0.4%減)となっている。

# **D** 地方特例交付金等

平成20年度における地方特例交付金等は、平成18年度及び平成19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方 負担の増加に対応するための地方特例交付金、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするために 交付する減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として交付される特 別交付金並びに、平成20年度から適用される個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う 地方公共団体の減収分を補てんするために交付される減収補てん特例交付金である。また、道路特定財源の 暫定税率失効期間中の地方税及び地方譲与税の減収補てん措置として、地方税等減収補てん臨時交付金が交 付されることとなった。

平成20年度の地方特例交付金等の決算額は5,391億円で、前年度と比べると72.8%増(前年度61.8%減) となっている。また、歳入総額に占める割合は0.6%(同0.3%)となっている。

# ■地方交付税[第21表、第132表]

地方交付税は、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

平成20年度の地方交付税の総額は、地方財政計画においては、国税五税(国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税)のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額(平成20年度においては、所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ32%に相当する額、法人税の収入見込額の34%に相当する額、消費税の収入見込額の29.5%に相当する額並びにたばこ税収入見込額の25%に相当する額)14兆7,527億円から、平成9年度及び10年度に係る精算金のうち20年度において精算すべき額870億円及び18年度国税五税の決算に伴う精算減として2,000億円を減額し、「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成20年法律第4号)法附則第4条の2第2項に規定する国から地方公共団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため交付税総額に加算する額2,000億円及び同第3項に規定する通常の法定加算額4,744億円を加算した額の15兆1,401億円に、返還金2億円を加算し、交付税特別会計における骨入金の利子支払額5,711億円を控除し、交付税特別会計における剰余金2,500億円及び前年度からの繰越分5,869億円を加算した額の15兆4,061億円が平成20年度当初において地方公共団体に交付される地方交付税の総額とされた。

また、平成20年度の国税の減収に伴う地方交付税の減2兆2,731億円について、全額を国の一般会計からの加算により措置することとし、そのうち国負担分1兆320億円については臨時財政対策加算とし、地方負担分1兆2,410億円については、臨時財政対策債振替加算(平成23年度から27年度までの各年度の地方交付税総額から減額)することとされた。

その結果、前年度と比べると1.3%増(前年度5.0%減)となっており、8年ぶりに前年度決算額を上回る

こととなった。その内訳は、普通交付税が14兆4,816億円、特別交付税が9,245億円となっている。また、 歳入総額に占める割合は16.7%(前年度16.7%)となっている。

なお、基準財政需要額は42兆7,836億円(財源不足団体分35兆4,493億円、財源超過団体分7兆3,342億円)、基準財政収入額は30兆5,009億円(財源不足団体分20兆9,522億円、財源超過団体分9兆5,487億円)で、財源不足額は14兆4,971億円となっている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県においては東京都及び愛知県の2団体となっており、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。以下、この項において同じ。)においては前年度(186団体)より9団体減少し、177団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成20年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては1,777団体に、それぞれ交付されている。

地方交付税の収入状況を団体種類別にみると、道府県においては8兆1,195億円で前年度と比べると0.7%減(前年度5.2%減)、市町村においては7兆2,865億円で3.7%増(同4.7%減)となっており、その地方交付税総額に占める割合は、道府県においては52.7%(同53.8%)、市町村においては47.3%(同46.2%)となっている。

## 一般財源[第22表~第23表]

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額(これらに加え、都道府県においては、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額)であり、使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

一般財源の決算額は56兆1,825億円であり、前年度と比べると0.6%減(前年度1.0%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は、前年度(62.0%)より1.1ポイント低下の60.9%となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債発行額2兆5,449億円を加えた決算額は、58兆7,274億円であり、前年度と比べると0.2%減(前年度1.3%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は、前年度(64.5%)より0.8ポイント低下の63.7%となっている。

また、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は969団体(前年度956団体)で、全体の53.1%に及んでいる。

## 力国庫支出金[第25表]

国庫支出金の決算額は、前年度と比べると13.1%増(前年度1.8%減)の11兆6,890億円となっており、7年ぶりに増加となっている。また、歳入総額に占める割合も12.7%(同11.3%)と5年ぶりに増加となっている。

国庫支出金の内訳をみると、普通建設事業費支出金が2兆7,670億円で最も大きな割合(国庫支出金総額の23.7%)を占め、以下、生活保護費負担金が2兆406億円(同17.5%)、義務教育費負担金が1兆6,496億円(同14.1%)となっており、これらの支出金等で国庫支出金総額の55.2%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県においては普通建設事業費支出金1兆7,723 億円(国庫支出金総額の30.6%)、義務教育費負担金1兆6.496億円(同28.5%)の順となっている。

一方、市町村においては生活保護費負担金1兆9,155億円(国庫支出金総額の32.5%)、普通建設事業費支出金9,947億円(同16.9%)の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、国の公共投資関係費の抑制により普通建設事業費支出金が3.5%減(同7.9%減)、生活保護費負担金が2.9%増(前年度1.1%減)、義務教育費負担金が0.9%減(同0.2%増)等となっている。

# 書都道府県支出金[第25表]

都道府県支出金の決算額は2兆3,934億円で、前年度と比べると0.2%減(前年度9.8%増)となっている。 都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが50.0%(前年度52.4%)、都道府県費のみのもの が50.0%(同47.6%)となっている。

都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては、普通建設事業費支出金が6.3%減(前年度17.2%減)、災害復旧事業費支出金が46.4%減(同37.4%減)、児童保護費等負担金が0.2%減(同5.4%減)等となっており、また、都道府県費のみのものについては、普通建設事業費支出金が2.0%減(同11.0%減)、災害復旧事業費支出金が22.6%減(同39.3%減)となっている。

# 夕地方債[第26表]

地方債は、普通建設事業等に充てるため、その償還が次年度以降にわたる債務を負うことによって調達される財源である。

地方債の決算額は9兆9,221億円で、前年度と比べると減収補てん債特例分等の増加等により3.5%増(前年度0.4%減)となっている。また、地方債依存度(歳入総額に占める地方債の割合)は、10.8%(前年度10.5%)となっている。近年の地方債依存度の推移は、第32図のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆9,817億円で、前年度と比べると5.9%増 (前年度5.2%増)、市町村においては3兆9,707億円で、前年度と比べると0.1%減(同7.5%減)となっている。



### **ク**その他の収入

## (ア) 使用料、手数料 [第28表]

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆3,387億円で、前年度と比べると1.4%減(前年度1.0%減)となっている。 また歳入総額に占める割合は、2.5%(同2.6%)となっている。

使用料の決算額は1兆7,604億円で、前年度と比べると0.9%減(前年度1.0%減)となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,615億円(対前年度比0.6%増)で最も大きな割合を占め、以下、授業料が3,042億円(同1.0%減)、保育所使用料が2,190億円(同2.5%減)の順となっている。

また、手数料の決算額は5,782億円で、前年度と比べると2.9%減(前年度0.9%減)となっている。その内訳をみると、法定受託事務に係るものが802億円(対前年度比3.0%減)、自治事務に係るものが4,980億円

47

10/02/26 12:37

# ● 第1部 平成20年度の地方財政の状況

(同2.9%減)となっている。

# (イ) 繰入金 [第29表]

基金、地方公営事業会計等からの繰入金の決算額は2兆8億円で、前年度と比べると18.9%減(前年度23.1%増)となっており、歳入総額に占める割合は、2.2%(同2.7%)となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の91.1%(前年度93.4%)を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は1兆8,226億円で、前年度と比べると21.0%減(同25.0%増)となっている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は1,730億円で、前年度と比べると10.5%増(同1.1%増)となっている。

# (ウ) その他[第10表、第30表]

その他の収入の決算額は10兆804億円で、前年度と比べると1.6%増(前年度0.1%減)となっており、歳入総額に占める割合は10.9%(同10.9%)となっている。

その内訳をみると、諸収入が6兆9,313億円(対前年度比7.8%増)、繰越金が1兆9,266億円(同12.9%減)、財産収入が6,370億円(同8.3%減)、分担金、負担金が5,251億円(同3.4%増)、寄附金が603億円(同21.9%減)となっている。

# 4 地方経費の内容

歳出決算額の状況を、支出の対象となる主な行政の目的にしたがって、土木建設(土木費)、教育と文化(教育費)、生活・福祉の充実(民生費、労働費)、産業の振興(農林水産業費、商工費)、保健衛生と環境保全(衛生費等)、警察と消防(警察費、消防費)に分けてみると、以下のとおりである。

# (1) 土木建設 [第58表~第63表]

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策の推進に要する経費である土木費の決算額は10年連続で減少しており平成20年度は前年度と比べると3.9%減(前年度3.3%減)の12兆8.712億円となっている。

また、土木費の歳出総額に占める割合は14.4%(都道府県13.2%、市町村14.1%)となっており、歳出総額の中で民生費、教育費及び公債費に次いで大きな割合を占めている。

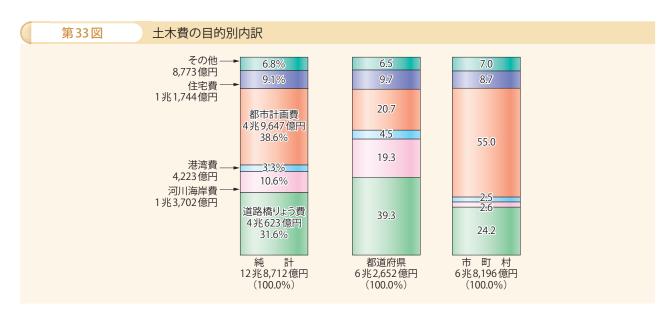
土木費の目的別の内訳をみると、第33図のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合(土木費総額の38.6%)を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費(同31.6%)、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費(同10.6%)の順となっている。

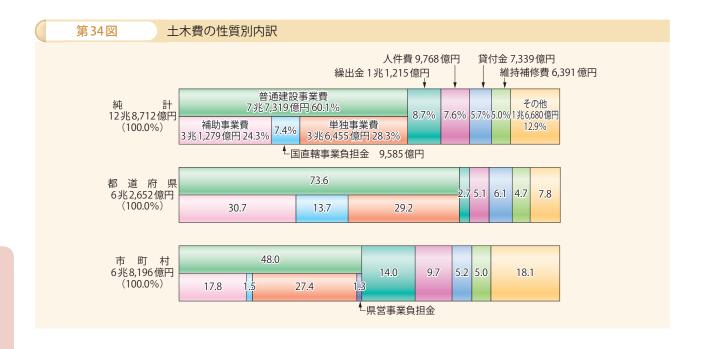
目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合(39.3%) を占め、以下、都市計画費(20.7%)、河川海岸費(19.3%)の順となっている。

一方、市町村においては都市計画費が最も大きな割合(55.0%)を占め、以下、道路橋りょう費(24.2%)、住宅費(8.7%)の順となっている。

土木費の性質別の内訳をみると、第34図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合(土木費総額の60.1%)を占め、以下、下水道事業会計等への繰出金(同8.7%)、人件費(同7.6%)、補助費等(同6.6%)、住宅関係等の貸付金(同5.7%)の順となっている。

さらに、土木費において大きな割合を占める普通建設事業費についてみると、その構成は、単独事業費が47.1%、補助事業費が40.5%、国直轄事業負担金が12.4%となっている。





これを団体種類別にみると、都道府県においては補助事業費(41.7%)が単独事業費(39.7%)を上回っている一方、市町村においては単独事業費(57.1%)が補助事業費(37.1%)を大きく上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費が5.1%減(前年度7.0%減)、補助事業費が2.8%減(同3.5%減)、国直轄事業負担金が4.6%減(同0.2%増)となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費(土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。)は5,097億円で、前年度と比べると2.1%増(前年度2.5%減)となっている。

道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合(76.5%)を占め、以下、交通安全運動等(15.4%)、施設補修費(8.1%)の順となっている。

# (2) 教育と文化[第67表~第72表]

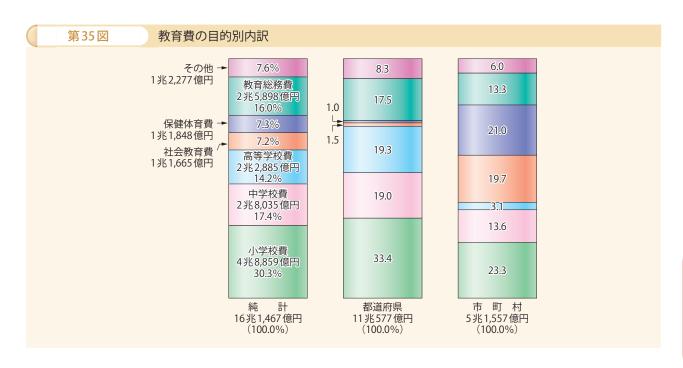
地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

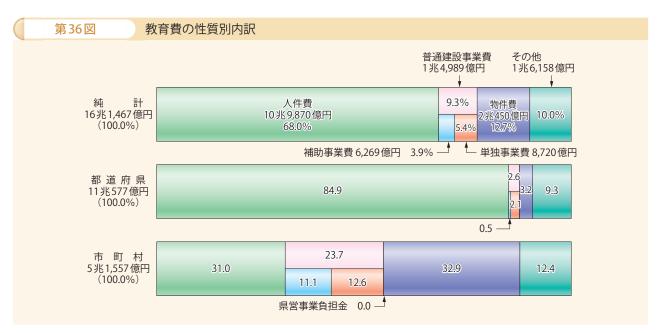
これらの教育施策の推進に要する経費である教育費の決算額は16兆1,467億円で、前年度と比べると1.7%減(前年度0.2%減)となっている。

また、教育費の歳出総額に占める割合は18.0%(都道府県23.4%、市町村10.7%)となっており、歳出総額の中で民生費に次いで大きな割合を占めている。

教育費の目的別の内訳をみると、第35図のとおりであり、小学校費が最も大きな割合(教育費総額の30.3%)を占め、以下、中学校費(同17.4%)、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費(同16.0%)、高等学校費(同14.2%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が1.3%減(前年度1.6%減)、中学校費が1.2%減(同0.2%減)、教育総務費が1.8%減(同4.6%増)、高等学校費が4.3%減(同1.5%減)、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費が4.1%減(同0.6%増)、体育施設の建設・運営や





体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費が0.6%増(同1.9%減)となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては小学校費が最も大きな割合(33.4%)を占め、以下、高等学校費(19.3%)、中学校費(19.0%)の順となっている。

また、市町村においても、小学校費が最も大きな割合(23.3%)を占め、以下、保健体育費(21.0%)、社会教育費(19.7%)の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、第36図のとおりであり、人件費が最も大きな割合(教育費総額の68.0%)を占め、以下、物件費(同12.7%)、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費(同9.3%)の順となっている。

また、主な費目を前年度と比べると、人件費が2.8%減(前年度0.1%減)、物件費が0.8%増(同0.2%減)、

普通建設事業費が1.5%増(同1.7%減)となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分(84.9%)を占めている。

市町村においては、物件費が最も大きな割合(32.9%)を占め、以下、人件費(31.0%)、普通建設事業費(23.7%)の順となっている。

# (3) 生活・福祉の充実

# 了社会福祉行政[第37表~第43表]

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備及び 運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策の推進に要する経費である民生費の決算額は、制度改正や自然増などにより社会保障関係 経費が増加したこと等により、前年度と比べると5.0%増(前年度4.4%増)の17兆8,211億円で、歳出総額 の19.9%(都道府県11.6%、市町村28.8%)を占め、歳出総額の中で最も大きな割合を占めている。

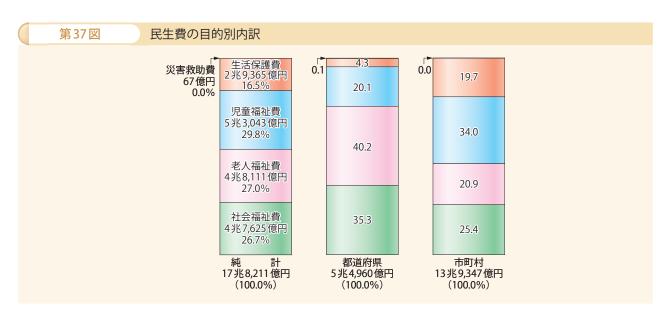
民生費が増加している背景としては、生活保護費等の各種社会保障関係経費の増があげられる。

なお、決算額を団体種類別にみると、市町村の民生費は都道府県の2.5倍となっている。

これは、児童手当支給事務及び社会福祉施設の設置・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村(町村については、福祉事務所を設置している町村に限る。)によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、第37図のとおりであり、児童福祉費が最も大きな割合(民生費総額の29.8%)を占め、以下、老人福祉行政に要する経費である老人福祉費(同27.0%)、知的障害者等の福祉対策 や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費(同26.7%)、生活保護費(同16.5%)、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費(同0.0%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が4.3%増(前年度4.0%増)、老人福祉費が13.2%増(同4.5%増)、社会福祉費が0.0%増(同7.6%増)、生活保護費が2.7%増(同0.3%減)、災害救助費が66.2%減(同199.3%増)となっている。



民生費の目的別歳出額の推移は、第38図のとおりである。

これらの各費目を11年前(平成9年度)の決算額と比べると、生活保護費が1.62倍、児童福祉費が1.50倍、 社会福祉費が1.37倍、老人福祉費が1.24倍といずれも高い伸びを示しており、民生費総額の伸び(1.40倍) が歳出純計決算額の伸び(0.92倍)を上回る要因となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比(40.2%)が最も大きく、 以下、社会福祉費(35.3%)、児童福祉費(20.1%)、生活保護費(4.3%)の順となっている。

また、市町村においては児童福祉費の構成比 (34.0%) が最も大きく、以下、社会福祉費 (25.4%)、老人福祉費 (20.9%)、生活保護費 (19.7%) の順となっている。

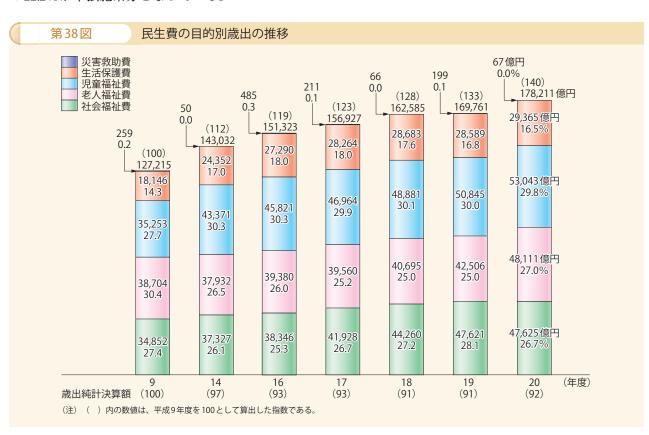
民生費の性質別の内訳をみると、第39図のとおりであり、生活保護に要する経費、児童手当の支給に要する経費等の扶助費が最も大きな割合(民生費総額の44.9%)を占め、以下、国民健康保険事業会計(事業勘定)、介護保険事業会計(事業勘定)、後期高齢者医療事業会計等に対する繰出金(同18.7%)、補助費等(同16.9%)、人件費(同10.5%)、物件費(同4.4%)、普通建設事業費(同2.1%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が3.8%増(前年度6.2%増)、繰出金が5.9%増(同3.0%増)、補助費等が11.0%増(同7.9%増)、人件費が2.6%減(同1.5%減)、物件費が4.6%減(同7.1%増)、普通建設事業費が3.1%増(同18.9%減)となっている。

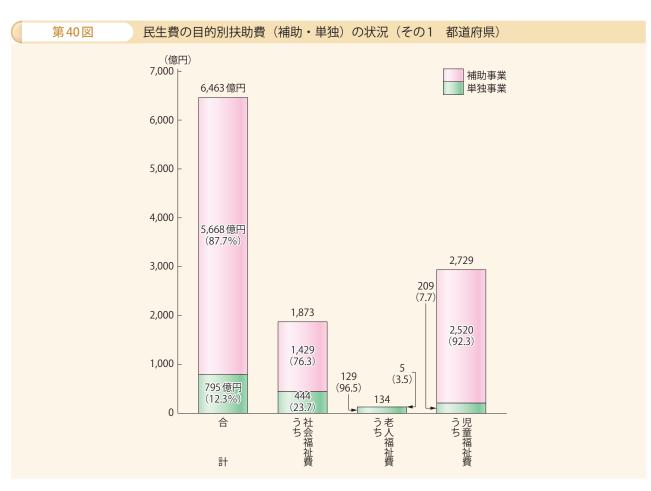
民生費の扶助費のうち、地域の特性に応じて実施される単独施策分の現状については、第40図のとおりである。

都道府県においては795億円(民生費の扶助費総額の12.3%)、市町村においては1兆2,771億円(同17.4%)が単独施策分となっている。

これを目的別にみると、都道府県においては社会福祉費の23.7%、老人福祉費の96.5%、児童福祉費の7.7%が単独施策分となっており、市町村においては社会福祉費の25.3%、老人福祉費の94.6%、児童福祉費の22.2%が単独施策分となっている。







民生費の財源構成比の推移は、第41図のとおりである。

これによると、昭和55年度は一般財源等と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における単独施策の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、近年は一般財源等の割合が増加し、国庫支出金の約3倍の割合となっている。





### ♂ 労働行政 [第49表~第50表]

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を 行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は6,630億円で、前年度と比べると140.3%増(前年度6.9%減)となっている。

なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.7%(都道府県1.1%、市町村0.3%)となっている。

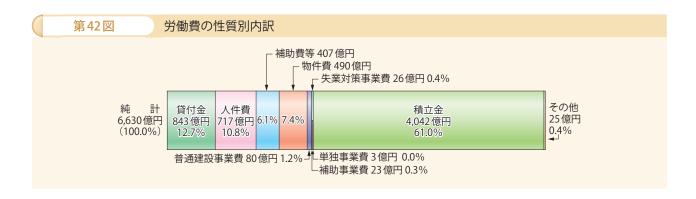
労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費は労働費総額の20.3%を占め、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの79.7%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が1,656.3%増(前年度73.9%減)と大きく増加となっており、その他の経費が97.0%増(同0.5%増)となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては労政費が58.6%、失業対策費が24.6%、職業訓練費が15.4%の順となっている。一方、市町村においては失業対策費が2.2%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、第42図のとおりであり、積立金が最も大きな割合(労働費総額の61.0%)を占め、以下、貸付金(同12.7%)、人件費(同10.8%)、物件費(同7.4%)、補助費等(同6.1%)、普通建設事業費(同1.2%)、失業対策事業費(同0.4%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、積立金が7,576.4%増(前年度4.9%増)、貸付金が3.4%増(同3.7%減)、人件費が4.4%減(同3.3%減)、物件費が2.5%減(同0.2%増)、補助費等が0.1%減(同6.3%減)、普通建設事業費が56.9%減(同77.7%増)、失業対策事業費が24.7%減(同85.8%減)となっている。



## (4) 産業の振興

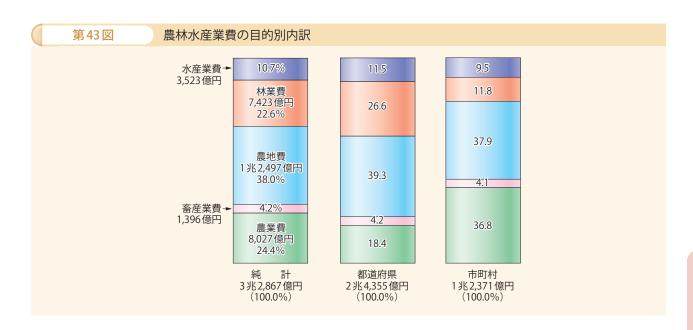
#### ☑ 農林水産行政 [第51表~第56表]

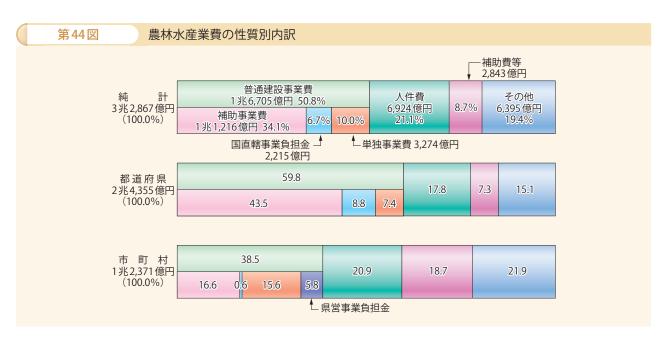
地方公共団体は、農林水産業の振興と食糧の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である農林水産業費の決算額は、12年連続で減少しており、前年度 と比べると4.8%減(前年度8.0%減)の3兆2.867億円となっている。

また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は3.7%(都道府県5.1%、市町村2.6%)となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、第43図のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合(農林水産業費総額の38.0%)を占め、以下、農業改良普及事業、農業構造改善事業等に要する経費である農業費(同24.4%)、林業費(同22.6%)、水産業費(同10.7%)の順となっている。





また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が7.2%減(前年度7.5%減)、農業費が3.3%減(同8.7%減)、林業費が2.7%減(同5.0%減)、水産業費が4.4%減(同8.9%減)となっている。

農林水産業費の性質別の内訳をみると、第44図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合(農林水産業費総額の50.8%)を占め、以下、人件費(同21.1%)、補助費等(同8.7%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が7.1%減(前年度10.2%減)、人件費が3.2%減(同2.4%減)となっている。

さらに、農林水産業費において最も大きな割合を占める普通建設事業費について、目的別にその構成比を みると、農地費が最も大きな割合(農林水産業費における普通建設事業費の55.1%)を占め、以下、林業費 (同23.7%)、水産業費(同12.7%)、農業費(同6.1%)の順となっている。

## ☎ 商工行政 [第57表]

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の近代化等を図るため、中小企業の指導育成、企



業誘致、消費流通対策等さまざまな施策を実施している。

これらの諸施策の推進に要する経費である商工費の決算額は5兆3,277億円で、前年度と比べると7.6%増 (前年度4.2%増)となっている。

また、商工費の歳出総額に占める割合は5.9%(都道府県7.7%、市町村3.6%)となっている。

商工費の性質別の内訳をみると、第45図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合(商工費総額の76.7%)を占め、以下、補助費等(同9.0%)、人件費(同4.5%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が8.8%増(前年度4.9%増)、補助費等が7.3%増(同2.1%増)、普通建設事業費が21.9%減(同23.6%増)となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が大部分(83.0%)を占めている。また、市町村においても貸付金が最も大きな割合(61.3%)を占め、次いで補助費等(14.0%)の順となっている。

## (5) 保健衛生と環境保全

#### ☑保健衛生[第44表~第48表]

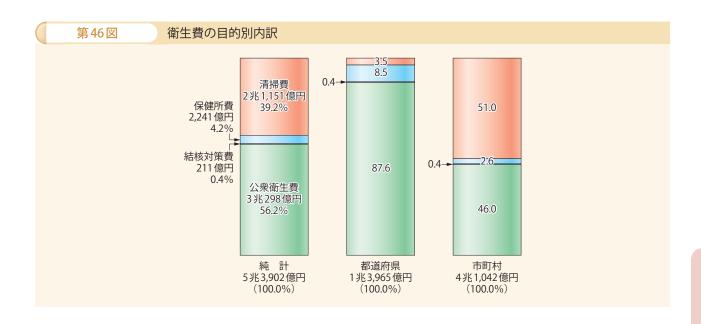
地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を実施している。

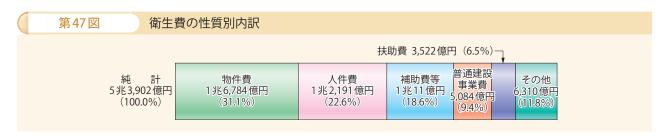
これらの諸施策の推進に要する経費である衛生費の決算額は5兆3,902億円で、前年度と比べると0.8%減(前年度1.4%減)となっている。

また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.0%(都道府県2.9%、市町村8.5%)となっている。

衛生費の目的別の内訳をみると、第46図のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する 経費である公衆衛生費が最も大きな割合(衛生費総額の56.2%)を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理等 に要する経費である清掃費(同39.2%)となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の9割以上 を占めている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分(87.6%)を占め、市町村においては清掃費(51.0%)、公衆衛生費(46.0%)の順となっている。





また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が0.9%増(前年度1.6%減)、清掃費が2.3%減(同1.5%減)、保健所費が8.0%減(同3.0%増)となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、第47図のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費(衛生費総額の31.1%)、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費(同22.6%)、補助費等(同18.6%)、普通建設事業費(同9.4%)の順となっている。

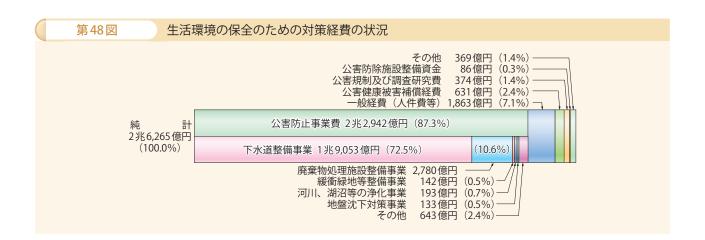
また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が4.2%減(前年度2.1%増)、人件費が3.3%減(同2.5%減)、補助費等が5.5%増(同1.2%減)、普通建設事業費が5.6%減(同12.2%減)となっている。

#### 7 環境保全

地方公共団体は、身近な生活環境を良好に保全するため、汚水・廃棄物の適正な処理、公害問題への対応、リサイクルの推進等さまざまな環境保全のための施策を推進している。

これらの諸施策の推進に要する経費(環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定する「公害」の防止対策に係る経費で、地方公営企業会計に係るものを含む。)の総額は2兆6,265億円(都道府県6,209億円、市町村2兆56億円)で、前年度と比べると4.5%減(前年度6.9%減)となっている。

なお、環境保全対策のために支出された経費の内容は、第48図のとおりである。



## (6) 警察と消防

### ア警察行政[第65表~第66表]

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び 財産を保護するため、警察行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆3,244億円で、前年度と比べると1.5%減(前年度0.6%増)となっている。

また、警察費の歳出総額に占める割合は3.7%(都道府県歳出総額の7.0%)となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、第49図のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合(警察費総額の83.0%)を占め、以下、物件費(同9.9%)、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費(同5.9%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.7%減(前年度0.7%増)、物件費が0.4%減(同0.6%増)、普通建設事業費が0.2%減(同0.4%減)となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成21年4月1日現在、28万898人(前年同期28万1,181人)となっており、その内訳は、警察官25万2,845人(同25万2,917人)、警察事務職員等2万8,053人(同2万8,264人)となっている。

### ◢ 消防行政 [第64表]

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政を推進している。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は1兆7,996億円で、前年度と比べると1.1%減(前年度0.5%増)となっている。

また、消防費の歳出総額に占める割合は2.0%(都道府県0.5%、市町村3.4%)となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、第50図のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合(消防費総額の76.2%)を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費(同10.4%)、物件費(同9.4%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.0%減(前年度0.2%増)、普通建設事業費が6.1%減(同2.7%増)、物件費が1.8%増(同0.2%増)となっている。

なお、消防関係職員数は、平成21年4月1日現在、15万7,508人(前年同期15万7,196人)となっている。

60

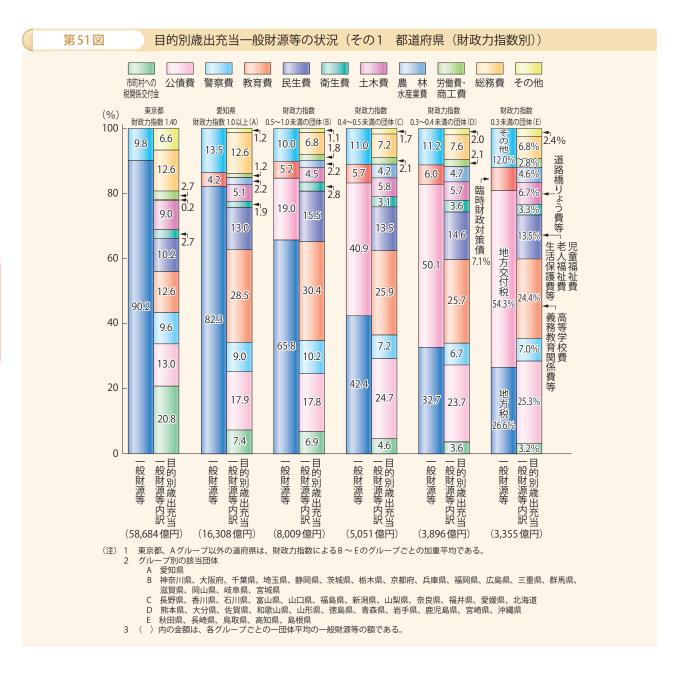
第1部 01-04.indd 60

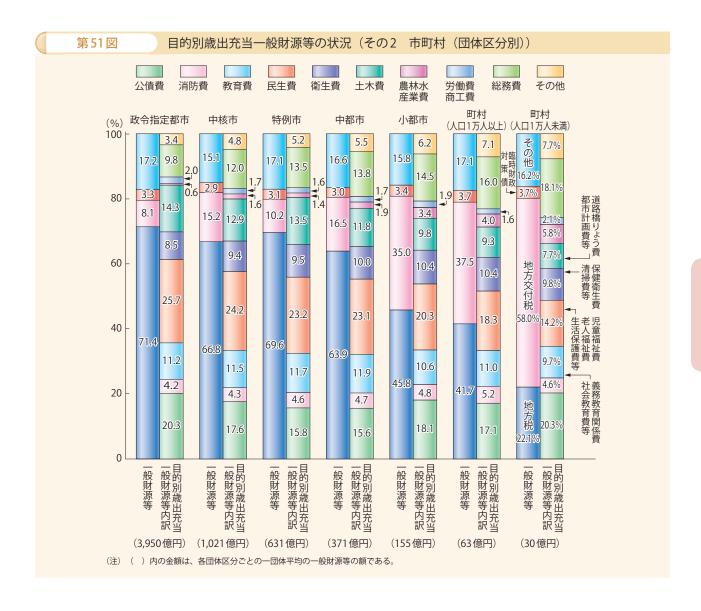




## ● (7) 目的別歳出充当一般財源等の状況 [第36表]

使途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、道府県については財政力指数段階グループ別に、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。)については団体区分別に比較してみると、第51図のとおりである。





## 5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に 大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

## (1) 義務的経費 [第73表]

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は46兆2,220億円で、前年度と比べると0.5%減(前年度0.6%増)となっている。

また、義務的経費の歳出総額に占める割合は51.5%で、前年度と比べると0.6ポイントの低下となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が24兆6,052億円で、義務的経費に占める割合は53.2%(前年度54.4%)、公債費が13兆1,332億円で、義務的経費に占める割合は28.4%(同28.0%)、扶助費が8兆4,836億円で、義務的経費に占める割合は18.4%(同17.6%)となっている。

### ☑ 人件費 [第76表~第78表]

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は24兆6,052億円(対前年度比2.6%減)で、各団体の歳出削減努力により職員給が減少し、また、増加してきた退職金が減少した結果、2年ぶりに減少している。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、 第52図のとおりである。

人件費の歳出総額に占める割合は前年度と比べると0.9ポイント低下の27.4%となっている。

人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県(31.1%)が、市町村立義務教育諸学校 教職員の給与を負担していることなどから市町村(20.4%)を上回っている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、第53図のとおり、昭和49年の110.6をピークとして低下の傾向にあり、平成21年4月1日現在のラスパイレス指数は98.5となっている。

ラスパイレス指数を団体区分別にみると、平成21年4月1日現在、都道府県98.7、政令指定都市101.4、都市(中核市、特例市を含む。)98.4、町村94.6となっている。

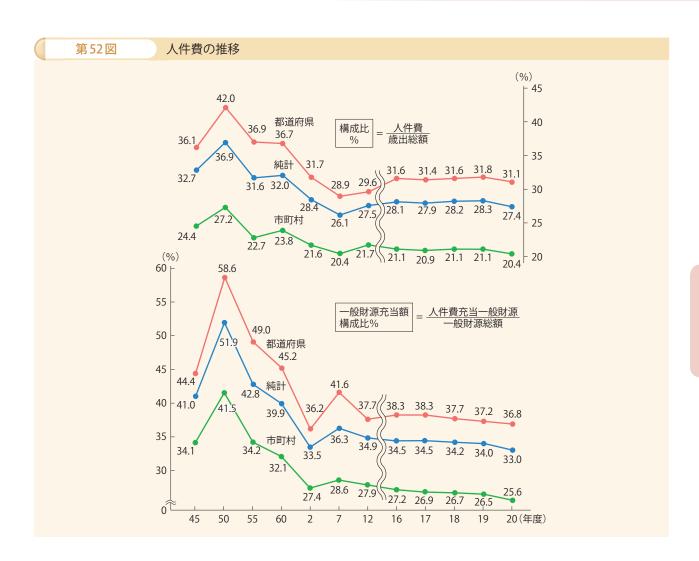
人件費の費目別の主な内訳をみると、第54図のとおりであり、職員給が71.2%を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金(人件費総額の13.1%)、退職金(同11.1%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が2.5%減(前年度1.5%減)、地方公務員共済組合等負担金が3.0%減(前年度0.5%減)、退職金が3.2%減(同17.8%増)となっている。

人件費に充当された財源の内訳をみると、第55図のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合(人件費総額の87.1%)を占め、以下、国庫支出金(同7.2%)、使用料・手数料(同2.5%)の順となっている。

財源の内訳を団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村(90.7%)が都道府県(82.7%)を上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県(11.7%)が市町村(0.5%)を大幅に上回っている。

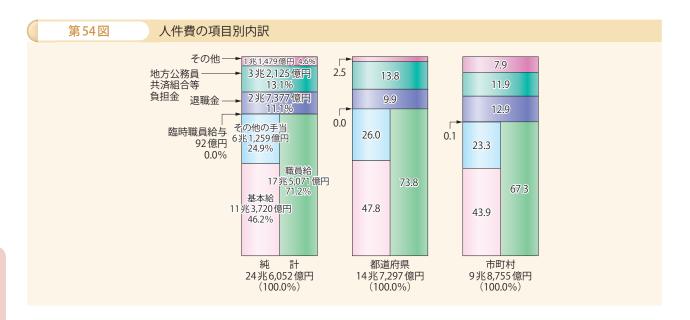
これは、都道府県が負担している市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度(義務教育費国庫負担金)が設けられていること等によるものである。

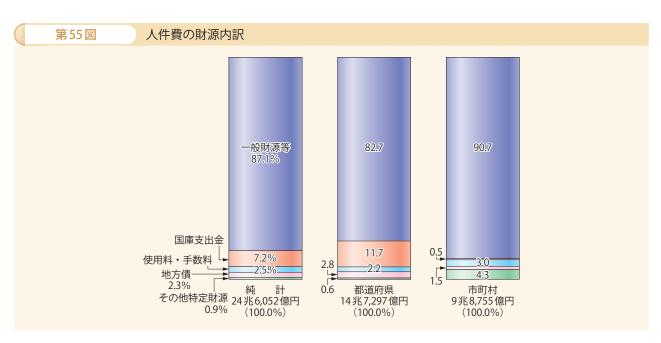




65

第1部\_01-05.indd 65





#### (ア) 職員給[第76表~第77表]

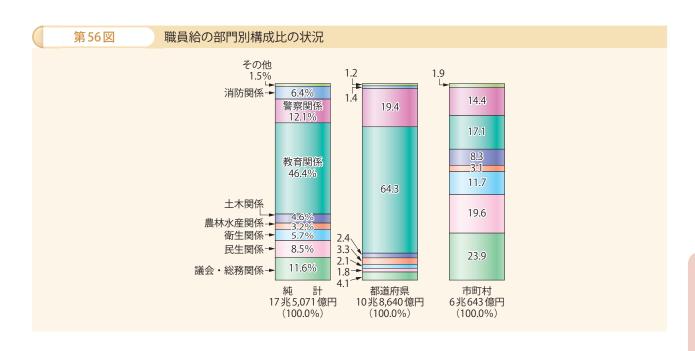
職員給の決算額は17兆5,071億円で、前年度と比べると2.5%減(前年度1.5%減)となっており、10年連続して減少している。

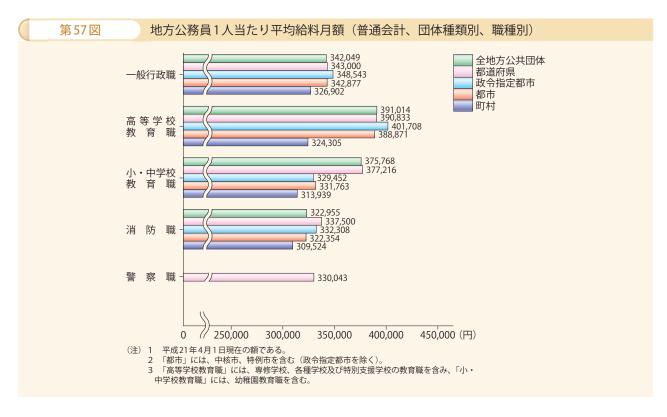
職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合(職員給総額の65.0%)を占め、次いでその他の手当(同35.0%)となっている。

また、職員給の主な内訳の決算額を前年度と比べると、基本給が2.5%減(前年度1.9%減)、その他の手当が2.6%減(同0.8%減)となっている。

職員給の部門別構成比は、第56図のとおりであり、教育関係が最も大きな割合(職員給総額の46.4%)を占め、以下、警察関係(同12.1%)、議会・総務関係(同11.6%)、民生関係(同8.5%)、消防関係(同6.4%)、衛生関係(同5.7%)の順となっている。

また、職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県においては市町村立義務教育諸学校教職員





の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合(64.3%)を占め、警察関係(19.4%)と合わせて全体の83.7%を占めている。

一方、市町村においては議会・総務関係が最も大きな割合(23.9%)を占めており、以下、民生関係(19.6%)、教育関係(17.1%)、消防関係(14.4%)、衛生関係(11.7%)の順となっている。

次に、平成21年4月1日現在における地方公務員(普通会計分)1人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体種類別にみると、第57図のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。

### (イ) 地方公務員の数 [第78表]

地方公共団体の職員数(普通会計分)は、平成元年以降増加してきたが、行政改革が積極的に推進され、 事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成7年以降15年連続して減少しており、平成21年4月1日現在の職員数は247万964人で、前年同期と比べると3万5,770人減少(1.4%減)している。

職員の部門別構成比は、第58図のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合(全地方公務員数の43.7%)を占め、以下、一般行政関係職員(同38.6%)、警察関係職員(同11.4%)、消防関係職員(同6.4%)の順となっている。なお、職員構成比を団体種類別にみると、都道府県においては教育関係職員が62.5%、警察関係職員が19.3%、一般行政関係職員が17.0%を占め、市町村においては一般行政関係職員が69.7%、教育関係職員が16.5%、消防関係職員が13.7%を占めている。

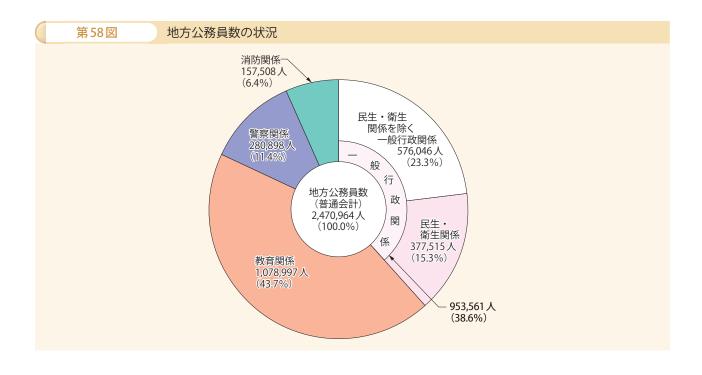
部門別職員数を前年同期と比べると、消防関係職員は312人増加となっているが、一般行政関係職員が2万1,403人減少、教育関係職員が1万4,396人減少、警察関係職員が283人減少している。一般行政関係職員の増減の内訳をみると、民生関係職員が5,236人減少、土木関係職員が4,232人減少、衛生関係職員が3,847人減少、議会・総務関係職員が3,593人減少、農林水産関係職員が2,876人減少、税務関係職員が1,176人減少、商工関係職員が315人減少、労働関係職員が128人減少している。

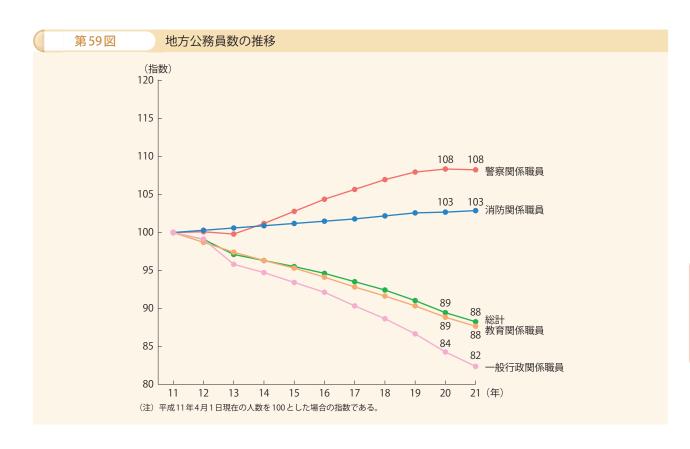
また、部門別職員数の推移は、第59図のとおりであり、近年は、一般行政関係職員、教育関係職員が減少傾向にあり、消防関係職員、警察関係職員が増加傾向にある。

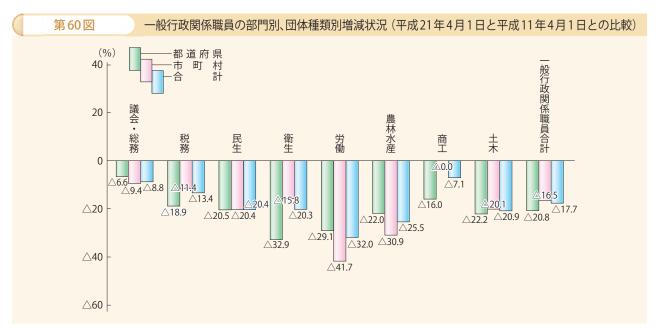
さらに、10年前(平成11年4月1日現在)と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況は、 第60図のとおりである。

### (ウ) 地方議会議員の数

都道府県議会議員の定数は、平成20年12月31日現在で前年度と同じ2,784人となっている。 また、市町村議会議員の定数は、3万5,631人(対前年度同期比768人減少、同2.1%減)となっている。





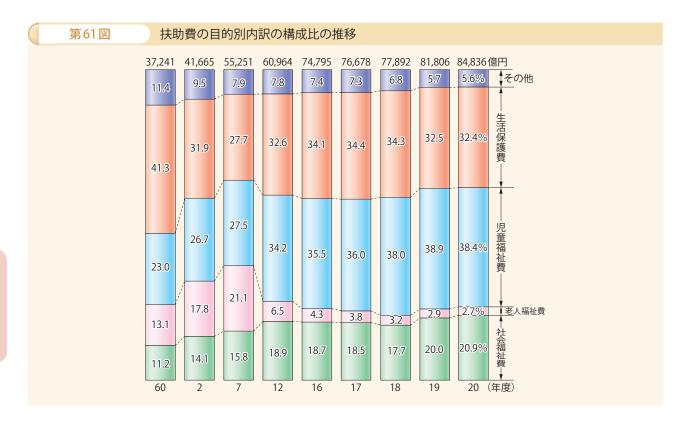


### 

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する 経費である。

この扶助費の決算額は8兆4,836億円であり、前年度と比べると3.7%増(前年度5.0%増)となっている。

また、扶助費の歳出総額に占める割合は、前年度と比べると0.3ポイント上昇の9.5%となっている。介護保険制度の実施に伴い平成12年度は前年度と比べると0.6ポイント低下したものの、制度改正、自然増等により13年度以降は上昇している。



扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が3兆2,618億円で最も大きな割合(扶助費総額の38.4%)を占め、以下、生活保護費の2兆7,449億円(同32.4%)、社会福祉費の1兆7,706億円(同20.9%)、老人福祉費の2,277億円(同2.7%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、平成20年7月の障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置の実施による利用者負担の見直し等により社会福祉費が8.0%増(前年度18.7%増)、不景気による雇用環境の悪化等に伴う生活保護受給者数の増加により生活保護費が3.2%増(同0.6%減)、老人福祉費が2.7%減(同6.4%減)、児童福祉費が2.6%増(同7.5%増)となっている。老人福祉費については、介護保険制度の実施に伴い関連経費が介護保険事業会計から保険給付費として支出されることとなったため、平成12年度以降減少が続いている。

次に、扶助費のうち地方公共団体の単独施策分をみると、その額は1兆5,147億円で、前年度と比べると 2.7%増(前年度2.3%増)となっている。

単独施策分を団体種類別にみると、都道府県においては948億円(都道府県の扶助費総額の10.9%)、市町村においては1兆4,199億円(市町村の扶助費総額の18.6%)となっている。

また、目的別の内訳をみると、児童福祉費が6,845億円で最も大きな割合(単独施策分総額の45.2%)を 占め、以下、社会福祉費の4,450億円(同29.4%)、老人福祉費の2,157億円(同14.2%)の順となっている。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が4兆2,062億円(同49.6%)、次いで生活保護費負担金及び児童保護費負担金等の国庫支出金が3兆9.159億円(扶助費総額の46.2%)となっている。

## →公債費 [第98表~第99表]

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は13兆1,332億円で、前年度と比べると1.0%増(前年度1.9%減)となっている。なお、 歳出総額に占める公債費の割合は、前年度と同じ14.6%となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が10兆6.741億円で最も大きな割合(公債費総額の81.3%)を

占め、以下、地方債利子が2兆4,453億円(同18.6%)、一時借入金利子が137億円(同0.1%)となっている。 各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が2.2%増(前年度1.2%減)、地方債利子が3.8%減(同4.7%減)となっている。また、一時借入金利子は8.2%増(同52.9%増)となっている。

公債費を団体種類別にみると、都道府県においては前年度と比べると2.1%増(前年度4.2%減)、市町村においては前年度と比べると0.1%減(同0.5%増)となっている。

また、歳出総額に占める割合は、都道府県においては前年度と比べると0.4ポイント上昇の14.3%となっており、市町村においては前年度と比べると0.1ポイント低下の13.4%となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が12兆4,851億円(公債費総額の95.1%)となっており、使用料、手数料等の特定財源が6,481億円(同4.9%)となっている。

## ●(2)投資的経費[第73表]

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

近年、社会資本の整備水準は着実に向上しつつあるが、地方公共団体は、地域の活性化や住民に身近な社 会資本整備の必要性等を勘案し、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な社会資本整備を重点的、 効果的に実施することが求められている。

投資的経費の決算額は13兆1,779億円で、前年度と比べると5.1%減(前年度6.2%減)となっている。 投資的経費の歳出総額に占める割合を前年度と比べると、0.9ポイント低下の14.7%となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費が98.6%を占め、以下、災害復旧事業費(1.4%)、失業対策 事業費(0.0%)の順となっている。

### ア普通建設事業費[第83表]

普通建設事業費は、道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費である。

この普通建設事業費の決算額は12兆9,879億円であり、前年度と比べると4.0%減(前年度5.3%減)となっている。これは、厳しい財政状況を反映した単独事業の重点化や公共投資の減少等が主な要因である。

普通建設事業費の内訳は、単独事業費(49.6%)、補助事業費(41.3%)、国直轄事業負担金(9.1%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費は4.7%減(前年度6.4%減)、補助事業費は2.7%減(同5.1%減)、国直轄事業負担金は5.9%減(同0.4%減)となっている。

平成9年度以降における普通建設事業費の推移は、第15表のとおりである。

また、近年の普通建設事業費の内訳の推移は、第62図のとおりである。

補助事業費については、経済対策が行われた平成4年度以降、決算規模が拡大し、10兆円を超える規模で推移してきたが、13年度以降は10兆円を下回っており、20年度においては、国の公共投資関係費の減少等に伴い、6兆円を下回る規模となっている。

単独事業費については、昭和62年度から平成4年度まで、決算規模の伸び率が10%を超えるペースで増加していたが、6年度以降は減少傾向にあり、20年度においても前年度を下回る規模となっている。

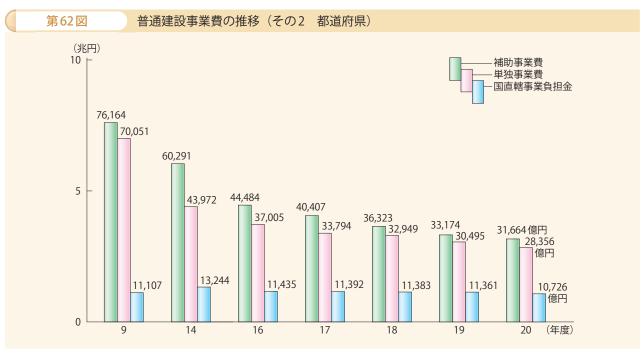
さらに、補助事業費と単独事業費を比較すると、単独事業費の決算額は、昭和63年度に補助事業費の決算額を上回り、その後両者の決算額の差が拡大していたが、平成8年度の1.4倍をピークに徐々にその差が縮小し、20年度においては、単独事業費は補助事業費の約1.2倍の規模となっている。

## 第15表 普通建設事業費(補助・単独)の推移

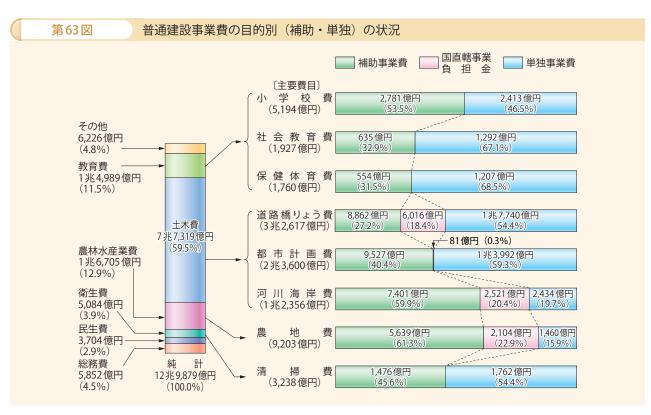
(単位 億円・%)

							( - 122	per 1 3 707
X	分	平成9年度	14	16	17	18	19	20
普通建設事業費	(A)	277,492	208,242	163,367	151,043	142,829	135,243	129,879
う ∫ 補助事業	(B)	110,607	92,339	66,466	61,762	58,073	55,136	53,660
ちし単独事業	(C)	154,521	101,270	84,276	76,639	72,164	67,569	64,419
日世廷以于未貝	(B)/(A)	39.9	44.3	40.7	40.9	40.7	40.8	41.3
に占める割合	(C)/(A)	55.7	48.6	51.6	50.7	50.5	50.0	49.6









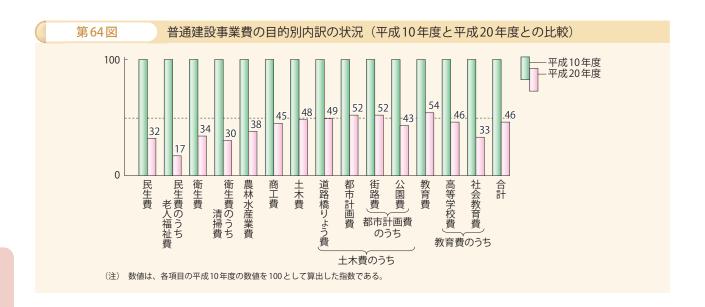
また、これを団体種類別にみると、都道府県においては単独事業費が補助事業費の約0.9倍の規模となっており、市町村においては約1.6倍の規模となっている。

## (ア) 普通建設事業費の目的別内訳[第83表~第87表]

普通建設事業費の目的別の内訳をみると、第63図のとおりであり、土木費が最も大きな割合(普通建設事業費総額の59.5%)を占め、以下、農林水産業費(同12.9%)、教育費(同11.5%)の順となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合(普通建設事

10/02/26 12:39



業費総額の25.1%)を占め、以下、都市計画費(同18.2%)、河川海岸費(同9.5%)の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(普通建設事業費総額の30.6%)、河川海岸費(同15.8%)、農地費(同11.9%)、都市計画費(同11.5%)、林業費(同5.0%)の順となっており、市町村においては都市計画費(同25.0%)、道路橋りょう費(同17.5%)、小学校費(同8.0%)、清掃費(同4.9%)、中学校費(同4.9%)の順となっている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、土木費、消防費及び教育費においては単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、農林水産業費において補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

主な費目をその内訳別にさらに詳細にみると、土木費では、道路橋りょう費及び都市計画費は単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、河川海岸費、港湾費及び住宅費は、補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

また、教育費では高等学校費、社会教育費、保健体育費及び大学費で、民生費では社会福祉費、老人福祉費及び児童福祉費で、衛生費では清掃費で、単独事業費が補助事業費の割合を上回っている。一方、農林水産業費では、農業費、農地費、林業費及び水産業費で、補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前(平成10年度)の決算額との比較については、第64図のとおりである。

#### (イ) 補助事業費 [第84表]

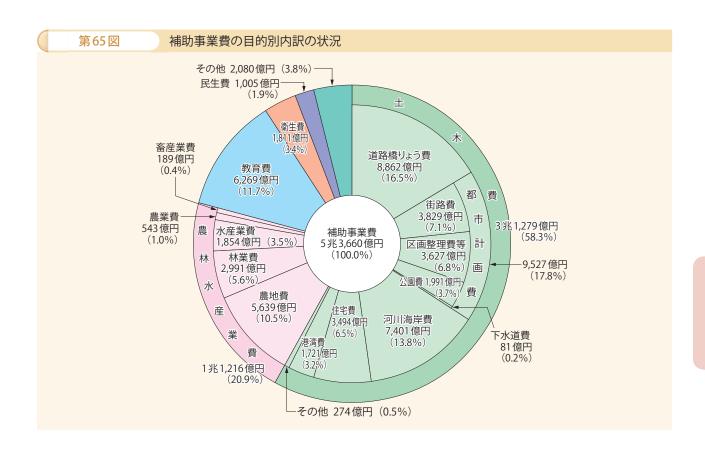
補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。 補助事業費の決算額は5兆3,660億円で、前年度と比べると2.7%減(前年度5.1%減)となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては4.6%減(前年度8.7%減)、市町村においては0.4%減(同0.5%減)となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、**第65**図のとおりであり、土木費が最も大きな割合(補助事業費総額の58.3%)を占め、以下、農林水産業費(同20.9%)、教育費(同11.7%)、衛生費(同3.4%)の順となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、都市計画費が最も大きな割合(補助事業費総額の17.8%)を占め、以下、道路橋りょう費(同16.5%)、河川海岸費(同13.8%)の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては河川海岸費(補助事業費総額の21.9%)、道路橋りょう



費 (同21.0%)、農地費 (同18.2%) の順となっており、市町村においては都市計画費 (同29.9%)、小学校費 (同11.8%)、道路橋りょう費 (同9.4%) の順となっている。

### (ウ) 単独事業費[第86表]

単独事業は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業である。

単独事業に要する経費である単独事業費の決算額は6兆4,419億円で、前年度と比べると4.7%減(前年度 6.4%減)となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては7.0%減(前年度7.4%減)、市町村においては2.4%減(同5.6%減)となっている。

単独事業費の目的別の内訳をみると、第66図のとおりであり、土木費が最も大きな割合(単独事業費総額の56.6%)を占め、以下、教育費(同13.5%)、総務費(同7.7%)の順となっている。

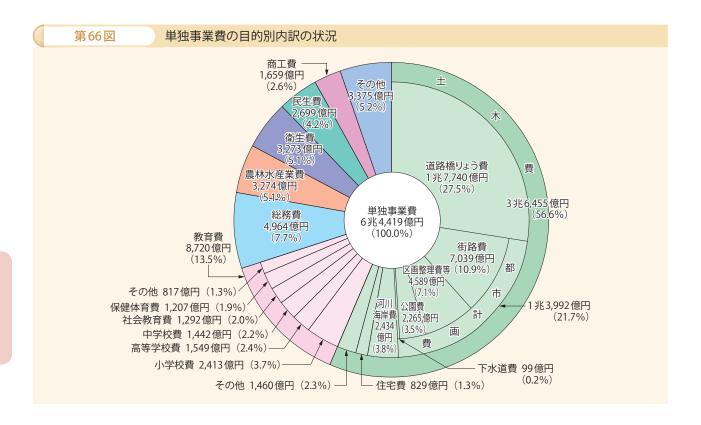
さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合(単独事業費総額の27.5%)を占め、以下、都市計画費(同21.7%)、河川海岸費(同3.8%)の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(単独事業費総額の34.0%)、都市計画費(同19.6%)、河川海岸費(同6.2%)の順となっており、市町村においては都市計画費(同22.5%)、道路橋りょう費(同21.5%)、小学校費(同6.3%)の順となっている。

## (工) 国直轄事業負担金 [第85表]

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により地方公共団体がその一部を負担する経費である。

国直轄事業負担金の決算額は1兆1,800億円で、前年度と比べると5.9%減(前年度0.4%減)となっている。 国直轄事業負担金の目的別の内訳をみると、土木費が81.2%、農林水産業費が18.8%となっている。



さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合(国直轄事業負担金総額の51.0%)を占め、以下、河川海岸費(同21.4%)、農地費(同17.8%)の順となっている。

### (オ) 普通建設事業費の充当財源 [第83表~第86表]

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合(普通建設事業費総額の41.7%)を占めており、以下、一般財源等(同29.1%)、国庫支出金(同20.6%)の順となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の決算額の構成比を前年度と比べると、地方債は0.7ポイントの上昇、一般財源等は0.4ポイントの低下、国庫支出金は0.0ポイントの低下となっている。

また、これを補助事業費及び単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が49.9%、 地方債が36.7%、一般財源等が7.7%となっており、単独事業費については、一般財源等が48.6%、地方債が 39.9%となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、第67図のとおりであり、地方債の構成比は、平成5年度以降、充当財源の中で最も大きな割合を占め、4割程度で推移している。

#### (力) 用地取得費[第88表~第90表]

地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は1兆8,452億円で、前年度と比べて2.0%減(前年度6.4%減)となっており、10年連続して減少している。

これを団体種類別にみると、都道府県においては7,142億円で9.0%減(前年度7.9%減)、市町村においては1兆1,310億円で3.0%増(同5.3%減)となっており、都道府県は10年連続して減少し、市町村は10年ぶりに増加に転じている。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、第68図のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合(用地取得費総額の78.6%)を占め、次いで、教育関係(同5.9%)となっている。

さらに、土木関係の内訳をみると、都市計画が最も大きな割合(用地取得費総額の43.6%、都道府県





37.1%、市町村47.7%)を占め、次いで、道路橋りょう(同27.0%、同43.6%、同16.5%)となっている。

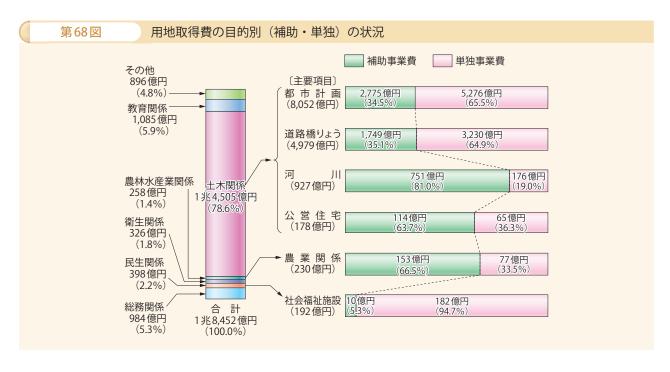
また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は5,210億円で、用地取得費に占める割合は、前年度と同じ28.2%(都道府県44.4%、市町村18.0%)となっている。

取得用地面積(債務負担行為等に係るものを含む。)は1億1,101万8千 m²(都道府県2,697万8千 m²、市町村8,404万 m²)であり、前年度と比べると5.8%増となっている。

用地取得費の推移は、第69図のとおりである。

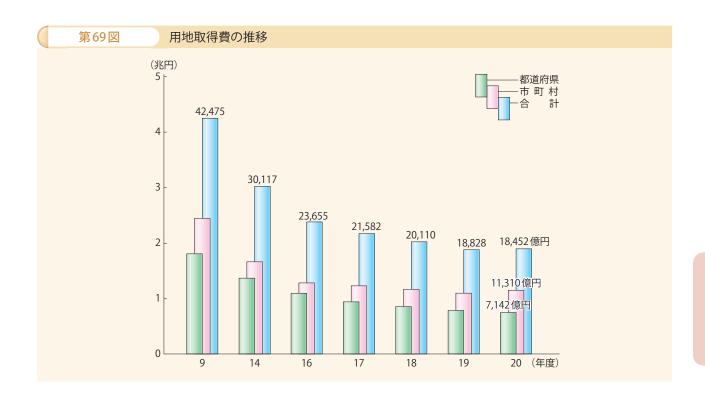
また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、第16表のとおりであり、平成20年度は14.2%(都道府県10.1%、市町村17.5%)となっている。



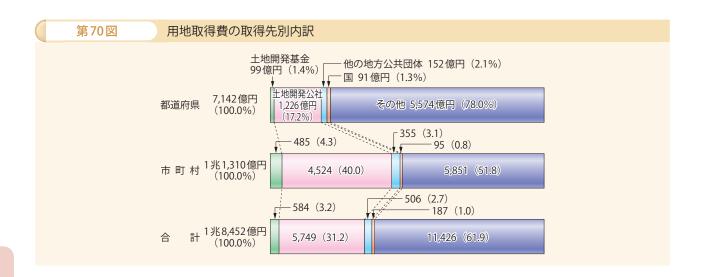


地方公共団体(普通会計)の用地取得費を取得先別にみると、第70図のとおりであり、土地開発基金及び土地開発公社からの取得が全体の34.3%を占めている。これを団体種類別にみると、都道府県においては18.6%、市町村においては44.3%となっている。

第1部\_01-05.indd 78



第16表	普通	通建設事業費にと	がる用地取得	費の割合の推利	多		
区	分	平成15年度	16	17	18	19	20
		%	%	%	%	%	%
都道	府 県	12.7	11.7	10.9	10.6	10.5	10.1
市町	村	16.4	16.1	16.8	16.9	16.6	17.5
政 令 指	定 都 市	24.0	22.8	22.7	23.8	22.4	22.5
特別	区	23.0	22.5	30.6	24.6	25.2	31.1
中核	市	19.4	17.0	16.2	16.3	15.9	18.3
特例	市	20.6	25.5	22.9	21.9	18.6	20.6
都	市	18.5	16.6	16.1	15.7	15.6	15.5
町	村	8.7	8.8	8.8	8.8	8.7	7.8
一部事務	組合等	4.9	2.4	1.6	3.1	1.7	1.8
合	計	14.4	13.8	13.6	13.5	13.9	14.2



### ☑ 災害復旧事業費 [第91表]

災害復旧事業費は、暴風、洪水、地震その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

この災害復旧事業費の決算額は1,875億円で、前年度と比べると47.1%減(前年度27.8%減)となっている。これは豪雨災害等による被害が減少したことによるものである。

災害復旧事業費の内訳をみると、第71図のとおりである。

災害復旧事業費の決算額を前年度と比べると、補助事業費が1,527億円で49.1%減(前年度29.6%減)、単独事業費が294億円で31.3%減(同13.4%減)、国直轄事業負担金が54億円で54.2%減(同24.6%減)となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係(災害復旧事業費総額の72.4%)と農地、農業用施設等の農林水産施設関係(同22.6%)で全体の95.0%を占めている。

さらに、災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合(同59.3%)を 占め、次いで地方債(同27.1%)となっており、これらの財源で充当された財源の86.4%を占めている。

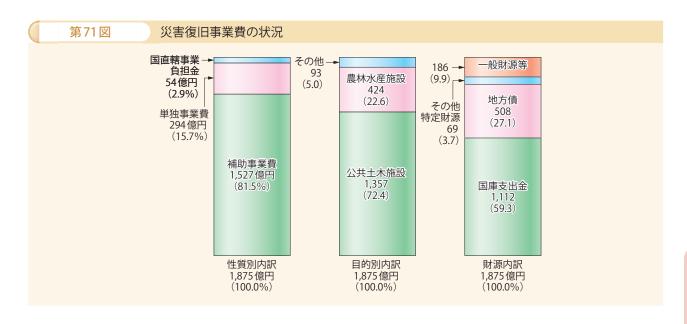
#### ウ 失業対策事業費 [第92表]

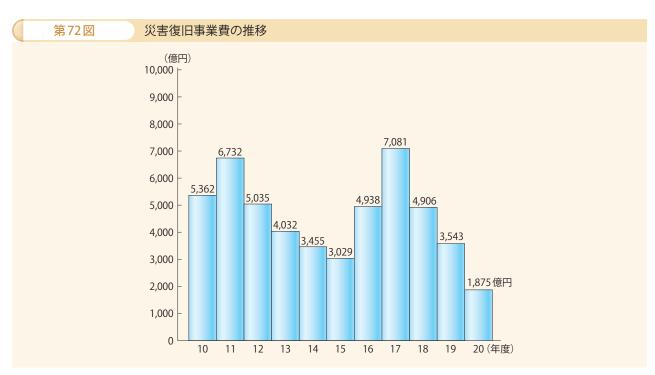
失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を 行う事業に要する経費である。

この失業対策事業費の決算額は26億円で、前年度に引き続き低下し、前年度と比べると24.7%減(前年度85.8%減)となっている。

その内訳をみると、補助事業費が23億円 (失業対策事業費総額の89.0%)、単独事業費が3億円 (同 11.0%) となっている。

また、失業対策事業費に充当された財源は、国庫支出金が11億円(失業対策事業費総額の44.4%)、一般 財源等が3億円(同13.1%)等となっている。





## (3) その他の経費[第73表、第97表]

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は30兆2,915億円で、前年度と比べると5.1%増(前年度2.1%増)となっている。

その他の経費の内訳をみると、第17表のとおりである。

また、その他の経費の歳出総額に対する割合をみると、補助費等が9.0%(前年度8.4%)、物件費が8.3%(同8.5%)、貸付金が6.2%(同6.2%)、繰出金が5.3%(同5.2%)、積立金が3.2%(同2.4%)の順となっている。

#### 第17表 その他の経費の状況 減 算 増 率 決 額 区 分 平成19年度 平成20年度 平成20年度 平成19年度 億円 億円 物 件 費 74.838 76,177 △ 1.8 2.1 持 9,889 $\triangle$ 0.7 維 費 9,823 1.4 等 補 助 80,869 74,708 8.2 0.7 繰 出 金 47,741 46,109 3.5 0.1 立 金 28,412 21,564 31.8 3.5 $\triangle$ 0.5 資及び出資 金 4,740 3,849 23.1 貸 付 56,010 55,526 0.9 5.0 前年度繰上充用金 482 475 1.5 134.6 302,915 288,296 2.1 合 計 5.1

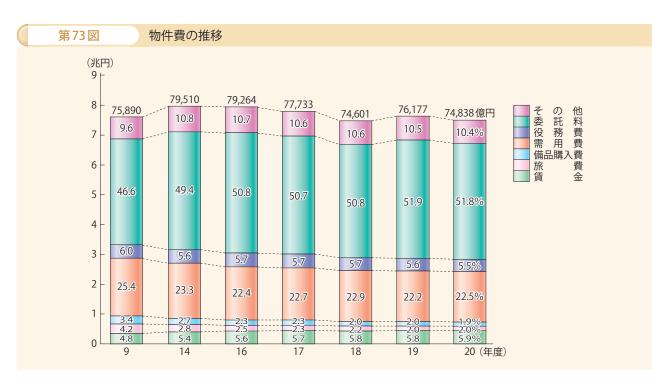
なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業の地方公営企業会計に対する繰出しは2兆913億円(補助費等1兆6,569億円、投資及び出資金2,855億円、貸付金1,490億円)、法非適用企業の地方公営企業会計に対する繰出し(繰出金)は1兆3,950億円で、合計3兆4,863億円となっており、これを前年度と比べると2.4%増(前年度3.0%減)となっている。

#### 7 物件費 [第79表]

賃金、旅費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は7兆4,838億円であり、前年度と比べると 1.8%減(前年度2.1%増)となっている。

その構成比については、委託料が最も大きな割合(物件費総額の51.8%)を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費(同22.5%)となっており、これらの経費で物件費総額の74.2%を占めている。

なお、物件費の内訳の推移は、第73図のとおりである。



## ◢維持補修費 [第80表]

地方公共団体が管理する公共用施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は9,823億円で、前 年度と比べると0.7%減(前年度1.4%増)となっている。

維持補修費の内訳を目的別にみると、土木費の6,391億円(維持補修費総額の65.1%)、衛生費の1,217億円(同12.4%)、教育費の1,059億円(同10.8%)の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、清掃施設等の衛生関係施設及び小・中学校等の教育関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.2%を占めている。

#### ウ補助費等[第82表]

法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は8兆 869億円で、前年度と比べると8.2%増(前年度0.7%増)となっている。

補助費等の内訳を目的別にみると、民生費が3兆164億円で最も大きな割合(補助費等総額の37.3%)を 占め、以下、教育費の1兆1,725億円(同14.5%)、衛生費の1兆11億円(同12.4%)、総務費の9,785億円(同 12.1%)、土木費の8,483億円(同10.5%)、商工費の4,785億円(同5.9%)、農林水産業費の2,843億円(同 3.5%)の順となっている。

補助費等のうち、地方公営企業会計(法適用企業)に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その額は1兆6,569億円で、前年度と比べると3.7%増(前年度0.1%減)となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが7,049億円で最も大きな割合(地方公営企業会計(法適用企業)に対する負担金及び補助金総額の42.5%)を占め、次いで、病院事業の6,534億円(同39.4%)となっており、これら二事業で総額の82.0%を占めている。以下、交通事業の1,785億円(同10.8%)、上水道事業の811億円(同4.9%)の順となっている。

### ■繰出金[第93表]

普通会計から他会計、基金(定額の資金の運用を目的とする基金)に支出する経費である繰出金の決算額は4兆7,741億円で、前年度と比べると3.5%増(前年度0.1%増)となっている。老人保健医療事業会計、地方公営企業会計(法非適用企業)及び国民健康保険事業会計に対する繰出金は減少したものの、介護保険事業会計及び基金への繰出金は増加したほか、後期高齢者医療事業会計への繰出金が皆増となっている。

繰出金の内訳を繰出先別にみると、地方公営企業会計(法非適用企業)に対するものが1兆3,950億円で最も大きな割合(繰出金総額の29.2%)を占めており、以下、介護保険事業会計に対するもの1兆877億円(同22.8%)、国民健康保険事業会計に対するもの1兆869億円(同22.8%)、後期高齢者医療事業会計に対するもの1兆619億円(同22.2%)の順となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計(法非適用企業)に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが1兆891億円で最も大きな割合(地方公営企業会計(法非適用企業)に対する繰出金総額の78.1%)を占めている。

また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が8,333億円(対前年度比5.6%減)、建設費繰出が899億円(同7.2%減)で、両者で全体の84.8%を占めている。

### **オ**積立金 [第94表、第102表]

特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金 (歳計剰余金処分による積立金を含む。)の決算額は2兆9,965億円で、前年度と比べると6,814億円増加(対 前年度比29.4%増)している。

積立金の内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは6,939億円で、前年度と比べると 353億円減少(対前年度比4.8%減)、減債基金に対するものは2,887億円で、551億円増加(同23.6%増)、そ の他特定目的基金に対するものは2兆139億円で、6.616億円増加(同48.9%増)している。

一方、積立金取崩し額は1兆6,319億円で、前年度と比べると3,069億円減少(対前年度比15.8%減)している。 その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額は4,893億円で、前年度と比べると932億円減少(対前年度 比16.0%減)、減債基金の取崩し額は3,391億円で、1,873億円減少(同35.6%減)、その他特定目的基金の取 崩し額は8,036億円で、265億円減少(同3.2%減)している。

なお、平成20年度末における積立金現在高は15兆3.033億円で、前年度末と比べると1兆3.646億円増加 (対前年度末比9.8%増)となっている(積立金現在高については、「2地方財政の概況 (6)将来の財政負担 ウ 積立金現在高」を参照)。

## 力 投資及び出資金 [第95表]

国債、地方債の取得や財団法人等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は4,740 億円で、前年度と比べると23.1%増(前年度0.5%減)となっている。

投資及び出資金の内訳を目的別にみると、土木費に係るものが1.858億円で最も大きな割合(投資及び出 資金総額の39.2%)を占め、次いで衛生費に係るものが1,512億円(同31.9%)となっている。

投資及び出資金のうち、地方公営企業会計(法適用企業)に対するものは2,855億円で、前年度と比べる と148億円増加(対前年度比5.5%増)している。

事業別にみると、下水道事業に対するものが844億円で、最も大きな割合(地方公営企業会計(法適用企 業)に対する投資及び出資金総額の29.6%)を占め、以下、上水道事業の741億円(同26.0%)、病院事業の 684億円(同24.0%)、交通事業の501億円(同17.5%)の順となっている。

平成20年度末における投資及び出資金の現在高は13兆9,274億円で、前年度末と比べると3,775億円増加 (対前年度末比2.8%増)している。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが3兆6,034億円で最も大きな割合(投資及び出資金残高 の25.9%)を占め、以下、商工関係の1兆1,482億円(同8.2%)、開発関係の1兆1,445億円(同8.2%)の順 となっている。

これに、基金の運用による投資及び出資金現在高176億円を加えると、現在高の総計は13兆9,449億円と なり、前年度末と比べると3,785億円増加(対前年度末比2.8%増)している。

#### 自貸付金「第96表]

地方公共団体がさまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業に貸し付ける貸付金の決算額は5 兆6.010億円で、前年度と比べると0.9%増(前年度5.0%増)となっている。

貸付金の内訳を目的別にみると、商工費に係るものは4兆838億円で、前年度と比べると3,296億円増加 (対前年度比8.8%増)、土木費に係るものは7,339億円で、1,461億円減少(同16.6%減)している。

地方公営企業会計(法適用企業)に対する貸付金は1,490億円で、前年度と比べると477億円増加(対前 年度比47.0%増)しており、貸付金総額に占める割合は2.7%となっている。

平成20年度末の貸付金の現在高は7兆8.851億円で、前年度末と比べると136億円減少(対前年度末比 0.2%減)となっている。

その内訳をみると、商工関係に係るものが1兆7.862億円(貸付金現在高の22.7%)、観光・交通関係が1 兆3,604億円(同17.3%)、住宅関係が6,601億円(同8.4%)等となっている。

これに定額の資金を運用するための基金による貸付金現在高5,567億円を加えると、貸付金現在高の総計 は8兆4.418億円となり、前年度末と比べると365億円減少(対前年度末比0.4%減)している。

## 6 一部事務組合等による事務の広域的処理の状況

平成20年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、 市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

## (1) 団体数 [第4表]

平成20年度末の一部事務組合等の総数は1,449団体で、前年度末と比べると32団体減少している。

なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度として平成7年6月から施行された広域連合の団体数は110団体で、前年度末と比べると2団体増加している。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、第18表のとおりであり、し尿・ごみ処理等衛生関係が575 団体で最も大きな割合(一部事務組合等総数の39.7%)を占め、以下、広域消防等消防関係294団体(同20.3%)、退職手当組合等総務関係224団体(同15.5%)の順となっている。

第18表 一部事務組合等の設置目的別団体数の状況												
区分	平成20年	度	平成	平成19年度								
	団 体 数	構成比	団 体 数	構成比	増 減							
		%		%								
総 務 関 係 組 合	224	15.5	235	15.9	△ 11							
うち退職手当組合	42	2.9	42	2.8	_							
民 生 関 係 組 合	94	6.5	140	9.5	$\triangle 46$							
衛 生 関 係 組 合	575	39.7	589	39.8	$\triangle 14$							
う ∫ 伝 染 病 組 合	_	_	_	_	_							
ちし尿・ごみ処理組合	489	33.7	498	33.6	△ 9							
農林水産関係組合	82	5.7	82	5.5	_							
消防関係組合	294	20.3	301	20.3	△ 7							
教 育 関 係 組 合	72	5.0	75	5.1	△ 3							
う∫小 学 校 組 合	9	0.6	9	0.6	_							
ち 中学校組合	23	1.6	25	1.7	$\triangle$ 2							
そ の 他	108	7.3	59	3.9	49							
合 計	1,449	100.0	1,481	100.0	△ 32							

(注) 設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

## (2) 市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等に加入して事務を共同処理している市町村(一部事務組合等を含む。)の数は、延べ12,928団体(市町村・特別区延べ11,361団体、一部事務組合等延べ1,567団体)となっており、1市町村・特別区(一部事務組合等を除く。)当たり平均6.3の一部事務組合等に加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村・特別区(延べ11,361団体)を設置目的別にみると、総務関係団体 へ加入している団体数は延べ3,992団体で、最も大きな割合(全体の35.1%)を占めており、以下、衛生関

係団体へ加入している団体数が延べ3,101団体 (同27.3%)、民生関係団体へ加入している団体数が延べ1,105団体 (同9.7%)の順となっている。

## (3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [第5表]

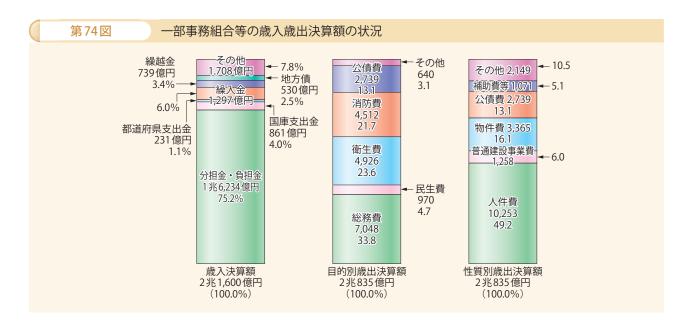
一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、第74図のとおりであり、歳入決算額は2兆1,600億円で、前年度と比べると3.2%減(前年度3.8%増)となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金、負担金が最も大きな割合(一部事務組合等の歳 入総額の75.2%)を占めており、以下、繰入金(同6.0%)、国庫支出金(同4.0%)の順となっている。

歳出決算額は2兆835億円で、前年度と比べると3.0%減(前年度4.2%増)となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、総務費が最も大きな割合(一部事務組合等の歳出総額の33.8%)を占め、以下、衛生費(同23.6%)、消防費(同21.7%)の順となっており、これらで全体の79.1%を占めている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、消防費が最も大きな割合 (市町村の歳出総額の27.3%)を占め、次いで、衛生費(同12.0%)、総務費(同11.0%)の順となっている。 次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合(一部事務組合等の歳出総額の49.2%) を占め、以下、物件費(同16.1%)、公債費(同13.1%)、普通建設事業費(同6.0%)の順となっている。



### 第19表 市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合(目的別内訳)

(単位 億円・%)

区		分	市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が 占 め る 割 合
総	務	費	63,872	7,048	11.0
衛	生	費	41,042	4,926	12.0
消	防	費	16,525	4,512	27.3
公	債	費	64,897	2,739	4.2
そ	Ø	他	297,548	1,610	0.5
歳	出 合	計	483,884	20,835	4.3

# 7 市町村の規模別財政状況

市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。以下この章において同じ。)を団体規模別(政令指定都市、中核市、特例市、中都市、小都市、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村)にグループ化を行い、財政状況を分析すると以下のとおりである。

## ● (1) 市町村合併の進展に伴う団体規模別団体数の構成の変化

市町村合併の進展に伴い、団体規模別の団体数の構成が大きく変わってきている。そこで、団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

## ア団体数及び人口の状況

町村(人口1万人未満) 1,532

1.487

495

493

494

 $0.4 \triangle 3.7 \triangle 33.8 \triangle 49.7 \triangle 0.4$ 

団体規模別の団体数の推移については、第20表のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、第75図のとおりである。都市については、人口増や市町村合併により要件を満たした団体が、各区分に移行してきていることに伴い、割合が上昇している。一方で、町村数の割合は低下しており、平成10年度末には8割に近かった町村数は、20年度末には6割を下回る水準まで低下している。平成20年度末の割合は、政令指定都市が1.0%(前年度末0.9%)、中核市が2.2%(同2.0%)、特例市が2.4%(同2.5%)、中都市が9.2%(同9.3%)、小都市が29.3%(同29.1%)、人口1万人以上の町村が28.5%(同28.8%)、人口1万人未満の町村が27.5%(同27.6%)となっている。

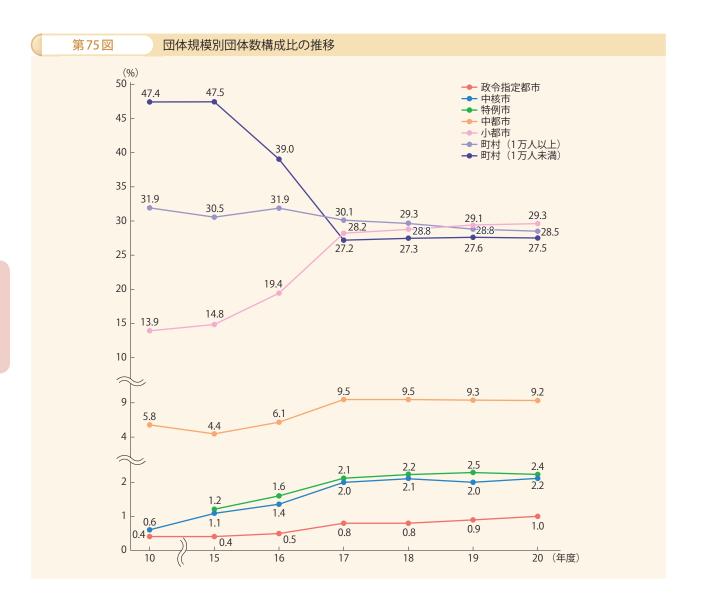
次に、団体規模別の人口の推移をみると、第21表のとおりである。

また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、第76図のとおりである。団体数の割合と同様に、都市については団体規模の移動があるものの、全体として上昇している一方、町村については低下しており、平成20年度末には、政令指定都市が20.4%(前年度末20.3%)、中核市が14.0%(同12.8%)、特例市が9.9%(同10.2%)、中都市が21.3%(同22.1%)、小都市が23.4%(同23.5%)、人口1万人以上の町村が8.8%(同8.9%)、人口1万人未満の町村が2.1%(同2.2%)となっている。

	第20表		団位	本規模別	リ団体数	枚の推移	\$									
区		ハ			団	体	数				堆	İ	減	率 (%	5)	
<u> </u>		分	10	15	16	17	18	19	20	10	15	16	17	18	19	20
市田	丁 村 合	計	3,232	3,132	2,521	1,821	1,804	1,793	1,777	-	△ 2.5	△ 19.5	△ 27.8	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.9
政 令	指定都	市	12	13	13	14	15	17	17	_	8.3	-	7.7	7.1	13.3	-
中	核	市	21	35	35	37	37	35	39	23.5	16.7	-	5.7	-	△ 5.4	11.4
特	例	市	-	39	40	39	39	44	43	_	5.4	2.6	△ 2.5	-	12.8	△ 2.3
都		市	637	602	644	687	691	687	684	△ 0.6	1.0	7.0	6.7	0.6	△ 0.6	△ 0.4
中	都	市	187	139	155	173	171	166	164	△ 2.1	△ 6.1	11.5	11.6	△ 1.2	△ 2.9	△ 1.2
小	都	市	450	463	489	514	520	521	520	_	3.3	5.6	5.1	1.2	0.2	△ 0.2
町		村	2,562	2,443	1,789	1,044	1,022	1,010	994	_	△ 3.7	△26.8	△41.6	△ 2.1	△ 1.2	△ 1.6
町村	(人口1万人)	以上)	1,030	956	805	549	529	516	506	△ 0.6	△ 3.7	△ 15.8	△31.8	△ 3.6	△ 2.5	△ 1.9
										I						

87

0.2  $\triangle$  1.2



		第21	表	団体規	団体規模別人口の推移															
			r,			人		П			増 減 率 (%)									
区		分	10	15	16	17	18	19	20	10	15	16	17	18	19	△ 2.0 △ 3.6 △ 0.5 △ 1.9 △ 1.7				
市	町	村	合 計	117,975,184	118,686,515	118,674,670	118,781,118	118,713,776	118,652,295	118,599,264	0.2	0.1	△ 0.0	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.0			
政	令	指 定	都 市	18,976,861	20,489,715	20,569,108	21,524,645	22,440,098	24,136,806	24,244,526	0.4	5.9	0.4	4.6	4.3	7.6	0.4			
中	ı	核	市	9,423,176	15,461,777	15,988,700	17,137,424	16,721,246	15,151,433	16,619,689	16.9	18.7	3.4	7.2	△ 2.4	△ 9.4	9.7			
特	:	例	市	-	10,580,448	11,071,992	10,974,614	11,012,415	12,120,827	11,799,129	-	5.4	4.6	△ 0.9	0.3	10.1	△ 2.7			
都			市	62,020,337	46,254,244	50,191,743	55,256,425	55,108,974	54,025,703	52,963,176	△ 1.8	△ 6.4	8.5	10.1	△ 0.3	△ 2.0	△ 2.0			
	中	都	市	38,364,270	22,472,081	24,725,208	27,523,066	27,195,815	26,184,397	25,254,106	△ 3.0	△14.5	10.0	11.3	△ 1.2	△ 3.7	△ 3.6			
	小	都	市	23,656,067	23,782,163	25,466,535	27,733,359	27,913,159	27,841,306	27,709,070	0.1	3.0	7.1	8.9	0.6	△ 0.3	△ 0.5			
町			村	27,554,810	25,900,331	20,853,127	13,888,010	13,431,043	13,217,526	12,972,744	△ 0.1	△ 3.3	△19.5	△33.4	△ 3.3	△ 1.6	△ 1.9			
	町村	(人口17	5人以上)	19,270,901	18,036,379	15,587,434	11,260,013	10,822,309	10,618,297	10,440,336	△ 0.2	△ 3.0	△13.6	△27.8	△ 3.9	△ 1.9	△ 1.7			
	町村	(人口17	万人未満)	8,283,909	7,863,952	5,265,693	2,627,997	2,608,734	2,599,229	2,532,408	0.0	△ 4.0	△33.0	△50.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 2.6			

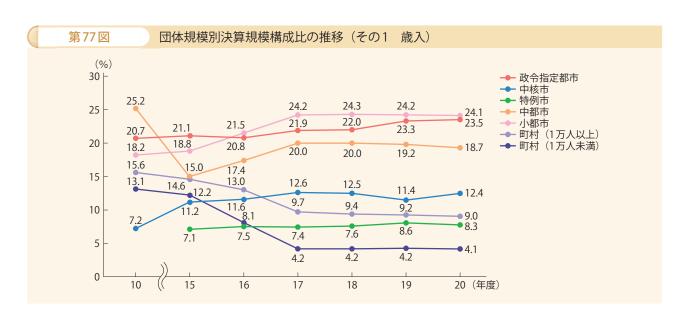


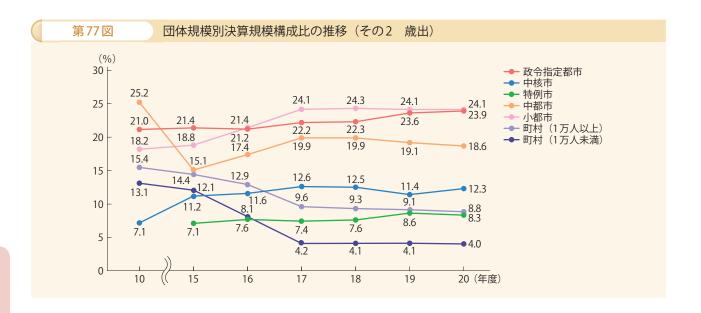
### → 入算規模 [第11表、第35表、第74表]

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、政令指定都市が23.5%(前年度23.3%)、中核市が12.4%(同11.4%)、特例市が8.3%(同8.6%)、中都市が18.7%(同19.2%)、小都市が24.1%(同24.2%)、人口1万人以上の町村が9.0%(同9.2%)、人口1万人未満の町村が4.1%(同4.2%)となっている。また、歳出総額については、政令指定都市が23.9%(前年度23.6%)、中核市が12.3%(同11.4%)、特例市が8.3%(同8.6%)、中都市が18.6%(同19.1%)、小都市が24.1%(同24.1%)、人口1万人以上の町村が

団体規模別の決算規模の割合について、平成10年度からの推移は、第77図のとおりである。15年度から17年度にかけては、570件の新設・編入合併が実施されたことから、都市の占める割合が大きく上昇する一方、町村の占める割合は大きく低下したが、19年度から20年度にかけては、18件の新設・編入合併にとどまったことから、都市及び町村のそれぞれの割合は、ほぼ横ばいとなっている。

8.8% (同9.1%)、人口1万人未満の町村が4.0% (同4.1%) となっている。





## ●(2)人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

## ア決算規模等[第3表、第5表]

1市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口(住民基本台帳登載人口)1人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、第22表のとおりである。

人口1人当たり平均の決算額は、歳入については、政令指定都市が449千円(前年度441千円)、中核市が345千円(同345千円)、特例市が327千円(同324千円)、中都市が342千円(同335千円)、小都市が402千円(同397千円)、人口1万人以上の町村が397千円(同395千円)、人口1万人未満の町村が748千円(同733千円)となっており、歳出については、政令指定都市が441千円(同436千円)、中核市が331千円(同337千円)、特例市が317千円(同317千円)、中都市が329千円(同326千円)、小都市が389千円(同387千円)、人口1万人以上の町村が379千円(同381千円)、人口1万人未満の町村が715千円(同709千円)となっている。

これをみると、政令指定都市、中核市及び特例市については行政権能の差異が人口1人当たり決算額に影響を与えている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなっている。

次に、財政力指数の単純平均及び実質収支比率を団体規模別にみると、第23表のとおりである。

財政力指数の高い順にみると、特例市 (0.92)、政令指定都市 (0.87)、中都市 (0.87)、中核市 (0.84)、小都市 (0.62)、人口1万人以上の町村 (0.58)、人口1万人未満の町村 (0.31) となっており、政令指定都市及び中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率の高い順にみると、人口1万人未満の町村(4.8%)、人口1万人以上の町村(4.8%)、 中都市(3.5%)、小都市(3.5%)、中核市(2.9%)、特例市(2.9%)、政令指定都市(0.6%)となっている。

## 1 歳入

歳入決算の主な内訳は、第78図のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると特例市(48.9%)、中核市(46.3%)、中都市(45.0%)、政令指定都市

第22表	団体規模別	団体・人口	11人当たり	決算額の状	況				
		平成 20	) 年度		平 成 19	年 度	増 減		
区 分	1 団 体	当たり	人口1人	、当たり	人口1人	当たり	人口1人	当たり	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	
	億円	億円	千円	 千円		千円	千円	——— 千円	
市町村合計	261	252	391	378	385	376	6	2	
政令指定都市	6,404	6,294	449	441	441	436	8	5	
中 核 市	1,472	1,412	345	331	345	337	_	$\triangle$ 6	
特 例 市	897	869	327	317	324	317	3	_	
中 都 市	527	507	342	329	335	326	7	3	
小 都 市	214	207	402	389	397	387	5	2	
町村(人口1万人以上)	82	78	397	379	395	381	2	$\triangle 2$	
町村(人口1万人未満)	39	37	748	715	733	709	15	6	

# 町村(人口1万人未満) 39 37 748 715

第23表

団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

区		分	財	政	力	指	数	実	質	収	支比	: 率
												%
政	令 指 定	都 市					0.87					0.6
中	核	市					0.84					2.9
特	例	市					0.92					2.9
中	都	市					0.87					3.5
小	都	市					0.62					3.5
町村	(人口1万	人以上)					0.58					4.8
町村	(人口1万	人未満)					0.31					4.8

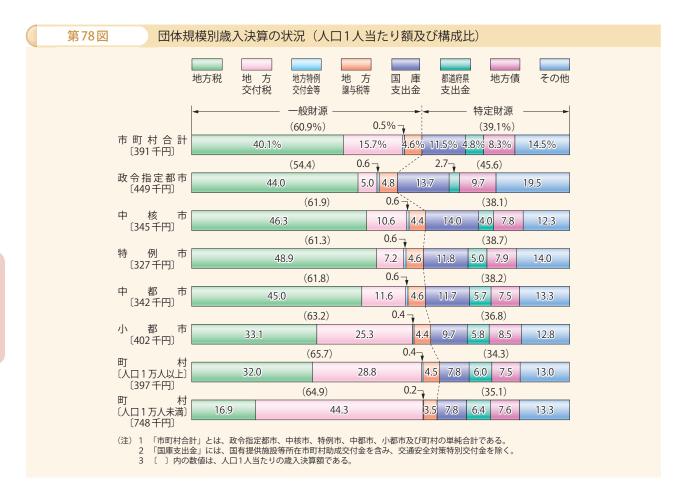
(注) 財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

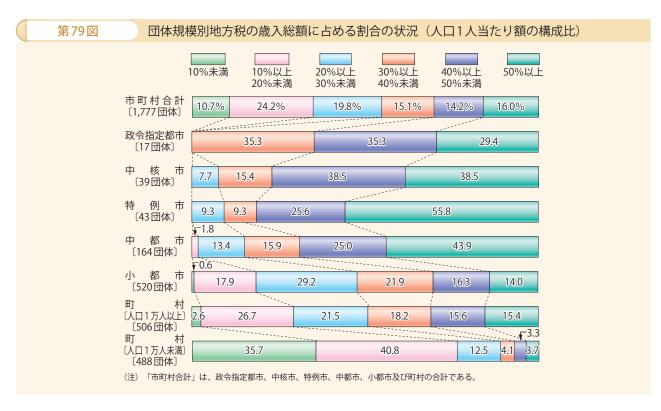
(44.0%)、小都市(33.1%)、人口1万人以上の町村(32.0%)、人口1万人未満の町村(16.9%)となっており、政令指定都市及び中核市以外の市町村については規模が小さいほど地方税の歳入総額に占める割合が低くなっている。なお、所得税からの税源移譲により、全体の構成比が上昇している。

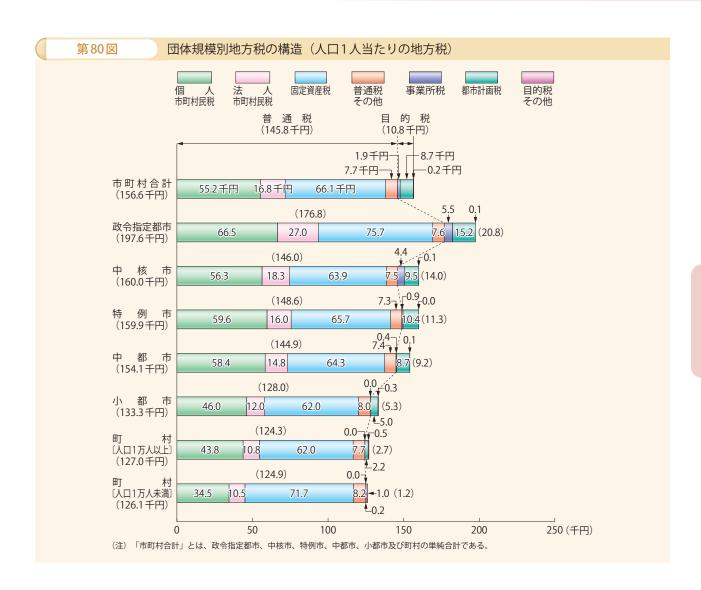
また、地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、第79図のとおりであり、町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の1人当たりの額は、第80図のとおりである。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村(44.3%)、人口1万人以上の町村(28.8%)、小都市(25.3%)、中都市(11.6%)、中核市(10.6%)、特例市(7.2%)、政令指定都市(5.0%)となっており、特例市以外の市町村については規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

また、国庫支出金(国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。)の 構成比の高い順にみると、中核市(14.0%)、政令指定都市(13.7%)、特例市(11.8%)、中都市(11.7%)、 小都市(9.7%)、人口1万人以上の町村(7.8%)、人口1万人未満の町村(7.8%)となっており、政令指定







都市以外の市町村については規模が大きいほど国庫支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村(6.4%)、人口1万人以上の町村(6.0%)、小都市(5.8%)、中都市(5.7%)、特例市(5.0%)、中核市(4.0%)、政令指定都市(2.7%)となっており、規模が小さいほど都道府県支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

地方債の構成比(地方債依存度)の高い順にみると、政令指定都市(9.7%)、小都市(8.5%)、特例市(7.9%)、中核市(7.8%)、人口1万人未満の町村(7.6%)、人口1万人以上の町村(7.5%)、中都市(7.5%)となっている。

### ウ歳出

目的別歳出決算額の主な内訳は、第81図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市及び中核市においては民生費、土木費、公債費の順、特例市及び中都市においては民生費、土木費、総務費の順、小都市及び人口1万人以上の町村においては民生費、総務費、公債費の順、人口1万人未満の町村においては総務費、公債費、民生費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、第82図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては扶助費、人件費、公債費 の順、中核市においては扶助費、人件費、普通建設事業の順、特例市及び中都市においては人件費、扶助





費、普通建設事業費の順、小都市、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村においては人件費、公 債費、普通建設事業費の順となっている。

扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が 低くなっている。

# ■財政構造の弾力性

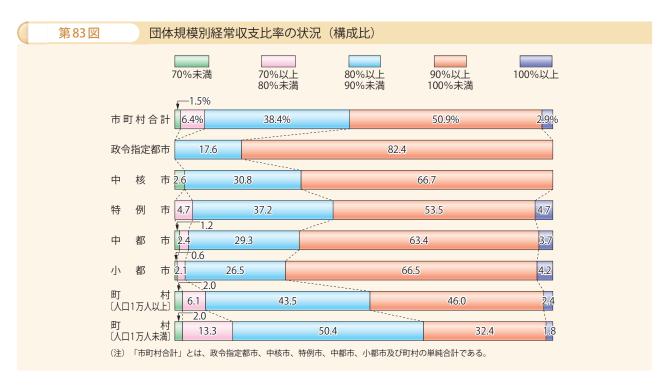
### (ア) 経常収支比率

経常収支比率は、第24表のとおりであり、経常収支比率の高い順にみると、政令指定都市(95.6%)、小都市(91.9%)、特例市(91.1%)、中都市(91.0%)、中核市(90.7%)、人口1万人以上の町村(88.9%)、人口1万人未満の町村(86.7%)となっている。

なお、団体規模別の分布状況をみると、第83図のとおりである。政令指定都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いの

	第24表	寸	体規模別経常	常収支比率の制	犬況				
X		分	経常収支 比 率	う 大件費	物件費	扶 助 費	補助費等	公債費	その他
			%	%	%	%	%	%	%
政	令 指 定	都 市	95.6	26.7	12.3	12.6	11.5	23.0	9.6
中	核	市	90.7	27.0	13.3	11.6	7.8	19.5	11.5
特	例	市	91.1	28.6	14.5	9.7	8.5	18.0	11.9
中	都	市	91.0	28.4	14.6	9.2	8.8	17.6	12.5
小	都	市	91.9	27.2	12.5	7.3	11.5	20.4	13.0
町木	时(人口1万	人以上)	88.9	25.9	12.7	4.7	13.8	19.3	12.5
町木	村(人口1万	人未満)	86.7	25.4	11.1	2.7	13.0	23.5	10.9

(注) 比率は、加重平均である。



95

第1部\_01-07.indd 95



は、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

これを財政力指数段階別にみると、第84図のとおりであり、同規模の団体においては、財政力指数の低いものほど経常収支比率が高くなる傾向にあり、財政構造の弾力性が乏しいといえる。

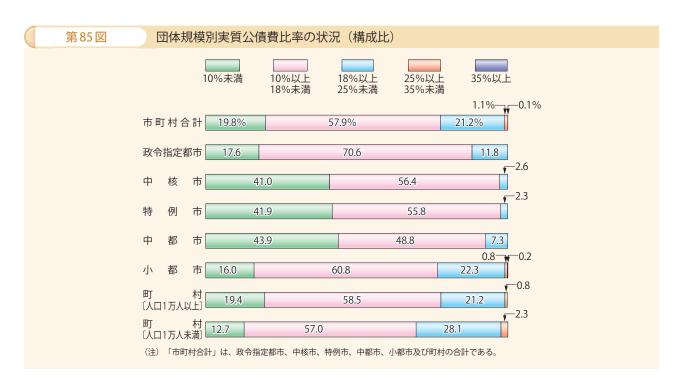
### (イ) 実質公債費比率

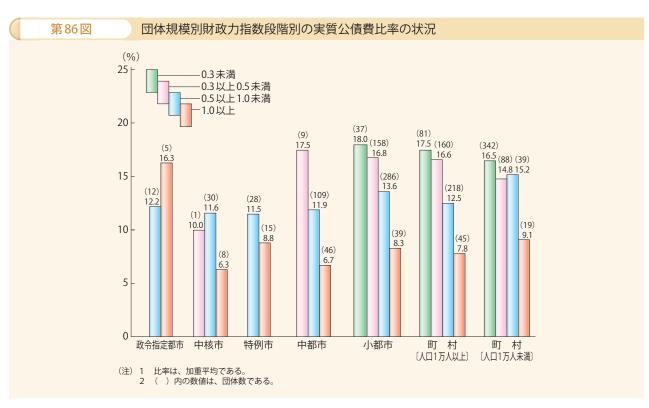
実質公債費比率の団体規模別の分布状況は、第85図のとおりであり、10%以上18%未満の団体の割合が大きくなっている。

次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、第86図のとおりであり、財政力指数が低いほど実質公債費比率が高くなる傾向にある。

#### ▼ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況については、第87図のとおりである。団体規模別に前年度と比較すると、政令指定都市1.0%減(前年度3.2%増)、中核市10.3%増(同11.7%減)、特例市5.2%減(同10.2%増)、中都市5.7%減(同7.0%減)、小都市3.2%減(同2.9%減)、人口1万人以上の町村7.1%減(同6.2%減)、人口1万人未満の町村10.1%減(同6.7%減)となっている。





97

第1部\_01-07.indd 97

# ● 第1部 平成20年度の地方財政の状況



# 8 公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路 や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。な お、本編の記載は公共施設状況調査を基としている。

# (1) 道路 [第104表]

平成21年4月1日現在における地方道の実延長は114万3,922km (対前年同期比0.2%増)、面積は8.273.5km² (同0.5%増) となっている。また、これらの状況を10年前(平成10年度)と比べると、実延長は3.9%増、面積は8.8%増となっている。

これを主要地方道(道路法第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道)、一般都道府県道(主要地方道以外の都道府県道)及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万6,733km(対前年同期比0.5%減)、面積は856.8km²(同0.5%増)、一般都道府県道の実延長は7万741km(同0.3%減)、面積は908.0km²(同0.8%増)、市町村道の実延長は101万6,448km(同0.3%増)、面積は6,508.7km²(同0.5%増)となっている。

また、これらの状況を10年前(平成10年度)と比べると、主要地方道の実延長は0.4%増、面積は10.1%増、一般都道府県道の実延長は1.4%増、面積は9.8%増、市町村道の実延長は4.3%増、面積は8.5%増となっている。

# (2) 公営住宅等 [第105表]

平成20年度末現在における公営住宅等(公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく公営住宅、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づく改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅)の総戸数は241万5,257戸であり、前年度末と比べると2,801戸減少(0.1%減)している。

この状況を10年前(平成10年度)と比べると、4万6,305戸増加(2.0%増)している。

公営住宅等のうち公営住宅の戸数は217万7,805戸であり、前年度と比べると2,058戸減少(0.1%減)、10年前(平成10年度)と比べると2万9,155戸増加(1.4%増)している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は90.2%(前年度90.1%)となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、第88図のとおりである。



# (3) 公園 [第106表]

平成20年度末現在における都市公園等(地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。)の数は11万9,162箇所(対前年度末比2.3%増)で、その面積は1,259.2km²(同1.6%増)となっている。

また、これらの状況を10年前(平成10年度)と比べると、都市公園等の箇所数は2万7,789箇所増加(30.4%増)しているとともに、その面積も259.7km²増加(26.0%増)している。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが11万8,161箇所(対前年度比2.3%増)、1,006.1km²(同1.7%増)で、総箇所数の99.2%、総面積の79.9%を占めている。

また、その他の公園(都市計画区域外に設置されている街区公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。)の数は6,426箇所(対前年度末比4.2%増)で、その面積は186.9km²(同1.1%増)となっている。このうち市町村立の公園の数は6,171箇所(同4.7%増)で、その面積は133.2km²(同1.1%増)となっている。なお、公園の面積の推移は、 $\mathbf{第89}$ 図のとおりである。



# (4) 下水処理施設 [第107表~第108表]

汚水(し尿及び生活雑排水)及び雨水を処理する施設としては、公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む。以下、この項において同じ。)、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

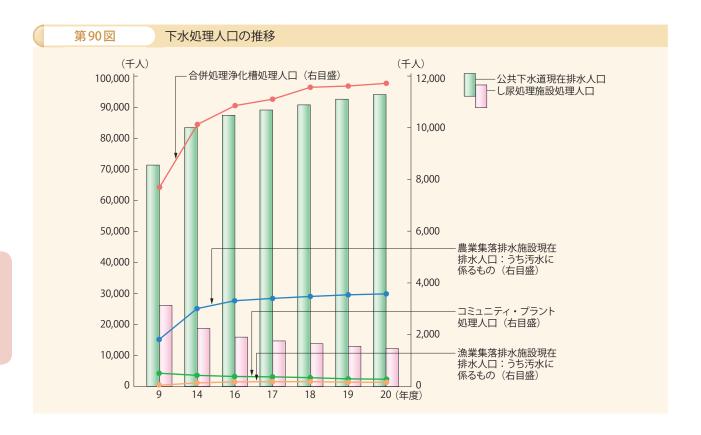
これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成20年度末における 現在排水人口(供用開始している排水区域内の人口)は、9,398万9千人で、前年度末と比べると1.4%増と なっている。

また、これを10年前(平成10年度)と比べると、2,011万6千人増加(27.2%増)している。

次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成20年度末における現在排水人口(うち汚水に係るもの)は、それぞれ359万4千人、16万9千人で、前年度と比べると1.3%増、1.9%増となっている。これらの状況を10年前(平成10年度)と比べると、それぞれ88.8%増、162.9%増となっている。

また、平成20年度末におけるコミュニティ・プラントの処理人口は28万9千人(対前年度末比3.6%減)、合併処理浄化槽の処理人口は1,175万人(同1.1%増)となっている。これらの状況を10年前(平成10年度)と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は17万4千人減少(37.6%減)、合併処理浄化槽の処理人口は358万9千人増加(44.0%増)している。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成20年度末のし尿処理施設処理人口は1,221万6千人(対前年度比5.8%減)、し尿処理施設年間総収集量は1,048万3千kℓ(対前年度比5.5%減)となっている。これらの状況を10年前(平成10年度)と比べると、し尿処理施設処理人口は1,232万4



千人減少(50.2%減)、し尿処理施設年間総収集量は763万3千kℓ減少(42.1%減)している。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口、年間総収集量はともに年々減少している。

なお、下水処理人口の推移は、第90図のとおりである。

# (5) ごみ処理施設 [第108表]

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。平成20年度末における収集処理人口は1億2,914万9千人(対前年度末比0.0%増)で、その年間総収集量は4,431万t(同4.4%減)となっている。

また、これらの状況を10年前(平成10年度)と比べると、収集処理人口は194万8千人増加(1.5%増) し、年間総収集量は654万1千t減少(12.9%減)している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、第91図のとおりである。



# ● (6) 保育所 [第109表]

平成20年10月1日現在における公立の保育所数(季節保育所を除く。)は1万2,264箇所(対前年度比2.4%減)、延面積は855万5千m²(同1.3%減)となっている。

また、これらの状況を10年前(平成10年度)と比べると、箇所数は2,345箇所減少(16.1%減)、延面積は26万8千 $\mathrm{m}^2$ 減少(3.0%減)している。

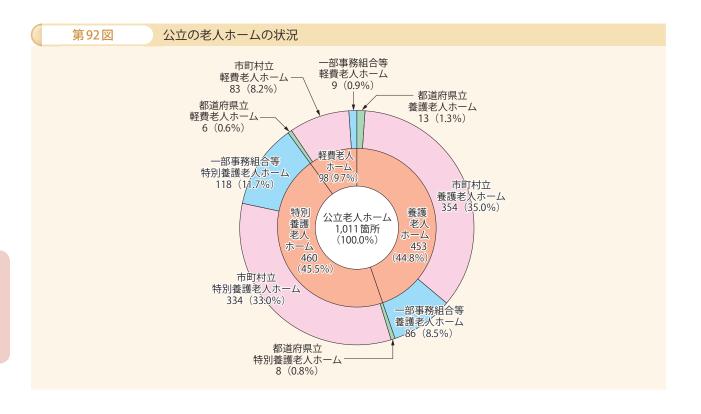
# ●(7)高齢者福祉施設[第110表]

平成20年10月1日現在における公立老人ホーム数は1,011箇所で、前年同期と比べると43箇所減少(4.1%減)している。

また、この状況を10年前(平成10年度)と比べると、箇所数は230箇所減少(18.5%減)している。

老人ホームの箇所数を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームは老人ホーム総数の44.8%(対前年同期比0.8ポイント低下)、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームは45.5%(同0.8ポイント上昇)、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームは9.7%(同9.7%)を占めている。

なお、公立の老人ホームの状況は、第92図のとおりである。



# ● (8) 教育施設 [第111表]

# 7 高等学校

平成21年5月1日現在における公立高等学校数は3,846校で、前年同期と比べると60校減少(1.5%減)している。

また、この状況を10年前(平成10年度)と比べると、302校減少(7.3%減)している。

#### 4 中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、平成21年5月1日現在において25校で、前年同期と比べると4校増加している。

# (9) 文化及び体育施設 [第112表]

## 了 文化施設

平成20年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,236箇所(対前年度末比1.4%増)で、延面積は1,356万4千 $m^2$ (同0.9%増)となっている。また、これらの状況を10年前(平成10年度)と比べると、箇所数は348箇所増加(12.0%増)、延面積は $183万 m^2$ 増加(15.6%増)している。

図書館は3,120館(対前年度末比0.6%増)となっている。この状況を10年前(平成10年度)と比べると、 箇所数は607館増加(24.2%増)している。博物館(美術館、動物園、水族館等を含む。)は786館(対前年 度末比1.6%増)となっている。この状況を10年前(平成10年度)と比べると、箇所数は194館増加(32.8% 増)している。

# 4 体育施設

平成20年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,368箇所(対前年度末比0.3%増)となっている。この状況を10年前(平成10年度)と比べると、箇所数は552箇所増加(9.5%増)している。

陸上競技場は1,078箇所(対前年度末比0.6%減)となっている。この状況を10年前(平成10年度)と比べると、箇所数は32箇所減少(2.9%減)している。

野球場は4,139箇所(対前年度末比0.1%減)となっている。この状況を10年前(平成10年度)と比べると、箇所数は78箇所増加(1.9%増)している。

プールは4,177箇所(対前年度末比1.7%減)となっている。この状況を10年前(平成10年度)と比べると、箇所数は450箇所減少(9.7%減)している。

# 9 地方公営事業の状況

# (1) 地方公営企業

# ア概況

# (ア) 事業数 [第114表]

平成20年度末において、地方公営企業を経営している団体数は1,847団体(企業団・一部事務組合等でのみ地方公営企業を経営している5団体及び東京都23特別区を含む。)であり、その内訳は47都道府県、17政令指定都市、1,783市町村となっている。

これらの団体が経営している地方公営企業の事業数は9,096事業で、前年度末と比べると114事業減少している。これを事業別にみると、第93図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業(簡易水道事業を含む。以下同じ。)、病院事業の順となっている。

# (イ) 業務の状況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方 公営企業が占める割合は、第25表のとおりである。

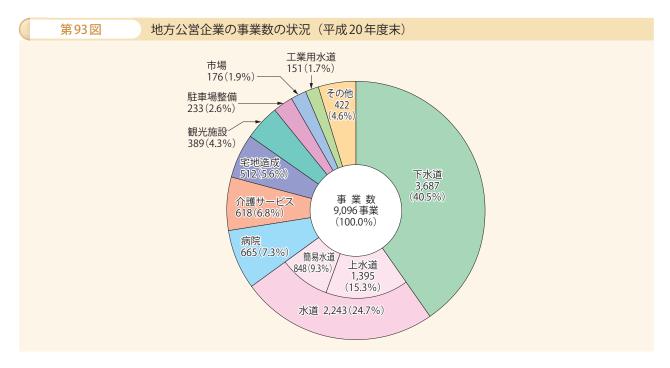
平成20年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

#### a 水道事業

水道事業 (用水供給事業を除く。) においては、配水能力7,129万3千 $m^3$ /日、導送配水管71万3,105kmを有し、年間158億92百万 $m^3$ (対前年度比1.9%減)の配水を行っている。また、給水人口は1億2,482万4千人で、全国人口に対する割合は96.5%(10年前(平成10年度)は95.0%)であり、着実に上昇している。

#### b 工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,169万4千m³/日、導送配水管8,505kmを有し、年間46億81百万m³(対前年度比2.2%減)の配水を行っている。また、契約水量は1,754万4千m³/日(同



第25表	業全体に占める地方公営企業の割合	
事業	対 象 指 標	左記に占める割合
水 道 事 業	1億2,543万人	99.4%
工業用水道事業	46億86百万 m <sup>3</sup>	99.9%
交通事業(鉄道)	229億76百万人	13.2%
交通事業(バス)	45億38百万人	23.1%
電 気 事 業	9,578億89百万kWh	0.9%
ガス事業	1兆4,443億MJ	2.7%
病 院 事 業	1,609千床	13.9%
下 水 道 事 業	1億774万人	91.1%

0.01%減)となっている。

### c 都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両4,518両、営業路線536kmを有している。また、年間輸送人 員は29億36百万人(対前年度比0.9%増)となっている。

#### d バス事業

バス事業においては、車両8,750両、営業路線9,481kmを有している。また、年間輸送人員は10億10百万人(対前年度比2.3%減)であり、近年減少が続いている。

## e 病院事業

病院事業においては、936病院、病床22万3,579床を有している。また、年延患者数は1億5,995万2千人(対前年度比5.4%減)であり、7年連続の減少となっている。

#### f 下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,160万 $\,\mathrm{m}^3$ /日、管渠47万1,414kmを有している。また、年間有収水量(流域下水道分は除く。)は109億12百万 $\,\mathrm{m}^3$ (対前年度比0.1%減)となっている。

## (ウ) 職員数 [第115表]

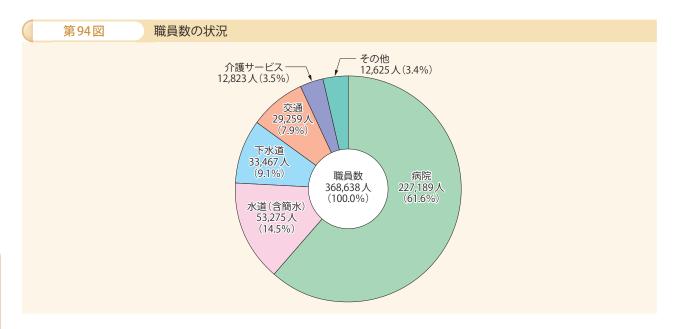
平成20年度末における地方公営企業に従事する職員の数は36万8,638人で、前年度末と比べると1.8%減となっている。この職員数は、地方公共団体の全職員数の12.9%(前年度末13.0%)に相当している。

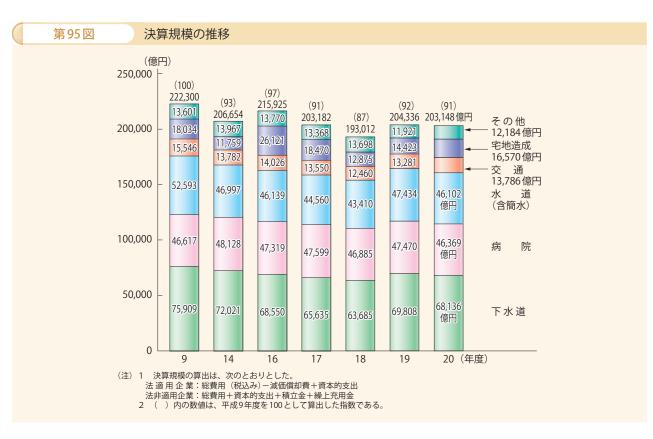
これを事業別にみると、第94図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の93.1%を占めている。また、行政改革の推進による定員管理の適正化等により、有料道路事業、その他事業以外の事業において職員数は減少している。

#### (工) 決算規模等[第116表]

決算規模は20兆3,148億円で、建設投資額の減少等に伴う資本的支出の減少等により前年度に比べ1,188億円減少(0.6%減)となっており、普通会計歳出決算額の22.6%(前年度22.9%)に相当する規模となっている。なお、地方財政法第33条の9の規定に基づく公的資金補償金免除繰上償還(以下「補償金免除繰上償還」という。)を除いたベースで比較すると、前年度に比べ960億円減少(0.5%減)となっている。

これを事業別にみると、**第95**図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、 水道事業、宅地造成事業の順となっている。





また、建設投資額の推移は、第96図のとおりであり、平成20年度の額は4兆25億円(対前年度比2.3% 減)で、普通会計の普通建設事業費の30.8%に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業 の順となっている。建設投資額が前年度より減少した主な事業は、下水道事業(対前年度比1,137億円減少、 5.4%減)、宅地造成事業 (同231億円減少、8.3%減)、その他のうち港湾整備事業 (同100億円減少、21.1% 減)となっている。



## 第26表 地方公営企業全体の経営状況

(単位 億円)

区	分	20 年 度 (A)			19 年 度 (B)			差 引 ((A)-(B))			
		法 適 用	法非適用	合 計	法適用	法非適用	合 計	法適用	法非適用	合 計	
(事業 黒 字		(1,921) 5,434	(5,789) 1,480	(7,710) 6,914	(1,852) 7,209	(5,963) 1,751	(7,815) 8,960	(69) △ 1,775	(△ 174) △ 272	(△ 105) △ 2,046	
(事業 赤 字	数)額	$(972)$ $\triangle 4,155$	(262) △ 880	$(1,234)$ $\triangle 5,035$	(1,009) △ 3,261	(224) △ 1,013	$(1,233)$ $\triangle 4,274$	(△ 37) △ 893	$\begin{array}{c} (38) \\ \triangle \ 132 \end{array}$	(1) △ 761	
(事業収	数) 支	(2,893) 1,279	(6,051) 600	(8,944) 1,879	(2,861) 3,947	(6,187) 739	(9,048) 4,686	(32) △ 2,668	(△ 136) △ 139	(△ 104) △ 2,807	

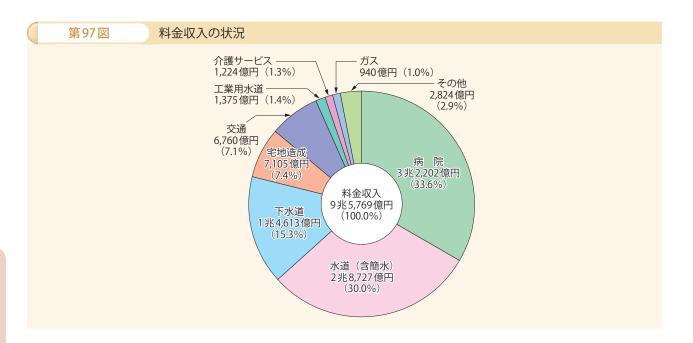
- (注) 1 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)である。第27表から第37表まで同じ。
  - 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による。第27表から第37表まで同じ。

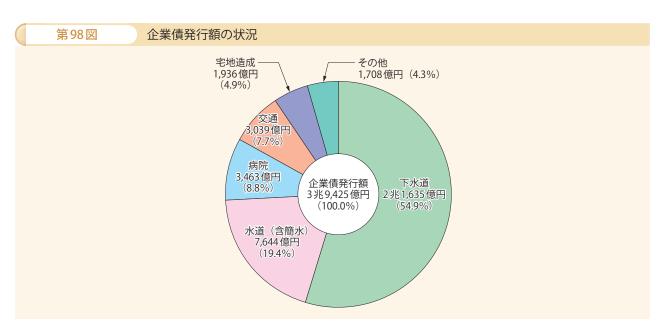
## (オ) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況をみると、第26表のとおりであり、黒字事業数は全体の86.2%、赤字事業数は13.8%で、全体としては1,879億円の黒字となっている(前年度4,686億円の黒字)。また、黒字額が減少した主な理由については、宅地造成事業において、一部の地方公共団体で過年度の土地売却に係る精算を実施したこと(精算に伴い、前年度の収益が大幅に増加していたが過年度はその精算に係る収益がなくなることに加え、精算に係る損失が発生)等によるものである。

# (力) 料金収入

料金収入は9兆5,769億円で、前年度と比べると1,782億円減少(1.8%減)している。これを事業別にみると、第97図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、宅地造成





事業の順となっている。

## (キ) 企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、第98図のとおりであり、発行額は3兆9,425億円で、 前年度と比べると0.5%減となっている。なお、補償金免除繰上償還に係る借換債を除いたベースでは0.1% 減となっている。これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事 業、交通事業の順となっている。

企業債借入先別現在高の推移は、<mark>第99図</mark>のとおりであり、平成20年度末の額は56兆5,529億円で、前年 度末と比べると2.4%減となっている。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、 地方公営企業等金融機構資金、市中銀行の順となっている。

## (ク) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は3兆4.249億円で、前年度と比べると2.5%増となっている。この内訳をみると、収



益的収入として2兆1,571億円(収益的収入に対する割合17.0%)、資本的収入として1兆2,678億円(資本的収入に対する割合19.0%)となっている。

これを事業別にみると、下水道事業の繰入額が最も大きな割合(繰入額全体の55.1%)を占め、以下、病 院事業(同21.9%)、水道事業(同7.3%)、交通事業(同7.0%)の順となっている。

#### (ケ) 法適用企業の経営状況 [第117表]

## a 損益収支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純損益とは、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益(特別利益)や、過年度の職員給与費等の費用(特別損失)を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、ここでいう経常収支比率とは経常費用に対する経 常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することに なる。

# 第27表 法適用企業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純 20 年 度	損 益 19 年	度 2	経 20 年 度	常 損 益 19	年 度		
(事業数) 黒字額	(1,933) 5,434		(1,852) 7,209	(1,907) 5,212		(1,844) 6,522		
(事業数) 赤字額	(960) △ 4,155		(1,009) (3,261)	(986) △ 3,933		$(1,017)$ $\triangle 3,141$		
(事業数) 収 支	(2,893) 1,279		(2,861) (3,947)	(2,893) 1,279		(2,861) 3,382		

法適用企業の総収益(経常収益+特別利益)は10兆5,723億円、総費用(経常費用+特別損失)は10兆4,444億円となっており、この結果、純損益は1,279億円の黒字となっており、総収支比率は101.2%と前年度より2.7ポイント減少している。また、経常収益(営業収益+営業外収益)は10兆4,515億円、経常費用(営業費用+営業外費用)は10兆3,236億円となっており、この結果、経常損益は1,279億円の黒字となっており、経常収支比率は101.2%と前年度より2.1ポイント減少している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度から6年連続で100%を上回った。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第27表のとおりである。

# b 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は5兆1,355億円で、前年度と比べると4.0%増となっている。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、交通事業(累積欠損金合計額の43.2%)、病院事業(同41.6%)等である。

### c 不良債務

貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充 当額を除く。)を上回る場合の当該超過額である不良債務は2,809億円で、前年度と比べると22.0% 減となっている。不良債務の大きい事業は、交通事業(不良債務額全体の58.3%)、病院事業(同 20.5%)、下水道事業(同9.5%)である。

#### d 資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は6兆4,365億円で、前年度と比べると 0.4%減となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金が3兆7,105億円、損益勘定留保 資金等の内部資金が2兆6,343億円、財源不足額は917億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は2兆5,271億円で、前年度と比べると4.0%増となっている。建設改良費が大きい事業は、水道事業(建設改良費全体の同39.0%)、下水道事業(同30.8%)、病院事業(同11.5%)である。

# (コ) 法非適用企業の経営状況 [第119表]

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体95.7%、赤字事業数は4.3%を占めており、全体では600億円の黒字(前年度739億円の黒字)となっている。

## (サ) 財政再建等の状況

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第49条の規定に基づく財政再建(いわゆる準用再建)については、交通事業において1事業が再建を行っていたが、平成11年度に計画どおり完了している。

工業用水道事業においては、平成14年度から水利権の転用等を伴う未稼動資産等の整理により抜本的な経営健全化策に取り組む地方公共団体を対象として未稼動資産等整理経営健全化対策を講じたところであり、1団体2施設が取組を行っている(経営健全化団体の指定は平成18年度をもって終了している)。

また、交通事業(地下鉄事業)の経営健全化措置については、計画期間開始年度末において不良債務を有し、計画期間中に不良債務の増加が見込まれる団体で、かつ、計画期間内に償却前営業収支を5%以上向上させることが確実と見込まれる団体のうち、経営健全化計画を策定する団体の中から総務大臣が指定する団体を対象として、不良債務の計画的な解消及びその発生に抑制を図ることを目的に、平成20年度末現在において4団体が取組を行っている。

さらに、病院事業においては、平成13年度末において医業収益に対する不良債務の比率が10%以上の病院事業を経営する団体のうち、経営努力の徹底により収支の均衡を図ることが可能なものについて、平成14年度から15団体を対象に第五次病院事業経営健全化措置が実施され、平成20年度末までに全ての団体が計画期間を終了した。このうち、11団体が不良債務を解消し、4団体が計画期間内に不良債務を解消できないまま計画期間を終了している。

## **▲ 事業別状況** [第114表~第119表]

#### (ア) 水道事業

#### a 事業数

## (a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成20年度決算対象となるものは、1,395事業であり、このうち、末端給水事業は1,317事業(うち建設中1事業)、用水供給事業は78事業(同9事業)である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、政令指定都市営が17事業、市営が689事業、町村営が558事業、企業団営等が49事業であり、用水供給事業は、府県営が23事業、政令指定都市営が1事業、企業団営等が54事業となっている。

## (b) 簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成20年度決算対象となるものは、849事業(うち 法適用24事業)である。これを経営主体別にみると、町村営が544事業で全体の64.1%を占め、 以下、市営が296事業、政令指定都市営が5事業、一部事務組合営等が3事業、県営が1事業と なっている。

## b 経営規模

水道事業の給水人口(用水供給事業を除く。)は、平成20年度末で1億25百万人(上水道事業1億20百万人、簡易水道事業4百万人)であり、前年度と比べると微増となっている。また、平成20年度の年間総有収水量(用水供給事業を除く。)は142億48百万 m³(前年度144億92百万 m³)、給水人口1人当たり1日平均有収水量(用水供給事業を除く。)は313ℓ(同318ℓ)となっている。

# c 経営状況

# (a) 法適用企業

# (i) 損益収支

上水道事業及び法適用の簡易水道事業の総収益は3兆959億円、総費用は2兆8,345億円となっており、この結果、純損益は2.613億円の黒字(前年度2.639億円の黒字)、総収支比率は

# 第28表 水道事業 (法適用企業) の経営状況

(単位 億円)

E 75	純	損 益		経常損	<b>光</b>
区 分	20 年 度	19	年 度	20 年 度 19	9 年 度
(事業数) 黒字額	(1,198) 2,737		(1,174) 2,794	(1,199) 2,709	(1,180) 2,812
(事業数) 赤字額	(211) △ 123		(242) △ 155	(210) △ 118	(236) △ 141
(事業数)収支	(1,409) 2,613		(1,416) 2,639	(1,409) 2,591	(1,416) 2,671



109.2%となっている。また、経常収益は3兆845億円、経常費用は2兆8,254億円となっており、この結果、経常損益は2,591億円の黒字、経常収支比率は109.2%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第28表のとおりである。

累積欠損金は1,260億円で、前年度と比べると2.1%減となっている。また、不良債務は12億円で、前年度と比べると25.6%減となっている。

## (ii) 資本収支

資本的支出は、第100図のとおりであり、平成20年度の額は2兆2,354億円で、前年度と比べると1.9%減となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆274億円、内部資金が1兆2,028億円で、財源不足額は53億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は9,852億円で、前年度と比べると1.5%増、企業債償還金は1兆1,351億円で、前年度と比べると7.3%減となっている。

## (iii) 給水原価と料金

有収水量  $1 \text{m}^3$ 当たりの給水原価(用水供給事業を除く。)は173.50円で、前年度と比べると 0.6%減となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が65.14円、職員給与費が27.49円、 受水費が30.44円、その他の経費が50.43円となっている。これに対して $1 \text{m}^3$ 当たりの供給単価 は172.87円であり、供給単価が給水原価を0.63円下回る状態となっている。

また、平成20年度中に料金改定を実施した水道事業 (用水供給事業を含む。) は150事業 (前年度107事業) で、営業中の事業の10.6%となっている。

#### (b) 法非適用企業

法非適用の簡易水道事業の実質収支をみると、黒字事業が807事業で60億円の黒字、赤字事業が16事業で6億円の赤字となっており、差引54億円の黒字となっている。

## (イ) 工業用水道事業

#### a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成20年度決算対象となるものは、151事業(うち建設中3事業)である。これを経営主体別にみると、都道府県営が41事業、政令指定都市営が7事業、市営が80事業、町村営が15事業、企業団営が8事業となっている。

施設数は260施設、給水先事業所数は6,150箇所、年間総配水量は46億81百万m³となっている。 また、施設利用率(1日平均配水量を現在配水能力で除したもの)の平均は59.1%(前年度60.4%) となっている。

#### b 経営状況

## (a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,573億円、総費用は1,330億円となっており、この結果、純損益は243億円の黒字(前年度198億円の黒字)、総収支比率は118.3%となっている。また、経常収益は1,561億円、経常費用は1,321億円となっており、この結果、経常損益は241億円の黒字、経常収支比率は118.2%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第29表のとおりである。

累積欠損金は498億円で、前年度と比べると9.7%減となっている。

## (b) 資本収支

資本的支出は1,788億円で、前年度と比べると24.4%増となっている。これに対する財源は、 外部資金が932億円、内部資金が856億円で、財源不足額は0.2億円となっている。資本的支出の

## 第29表 工業用水道事業の経営状況

(単位 億円)

D	純	損 益	経常損	益		
区 分	20 年 度	19 年 度	20 年 度 1	9 年 度		
(事業数)	(133)	(127)	(133)	(126)		
黒字額	275	258	268	249		
(事業数)	(15)	(21)	(15)	(22)		
赤字額	△ 32	△ 60	△ 28	△ 39		
(事業数)収支	(148)	(148)	(148)	(148)		
	243	198	241	210		

内訳をみると、建設改良費は453億円で、前年度と比べると9.7%増、企業債償還金は718億円で、前年度と比べると15.8%増となっている。

#### (c) 給水原価と供給単価

有収水量 $1m^3$ 当たりの給水原価は28.68円(資本費15.04円、職員給与費3.80円、その他の経費9.84円)となっており、これに対して $1m^3$ 当たりの供給単価は30.12円となっている。

これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価(14.04円)が給水原価(11.66円)を2.38円上回っており、補助事業では供給単価(34.41円)が給水原価(33.22円)を1.19円上回っている。

## (ウ) 交通事業

# a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する交通事業で、平成20年度決算対象となるものは、101事業(うち未開業 1事業)である。これを事業別にみると、バスが36事業、都市高速鉄道が10事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が48事業となっている。

これらによる年間輸送人員は40億5,719万人、1日平均1,112万人(対前年度比0.8%増)である。 1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが277万人(同2.1%減)、都市高速鉄道が804万人(同 1.2%増)、路面電車が15万人(同同数)、その他が16万人(同39.8%増)となっている。

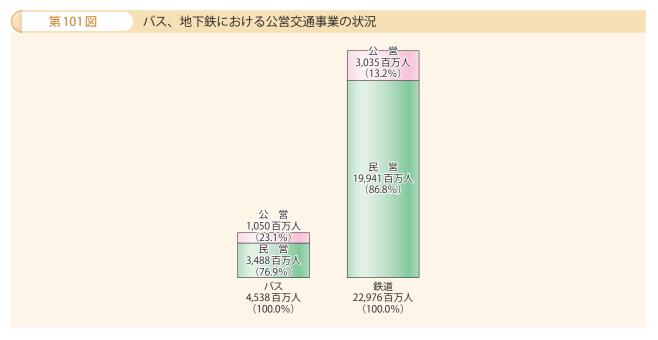
公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、第101図のとおりであり、 バスについては23.1%、都市高速鉄道については13.2%となっている。

## b 経営状況

## (a) 法適用企業

# (i) 損益収支

法適用の交通事業の総収益は8,183億円、総費用は7,980億円となっており、この結果、純損益は203億円の黒字(前年度110億円の黒字)、総収支比率は102.5%となっている。また、経常収益は8,050億円、経常費用は7,802億円となっており、この結果、経常損益は248億円の黒字、経常収支比率は103.2%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業



# 第30表 交通事業 (法適用企業) の経営状況

(単位 億円)

Б <i>Д</i>	純損	益	経 常 損 益			
区 分	20 年 度	19 年 度	20 年 度 19	年 度		
(事業数)	(34)	(33)	(28)	(31)		
黒 字 額	441	440	511	391		
(事業数)	(26)	(29)	(32)	(31)		
赤字額	△ 238	△ 330	△ 263	△ 337		
(事業数)収支	(60)	(62)	(60)	(62)		
	203	110	248	54		

(注) ( ) 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

# 第31表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 億円)

区 分	純損	益	経常損益	
<u>Б</u> 7,	20 年 度	19 年 度	20 年 度 19	年 度
(事業数)	(22)	(23)	(17)	(21)
黒字額	45	76	32	59
(事業数)	(14)	(15)	(19)	(17)
赤字額	△ 17	△ 36	△ 39	△ 46
(事業数)	(36)	(38)	(36)	(38)
収 支	28	40	△ 7	13

数及び黒字・赤字額は、第30表のとおりである。

累積欠損金は2兆2,186億円で、前年度と比べると1.8%減となっている。また、不良債務は1,637億円で、前年度と比べると6.5%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、経常損益は7億円の赤字となっている。また、 累積欠損金は1,456億円で、前年度と比べると18.7%減となっており、不良債務は328億円で、 前年度と比べると21.9%減となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数 及び黒字・赤字額は、第31表のとおりである。

都市高速鉄道事業においては、経常損益は285億円の黒字となっている。また、累積欠損金は2兆158億円で、前年度と比べると0.5%減となっており、不良債務は891億円で、前年度と比べると3.4%減となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第32表のとおりである。

# (ii) 資本収支

法適用の交通事業の資本的支出は7,201億円(うち都市高速鉄道事業6,698億円、バス事業409億円)で、前年度と比べると8.2%増となっている。これに対する財源は、外部資金が4,814億円、内部資金が1,958億円で、財源不足額は430億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は2,484億円(うち都市高速鉄道事業2,202億円、バス事業211億円)で、前

117

10/02/26 12:41

# 第32表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 億円)

Б		純損	益					経	常	損	益		
区 分	20 年	度	19	年	度	20	年	度			19	年	度
(事業数) 黒字額		(5) 90			(3) 58			(5) 474				į	(3) 327
(事業数) 赤字額	△ 1	(4) 86		△ 26	(6) 63		$\triangle$	(4) 189				$\triangle$ :	(6) 260
(事業数) 収 支		(9) 04			(9) 95			(9) 285					(9) 67

(注) ( ) 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

年度と比べると20.8%増、企業債償還金は4,497億円(うち都市高速鉄道事業4,305億円、バス事業170億円)で、前年度と比べると10.4%増となっている。

### (b) 法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の40事業で、実質収支をみると、黒字事業が 31事業で1億円の黒字、赤字事業は9事業で7億円の赤字となっている。

#### (エ) 電気事業

## a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する電気事業で、平成20年度決算対象となるものは、70事業であり、法適用企業が30事業、法非適用企業が40事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が30事業、政令指定都市営が5事業、市営が15事業、町村営が15事業、一部事務組合等営が5事業となっている。施設数は388施設で、最大出力の合計は318万7千kW(建設中を含む。)、年間発電電力量は106億65百万kWh、年間売電電力量は94億30百万kWhとなっている。

上記のうち稼働中の水力発電施設は292施設、ごみ発電施設は42施設、スーパーごみ発電施設は4施設、ごみ固形燃料発電施設1施設、風力発電施設37施設であり、自家消費部分を含む最大出力の合計は水力発電施設で249万kW、ごみ発電施設で42万kW、スーパーごみ発電施設で99千kW、ごみ固形燃料発電施設で12千kW、風力発電施設で99千kW、年間発電電力量は、水力発電施設で83億66百万kWh、ごみ発電施設で17億54百万kWh、スーパーごみ発電施設で3億54百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で63百万kWh、風力発電施設で1億27百万kWh、年間売電電力量は、水力発電施設で82億87百万kWh、ごみ発電施設で7億39百万kWh、スーパーごみ発電施設で2億40百万kWh、ごみ固形燃料発電施設で39百万kWh、風力発電施設で1億25百万kWhとなっている。

#### b 経営状況

## (a) 法適用企業

#### (i)損益収支

法適用の電気事業の総収益は786億円、総費用は720億円となっており、この結果、純損益は65億円の黒字(前年度31億円の黒字)、総収支比率は109.1%となっている。また、経常収益は782億円、経常費用は708億円となっており、この結果、経常損益は74億円の黒字、経常収支比率は110.4%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒

(単位 億円)

Б <i>Г</i> ,	純損	益	経 常 損 益	
区 分	20 年 度	19 年 度	20 年 度 19	年 度
(事業数)	(28)	(28)	(28)	(29)
黒字額	77	66	75	71
(事業数)	(2)	(3)	(2)	(2)
赤字額	△ 11	△ 35	\triangle 1	\triangle 3
(事業数)収支	(30)	(31)	(30)	(31)
	65	31	74	68

字・赤字額は、第33表のとおりである。

累積欠損金は54億円となっており、不良債務を有する事業はない。

#### (ii) 資本収支

資本的支出は373億円で、前年度と比べると13.4%減となっている。これに対する財源は、外部資金が88億円、内部資金が285億円で、財源不足額は生じていない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は126億円で前年度に比べると22.2%減、企業債償還金は139億円で、前年度と比べると17.6%減となっている。

## (b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、ごみ発電事業、スーパーごみ発電事業、風力発電事業及び 水力発電事業の40事業で、実質収支をみると黒字事業が38事業で11億円の黒字、赤字事業が2 事業で0.1億円の赤字となっている。

### (オ) ガス事業

### a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営するガス事業で、平成20年度決算対象となるものは、34事業である。これを経営主体別にみると、政令指定都市営が1事業、市営が24事業、町村営が8事業、企業団営が1事業となっている。公営ガス事業の供給戸数(契約数)は94万戸(前年度96万戸)で、供給区域内戸数に対する普及率は71.5%となっている。また、販売量は385億5百万MJで、前年度と比べると0.7%減となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、事業数で16.1%、供給戸数で3.3%、販売量で2.7%となっている。なお、民間大手4社を除いた割合では、供給戸数で11.8%、販売量で10.1%となっている。

## b 経営状況

## (a) 損益収支

ガス事業の総収益は1,079億円、総費用は1,026億円となっており、この結果、純損益は52億円の黒字(前年度43億円の赤字)、総収支比率は105.1%となっている。また、経常収益は1,031億円、経常費用は1,019億円となっており、この結果、経常損益は12億円の黒字、経常収支比率は101.1%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第34表のとおりである。

# 第34表 ガス事業の経営状況

(単位 億円)

豆 八	純	損 益	経 常 損 益	
区分	20 年 度	19 年 度	20 年 度 19	年 度
(事業数)	(24)	(23)	(23)	(24)
黒字額	74	26	31	27
(事業数)	(10)	(11)	(11)	(10)
赤字額	△ 22	△ 69	\triangle 19	△ 34
(事業数)	(34)	(34)	(34)	(34)
収 支	52	△ 43	12	△ 6

累積欠損金は469億円で、前年度と比べると0.2%増となっている。また、不良債務は、1億円となっている。

## (b) 資本収支

資本的支出は380億円で、前年度と比べると25.6%増となっている。これに対する財源は、外部資金が76億円、内部資金が303億円で、財源不足額は12億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は170億円で、前年度と比べると7.2%増、企業債償還金は160億円で、前年度と比べると20.2%増となっている。

## (力) 病院事業

# a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する病院事業(地方公営企業法を適用する病院事業数)で、平成20年度決算対象となるものは、665事業であり、これらの事業が有する病院(以下「自治体病院」という。)数は936病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が198病院(45都道府県)、政令指定都市立が43病院(17政令指定都市)、市立が398病院(326市)、町村立が193病院(181町村)及び一部事務組合等立が104病院(81組合)となっている。

自治体病院のうち一般病院について病床数300床以上の大規模病院が占める割合を経営主体別に みると、都道府県立が51.6%、政令指定都市立が64.3%、市立が36.5%とそれぞれ大きな割合を占 めている。これら大規模病院は、地域における基幹病院、中核病院として高度の医療設備を備え、 医療水準の向上等に重要な役割を果たしている。

平成20年度末における病床数は22万4千床で、前年度と比べると1.7%減となり、入院、外来延 患者数は1億6千万人で、5.4%減となっている。

また、病床利用率は73.8% (前年度75.5%)、外来入院患者比率 (年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの) は166.4% (前年度169.4%) となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、第102図のとおりである。

# b 経営状況

## (a) 損益収支

病院事業の総収益は3兆9,901億円で、前年度と比べると0.9%減、総費用は4兆1,717億円で、 前年度と比べると1.2%減となっている。この結果、純損益は1,817億円の赤字(前年度1,947億 円の赤字)、総収支比率は95.6%となっている。また、経常収益は3兆9,597億円で、前年度と比



# 第35表 病院事業の経営状況

(単位 億円)

区 分		純 拄	員 益			経常損				益		
区	20 年	度	19	年 度	2	20 年	度	度 19 年	年 月	更		
(事業数) 黒字額		(194) 259		(176) 225			(183) 139			(166 106		
(事業数) 赤字額	Δ		$\begin{array}{c c} (491) & (481) \\ \triangle \ 2,171 & \triangle \ 1,984 \end{array}$				(501) △ 2,112					
(事業数) 収 支	Δ	(664) 1,817		(667) △ 1,947		Δ	(664) 1,845			(667 △ 2,006		

べると0.9%減、経常費用は4兆1,442億円で前年度と比べると1.2%減となっている。この結果、 経常損益では1,845億円の赤字、経常収支比率は95.5%となっている。なお、純損益、経常損益 における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第35表のとおりである。

累積欠損金は2兆1,368億円で、前年度と比べると6.8%増、不良債務は575億円で、前年度と 比べると51.5%減となっている。

不良債務額の減少の要因は、平成20年度において平成15年度以降の医師不足の深刻化等により新たに発生した不良債務を長期債務に振り替え計画的な解消を図ることができるよう「公立病院特例債」を発行したことや不良債務の解消のために一般会計からの繰入金を増額したことによるのと考えられる。

なお、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は88.1% (前年度88.6%) となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が88.7% (同89.2%)、結核病院が42.5% (同38.0%)、精神科病院が66.7% (同65.9%) となっている。

## (b) 資本収支

資本的支出は6,896億円で、前年度と比べると4.6%減となっている。これに対する財源は、外部資金が4,985億円、内部資金が1,751億円で、財源不足額は160億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は2,902億円で、前年度と比べると2.4%増、企業債償還金は3,534億円で、前年度と比べると10.8%減となっている。

### (キ) 下水道事業

#### a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成20年度決算対象となるものは、3,687事業(うち建設中106事業)であり、法適用企業が318事業、法非適用企業が3,369事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が82事業、政令指定都市営が40事業、市営が1,873事業、町村営が1,667事業、一部事務組合等営が25事業となっている。

下水道事業の平成20年度末における現在処理区域内人口は9,815万人、現在処理区域面積は422万haとなっている。また、年間総処理水量(雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。)は146億91百万m³で、前年度と比べると0.1%減となっている。

# b 経営状況

## (a) 法適用企業

#### (i) 損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は1兆5,082億円、総費用は1兆4,581億円となっており、この結果、純損益は501億円の黒字(前年度441億円の黒字)、総収支比率は103.4%となっている。また、経常収益は、前年度と比べると2.4%増の1兆5,035億円、経常費用は、2.1%増の1兆4,548億円となっている。この結果、経常損益は487億円の黒字、経常収支比率は103.3%となっている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第36表のとおりである。

累積欠損金は2,047億円で、前年度と比べると0.1%減となり、また、不良債務は266億円で、16.5%減となっている。

## (ii) 資本収支

法適用企業の下水道事業の資本的支出は1兆9.926億円で、前年度と比べると2.8%減となっ

## 第36表 下水道事業 (法適用企業) の経営状況

(単位 億円)

Г /\	純	損 益		経常損益	É
区 分	20 年 度	19	年 度	20 年 度 19	年 度
(事業数) 黒字額	(178) 682		(142) 606	(173) 674	(141) 591
(事業数) 赤字額	(135) △ 180		$\stackrel{(121)}{\triangle 164}$	(140) △ 187	$ \begin{array}{c} (122) \\ \triangle \ 163 \end{array}$
(事業数)収支	(313) 501		(263) 441	(313) 487	(263) 428

ている。これに対する財源は、外部資金が1兆3,447億円、内部資金が6,225億円で、財源不足額は254億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は7,776億円で、前年度と比べると5.0%増、企業債償還金は1兆2.033億円で、前年度と比べると7.5%減となっている。

## (b) 法非適用企業

法非適用企業の下水道事業の総収益は1兆5,303億円で、前年度と比べると2.3%減となっている。その内訳をみると、料金収入が6,577億円(総収益に占める割合43.0%)、他会計繰入金(雨水処理負担金を含む。)が6,617億円(同43.2%)等となっている。一方、総費用は1兆1,528億円で、前年度と比べると6.4%減となっており、うち地方債利息が4,895億円(総費用に占める割合42.5%)となっている。

資本的支出は2兆6,986億円で、前年度と比べると1.2%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は1兆2,242億円で、前年度と比べると11.0%減、地方債償還金は1兆4,666億円で、前年度と比べると8.7%増となっている。

実質収支をみると、黒字事業が3,194事業で876億円の黒字、赤字事業が74事業で317億円の 赤字となり、差引559億円の黒字となっている。

## (c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の総収益は、前年度と比べると9億円、0.0% 増の3兆386億円、総費用は、前年度と比べると483億円、1.8%減の2兆6,110億円となっており、この結果、全体の収支(法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計)は1,060億円の黒字となっている。これは、料金改定等により料金収入が増加しているほか、他会計からの繰入れが行われていることによる。

汚水処理費を年間有収水量で除して算出した汚水処理原価(特定公共下水道及び流域下水道を除く。)についてみると、法適用企業が135.12円/m³(維持管理費58.67円/m³、資本費76.45円/m³)、法非適用企業が198.75円/m³(維持管理費88.03円/m³、資本費110.71円/m³)、全体としては163.99円/m³(維持管理費71.99円/m³、資本費92.00円/m³)となっている。

汚水処理原価と使用料単価(使用料収入を年間有収水量で除して算出したもの、特定公共下水道及び流域下水道を除く。)の関係をみると、法適用企業の使用料単価は135.58円/m³で、汚水処理原価の100.3%、法非適用企業の使用料単価は134.24円/m³で、汚水処理原価の67.5%、全体の使用料単価は134.97円/m³で、汚水処理原価の82.3%と低い水準となっている。このため、下水道事業の財政健全化のためにも今後使用料水準の適正化を図っていく必要がある。

#### (ク) その他の地方公営企業

#### a 事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成20年度決算対象となるものは、港湾整備事業が104事業、市場事業が176事業、と畜場事業が74事業、観光施設事業が390事業、宅地造成事業が513事業、有料道路事業が4事業、駐車場整備事業が233事業、介護サービス事業が621事業及びその他事業が37事業(診療所、廃棄物等処理施設、自動車学校等)となっている。

# b 経営状況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字 額は、第37表のとおりである。

第37表 その他の地方公営企業の経営状況

(単位 億円)

										(4-1	元 12211/
区		分	港湾整備	市場	と畜場	観 光 設	宅 地造 成	有 料 道 路	駐車場整 備	介 護サービス	その他
	純	(事業数)	(8)	(10)	(1)	(35)	(28)	(-)	(10)	(28)	(24)
		黒 字 額	77	27	0.1	11	750	-	4	4	17
		(事業数)	(-)	(5)	(-)	(28)	(27)	(-)	(-)	(19)	(12)
34-	損	赤字額	_	△ 24	_	△ 19	△1,424	_	_	△ 3	$\triangle 3$
法	益	(事業数)	(8)	(15)	(1)	(63)	(55)	(-)	(10)	(47)	(36)
適		収 支	77	3	0.1	△ 8	△ 674	_	4	1	14
用		(事業数)	(8)	(10)	(1)	(33)	(27)	(-)	(10)	(27)	(24)
企	経	黒 字 額	71	11	0.1	8	692	_	4	3	17
業	常	(事業数)	(-)	(5)	(-)	(30)	(28)	(-)	(-)	(20)	(12)
	損	赤字額	_	△ 24	_	△ 14	△1,289	_	_	△ 3	$\triangle 3$
	益	(事業数)	(8)	(15)	(1)	(63)	(55)	(-)	(10)	(47)	(36)
		収 支	71	△ 14	0.1	△ 6	△ 597	_	4	$\triangle$ 0.5	15
		(事業数)	(89)	(155)	(71)	(305)	(388)	(4)	(205)	(502)	(-)
法	実	黒 字 額	68	23	6	36	290	0.3	26	82	_
非適用	質	(事業数)	(7)	(6)	(2)	(19)	(39)	(-)	(17)	(71)	(-)
	収	赤字額	△ 18	△ 25	△ 8	△ 57	△ 360	_	△ 72	△ 10	_
企業	支	(事業数)	(96)	(161)	(73)	(324)	(427)	(4)	(222)	(573)	(-)
		収 支	50	$\triangle$ 2	$\triangle$ 2	△ 21	△ 70	0.3	△ 46	72	_

# (2) 国民健康保険事業 [第120表]

平成20年度末の国民健康保険事業の保険者は、1,801団体(17政令指定都市、39中核市、43特例市、683都市、992町村、4一部事務組合等、23特別区)で、総保険者数は前年度末と比べると16団体減少している。また、直営診療所を設置している団体は387団体(1政令指定都市、8中核市、12特例市、157都市、208町村、1一部事務組合)で、前年度末と比べると1団体減少している。

被保険者数は3,601万人であり、加入世帯数は2,035万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、 被保険者数は1,084万人減、加入世帯数は523万世帯減となっている。

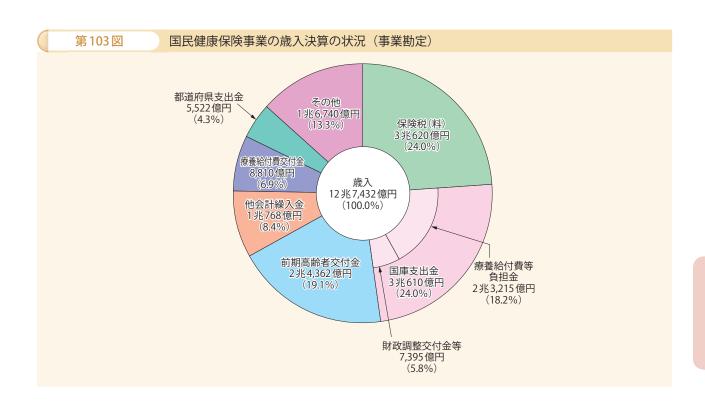
なお、退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は182万人で、前年度末と比べると697万人減少している。

# 7 事業勘定

## (ア) 歳入

事業勘定の歳入決算額は12兆7,432億円で、前年度と比べると4,027億円減少(対前年度比3.1%減)となっている。

歳入の内訳をみると、**第103**図のとおりであり、国民健康保険税(料)及び国庫支出金の両者で歳入総額の48.0%を占め、前年度(53.7%)と比べると5.7ポイント低下となっている。



それぞれの決算額をみると、国民健康保険税(料)は3兆620億円で、前年度と比べると7,107億円減少(同18.8%減)、国庫支出金は3兆610億円で、前年度と比べると2,211億円減少(同6.7%減)となっている。国庫支出金の主な内訳としては、療養給付費等負担金が2兆3,215億円、財政調整交付金等が7,395億円で、それぞれ前年度と比べると1,660億円減少(同6.7%減)、550億円減少(同6.9%減)となっている。

また、都道府県支出金は5,522億円で、前年度と比べると1,635億円減少(同2.9%減)となっている。

さらに、他会計繰入金は1兆768億円で、前年度と比べると1,294億円減少(同10.7%減)となっている。 この内訳をみると、財源補てん的な繰入金が3,210億円(同6.3%減)、国民健康保険の財政基盤の安定を図 るための保険基盤安定制度による繰入金が3,726億円(同20.0%減)、高医療費基準超過額に係る繰入金が10 億円(同21.9%減)等となっている。

#### (イ) 歳出

事業勘定の歳出決算額は12兆6,704億円で、前年度と比べると4,310億円(対前年度比3.3%減)となっている。

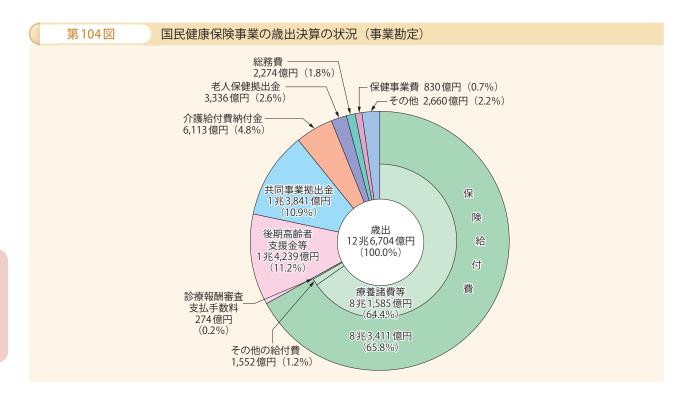
歳出の内訳をみると、第104図のとおりであり、保険給付費は8兆3,411億円で、前年度と比べると183億円増加(同0.2%増)となっている。

保険給付費の主な内訳をみると、療養諸費等が8兆1,585億円で、前年度と比べると331億円増加(同0.4%増)、その他の給付費が1,552億円で、155億円減少(同9.1%減)となっている。

#### (ウ) 収支

実質収支は721億円の黒字(前年度424億円の黒字)であり、昭和40年度以降黒字基調が続いている。しかし、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、3,425億円の赤字(同4,006億円の赤字)となっており、15年連続して赤字となっている。

再差引収支を団体規模別にみると、政令指定都市が1,995億円の赤字(同2,031億円の赤字)、中核市が537億円の赤字(同591億円の赤字)、特例市が345億円の赤字(同426億円の赤字)、都市が819億円の赤字(同1.178億円の赤字)となる一方、町村が143億円の黒字(同59億円の黒字)、一部事務組合等が3億円の黒字



(同2億円の黒字)、特別区が126億円の黒字 (同159億円の黒字) となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると89団体増加の1,038団体で、 その黒字額は204億円増加の1,277億円となっている。

一方、赤字の団体数は105団体減少の763団体で、その赤字額は、前年度と比べると377億円減少の4,702億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、政令指定都市が94.1%、中核市が76.9%、特例市が72.1%、都市が51.0%、町村が33.4%、一部事務組合等が50.0%、特別区が21.7%となっており、特に政令指定都市、中核市及び特例市においては、厳しい財政運営が続いている。

## 1 直診勘定

直診勘定の歳入決算額は693億円で、前年度と比べると18億円減少(対前年度比2.6%減)となっている。このうち、診療収入は465億円で、前年度と比べると26億円減少(同5.4%減)となっており、歳入総額に占める割合は、前年度と比べて2.0ポイント低下の67.1%となっている。一方、他会計繰入金は138億円で、前年度と比べると15億円増加(同11.8%増)となっており、歳入総額に占める割合は、2.5ポイント上昇の19.9%となっている。

直診勘定の歳出決算額は676億円で、前年度と比べると21億円減少(同3.0%減)となっている。

このうち、総務費は357億円で、前年度と比べると2億円増加(同0.5%増)となっており、歳出総額に占める割合は、前年度と比べて1.8ポイント上昇の52.8%となっている。また、医業費は241億円で、前年度と比べると10億円減少(同4.0%減)となっており、歳出総額に占める割合は、前年度と比べ0.4ポイント低下の35.6%となっている。なお、医業費の診療収入に対する割合は前年度と比べて0.8ポイント上昇の51.8%となっている。

実質収支は15億円の黒字(前年度13億円の黒字)となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、120億円の赤字(同105億円の赤字)となっている。

# ●(3)後期高齢者医療事業[第122表]

平成20年4月から、今後、大きく伸びると見込まれる高齢者の医療費を安定的に支え、国民皆保険制度を 将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者で共に支えあう仕組みとして、後期高齢者医療制度が実施さ れている。

保険料の徴収や後期高齢者医療広域連合へ保険料等の納付を行う市町村等(1,798団体(17政令指定都市、39中核市、43特例市、684都市、991町村、1広域連合、23特別区))及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合(47団体)に特別会計が設けられている。

#### ア 市町村

市町村等の特別会計の歳入決算額は1兆1,474億円となっている。このうち、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料は8,366億円で、歳入総額に占める割合は72.9%となっている。

歳出決算額は1兆1,249億円となっている。このうち、後期高齢者医療広域連合への納付金が、1兆610億円で、歳出総額に占める割合は94.3%となっている。

#### **1**後期高齢者医療広域連合

#### (ア) 歳入

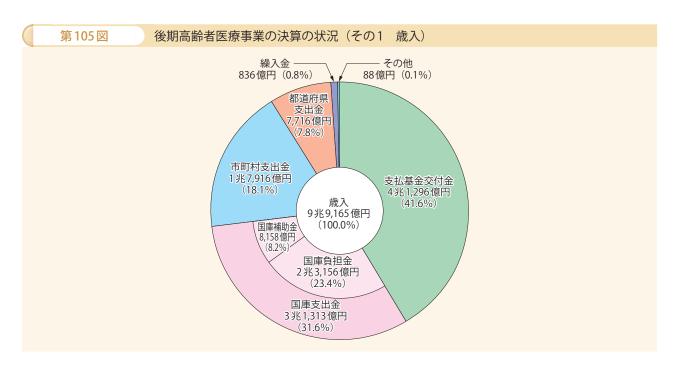
後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は9兆9,165億円となっている。

歳入の内訳をみると、**第105**図(その1)のとおりであり、支払基金交付金が4兆1,296億円(歳入総額に 占める割合41.6%)、国庫支出金が3兆1,313億円(同31.6%)、市町村支出金が1兆7,916億円(同18.1%)、 都道府県支出金が7,716億円(同7.8%)となっている。

#### (イ) 歳出

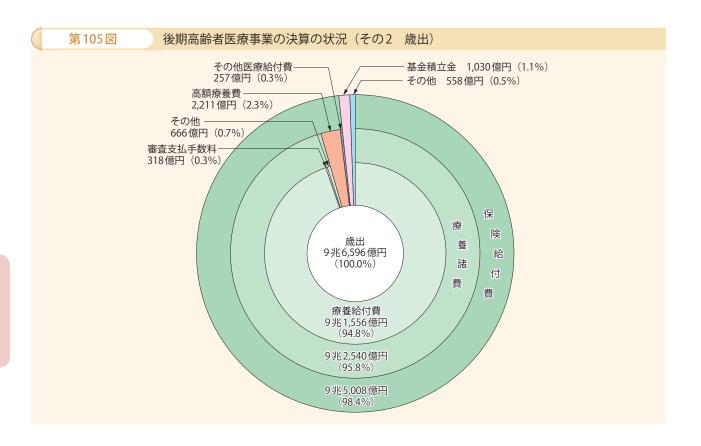
後期高齢者医療広域連合の歳出決算額は9兆6,596億円となっている。

歳出の内訳をみると、**第105**図(その2)のとおりであり、保険給付費は9兆5,008億円で、歳出総額の98.4%を占めている。



127

第1部\_01-09.indd 127 10/02/26 12:41



その他については、基金積立金1,030億円、総務費325億円、保健事業費132億円等となっている。

#### (ウ) 収支

実質収支は47団体全て黒字となっており、その黒字額は2,567億円となっている。

# (4)介護保険事業 [第123表]

平成12年4月から、介護が必要となる状態になっても能力に応じて自立した日常生活ができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づく介護保険制度が実施されている。

介護保険制度を実施する保険者である市町村等が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者(65才以上の者)からの保険料や、第2号被保険者(40才以上65才未満の医療保険加入者)の介護納付金分に係る支払基金からの交付金である支払基金交付金等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる在宅サービス及び施設サービスを実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村等が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

平成20年度末の介護保険事業の保険者は、1,646団体(17政令指定都市、39中核市、43特例市、629都市、857町村、38一部事務組合等、23特別区)となっている。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は824団体(7政令指定都市、13中核市、25特例市、346都市、410町村、8一部事務組合等、15特別区)となっている。

#### 7 保険事業勘定

#### (ア) 歳入

保険事業勘定の歳入決算額は7兆2.677億円となっている。

歳入の内訳をみると、第106図のとおりである。第1号被保険者が支払う保険料が1兆3,579億円(歳入総額に占める割合18.7%)、介護給付費負担金(介護給付及び予防給付に要する費用の額(以下「介護・予防給付額」という。)の100分の20(施設等給付費にあたっては100分の15)に相当する額)、調整交付金(介護・予防給付額の100分の5に相当する額)等の国庫支出金が1兆6,157億円(同22.2%)、支払基金交付金(第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金)が2兆282億円(同27.9%)、都道府県の法定負担(介護・予防給付額の100分の12.5(施設等給付費にあたっては100分の17.5)に相当する額)を含む都道府県支出金が9,935億円(同13.7%)、市町村の法定負担分(介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額)を含む他会計繰入金が1兆725億円(同14.8%)、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金が210億円(同0.3%)等となっている。

#### (イ) 歳出

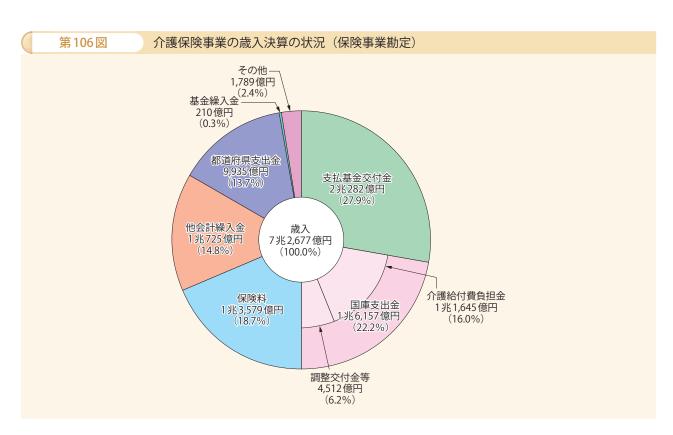
保険事業勘定の歳出決算額は7兆787億円となっている。

歳出の内訳をみると、**第107**図のとおりであり、保険給付費は6兆4,299億円で、歳出総額の90.8%を占めている。

その他については、総務費が2,316億円(歳出総額に占める割合3.3%)、基金積立金1,651億円(同2.3%)、 介護保険財政の安定化を図るため都道府県が設置する基金へ保険者が毎年度拠出する財政安定化基金拠出金 40億円(同0.1%)等となっている。

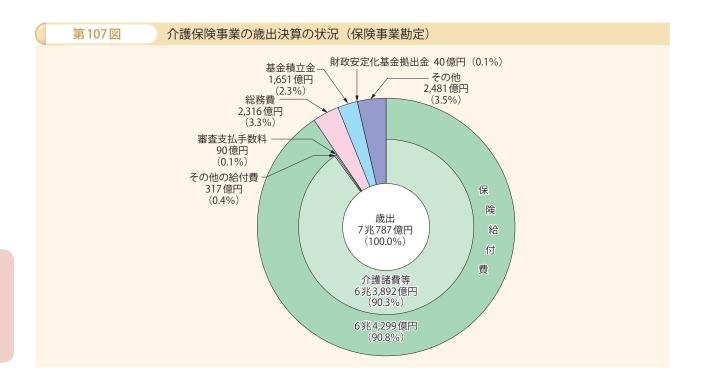
#### (ウ) 収支

実質収支は1,878億円の黒字となっており、実質収支から財源補てん的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、1,853億円の黒字となっている。



129

第1部\_01-09.indd 129 10/02/26 12:41



再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は1,629団体で、全団体に占める割合は98.8%となっており、その黒字額は1,872億円となっている。

一方、赤字の団体数は20団体で、全団体に占める割合は1.2%となっており、その赤字額は19億円となっている。

#### 1 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は322億円となっている。このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は125億円で、歳入総額に占める割合は38.8%となっている。

普通会計等からの繰入金は180億円で、歳入総額に占める割合は55.9%となっており、このうち、普通会計からのものが166億円となっている。

歳出決算額は313億円となっている。このうち、サービス事業費が109億円で、歳出総額に占める割合は34.8%となっている。

また、公債費の元利償還金は、107億円で、歳出総額に占める割合は34.2%となっている。

なお、実質収支は7億円の黒字となっている。

### (5) その他の事業

#### ア 収益事業 [第124表]

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ299団体で、前年度と比べると1団体減少している。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が113団体と最も多く、以下、自転車競走事業62団体、競馬事業53団体、小型自動車競走事業7団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び17政令指定都市の64団体で発行されている。

これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ69団体、市町村においては延べ230団体が収益事業を実施している。

#### (ア) 経営状況

収益事業の決算額は、歳入3兆4,186億円、歳出3兆4,241億円となっている。これを前年度と比べると歳入は1,116億円減少(対前年度比3.2%減)、歳出は1,191億円減少(同3.4%減)となっている。

実質上の収支(歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額)は4,443億円の黒字(前年度4,388億円の黒字)となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、自転車競走事業が84億円(前年度49億円)、 小型自動車競走事業が4億円(同3億円)、モーターボート競走事業が116億円(同107億円)、宝くじ事業が 4,404億円(同4,494億円)となっている。

#### (イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は4,608億円で、前年度と比べると1.0%減(同2.7%減)となっている。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、土木費が1,762億円で最も大きな割合(収益金繰入額に占める割合38.2%)を占め、次いで、教育費の603億円(同13.1%)となっており、この両者で繰入総額の51.3%を占めている。

このほか、民生費が498億円(同10.8%)、衛生費が216億円(同4.7%)、商工費が151億円(同3.3%)等となっている。

#### 4 共済事業

#### (ア) 農業共済事業 [第126表]

農業共済事業を実施した市町村の数は71団体で、前年度と比べると6団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は歳入180億円、歳出169億円で、前年度と比べると歳入は19億円減少(対前年度比9.5%減)、歳出は17億円減少(同9.0%減)となっている。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額)は、45億円の赤字(前年度44億円の赤字)となっている。

#### (イ) 交通災害共済事業 [第127表]

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は106団体(2県、63市町村、41一部事務組合等)で、前年度と比べると17団体減少している。

また、加入者は平成20年度末で1,132万人(前年度末1,328万人)となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入97億円、歳出79億円で、前年度と比べると歳入は4億円減少(対前年度比3.8%減)、歳出は4億円減少(同5.3%減)となっている。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額)は23億円の黒字(前年度18億円の黒字)となっている。

#### ウその他

#### (ア) 老人保健医療事業 [第121表]

老人保健医療事業会計の決算額は、医療制度改革に伴い、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されたことから、前年度から大幅に減少し、歳入1兆1,397億円、歳出1兆1,096億円であり、前年度と比べると歳入は9,302億円減少(対前年度比89.1%減)、歳出は9,341億円減少(同89.4%減)となっている。

老人保健医療事業の歳出で大きいものは医療給付費等で9,178億円となっており、総額の82.7%を占めている。

実質収支は300億円の黒字(前年度94億円の赤字)となっている。

#### (イ) 公立大学附属病院事業 [第125表]

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は1団体で、地方独立行政法人化に伴い減少している。 その結果、公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益19億円、総費用20億円となり、 前年度と比べると総収益は228億円減少(対前年度比92.3%減)、総費用は229億円減少(同91.9%減)と なっている。

また、資本的収支では資本的収入4億円、資本的支出3億円で、前年度と比べると、資本的収入は47億円減少(同92.5%減)、資本的支出は46億円減少(同94.8%減)となっている。

実質収支は2億円の黒字(前年度2億円の黒字)となっている。

# 第2章 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

# 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

#### 7 法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。)による実質赤字額が生じている地方公共団体に対する財政再建制度と地方公営企業法(昭和27年法律第292号)による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところであったが、地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成18年8月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられた。この中でこれまでの制度については、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言された。

これを踏まえ、政府は第166回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法案は国会審議を経て平成19年6月22日に公布された(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)。また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」(平成19年政令第397号)及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」(平成20年総務省令第8号)により定められた。

#### 4 健全化判断比率の公表等

#### (ア) 健全化判断比率の内容

健全化法においては、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を健全化判断比率として規定している。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率 (当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率)
- ② 連結実質赤字比率 (当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政 規模に対する比率)
- ③ 実質公債費比率(当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政 規模を基本とした額(※)に対する比率)
- ④ 将来負担比率(地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率) ※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

#### (健全化判断比率の概要)

実質赤字比率 =

一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

- ・一般会計等の実質赤字額:
  - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額=繰上充用額+ (支払繰延額+事業繰越額)

連結実質赤字比率 =

連結実質赤字額

標準財政規模

・連結実質赤字額:イと口の合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率 (3か年平均) (地方債の元利償還金+準元利償還金) -

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模 -

(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・ 準元利償還金: イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年 当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てた と認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団 (組合等) への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の 財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

将来負担額 - (充当可能基金+特定財源見込額+地方債現在高等に係る 基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

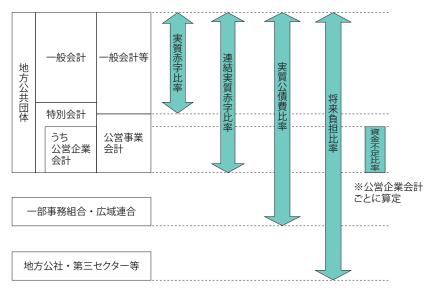
標準財政規模 -

(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・将来負担額:イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該 債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額:イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

#### (イ) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりである。

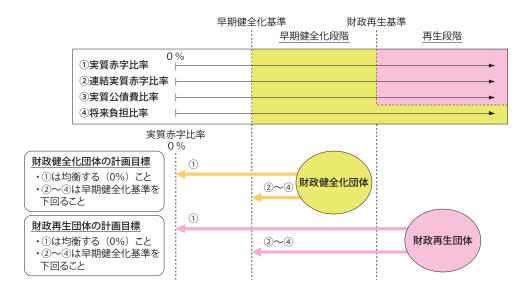


#### (ウ) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率 を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

また、再生判断比率(健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの比率)のいずれかが財政再生 基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければな らない。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりである。



#### ウ資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体(組合及び地方開発事業団を含む。)は、毎年度、公営企業会計ごとに 資金不足比率(資金の不足額の事業の規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公 表しなければならない。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなけ ればならない。

#### (資金不足比率の概要)

資金不足比率 = 資金の不足額

事業の規模

・資金の不足額:

資金の不足額 (法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした 地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の 事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模:

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額 ※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達 した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

#### ■ 早期健全化基準と財政再生基準

区 分 早期健全化基準 財政再生基準

実 質 赤 字 比 率

都道府県: 3.75%

都道府県:8.75%

市区町村:350%

都道府県:5% 市区町村:20%

**声处皮质土点从** 

市区町村:財政規模に応じ11.25%~15%

都道府県:15% ※

連結実質赤字比率

市区町村:財政規模に応じ16.25%~20%

市区町村:30% ※

実 質 公 債 費 比 率

都道府県・市区町村:25%

都道府県・市区町村:35%

将 来 負 担 比 率

資 金 不 足 比 率

都道府県・政令指定都市:400%

(経営健全化基準) 20%

※3年間(平成21年度~平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。

#### 才 施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行され、平成19年度の 決算に基づく健全化判断比率等から適用されている。また、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定 は、平成21年4月1日から施行され、平成20年度以降の決算に基づく健全化判断比率等から適用されてい る。

# 2 健全化判断比率・資金不足比率の状況

第2章は、「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」(平成21年11月30日 総務省公表)に基づくものである。地方公共団体数は、都道府県47 団体、政令指定都市18団体、市区788 団体、町村992団体の合計1,845団体であり、公営企業会計の総数は、7,345会計である。それぞれの比率において、平成20年度決算に基づく健全化判断比率等が早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上であった場合には、平成21年度末までに財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない。

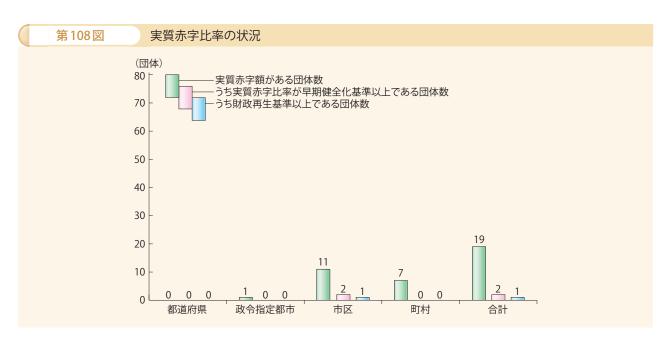
また、第2章において「市区」とは、用語解説における「中核市」、「特例市」、「都市」及び「特別区」をいう。

# (1) 実質赤字比率

平成20年度決算に基づく実質赤字比率の状況は、第108図のとおりである。

実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数を団体種類別にみると、政令指定都市は1団体、 市区11団体、町村7団体であり、合計19団体となっている。

このうち実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区2団体であり、そのうち財政再生基準以上である団体数は1団体となっている。

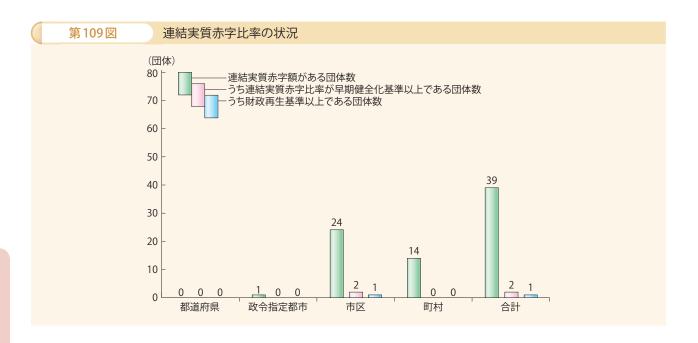


### (2) 連結実質赤字比率

平成20年度決算に基づく連結実質赤字比率の状況は、第109図のとおりである。

連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数を団体種類別にみると、都道府県は該 当団体がなく、政令指定都市1団体、市区24団体、町村14団体であり、合計39団体となっている。

このうち連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区2団体であり、そのうち財政再生 基準以上である団体数は市区1団体となっている。

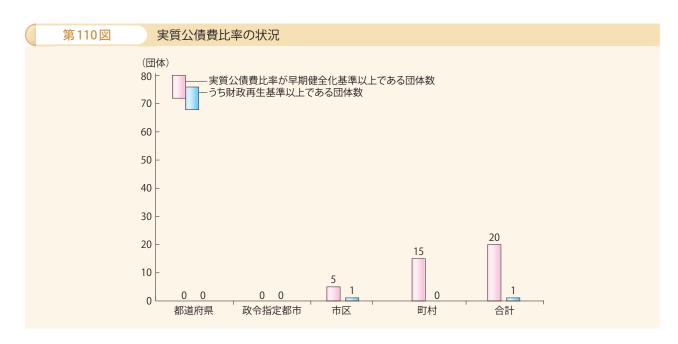


# (3) 実質公債費比率

#### ▽ 早期健全化基準・財政再生基準以上である団体数

平成20年度決算に基づく実質公債費比率の状況は、第110図のとおりである。

実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は、都道府県及び政令指定都市は該当団体がなく、市区5団体、町村15団体の合計20団体となっている。そのうち財政再生基準以上である団体数は市区1団体となっている。



#### 1 実質公債費比率の段階別分布状況

実質公債費比率の段階別分布状況は、第111図のとおりである。

実質公債費比率が地方債許可制移行基準 (18%) 以上である団体数は、都道府県3団体 (構成比6.4%)、

政令指定都市2団体(同11.1%)、市区135団体(同17.1%)、町村259団体(同26.1%)の合計399団体(同21.6%)となっている。

このうち実質公債費比率が早期健全化基準 (25%) 以上であり財政再生基準 (35%) 未満である団体数は、都道府県及び政令指定都市は該当団体がなく、市区4団体 (同0.5%)、町村15団体 (同1.5%) の合計19団体 (同1.0%) であり、財政再生基準以上である団体数は、市区1団体 (同0.1%) となっている。



#### ウ団体種類別実質公債費比率の状況

団体種類別の実質公債費比率の状況は、第38表のとおりであり、実質公債費比率の平均は、都道府県12.8%、政令指定都市13.8%、市区10.8%、町村14.4%となっている。

第3	8表	団体種類別実質公債費比率の状況							
区	分	都道府県	政令指定都市	市	区	町	村	市区町村合計	
平 成 2	20 年 度	% 12.8	% 13.8		% 10.8		% 14.4	% 11.8	

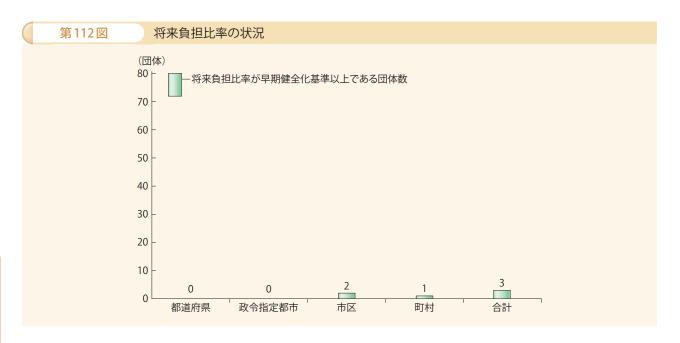
- (注) 1 比率は、加重平均である。
  - 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

# ●(4)将来負担比率

#### ア早期健全化基準以上である団体数

平成20年度決算に基づく将来負担比率の状況は、第112図のとおりである。

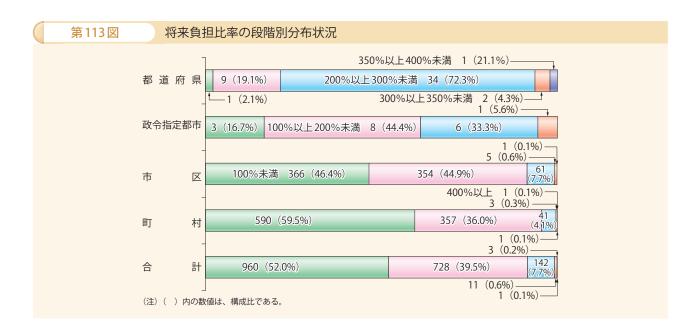
将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、都道府県及び政令指定都市は該当団体がなく、市区 2団体、町村1団体の合計3団体となっている。



#### √ 将来負担比率の段階別分布状況

将来負担比率の段階別分布状況は、第113図のとおりである。

将来負担比率の段階別分布状況では、都道府県においては200%以上300%未満の区分、政令指定都市においては100%以上200%未満の区分、市区及び町村においては100%未満の区分における団体数が最も多くなっている。



#### 団体種類別将来負担比率の状況

団体種類別の将来負担比率の状況は、第39表のとおりであり、将来負担比率の平均は、都道府県219.3%、政令指定都市198.4%、市区76.7%、町村80.6%となっている。

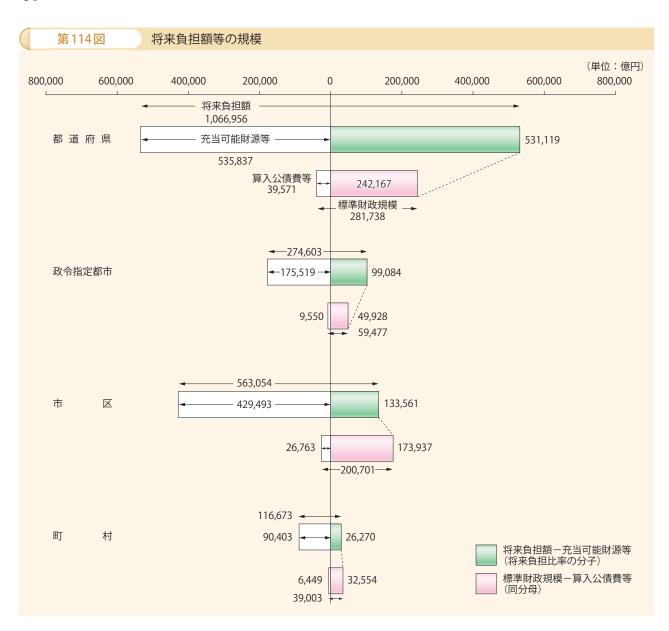
第39表 団体種類別将来負担比率の状況									
区	分	都道府県	政令指定都市	市	区	町	村	市区町村合計	
平 成 2	20 年 度	% 219.3	% 198.4		% 76.7		% 80.6	% 100.9	

- (注) 1 比率は、加重平均である。
  - 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

#### ■団体種類別将来負担額等の状況

団体種類別の将来負担額等の規模は、第114図のとおりである。

一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を合計した将来負担額から基金等の充当可能財源等を控除した実質的な将来負担額(将来負担比率の分子となる額)の団体種類別合計額は、都道府県53兆1,119億円、政令指定都市9兆9,084億円、市区13兆3,561億円、町村2兆6,270億円となっている。



141

第1部\_02-02.indd 141 10/02/26 12:42

# (5) 資金不足比率

#### ア資金不足額がある公営企業会計数

平成20年度決算に基づく資金不足比率の状況を団体種類別にみたものが第115図である。

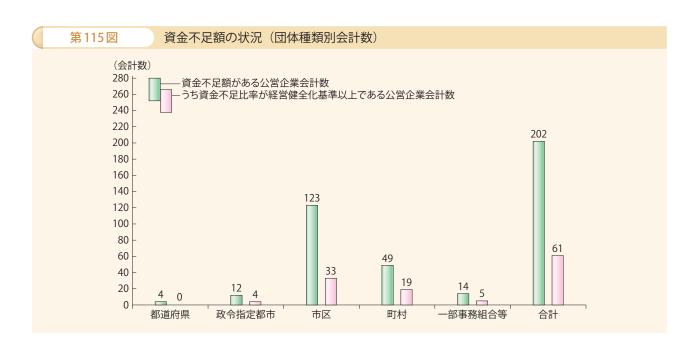
資金不足額がある(資金不足比率が0%超である)公営企業会計数をみると、都道府県4会計、政令指定都市12会計、市区123会計、町村49会計、一部事務組合等14会計であり、合計202会計となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、都道府県は該当がなく、政令指定都市4会計(資金不足額がある会計数の33.3%)、市区の33会計(同26.8%)、町村19会計(同38.8%)、一部事務組合等5会計(同35.7%)であり、合計61会計(同30.2%)となっている。

また、資金不足比率の状況を事業別にみたものが第116図である。

資金不足額がある公営企業会計数をみると、病院事業が93会計と最も多く、以下、宅地造成事業(28会計)、交通事業(22会計)、観光施設事業(17会計)、下水道事業(16会計)の順となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、宅地造成事業が12会計(資金不足額のある会計数の42.9%)、観光施設事業が12会計(同70.6%)と最も多く、以下、病院事業10会計(同10.8%)交通事業10会計(同45.5%)、下水道事業6会計(同37.5%)の順となっている。





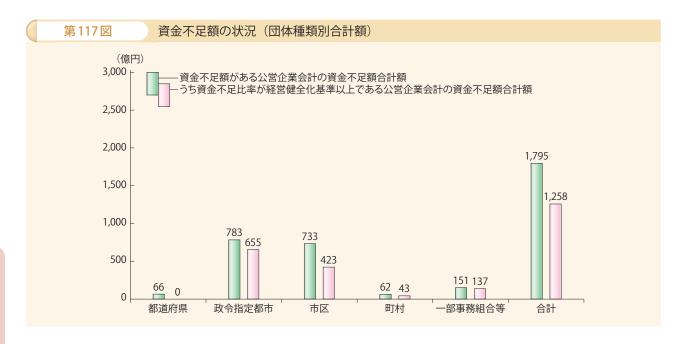
#### 1 公営企業会計の資金不足額

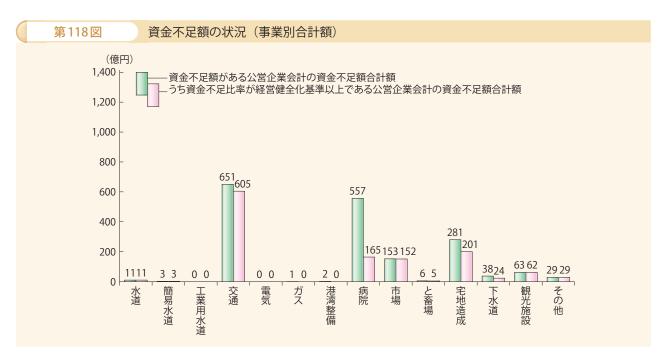
公営企業会計の資金不足額の状況を団体種類別にみたものが第117図であり、都道府県66億円、政令指定都市783億円、市区733億円、町村62億円、一部事務組合等151億円であり、合計1,795億円となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、都道府県は該当する会計がなく、政令指定都市655億円(資金不足額がある会計の83.6%)、市区423億円(同57.8%)、町村43億円(同69.6%)、一部事務組合等137億円(同90.8%)で、合計1,258億円(同70.1%)となっている。

また、資金不足額の状況を事業別にみたものが**第118図**であり、交通事業が651億円と最も多く、以下、病院事業(557億円)、宅地造成事業(281億円)、市場事業(153億円)の順となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、交通事業が605億円(資金不足額がある会計の92.9%)と最も多く、以下、宅地造成事業201億円(同71.6%)、病院事業165億円(同29.7%)、市場事業152億円(同99.8%)の順となっている。





# 第2部 平成21年度及び平成22年度の地方財政

# 1 平成21年度の地方財政

平成21年度の地方財政を取り巻く環境及びその運営状況は、次のとおりである。

### 🔘 (1) 平成21年度の経済見通しと国の予算

#### ア経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成20年12月19日に閣議了解、平成21年1月19日に閣議決定されたが、この中で平成20年度の我が国経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、外需面に加え国内需要も停滞し、景気の下降局面にあり、雇用情勢が急速に悪化しつつあるとともに、企業の資金繰りも厳しい状況となっているとされた。こうした結果、平成20年度の国内総生産の実質成長率は、マイナス0.8%程度(名目成長率はマイナス1.3%程度)になると見込まれた。

このような情勢認識に立って、「平成21年度の経済財政運営の基本的態度」においては、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で、経済財政政策を進めるとともに、引き続き、「生活対策」の実現及び税制改正に併せ「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日経済対策閣僚会議決定)を着実に実施することとされた。また、「経済財政の中長期方針と10年展望」(平成21年1月19日閣議決定)に基づき、財政健全化の取組を進めつつ、世界の経済金融情勢の変化を受け、状況に応じて果断な対応を機動的かつ弾力的に行い、あわせて、改革による経済成長を目指し、「新経済成長戦略」(平成20年9月19日閣議決定)を基礎としつつ、将来の成長に向けたシナリオを取りまとめ、強力に推進することとされた。

以上のような経済財政運営を前提として、平成21年度においては、世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続くが、「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」の実施や交易条件の改善による効果が見込まれた。こうした結果、平成21年度の国内総生産の実質成長率は、0.0%程度(名目成長率は0.1%程度)になるものと見通された。

#### ■ 国の予算

平成20年12月3日、「平成21年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で、平成21年度予算編成にあたっては、「基本方針2006」等に基づき財政健全化に向けた基本的方向性を維持する観点から、重要課題推進枠の活用などにより予算配分の重点化を行うとともに、世界金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、「生活対策」に盛り込まれた内需拡大と成長力強化等に向けた税制上の措置とあわせ、状況に応じて果断な対応を機動的かつ弾力的に行い、行政支出総点検会議等の議論を踏まえ、政策の必要性をゼロベースで精査し、行政支出全般を徹底して見直すことにより、財政支出の抑制につなげることとされた。また、予算配分の重点化に当たっては、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」及び「地方の底力の発揮」に施策を集中するとともに、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行い、政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進め、さらに、政策の棚卸しにより、従来から整理されず引き続いて行われているような政策は、思い切った見直しを行うこととされた。

社会保障制度については、その機能強化と効率化を図る一方、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上 げに要する財源をはじめ、国・地方を通じて持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する



必要があるとされた。

公共投資については、歳出改革を進める中で、今後とも公共投資に関する改革を継続し、地域の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等を推進するため、真に必要な公共投資を選別する観点から、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行うとともに、コスト構造改善や入札改革を進め、更なる重点化・効率化を図ることとされた。

地方財政については、平成21年度予算編成においても、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保し、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分し、景気後退や「生活対策」に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じることとされた。

平成21年度予算は、以上のような方針により編成され、平成20年12月24日に政府案の閣議決定が行われた後、平成21年1月19日に第171回国会に提出され、平成21年3月27日に政府案どおり成立した。

これによると、平成21年度の国の一般会計予算の規模は88兆5,480億円で、前年度当初予算と比べると5 兆4,867億円の増加(6.6%増)となっており、うち一般歳出の規模は51兆7,310億円で、前年度当初予算と比べると4兆4,465億円の増加(9.4%増)となっている。なお、公債の発行予定額は33兆2,940億円で、前年度当初発行予定額と比べると7兆9,460億円の増加(31.3%増)となっており、公債依存度は37.6%となっている。他方、財政投融資計画の規模は15兆8,632億円で、前年度計画額と比べると1兆9,943億円の増加(14.4%増)となった。

# ●(2)地方財政計画

平成21年度においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額し、歳出面においては、これに合わせて地方公共団体が雇用創出等を図るとともに「生活者の暮らしの安心」や「地方の底力の発揮」に向けた事業を実施するために必要な経費を計上するほか、「基本方針2006」等に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図り、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき策定された。

- ア 地方税については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることする。
- イ 地方公共団体が行う雇用機会の創出その他の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために既定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額した上で、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。
  - (ア) 平成19年度に講じた平成21年度までの制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債(財源対

策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計の加算等により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,472億円については、法律の定めるところにより平成27年度以降の地方交付税の総額に加算する。

- (イ) これに基づき、平成21年度の財源不足見込額10兆4,664億円については、次により完全に補てんする。
  - a 地方交付税については、平成19年度分の精算による4,994億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により3兆2,784億円(うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,400億円、同条第3項の加算額5,831億円、臨時財政対策特例加算額2兆5,553億円)増額する。
  - b 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第4条第1項に規定する特別交付金 2,000 億円を交付する。
  - c 自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため地方特例交付金 (減収補てん特例交付金)を500億円増額する。
  - d 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を5兆1,486億円発行する。
  - e 建設地方債(財源対策債)を1兆2,900億円増発する。

なお、自動車取得税交付金の減収を補てんするための減収補てん特例交付金の交付額は、平成 21年度から平成23年度までの各年度500億円とする。

- (ウ) 上記の結果、平成21年度の地方交付税については、15兆8,202億円(前年度に比し2.7%増)を確保する。
- ウ 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、地域の活性化に積極的に取り組み、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

併せて、地方公共団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、地方公営企業等金融機構を改組して地方公共団体金融機構を創設し、一般会計事業についても貸付対象とする。

この結果、地方債計画の規模は、14兆1,844億円(普通会計分11兆8,329億円、公営企業会計等分2兆3,515億円)とする。

- エ 地域の雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、 財源の重点的配分を行う。
  - (ア) 急速に悪化しつつある雇用情勢を踏まえ、雇用創出につながる地域の実情に応じた事業を実施するために必要な特別枠「地域雇用創出推進費」5,000億円を平成21年度及び平成22年度において計上する。
  - (イ) 給与関係経費については、基礎年金公費負担割合を2分の1に引き上げる。
  - (ウ) 公債費については、金融秩序の混乱を踏まえ、地方債の償還財源を確保する観点から償還期限の 見直しを行う。
  - (エ) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前

年度に比し3.0%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

- (オ) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の 行政経費の縮減を図る一方、地域の元気回復に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化 施策、定住自立圏構想の推進、医療・少子化対策等に財源の重点的配分を図るとともに、地域にお いて必要な行政課題に対して適切に対処する。
- (カ) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保 するための施策を推進する。
- (キ) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- オ 地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金(平成21年度においては旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金)の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。
- カ 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制や医師確保対策をはじめ、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- キ 地方行財政運営の合理化を図ることとし、「基本方針2006」等に沿って、職員数の純減や給与構造改 革等に引き続き取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる 改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成21年度の地方財政計画の規模は、82兆5,557億円で、前年度と 比べると8,457億円減少(1.0%減)となった。

歳入についてみると、地方税は36兆1,860億円で、前年度と比べると4兆2,843億円減少(10.6%減)(道府県税18.1%減、市町村税4.0%減)、地方譲与税は1兆4,618億円で、前年度と比べると7,591億円増加(108.0%増)、地方特例交付金等は4,620億円で、前年度と比べると115億円減少(2.4%減)、地方交付税は15兆8,202億円で、前年度と比べると4,141億円増加(2.7%増)、国庫支出金は10兆3,016億円で、前年度と比べると2,185億円増加(2.2%増)、地方債(普通会計分)は11兆8,329億円で、前年度と比べると2兆2,274億円増加(23.2%増)となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は22兆1,271億円で、前年度と比べると800億円減少(0.4%減)となっている。なお、地方財政計画における職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員削減目標を踏まえ23,868人の純減としている。一般行政経費は27兆2,608億円で、前年度と比べると7,144億円増加(2.7%増)となり、一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆8,285億円で、前年度と比べると125億円減少(0.1%減)となっている。公債費は13兆2,955億円で、前年度と比べると841億円減少(0.6%減)、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は4兆8,966億円で、前年度と比べると4,244億円減少(8.0%減)となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は8兆808億円で、前年度と比べると2,499億円減少(3.0%減)となった。

他方、平成21年度の地方債計画の規模は14兆1,844億円で、前年度当初計画と比べると1兆7,068億円増加(13.7%増)となった。平成21年度の地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、地域の活性化に積極的に取り組むとともに、生活関連基盤の整備を計画的に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

併せて、地方公共団体の資金ニーズへの適時・適切な対応が可能となるよう、地方公共団体金融機構を創

148

第2部 01.indd 148

設(地方公営企業等金融機構の改組)し、一般会計についても貸付対象とすることとしている。



# ● (3) 平成21年度補正予算

#### ア 平成21年度補正予算(第1号)

平成21年度補正予算(第1号)は、平成21年4月27日に閣議決定され、同日第171回国会に提出され、5 月29日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政 府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)を実施するための経済危機対策関係経費14兆6,987億円等 を追加計上したほか、経済緊急対応予備費の減額8,500億円の修正減少額を計上した。また、歳入面では、 公債金10兆8,190億円(建設公債7兆3,320億円の増額及び特例公債3兆4,870億円の増額)、財政投融資特別 会計受入金3兆1,000億円等を追加計上した。

#### ☑ 平成21年度補正予算(第1号)に係る地方財政措置等

平成21年度補正予算(第1号)の編成により、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じた結果、以下の措 置が講じられた。

#### (ア) 地方公共団体への配慮

極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、「経済危機対策」に基づき、「地方公共団体への配慮」として「地 域活性化・公共投資臨時交付金 | (1兆3.790億円) 及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金 | (1兆円) を交付する。

a 地域活性化·公共投資臨時交付金

経済危機対策における公共事業及び施設費(以下「公共事業等」という。)の追加に伴う地方負 担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施で きるよう、「地域活性化・公共投資臨時交付金」(総額1兆3.790億円)を交付する。

b 地域活性化·経済危機対策臨時交付金

地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他 将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済 危機対策臨時交付金」(総額1兆円)を交付する。

#### (イ) 公共事業等の追加に伴う地方負担に対する財政措置

今回の補正予算により平成21年度に追加されることとなる公共事業、施設費等の投資的経費の地方負担 額については、地域活性化・公共投資臨時交付金とは別に、原則として、地方負担額の100%まで地方債を 充当できることとし、後年度において、その元利償還金の全額を基準財政需要額に算入する。

その際、元利償還金の50% (義務教育施設改築事業等当初における地方負担額に対する算入率が50%を 超えるものについては、原則として当初の算入率)については、公債費方式により各団体の地方債発行額に 応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については、単位費用により措置する。

- a 国の補正予算により平成21年度に追加される公共事業等のうち法令に国の補助負担割合が規定 されているものに係る地方負担額については、地域活性化・公共投資臨時交付金を充当することは できない。このため、地方負担額については、地方債を充当することとなるが、地方負担額に応じ て交付限度額が算定される地域活性化・公共投資臨時交付金を追加地方単独事業又は既往地方単独 事業の財源に振り替えることにより、実質的な負担軽減が図られるものである。
- b 上記 a 以外の地方負担額については、地域活性化・公共投資臨時交付金又は地域活性化・経済危

149

第2部 01.indd 149 10/02/26 12:43 機対策臨時交付金を充当することができる。この場合において、地方債は交付金を充当した残余に 充当することになる。

c 地域活性化・公共投資臨時交付金は、当該地方公共団体の財政事情や地方単独事業の事業量、追加公共事業等の執行予定等に応じ、その一部を基金に積み立て、平成22年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可能である。ただし、経済危機対策の趣旨を踏まえ、早期の執行に努められたい。

また、今回の補正予算により平成21年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費(普通会計分:1,500億円)については、法令に国の補助負担割合が規定されていないものについては地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当できるほか、追加財政需要額(5,700億円)の取り崩しにより対応することとしている。

#### (ウ) 基金造成事業

今回の補正予算により創設することとされている交付金等を財源として、2兆1,318億円を基金に積み立てることとしており、その概要は次のとおりである。

a 地域医療再生臨時特例交付金(3,100億円)

都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う医療圏 単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援するため、今回の補正予算において創設す る。

地域医療再生臨時特例交付金の総額は3,100億円であり、各都道府県においては、交付金を財源として地域医療再生のための基金を設置し、医療機関の連携強化、勤務医・看護師等の勤務環境の改善、大学病院等と連携した医師派遣機能の強化、医療機関・医療機器・IT基盤の整備など、地域の実情に応じた事業を実施する。

b 介護職員処遇改善等臨時特例交付金(4,773億円)

介護職員の処遇改善やスキルアップの取組等を行う事業者に対し助成を行うため、今回の補正予算において、「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」を創設する。

介護職員処遇改善等臨時特例交付金の総額は4,773億円であり、各都道府県においては、交付金を財源として基金を設置し、介護職員等の賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を提出する事業者等に対し、平成23年度までの期間にわたり交付金を交付する。

c 森林整備加速化・林業再生事業費補助金(1,238億円)

森林整備の加速化と林業・木材産業等の地域産業の再生を目的として、今回の補正予算において、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金」を創設する。

森林整備加速化・林業再生事業費補助金の総額は1,238億円であり、各都道府県においては、補助金を財源として基金を設置し、間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通の円滑化、学校の武道場等の公共施設等での地域材利用等を促進するための事業を、平成23年度までの期間にわたり実施する。

d 地域グリーンニューディール基金(550億円)

環境保全型の地域づくりを推進し、地域環境事業を実施する地方公共団体や民間事業者を支援するため、「地域グリーンニューディール基金」を創設することとし、今回の補正予算において、「地域環境保全対策費補助金」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」を計上する。

地域グリーンニューディール基金の総額は550億円であり、各都道府県及び指定都市においては、 補助金を財源として既存の「地域環境保全基金」に別勘定を設けて拡充又は新設し、平成23年度

までの間において、地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画や廃棄物処理計画等に基づき、地球温暖化対策の推進、不法投棄・散乱ごみ等の処理の推進、アスベスト廃棄物や微量PCB廃棄物の処理、海岸漂着物等の回収・処理等を実施する。

e 施設整備関係の基金造成事業

今回の補正予算においては、施設整備関係の基金造成事業として、次の交付金を創設し、各都道 府県において、これらの交付金を財源として基金を設置する。

- (a) 災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関の耐震化のための「医療施設耐震化臨時特例交付金」(1,222億円)
- (b) 障害者関連施設や児童関連施設などの社会福祉施設等の耐震化・スプリンクラーの整備のための「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」(1,062億円)
- (c) 地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホーム等の整備やこれらの施設に係るスプリンクラーの整備のための「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」(2,495億円)
- f その他の基金造成事業

今回の補正予算においては、その他の基金造成事業として、次の交付金を創設し、各都道府県において、これらの交付金を財源として基金を設置する。

- (a) 相談体制の整備や人材の養成等を緊急に実施するための「地域自殺対策緊急強化交付金」(100 億円)
- (b) 経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免事業等への緊急支援等のための「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」(486億円)

また、今回の補正予算においては、次の交付金を計上し、それぞれの交付金を財源として設置している基金を拡充する。

- (i)「地方消費者行政活性化交付金」(110億円)
- (ii)「障害者自立支援対策臨時特例交付金」(1.523億円)
- (iii)「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」(131億円)
- (iv) 「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」(3,000億円)
- (v)「子育て支援対策臨時特例交付金」(1,500億円)
- (vi)「森林整備地域活動支援交付金」(31億円)

#### 

平成21年9月に発足した新内閣による9月18日の閣議において、総理から、「平成21年度第1次補正予算の事業に係る執行の見直しについて」発言があり、平成21年度補正予算(第1号)に係る事業のうち、各大臣が所管するすべてについて、その執行の是非を点検することとされた。その見直しの結果に基づき、平成21年10月16日に「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」を閣議決定し、「第1次補正予算の執行については、別紙の事業につき、掲げられた額を目途に、執行停止又は交付を予定している法人等に対する交付辞退若しくは自主返納の要請等を行うこととし、その見直しの結果を平成21年度第2次補正予算又は平成22年度予算に反映する。このため、交付辞退又は自主返納の手続が必要なものについては、その手続に直ちに着手する」こととされた。

これを受けて、補正予算(第1号)にかかる事業の全部又は一部の執行停止等が行われ、補正予算に計上された14兆6,987億円のうち、独立行政法人等への基金造成等を中心に2兆8,369億円が執行停止又は返納とされた。

平成21年度補正予算(第1号)の執行停止等とされた、2兆8.369億円の内訳については以下のとおりで

#### ● 第2部 平成21年度及び平成22年度の地方財政

ある。

(ア) 基金事業 (地方向け基金を除く)9,781億円(イ) 独立行政法人等官庁施設費等2,523億円

(ウ) 公共事業関係費(金融対策除く) 4,792億円

(エ) 地方向け支出(基金) 780億円

(地域医療再生臨時特例交付金 750億円、地方消費者行政活性化交付金 30億円) (オ) 地方向け支出(基金以外) 2,715億円

 (カ) 金融対策
 5,588 億円

(キ) その他の施策 2,191 億円

なお、この他に、地域活性化・公共投資臨時交付金について、追加公共事業等の停止に伴い890億円程度 が執行停止とされたため、合わせて2兆9,259億円の執行停止・返納とされた(その後、当該臨時交付金の 執行停止額は900億円で確定した。)。

#### ■ 平成21年度補正予算(第2号)

平成21年度補正予算(第2号)の概算は、平成21年12月15日に閣議決定され、平成22年1月18日に第174回国会に提出され、1月28日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)を実施するための明日の安心と成長のための緊急経済対策費7兆2,013億円等を追加計上するほか、既定経費の節減7兆3,441億円の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税収を9兆2,420億円等を減額計上する一方、公債金9兆3,420億円(建設公債1,000億円及び特例公債9兆2,420億円の増額)を追加計上した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成21年度の補正予算(第1号)による補正後予算に対し、846億円増加し、102兆5,582億円となった。

平成21年度補正予算(第2号)の明日の安心と成長のための緊急経済対策の7兆2,013億円の内訳については以下のとおりである。

(ア) 雇用 6.140億円

(緊急対応 2,640億円、成長戦略への布石 3,500億円)

(イ) 環境 7.768億円

(「エコ消費3本柱」の推進 5,945億円、成長戦略への布石 1,822億円)

(ウ) 景気 15.742億円

(金融対策 11,742億円、住宅投資 4,000億円)

(エ) 生活の安心確保 7,849億円

(オ) 地方支援 34,515億円

#### → 平成21年度補正予算(第2号)に係る地方財政措置等

平成21年度補正予算(第2号)の編成により、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、 歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じた結果、以下の措置が講じられた。

#### (ア) 国税の減額補正に伴う地方交付税の減額に対する補てん措置

今回の補正予算においては、平成21年度の国税の減収に伴い地方交付税が2兆9,515億円の減額となったところであるが、これについては、平成21年度当初における地方財政対策に準じ、次のとおり措置する。この結果、平成21年度の当初予算の地方交付税の総額が確保されるものである。

a 地方交付税の減2兆9,515億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置する。

b aの加算のうち2分の1の国負担分については、臨時財政対策加算とし、2分の1の地方負担分については臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、後年度精算する。

#### (イ) 追加の財政需要等に対する財政措置

a 国の補正予算により平成21年度に追加されることとなる災害復旧事業等投資的経費に係る地方 負担額(普通会計分225億円)については、原則として、地方債(充当率100%)を充当すること とし、後年度においてその元利償還金の全額を基準財政需要額に算入する。

その際、元利償還金の50%(当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては、原則として当初の算入率)については、公債費方式により各団体の地方債発行額に応じて基準財政需要額に算入することとし、残余については単位費用により措置する。

b 地方債の対象とならない経費については、地方負担の追加は生じない見込みである。

#### (ウ) 地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設

地方公共団体において、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備等投資的経費に係る事業について、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」 (総額5,000億円)を交付する。

#### 力地方税の減収に対する措置

本年度の地方税については、大幅な減収が生じる見込みとなっており、道府県民税法人税割、利子割、法 人事業税及び地方法人特別譲与税並びに市町村民税法人税割及び利子割交付金における減収額に対しては、 減収補てん債による補てん措置を講じる。

# ● (4) 地方公共団体の予算

平成21年度の地方公共団体の普通会計予算(9月補正後)の状況は、第40表のとおりであり、普通会計予算の総額(都道府県及び市区町村の単純合計)は、前年度と比べると2.1%増となった。

主な内訳をみると、歳入では、地方税が前年度と比べると10.1%減、地方譲与税103.8%増、地方交付税2.3%増、国庫支出金32.3%増、地方債20.1%増となった。一方、歳出では、人件費が前年度と比べると5.6%減、扶助費3.4%増、普通建設事業費2.4%増となった。

なお、第40表の数値は、前年度からの繰越事業に係るものを含んでいる。

153

第2部\_01.indd 153

#### 第40表

#### 平成21年度普通会計予算の状況(9月補正後)

その1 歳 入

E A		予 算 額	ĺ		構	成 比	7 44 244	rts.
区 分	平成21年度	平成20年度	増 減	額	平成21年度	平成20年度	増 減 3	率
	億円	億円		億円	%	%	o,	%
地 方 税	360,747	401,398	△ 4	0,651	35.2	40.0	△ 10.	.1
地 方 譲 与 税	14,121	6,929	,	7,192	1.4	0.7	103.	.8
地方特例交付金等	4,489	4,449		40	0.4	0.4	0.	.9
地 方 交 付 税	152,485	149,051	;	3,434	14.9	14.9	2.	.3
市町村たばこ税都道府県交付金	19	21	$\triangle$	2	0.0	0.0	△ 8.	.6
利 子 割 交 付 金	964	1,105	$\triangle$	141	0.1	0.1	△ 12.	.8
配 当 割 交 付 金	379	884	$\triangle$	505	0.0	0.1	△ 57.	.1
株式等譲渡所得割交付金	201	559	$\triangle$	358	0.0	0.1	△ 64.	.0
地方消費税交付金	12,583	12,388		195	1.2	1.2	1.	.6
ゴルフ場利用税交付金	396	410	$\triangle$	14	0.0	0.0	△ 3.	.5
自動車取得税交付金	1,922	2,820	$\triangle$	898	0.2	0.3	△ 31.	.8
軽油引取税交付金	1,202	1,229	$\triangle$	27	0.1	0.1	$\triangle$ 2.	.2
小計 (一般財源)	549,508	581,245	$\triangle$ 3	1,737	53.6	57.9	△ 5.	.5
国 庫 支 出 金	143,978	108,862	3	5,116	14.1	10.9	32.	.3
地 方 債	123,536	102,876	20	0,660	12.1	10.3	20.	.1
そ の 他	207,484	210,168	$\triangle$	2,684	20.3	20.9	△ 1.	.3
歳 入 合 計	1,024,506	1,003,150	2	1,355	100.0	100.0	2.	.1

- (注) 1 この数値は、各年度の9月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その2において同じ。 2 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出い ずれにも計上されない。 3 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

その2 歳 出(性質別)

区 分		予 算 額	į	構成	比 比	増	減率
is the second of	平成21年度	平成20年度	増 減 額	平成21年度	平成20年度	增	000 平
	億円	億円	億円	%	%		%
人 件 費	240,263	254,426	△ 14,163	23.5	25.4		△ 5.6
物件費	84,034	81,127	2,907	8.2	8.1		3.6
維持補修費	10,162	10,334	△ 172	1.0	1.0		△ 1.7
扶 助 費	89,076	86,148	2,928	8.7	8.6		3.4
補 助 費 等	163,317	153,394	9,923	15.9	15.3		6.5
普通建設事業費	162,219	158,362	3,857	15.8	15.8		2.4
う (補助事業費	69,127	67,537	1,590	6.7	6.7		2.4
ち 単独事業費	79,001	78,960	41	7.7	7.9		0.1
災害復旧事業費	3,515	4,850	△ 1,335	0.3	0.5		$\triangle$ 27.5
失業対策事業費	37	31	6	0.0	0.0		20.7
公 債 費	128,365	132,737	△ 4,372	12.5	13.2		△ 3.3
そ の 他	143,516	121,741	21,775	14.0	12.1		17.9
歳 出 合 計	1,024,504	1,003,150	21,354	100.0	100.0		2.1

# 0

### (5) 不交付団体の状況

地方公共団体の自由と責任を実現するには、地方交付税に依存しない自立した団体を増やすことが重要である。

平成21年度の不交付団体数は、都道府県は1団体(東京都)、市町村は1,777団体中151団体(うち政令指定都市5団体(さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市及び名古屋市))であり、不交付団体の割合は、団体数では8.5%と平成20年度の9.9%からは減少し、人口割合では27.5%と平成20年度の29.5%からは減少している。

平成21年度において、人口20万人以上の地方公共団体(113団体)のうち不交付団体数は33団体(29.2%)となっている。

#### 第41表 普通交付税 交付・不交付別団体数

(参考:平成20年度)

区		分	都	道 府	県	市	町	村		都	道	府	県	市	町	村
交		付			46			1,626	_				45			1,611
不	交	付			1			151					2			177
	計				47			1,777					47			1,788

- (注) 1 不交付団体には、合併特例の適用により交付税が交付される団体を含む。
  - 2 市町村の不交付団体には、特別区を含まない。
  - 3 平成20年度は、当初算定ベースである。

不交付団体(市町村)の人口割合

(単位:千人、%)

区分	平成 21 年度 A	平成 20 年度 B	増 減 A – B
不交付団体の人口	35,103	37,661	△ 2,558
不交付団体の人口割合	27.5	29.5	△ 2.0

- (注) 1 人口には、特別区の人口を含む。
  - 2 人口は、平成17年国勢調査人口に基づくものである。

### (6) 個別団体における財政健全化

近年の地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、厳しい財政運営を余儀なくされている状況にある。平成20年度決算における経常収支比率については、前年度(93.4%)と比べると0.6ポイント低下の92.8%となっている。実質公債費比率については、前年度(12.8%)と比べると0.5ポイント低下の12.3%となっている。また、実質収支が赤字の団体数は前年度から6団体減少し、19団体となっている。

各地方公共団体においては、このような厳しい財政状況を踏まえて、一層の事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進など、自主的な行財政改革に積極的に取り組むとともに、独自課税の検討、地方税の徴収確保、使用料・手数料の適正化等を通じ

て歳入の確保を図るなど、財政運営の健全化に努めている。

個別団体についてみると、夕張市においては、人口急減などに伴う歳入の減少が続くことへの対応が遅れ、組織のスリム化が進まず、観光振興等に多大な財政支出を行ってきたこと、さらに、不適正な財務処理を行い多額の赤字の実態を表面化させず拡大を招いたことにより、財政状況が極めて深刻な状態に悪化していることが平成18年度に明らかにされたことから、同年度中に平成36年度までの財政再建計画を作成し、財政再建に取り組んできたところである。

夕張市は赤字の解消にあたり、歳入面では、市民の負担増に一定の配慮をしながら、税率の見直しによる市税の増収を図るほか、受益者負担の見直しによる歳入の増加、さらに、税や使用料などの徴収率の向上に向けた対策を講じることにより歳入確保に努めてきた。また、歳出面では、高い比率を占める高齢者や子どもたちに一定の配慮をしながら、行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ることとし、特に、人件費については、職員の給与水準の引き下げや各種手当ての見直しにより削減を図り、全国の市町村で最も低い給与水準とするほか、類似団体と比較して2倍程度であった職員数の大幅な削減を進め、同程度の規模の市町村で最も少ない職員数の水準となるよう削減してきたところである。

また、夕張市は平成21年4月1日に全面施行された健全化法の規定に基づき公表された、平成20年度決算に基づく再生判断比率が財政再生基準以上であったことから、平成21年度中に財政再生計画を策定し、引き続き、財政の再生に取り組むこととなっている。

# ● (7) 地方公営企業等に関する財政措置

#### 7 地方公営企業

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制や医師確保対策をはじめ、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成21年度においては、次のような措置を講じた。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方 財政計画において2兆6,628億円(前年度2兆6,352億円)を計上した。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆3,515 億円(前年度2兆8,721億円)を計上した。

また、公債費負担対策として行う公的資金補償金免除繰上償還の公営企業債分については、旧資金運用部 資金約2兆7,000億円、旧簡易生命保険資金約3,500億円、公営企業金融公庫資金約1兆1,900億円(公営企業 借換債による措置約4,000億円を含む。)の計画を平成19年度から平成21年度において承認した。

なお、事業別には、上水道(簡易水道含む。)約1兆3,000億円、工業用水道約500億円、地下鉄約4,100億円、下水道約2兆2,300億円、病院約2,600億円となっている。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- (ア) 簡易水道事業及び下水道事業(流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。)については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。)を後年度において基準財政需要額に算入することとした。
- (イ) 水道事業において、水道施設の耐震化を早急に推進するため、上水道安全対策事業のうち災害対

策事業の対象事業を拡充することとし、新たに浄水場、配水池等の基幹水道構造物及び水道管路の 耐震化に要する経費について地方財政措置を講じることとした。

(ウ) 平成21年度以降の病院事業に係る地方財政措置については、「公立病院に関する財政措置のあり 方等検討会」の報告及び平成21年度の地方財政対策を踏まえ、平成20年12月に「公立病院に関す る財政措置の改正要綱」を決定し、過疎地や産科、小児科、救急医療などの不採算部門における医 療の提供、公立病院における医師確保対策の推進等に係る地方交付税措置を大幅に拡充することと した。

具体的には、①過疎地の医療確保のため、「不採算地区病院」の要件の緩和や単価増、②産科、小児科、救急医療等の充実のため、救急告示病院の普通交付税措置への移行、周産期病床、小児病床の単価増など、不採算部門における医療の提供体制や医師確保対策の充実に向け、地方交付税措置額を700億円程度増額するとともに、経営形態の多様化を踏まえ、公的病院、有床診療所等に関する地方交付税措置を拡充することとした。

#### ✓ 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成17年度に決定された医療制度改革大綱や、健康保険 法等の改正などを踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じるこ ととした。

- (ア) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金 (給付費等の7%)の所要額(4,796億円)について、地方交付税措置を講じることとした。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料 軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対 し、都道府県が一部を負担することとし、その所要額(3,267億円(都道府県3/4、市町村1/4)) について地方交付税措置を講じることとした。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし、その所要額(730億円(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4))について地方交付税措置を講じることとした。
- (エ) 高額医療費共同事業については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし、その所要額(2,274億円(国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2))について地方交付税措置を講じることとした。また、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を実施することとした。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じることとした。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図るため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業に対して、国及び都道府県が一部を負担することとし、その所要額(892億円(国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3))について地方交付税措置を講じることとした。

#### **沙**後期高齢者医療制度

医療制度改革の一環として、平成20年4月から施行された後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割2割・5割・7割軽減)とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担することとし、その所要額(2,373億円(都道府県3/4、市町村1/4))について地方交付税措置を講じることとした。

なお、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」(平成20年6月12日政府・与党)により創設されることとなった保険料軽減措置(均等割9割軽減・所得割5割軽減)に伴う平成21年度分の財政措置については、平成20年度第2次補正予算において、全額国費により対応することとした。

さらに、「経済危機対策」(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)において、平成20年度に均等割8.5割軽減であった被保険者が平成21年度に均等割7割軽減となる場合については、平成21年度においても均等割8.5割軽減を継続することとされたが、このための財政措置については、平成21年度第1次補正予算において、全額国費により対応することとした。

- (イ) 高額医療費負担金については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし、その所要額(977億円(国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2))について地方交付税措置を講じることとした。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政 影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金に対して国及び都道府県が一部を負担す ることとし、その所要額(289億円(国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3))について地方交付 税措置を講じることとした。
- (エ) 不均一保険料助成については、医療給付の実績が低い広域連合内の市町村に対して、平成26年度まで他の市町村とは異なる不均一の保険料を設けることに対して国及び都道府県が負担することとし、その所要額(13億円(国1/2、都道府県1/2))について地方交付税措置を講じることとした。
- (オ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じることとした。



# ② 平成22年度の地方財政

# 0

### (1) 平成22年度の経済見通しと国の予算

#### ア経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成21年12月25日に閣議了解、平成22年1月22日に閣議決定されたが、この中で平成21年度の我が国経済は、持ち直していくと見込まれるものの、失業率が高水準で推移するなど厳しい状況にあるとされている。平成21年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台が極めて低いことなどから、前年度より改善するものの、マイナス2.6%程度にとどまるものと見込まれており、また、国民の景気実感に近い名目成長率は、マイナス4.3%程度と2年連続の急速な減少が見込まれている。

このような情勢認識から、景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)を着実に実施することとし、これに伴う平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することとされた。平成22年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置き、国民の付託に応えて主要施策の実施に取り組むとともに、「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)の推進を通じて、成長のフロンティアを拡大し、新たな需要と雇用を創造していくこととされた。さらに、経済成長と財政規律を両立させ、経済成長や国民生活の安定、セーフティネットの強化という観点からも、財政の持続可能性を高めていくこととされた。

以上のような経済財政運営を前提として、平成22年度においては、景気は緩やかに回復していくと期待され、平成22年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度と3年ぶりのプラス成長が見込まれ、また、名目成長率も0.4%程度のプラスに転じると見込まれている。

#### 1 国の予算

平成21年12月15日、「平成22年度予算編成の基本方針」が閣議決定された。その中で、平成22年度予算編成にあたっては、以下のような基本的考え方により編成された。

- (ア) 予算編成とは、貴重な国民の税金をどのように用いるか、選択を行う作業に他ならない。現在の国民のみならず、未来の国民に対しても責任を持つ選択を行うのが政治の役割である。未来を創る子ども達のために必要な政策を実行するため、政治が最大限の努力を行わなければならない。以下のような基本理念に立ち、全閣僚、全政務三役が一丸となって、責任ある予算編成に取り組む。
  - a 「コンクリートから人へ」
  - b 「新しい公共」
  - c 「未来への責任」
  - d 「地域主権」
  - e 「経済成長と財政規律の両立」

以上の基本理念のもとで予算を編成した上で、今後の経済運営に当たっては、国民の暮らしに直結する名目の経済指標を重視するとともに、デフレの克服に向けて日本銀行と一体となって強力かつ総合的な取組を行う。また、平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することにより、景気が再び落ち込むことを回避し、着実に回復させるとともに、将来の安定的な成長につながる予算としていく。これにより、民需は底堅く推移し、自律的な成長軌道に

向けて、景気は緩やかに回復していくものとみられる。

(イ) 新政権は、「人間のための経済」を目指す。何よりも人のいのちを大切にし、国民の生活を守る 政治を行う。国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想をとらず、国民の暮ら しの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していく。

こうした観点から、平成22年度予算においては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点 を置く。

(ウ) 国民主権とは、国民自らが国の政策決定に責任を持つことであり、物言えぬ将来の国民にツケを 回すような無責任な財政運営を行ってはならない。同時に、「依らしむべし、知らしむべからず」 といった独善的な発想で、財政規律の確保に失敗を重ねてきたことを、ほかならぬ政治と行政が深 く反省しなければならない。国民・納税者の視点に立ち、国民が自らの税金の使い途を自ら精査 し、自ら主体的に決定する、国民中心の予算編成を行い、予算の効率化と財政の健全化を目指す。

平成22年度予算は、以上のような方針により編成され、平成21年12月25日に政府案の閣議決定が行われた後、平成22年1月22日に第174回国会に提出された。

これによると、平成22年度の国の一般会計予算の規模は92兆2,992億円で、前年度当初予算と比べると3兆7,512億円の増加(4.2%増)となっており、うち一般歳出の規模は53兆4,542億円で、前年度当初予算と比べると1兆7,233億円の増加(3.3%増)となっている。なお、公債の発行予定額は44兆3,030億円で、前年度当初発行予定額と比べると11兆90億円の増加(33.1%増)となっており、公債依存度は48.0%となっている。他方、財政投融資計画の規模は18兆3,569億円で、前年度計画額と比べると2兆4,937億円の増加(15.7%増)となっている。

# (2) 地方財政計画

平成22年度においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくとの基本理念に立ち、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出及び地域のニーズに適切に応えるために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本として、過去最大規模の財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成22年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- ア 地方税については、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、軽油引取税等の現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準の維持、地方のたばこ税の税率の引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとする。
- イ 地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。
- (ア) 平成22年度単年度の措置として、平成21年度までと同様、財源不足のうち建設地方債(財源対

策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計の加算等により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等1,761億円については、法律の定めるところにより平成28年度以降の地方交付税の総額に加算する。

- (イ) これに基づき、平成22年度の財源不足見込額18兆2,168億円については、次により完全に補てんする。
  - a 地方交付税については、平成20年度分の精算による6,596億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により7兆6,291億円(うち「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額9,850億円、平成21年度において別枠で加算した1兆円のうち平成22年度に協議することとされていた地域雇用創出推進費以外の加算額5,000億円(平成20年12月18日付け総務・財務両大臣覚書第3項)、同法附則第4条の2第3項の加算額866億円、同条第4項の加算額6,695億円、臨時財政対策特例加算額5兆3,880億円)増額する。

また、平成22年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還7,812億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金3,700億円を活用する。

- b 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を7兆7,069億円発行する。
- c 建設地方債(財源対策債)を1兆700億円増発する。
- (ウ) 上記の結果、平成22年度の地方交付税については、16兆8,935億円(前年度に比し1兆733億円、6.8%の増)を確保する。
- ウ 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は、15兆8,976億円(普通会計分13兆4,939億円、公営企業会計等分2兆4,037億円)とする。

- エ 地域主権の確立に向け、地域経済の振興や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
  - (ア) 当面の地方単独事業等の実施に必要な歳出を計上し、地域のニーズに適切に応えるために必要な 特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」9,850億円を計上する。
  - (イ) 投資的経費に係る地方単独事業費については、「コンクリートから人へ」の理念を踏まえた国の 公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し15.0%減額することとする一方で、引き続 き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
  - (ウ) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の 行政経費の縮減を図る一方、地域主権の確立に向けて地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化 施策等に財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処す る。
  - (エ) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保

するための施策を推進する。

- (オ) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- オ 公的資金補償金免除繰上償還については、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、3年間延長することとし、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で、1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。
- カ 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- キ 地方行財政運営の合理化を図ることとし、引き続き職員数の純減や給与構造改革等に取り組むととも に、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成22年度の地方財政計画の規模は、82兆1,268億円で、前年度と 比べると4,289億円減少(0.5%減)となっている。

歳入についてみると、地方税は32兆5,096億円で、前年度と比べると3兆6,764億円減少(10.2%減)(道府県税16.2%減、市町村税5.7%減)、地方譲与税は1兆9,171億円で、前年度と比べると4,553億円増加(31.1%増)、地方特例交付金は3,832億円で、前年度と比べると788億円減少(17.1%減。なお、平成21年度には特別交付金を含んでいた。)、地方交付税は16兆8,935億円で、前年度と比べると1兆733億円増加(6.8%増)、国庫支出金は11兆5,663億円で、前年度と比べると1兆2,647億円増加(12.3%増)、地方債(普通会計分)は13兆4,939億円で、前年度と比べると1兆6,610億円増加(14.0%増)となっている。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は21兆6,864億円で、前年度と比べると4,407億円減少(2.0%減)となっている。なお、地方財政計画における職員数については、引き続き定員の純減を進め20,666人の純減としている。一般行政経費29兆4,331億円で、前年度と比べると2兆1,723億円増加(8.0%増)となり、一般行政経費にかかる地方単独事業費は13兆8,285億円で、前年度と同額となっている。公債費は13兆4,025億円で、前年度と比べると1,070億円増加(0.8%増)、投資的経費のうち、公共事業費中の普通建設事業費は4兆2,806億円で、前年度と比べると6,160億円減少(12.6%減)となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は6兆8,683億円で、前年度と比べると1兆2,125億円減少(15.0%減)となっている。

他方、平成22年度の地方債計画の規模は15兆8,976億円で、前年度当初計画と比べると1兆7,132億円増加(12.1%増)となっている。平成22年度の地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

# (3) 地方交付税の算定方法の見直し等

#### ア事業費補正方式の見直し

地方公共団体の自主的・主体的な財政運営を図る観点から、地方交付税の算定において、平成22年度以降の新規事業に係る地方債の元利償還金について、事業費補正方式により基準財政需要額への算入を従来行っていたものは基本的にこれを廃止(全国的遍在、先発・後発団体間の不均衡等の問題があるものを除

く。)し、単位費用により措置する方式に振り替えることとしている。

#### →段階補正等の見直し

平成22年度の普通交付税の算定において、条件不利地域や小規模の市町村において、必要な行政サービスが実施できるよう、段階補正及び人口急減補正の見直しを行うこととしている。

### ウ 臨時財政対策債の算出方法の見直し

平成22年度における臨時財政対策債の急増への対応として、財政力の弱い団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、発行可能額の算出方法を見直し、全ての団体に対して人口を基礎として算出する現行方式に加えて、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出する新方式を導入することとしている。

# 0

### (4) 地方公営企業等に関する財政措置

### 7 地方公営企業

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成22年度においては、次のような措置を講じることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方 財政計画において2兆6,961億円(前年度2兆6,628億円)を計上している。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆4,037 億円(前年度2兆3,515億円)を計上している。

また、普通会計分と合わせた公債費負担対策として、平成19年度から平成21年度までの措置として5兆円程度の公的資金の補償金免除繰上償還措置を講じたところであるが、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、3年間延長することとし、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減することとしている。このうち、旧公営企業金融公庫資金の繰上償還の財源として、平成22年度地方債計画に公営企業借換債を300億円計上している。

さらに、各事業における財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- (ア) 簡易水道事業及び下水道事業(流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。)については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。)を後年度において基準財政需要額に算入することとしている。
- (イ) 水道事業については、簡易水道事業の統合を推進することにより、水道事業の経営基盤の強化を 図る観点から、国庫補助(簡易水道再編推進事業)の対象となった建設改良事業について、新たに 地方財政措置を講じることとしている。また、上水道安全対策事業のうち、災害対策の観点から行 われる送・配水管の相互連絡管等の特定の事業について、引き続き一般会計出資比率の拡充を図る とともに、補助事業についても、引き続き一般会計出資の対象とするよう所要の地方財政措置を講 じることとしている。
- (ウ) 交通事業については、地下鉄事業経営健全化対策について、健全化法が平成21年4月から全面施



行されたことに伴い一部制度見直しを行うこととし、同法に基づく経営健全化団体に対しては、当該団体が定める経営健全化計画に基づき、当該計画の期間中に経営基盤の強化を目的として一般会計が行う出資について、所要の地方債措置を講じることとしている。

- (エ) 病院事業については、感染症指定医療機関における良質かつ適切な医療を提供するための体制を確保するための経費について、新たに地方財政措置を講じるとともに、周産期母子医療センターにおける満床状態の解消やNICU等に長期入院している児童にとってふさわしい医療提供のための体制を確保するための経費について、地方財政措置を充実することとしている。
- (オ) 以上の他、地方公営企業職員に係る子ども手当に要する経費について、所要の地方財政措置を講じることとしている。

### 1 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置 を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金 (給付費等の7%)の所要額(5.108億円)について、地方交付税措置を講じることとしている。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部を負担することとし、その所要額(3,393億円(都道府県3/4、市町村1/4))について地方交付税措置を講じることとしている。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし、その所要額(766億円(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4))について地方交付税措置を講じることとしている。
- (エ) 高額医療費共同事業については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし、その所要額(2,585億円(国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2))について地方交付税措置を講じることとしている。また、一件30万円以上の医療費を対象に、市町村国保の拠出金で賄う保険財政共同安定化事業については、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化や国保財政の広域化の観点から、都道府県が事業の対象となる医療費の額や市町村国保からの拠出金の拠出方法の基準を「広域化等支援方針」で定めることができることとしている。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じることとしている。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図るため、40歳から74歳までの国民健康保険加入者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業に対して、国及び都道府県が一部を負担することとし、その所要額(580億円(国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3))について地方交付税措置を講じることとしている。

#### **D**後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割2割・5割・7割軽減)とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うため、都道府県及び市町村が負担することとし、その所要額(2,232億円(都道

府県3/4、市町村1/4)) について地方交付税措置を講じることとしている。

なお、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日)により、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置、低所得者の保険料軽減措置(均等割9割・8.5割、所得割5割軽減)及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置(均等割9割軽減)については、後期高齢者医療制度を廃止するまでの間、継続することとされている。このうち、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置及び低所得者の保険料軽減措置に伴う平成22年度分の財政措置については、平成21年度第2次補正予算において、全額国費により対応することとしている。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置に伴う平成22年度分の財政措置については、均等割9割軽減のうち4割分については国費により措置することとして、所要額を平成21年度第2次補正予算に計上するとともに、均等割9割軽減のうち5割分については、引き続き、地方交付税措置を講じることとしている。

- (イ) 高額医療費負担金については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部を負担することとし、その所要額(1,106億円(国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2))について地方交付税措置を講じることとしている。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政 影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金に対して国及び都道府県が一部を負担す ることとし、その所要額(324億円(国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3))について地方交付 税措置を講じることとしている。
- (エ) 不均一保険料助成については、医療給付の実績が低い広域連合内の市町村に対して、平成26年度まで他の市町村とは異なる不均一の保険料を設けることに対して国及び都道府県が負担することとし、その所要額(9億円(国1/2、都道府県1/2))について地方交付税措置を講じることとしている。
- (オ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じることとしている。

#### ■公営競技納付金制度の延長

公営競技納付金制度は、公営競技施行団体が、黒字収益がある場合に、その一部を地方公共団体金融機構に納付し、同機構から地方公共団体への貸付金の利下げに活用することにより、公営競技施行団体に遍在する収益金の全国的な均てん化を図る仕組みである。

現行の公営競技納付金制度は平成22年度で期限切れとなることから、公営競技の厳しい経営状況を踏まえた様々な配慮措置を講じた上で、平成27年度までの延長を図ることとし、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第174回国会に提出したところである。

10/02/26 12:43

# 第3部

# 最近の地方財政の動向と課題

# 1 地域主権の確立

# 0

### (1) 地域主権の基本的考え方

### アこれまでの取組

政府は、これまでに、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を一貫してできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、国と地方の役割分担を見直す取組を進めてきた。地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)に基づき、平成19年4月、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置され、同委員会により4次にわたる勧告が行われた。これらの勧告では、「国と地方の役割分担の考え方」、「基礎自治体への権限移譲」をはじめ、地方行財政に関する全般的・抜本的な改革の必要性が挙げられている。

また、政府は、市町村の行財政基盤の強化のため、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「現行特例法」という。)に基づき、市町村合併を推進してきた結果、平成11年3月31日には3,232であった市町村数は、平成22年3月31日には1,730となる見込み(平成22年2月19日現在の状況)である。なお、全国的な合併推進運動は、現行特例法が失効する平成22年3月31日をもって一区切りとすることとし、市町村が自主的に合併をする場合の障害除去を中心とした内容の改正案を第174回国会に提出したところである。

### →地域主権の基本的考え方

政府は、こうしたこれまでの取組をさらに進め、住民による行政の実現、すなわち、地域のことは地域に 住む住民が決める「地域主権」の確立を目指して、国の権限や財源を精査し、地方公共団体への移譲を進め ていくこととしている。

具体的には、住民に最も身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、広域自治体が担えない事務事業を国が担うという「補完性の原則」に基づき、基礎自治体の能力・規模に応じた権限と財源の移譲、国と地方の二重行政の解消等の実施により、地域主権を推進していくこととしている。

# 0

### (2) 地域主権戦略会議

地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、平成21年11月17日の閣議決定に基づき、内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚、首長、学識経験者等により構成される「地域主権戦略会議」が内閣府に設置された。

平成21年12月14日に第1回会議が開催され、地域主権改革のための諸課題と検討に際しての視点、地域主権戦略の工程表(国と地方の協議の場の法制化、義務付け・枠付けの見直し、ひも付き補助金の一括交付金化、直轄事業負担金の廃止等)、地方分権改革推進計画(案)等について議論・意見交換が行われ、地方分権改革推進計画については、翌15日に閣議決定された。

地方分権改革推進計画では、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていかなければならないとの観点から、地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制について、

以下のとおり所要の取組を推進することとされた。

### ア 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方分権改革推進委員会の第3次勧告を尊重し、地方公共団体から要望のあった事項を中心に、「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」、「2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し」、「3 計画等の策定及びその手続の見直し」及び「4 その他の義務付け・枠付けの見直し」に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講ずる。

#### ■国と地方の協議の場の法制化

国と地方の協議の場については、法制化に向けて、地方とも連携・協議しつつ、政府内で検討し成案を得て法案を提出する。

### ウラークの地域主権改革の推進体制

内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議(平成21年11月17日閣議決定)を中心に、地域主権改革の 推進に資する諸課題について更に検討・具現化し、改革の実現に向けた工程を明らかにした上で、スピード 感をもって改革を実行する。

同会議については、内閣を助ける明確な権限と責任とを備えた体制とすることにより、地域主権改革をより一層政治主導の下で推進していくため、必要な法制上その他の措置を講ずる。

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地域主権戦略会議の設置の法制化、及び地方公共団体に対する事務処理の方法の義務付けを規定している関係法律の改正等を行うため、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)」を第174回国会に提出する方針である(平成22年2月19日現在の状況)。

また、今後、地域主権戦略会議の場を中心に地域主権改革のための諸課題についての検討を進め、本年夏を目途に「地域主権戦略大綱(仮称)」を策定することとされている。

#### (参考) 地域主権戦略の工程表 (案)

地域主権の実現に向け、期限を限って集中的かつスピーディに取り組む。 段階を区切り、明確な目標を設定して、戦略的かつ効果的に実現していく。

- ◎地域主権戦略フェーズ I 〔概ね平22年夏まで〕
  - [推進体制の確立から「戦略大綱」の策定へ]
- ○地域主権戦略会議の設置(閣議決定→法制化(22年夏施行、3年後に見直し))
- ○当面の課題と進め方の概定(「工程表」(案)の提示、具体化)
- ○国と地方の協議の場の始動と法制化(21.11 始動→法制化)
- ○義務付け・枠付けの見直し(地方要望分を「分権計画」に盛り込み、法制化)
- ⇒「地域主権戦略大綱」の策定(平22 夏)
- ◎地域主権戦略フェーズⅡ〔概ね平22年夏~25年夏〕
  - 〔「戦略大綱」を通じたマニフェスト事項の実現から「地域主権推進基本法」の制定へ〕
- ⇒「地域主権戦略会議」と「国と地方の協議の場」を通じて、「戦略大綱」の各事項を順次実現

168

第3部.indd 168

#### <規制>関連

- ○義務付け・枠付けの見直し(地方要望分に続き、残る事項の処理・法制化)
- ○基礎自治体への権限移譲(都道府県から市町村へ事務権限を移譲)

#### <予算>関連

- ○補助金の一括交付金化(ひも付補助金の廃止、23年度から段階的実施)
- ○地方税財源の充実確保(地方の自主財源の充実強化)
- ○直轄事業負担金の廃止(維持管理分の廃止、建設分の扱い)
- ○緑の分権改革 (関連施策の予算化、実施)

#### <法制>関連

- ○「地方政府基本法」の制定(地方自治法の抜本改正の検討。一部は前倒し改正)
- ○自治体間連携 (その自発的な形成等)
- ○出先機関改革(事務権限見直し、一括交付金化、自治体間連携の形成等を踏まえ検討) (→この間、地域主権推進一括法案(第2次)のほか、一括交付金化の関連法案を提出)
- ⇒3年後見直しとして関連改革を総レビューし、「地域主権推進大綱(仮称)」を策定(平25 夏)。更なる展開へ

# ● (3) 国と地方の協議の場の法制化

地域主権の確立を推進するに当たり、国は、地方公共団体の自主性・自立性を阻害することのないよう努め、地方公共団体の代表者から現場の実態と感覚とを聴取し、国と地方の適切な役割分担の実現に取り組んでいく必要がある。

このことを踏まえ、国と地方の協議の場の法制化に向けて関係閣僚(国)と地方六団体の代表者(地方)とによる実質的な協議が開催され、その下に設けられた国・地方双方の代表からなる実務検討グループにおいて検討が行われた。その検討結果を踏まえ、「国と地方の協議の場に関する法律案」を第174回国会に提出する方針である(平成22年2月19日現在の状況)。

### (4)「ひも付き補助金」の一括交付金化

現在、国から各地方公共団体に対して、社会保障、教育、公共事業等様々な行政上の目的をもって国庫補助負担金が交付されているが、地域主権の確立のためには、地域の自主性を伸ばし、地方の自主財源の充実、強化に努める必要がある。このため、国から地方へのいわゆる「ひも付き補助金」は廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金を順次スタートできるよう検討が進められている。具体的には、「地域主権戦略の工程表(案)」において、「補助金の一括交付金化」について、「平成23年度から段階的実施」とされており、今後、同会議において、具体的な検討がなされる予定である。

# (5) 義務付け・枠付けの見直し

地方公共団体が行う自治事務の中には、国が法令で事務の実施やその方法について義務付けや枠付けを 行っているものが存在する。地域主権の確立のためには、法制的な観点からも地方公共団体の自主性を強化 し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において条例を制定し、行政を実施 する仕組みを構築することが求められる。現在、関係省間において、地方分権改革推進計画(平成21年12 月15日閣議決定)に基づき、「義務付け・枠付け」の廃止・縮小に向けた取組が進められている。

### (6) 直轄事業負担金制度の廃止

直轄事業負担金制度の見直しについて、平成21年11月2日、三大臣(国土交通大臣、農林水産大臣、総 務大臣)と全国知事会との間で意見交換会が開催された。これを受けて、11月9日、直轄事業負担金問題を 関係省間で検討するため、国土交通省・農林水産省・総務省・財務省の政務官で構成する「直轄事業負担金 制度等に関するワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)が発足し、知事会からのヒアリン グや論点整理などを行ったところである。関係省間の協議を経て、最終的には、直轄事業負担金制度廃止へ の第一歩として、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止することとなった。ただし、経過措置 として、平成22年度に限り、安全性の確保等のために速やかに行う必要のある特定の維持管理に要する費 用として、地方から負担金を徴収することとし、平成23年度には、維持管理費負担金を全廃することとさ

平成22年1月24日にワーキングチームにおいて決定された工程表(素案)において、直轄事業負担金の 問題は、平成22年度から平成25年度までの間に、「国と地方の役割分担の在り方や今後の社会整備資本の在 り方等(略)との整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行しうこととされてお り、引き続き、工程表(素案)に沿って、ワーキングチーム等の場での検討が行われる。

### (7) 地方行財政検討会議

地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの具体案について、総務大臣をトップとし、政府 関係者、地方公共団体関係者、有識者をメンバーとする「地方行財政検討会議」において検討することとし ており、平成22年1月20日に初会合が開催されたところである。

今後、同会議において成案の得られた検討結果を「地域主権戦略の工程表(案)」に沿って、地方自治法 改正案として取りまとめていくこととされている。

# 2 地域力の創造・地方の再生

総務省では、活力ある地域社会を形成し、地域主権を確立するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援しているところである。

# 0

### (1) 緑の分権改革

地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中にあって、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進が強く求められている。緑の分権改革とは、地域主権改革の一環として、行財政制度の改革にあわせて、経済社会システム全般の改革を目指すものである。

すなわち、それぞれの地域が、森・里・海とそれにはぐくまれるきれいな水などの豊かな資源とそれにより生み出されうる食料やエネルギー、あるいは歴史文化資産の価値等を把握し、最大限活用する仕組みを創り上げていくことによって、地域の活性化、絆の再生を図り、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力(富を生み出す力)を高める地域主権型社会」への転換を実現しようとするものである。

総務省では、省内横断的な推進体制として、平成21年12月、「緑の分権改革推進本部」を設置し、積極的に取り組んでいるところである。

### ア平成21年度の取組

緑の分権改革の推進のための基礎的条件整備として、地域におけるクリーンエネルギー資源の賦存量の調査とフィージビリティ調査、固定価格買取の仕組みや住民共同出資の活用等も含めた事業化方策についての 先行実証調査を実施している。

#### → 平成22年度の取組

#### (ア) 研究会の設置

アのクリーンエネルギー資源の調査の状況、(イ) の先行的な取組を実施する市町村による調査の状況も 踏まえ、緑の分権改革を推進していくための課題・対応策等について検討する。

#### (イ) 先行的な取組についての委託調査事業

エネルギー、食料等の可能な限りの域内生産を推進するとともに、歴史文化資産をはじめ地域資源を最大限活用し、地域の自給力と創富力を高める取組を、先行的・総合的に実施する市町村を募集し、委託調査を 実施する。

#### プ 平成23年度以降の展開

平成21年度及び平成22年度における調査・研究結果、先行実施市町村の検証・提言等を広く都道府県、 市町村はじめ関係者に周知するとともに、国として、広報・啓発にあわせて、必要な制度的対応などによる 支援策を講じていくことにより、緑の分権改革を積極的に推進していく。

# 0

### (2) 定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想は、基礎的自治体である市町村の創意工夫により、「中心市」の都市機能、「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能、それぞれの魅力を活用して相互に役割分担することにより、圏域ごとに地域住民の生活に必要な機能を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成することをねらいとしている。

総務省は、平成20年12月に、定住自立圏構想の基本的な考え方、定住自立圏形成の具体的な手順等を記載した「定住自立圏構想推進要綱」を公表し、以降、地方公共団体に対する情報提供や、補正予算の各種地域活性化関係臨時交付金の割増算定、定住自立圏等民間投資促進交付金の交付等の措置により、同構想を推進してきた。

平成22年1月末現在では、42市が中心市宣言を行い、そのうちの25の中心市により23の定住自立圏が形成されている(中心市を含め、延べ107市町村が関係)。さらに、長野県飯田市は定住自立圏共生ビジョンを策定し、定住自立圏における具体的な事業に着手しているところである(いずれも平成22年2月19日現在の状況)。

今後も、定住自立圏構想の推進のため、地方公共団体に対する情報提供を実施するほか、地方財政措置や 関係各省の補助事業の優先採択等による支援を行うこととしている。

# ● (3) 過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援

#### ア基本的考え方

過疎地域等は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収などにより、都市部を支えている一方、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在している。これらの状況を踏まえ、条件不利地域と都市が共生するという日本型の共生社会を実現するとともに、都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活を確保していくことが必要である。

### 1 取組内容

条件不利地域の自立・活性化への支援を着実に推進していくため、総務省では以下のような取組を進めている。

- ・地域医療提供体制の確保
- ・モデルプロジェクトによる遠隔医療の推進
- ・デジタル・ディバイドの解消 (ブロードバンド、携帯電話)
- ・集落の維持・活性化対策 (「集落支援員」による集落点検の促進等)
- ・都市から地方への移住・交流の促進(移住・交流推進機構(JOIN)や関連NPO法人との連携、空き 家活用によるU・Iターン促進対策等)

#### プ現行過疎法の延長

平成22年3月末で失効する現行の過疎地域自立促進特別措置法(議員立法)については、各会派間の協議が整い、以下を主な内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、第174回国会での提出に向けて検討が進められているところである(平成22年2月19日現在の状況)。

- (ア) 平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加
- (イ) 地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し
- (ウ) 過疎地域自立促進のための特別措置の拡充
  - ・過疎対策事業債の対象の追加(いわゆるソフト事業への拡充等)
  - ・減価償却の特例の拡充
  - ・地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充
- (エ) 失効期限の延長

現行法の失効期限(平成22年3月31日)について、6年間の延長を行い、平成28年3月31日とする。

172

第3部.indd 172

# 3 経済対策を通じた地域の活性化



### (1) 経済危機対策

世界金融危機と世界同時不況の中で、輸出急減と国内生産水準の大幅低下による「底割れ」のリスクと、 過剰信用・過剰消費を前提としてきた構造の崩壊による「構造的な危機」とを克服するため、「経済危機対 策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議は、平成21年4月10日に「経済危機対策」を決 定した。これを受けて、平成21年度補正予算(第1号)が国会で審議され、平成21年5月29日に成立した (14兆6,987億円)。

経済危機対策を受けた平成21年度補正予算(第1号)においては、「地域活性化・公共投資臨時交付金」が1兆3,790億円(うち、執行停止額900億円)、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」が1兆円、それぞれ盛り込まれた。

それぞれの交付金の概要は、以下のとおりである。

- 了 地域活性化·公共投資臨時交付金
  - (ア) 交付対象

実施計画を策定する地方公共団体

(イ) 交付方法

実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、 交付限度額を上限として交付金を交付

(ウ) 交付限度額

各地方公共団体の追加公共事業等(直轄及び補助)の地方負担額等をベースとして算定。ただし、財政力の弱い団体等に配慮し、財政力指数等により調整

(工) 使途

実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当(建設地方債対象事業に限る。)

- ·地方単独事業
- ・国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)
- (才) 予算計上額

平成21年度補正予算(第1号)計上額1兆3,790億円(うち、執行停止額900億円)

- ✓ 地域活性化・経済危機対策臨時交付金
  - (ア) 交付対象

実施計画を策定する地方公共団体

(イ) 交付方法

実施計画に掲載された事業のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、 交付限度額を上限として交付金を交付

(ウ) 交付限度額

地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じて、外形基準に基づき設定。ただし、財政力の弱い団 体、離島や過疎等の条件不利地域等に配慮するとともに、財政力が著しく高い団体については一定の制限を 実施

### (工) 使途

実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

- ·地方単独事業
- ・国庫補助事業 (法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)
- (才) 予算計上額

平成21年度補正予算(第1号)計上額1兆円

(都道府県4,000億円程度、市町村6,000億円程度)

平成21年9月に発足した新内閣による9月18日の閣議において、総理から、「平成21年度第1次補正予算の事業に係る執行の見直しについて」発言があり、平成21年度補正予算(第1号)に係る事業のうち、各大臣が所管するすべてについて、地域経済等に与える影響も勘案しつつ、その執行の是非を点検することとされた。

平成21年度補正予算(第1号)については、平成21年10月16日の閣議決定を経て、各事業の全部又は一部の執行停止等が行われた。

その結果、平成21年度補正予算(第1号)にかかる執行停止・返納額は、地域活性化・公共投資臨時交付金にかかる900億円を含めて2兆9,259億円となった。

# (2) 緊急雇用対策

わが国の経済は、最悪期を脱したものの、経済成長の基盤が脆弱であるなど厳しい状況にある。特に、雇用情勢は非常に厳しく、失業率は平成21年7月に過去最高の5.7%に達し、その後も厳しい状況にある。政府の緊急雇用対策本部は、国民が抱える不安に対応し、「国民一人ひとりが安全と安心、生きがいを実感できる社会」を実現する上で最も重要な基盤となる雇用の確保に取り組むため、平成21年10月23日、「緊急雇用対策」を決定した。

緊急雇用対策では、(1) 情勢に即応して「機動的に」対応する – 急がれる対策を早急に実施する、(2)「貧困・困窮者、新卒者への支援」を最優先する – 最優先課題として、最も困っている人を全力で支援する、

(3)「雇用創造」に本格的に取り組む-未来の成長分野を中心に、政策を総合的に推進、の3つの視点に立って、緊急的な支援措置を講ずるとともに、「緊急雇用創造プログラム」の推進に取り組むこととしている。

#### ア 緊急的な支援措置

(ア) 緊急支援アクションプラン - 「貧困・困窮者、新卒者支援」

<貧困者・困窮者支援>

- ・平成21年度後半(6月~12月)に雇用保険受給期間が切れる受給者数の把握
- ・利用者の視点に立った情報提供・広報の展開
- ・実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化
- ・「きめ細かな支援策」の展開
- ・その他、求職者の貧困・困窮者が安心して生活が送れるようにするために必要な施策を引き続き検討

### <新卒者支援>

- ・新卒者の就職支援態勢の強化
- ・求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消

- ・「4月就職以外の道」の選択の支援
- ・新卒無業者への第2セーフティネットの活用
- (イ) 雇用維持支援の強化
  - ・雇用調整助成金の支給要件緩和等
  - ・企業間の出向活用による雇用維持支援
- (ウ) 中小企業の支援
  - ・中小企業で活躍する人材への支援
  - ・中小企業の雇用維持・拡大への支援
- (エ) 女性への就労支援等

### √「緊急雇用創造プログラム」の推進

- (ア) 3つの分野におけるプログラムの推進
  - <介護雇用創造>
    - ・「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム
    - 介護人材確保施策の推進
    - ・介護サービス整備の加速化等
  - <グリーン (農林・環境・エネルギー、観光) 雇用創造>
    - ・「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム
    - 森林・林業再生の推進
    - 関連施策の推進
  - <地域社会雇用創造>
    - ・雇用支援分野での「社会的企業」の活用
- (イ) 雇用創造のための既存施策・予算の活用
  - ・「緊急雇用創出事業」等の運用改善と前倒し執行等「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和
  - ・地方公共団体が実施する緊急雇用対策について、特別交付税により支援

# (3) 明日の安心と成長のための緊急経済対策

海外経済の持ち直しなどを背景に景気が次第に持ち直していくことが期待されるものの、経済成長の基盤は依然として脆弱であり、雇用不安と所得の減少傾向のために家計消費の成長も持続力が限られている。また、企業収益の低迷に加え実質金利高や円高などから設備投資の回復力は不透明である。このような認識の下、政府は、平成21年12月8日に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(以下「緊急経済対策」という。)を閣議決定した。

緊急経済対策においては、活用できる財源を最大限に活用し、有効性を十分吟味しながら、次の3つの視点に立って経済財政運営を行うこととしている。

- <第一>当面の取組 確実な景気回復・デフレ克服を目指す
  - ○緊急対応 情勢に応じた機動的な対応
  - ○政府・日銀の一体となった対応
- <第二>中長期的な取組-成長戦略の推進と財政規律
  - ○成長戦略の推進

- ○成長力強化と財政規律の両立 中期財政フレームの策定
- <第三>今回の経済対策-緊急対応と成長戦略への布石
  - ○対策の柱 「雇用」「環境」「景気」
  - ○具体的な対策 3つの原則
    - ・「緊急性」、「速効性」の高い施策を最優先
    - ・切れ目のない経済財政運営
    - ・知恵を活かして、「国民潜在力」の発揮で景気回復を目指す
  - ○施策執行の進捗管理

また、これらの視点を踏まえ、「雇用」、「環境」及び「景気」を柱としつつ、くらしの再建と低炭素社会への転換、医療等「生活の安心確保」や、荒廃した地方を守るための「地方支援」などにも強力に取り組むこととされている。

- 1. 雇用-緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。
- 2. 環境 地球温暖化対策と景気回復の両立を目指す。
- 3. 景気 金融対策によって景気の下支えを行うともに、デフレの進行に伴う実質金利上昇の下で抑制されている住宅投資・設備投資等への支援などにより景気回復を目指す。
- 4. 生活の安心確保 医療等国民生活の安心を確保する。
- 5. 地方支援-本対策の推進等に取り組む地方公共団体を支援する。
- 6. 「国民潜在力」の発揮 「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気 回復を目指す。

緊急経済対策の決定を受けて、平成21年度補正予算(第2号)が国会で審議され、平成22年1月28日に成立した。緊急経済対策の規模は、7兆2,013億円となり、財源として、補正予算(第1号)における執行停止額のうち2兆6.969億円が充てられた。

緊急経済対策の「5.地方支援 - 本対策の推進等に取り組む地方公共団体を支援する。」における具体的施策として、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金の創設と国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等の措置が盛り込まれた。

これを受け、平成21年度補正予算(第2号)において、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」が5,000億円盛り込まれるとともに、国税収入の減少への対応として、地方交付税総額の確保等の措置がとられることとなった。

それぞれの施策の概要は、以下のとおりである。

- ア 地域活性化・きめ細かな臨時交付金
  - (ア) 交付対象

実施計画を策定する地方公共団体

(イ) 交付方法

実施計画に掲載された地方単独事業の所要経費及び国庫補助事業の地方負担分の合計額に対し、交付金を 交付

(ウ) 交付限度額

地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じた外形基準に基づいて、総額のうち、4,500億円につき 第一次交付限度額を設定。残りの500億円は(イ)の合計額が第一次交付限度額を超える地方公共団体で

あって、本対策の趣旨に沿った、効果が高いと認められる事業を実施しようとするものに配分

#### (工) 使途

実施計画に掲載された、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備などのような本緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業(平成22年1月1日以降に地方公共団体の予算に計上され実施される事業に限る。)

- ・国庫補助事業 (公債発行対象経費。法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)
- ・地方単独事業 (橋梁の補修、電線の地中化、都市部の緑化、森林の路網整備、その他公共施設又は 公用施設の建設又は修繕に係る事業)

#### (才) 予算計上額

平成21年度第2次補正予算計上額 5,000億円

### ■ 国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん等

地方交付税の原資となる国税5税が減額補正されることに伴い、地方交付税の総額が約2兆9,500億円減少することとなったが、地方公共団体が取り組む様々な事業に財政面で支障が生じないようにするため、減少分と同額を国の一般会計からの加算により全額を補てんすることとされた。その際、臨時財政対策債振替加算額に相当する額(約1兆4,750億円)については、平成28年度から平成42年度までの地方交付税の法定加算額等の範囲内で減額することとされた。

# 4 行財政改革への取組

# (1)集中改革プラン等の取組状況

### ア集中改革プランの取組状況

各地方公共団体においては、厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、簡素で効率的な行財政システムを構築し、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの維持向上に努めるなど、積極的な行政改革に取り組んでいるところである。

総務省は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日付け総務事務次官通知)において、各地方公共団体に対し「集中改革プラン」の公表を要請したところである。これを受け、各地方公共団体では、定員管理の適正化、給与の適正化、民間委託等の推進などを中心に、平成17年度を起点としておおむね平成21年度までの具体的な取組を住民に分かりやすく示した計画の策定・公表を行ってきた。

「集中改革プラン」に基づく主な取組状況を見ると、定員管理の適正化については、全地方公共団体で、 平成17年4月1日から平成22年4月1日までの間に6.4%の純減を目標としており、平成21年4月1日までの 4年間の実績は6.2%の純減を達成している。

### 第43表 地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況について(平成21年8月1日取りまとめ)

○地方公共団体の集中改革プランにおける平成22年4月1日の定員管理の数値目標の状況

(単位:人、%)

区 分	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	平成17年4月1日~ 22年4月1日 純減数	平成17年4月1日~ 22年4月1日 純減率	(参考) 平成20年8月1日 時点で取りまとめた 純減率
都 道 府 県(47団体)	1,609,628	1,537,532	△ 72,096	△ 4.5	△ 4.5
一般行政部門等(38団体)	277,777	244,115	△ 33,662	△ 12.1	△ 12.1
政 令 指 定 都 市 (18団体)	268,194	242,946	△ 25,248	△ 9.4	△ 8.8
市 区 町 村 (1,780団体)	1,063,605	972,608	△ 90,997	△ 8.6	△ 8.5
合 計	2,941,427	2,753,086	△ 188,341	△ 6.4	△ 6.3

(注) 1 一般行政部門等については、一般行政部門及び公営企業等会計部門における部門の数値目標を把握している団体の合計。

給与の適正化については、国の給与構造改革の取組を踏まえ、地方公共団体の約99%(平成21年4月1日 現在)が給与表水準の引き下げ等の改革を実施した。また、ラスパイレス指数を見ると、地方の給与水準 は、6年連続で国の給与水準を下回っている。なお、平成21年における国を100とした場合の地方のラスパ イレス指数は98.5となっている(第53図「ラスパイレス指数の推移」を参照。)。

民間委託等の推進については、定型的業務等(庁舎の清掃、総務関係事務、公用車運転、ホームページ作成・運営、電話交換など)の民間委託実施比率(単純平均)が、平成21年までに、都道府県で約85%、政令指定都市で約90%、市区町村で約66%となっている。また、平成21年4月1日現在における指定管理者制度導入施設は、都道府県で6,640施設(59.4%)、政令指定都市で5,759施設(49.1%)となっている。

178

第3部.indd 178

<sup>2</sup> 合計については、公表している47都道府県、18政令指定都市、1,780市区町村の集計。

### ☑ 地方公共団体における行政改革の更なる推進

総務省は、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年3月31日付け総務事務 次官通知。以下「地方行革新指針」という。)を示し、地方公共団体に対して、総人件費改革、公共サービ ス改革等のより一層の行政改革の推進を要請したところである。

総人件費改革については、地域民間給与の更なる反映に向け、人事委員会勧告における公民較差のより一層精確な算定、公民比較対象企業規模の拡大、説明責任の徹底等の推進を図る給与構造改革の実施が求められており、これらについてはすべての都道府県及び政令指定都市において実施しているところである。また、地方公共団体と第三セクター等との随意契約の見直しについては、国の取組(「随意契約の適正化等について」(平成18年6月28日))を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組むことが求められており、平成21年4月1日現在、都道府県で45団体、政令指定都市で16団体、市区町村で1,417団体が見直し済みとなっている。

公共サービス改革については、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増産に資する業務(以下「公共サービス」という。)の見直しに当たって、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下での地方公共団体と民間事業者との又は民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続(以下「市場化テスト」という。)の積極的な活用に取り組むことが求められており、平成21年4月1日現在、140団体が市場化テストを導入(一部検討中を含む。)している。

地域主権型社会を確立するためには、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、地方公共団体においては、平成22年度以降も、安全かつ良質な公共サービスが、確実、効率的かつ適正に実施されるよう、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられる。

# (2) 地方公営企業等の改革

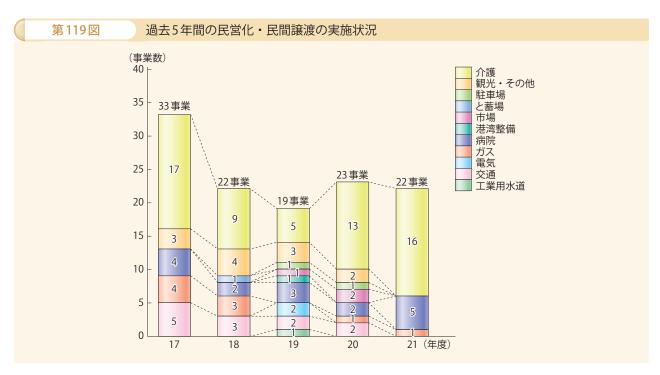
#### ア地方公営企業の抜本的改革の推進

地方公営企業は、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、その経営環境の変化に適切に対応し、公営企業のあり方を絶えず見直していくことが求められており、地方公共団体に対しては、下記に掲げる事項等について取組が進められているところである。

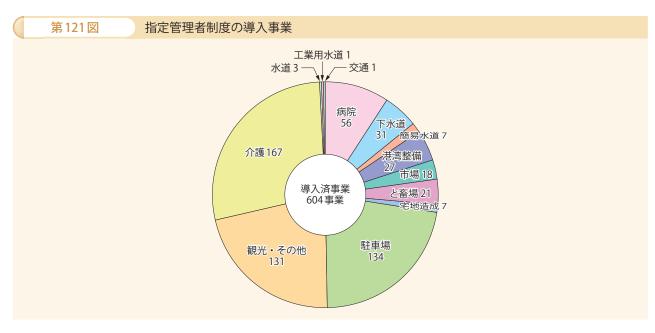
- (ア) 現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討する。また、サービス自体 が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の 確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡について検討する。
- (イ) 地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政 法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進する。

平成17年度から平成21年度までの取組を見ると、民営化・民間譲渡事業数は119事業(都道府県・政令指定都市等18事業、市町村等101事業)で、主なものは、介護サービス事業(60事業)、病院事業(16事業)、交通事業(12事業)となっており、指定管理者制度については、導入済事業数は604事業(都道府県・政令指定都市等97事業、市町村等507事業)で、主なものは、介護サービス事業(167事業)、駐車場整備事業(134事業)、観光施設事業・その他事業(131事業)となっている。また、何らかのアウトソーシングを実施している団体数の割合が都道府県・政令指定都市等の全ての事業でほぼ100%、市町村においても水道事業(末端供給)、簡易水道事業、ガス事業、病院事業、下水道事業については100%に近い実施率を示している。

### ● 第3部 最近の地方財政の動向と課題

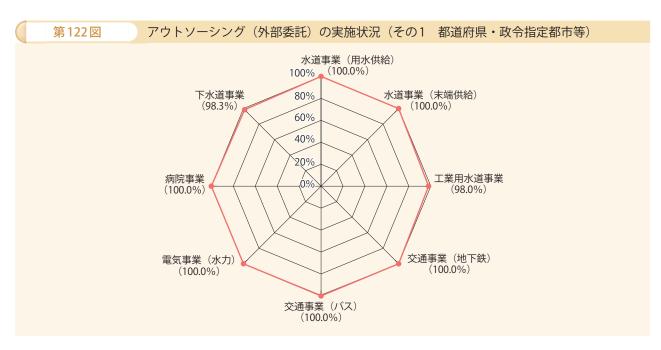


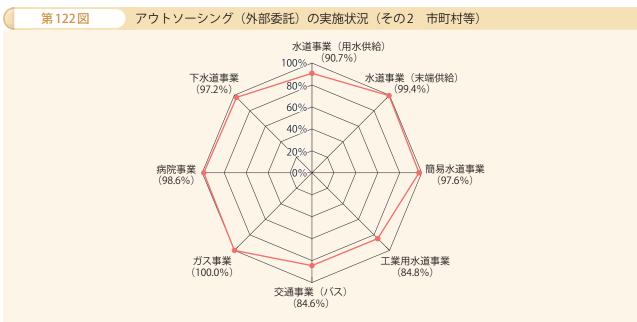




10/02/26 12:44

第3部.indd 180





さらに、平成21年4月から財政健全化法が全面施行されたこと等を踏まえ、平成21年7月、総務省は、すべての地方公共団体に対し、平成25年度までの間に、地方公営企業の抜本改革の推進、一層の経営の健全化等に集中的に取り組むことを要請したところである。

### 看第三セクター等の抜本的改革の推進

第三セクター及び地方公社については、平成21年度の「第三セクター等の状況に関する調査」によると、 平成21年3月31日現在の地方公社及び第三セクターの数は8,685法人で、前年比176法人、2.0%の減となっ ている。なお、平成20年度においては、廃止が188件、統合が22件、出資引き揚げが34件行われている。

181

第3部.indd 181 10/02/26 12:44

#### 第42表 第三セクター等の状況

<法人数の推移>

<第三セクター等の状況に関する調査結果(平成21年3月31日現在)>

- 人仏八致(の)	11年19/											
区	分	平成17年調査		平成18	平成18年調査		平成19年調査		年調査	平成21年調査		
	<i>y</i> r	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	法人数	統廃合等	
第三セク	<b>カター</b>	8,217	310	7,973	320	7,775	258	7,686	201	7,535	210	
地方住宅供	<b></b>	57	0	57	1	57	1	57	0	55	2	
土地開	発公 社	1,292	174	1,128	138	1,106	23	1,076	30	1,053	32	
地方道路	各公社	43	0	42	2	42	0	42	0	42	0	
合	計	9,609	484	9,200	461	8,980	282	8,861	231	8,685	244	
法的整理申	立法人数		17		17		16		20		14	

(注) 統廃合等…統合、廃止、出資引揚げ

<経営状況> (単位:億円)

区 分		経営状況等 調 査 対 象	赤	字 法	人	損失補償有 する	., ., . –	債務保証 有 す る		損失補償残高 +	
			法 人 数	法人数	割合	額	法人数	額	法人数	額	債務保証残高
	第三セ	クター	6,238	2,314	37.1%	△ 952	465	18,306	_	_	18,306
	地方住宅债	<b></b>	54	24	44.4%	△ 28	20	5,479	_	_	5,479
	土地開	発 公 社	1,053	440	41.8%	△ 80	63	2,557	657	26,877	29,435
	地方道	路公社	42	5	11.9%	△ 18	1	134	41	21,430	21,564
	合	計	7,387	2,783	37.7%	△1,079	549	26,477	698	48,307	74,784

(注)経営状況等調査対象法人とは、①地方公共団体等出資割合が25%以上の第三セクター、②出資割合が25%未満であるものの財政的 支援を受けている第三セクター、③地方三公社。

地方公社及び地方公共団体等の出資割合が25%以上又は財政支援を受けている第三セクターのうち、約 37%が赤字となっており、平成20年度においては、法的整理を申し立てた法人が14あるなど、依然として 厳しい状況にある。そのうち、土地開発公社については、平成20年度末における土地保有総額は、3兆6,989 億円で、前年度と比べると9.5%減となっており、12年連続して減少しているが、5年以上保有している土 地が占める割合は依然として高いことから、特に、保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的 に行うことが望ましいと考えられる。

182

第3部.indd 182



地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務については、本来求められる民間企業と同様の市場規律やガバナンスが働かないケースも多くあり、その経営状況が著しく悪化している場合は、将来的に地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想される。このため、地方公共団体が自らの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革を推進し、もって、地方財政規律の強化に資することが極めて重要である。

総務省は、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」(平成21年6月23日総務省自治財政局長通知)により、全地方公共団体に対し、第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等について改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合であっても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことを要請したところである。

### 地方公営企業会計制度の見直し

地方公営企業の会計制度については、昭和27年の地方公営企業法施行以来、発生主義の考え方に立った 複式簿記による会計を導入することにより、企業性を発揮する環境の整備に留意しつつも、企業債等を借入 資本金として資本に位置付けるなど、地方公営企業独自の仕組みがとられてきた。

一方、企業会計においては、経済のグローバル化を踏まえ、会計ビックバンと呼ばれる大幅な会計基準の 見直しが行われ、連結財務諸表重視への転換、時価評価主義の導入、キャッシュ・フロー計算書の導入、研 究開発費の費用処理、退職給付に係る会計基準の導入、減損会計の導入等がなされた。

こうした中で、地方公営企業会計と企業会計との制度上の違いが近年大きくなっており、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

総務省は、平成21年6月から「地方公営企業会計制度等研究会」(鈴木豊座長(青山学院大学大学院教授)) を開催し、地方公営企業会計の今後のあり方等について検討を行ってきたが、平成21年12月24日、同研究 会の報告がとりまとめられた。

当該報告の主な提言は以下のとおりである。

このうち、資本制度の見直しについては、義務付け・枠付けの見直しの一環として、地方分権改革推進計

画に位置付けられており、第174回国会に提出する方針である「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)」に盛り込まれる見込みである(平成22年2月19日現在の状況)。

- (ア) 会計基準に関する具体的検討事項
  - ① 借入資本金
    - ・資本金を負債として計上
  - ② 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
    - ・任意適用が認められている「みなし償却制度」を廃止
    - ・償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金(仮称)」 として負債(繰延収益)計上した上で、減価償却見合い分を準じ収益化
  - ③ 引当金
    - ・退職給付引当金の引当てを義務化(期末要支給額による算定を可とする)
  - ④ その他
    - ・たな卸資産の価額について、時価評価を義務付け
    - ・公営企業型地方独法減損会計と同様の減損会計を導入
    - ・キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け 等
- (イ) 会計変更に伴う経過措置等
  - ① 移行期間等
    - ・2~3年程度の移行期間を設定
    - ・システム改修経費や職員研修に要する経費等について財政措置を検討
  - ② 健全化判断比率等に関する措置及び経営改革の推進
    - ・今回の会計の見直しが健全化法に基づく各指標に影響することがないよう必要な調整を実施
- (ウ) 資本制度
  - ・法定積立金の積み立て義務を廃止
  - ・経営判断により、資本剰余金、利益剰余金を資本金に組み入れることができることとし、現行の資本組入れ制度を廃止
  - ・減資制度の創設
- (エ) 財務適用範囲の拡大等
  - ・法非適用企業(地方財政法第6条の公営企業のうち、法適用企業以外の企業)に財務規定等を適用
  - ・任意適用基準の見直し

### ● (3) 地方公会計改革の推進

現金主義では見えにくい費用や資産に関する財務情報の開示といった観点から、発生主義を活用し複式簿 記の考え方を導入した公会計の整備は重要な課題である。

近年の公会計整備において、総務省は、平成18年5月18日に地方公共団体が参考とすべき財務書類のモデルである基準モデルと総務省方式改訂モデルを提示し、平成19年10月17日には2つのモデルを活用し財務書類を作成する場合に必要となる資産評価の要領や連結の原則、仕訳例等が公表されており、この2つのモデルを活用し地方公共団体は早急に財務書類の整備を行うことが重要であるが、健全化法により平成20年度決算に基づく健全化判断比率の状況によっては平成21年度に財政健全化計画等の策定が義務付けられることを踏まえ、平成21年度までに一定の資産評価を行った上で財務書類を整備することを要請してきた

ところである。

当該財務書類の整備が中小規模の地方公共団体においても円滑に進められるよう、実務上の課題となっている事項に対する解決方策の検討や財務書類作成のより詳細な手順などの検討を行うため、平成20年6月に「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」が設置され、「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」や「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」などが順次公表されたところである。

地方公会計は、住民等に対する情報開示を一層進め、財政の透明性を高めるものであり、今後、地方公共 団体において、連結ベースでの財務書類4表を早期に整備するとともに、必要な分析や説明を加えた分かり やすい公表にも配慮することが重要である。

### 第44表 平成19年度決算に係る財務書類の整備状況

(単位:団体、%)

区分	都道	府 県	市区	町 村	政令指定都市	政令指定都市を除く市区町村
作 成 に 着 手 済	47	(100.0)	1,371	(76.2)	17 (100.0)	1,354 (75.9)
基準 モデル	0	(-)	37	(2.7)	2 (11.8)	35 (2.6)
作 成 済	0	(-)	11	(29.7)	0 (-)	11 (31.4)
作 成 中	0	(-)	26	(70.3)	2 (100.0)	24 (68.6)
総務省方式改訂モデル	7	(14.9)	577	(42.1)	5 (29.4)	572 (42.2)
作 成 済	6	(85.7)	201	(34.8)	4 (80.0)	197 (34.4)
作 成 中	1	(14.3)	376	(65.2)	1 (20.0)	375 (65.6)
総 務 省 方 式	37	(78.7)	735	(53.6)	10 (58.8)	725 (53.5)
作 成 済	37	(100.0)	686	(93.3)	10 (100.0)	676 (93.2)
作 成 中	0	(-)	49	(6.7)	0 (-)	49 (6.8)
その他のモデル	3	(6.4)	22	(1.6)	0 (-)	22 (1.6)
作 成 済	3	(100.0)	17	(77.3)	0 (-)	17 (77.3)
作 成 中	0	(-)	5	(22.7)	0 (-)	5 (22.7)
未 作 成	0	(-)	429	(23.8)	0 (-)	429 (24.1)

<sup>(</sup>注) 1 調査日:平成21年3月31日現在

185

第3部.indd 185

10/02/26 12:44

<sup>2</sup> 調査団体数:都道府県—47団体、政令指定都市—17団体、政令指定都市を除く市区町村—1,783団体

# 資 料 編

表内の記号は、次によった。

- 一 皆無(該当なし)
- 0 単位未満
- △ 負数
- … 不明

10/02/26 12:44

# 資料編目次

# 〔平成20年度の地方財政〕

総	;	括	
第	1	表	地方公共団体数の推移
第	2	表	団体種類別人口の推移
第	3	表	財政力指数段階別の団体数及び構成比
第	4	表	一部事務組合等の設置目的別団体数の推移
第	5	表	決算規模の状況
第	6	表	純計決算額の推移
第	7	表	決算収支の状況 資 1
第	8	表	経常収支比率等の状況
	_	٠.	THE INCIDENCE OF THE PARTY OF T

### 歳 入

第	11	表	団体種類別歳入の状況 資 24
第	12	表	地方税の状況
第	13	表	法定外普通税の状況
第	14	表	法定外目的税の状況
第	15	表	超過課税の状況
第	16	表	地方税徴収率の推移 資 30
第	17	表	国税と地方税の収入状況 資 31
第	18	表	国民所得に対する租税負担率
第	19	表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較
第	20	表	地方譲与税の状況
第	21	表	地方交付税の状況
第	22	表	一般財源の状況
第	23	表	一般財源の推移
第	24	表	一般財源の人口 1 人当たり 額の状況 資 38
第	25	表	国・県支出金の状況 資 41
第	26	表	地方債発行状況
第	27	表	平成 20 年度地方債発行(予定)額の状況
第	28	表	使用料及び手数料の状況 資 45
第	29	表	繰入金の状況
第	30	表	その他の収入の状況

### 地方財政と国の財政

第	31	表	地方財政と国の財政との累年比較	資	46
第	32	表	平成 20 年度国・地方の目的別歳出の状況	資	47
第	33	表	国民経済計算における公的支出の推移	資	18
歳	ļ	出	(目的別)		
第	34	表	目的別歳出決算額の状況	資△	49
第	35	表	団体種類別目的別歳出の状況	資:	51
第	36	表	一般財源の充当状況	資 :	52
第	37	表	民生費の状況	資 :	53
第	38	表	社会福祉費の状況	資 :	<b>5</b> 4
第	39	表	老人福祉費の状況	資 :	<b>5</b> 4
第	40	表	児童福祉費の状況	資 :	<b>5</b> 4
第	41	表	生活保護費の状況	資 :	55
第	42	表	被保護者数の推移	資 :	55
第	43	表	災害救助費の状況	資 :	55
第	44	表	衛生費の状況	資 :	56
第	45	表	公衆衛生費の状況	資 :	57
第	46	表	結核対策費の状況	資:	57
第	47	表	保健所費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 :	57
第	48	表	清掃費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 :	58
第	49	表	労働費の状況	資 :	58
第	50	表	失業対策費の状況	資 :	<b>5</b> 9
第	51	表	農林水産業費の状況	資 :	<b>5</b> 9
第	52	表	農業費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資(	<b>6</b> 0
第	53	表	畜産業費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資(	61
第	54	表	農地費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資(	61
第	55	表	林業費の状況	資(	61
第	56	表	水産業費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資(	<u>3</u> 2
第	57	表	商工費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資(	<u>3</u> 2
第	58	表	土木費の状況	資(	33
第	59	表	道路橋りょう費の状況	資(	<b>3</b> 4
第	60	表	河川海岸費の状況	資(	<b>3</b> 4
第	61	表	港湾費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資(	<b>3</b> 4
第	62	表	都市計画費の状況	資(	35
第	63	表	住宅費の状況	資(	35
第	64	表	消防費の状況	資(	<b>3</b> 6
第	65	表	警察費の状況	資(	56

第	66	表	警察職員数の推移	資	67
第	67	表	教育費の状況	資	68
第	68	表	小学校費の状況	資	69
第	69	表	中学校費の状況	資	69
第	70	表	高等学校費の状況	資	69
第	71	表	社会教育費の状況	資	70
第	72	表	保健体育費の状況	資	70
歳	Ļ	出	(性質別)		
第	73	表	性質別歳出決算額の状況	資	71
第	74	表	団体種類別性質別歳出の状況	資	73
第	75	表	一般財源の充当状況	資	74
第	76	表	人件費の状況	資	75
第	77	表	人件費中の職員給の状況	資	76
第	78	表	地方公務員数の状況	資	77
第	79	表	物件費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資	78
第	80	表	維持補修費の状況	資	78
第	81	表	扶助費の状況	資	79
第	82	表	補助費等の状況	資	79
第	83	表	普通建設事業費の状況	資	80
第	84	表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	資	82
第	85	表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況	資	83
第	86	表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	資	84
第	87	表	普通建設事業費の目的別の状況 (構成比)	資	85
第	88	表	普通建設事業費中の用地取得費の状況	資	86
第	89	表	普通建設事業費中の用地取得費(補助事業費)の状況	資	89
第	90	表	普通建設事業費中の用地取得費(単独事業費)の状況	資	90
第	91	表	災害復旧事業費の状況	資	91
第	92	表	失業対策事業費の状況	資	91
第	93	表	繰出金の状況	資	92
第	94	表	積立金の状況	資	93
第	95	表			
第	96	表	貸付金の状況	資	95
第	97	表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	資	96
第	98	表	公債費の状況		
第	99	表	地方債元金償還額の状況	資	99
将来	にっ	わ <i>た</i>	たる財政負担等		
第	100	表	地方債現在高の状況	資 1	00

第 101 表	債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況	資 102
第 102 表	積立金現在高の状況	資 103
第 103 表	平成 20 年度資金収支の状況	資 104
公共施設		
第 104 表	道路(地方道)の状況	資 105
第 105 表	公営住宅等の管理状況	資 105
第 106 表	公園の状況	資 105
第 107 表	下水道等の状況	資 106
第 108 表	し尿及びごみ処理施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 107
第 109 表	公立保育所の状況	資 107
第 110 表	公立老人ホームの状況	資 107
第 111 表	公立高等学校及び中等教育学校の状況	資 107
第 112 表	文化及び体育施設の状況 (公立分)	資 108
第113表	地方公共団体の職員公舎の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 109
地方公営事	業	
第 114 表	地方公営企業の事業数の状況	資 109
第 115 表	地方公営企業の職員数の状況	資 110
第116表	地方公営事業決算の状況	資 110
第 117 表	法適用企業決算の状況	資 111
第 118 表	法適用企業の事業別決算の推移	資 114
第 119 表	法非適用企業決算の状況	資 115
第 120 表	国民健康保険事業決算の状況	資 116
第 121 表	老人保健医療事業決算の状況	資 120
第 122 表	後期高齢者医療事業決算の状況	資 121
第 123 表	介護保険事業決算の状況	資 122
第 124 表	収益事業決算の状況	資 126
第 125 表	公立大学附属病院事業決算の状況	資 127
第 126 表	農業共済事業決算の状況	資 128
第 127 表	交通災害共済事業(直営方式)決算の状況	資 128
第 128 表	企業債等の状況	資 129
第 129 表	地方公営企業等金融機構の貸付状況	資 130
平成 21	・22 年度の地方財政〕	
		Virt + 0 -
	予算の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 131 表	地方財政計画	貸 132

	第 132 表	地方交付税の状況	資 134
	第 133 表	地方債計画	資 135
	第 134 表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移	資 136
<u>[</u> ]	△成 20 4	年度決算に基づく健全化判断比率等の状況〕	
	第 135 表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	資 140
	第 136 表	団体別健全化判断比率の状況	
	第 137 表	項目別将来負担額等の状況	資 142
	第 138 表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況	資 143
<b>[</b> 阴	村属資料	ł)	
	昭和 60 年	度以降の市町村合併の実績及び予定	資 144

### 第1表 地方公共団体数の推移

	昭 和			平 成										比	較
区 分	28.10.1	31.3.31	41.3.31	12.3.31	13.3.31	14.3.31	15.3.31	16.3.31	17.3.31	18.3.31	19.3.31	20.3.31	21.3.31	(C) - (B)	(C)/(A) ×
	(A)											(B)	(C)	(C) (D)	100 %
都 道 府 県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	-	102.2
市 町 村	9,868	4,776	3,372	3,229	3,227	3,223	3,212	3,132	2,521	1,821	1,804	1,793	1,777	△ 16	18.0
政令指定都市	5	5	6	12	12	12	12	13	13	14	15	17	17	_	340.0
中核市	-	-	-	25	27	28	30	35	35	37	37	35	39	4	-
特 例 市	-	-	-	-	10	30	37	39	40	39	39	44	43	△ 1	-
都市	281	486	554	634	621	602	596	602	644	687	691	687	684	△ 3	243.4
中都市			124	183	179	157	148	139	155	173	171	166	164	△ 2	
小 都 市			430	451	442	445	448	463	489	514	520	521	520	△ 1	
町村	9,582	4,285	2,812	2,558	2,557	2,551	2,537	2,443	1,789	1,044	1,022	1,010	994	△ 16	10.4
計 (普通地方公共団体)	9,914	4,822	3,418	3,276	3,274	3,270	3,259	3,179	2,568	1,868	1,851	1,840	1,824	△ 16	18.4
特 別 区	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	_	100.0
一部事務組合等 (普 通 会 計)			1,804	2,221	2,158	2,136	2,114	2,057	1,798	1,527	1,536	1,481	1,449	△ 32	
計 (特別地方公共団体)			1,827	2,244	2,181	2,159	2,137	2,080	1,821	1,550	1,559	1,504	1,472	△ 32	
合 計			5,245	5,520	5,455	5,429	5,396	5,259	4,389	3,418	3,410	3,344	3,296	△ 48	

- (注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。
  - 2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。
  - 3 一部事務組合等には、広域連合を含めた。(以下の表において同じ)

### 第2表 団体種類別人口の推移

その1 国勢調査人口の推移

	CV/1 图为阿直八口V/距19														
			,	人 口 (子			比	較	構 成 比 (%)			1団体当たり人口(人)			
区		分	平 成 2.10.1	7.10.1	12.10.1 (A)	17.10.1 (B)	増 減 (B)-(A)	増減率	平 成 2.10.1	7.10.1	12.10.1	17.10.1	平 成 12.10.1 (C)	17.10.1 (D)	比 較 (D)-(C)
							千人	%							
特	別	区	8,164	7,968	8,135	8,490	355	4.4	6.6	6.3	6.4	6.6	353,682	369,115	15,433
政令	指定者	郡市	18,050	19,151	19,605	22,007	2,402	12.3	14.6	15.3	15.4	17.2	1,633,743	1,571,957	△ 61,786
中	核	市	-	_	11,809	16,928	5,119	43.3	_	_	9.3	13.2	437,364	457,514	20,150
特	例	市	-	_	-	10,880	10,880	皆増	_	_	_	8.5	_	278,986	278,986
都		市	69,430	70,891	60,317	51,959	△8,358	△13.9	56.2	56.5	47.5	40.7	95,438	78,725	△ 16,713
小 (ī	市 部	計)	95,644	98,009	99,865	110,264	10,399	10.4	77.4	78.1	78.7	86.3	143,898	142,645	△ 1,253
町 (清	郎 部	村)	27,968	27,561	27,061	17,504	△9,557	△35.3	22.6	21.9	21.3	13.7	10,579	11,940	1,361
合		計	123,611	125,570	126,926	127,768	842	0.7	100.0	100.0	100.0	100.0	39,030	57,065	18,035

(注) 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

資6

# 資料

# 第2表 団体種類別人口の推移(つづき)

その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登載人口の状況

×	<u> </u>	ţ	平成7年10月1日	平成12年10月1日	平成17年10月1日	増 減 (B)-(A)	増減率 (C)/(A)	平成21年3月31日 現在住民基本台帳	
	<u>.</u> 7.	J.		(A)	(B)	(B) = (A) (C)	× 100	登載人口	
			人	人	人	人	%	人	
北	海	道	5,692,321	5,683,062	5,627,737	△ 55,325	△1.0	5,543,556	
青	森	県	1,481,663	1,475,728	1,436,657	△ 39,071	△2.6	1,417,278	
岩	手	県	1,419,505	1,416,180	1,385,041	△ 31,139	△2.2	1,355,205	
宮	城	県	2,328,739	2,365,320	2,360,218	△ 5,102	△0.2	2,330,898	
秋	田	県	1,213,667	1,189,279	1,145,501	△ 43,778	△3.7	1,118,735	
Щ	形	県	1,256,958	1,244,147	1,216,181	△ 27,966	△2.2	1,185,100	
福	島	県	2,133,592	2,126,935	2,091,319	△ 35,616	△1.7	2,063,769	
茨	城	県	2,955,530	2,985,676	2,975,167	△ 10,509	△0.4	2,979,639	
栃	木	県	1,984,390	2,004,817	2,016,631	11,814	0.6	2,003,954	
群	馬	県	2,003,540	2,024,852	2,024,135	△ 717	△0.0	2,008,842	
埼	玉	県	6,759,311	6,938,006	7,054,243	116,237	1.7	7,096,269	
千	葉	県	5,797,782	5,926,285	6,056,462	130,177	2.2	6,124,453	
東	京	都	11,773,602	12,064,143	12,576,608	512,458	4.2	12,548,258	
神	奈 川	県	8,245,903	8,489,932	8,791,590	301,665	3.6	8,848,329	
新	潟	県	2,488,364	2,475,733	2,431,459	△ 44,274	△1.8	2,401,803	
富	Щ	県	1,123,125	1,120,851	1,111,729	△ 9,122	△0.8	1,101,637	
石	Л	県	1,180,068	1,180,977	1,174,026	△ 6,951	△0.6	1,165,013	
福	井	県	826,996	828,944	821,592	△ 7,352	△0.9	812,444	
Щ	梨	県	881,996	888,172	884,515	△ 3,657	△0.4	867,122	
長	野	県	2,193,984	2,213,128	2,196,114	△ 17,014	△0.8	2,168,926	
岐	阜	県	2,100,315	2,109,740	2,107,226	△ 2,514	△0.1	2,089,413	
静	畄	県	3,737,689	3,767,393	3,792,377	24,984	0.7	3,773,694	
愛	知	県	6,868,336	7,043,300	7,254,704	211,404	3.0	7,218,350	
三	重	県	1,841,358	1,857,339	1,866,963	9,624	0.5	1,854,050	
滋	賀	県	1,287,005	1,342,832	1,380,361	37,529	2.8	1,382,321	
京	都	府	2,629,592	2,644,391	2,647,660	3,269	0.1	2,555,650	
大	阪	府	8,797,268	8,805,081	8,817,166	12,085	0.1	8,676,622	
兵	庫	県	5,401,877	5,550,574	5,590,601	40,027	0.7	5,586,254	
奈	良	県	1,430,862	1,442,795	1,421,310	△ 21,485	△1.5	1,414,970	
和	歌山	県	1,080,435	1,069,912	1,035,969	△ 33,943	△3.2	1,038,729	
鳥	取	県	614,929	613,289	607,012	△ 6,277	△1.0	598,485	
島	根	県	771,441	761,503	742,223	△ 19,280	△2.5	727,793	
岡	Щ	県	1,950,750	1,950,828	1,957,264	6,436	0.3	1,943,864	
広	島	県	2,881,748	2,878,915	2,876,642	△ 2,273	△0.1	2,859,300	
Щ	口	県	1,555,543	1,527,964	1,492,606	△ 35,358	△2.3	1,471,715	
徳	島	県	832,427	824,108	809,950	△ 14,158	△1.7	800,825	
香	Ш	県	1,027,006	1,022,890	1,012,400	△ 10,490	△1.0	1,016,540	
愛	媛	県	1,506,700	1,493,092	1,467,815	△ 25,277	△1.7	1,464,307	
高	知	県	816,704	813,949	796,292	△ 17,657	△2.2	777,080	
福	岡	県	4,933,393	5,015,699	5,049,908	34,209	0.7	5,031,870	
佐	賀	県	884,316	876,654	866,369	△ 10,285	△1.2	862,156	
長	崎	県	1,544,934	1,516,523	1,478,632	△ 37,891	△2.5	1,458,404	
熊	本	県	1,859,793	1,859,344	1,842,233	△ 17,111	△0.9	1,839,309	
大	分	県	1,231,306	1,221,140	1,209,571	△ 11,569	△0.9	1,211,042	
宮	崎	県	1,175,819	1,170,007	1,153,042	△ 16,965	△1.4	1,155,844	
鹿	児 島	県	1,794,224	1,786,194	1,753,179	△ 33,015	△1.8	1,728,554	
沖	縄	県	1,273,440	1,318,220	1,361,594	43,374	3.3	1,397,812	
合		計	125,570,246	126,925,843	127,767,994	842,151	0.7	127,076,183	

資7

### 第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

財政力指数	0.30未満	0.30以上 0.50未満	0.50以上 1.00未満	1.00以上	合 計	財政力指数 数
	%	%	%	%	%	
都 道 府 県	5 10.6	23 48.9	17 36.2	2 4.3	47 100.0	0.52
市 町 村	460 25.9	416 23.4	724 40.7	177 10.0	1,777 100.0	0.56
政令指定都市			12 70.6	5 29.4	17 100.0	0.87
中 核 市	_   _	1 2.6	30 76.9	8 20.5	39 100.0	0.84
特 例 市			28 65.1	15 34.9	43 100.0	0.92
都市	37 5.4	167 24.4	395 57.7	85 12.4	684 100.0	0.68
中 都 市		9 5.5	109 66.5	46 28.0	164 100.0	0.87
小 都 市	37 7.1	158 30.4	286 55.0	39 7.5	520 100.0	0.62
町村	423 42.6	248 24.9	259 26.1	64 6.4	994 100.0	0.45
合 計	465 25.5	439 24.1	741 40.6	179 9.8	1,824 100.0	0.56

<sup>(</sup>注) 「財政力指数」は、平成18、19、20年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

### 第4表 一部事務組合等の設置目的別団体数の推移

区分	平 成 14.3.31	15.3.31	16.3.31	17.3.31	18.3.31	19.3.31	20.3.31	21.3.31	比 較
<u>Δ</u> π	14.5.51	15.5.51	10.5.51	17.5.51	16.5.51	19.5.51	(A)	(B)	(B) - (A)
総務関係組合	306	311	303	269	247	247	235	224	△11
うち退職手当組合	48	47	46	44	44	43	42	42	_
民 生 関 係 組 合	137	136	131	115	103	142	140	94	△ 46
衛 生 関 係 組 合	874	859	843	739	625	612	589	575	△ 14
うち伝染病組合	2	1	1	_	_	_	_	_	_
うちし尿・ごみ処理組合	719	705	691	610	521	512	498	489	△ 9
商工関係組合	5	5	3	1	1	2	2	1	△ 1
農林水産関係組合	133	129	122	107	87	83	82	82	_
うち林野(造林)組合	69	68	62	55	43	43	42	43	1
土木関係組合	27	27	26	24	17	17	17	16	△ 1
消防関係組合	458	454	440	389	323	313	301	294	△ 7
教 育 関 係 組 合	135	129	126	95	77	75	75	72	△ 3
うち小学校組合	17	17	17	12	9	9	9	9	_
うち中学校組合	51	51	50	35	25	25	25	23	△ 2
そ の 他	61	64	63	59	47	45	40	91	51
合 計	2,136	2,114	2,057	1,798	1,527	1,536	1,481	1,449	△ 32

資8

### 第5表 決算規模の状況

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

			比	較		
区分	平成20年度	平成19年度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
歳 入 総 額 (A) + (B)	98,259,344	97,745,350	513,994	0.5	△ 0.1	
都 道 府 県 (A)	48,045,817	48,245,874	△200,057	△ 0.4	△ 0.4	
市 町 村 (純 計 額) (B)	50,213,527	49,499,476	714,051	1.4	0.3	
市町村(単純合計額)	51,743,370	51,066,496	676,874	1.3	0.3	
市町村(一部事務組合等を 除く単純合計額)	49,583,389	48,835,357	748,032	1.5	0.2	
政 令 指 定 都 市	10,886,304	10,645,989	240,315	2.3	5.8	
中核市	5,739,319	5,229,153	510,166	9.8	△ 8.6	
特 例 市	3,858,987	3,929,048	△ 70,061	△ 1.8	13.2	
都市	19,794,879	19,820,453	△ 25,574	△ 0.1	△ 2.1	
中 都 市	8,642,858	8,766,534	△ 123,676	△ 1.4	△ 4.0	
小 都 市	11,152,021	11,053,919	98,102	0.9	△ 0.5	
町 村	6,039,812	6,098,620	△ 58,808	△ 1.0	△ 1.7	
特 別 区	3,264,089	3,112,094	151,995	4.9	2.3	
一部事務組合等	2,159,981	2,231,139	△ 71,158	△ 3.2	3.8	
歳 出 総 額 (C) + (D)	95,737,362	95,711,569	25,793	0.0	0.2	
都 道 府 県 (C)	47,348,951	47,488,298	△139,347	△ 0.3	△ 0.1	
市 町 村(純 計 額)(D)	48,388,411	48,223,270	165,141	0.3	0.6	
市町村(単純合計額)	49,918,254	49,790,291	127,963	0.3	0.6	
市町村(一部事務組合等を 除く単純合計額)	47,834,726	47,643,230	191,496	0.4	0.5	
政 令 指 定 都 市	10,699,169	10,528,249	170,920	1.6	6.0	
中 核 市	5,508,668	5,105,908	402,760	7.9	△ 8.2	
特 例 市	3,735,050	3,836,738	△101,688	△ 2.7	13.3	
都市	19,091,538	19,307,870	△216,332	△ 1.1	△ 1.7	
中 都 市	8,311,328	8,533,571	△ 222,243	△ 2.6	△ 3.5	
小 都 市	10,780,209	10,774,299	5,910	0.1	△ 0.3	
町村	5,767,562	5,887,298	△119,736	△ 2.0	△ 1.7	
特 別 区	3,032,740	2,977,166	55,574	1.9	2.4	
一部事務組合等	2,083,527	2,147,061	△ 63,534	△ 3.0	4.2	

総

### 第5表 決算規模の状況 (つづき)

その2 純計額の状況

(単位 百万円・%)

			比	較	
区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
歳 入 総 額 (A)	98,259,344	97,745,350	513,994	0.5	△ 0.1
団 体 間 重 複 額 (B)	6,045,885	6,563,954	△ 518,069	△ 7.9	4.7
都道府県支出金(市町村に 対する貸付金を含む)	2,597,089	2,824,967	△ 227,878	△ 8.1	7.6
同級他団体からの分担金、負担金等	157,083	169,157	△ 12,074	△ 7.1	7.6
市町村からの分担金、負担金、	519,985	559,113	△ 39,128	△ 7.0	△ 0.6
市町村たばこ税都道府県交付金	2,301	2,350	△ 49	△ 2.1	△38.4
特別区財政調整交付金	999,976	1,017,640	△ 17,664	△ 1.7	10.0
利 子 割 交 付 金	96,698	103,791	△ 7,093	△ 6.8	34.8
配当割交付金	34,093	81,234	△ 47,141	△58.0	16.8
株式等讓渡所得割交付金	12,613	53,478	△ 40,865	△76.4	△12.3
地方消費税交付金	1,209,245	1,288,033	△ 78,788	△ 6.1	△ 1.4
ゴルフ場利用税交付金	41,595	42,791	△ 1,196	△ 2.8	0.1
特别地方消費税交付金	6	15	△ 9	△60.0	△31.8
自動車取得税交付金	260,312	295,965	△ 35,653	△12.0	△ 9.0
軽油引取税交付金	114,888	125,420	△ 10,532	△ 8.4	8.6
歳 入 純 計 額 (A) - (B)	92,213,459	91,181,397	1,032,062	1.1	△ 0.4
歳 出 総 額 (C)	95,737,362	95,711,569	25,793	0.0	0.2
団 体 間 重 複 額 (D)	6,045,885	6,563,954	△ 518,069	△ 7.9	4.7
市 町 村 に 対 する 事 業 費 等 の 補助交付金等	2,597,089	2,824,967	△ 227,878	△ 8.1	7.6
同級他団体に対する負担金等	157,083	169,157	△ 12,074	△ 7.1	7.6
都道府県に対する事業費等の 分担金、負担金、寄附金等	519,985	559,113	△ 39,128	△ 7.0	△ 0.6
市町村たばこ税都道府県交付金	2,301	2,350	△ 49	△ 2.1	△38.4
特別区財政調整交付金	999,976	1,017,640	△ 17,664	△ 1.7	10.0
利 子 割 交 付 金	96,698	103,791	△ 7,093	△ 6.8	34.8
配 当 割 交 付 金	34,093	81,234	△ 47,141	△58.0	16.8
株式等讓渡所得割交付金	12,613	53,478	△ 40,865	△76.4	△12.3
地方消費税交付金	1,209,245	1,288,033	△ 78,788	△ 6.1	△ 1.4
ゴルフ場利用税交付金	41,595	42,791	△ 1,196	△ 2.8	0.1
特别地方消費税交付金	6	15	△ 9	△60.0	△31.8
自動車取得税交付金	260,312	295,965	△ 35,653	△12.0	△ 9.0
軽油引取税交付金	114,888	125,420	△ 10,532	△ 8.4	8.6
歳 出 純 計 額 (C) - (D)	89,691,477	89,147,615	543,862	0.6	△ 0.1

<sup>(</sup>注) 次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)-(B)」又は「歳出純計額(C)-(D)」をいう。

10/02/26 12:47

対前年度

増 減 率

18.4

23.9

19.1

計)

指 数

100

124

148

第6表 純計決算額の推移

玉

対前年度

増減率

28.3

17.2

9.6

歳

決算額

2,515,932

2,947,623

3,231,214

(--

指 数

100

117

128

般

会

決算額

2,063,468

2,556,617

3,044,292

歳

方

対前年度

増減率

24.2

20.8

14.6

指 数

100

121

138

歳

決算額

2.391.080

2,887,366

3,308,833

地

対前年度

増減率

24.0

18.8

13.9

指 数

100

119

135

決算額

2.511.550

2,982,850

3.397.659

X

分

昭和36年度

37

38

19

20

 $\triangle 0.4$ 

1.1

91.181.397

92.213.459

3.630

3.672

89.147.615

89,691,477

 $\triangle 0.1$ 

3.728

3,751

84.553.478

89.208.229

0.2

5.5

3.361

3.546

81.842.570

84.697.395

総 括

3.966

4.105

0.5

3.5

<sup>0.6</sup> 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金、特定資金公共投資事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。 (注)

#### 第7表 決算収支の状況

その1 黒字、赤字の団体別の状況

(単位 百万円)

		平	成 2	0 年	度		平成1	9年度	比	較
区 分	団体数	歳入	歳出	歳入歳出差引	翌年度に繰りません。さ	実質収支 (D)-(E)	団体数	実質収支	団体数	増 減
	(A)	(B)	(C)	(B) – (C) (D)	り越すべき 財源 (E)	(D) – (E) (F)	(G)	(H)	(A) - (G)	(F)-(H)
全 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	48,045,817	47,348,951	696,866	430,970	265,896	47	331,093	_	△ 65,197
市町村(単純合計額)(B)	3,249	51,743,370	49,918,254	1,825,116	811,356	1,013,760	3,297	1,028,568	△48	△ 14,808
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,800	49,583,389	47,834,726	1,748,663	806,708	941,955	1,816	947,968	△16	△ 6,013
政令指定都市	17	10,886,304	10,699,169	187,135	152,818	34,317	17	40,688	_	△ 6,371
特 別 区	23	3,264,089	3,032,740	231,349	110,072	121,277	23	120,585	_	692
中 核 市	39	5,739,319	5,508,668	230,651	127,989	102,662	35	93,046	4	9,616
特 例 市	43	3,858,987	3,735,050	123,937	57,640	66,297	44	75,664	△ 1	△ 9,367
都市	684	19,794,879	19,091,538	703,341	275,222	428,119	687	430,821	△ 3	△ 2,702
中 都 市	164	8,642,858	8,311,328	331,530	145,496	186,034	166	196,578	△ 2	△ 10,544
小 都 市	520	11,152,021	10,780,209	371,812	129,727	242,085	521	234,244	△ 1	7,841
町村	994	6,039,812	5,767,562	272,250	82,967	189,283	1,010	187,164	△16	2,119
一部事務組合等	1,449	2,159,981	2,083,527	76,454	4,648	71,806	1,481	80,600	△32	△ 8,794
合 計 (A) + (B)	3,296	99,789,187	97,267,205	2,521,982	1,242,325	1,279,657	3,344	1,359,661	△48	△ 80,004
黒字の団体										
都 道 府 県 (A)	47	48,045,817	47,348,951	696,866	430,970	265,896	46	331,792	1	△ 65,896
市町村(単純合計額)(B)	3,230	50,657,246	48,796,276	1,860,970	801,863	1,059,107	3,272	1,077,063	△42	△ 17,956
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,781	48,497,265	46,712,748	1,784,517	797,216	987,301	1,792	996,453	△11	△ 9,152
政令指定都市	16	10,150,451	9,964,949	185,502	148,069	37,433	17	40,688	△ 1	△ 3,255
特 別 区	23	3,264,089	3,032,740	231,349	110,072	121,277	23	120,585	_	692
中 核 市	39	5,739,319	5,508,668	230,651	127,989	102,662	35	93,046	4	9,616
特 例 市	43	3,858,987	3,735,050	123,937	57,640	66,297	44	75,664	△ 1	△ 9,367
都市	673	19,483,377	18,743,666	739,711	270,773	468,938	673	477,614	_	△ 8,676
中 都 市	161	8,485,277	8,153,978	331,299	142,776	188,523	163	202,891	△ 2	△ 14,368
小 都 市	512	10,998,100	10,589,687	408,413	127,998	280,415	510	274,724	2	5,691
町村	987	6,001,043	5,727,675	273,368	82,673	190,695	1,000	188,857	△13	1,838
一部事務組合等	1,449	2,159,981	2,083,527	76,454	4,648	71,806	1,480	80,610	△31	△ 8,804
合 計 (A) + (B)	3,277	98,703,063	96,145,227	2,557,836	1,232,833	1,325,003	3,318	1,408,855	△41	△ 83,852
赤 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	_	_	_	_	_	_	1	△ 699	△ 1	699
市町村(単純合計額)(B)	19	1,086,124	1,121,978	△ 35,854	9,493	△ 45,347	25	△ 48,495	△ 6	3,148
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	19	1,086,124	1,121,978	△ 35,854	9,493	△ 45,347	24	△ 48,485	△ 5	3,138
政令指定都市	1	735,853	734,220	1,633	4,749	△ 3,116	_	_	1	△ 3,116
特 別 区	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
中 核 市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
特 例 市	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_
都市	11	311,502	347,872	△ 36,370	4,449	△ 40,819	14	△ 46,793	△ 3	5,974
中 都 市	3	157,581	157,350	231	2,720	△ 2,489	3	△ 6,313	_	3,824
小 都 市	8	153,921	190,522	△ 36,601	1,728	△ 38,329	11	△ 40,480	△ 3	2,151
町村	7	38,769	39,887	△ 1,118	294	△ 1,412	10	△ 1,692	△ 3	280
一部事務組合等	_	_	_	_	_	_	1	△ 10	△ 1	10
合 計 (A) + (B)	19	1,086,124	1,121,978	△ 35,854	9,493	△ 45,347	26	△ 49,194	△ 7	3,847

<sup>(</sup>注) 平成19年度の赤字の団体には、打切り決算により赤字となった1町村が含まれている。

## 第7表 決算収支の状況 (つづき)

その2 都道府県別実質収支等の状況

(単位 百万円)

	区分		歳入	歳出	歳入歳出 差 引	翌年度に繰り越す	実質収支	単年度収 支	積 立 金	繰 上 償 還 額	積 立 金 取崩し額	実質単年度 収 支
			(A)	(B)	(A) - (B) (C)	べき財源 (D)	(C) - (D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(E) + (F) + (G) - (H)
北	海	道	2,501,128	2,498,080	3,048	2,465	583	159	164	2,473	_	2,796
青	森	県	706,890	697,888	9,002	6,588	2,414	357	54	179	1,500	△ 911
岩	手	県	677,372	664,216	13,156	8,817	4,339	1,535	1,402	_	1,000	1,937
宮	城	県	795,589	783,454	12,135	7,068	5,067	674	3,394	3	_	4,070
秋	田	県	607,045	596,789	10,256	4,086	6,170	4,326	954	1	_	5,281
山	形	県	554,863	548,266	6,597	2,941	3,656	1,320	1,173	44	1,535	1,003
福	島	県	840,489	833,848	6,641	4,109	2,532	206	1,910	1	622	1,495
茨	城	県	1,033,793	1,026,417	7,376	5,490	1,886	△ 4,239	0	1	_	△ 4,239
栃	木	県	750,850	737,098	13,752	7,794	5,958	788	105	17	3,000	△ 2,090
群	馬	県	787,437	773,680	13,757	8,306	5,451	241	1,821	_	1,200	863
埼	玉	県	1,591,601	1,582,133	9,468	4,057	5,411	△ 861	65	20,272	200	19,276
千	葉	県	1,529,566	1,520,571	8,995	4,441	4,554	△ 613	_	248	_	△ 365
東	京	都	7,077,428	6,911,264	166,164	71,086	95,078	△ 83,967	5,108	_	40,000	△118,859
神	奈 川	県	1,806,770	1,795,773	10,997	6,875	4,122	△ 620	2,514	_	_	1,894
新	潟	県	1,131,268	1,107,256	24,012	20,775	3,237	444	367	1	_	811
富	Щ	県	536,679	522,837	13,842	12,802	1,040	△ 1,779	6	2	9	△ 1,781
石	Л	県	525,304	517,821	7,483	6,687	796	41	16	164	400	△ 179
福	井	県	464,298	457,839	6,459	2,848	3,611	△ 425	32	1	_	△ 391
山	梨	県	467,301	451,526	15,775	13,352	2,423	153	1,026	315	_	1,493
長	野	県	826,278	815,703	10,575	6,009	4,566	1,257	26	330	_	1,613
岐	阜	県	761,611	748,802	12,809	6,103	6,706	440	71	_	4,700	△ 4,190
静	岡	県	1,123,392	1,111,224	12,168	5,099	7,069	△ 56	5,637	68	_	5,648
愛	知	県	2,305,837	2,288,774	17,063	8,138	8,925	△ 179	30,102	_	_	29,923
三	重	県	675,697	655,496	20,201	16,981	3,220	△ 1,489	3,513	16	1,510	529
滋玄	賀	県	500,892	496,959	3,933	2,926	1,007	△ 66	569	7	3,276	△ 2,766
京	都	府	827,381	823,392	3,989	3,716	273	△ 253	0	5	_	△ 248
大	阪	府	2,708,513	2,685,590	22,923	11,046	11,877	12,576	37,003	777	_	50,357
兵	庫	県	1,981,590	1,968,992	12,598	12,468	130	64	17	0	17	64
奈	良	県	459,162	450,260	8,902	8,032	870	51	1,055	2,273	1,100	2,279
和	歌山	県	509,656	500,487	9,169	6,020	3,149	△ 458	39	1,857		1,438
鳥	取	県	346,154	333,212	12,942	4,125	8,817	3,214	14	_	_	3,229
島	根	県	516,831	507,095	9,736	7,055	2,681	△ 102	12	8,083	12	7,980
岡	山 山	県	720,376	714,845	5,531	4,750	781	△ 294	1,001	313	_	1,020
広	島	県	910,996	902,757	8,239	5,791	2,448	△ 242	2,272	5,040	2,695	4,375
山		県	676,532	665,227	11,305	7,766	3,539	983	1,275	-	6,800	△ 4,542
徳	島	県	470,436	454,774	15,662	11,254	4,408	△ 1,035	4,534	14	3,700	_ 1,612 △ 186
香	Ш	県	420,653	410,890	9,763	3,776	5,987	312	2,791	9	2,489	623
愛	媛	県	596,718	591,691	5,027	4,358	669	42	1,419	_	2,100	1,461
高	知	県	423,480	415,595	7,885	5,266	2,619	44	24	580	_	648
福	岡	県	1,506,574	1,476,349	30,225	28,479	1,746	△ 90	61	302	1,000	△ 726
佐	賀	県	423,415	414,144	9,271	6,043	3,228	495	2,481	45	570	2,451
長	崎	県	716,043	698,591	17,452	16,620	832	331	322	_	400	253
熊	本	県	741,483	724,825	16,658	7,431	9,227	△ 636	16	71	-	△ 548
大	分	県	579,943	566,687	13,256	10,571	2,685	115	883	465	440	1,023
宮	崎	県	571,924	561,533	10,391	7,804	2,587	△ 390	13,041	_	6,793	5,857
鹿	児島	県	769,438	760,038	9,400	3,909	5,491	2,232	1,638	0	4,182	△ 313
沖	組	県	589,141	578,264	10,877	8,847	2,030	97	982		1,000	79
		計	48,045,817	47,348,951	696,866	430,970	265,896	△ 65,298	130,907	43,976	90,150	19,436
	н	HΙ	10,010,017	11,0-10,001	000,000	700,070	200,000	- 55,250	100,007	70,010	30,130	10,700

総 括

## 第7表 決算収支の状況 (つづき)

その3 政令指定都市・中核市・特例市・都市(平成21年3月31日現在住民基本台帳登載人口30万人以上)の実質収支等の状況

(単位 百万円)

区	分		歳入	歳出	歳入歳出 差 引 (A) - (B)	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度収 支	積 立 金	繰 上 償 還 額	積 立 金 取崩し額	実質単年度 収 支 (E)+(F)+
			(A)	(B)	(C)	(D)	(C) - (D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(G) — (H)
1	指定都面											
札	幌	市	773,709	771,296	2,413	1,360	1,053	△ 298	69	393	2,000	△ 1,836
仙	台、、、	市	411,023	407,602	3,421	2,757	664	78	14,386	343	7,544	7,263
_	いたま		424,743	397,326	27,417	22,262	5,155	△ 1,974	5,732	572	-	4,330
千	葉	市	326,018	324,704	1,314	948	366	62	155	1	220	△ 1
横	浜	市	1,436,351	1,362,941	73,410	70,638	2,772	△ 700	85	510	7,324	△ 7,430
新	崎潟	市士	584,467	572,529	11,938	10,508	1,430 770	202 283	16	_	1,000	218 \(\triangle 550\)
静	何	市市	331,350 287,023	327,980 277,715	3,370 9,308	2,600 4,152	5,156	△ 329	167 3,577	1 133	1,000 3,534	△ 550 △ 154
浜	松	市	285,388	277,713	9,558	2,160	7,398	1,285	2,665	1,589	2,571	2,968
名	古屋	市	972,059	968,210	3,849	2,724	1,125	△ 736	2,003	284	2,371	△ 422
京	都	市	735,853	734,220	1,633	4,749	△ 3,116	△ 3,388	15	20	_	△ 3,353
大	阪	市	1,555,121	1,552,859	2,262	1,813	449	15	_	0	_	15
堺	122	市	298,571	294,892	3,679	2,706	973	△ 62	_	1,258	_	1,195
神	戸	市	737,731	724,882	12,849	12,336	513	291	210	255	53	704
広	島	市	544,617	539,288	5,329	2,944	2,385	△ 552	1,030	598	1,300	△ 223
北	九州	市	500,170	493,529	6,641	4,212	2,429	△ 158	680	1	1,750	△ 1,227
福	岡	市	682,111	673,366	8,745	3,950	4,795	△ 694	2,823	1,076	3,000	205
中		市										
函	館	市	123,659	122,598	1,061	286	775	△ 30	178	0	-	149
旭	Ш	市	144,611	143,135	1,476	237	1,239	718	6	93	273	544
青	森	市	113,663	111,148	2,515	925	1,590	626	658	6	1,154	136
盛	岡	市	95,393	94,486	907	132	775	△ 540	1,252	1	25	688
秋	田	市	114,225	112,409	1,816	321	1,495	△ 51	643	200	_	793
郡	山	市	102,276	98,427	3,849	1,307	2,542	43	1,711	399	2,000	153
Λz	わき	市	123,443	114,368	9,075	7,323	1,752	236	2,747	_	2,817	166
宇	都 宮	市	178,907	166,582	12,325	10,429	1,896	△ 3,028	121	_	714	△ 3,621
Л	越	市	98,661	95,714	2,947	259	2,688	△ 125	728	-	_	603
船	橋	市	146,874	141,091	5,783	654	5,129	1,139	24	57	1,000	219
柏	<i></i>	市	102,953	97,182	5,771	481	5,290	381	11	653	_	1,045
横	須 賀	市	132,138	127,960	4,178	441	3,737	619	2,484	3	2,237	869
相	模原	市	205,371	198,726	6,645	1,591	5,054	△ 981	125	1.010	3,000	△ 3,857
富	Щ	市	179,648	170,288	9,360	7,971	1,389	363	21	1,010	1,495	△ 101
金	沢 野	市士	163,376	154,713	8,663	7,547	1,116	△ 772	16	2,096	_	1,341
長岐	阜	市市	140,772 146,675	131,340 131,881	9,432 14,794	7,555 7,531	1,877 7,263	35 926	106 32	781 338	_	921 1,296
豊	橋	市	113,359	109,233	4,126	188	3,938	116	32 84	330	3,456	1,290 △ 3,255
岡	崎	市	112,059	107,269	4,790	657	4,133	178	1,283	_	4,100	△ 2,638
豊	H	市	180,211	164,788	15,423	9,636	5,787	412	5,500	_	- 4,100	5,912
高	槻	市	100,345	96,506	3,839	3,228	611	86	188	316	_	591
東	大 阪	市	174,041	172,500	1,541	213	1,328	347	1,089	558	_	1,994
姫	路	市	206,183	195,308	10,875	5,588	5,287	△ 446	89	1,405	_	1,048
西	宮	市	151,301	149,871	1,430	502	928	△ 2,674	1,834	1	_	△ 840
奈	良	市	115,958	115,407	551	480	71	5	11	_	1,550	△ 1,534
和	歌山	市	128,110	126,206	1,904	163	1,741	1,273	1,752	2	_	3,028
尚	山	市	229,990	225,169	4,821	656	4,165	723	42	100	4,043	△ 3,177
倉	敷	市	155,865	152,543	3,322	1,443	1,879	△ 538	1,824	7	1,600	△ 307
福	山	市	156,609	153,187	3,422	628	2,794	△ 38	1,457	1,027	1,300	1,146
下	関	市	115,465	112,080	3,385	693	2,692	△ 307	40	666	1,200	△ 800
高	松	市	138,671	133,809	4,862	1,593	3,269	△ 349	595	365	1,600	△ 989
松	山	市	163,885	150,432	13,453	10,754	2,699	617	100	619	1,700	△ 364
高	知	市	139,203	132,636	6,567	6,316	251	△ 44	837	89	-	883
久	留 米	市	112,259	107,905	4,354	3,549	805	140	13	40	190	4
長	崎	市	197,735	188,813	8,922	7,718	1,204	△ 54	595	_	692	△ 151
熊	本	市	221,794	217,442	4,352	1,966	2,386	△ 465	1,927	17	2,153	△ 673
大	分	市	150,445	145,428	5,017	505	4,512	△ 943	21	225	100	△ 796
宮	崎田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	市	139,037	131,962	7,075	5,694	1,381	284	678	931	1,710	183
鹿	児 島	市	224,145	208,125	16,020	10,822	5,198	1,052	629	2,151	_	3,831

資 14

## 総 括

第7表 決算収支の状況 (つづき)

その3 政令指定都市・中核市・特例市・都市(平成21年3月31日現在住民基本台帳登載人口30万人以上)の実質収支等の状況(つづき) (単位 百万円)

				歳入歳出	翌年度に		単年度		繰上	積立金	実質単年度
Image: second control in the property of the pro	分	歳入	歳 出	差 引	繰り越す	実質収支	収 支	積立金	繰 上 償 還 額	関が亜取崩し額	収 支
	. /3	(A)	(B)	(A) - (B) (C)	べき財源   (D)	(C) - (D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(E) + (F) + (G) - (H)
特	例 市	(2.1)	(D)	(0)	(D)	(C) (D)	(L)	(1)	(0)	(11)	(G) (H)
八	戸市	88,483	85,290	3,193	1,475	1,718	△ 716	704	9	600	△ 603
山山	形市	77,900	76,671	1,229	94	1,135	△ 524	1,159	56	295	397
水	戸市	78,716	77,883	833	623	210	△ 767	477	114	353	△ 529
かっ	くば市	65,230	62,899	2,331	498	1,833	△ 962	737	307	_	82
前	橋市	119,937	117,916	2,021	153	1,868	△ 278	4	6	3,290	△ 3,558
高	崎 市	141,010	132,936	8,074	5,555	2,519	△ 1,137	13	678	3,423	△ 3,869
伊	勢崎市	69,279	65,738	3,541	156	3,385	858	17	275	1,578	△ 428
太	田市	73,195	71,138	2,057	559	1,498	△ 890	17	263	2,120	△ 2,730
川	口市	146,649	133,583	13,066	5,953	7,113	△ 1,849	71	50	2,120	△ 1,728
所	沢市	89,445	81,555	7,890	5,935	1,955	△ 634	1,295	-	1,395	△ 733
春	日部市	58,517	57,292	1,225	237	988	△ 805	484	88	260	△ 493
草	加市	63,701	61,865	1,836	242	1,594	△ 614	511	-		△ 103
越	谷市	78,648	75,915	2,733	187	2,546	△ 242	802	_	800	△ 240
平	塚市	80,367	72,792	7,575	4,530	3,045	1,350	420	_		1,770
小	田原市	58,185	56,004	2,181	184	1,997	1,330 △ 422	36	_	_	△ 385
茅	ケ崎市	60,495	57,785	2,710	753	1,957	△ 642	45	_	_	△ 597
厚	木 市	79,063	76,412	2,651	523	2,128	△ 1,295	3,911	_	_	2,616
大	和市	64,290	58,378	5,912	3,772	2,140	234	20	_	740	△ 485
長	岡市	138,679	136,791	1,888	138	1,750	△ 2,416	20	_	-	△ 2,396
上	越市	105,119	102,748	2,371	787	1,730	290	1,114	0	995	409
福	井市	96,301	95,390	911	402	509	40	16	0	-	56
甲	府市	71,339	67,633	3,706	3,330	376	△ 73	5	40	506	△ 534
松	本 市	82,110	80,074	2,036	674	1,362	6	657	-10	_	664
沼	津市	70,571	68,254	2,317	318	1,999	80	986	_	1,555	△ 489
富	士 市	85,084	81,075	4,009	1,212	2,797	△ 274	583	58	319	47
H	宮市	97,329	91,253	6,076	3,288	2,788	1,049	755	1	300	1,506
春	日井市	84,956	79,121	5,835	4,313	1,522	750	2,000	_	869	1,881
四四	日市市	109,468	106,755	2,713	645	2,068	18	106	981	1,541	△ 437
大	津市	93,438	92,369	1,069	476	593	18	9	91	1,541	119
岸	和田市	67,164	63,716	3,448	2,965	483	403	2	445	_	850
豊	中市	116,369	115,721	648	490	158	118	62	219	310	90
吹	田市	105,139	104,310	829	549	280	28	765	_	400	393
枚	方 市	108,070	106,987	1,083	380	703	△ 164	436	438	99	611
茨	木 市	73,851	72,673	1,178	289	889	473	15	-	1,200	△ 712
八八	尾市	83,613	83,396	217	154	63	20	35	301	1,200	355
寝	屋川市	71,170	70,815	355	169	186	64	70	1	_	135
尼	座 川 市	192,259	192,141	118	81	37	△ 247	151	49	300	△ 348
明	石市	90,826	89,919	907	218	689	△ 261	249	1	1,100	△ 1,111
加	古川市	73,281	72,647	634	251	383	△ 201 △ 29	174	_	150	$\triangle$ 1,111 $\triangle$ 5
宝	塚市	64,321	63,483	838	691	147	△ 338	303	43	- 150	8
点	取市	86,466	82,032	4,434	3,269	1,165	492	194	311	_	998
呉	市	98,477	97,108	1,369	3,209	927	△ 399	668	-	1,600	△ 1,332
佐	世保市	100,476	96,588	3,888	675	3,213	119	1,774	140	1,515	518
都	市	100,770	50,500	3,000	0,3	0,210	113	1,114	110	1,010	510
	市 (千 葉 県)	126,438	122,178	4,260	1,383	2,877	△ 775	194	_	1,510	△ 2,091
	市(千葉県)	125,277	115,312	9,965	8,231	1,734	△ 2,284	19	131	1,650	△ 3,783
	子市(東京都)	176,177	163,805	12,372	10,226	2,146	813	309	263	1,030	1,385
	日市(東京都)	129,484	120,008	9,476	6,899	2,577	△ 614	3,774	240	3,504	△ 103
	マ 市 (神奈川県)	128,916	120,008	7,938	1,877	6,061	△ 634	340	240 -	3,304	△ 294
	雨 (神宗川県) 肩 市 (沖 縄 県)	126,301	119,410	6,891	5,632	1,259	△ 302	793	172	622	41
カウ 弟	出 川 (打 ) 門 (京)	120,301	119,410	0,031	5,032	1,209	△ 302	193	112	022	41

## 第7表 決算収支の状況 (つづき)

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

(単位 百万円)

				成19年の赤字		のうち市町 合併等により			(A)のうち <sup>3</sup>	平成20年月	度も	赤字である	る団体			のうち黒字	黒	文19年度が 字 で		戈20年度の
区		分		団体(A)		成した団体		赤字が	増加した区	日体		赤字が	減少した国	団体	とか	なった団体	光月 赤	文20年度が 字の団体	赤:	字の団体
			団体数	平 成 19年度 実質収支	団体数	平 成 19年度 実質収支	団体数	平成19 年度実質 収支(a)	平成 20 年度実質 収支(b)	(b)-(a)	団体数	平成19 年度実質 収支(c)	平成 20 年度実質 収支(d)	(d)-(c)	団体数	平 成 19年度 実質収支	団体数	平 成 20年度 実質収支	団体数	平 成 20年度 実質収支
都 道	1 府	県	1	△ 699	-	_	-	_	-	_	-	_	_	_	1	△ 699	-	-	-	-
市	町	村	25	△ 48,495	1	△ 101	4	△ 1,938	△ 3,080	△ 1,142	12	△ 45,373	△ 38,703	6,670	8	△ 1,083	3	△ 3,563	19	△ 45,347
	「村(一 合等を関		24	△ 48,485	1	△ 101	4	△ 1,938	△ 3,080	△ 1,142	12	△ 45,373	△ 38,703	6,670	7	△ 1,073	3	△ 3,563	19	△ 45,347
政	次令指定	都市	-	_	-	_	-	_	-	_	-	_	_	_	-	_	1	△ 3,116	1	△ 3,116
华	寺 別	X	-	_	-	-	-	_	-	-	-	-	_	_	_	_	-	-	-	-
4	Þ 核	市	-	_	-	_	-	_	-	-	-	_	_	_	-	_	-	-	-	-
华	寺 例	市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-
者	ß	市	14	△ 46,793	-	-	3	△ 1,911	△ 2,921	△ 1,010	8	△ 44,100	△ 37,897	6,203	3	△ 782	-	-	11	△ 40,819
	中者	市	3	△ 6,313	-	-	-	_	-	-	3	△ 6,313	△ 2,489	3,824	_	_	-	-	3	△ 2,489
	小者	市	11	△ 40,480	-	-	3	△ 1,911	△ 2,921	△ 1,010	5	△ 37,787	△ 35,408	2,379	3	△ 782	-	-	8	△ 38,329
H	Ţ	村	10	△ 1,692	1	△ 101	1	△ 28	△ 159	△ 131	4	△ 1,273	△ 805	468	4	△ 291	2	△ 447	7	△ 1,412
一部:	事務組	合等	1	△ 10	-	_	-	_	-	_	-	_	_	_	1	△ 10	-	_	-	-
合		計	26	△ 49,194	1	△ 101	4	△ 1,938	△ 3,080	△ 1,142	12	△ 45,373	△ 38,703	6,670	9	△ 1,782	3	△ 3,563	19	△ 45,347

<sup>(</sup>注) 平成19年度の赤字の団体には、打切り決算により赤字となった1町村が含まれている。

#### その5 実質収支の推移

(単位 百万円・%)

		全		団	体				黒 字	0	) 団	体				赤 字	(	の団	体	:
E A	総	数	者	『道府県	市	町村		総	数	都	道府県	市	町村		総	数	者	邓道府県	1	可 村
区分	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(B)	(B) (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(C)	(C) (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平 成 10年度	5,566	842,047	47	△ 87,151	5,519	929,197	5,534	99.4	1,026,763	43	84,639	5,491	942,124	32	0.6	△ 184,717	4	△ 171,789	28	△ 12,927
11	5,520	1,002,521	47	△ 19,443	5,473	1,021,964	5,494	99.5	1,129,442	43	95,329	5,451	1,034,113	26	0.5	△ 126,921	4	△ 114,772	22	△ 12,149
12	5,455	1,125,941	47	744	5,408	1,125,197	5,431	99.6	1,245,926	45	106,910	5,386	1,139,016	24	0.4	△ 119,985	2	△ 106,166	22	△ 13,819
13	5,429	1,131,937	47	75,146	5,382	1,056,791	5,399	99.4	1,189,746	46	112,441	5,353	1,077,305	30	0.6	△ 57,809	1	△ 37,295	29	△ 20,514
14	5,396	1,078,270	47	134,353	5,349	943,917	5,363	99.4	1,142,681	45	178,491	5,318	964,190	33	0.6	△ 64,412	2	△ 44,138	31	△ 20,274
15	5,259	1,204,647	47	147,695	5,212	1,056,953	5,217	99.2	1,261,723	45	180,960	5,172	1,080,763	42	0.8	△ 57,075	2	△ 33,265	40	△ 23,810
16	4,389	1,220,791	47	157,604	4,342	1,063,187	4,312	98.2	1,279,995	46	181,268	4,266	1,098,727	77	1.8	△ 59,204	1	△ 23,664	76	△ 35,540
17	3,418	1,316,358	47	226,193	3,371	1,090,165	3,390	99.2	1,354,788	45	246,793	3,345	1,107,995	28	0.8	△ 38,430	2	△ 20,600	26	△ 17,830
18	3,410	1,524,479	47	385,034	3,363	1,139,445	3,383	99.2	1,585,128	46	397,703	3,337	1,187,425	27	0.8	△ 60,650	1	△ 12,669	26	△ 47,981
19	3,344	1,359,661	47	331,093	3,297	1,028,568	3,318	99.2	1,408,855	46	331,792	3,272	1,077,063	26	0.8	△ 49,194	1	△ 699	25	△ 48,495
20	3,296	1,279,657	47	265,896	3,249	1,013,760	3,277	99.4	1,325,003	47	265,896	3,230	1,059,107	19	0.6	△ 45,347	-	_	19	△ 45,347

(注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

## 第7表 決算収支の状況 (つづき)

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

(単位 百万円)

( ) 0	7050	1/2.	1110 1	/X-H1/4/T	X . > D .	. 17 6											(-1-1-	口/J11/
		全		J	体			黒	字	の団	体	Š		赤	字	の団	体	:
区分	総	数	都分	道府県	市	町村	総	数	都分	道府県	市	町村	総	数	都	道府県	市	町村
	団体 数	収支額	団体 数	収支額	団体 数	収支額	団体 数	収支額	団体 数	収支額	団体 数	収支額	団体 数	収支額	団体 数	収支額	団体 数	収支額
平 成 10年度	△ 12	△ 240,839	-	△ 232,200	△ 12	△ 8,640	△ 31	△ 65,218	△ 4	△ 60,410	△ 27	△ 4,808	19	△ 175,622	4	△ 171,789	15	△ 3,832
11	△ 46	160,474	-	67,708	△ 46	92,767	△ 40	102,679	-	10,690	△ 40	91,989	△ 6	57,796	-	57,017	△ 6	778
12	△ 65	123,420	-	20,187	△ 65	103,233	△ 63	116,484	2	11,581	△ 65	104,903	△ 2	6,936	△ 2	8,606	-	△ 1,670
13	△ 26	5,996	-	74,402	△ 26	△ 68,406	△ 32	△ 56,180	1	5,531	△ 33	△ 61,711	6	62,176	Δ 1	68,871	7	△ 6,695
14	△ 33	△ 53,667	-	59,207	△ 33	△ 112,874	△ 36	△ 47,065	△ 1	66,050	△ 35	△ 113,115	3	△ 6,603	1	△ 6,843	2	240
15	△ 137	126,377	-	13,342	△ 137	113,036	△ 146	119,042	-	2,469	△ 146	116,573	9	7,337	-	10,873	9	△ 3,536
16	△ 870	16,144	-	9,909	△ 870	6,234	△ 905	18,272	1	308	△ 906	17,964	35	△ 2,129	△ 1	9,601	36	△ 11,730
17	△ 971	95,567	-	68,589	△ 971	26,978	△ 922	74,793	△ 1	65,525	△ 921	9,268	△ 49	20,774	1	3,064	△ 50	17,710
18	△ 8	208,121	-	158,841	△ 8	49,280	△ 7	230,340	1	150,910	△ 8	79,430	△ 1	△ 22,220	△ 1	7,931	-	△ 30,151
19	△ 66	△ 164,818	-	△ 53,941	△ 66	△ 110,877	△ 65	△ 176,273	-	△ 65,911	△ 65	△ 110,362	△ 1	11,456	-	11,970	△ 1	△ 514
20	△ 48	△ 80,004	_	△ 65,197	△ 48	△ 14,808	△ 41	△ 83,852	1	△ 65,896	△ 42	△ 17,956	△ 7	3,847	△ 1	699	△ 6	3,148

<sup>(</sup>注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

#### その7 単年度収支等の状況

(単位 百万円)

E7 /5	平	成 20 年	度	平	成 19 年	度	増	減	額
区 分	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村
単 年 度 収 支 (A)	△ 78,415 (1,539)	△ 65,298 (20)	△ 13,117 (1,519)	△161,323 (1,723)	△ 54,269 (31)	△107,054 (1,692)	82,908 (△ 184)	△ 11,029 (△ 11)	93,937 (△ 173)
調 整 額 (C)+(D)-(E) (B)	261,211	84,734	176,478	147,578	116,722	30,856	113,633	△ 31,988	145,622
財政調整基金積立額 (C)	557,922	130,907	427,014	593,293	208,795	384,497	△ 35,371	△ 77,888	42,517
繰上償還額(D)	192,551	43,976	148,575	136,774	13,993	122,781	55,777	29,983	25,794
財政調整基金取崩し額 (E)	489,261	90,150	399,111	582,489	106,067	476,422	△ 93,228	△ 15,917	△ 77,311
実質単年度収支 (A)+(B)	182,796 (1,315)	19,436 (16)	163,361 (1,299)	△ 13,745 (1,586)	62,453 (31)	△ 76,198 (1,555)	196,541 (△ 271)	△ 43,017 (△ 15)	$239,559$ ( $\triangle$ 256)

<sup>(</sup>注) ( ) 内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

資\_p006-021.indd 18

#### 第8表 経常収支比率等の状況

その1 経常収支比率等の状況

(単位 %)

X	分	昭和40年代 後半の水準	平 成 11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
都 道 府 県	経常収支比率	70.2	91.7	89.3	90.5	93.5	90.8	92.5	92.6	92.6	94.7	93.9
	実質収支比率	0.6	△ 0.1	0.0	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9	1.5	1.2	0.9
	実質公債費比率								14.9	14.7	13.5	12.8
	公債費負担比率	4.2	16.9	17.6	18.4	19.8	19.8	19.9	19.3	19.4	18.6	19.3
	起債制限比率		11.2	11.8	12.3	12.4	12.3	12.4	12.1	12.1	11.4	11.1
	財政力指数	0.52	0.46	0.43	0.41	0.41	0.41	0.41	0.43	0.46	0.50	0.52
市町村	経常収支比率	73.1	83.9	83.6	84.6	87.4	87.4	90.5	90.2	90.3	92.0	91.8
	実質収支比率	4.2	3.1	3.4	3.1	2.9	3.5	3.5	3.5	3.6	3.0	3.0
	実質公債費比率		16.0	16.0	16.7	17.0	17.5	17.0	14.8	15.1	12.3	11.8
	公債費負担比率 起債制限比率	6.6	16.3 10.9	16.3 10.9	16.7 10.9	17.3 10.9	17.5 11.0	17.3 11.2	17.4 11.4	17.5 11.3	17.7 11.1	17.6 10.8
	財政力指数	0.33	0.41	0.40	0.40	0.41	0.43	0.47	0.52	0.53	0.55	0.56
政令指定都市	経常収支比率	71.0	90.7	89.4	90.3	93.1	93.1	94.7	94.3	93.3	95.4	95.6
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	実質収支比率	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2	0.5	0.5	0.6	0.8	0.7	0.6
					0.2				19.1	19.6	14.2	13.8
	実質公債費比率				•••		•••		(18.5)	(18.7)	(13.4)	(13.3)
	公債費負担比率	7.2	18.1	18.2	19.4	21.0	21.4	20.8	20.9	20.0	20.1	20.3
	ム原貝貝担比平	1.4	(18.2)	(18.3)	(19.6)	(20.8)	(21.0)	(20.5)	(20.5)	(20.0)	(19.9)	(20.2)
	起債制限比率		13.8	14.2	14.6	14.9	15.3	15.4	15.2	14.4	13.9	13.7
		0.70	(14.0)	(14.3)	(14.6)	(14.9)	(15.1)	(15.2)	(14.9)	(14.3)	(13.7)	(13.6)
中核市	財政力指数 経常収支比率	0.78	0.82 79.9	0.80 79.5	0.78 80.5	0.79 82.8	0.81 82.9	0.82 86.6	0.83 87.0	0.84	0.86 90.0	0.87 90.7
T 13	<b></b>	_	2.7	3.0	2.7	2.5	3.4	3.1	3.4	87.4 3.5	2.9	2.9
			2.1	3.0	4.1	2.0	3.4	3.1	14.2	14.3	10.5	10.0
	実質公債費比率	-							(14.0)	(14.2)	(10.5)	(10.2)
			16.7	16.3	16.9	17.0	16.7	16.6	16.6	17.1	17.5	17.6
	公債費負担比率	_	(16.6)	(16.2)	(16.9)	(16.9)	(16.4)	(16.5)	(16.5)	(17.1)	(17.6)	(17.6)
	起債制限比率	_	11.3	11.3	11.3	11.2	10.9	11.1	11.1	11.2	11.1	11.1
			(11.2)	(11.2)	(11.2)	(11.1)	(10.7)	(10.9)	(11.0)	(11.1)	(11.1)	(11.2)
	財政力指数	-	0.83	0.78	0.77	0.78	0.81	0.81	0.78	0.80	0.82	0.84
特 例 市	経常収支比率	-	_	82.5	86.2	87.7	87.5	89.2	89.2	89.1	91.1	91.1
	実質収支比率	_	_	3.1	2.3	2.3	2.7	3.3	3.1	3.7	3.2	2.9
	実質公債費比率	-	_						14.6 (14.8)	14.7 (14.8)	10.5 (10.6)	10.5 (10.5)
				15.9	14.9	15.4	15.7	15.1	15.2	15.4	15.8	15.8
	公債費負担比率	-	_	(15.7)	(15.1)	(15.5)	(15.7)	(15.1)	(15.2)	(15.5)	(15.8)	(15.7)
	打 体 세 四 14 克			11.6	11.0	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.8	10.7
	起债制限比率	_	_	(11.6)	(11.2)	(10.9)	(10.9)	(10.8)	(10.8)	(10.8)	(10.8)	(10.6)
	財政力指数	-	_	0.83	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.88	0.90	0.92
都市	経常収支比率	74.9	84.7	84.5	85.0	87.7	87.5	90.5	90.2	90.5	92.1	91.5
	実質収支比率	4.1	3.3	3.6	3.4	3.0	3.8	4.2	4.4	4.3	3.5	3.5
	実質公債費比率								15.0	15.3	12.9	12.6
			147	140	140	150	155	150	(15.4)	(15.8)	(13.8)	(13.6)
	公債費負担比率	6.8	14.7 (15.2)	14.6 (15.1)	14.9 (15.4)	15.2 (15.7)	15.5 (16.0)	15.8 (16.1)	16.1 (16.5)	16.6 (17.0)	17.0 (17.5)	17.0 (17.4)
	And the shall are to the		10.8	10.6	10.5	10.4	10.4	10.6	10.9	11.0	10.9	10.6
	起債制限比率		(10.9)	(10.7)	(10.6)	(10.5)	(10.6)	(10.7)	(11.1)	(11.2)	(11.2)	(10.9)
	財政力指数	0.57	0.68	0.66	0.64	0.65	0.65	0.64	0.62	0.65	0.66	0.68
町村	経常収支比率	71.1	79.5	80.1	81.7	84.8	85.3	89.3	88.5	88.5	89.1	88.2
	実質収支比率	6.6	4.8	5.1	5.0	4.9	5.5	5.2	5.1	5.2	4.8	4.8
	実質公債費比率								14.6	15.3	14.7	14.4
	八只口尺只九十								(14.9)	(15.7)	(15.3)	(14.8)
	公債費負担比率	6.4	16.5	16.6	(17.0)	17.4	17.3	17.3	17.8	18.3	18.6	18.1
			(17.3)	(17.5) 9.1	(17.9) 9.0	(18.4) 9.1	(18.4) 9.2	(18.3) 9.6	(18.6) 10.0	(19.1) 10.3	(19.3) 10.0	(18.5)
	起債制限比率		(9.4)	(9.3)	(9.3)	(9.4)	(9.7)	(10.0)	(10.3)	(10.6)	(10.3)	(9.8)
	財政力指数	0.27	0.34	0.33	0.33	0.34	0.36	0.39	0.42	0.43	0.44	0.45
合 計	経常収支比率	71.4	87.5	86.4	87.5	90.3	89.0	91.5	91.4	91.4	93.4	92.8
	実質収支比率	2.2	1.6	1.8	1.8	1.8	2.1	2.2	2.2	2.5	2.1	1.9
	実質公債費比率								14.9	14.9	12.8	12.3
	公債費負担比率	5.3	17.2	17.7	18.4	19.2	19.4	19.4	19.2	19.3	19.1	19.2
	起債制限比率		11.0	11.3	11.6	11.6	11.6	11.7	11.7	11.6	11.2	10.9

- (注) 1 市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合等は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、 実質公債費比率及び起債制限比率には一部事務組合等を含まない。その2において同じ。
  - 2 経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率、公債費負担比率及び起債制限比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成10年度以降の実質公債費比率、公債費負担比率及び起債制限比率の( )書きは単純平均である。
  - 3 平成19年度及び平成20年度の実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定したものである。なお、平成19年度から算定方法の一部が変更されている。

## 第8表 経常収支比率等の状況 (つづき)

その2 経常収支比率の内訳

(単位 百万円・%)

				2	龙 成 20	年	度			2	成 19	年	度		増	減	額
	区 分		都道府!	県	市町	村	総	額	都道府」	果	市町	村	総	額	都道 府県	市町村	総 額
経常	一般財源	(A)	25,396,011		26,330,176		51,726,187		25,879,711		26,163,983		52,043,694		△ 1.9	0.6	△ 0.6
地	方	税	16,936,433		17,518,454		34,454,887		17,461,286		17,490,143		34,951,429		△ 3.0	0.2	△ 1.4
地	方 譲 与	税	162,330		498,885		661,215		177,468		518,700		696,167		△ 8.5	△ 3.8	△ 5.0
地ブ	方特例交付金	等	292,888		228,114		521,002		178,317		121,715		300,032		64.3	87.4	73.6
地	方 交 付	税	8,002,059		6,479,523		14,481,582		8,060,291		6,230,054		14,290,345		△ 0.7	4.0	1.3
そ	Ø	他	2,301		1,605,200		1,607,501		2,349		1,803,371		1,805,721		△ 2.0	△11.0	△ 11.0
減収例分	補てん債	特 (B)	568,183		93,404		661,587		139,815		44,902		184,717		306.4	108.0	258.2
臨時則	才政対策債	(C)	1,494,581		1,050,314		2,544,895		1,228,150		1,109,091		2,337,241		21.7	△ 5.3	8.9
経常; 財源	経費充当一	般 (D)	25,780,188		25,210,875		50,991,513		25,812,057		25,139,048		50,951,302		△ 0.1	0.3	0.1
人	件	費	11,788,688	42.9	7,469,361	27.2	19,261,388	35.1	12,100,136	44.4	7,641,964	28.0	19,743,297	36.2	△ 2.6	△ 2.3	△ 2.4
物	件	費	983,094	3.6	3,587,680	13.1	4,568,765	8.3	1,000,831	3.7	3,570,342	13.1	4,570,488	8.4	△ 1.8	0.5	△ 0.0
扶	助	費	423,046	1.5	2,492,383	9.1	2,913,832	5.3	417,411	1.5	2,415,901	8.8	2,832,780	5.2	1.3	3.2	2.9
補	助費	等	5,948,410	21.7	2,898,977	10.6	8,849,744	16.1	5,718,182	21.0	2,849,713	10.4	8,568,664	15.7	4.0	1.7	3.3
公	債	費	6,289,726	22.9	5,531,243	20.1	11,821,557	21.5	6,186,148	22.7	5,546,256	20.3	11,732,578	21.5	1.7	△ 0.3	0.8
7	Ø	他	347,224	1.3	3,231,231	11.7	3,576,227	6.5	389,349	1.4	3,114,872	11.4	3,503,495	6.4	△10.8	3.7	2.1
(D	· 収支比 )/{(A)+(B)+(0 100			93.9		91.8		92.8		94.7		92.0		93.4			

資料編

総括

		継続費	繰 越	事故繰越	事 業	支 払	۸ عا	未収入	未収	入特定財源	内訳	翌年度に
区	分	逓 次繰越額	明許費繰越額	繰越額	繰越額	繰延額	合 計	特定財源	国 庫支出金	地方債	その他	繰り越す べき財源
人	件費	_	4,342	_	-	318	4,660	3,204	3,114	_	90	1,456
普通列	建設事業費	92,314	2,525,355	46,812	40,799	_	2,705,280	2,167,409	767,888	853,200	546,321	537,872
補	助事業費	48,310	1,452,816	33,176	1,045	_	1,535,347	1,353,078	767,672	519,661	65,745	182,269
単	独事業費	44,004	1,072,538	13,636	39,754	_	1,169,933	814,331	216	333,539	480,576	355,602
災害征	復旧事業費	_	47,475	892	17	_	48,384	45,346	31,044	11,126	3,176	3,038
そ	の他	599	2,139,684	1,998	157,764	74	2,300,120	1,600,160	1,485,772	18,864	95,524	699,959
合	計	92,913	4,716,856	49,702	198,580	392	5,058,444	3,816,119	2,287,818	883,190	645,111	1,242,325

(注) 県営事業負担金は、「単独事業費」に含めた。その3において同じ。

その2 都道府県

その1 総 括

(単位 百万円)

	継続費	繰越	事故繰越	事 業	支払	۵ = ۱	未収入	未収	入特定財源	内訳	翌年度に
区分	逓 次 繰越額	明許費繰越額	繰越額	繰越額	繰延額	合 計	特定財源	国 庫 支出金	地方债	その他	繰り越す べき財源
人件	費 –	4	_	-	_	4	3	3	_	-	1
普通建設事業	費 19,451	1,285,410	26,977	40,060	_	1,371,898	1,102,872	446,195	430,644	226,033	269,026
補助事業	費 7,414	813,458	22,924	1,014	_	844,810	745,594	446,195	277,968	21,431	99,216
単独事業	費 12,036	471,952	4,054	39,046	_	527,088	357,279	_	152,676	204,603	169,810
災害復旧事業	費 –	32,833	273	_	_	33,106	32,233	23,406	8,823	4	873
その	也 13	46,009	92	151,163	35	197,312	36,243	3,179	4,692	28,372	161,069
合 計	19,464	1,364,256	27,342	191,223	35	1,602,320	1,171,351	472,783	444,159	254,409	430,969



## 第9表 繰越額等の状況 (つづき)

その3 市町村 (単位 百万円)

	7	n	継続費	繰越	事故繰越	事 業	支 払	A =1.	未収入	未収	入特定財源	内訳	翌年度に
Þ	<u>.</u>	分	逓 次 繰越額	明許費繰越額	繰越額	繰越額	繰延額	合 計	特定財源	国 庫支出金	地方债	その他	繰り越す べき財源
人	件	費	_	4,339	_	_	318	4,657	3,201	3,111	_	90	1,455
普 通	建設	事業費	72,864	1,239,945	19,834	739	_	1,333,382	1,064,536	321,693	422,556	320,287	268,846
補	助事	業費	40,896	639,358	10,252	31	_	690,537	607,484	321,477	241,693	44,314	83,053
単	独事	業費	31,968	600,586	9,583	708	_	642,845	457,052	216	180,863	275,973	185,793
災害	復旧	事業費	_	14,642	619	17	_	15,278	13,113	7,638	2,303	3,172	2,165
そ	Ø	他	585	2,093,675	1,907	6,601	39	2,102,807	1,563,918	1,482,592	14,172	67,154	538,890
合		計	73,449	3,352,601	22,360	7,357	357	3,456,124	2,644,768	1,815,034	439,031	390,703	811,356

#### 第10表 歳入決算額の状況

その1 総 括

		7	龙 成 20	年 月	度				H	Ľ				較	
区分	here and the state of		I. ma	, ,	711	der	平成19年 純 計	F 度 額	IV vb dee	増	減	率	前年	F 度 増 ii	咸率
	都道府	県	市町	村	純計	額	жи н	шх	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
地 方 税	20,012,065	41.7	19,546,461	38.9	39,558,526	42.9	40,266,817	44.2	△ 708,291	△ 3.8	0.4	△ 1.8	13.3	7.2	10.3
地方讓与税	162,330	0.3	516,496	1.0	678,826	0.7	714,562	0.8	△ 35,736	△ 8.5	△ 3.8	△ 5.0	△92.5	△60.8	△80.8
地方特例交付金等	292,888	0.6	246,220	0.5	539,108	0.6	311,983	0.3	227,125	64.3	84.2	72.8	△ 36.5	△ 75.0	△61.8
地方交付税	8,119,540	16.9	7,286,542	14.5	15,406,082	16.7	15,202,745	16.7	203,337	△ 0.7	3.7	1.3	△ 5.2	△ 4.7	△ 5.0
市町村たばこ税都道府県交付金	2,301	0.0	-	-	-	-	-	-	-	△ 2.1	_	-	△38.4	-	-
利子割交付金	-	-	96,698	0.2	-	-	-	-	-	-	△ 6.8	-	-	34.8	-
配当割交付金	-	-	34,093	0.1	-	-	-	-	-	-	△ 58.0	_	-	16.8	-
株式等譲渡所得割交付金	-	-	12,613	0.0	-	-	-	-	-	-	△76.4	_	-	△ 12.3	-
地方消費税交付金	-	-	1,209,245	2.4	-	-	-	-	-	-	△ 6.1	_	-	△ 1.4	-
ゴルフ場利用税交付金	-	-	41,595	0.1	-	-	-	-	-	-	△ 2.8	_	-	0.1	-
特別地方消費税交付金	-	-	6	0.0	-	-	-	-	-	-	△60.0	_	-	△31.8	-
自動車取得税交付金	-	-	260,312	0.5	-	-	-	-	-	-	△ 12.0	_	-	△ 9.0	-
軽油引取税交付金	-	-	114,888	0.2	-	-	-	-	-	-	△ 8.4	_	-	8.6	-
小計 (一般財源)	28,589,124	59.5	29,365,170	58.5	56,182,542	60.9	56,496,106	62.0	△ 313,564	△ 2.5	0.7	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.9	△ 1.0
分担金、負担金	345,766	0.7	575,780	1.1	525,091	0.6	508,068	0.6	17,023	△ 9.9	△ 2.1	3.4	△ 5.5	2.7	△ 1.4
使用料、手数料	908,189	1.9	1,430,468	2.8	2,338,657	2.5	2,372,669	2.6	△ 34,012	△ 1.9	△ 1.1	△ 1.4	△ 2.1	△ 0.2	△ 1.0
国庫支出金	5,750,978	12.0	5,864,307	11.7	11,615,285	12.6	10,254,113	11.2	1,361,172	11.9	14.6	13.3	△ 6.9	3.9	△ 1.8
交通安全対策特別交付金	43,347	0.1	30,367	0.1	73,714	0.1	82,373	0.1	△ 8,659	△ 10.5	△10.6	△ 10.5	△ 2.5	0.3	△ 1.4
都道府県支出金	-	-	2,393,416	4.8	-	-	-	-	-	-	△ 0.2	-	-	9.8	-
財 産 収 入	234,121	0.5	402,876	0.8	636,998	0.7	695,019	0.8	△ 58,021	△17.2	△ 2.3	△ 8.3	△ 1.7	1.8	0.3
寄 附 金	10,825	0.0	50,872	0.1	60,342	0.1	77,292	0.1	△ 16,950	△ 5.7	△ 23.5	△21.9	△46.1	△ 1.1	△12.3
繰 入 金	723,546	1.5	1,277,295	2.5	2,000,841	2.2	2,468,075	2.7	△ 467,234	△31.7	△ 9.3	△ 18.9	33.8	16.1	23.1
繰 越 金	750,317	1.6	1,176,303	2.3	1,926,621	2.1	2,210,802	2.4	△ 284,181	△ 16.5	△10.4	△ 12.9	10.5	2.6	5.7
諸 収 入	4,707,926	9.8	2,676,024	5.3	6,931,301	7.5	6,432,435	7.1	498,866	4.1	4.4	7.8	△ 2.2	△ 0.4	△ 1.7
地 方 債	5,981,676	12.4	3,970,672	7.9	9,922,067	10.8	9,584,445	10.5	337,622	5.9	△ 0.1	3.5	5.2	△ 7.5	△ 0.4
特別区財政調整交付金	-	_	999,976	2.0	_	-	-	-	_	_	△ 1.7	_	-	10.0	-
歳入合計	48,045,817	100.0	50,213,527	100.0	92,213,459	100.0	91,181,397	100.0	1,032,062	△ 0.4	1.4	1.1	△ 0.4	0.3	△ 0.4

<sup>(</sup>注) 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

10/02/26 12:48

## 第10表 歳入決算額の状況 (つづき)

その2 推 移

X		分		歳	入 涉	. 算	額			指			数	
		汀	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	15	16	17	18	19	20
地	方	税	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160	40,266,817	39,558,526	100	103	107	112	123	121
地方	譲	与 税	694,045	1,164,074	1,848,962	3,728,536	714,562	678,826	100	168	266	537	103	98
地方特	例交	付金等	1,006,168	1,104,834	1,518,006	815,960	311,983	539,108	100	110	151	81	31	54
地方	交	付 税	18,069,295	17,020,109	16,958,719	15,995,350	15,202,745	15,406,082	100	94	94	89	84	85
小計	(一般	財源)	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57.046.006	56,496,106	56,182,542	100	101	105	109	108	107
\1.bl	/1/2	X1 (//\.)	32,403,200	32,027,021	33,130,030	37,040,000	30,430,100	30,102,342	100		100	100		101
分担金	<b>企、</b> 負	担金	564,705	532,906	532,629	515,251	508,068	525,091	100	94	94	91	90	93
使用料	4、手	- 数料	2,492,113	2,491,719	2,474,568	2,395,504	2,372,669	2,338,657	100	100	99	96	95	94
国庫	支	出 金	13,142,117	12,459,829	11,888,858	10,530,662	10,336,486	11,689,000	100	95	90	80	79	89
繰	入	金	2,939,715	3,208,015	2,419,274	2,005,062	2,468,075	2,000,841	100	109	82	68	84	68
繰	越	金	2,225,740	2,181,720	2,093,812	2,091,666	2,210,802	1,926,621	100	98	94	94	99	87
地	方	債	13,789,433	12,375,250	10,376,345	9,622,265	9,584,445	9,922,067	100	90	75	70	70	72
そ	0)	他	7,297,966	7,364,977	8,020,887	7,321,909	7,204,746	7,628,641	100	101	110	100	99	105
歳	入合	計	94,887,025	93,442,236	92,936,469	91,528,325	91,181,397	92,213,459	100	98	98	96	96	97

(注) 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

(単位 %)

(単位 百万円)

区		分		決	算 額	構 成	比			増	泊		率	
		21	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20
地	方	税	34.4	35.9	37.4	39.9	44.2	42.9	△ 2.1	2.7	3.8	4.9	10.3	△ 1.8
地	方譲与	子 税	0.7	1.2	2.0	4.1	0.8	0.7	9.4	67.7	58.8	101.7	△ 80.8	△ 5.0
地方	特例交付	士金等	1.1	1.2	1.6	0.9	0.3	0.6	11.4	9.8	37.4	△ 46.2	△ 61.8	72.8
地	方 交 乍	寸 税	19.0	18.2	18.2	17.5	16.7	16.7	△ 7.5	△ 5.8	△ 0.4	△ 5.7	△ 5.0	1.3
小計	十(一般貝	才源)	55.3	56.5	59.3	62.3	62.0	60.9	△ 3.7	0.7	4.4	3.5	△ 1.0	△ 0.6
		II .												
分担	! 金、負	担金	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	△ 4.8	△ 5.6	△ 0.1	△ 3.3	△ 1.4	3.4
使用	料、手	数料	2.6	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	0.3	△ 0.0	△ 0.7	△ 3.2	△ 1.0	△ 1.4
国月	車 支 占	出金	13.9	13.3	12.8	11.5	11.3	12.7	△ 0.2	△ 5.2	△ 4.6	△ 11.4	△ 1.8	13.1
繰	入	金	3.1	3.4	2.6	2.2	2.7	2.2	△ 3.6	9.1	△ 24.6	△ 17.1	23.1	△ 18.9
繰	越	金	2.3	2.3	2.3	2.3	2.4	2.1	△ 9.4	△ 2.0	△ 4.0	△ 0.1	5.7	△ 12.9
地	方	債	14.5	13.2	11.2	10.5	10.5	10.8	3.5	△ 10.3	△ 16.2	△ 7.3	△ 0.4	3.5
そ	の	他	7.7	8.0	8.5	8.0	7.9	8.2	△ 4.3	0.9	8.9	△ 8.7	△ 1.6	5.9
歳	入合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 2.3	△ 1.5	△ 0.5	△ 1.5	△ 0.4	1.1

資料

歳入

#### 第11表 団体種類別歳入の状況

		区 5	分		地方税	地 方譲 与 税	各 種 交付金	地方特例 交付金等	地 方 交 付 税	国 庫支出金	都道府県 支 出 金	地方债	うち合併 特例事業債	その他	歳入合計
		政令指	定者	郭 市	47,910	827	4,433	610	5,432	14,932	2,963	10,562	359	21,194	108,863
			核	市	26,598	553	1,983	324	6,060	8,021	2,310	4,482	610	7,062	57,393
	平	特	例	市	18,863	378	1,409	241	2,778	4,536	1,945	3,036	497	5,404	38,590
	成	都		市	75,862	2,322	6,558	914	38,280	20,992	11,414	15,924	4,738	25,683	197,949
	1	中	都	市	38,919	898	3,099	477	10,061	10,125	4,953	6,448	1,788	11,449	86,429
決	20	小	都	市	36,943	1,424	3,459	437	28,219	10,867	6,461	9,477	2,950	14,233	111,520
	年	町		村	16,449	909	1,669	193	20,315	4,692	3,683	4,566	619	7,922	60,398
	度	町村(	(1万人	以上)	13,256	608	1,305	161	11,924	3,223	2,472	3,130	560	5,385	41,464
算		町村(	1万人	未満)	3,193	301	364	32	8,391	1,469	1,212	1,436	59	2,536	18,934
7		合		計	185,682	4,989	16,052	2,281	72,865	53,174	22,315	38,571	6,823	67,264	463,193
		政令指	定律	都 市	47,692	864	4,983	327	5,299	13,791	2,896	10,240	376	20,368	106,460
das		中	核	市	24,309	530	2,044	166	5,328	6,421	2,127	4,304	666	7,063	52,292
額	平	特	例	市	19,272	412	1,645	125	2,949	4,126	2,031	3,096	545	5,634	39,290
億円	成	都		市	77,304	2,430	7,477	498	36,847	18,773	11,488	15,997	4,360	27,391	198,205
	19	中	都	市	40,356	957	3,612	266	9,796	9,047	4,985	6,390	1,596	12,256	87,665
		小	都	市	36,948	1,473	3,866	232	27,051	9,726	6,503	9,608	2,765	15,132	110,539
	年	町		村	16,637	952	1,885	102	19,841	3,916	3,849	4,965	610	8,839	60,986
	度		1万人		13,402	640	1,473	84	11,704	2,751	2,541	3,377	556	5,952	41,924
			1万人		3,235	312	412	18	8,138	1,165	1,307	1,589	54	2,886	19,062
		合		計	185,214	5,187	18,034	1,217	70,265	47,027	22,391	38,603	6,558	69,295	457,233
			定		25.8	16.6	27.6	26.7	7.5	28.1	13.3	27.4	5.3	31.5	23.5
	平		核	市	14.3	11.1	12.4	14.2	8.3	15.1	10.4	11.6	8.9	10.5	12.4
	7		例	市	10.2	7.6	8.8	10.6	3.8	8.5	8.7	7.9	7.3	8.0	8.3
	成	都	-bre	市	40.9	46.5	40.9	40.1	52.5	39.5	51.1	41.3	69.4	38.2	42.7
	20	中	都	市	21.0	18.0	19.3	20.9	13.8	19.0	22.2	16.7	26.2	17.0	18.7
構	年	小	都	市	19.9	28.5	21.5	19.2	38.7	20.4	29.0	24.6	43.2	21.2	24.1
		町	(1 T I	村	8.9	18.2	10.4	8.4	27.9	8.8	16.5	11.8	9.1	11.8	13.0
	度		(1万人		7.1	12.2	8.1 2.3	7.1 1.4	16.4 11.5	6.1	11.1 5.4	8.1 3.7	8.2 0.9	8.0	9.0
成			1万人		1.7	6.0								3.8	4.1
成		合		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
成		合政令指	1 定 相	計 市	100.0 25.7	100.0 16.7	100.0 27.6	100.0 26.8	100.0 7.5	100.0 29.3	100.0 12.9	100.0 26.5	100.0 5.7	100.0 29.4	100.0 23.3
	平	合 政令指中	f 定 ł 核	計 都 市 市	100.0 25.7 13.1	100.0 16.7 10.2	100.0 27.6 11.3	100.0 26.8 13.7	7.5 7.6	100.0 29.3 13.7	100.0 12.9 9.5	100.0 26.5 11.1	100.0 5.7 10.2	100.0 29.4 10.2	100.0 23.3 11.4
比		合 政令指 中 特	1 定 相	部市市市市	25.7 13.1 10.4	100.0 16.7 10.2 7.9	27.6 11.3 9.1	100.0 26.8 13.7 10.3	7.5 7.6 4.2	29.3 13.7 8.8	100.0 12.9 9.5 9.1	26.5 11.1 8.0	5.7 10.2 8.3	100.0 29.4 10.2 8.1	23.3 11.4 8.6
	成	合 政令指中	f 定 ł 核 例	都市市市市市	25.7 13.1 10.4 41.7	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9	27.6 11.3 9.1 41.5	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9	7.5 7.6 4.2 52.4	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3	100.0 26.5 11.1 8.0 41.4	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5	23.3 11.4 8.6 43.3
比		合 政令指 中 特 都	f 定 ł 核	部市市市市	25.7 13.1 10.4 41.7 21.8	100.0 16.7 10.2 7.9	27.6 11.3 9.1	100.0 26.8 13.7 10.3	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9	29.3 13.7 8.8 39.9 19.2	100.0 12.9 9.5 9.1	26.5 11.1 8.0	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3	100.0 29.4 10.2 8.1	23.3 11.4 8.6 43.3 19.2
比	成	合 政令指 中 特 都 中	f 定 ł 核 例 都	計 市 市 市 市	25.7 13.1 10.4 41.7	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5	27.6 11.3 9.1 41.5 20.0	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9	7.5 7.6 4.2 52.4	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3	100.0 26.5 11.1 8.0 41.4 16.6	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7	23.3 11.4 8.6 43.3
比	成 19	合政中特都中小町	f 定 ł 核 例 都	都市市市市市村	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0	100.0 26.5 11.1 8.0 41.4 16.6 24.9	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2
比	成 19 年	合 政 中 特 都 中 小 町 町村(	f 核 例 都 都	部市市市市市村以上)	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2	100.0 26.5 11.1 8.0 41.4 16.6 24.9 12.9	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3
比	成 19 年	合 政 中 特 都 中 小 町 町村(	f 核 例 都 都 万人	部市市市市市村以上)	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0 7.2	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3	100.0 26.5 11.1 8.0 41.4 16.6 24.9 12.9 8.7	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2
比	成 19 年	合 政 中 特 都 中 小 町 町 村 付	f 核 例 都 都 万 万 万 万 万 八 1 万 万 人	部 市市市市市村上満計	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0 7.2 1.7	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8	100.0 26.5 11.1 8.0 41.4 16.6 24.9 12.9 8.7 4.1	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6 4.2	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2
光 %	成 19 年 度	合政中特都 町 合政中特都 中小 町町 合政	f 核 例 都 都 万 万 万 万 万 八 1 万 万 人	部 市市市市市村上満計	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0 7.2 1.7 100.0	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0	100.0 26.5 11.1 8.0 41.4 16.6 24.9 12.9 8.7 4.1	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6 4.2 100.0	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0
光 %	成 19 年	合政中特都 町 合政中 付付 作	章 核例 都都 万万 定 <sup>1</sup>	都 市市市市市村上満計市	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0 7.2 1.7 100.0 218	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0	100.0 26.5 11.1 8.0 41.4 16.6 24.9 12.9 8.7 4.1 100.0	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6 4.2 100.0	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403
比 <sup>(</sup> %)	成 19 年 度	合政中特都 町 合政中 付付 作	全核例 都都 万八 全核例 大人 <sup>表</sup>	部 市市市市市村上満計市市	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0 7.2 1.7 100.0 218 2,289	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1,433	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74	100.0 26.5 11.1 8.0 41.4 16.6 24.9 12.9 8.7 4.1 100.0 322 178 △ 60 △ 73	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403 5,101
比 <sup>(</sup> %)	成 19 年 度	合政中特都 町 合政中特 市中小 町町 令 政中特	章核例 都都 万人 章核例 都	部 市市市市市市村上満計市市市市	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0 7.2 1.7 100.0 218 2,289 △ 409	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86	100.0 26.5 11.1 8.0 41.4 16.6 24.9 12.9 8.7 4.1 100.0 322 178 △ 60	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6 4.2 100.0 82.6 △ 1 △ 230	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403 5,101 △ 700
比 %	成 19 年 度	合政中特都 町 合政中特都 中小 町町 令 中小 町小	全核例 都都 万八 全核例 大人 <sup>表</sup>	部 市市市市市村上) 制計市市市市市市市	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0 7.2 1.7 100.0 218 2,289 △ 409 △ 1,442 △ 1,437 △ 5	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1,433 265 1,168	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410 2,219 1,078 1,141	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  322  178  △ 60  △ 73  58  △ 131	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 807 △ 899	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 981
比(%)	成 19 年 度 曽 咸 領	合政中特都 町 合政中特都 町 一合政中特都 町 一合政中特都 町 一一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	育核例 都都 万万 育核例 都都 人人 幸	部 市市市市市村上 満計 市市市市市村	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0 7.2 1.7 100.0 218 2,289 △ 409 △ 1,442 △ 1,437 △ 5 △ 188	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407 △ 216	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1,433 265 1,168 474	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410 2,219 1,078 1,141 776	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  322  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 807 △ 899 △ 917	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236
比(%)	成 19 年 度 曽 咸 領	合政中特都 町 合政中特都 町 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	章核例 都都 万人 章核例 都都 万人 章	部 市市市市市村上	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0 7.2 1.7 100.0 218 2,289 △ 409 △ 1,442 △ 1,437 △ 5 △ 188 △ 146	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43 △ 32	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407 △ 216 △ 168	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1,433 265 1,168 474 220	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410 2,219 1,078 1,141 776 472	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  3222  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 807 △ 899 △ 917 △ 567	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 981 △ 588 △ 460
比(%)	成 19 年 度	合政中特都 町 合政中特都 町 町町 令 中小 町町 令 中小 町町村付	章 核例 都都 万人 章 核例 都都 万人 章	部	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0 7.2 1.7 100.0 218 2,289 △ 409 △ 1,442 △ 1,437 △ 5 △ 188 △ 146 △ 42	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43 △ 32 △ 11	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407 △ 216 △ 168 △ 48	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1,433 265 1,168 474 220 253	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410 2,219 1,078 1,141 776 472 304	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69 △ 95	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  3222  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247  △ 153	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4 5	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 807 △ 899 △ 917 △ 567 △ 350	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 981 △ 588 △ 460 △ 128
比(%)	成 19 年 度 曽 咸 領	合政中特都 町 合政中特都 町 合		部 市市市市市村上満計市市市市市村上満計	100.0  25.7  13.1  10.4  41.7  21.8  19.9  9.0  7.2  1.7  100.0  218  2,289  △ 409  △ 1,442  △ 1,437  △ 5  △ 188  △ 146  △ 42  468	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43 △ 32 △ 11 △ 198	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407 △ 216 △ 168 △ 48 △ 1,982	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77 14 1,064	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1,433 265 1,168 474 220 253 2,600	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410 2,219 1,078 1,141 776 472 304 6,147	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69 △ 95 △ 76	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  3222  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247  △ 153  △ 32	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4 5 265	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 899 △ 917 △ 567 △ 350 △ 2,031	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 981 △ 588 △ 460 △ 128 5,960
比(%)	成 19 年 度 曽 咸 領	合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 合政中小 町町 令	育核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定	部	100.0 25.7 13.1 10.4 41.7 21.8 19.9 9.0 7.2 1.7 100.0 218 2,289 △ 409 △ 1,442 △ 1,437 △ 5 △ 188 △ 146 △ 42 468 0.5	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43 △ 32 △ 11 △ 198 △ 43	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407 △ 216 △ 168 △ 48 △ 1,982 △ 11.0	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77 14 1,064	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1,433 265 1,168 474 220 253 2,600 2.5	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410 2,219 1,078 1,141 776 472 304 6,147 8.3	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69 △ 95 △ 76 2.3	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  322  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247  △ 153  △ 32  3.1	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4 5 265 △ 4.5	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 899 △ 917 △ 567 △ 350 △ 2,031	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 981 △ 588 △ 460 △ 128 5,960 2.3
#: (%)	成 19 年 度 曽 喊 領 (意円)	合政中特都 町 合政中特都 町 合政中令 中小 町町 令 中小 町町 令	育核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定 中	部 市市市市市村上 満計 市市市市市村上 満計 市市市市市村上 満計 市市市市市村上 満計 市市	100.0  25.7  13.1  10.4  41.7  21.8  19.9  9.0  7.2  1.7  100.0  218  2,289  △ 409  △ 1,442  △ 1,437  △ 5  △ 188  △ 146  △ 42  468  0.5  9.4	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43 △ 32 △ 11 △ 198 △ 43  43	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407 △ 216 △ 168 △ 48 △ 1,982 △ 11.0 △ 3.0	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77 14 1,064	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1,433 265 1,168 474 220 253 2,600 2.5 13.7	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410 2,219 1,078 1,141 776 472 304 6,147 8.3 24.9	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69 △ 95 △ 76 2.3 8.6	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  322  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247  △ 153  △ 32  3.1  4.1	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4 5 265 △ 4.5 △ 8.4	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 807 △ 899 △ 917 △ 567 △ 350 △ 2,031 △ 1.02	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 981 △ 588 △ 460 △ 128 5,960 2.3 9,8
#: (%)	成 19 年 度 曽 咸 領	合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特 中小 町町 令 中小 町町 令 中小 町町 令	育核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定	部	100.0  25.7  13.1  10.4  41.7  21.8  19.9  9.0  7.2  1.7  100.0  218  2.289  △ 409  △ 1,442  △ 1,437  △ 5  △ 188  △ 146  △ 42  468  0.5  9.4  △ 2.1	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43 △ 32 △ 11 △ 198 △ 43 △ 33 △ 34	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407 △ 216 △ 168 △ 48 △ 1,982 △ 11.0 △ 3.0 △ 14.3	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77 14 1,064 86.5 95.2 92.8	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1,433 265 1,168 474 220 253 2,600 2.5 13.7 △ 5.8	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410 2,219 1,078 1,141 776 472 304 6,147 8.3 24.9 9.9	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69 △ 95 △ 76 2.3 8.6 △ 4.2	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  322  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247  △ 153  △ 32  3.1  4.1  △ 1.9	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4 5 265 △ 4.5 △ 8.8	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 12.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 899 △ 917 △ 567 △ 350 △ 2,031 △ 4.1 △ 0.0 △ 4.1	100.0 23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 981 △ 588 △ 460 △ 128 5,960 2.3 9,8 △ 1.8
#: (%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 一合政中特都 町 一合政中特都 町 一合政中特都	育核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定 人人 書 人人 書	部 以未 部 以未 部 以未 部	100.0  25.7  13.1  10.4  41.7  21.8  19.9  9.0  7.2  1.7  100.0  218  2,289  △ 409  △ 1,442  △ 1,437  △ 5  △ 188  △ 146  △ 42  468  0.5  9.4  △ 2.1  △ 1.9	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43 △ 32 △ 11 △ 198 △ 43 △ 43 △ 43 △ 43 △ 43 △ 44	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407 △ 216 △ 168 △ 48 △ 1,982 △ 11.0 △ 3.0 △ 14.3 △ 12.3	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77 14 1,064 86.5 95.2 92.8 83.5	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1,433 265 1,168 474 220 253 2,600 2.5 13.7 △ 5.8 3.9	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410 2,219 1,078 1,141 776 472 304 6,147 8.3 24.9 9.9 11.8	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69 △ 95 △ 76 2.3 8.6 △ 4.2 △ 0.6	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  322  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247  △ 153  △ 32  3.1  4.1  △ 1.9  △ 0.5	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4 5 265 △ 4.5 △ 8.4 △ 8.8 8.7	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 807 △ 899 △ 917 △ 567 △ 350 △ 2,031 △ 4.1 △ 0.0 △ 4.1 △ 6.2	100.0  23.3  11.4  8.6  43.3  19.2  24.2  13.3  9.2  4.2  100.0  2,403  5,101  △ 700  △ 256  △ 1,236  981  △ 588  △ 460  △ 128  5,960  2.3  9.8  △ 1.8  △ 0.1
#: (%)	成 19 年 度 曽 喊 領 (意円)	合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 中小 町町 令 中小 町町 令 中小 町町 令 中	育核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定 人人 書 人人 一書	部 以未 部 以未 部 以未 部	100.0  25.7  13.1  10.4  41.7  21.8  19.9  9.0  7.2  1.7  100.0  218  2,289  △ 409  △ 1,442  △ 1,437  △ 5  △ 188  △ 146  △ 42  468  0.5  9.4  △ 2.1  △ 1.9  △ 3.6	100.0  16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0  △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43 △ 32 △ 11 △ 198 △ 43 △ 32 △ 11 △ 198 △ 43 △ 43 △ 6.2	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407 △ 216 △ 168 △ 48 △ 1,982 △ 11.0 △ 3.0 △ 14.3 △ 12.3 △ 14.2	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77 14 1,064 86.5 95.2 92.8 83.5 79.3	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1.433 265 1.168 474 220 253 2,600 2.5 13.7 △ 5.8 3.9 2.7	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410 2,219 1,078 1,141 776 472 304 6,147 8.3 24.9 9.9 11.8 11.9	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69 △ 95 △ 76 2.3 8.6 △ 4.2 △ 0.6 △ 0.6	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  322  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247  △ 153  △ 32  3.1  4.1  △ 1.9  △ 0.5  0.9	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4 5 265 △ 4.5 △ 8.4 △ 8.8 8.7 12.0	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 807 △ 899 △ 917 △ 567 △ 350 △ 2,031 △ 4.1 △ 0.0 △ 4.1 △ 6.2 △ 6.6	100.0  23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0  2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 981 △ 588 △ 460 △ 128 5,960  2.3 9.8 △ 1.8 △ 0.1 △ 1.4
#: (%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 中小 町町 令 中小 町町 令 中小 町町 十十十年 中小 町町 十十十年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	育核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定 人人 書 人人 書	\$P\$	100.0  25.7  13.1  10.4  41.7  21.8  19.9  9.0  7.2  1.7  100.0  218  2,289  △ 1,442  △ 1,437  △ 5  △ 188  △ 146  △ 42  468  0.5  9.4  △ 2.1  △ 1.9  △ 3.6  △ 0.0	100.0  16.7  10.2  7.9  46.9  18.5  28.4  18.3  12.3  6.0  100.0  △ 37  23  △ 34  △ 108  △ 59  △ 49  △ 43  △ 32  △ 11  △ 198  △ 4.3  △ 8.3  △ 4.4  △ 6.2  △ 3.3	100.0  27.6  11.3  9.1  41.5  20.0  21.4  10.5  8.2  2.3  100.0  △ 550  △ 61  △ 236  △ 919  △ 513  △ 407  △ 216  △ 168  △ 48  △ 1,982  △ 11.0  △ 3.0  △ 14.3  △ 12.3  △ 14.2  △ 10.5	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77 14 1,064 86.5 95.2 92.8 83.5 79.3 88.4	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1.433 265 1.168 474 220 253 2,600 2.5 13.7 △ 5.8 3.9 2.7 4.3	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1.141 1.600 410 2.219 1.078 1.141 776 472 304 6,147 8.3 24.9 9.9 11.8 11.9 11.7	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69 △ 95 △ 76 2.3 8.6 △ 4.2 △ 0.6 △ 0.6 △ 0.6	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  322  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247  △ 153  △ 32  3.1  4.1  △ 1.9  △ 0.5  0.9  △ 1.4	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4 5 265 △ 4.5 △ 8.4 △ 8.8 8.7 12.0 6.7	100.0  29.4  10.2  8.1  39.5  17.7  21.8  8.6  4.2  100.0  826  △ 1  △ 230  △ 1,708  △ 899  △ 917  △ 567  △ 350  △ 2,031  △ 4.1  △ 6.2  △ 6.6  △ 5.9	100.0  23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0 2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 981 △ 588 △ 460 △ 128 5,960 2.3 9.8 △ 1.8 △ 0.1 △ 1.4 0.9
#: (%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 令 中小 町町 令 中小 町町 令 中小 町町	育核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定 人人 l	\$P\$	100.0  25.7  13.1  10.4  41.7  21.8  19.9  9.0  7.2  1.7  100.0  218  2,289  △ 409  △ 1,442  △ 1,437  △ 5  △ 188  △ 146  △ 42  468  0.5  9.4  △ 2.1  △ 1.9  △ 3.6  △ 0.0  △ 1.1	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43 △ 32 △ 11 △ 198 △ 4.3 △ 4.3 △ 4.3 △ 4.4 △ 6.2 △ 3.3 △ 4.5	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407 △ 216 △ 168 △ 48 △ 1,982 △ 11.0 △ 3.0 △ 14.3 △ 12.3 △ 14.2 △ 10.5 △ 11.5	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77 14 1,064 86.5 95.2 92.8 83.5 79.3 88.4 89.2	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1.433 265 1.168 474 220 253 2,600 2.5 13.7 △ 5.8 3.9 2.7 4.3 2.4	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1.141 1.600 410 2.219 1.078 1.141 776 472 304 6,147 8.3 24.9 9.9 11.8 11.9 11.7 19.8	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69 △ 95 △ 76 2.3 8.6 △ 4.2 △ 0.6 △ 0.6 △ 0.6 △ 4.3	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  322  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247  △ 153  △ 32  3.1  4.1  △ 1.9  △ 0.5  0.9  △ 1.4  △ 8.0	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4 5 265 △ 4.5 △ 8.4 △ 8.8 8.7 12.0 6.7 1.5	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 899 △ 917 △ 567 △ 350 △ 2,031 △ 4.1 △ 0.0 △ 4.1 △ 6.2 △ 6.6 △ 5.9 △ 10.4	100.0  23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0  2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 △ 981 △ 588 △ 460 △ 128 5,960  2.3 9.8 △ 1.8 △ 0.1 △ 1.4 0.9 △ 1.0
#: (%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 一 一 一 町町 一 一 中小 町町 一 一 中小 町町 一 一 中小 町 町 一 一 一 一 町 一 一 一 一 一 町 一 一 一 一 一 一	育核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定 人人 書 人人 一書 人人 一書	部 以未 部 以未 部 以未 部 以未 部 市市市市村上 尚計 市市市市村上 尚計	100.0  25.7  13.1  10.4  41.7  21.8  19.9  9.0  7.2  1.7  100.0  218  2,289  △ 409  △ 1,442  △ 1,437  △ 5  △ 188  △ 146  △ 42  468  0.5  9.4  △ 2.1  △ 1.9  △ 3.6  △ 0.0  △ 1.1  △ 1.1	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43 △ 32 △ 11 △ 198 △ 4.3 △ 4.3 △ 4.3 △ 4.5 △ 5.0	100.0  27.6  11.3  9.1  41.5  20.0  21.4  10.5  8.2  2.3  100.0  △ 550  △ 61  △ 236  △ 919  △ 513  △ 407  △ 216  △ 168  △ 48  △ 1,982  △ 11.0  △ 3.0  △ 14.3  △ 12.3  △ 14.2  △ 10.5  △ 11.5  △ 11.4	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77 14 1,064 86.5 95.2 92.8 83.5 79.3 88.4 89.2 91.7	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1,433 265 1,168 474 220 253 2,600 2.5 13.7 △ 5.8 3.9 2.7 4.3 2.4 1.9	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1,141 1,600 410 2,219 1,078 1,141 776 472 304 6,147 8.3 24.9 9.9 11.8 11.9 11.7 19.8 17.2	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69 △ 95 △ 76 2.3 8.6 △ 4.2 △ 0.6 △ 0.6 △ 0.6 △ 4.3 △ 2.7	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  322  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247  △ 153  △ 32  3.1  4.1  △ 1.9  △ 0.5  0.9  △ 1.4  △ 8.0  △ 7.3	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4 5 265 △ 4.5 △ 8.4 △ 8.8 8.7 12.0 6.7 1.5 0.7	100.0  29.4  10.2  8.1  39.5  17.7  21.8  8.6  4.2  100.0  826  △ 1  △ 230  △ 1,708  △ 899  △ 917  △ 567  △ 350  △ 2,031  △ 4.1  △ 0.0  △ 4.1  △ 6.2  △ 6.6  △ 5.9  △ 10.4  △ 9.5	100.0  23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0  2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 981 △ 588 △ 460 △ 128  5,960  2.3 9.8 △ 1.8 △ 0.1 △ 1.4 0.9 △ 1.0 △ 1.1
#: (%)		合政中特都 町 合政中特都 町 合政中特都 町 令 中小 町町 令 中小 町町 令 中小 町町	育核例 都都 万万 定核例 都都 万万 定 人人 書 人人 一書 人人 一書	部 以未 部 以未 部 以未 部 以未 部 市市市市村上 尚計 市市市市村上 尚計	100.0  25.7  13.1  10.4  41.7  21.8  19.9  9.0  7.2  1.7  100.0  218  2,289  △ 409  △ 1,442  △ 1,437  △ 5  △ 188  △ 146  △ 42  468  0.5  9.4  △ 2.1  △ 1.9  △ 3.6  △ 0.0  △ 1.1	100.0 16.7 10.2 7.9 46.9 18.5 28.4 18.3 12.3 6.0 100.0 △ 37 23 △ 34 △ 108 △ 59 △ 49 △ 43 △ 32 △ 11 △ 198 △ 4.3 △ 4.3 △ 4.3 △ 4.4 △ 6.2 △ 3.3 △ 4.5	100.0 27.6 11.3 9.1 41.5 20.0 21.4 10.5 8.2 2.3 100.0 △ 550 △ 61 △ 236 △ 919 △ 513 △ 407 △ 216 △ 168 △ 48 △ 1,982 △ 11.0 △ 3.0 △ 14.3 △ 12.3 △ 14.2 △ 10.5 △ 11.5	100.0 26.8 13.7 10.3 40.9 21.9 19.0 8.3 6.9 1.5 100.0 283 158 116 416 211 205 91 77 14 1,064 86.5 95.2 92.8 83.5 79.3 88.4 89.2	100.0 7.5 7.6 4.2 52.4 13.9 38.5 28.2 16.7 11.6 100.0 133 732 △ 171 1.433 265 1.168 474 220 253 2,600 2.5 13.7 △ 5.8 3.9 2.7 4.3 2.4	100.0 29.3 13.7 8.8 39.9 19.2 20.7 8.3 5.8 2.5 100.0 1.141 1.600 410 2.219 1.078 1.141 776 472 304 6,147 8.3 24.9 9.9 11.8 11.9 11.7 19.8 17.2 26.1	100.0 12.9 9.5 9.1 51.3 22.3 29.0 17.2 11.3 5.8 100.0 67 183 △ 86 △ 74 △ 32 △ 42 △ 166 △ 69 △ 95 △ 76 2.3 8.6 △ 4.2 △ 0.6 △ 0.6 △ 0.6 △ 4.3	100.0  26.5  11.1  8.0  41.4  16.6  24.9  12.9  8.7  4.1  100.0  322  178  △ 60  △ 73  58  △ 131  △ 399  △ 247  △ 153  △ 32  3.1  4.1  △ 1.9  △ 0.5  0.9  △ 1.4  △ 8.0	100.0 5.7 10.2 8.3 66.5 24.3 42.2 9.3 8.5 0.8 100.0 △ 17 △ 56 △ 48 378 192 185 9 4 5 265 △ 4.5 △ 8.4 △ 8.8 8.7 12.0 6.7 1.5	100.0 29.4 10.2 8.1 39.5 17.7 21.8 8.6 4.2 100.0 826 △ 1 △ 230 △ 1,708 △ 899 △ 917 △ 567 △ 350 △ 2,031 △ 4.1 △ 0.0 △ 4.1 △ 6.2 △ 6.6 △ 5.9 △ 10.4	100.0  23.3 11.4 8.6 43.3 19.2 24.2 13.3 9.2 4.2 100.0  2,403 5,101 △ 700 △ 256 △ 1,236 △ 981 △ 588 △ 460 △ 128 5,960  2.3 9.8 △ 1.8 △ 0.1 △ 1.4 0.9 △ 1.0

<sup>(</sup>注) 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含めた。

10/02/26 12:48

#### 第12表 地方税の状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

		4	龙 成 20	年 月	度			7	龙 成 19	年月	吏				比	較		
区分													増	減	率	前年	F度増減	咸率
	都 道 府	· 県	市町	村	合 計	額	都 道 府	- 県	市町	村	合 計	額	都道 府県	市町村	合計額	都道 府県	市町村	合計額
道府県税	17,928,048	89.6	_	-	17,928,048	45.3	18,664,187	89.8	-	-	18,664,187	46.4	△3.9	-	△3.9	14.3	-	14.3
市町村税	2,084,017	10.4	19,546,461	100.0	21,630,478	54.7	2,129,787	10.2	19,472,842	100.0	21,602,629	53.6	△2.1	0.4	0.1	5.4	7.2	7.0
合 計	20,012,065	100.0	19,546,461	100.0	39,558,526	100.0	20,793,974	100.0	19,472,842	100.0	40,266,817	100.0	△3.8	0.4	△1.8	13.3	7.2	10.3

(注) 都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

#### その2 道府県税の収入状況 (総括)

(単位 百万円・%)

		平 成 20	年 度			平 成 19	年 度			比 較	
区 分	調 定 額	収入額 (B)	徴収率 (B) / (A) ×100	(B) の 構成比	調 定 額 (C)	収 入 額 (D)	徴収率 (D) / (C) ×100	(D) の 構成比	増減額 (B) - (D) (E)	増減率 (E) / (D) ×100	前年度増減率
1 普 通 税	17,177,117	16,632,128	96.3	92.8	17,686,850	17,194,475	96.7	92.1	△ 562,347	△ 3.3	16.1
(1) 法定普通税	17,144,052	16,599,252	96.3	92.6	17,656,183	17,163,998	96.7	92.0	△ 564,746	△ 3.3	16.3
ア道府県民税	6,593,967	6,238,656	94.6	34.8	6,507,943	6,214,038	95.5	33.3	24,618	0.4	55.8
(ア) 個 人 分	5,320,681	4,977,442	93.5	27.8	5,105,039	4,822,423	94.5	25.8	155,019	3.2	77.8
(イ) 法 人 分	1,075,592	1,063,517	98.9	5.9	1,194,467	1,183,177	99.1	6.3	△ 119,660	△ 10.1	5.9
(ウ) 利 子 割	197,695	197,696	100.0	1.1	208,438	208,437	100.0	1.1	△ 10,741	△ 5.2	30.7
イ 事 業 税	5,483,478	5,419,356	98.8	30.2	5,890,199	5,826,107	98.9	31.2	△ 406,751	△ 7.0	4.4
(ア) 個 人 分	233,445	216,734	92.8	1.2	236,028	218,373	92.5	1.2	△ 1,639	△ 0.8	0.9
(イ) 法 人 分	5,250,033	5,202,621	99.1	29.0	5,654,171	5,607,734	99.2	30.0	△ 405,113	△ 7.2	4.6
ウ地方消費税	2,474,083	2,474,083	_	13.8	2,569,208	2,569,208	-	13.8	△ 95,125	△ 3.7	△ 2.3
(ア) 譲 渡 割	1,812,520	1,812,520	_	10.1	1,942,196	1,942,196	-	10.4	△ 129,676	△ 6.7	△ 4.2
(イ) 貨物割	661,563	661,563	_	3.7	627,012	627,012	-	3.4	34,551	5.5	4.4
工 不動産取得税	501,875	445,315	88.7	2.5	544,045	484,479	89.1	2.6	△ 39,164	△ 8.1	△ 0.1
オ 道府県たばこ税	263,246	263,246	100.0	1.5	277,793	277,793	100.0	1.5	△ 14,547	△ 5.2	△ 1.0
カ ゴルフ場利用税	60,721	59,839	98.5	0.3	61,343	60,303	98.3	0.3	△ 464	△ 0.8	△ 2.3
キ自動車税	1,748,660	1,680,767	96.1	9.4	1,790,966	1,717,417	95.9	9.2	△ 36,650	△ 2.1	△ 0.5
ク 鉱 区 税	426	396	93.0	0.0	433	401	92.6	0.0	△ 5	△ 1.2	△ 1.5
ケ固定資産税	17,595	17,595	100.0	0.1	14,252	14,252	100.0	0.1	3,343	23.5	42.2
(2) 法定外普通税	33,065	32,875	99.4	0.2	30,667	30,477	99.4	0.2	2,398	7.9	△33.2
2 目 的 税	1,325,884	1,295,902	97.7	7.2	1,507,116	1,469,675	97.5	7.9	△ 173,773	△ 11.8	△ 3.2
(1) 法定目的税	1,316,728	1,287,112	97.8	7.2	1,498,199	1,460,796	97.5	7.8	△ 173,684	△ 11.9	△ 3.3
ア 自動車取得税	366,319	366,261	100.0	2.0	424,849	424,748	100.0	2.3	△ 58,487	△ 13.8	△ 7.1
イ軽油引取税	948,342	918,784	96.9	5.1	1,071,175	1,033,873	96.5	5.5	△ 115,089	△11.1	△ 1.6
ウ 狩 猟 税	2,067	2,067	100.0	0.0	2,174	2,174	100.0	0.0	△ 107	△ 4.9	△11.9
(2) 法定外目的税	9,156	8,790	96.0	0.0	8,917	8,879	99.6	0.0	△ 89	△ 1.0	13.0
3 旧法による税	341	18	5.3	0.0	556	37	6.7	0.0	△ 19	△ 51.4	△40.3
合 計	18,503,342	17,928,048	96.4	100.0	19,194,523	18,664,187	96.8	100.0	△736,139	△ 3.9	14.3

<sup>(</sup>注) 1 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額(平成20年度2,084,017百万円、平成19年度2,129,787百万円)を控除した額である。その3において同じ。

資 25

資料經

歳入

<sup>2</sup> 徴収率は、地方消費税を除いて計算した。

## 第12表 地方税の状況 (つづき)

その3 道府県税の収入状況(個別団体)

(単位 百万円・%)

ての3 7	2/11/7/100	の収入状		3 E3 IT-/									中位 日	万円・%)
		平	成 20	) 年 度		平	成 1	9 年 度			比	較		(参考)
区分	都道府県	道府県	具 税	うち法人( 及び法人)		道府県	具 税	うち法人( 及び法人§		道府!	県 税	うち法人 及び法人		地方税の歳入に占める割合
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	(平成20 年度)
財政力 指数が	東京都	3,209,260	17.9	1,622,238	25.9	3,367,485	18.0	1,789,835	26.4	△ 158,225	△ 4.7	△ 167,597	△ 9.4	74.8
1.0以上の団体	愛知県	1,341,868	7.5	554,343	8.8	1,414,282	7.6	630,381	9.3	△ 72,414	△ 5.1	△ 76,038	△ 12.1	58.2
(2団体)	(小 計)	4,551,127	25.4	2,176,582	34.7	4,781,766	25.6	2,420,216	35.6	△ 230,639	△ 4.8	△ 243,634	△ 10.1	70.7
	神奈川県	1,252,413	7.0	374,345	6.0	1,281,172	6.9	392,971	5.8	△ 28,759	△ 2.2	△ 18,626	△ 4.7	69.3
	大阪府	1,281,342	7.1	523,525	8.4	1,342,486	7.2	566,745	8.3	△ 61,144	△ 4.6	△ 43,220	△ 7.6	47.3
	千葉県	759,397	4.2	195,910	3.1	784,015	4.2	208,798	3.1	△ 24,618	△ 3.1	△ 12,888	△ 6.2	49.6
	埼玉県	836,115	4.7	207,294	3.3	867,379	4.6	226,951	3.3	△ 31,264	△ 3.6	△ 19,657	△ 8.7	52.5
	静岡県	569,773	3.2	198,769	3.2	598,152	3.2	218,356	3.2	△ 28,379	△ 4.7	△ 19,587	△ 9.0	50.7
	茨 城 県	412,216	2.3	134,455	2.1	429,674	2.3	146,245	2.2	△ 17,458	△ 4.1	△ 11,790	△ 8.1	39.9
	栃木県	288,529	1.6	93,327	1.5	301,029	1.6	101,671	1.5	△ 12,500	△ 4.2	△ 8,344	△ 8.2	38.4
0.5以上	京都府	351,766	2.0	131,156	2.1	359,340	1.9	133,660	2.0	△ 7,574	△ 2.1	△ 2,504	△ 1.9	42.5
1.0未満の団体	兵 庫 県	699,867	3.9	212,426	3.4	718,087	3.8	220,413	3.2	△ 18,220	△ 2.5	△ 7,987	△ 3.6	35.3
	福岡県	598,628	3.3	183,011	2.9	622,545	3.3	199,803	2.9	△ 23,917	△ 3.8	△ 16,792	△ 8.4	39.7
	広島県	384,717	2.1	133,937	2.1	392,784	2.1	138,458	2.0	△ 8,067	△ 2.1	△ 4,521	△ 3.3	42.2
	三重県	266,970	1.5	87,136	1.4	276,054	1.5	94,936	1.4	△ 9,084	△ 3.3	△ 7,800	△ 8.2	39.5
	群馬県	260,612	1.5	76,571	1.2	277,907	1.5	87,816	1.3	△ 17,295	△ 6.2	△ 11,245	△ 12.8	33.1
	滋賀県	193,030	1.1	70,390	1.1	202,743	1.1	76,461	1.1	△ 9,713	△ 4.8	△ 6,071	△ 7.9	38.5
	岡山県	246,774	1.4	81,479	1.3	255,216	1.4	86,119	1.3	△ 8,442	△ 3.3	△ 4,640	△ 5.4	34.3
	岐阜県	263,785	1.5	73,847	1.2	279,032	1.5	83,931	1.2	△ 15,247	△ 5.5	△ 10,084	△ 12.0	34.6
	宮城県	291,655	1.6	91,452	1.5	295,444	1.6	88,415	1.3	△ 3,789	△ 1.3	3,037	3.4	36.7
(17団体)	(小 計)	8,957,588	50.0	2,869,029	45.8	9,283,058	49.7	3,071,746	45.2	△ 325,470	△ 3.5	△ 202,717	△ 6.6	44.8
	長野県	262,961	1.5	72,653	1.2	282,507	1.5	87,002	1.3	△ 19,546	△ 6.9	△ 14,349	△ 16.5	31.8
	香川県	128,968	0.7	41,373	0.7	132,718	0.7	42,709	0.6	△ 3,750	△ 2.8	△ 1,336	△ 3.1	30.7
	石川県	157,056	0.9	50,397	0.8	164,180	0.9	53,404	0.8	△ 7,124	△ 4.3	△ 3,007	△ 5.6	29.9
	富山県	143,378	0.8	41,329	0.7	151,141	0.8	46,103	0.7	△ 7,763	△ 5.1	△ 4,774	△ 10.4	26.7
	山口県	182,561	1.0	60,553	1.0	194,978	1.0	68,574	1.0	△ 12,417	△ 6.4	△ 8,021	△ 11.7	27.0
0.4以上 0.5未満	福島県	251,691	1.4	78,749	1.3	263,997	1.4	84,990	1.3	△ 12,306	△ 4.7	△ 6,241	△ 7.3	29.9
の団体	新潟県	286,607	1.6	85,471	1.4	298,350	1.6	91,182	1.3	△ 11,743	△ 3.9	△ 5,711	△ 6.3	25.3
	山梨県	120,476	0.7	43,947	0.7	124,589	0.7	45,580	0.7	△ 4,113	△ 3.3	△ 1,633	△ 3.6	25.8
	奈良県	139,144	0.8	27,492	0.4	147,204	0.8	31,881	0.5	△ 8,060	△ 5.5	△ 4,389	△ 13.8	30.3
	福井県	118,447	0.7	39,671	0.6	123,272	0.7	43,694	0.6	△ 4,825	△ 3.9	△ 4,023	△ 9.2	25.5
	愛媛県	159,760	0.9	51,370	0.8	169,715	0.9	57,892	0.9	△ 9,955	△ 5.9	△ 6,522	△ 11.3	26.8
	北海道	621,053	3.5	143,393	2.3	648,323	3.5	151,874	2.2	△ 27,270	△ 4.2	△ 8,481	△ 5.6	24.8
(12団体)	(小 計)	2,572,103	14.3	736,399	11.8	2,700,975	14.5	804,885	11.9	△ 128,872	△ 4.8	△ 68,486	△ 8.5	27.2

## 第12表 地方税の状況 (つづき)

その3 道府県税の収入状況(個別団体)

(単位 百万円・%)

		平	成 20	) 年 度		平	成 1	9 年 度				比		較			(参考)
区分	都道府県	道府県	具 税	うち法人( 及び法人)		道府県	具 税	うち法人( 及び法人)		道	府 则	県 利	兑	うちa 及びa		主民税	地方税の 歳入に占 める割合
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比		減額 -(C)	増減	域率	増減額 (B)-(I	٠ ١	増減率	(平成20 年度)
	熊本県	181,775	1.0	46,205	0.7	192,188	1.0	53,395	0.8	Δ :	10,413	Δ	5.4	△ 7,1	.90	△ 13.5	24.5
	大分県	126,911	0.7	35,166	0.6	133,305	0.7	39,001	0.6		6,394		4.8	△ 3,8	35	△ 9.8	21.9
	佐賀県	99,425	0.6	31,356	0.5	95,524	0.5	25,924	0.4		3,901		4.1	5,4	32	21.0	23.5
	和歌山県	110,411	0.6	35,561	0.6	107,215	0.6	30,457	0.4		3,196		3.0	5,1	.04	16.8	21.7
0.2111 1.	山形県	122,924	0.7	31,867	0.5	127,309	0.7	32,631	0.5	Δ	4,385		3.4	△ 7	64	△ 2.3	22.2
0.3以上 0.4未満 の団体	徳島県	87,671	0.5	26,104	0.4	93,382	0.5	29,121	0.4	$\triangle$	5,711		6.1	△ 3,0	)17	△ 10.4	18.6
が国体	青森県	151,973	0.8	33,920	0.5	155,418	0.8	36,412	0.5	$\triangle$	3,445	$\triangle$	2.2	△ 2,4	192	△ 6.8	21.5
	岩手県	137,531	0.8	33,616	0.5	143,935	0.8	36,106	0.5	$\triangle$	6,404	$\triangle$	4.4	△ 2,4	190	△ 6.9	20.3
	鹿児島県	156,321	0.9	37,446	0.6	165,137	0.9	41,203	0.6	$\triangle$	8,816		5.3	△ 3,7	757	△ 9.1	20.3
	宮崎県	111,640	0.6	29,224	0.5	112,453	0.6	26,804	0.4	Δ	813		0.7	2,4	20	9.0	19.5
	沖縄県	114,729	0.6	30,895	0.5	114,788	0.6	29,999	0.4	$\triangle$	59		0.1	8	396	3.0	19.5
(11団体)	(小 計)	1,401,311	7.8	371,359	5.9	1,440,655	7.7	381,053	5.6	△ 3	39,344	Δ	2.7	△ 9,6	94	△ 2.5	21.2
	秋田県	108,216	0.6	26,441	0.4	114,115	0.6	28,974	0.4	Δ	5,899	Δ	5.2	△ 2,5	533	△ 8.7	17.8
	長崎県	129,108	0.7	32,458	0.5	130,191	0.7	31,422	0.5	$\triangle$	1,083		0.8	1,0	36	3.3	18.0
0.3未満 の団体	鳥取県	61,194	0.3	16,034	0.3	61,673	0.3	14,841	0.2	$\triangle$	479		0.8	1,1	.93	8.0	17.7
	高知県	70,822	0.4	15,903	0.3	74,351	0.4	17,205	0.3	$\triangle$	3,529		4.7	△ 1,3	802	△ 7.6	16.7
	島根県	76,579	0.4	21,933	0.4	77,403	0.4	20,571	0.3	$\triangle$	824		1.1	1,3	862	6.6	14.8
(5団体)	(小 計)	445,919	2.5	112,770	1.8	457,733	2.5	113,013	1.7	△ 1	11,814	Δ	2.6	△ <b>2</b>	243	△ 0.2	17.1
全 国	計	17,928,048	100.0	6,266,139	100.0	18,664,187	100.0	6,790,912	100.0	△73	36,139	Δ	3.9	△ 524,7	73	△ 7.7	37.3

<sup>(</sup>注) 道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。

#### 第12表 地方税の状況 (つづき)

その4 市町村税 (単位 百万円・%)

		平 成 20	年 度			平 成 19	年 度		比	較	
区 分	調 定 額 (A)	収 入 額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の 構成比	調 定 額 (C)	収 入 額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) ×100	前年度増減率
1 普 通 税	21,437,354	20,057,321	93.6	92.7	21,412,145	20,061,469	93.7	92.9	△ 4,148	△ 0.0	7.4
(1) 法 定 普 通 税	21,435,972	20,056,013	93.6	92.7	21,410,844	20,060,242	93.7	92.9	△ 4,229	△ 0.0	7.4
ア市町村民税	10,841,572	10,196,859	94.1	47.1	10,898,844	10,308,910	94.6	47.7	△ 112,051	△ 1.1	13.6
(ア) 個人均等割	194,736	179,432	92.1	0.8	189,594	175,604	92.6	0.8	3,828	2.2	2.3
(イ) 所 得 割	7,844,466	7,265,579	92.6	33.6	7,646,963	7,118,252	93.1	33.0	147,327	2.1	17.3
(ウ) 法人均等割	426,188	413,217	97.0	1.9	424,038	411,746	97.1	1.9	1,471	0.4	1.6
红 法 人 税 割	2,376,182	2,338,631	98.4	10.8	2,638,249	2,603,307	98.7	12.1	△ 264,676	△ 10.2	7.1
イ 固 定 資 産 税	9,573,493	8,876,295	92.7	41.0	9,448,774	8,728,895	92.4	40.4	147,400	1.7	1.8
(ア) 純固定資産税	9,478,628	8,781,430	92.6	40.6	9,344,356	8,624,477	92.3	39.9	156,953	1.8	1.9
土 地	3,686,242	3,411,000	92.5	15.8	3,692,972	3,404,150	92.2	15.8	6,850	0.2	0.3
家屋	4,047,446	3,726,087	92.1	17.2	3,924,058	3,596,858	91.7	16.7	129,229	3.6	3.8
償却資産	1,744,940	1,644,344	94.2	7.6	1,727,326	1,623,469	94.0	7.5	20,875	1.3	1.2
(イ) 交 付 金	94,865	94,865	100.0	0.4	94,615	94,615	100.0	0.4	250	0.3	△ 2.2
(ウ) 納 付 金	_	_	_	-	9,803	9,803	100.0	0.0	△ 9,803	皆減	△ 3.0
ウ軽自動車税	188,773	168,746	89.4	0.8	183,280	163,593	89.3	0.8	5,153	3.1	4.0
エ 市町村たばこ税	808,376	808,350	100.0	3.7	853,105	853,018	100.0	3.9	△ 44,668	△ 5.2	△ 1.0
才 鉱 産 税	1,944	1,942	99.9	0.0	1,881	1,881	100.0	0.0	61	3.2	11.7
カ 特別土地保有税	21,815	3,821	17.5	0.0	24,960	3,945	15.8	0.0	△ 124	△ 3.1	19.5
(2) 法定外普通税	1,381	1,307	94.6	0.0	1,300	1,227	94.4	0.0	80	6.5	△ 2.5
2 目 的 税	1,664,912	1,573,145	94.5	7.3	1,636,299	1,541,160	94.2	7.1	31,985	2.1	2.1
(1) 法 定 目 的 税	1,663,163	1,571,395	94.5	7.3	1,634,403	1,539,264	94.2	7.1	32,131	2.1	2.0
ア入湯税	25,004	23,704	94.8	0.1	25,926	24,686	95.2	0.1	△ 982	△ 4.0	△ 1.3
イ 事 業 所 税	325,331	322,686	99.2	1.5	315,744	312,968	99.1	1.4	9,718	3.1	3.7
ウ都市計画税	1,312,784	1,224,964	93.3	5.7	1,292,683	1,201,564	93.0	5.6	23,400	1.9	1.7
工水利地益税	44	42	95.5	0.0	49	47	95.9	0.0	△ 5	△ 10.6	△ 7.8
(2) 法定外目的税	1,749	1,749	100.0	0.0	1,896	1,896	100.0	0.0	△ 147	△ 7.8	44.1
3 旧法による税	13	13	100.0	0.0	-	-	_	_	13	皆増	-
合 計	23,102,278	21,630,478	93.6	100.0	23,048,444	21,602,629	93.7	100.0	27,849	0.1	7.0

<sup>(</sup>注) 1 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額(平成20年度2,084,017百万円、平成19年度 2,129,787百万円)を加算した額である

<sup>2</sup> 平成20年度の旧国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第2条第2項に基づく日本郵政公社有資産所在市町村納付金については、「旧法による税」に計上している。

#### 第13表 法定外普通税の状況

その1 道府県税 (単位 百万円)

	平 成 20 年 度	平 成 19 年 度	比較
区分	団 体 数 収 入 額 (A) (B)	団 体 数 収 入 額 (C) (D)	団 体 数 増 減 額 (A)-(C) 増 減 (B)-(D)
石油価格調整税	1 958	1 973	- △ 15
核 燃料 税	9 14,271	9 13,431	- 840
核燃料物質等取扱税	1 11,282	1 9,022	- 2,260
核燃料等取扱税	1 1,371	1 1,193	- 178
臨 時 特 例 企 業 税	1 4,994	1 5,857	-
合 計	13 32,875	13 30,477	- 2,398

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その2 市町村税 (単位 百万円)

	平 成 2	0 年 度	平 成 1	9 年 度	比	較
区分	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
狭小住戸集合住宅税	1	354	1	280	_	74
砂 利 採 取 税	2	16	2	22	_	△ 6
別 荘 等 所 有 税	1	561	1	566	_	△ 5
山砂利採取税	1	17	1	19	_	△ 2
歴史と文化の環境税	1	66	1	68	_	△ 2
使 用 済 核 燃 料 税	1	293	1	273	_	20
合 計	7	1,307	7	1,227	_	80

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

### 第14表 法定外目的税の状況

その1 道府県税 (単位 百万円)

	平 成 2	0 年 度	平 成 1	9 年 度	比	較
区 分	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
産 業 廃 棄 物 税	21	4,719	21	4,835	_	△ 116
宿 泊 税	1	1,316	1	1,410	_	△ 94
産業廃棄物処理税	1	621	1	742	_	△ 121
産業廃棄物埋立税	1	766	1	886	_	△ 120
産業廃棄物処分場税	1	6	1	6	_	0
乗 鞍 環 境 保 全 税	1	22	1	22	_	0
産 業 廃 棄 物 減 量 税	1	442	1	325	_	117
循環資源利用促進税	1	748	1	536	_	212
資 源 循 環 促 進 税	1	149	1	117	_	32
合 計	29	8,790	29	8,879	_	△ 89

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

その2 市町村税 (単位 百万円)

	平 成 20 年 度	平 成 19 年 度	比    較
区 分	団 体 数 収 入 額 (A) (B)	団 体 数 収 入 額 (C) (D)	団 体 数 増 減 額 (A)-(C) 増 減 額
使 用 済 核 燃 料 税	1 558	1 547	- 11
遊 漁 税	1 11	1 12	-
一般廃棄物埋立税		1 19	△ 1 △ 19
環 境 未 来 税	1 1,174	1 1,314	- △ 140
環 境 協 力 税	2 6	1 4	1 2
合 計	5 1,749	5 1,896	- △ 147

(注) 「団体数」には、収入のあった団体数を計上している。

#### 第15表 超過課税の状況

その1 道府県税 (単位 百万円)

	平 成 2	0 年 度	平 成 1	9 年 度	比	較
区 分	団 体 数 (A)	収 入 額 (B)	団 体 数 (C)	収 入 額 (D)	団 体 数 (A)-(C)	増 減 額 (B)-(D)
道府県民税個人均等割	29	15,506	23	11,004	6	4,502
道府県民税所得割	1	3,063	1	2,457	-	606
道府県民税法人均等割	28	8,043	23	7,507	5	536
道府県民税法人税割	46	125,768	46	141,097	-	△ 15,329
事 業 税 法 人 分	8	130,992	7	137,457	1	△ 6,465
自 動 車 税	1	5	1	5	-	0
合 計	-	283,376	_	299,527	-	△ 16,151

その2 市町村税 (単位 百万円)

	平 成 20 年 度	平 成 19 年 度	比較
区 分	団 体 数 収 入 額 (A) (B)	団 体 数 収 入 額 (C) (D)	団 体 数 増 減 額 (A)-(C) (B)-(D)
市 町 村 民 税	1,021 321,168	1,020 351,689	1 \( \triangle 30,521 \)
個 人 均 等 割	1 2	1 2	- 0
所 得 割	1 24	1 29	-
法 人 均 等 割	406 15,108	398 14,635	8 473
法 人 税 割	1,017 306,033	1,017 337,023	-
固 定 資 産 税	165 37,168	165 35,858	- 1,310
土 地	165 12,092	163 11,913	2 179
家屋	164 15,736	165 15,046	△ 1 690
償 却 資 産	163 9,340	164 8,899	△ 1 441
軽 自 動 車 税	28 564	22 509	6 55
鉱 産 税	10 7	10 9	-
入 湯 税	2 24	2 23	- 1
旧法による税			
合 計	- 358,931	- 388,088	- △ 29,157

<sup>(</sup>注) 「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額(111,354百万円)を含む。

#### 第16表 地方税徴収率の推移

その1 道府県税 (単位 %)

区 分	現 年 課 税 分	滞納繰越分	合 計
平 成 15 年 度	98.6	22.3	95.3
16	98.7	22.5	95.7
17	98.9	23.9	96.3
18	98.9	24.9	96.7
19	98.6	26.2	96.8
20	98.5	27.5	96.4

<sup>(</sup>注) 地方消費税を控除して算出した。

その2 市町村税 (単位 %)

区 分	現 年 課 税 分	滞納繰越分	合 計
平 成 15 年 度	98.0	17.5	91.8
16	98.1	17.6	92.1
17	98.2	18.8	92.7
18	98.3	19.1	93.3
19	98.2	19.6	93.7
20	98.1	19.5	93.6

入

# (単位 億円・%)

第17表 国税と地方税の収入状況

		租	税	総	額			玉			税			地	方		税	
区 分	合	計	直接	税	間接和	兑 等	計		直接	税	間接租	说 等	計		直接	税	間接租	说 等
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
平成 元 年度	889,312	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4	571,361	100.0	423,926	74.2	147,435	25.8	317,951	100.0	284,134	89.4	33,817	10.6
2	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3	334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1
3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7	350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8
4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3	345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6	335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4	325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9	336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7	350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6	402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3	395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7

- (注) 1 国税は、租税(一般会計分、特別会計分)及び印紙収入の合計額である。
  - 2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……所得税、法人税、法人特别税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業 税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、 配当利子特別稅、增加所得稅、非戰災者特別稅、戰時利得稅、北支事件特別稅、富裕稅、再評価稅、旧稅、還付稅及び琉球政府 諸税

間接税等…直接税以外のもの

- 3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額及び所得譲与税相当 額を含む。)を含まない。
- 4 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。

直接税……道府県民稅、事業稅、特別所得稅、自動車稅、鉱区稅、狩猟者稅、狩猟免許稅、狩猟者登録稅、市町村民稅、固定資産稅、自転 車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税(自動車取得税、軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税 附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税(一 部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等…直接税以外の諸税

#### 第18表 国民所得に対する租税負担率

(単位 億円・%)

	国 民	所 得	5	租	税	ſ	Ę	担	額		租	l 税	負	担	率
区分	名目額	指 数	国税	指 数	地方税	指 数	地方税	の内訳	計	指 数	国税	地士科	地方税	の内訳	計
	<b>石日</b> 領	拍 奴	(A)	拍 奴	(B)	拍 奴	道府県税	市町村税	(A)+(B)	拍 奴	当 7兄	地方税	道府県税	市町村税	ii l
昭 和9~11 年度	144	_	12	_	6	_	2	4	18	_	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9
16	358	_	49	-	9	_	2	7	58	_	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5
平成10年度	3,689,757	2,294	511,977	2,299	359,222	3,963	153,195	206,027	871,199	2,780	13.9	9.7	4.2	5.6	23.6
11	3,643,409	2,266	492,139	2,210	350,261	3,864	145,863	204,399	842,400	2,688	13.5	9.6	4.0	5.6	23.1
12	3,718,039	2,312	527,209	2,367	355,464	3,921	155,850	199,614	882,673	2,817	14.2	9.6	4.2	5.4	23.7
13	3,613,335	2,247	499,684	2,244	355,488	3,922	155,303	200,185	855,172	2,729	13.8	9.8	4.3	5.5	23.7
14	3,557,610	2,212	458,442	2,059	333,785	3,682	138,035	195,750	792,227	2,528	12.9	9.4	3.9	5.5	22.3
15	3,580,792	2,227	453,694	2,037	326,657	3,603	136,931	189,726	780,351	2,490	12.7	9.1	3.8	5.3	21.8
16	3,638,976	2,263	481,029	2,160	335,388	3,700	144,870	190,518	816,417	2,606	13.2	9.2	4.0	5.2	22.4
17	3,658,783	2,275	522,905	2,348	348,044	3,839	152,269	195,775	870,949	2,780	14.3	9.5	4.2	5.4	23.8
18	3,752,258	2,333	541,169	2,430	365,062	4,027	163,243	201,819	906,231	2,892	14.4	9.7	4.4	5.4	24.2
19	3,784,636	2,353	526,558	2,365	402,668	4,442	186,642	216,026	929,226	2,966	13.9	10.6	4.9	5.7	24.6
20	3,515,221	2,186	458,309	2,058	395,585	4,364	179,280	216,305	853,894	2,725	13.0	11.3	5.1	6.2	24.3

<sup>(</sup>注) 1 国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成10年度以降は「国民経済計算 (93SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算 (68SNA)」、昭和16年度以前は「国民経済計算 (53SNA)」による数値であり、接続しない。

<sup>2</sup> 国税は、租税(一般会計分、特別会計分)及び印紙収入の合計額である。

入

## 第19表 国民所得に対する租税負担率の外国との比較

(単位 %)

E	F	] 7	į.	ア	メリ	カ	イ	ギリ	ス	ŀ	・イッ	7	フ	ラン	ス
区 分	国 税	地方税	合 計	連邦税	州税	合 計	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計
昭和9~11 年度	8.5	4.4	12.9	6.0		17.3	18.1	4.5	22.6	15	.8	22.1	18.5		
16	13.8	2.5	16.2	12.0		20.1	28.5	3.3	31.8	33	.1				
19	22.3	1.5	23.8	19.2		24.0	38.6	2.9	41.5	42	.2				
25	16.9	5.6	22.4	18.0		24.8	34.3	3.1	37.4	22	.2	25.4	22.4	3.6	26.0
30	13.4	5.5	18.9	18.3		25.5	30.0	3.1	33.0	25	.8	29.8	21.4	3.6	25.0
35	13.3	5.5	18.9	18.1	4.3	26.7	26.4	3.7	30.0	24	.5	28.5	24.9	3.8	28.7
40	12.2	5.8	18.0	15.8		24.6	27.6	4.2	31.8	25	.8	29.4	25.4	4.1	29.5
45	12.7	6.1	18.9	17.2		27.5	35.9	4.5	40.4			25.5			27.4
50	11.7	6.6	18.3	14.3	6.1	25.1	31.2	4.8	36.1	14.0	9.0	26.5	24.0	3.5	27.5
55	13.9	7.8	21.7	15.4	6.1	25.4	34.7	5.0	39.7	14.6	9.7	28.3	26.6	3.8	30.4
60	15.0	8.9	24.0	13.1	6.3	23.3	36.8	5.2	42.0	13.9	9.4	27.1	27.7	5.0	32.7
平成2年度	18.1	9.6	27.7	14.0	6.6	25.1	37.4	3.4	40.8	13.4	8.8	25.6	26.1	5.2	31.3
7	14.9	9.1	24.0	14.5	6.9	25.9	36.2	1.7	38.0	15.9	10.7	30.3	26.9	6.4	33.3
12	14.2	9.6	23.7	16.5	6.7	27.6	38.2	1.9	40.1	15.7	11.3	30.8	31.9	6.0	37.9
16	13.2	9.2	22.4	12.4	6.5	23.7	34.2	2.2	36.4	13.9	10.0	27.3	30.4	6.5	36.9
17	14.3	9.5	23.8	13.9	6.8	25.5	34.8	2.2	36.9	14.2	9.9	27.6	30.7	6.8	37.5
18	14.4	9.7	24.2	14.5	6.7	26.0	36.4	2.2	38.5	14.6	10.4	28.8	30.6	6.9	37.5
19	13.9	10.6	24.6	14.8	6.8	26.4	35.6	2.2	37.8	15.4	11.0	30.4	30.0	7.0	37.0
20	13.0	11.3	24.3												

- (注) 1 日本の国税は、租税(一般会計分、特別会計分)及び印紙収入のほか日本専売公社納付金を含む。
  - 2 財務省調べによる。
  - 3 日本以外は、暦年計数である。

#### 第20表 地方譲与税の状況

(単位 百万円・%)

		平	成 20 年	度	平	成 19 年	度	比	較	
区	分	都道府県	市町村	計 (A)	都道府県	市町村	計 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100	前年度 増減率
地方道	路讓与稅	147,943	129,277	277,220	162,069	141,569	303,638	△ 26,418	△ 8.7	△ 0.4
石油ガ	ス譲与税	11,139	1,755	12,894	11,803	1,903	13,706	△ 812	△ 5.9	△ 2.6
特別と	ん譲与税	377	11,587	11,964	372	11,635	12,007	△ 43	△ 0.4	3.0
自動車重	量讓与稅	_	362,392	362,392	-	369,090	369,090	△ 6,698	△ 1.8	△ 0.8
航空機燃	料讓与稅	2,871	11,484	14,355	3,224	12,898	16,122	△ 1,767	△ 11.0	△ 1.7
合	計	162,330	516,496	678,826	177,468	537,095	714,562	△ 35,737	△ 5.0	△ 80.8

資33

資\_p022-045.indd 33

#### 第21表 地方交付税の状況

その1 収入状況 (単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成19:	年度	比		較
区	分	普通交付	<b></b>	特別交付	寸税	計		地方交	付税	増減額 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)	前年度
		交付額	構成比	交 付 額	構成比	交付額(A)	構成比	交付額(B)	構成比	(C)	× 100	増減率
都 道	市 県	8,002,059	55.3	117,481	12.7	8,119,540	52.7	8,176,235	53.8	△ 56,695	△ 0.7	△ 5.2
市	町 村	6,479,523	44.7	807,019	87.3	7,286,542	47.3	7,026,510	46.2	260,032	3.7	△ 4.7
政令	治定都市	(517,446) 516,549	(3.6) 3.6	25,772	2.8	(543,218) 542,321	(3.5) 3.5	529,913	3.5	(13,305) 12,408	(2.5) 2.3	△ 9.1
中	核市	(562,327) 561,243	(3.9) 3.9	43,704	4.7	(606,031) 604,947	(3.9) 3.9	531,049	3.5	(74,982) 73,898	(14.1) 13.9	△ 13.4
特	例 市	(245,040) 244,573	(1.7) 1.7	32,737	3.5	(277,777) 277,311	(1.8) 1.8	294,930	1.9	(△ 17,153) △ 17,619	(△ 5.8) △ 6.0	10.3
都	市	(3,342,285) 3,333,544	(23.1) 23.0	485,689	52.5	(3,827,974) 3,819,232	(24.8) 24.8	3,669,876	24.1	(158,098) 149,356	(4.3) 4.1	△ 5.3
町	村	(1,812,425) 1,823,614	(12.5) 12.6	219,117	23.7	(2,031,542) 2,042,731	(13.2) 13.3	2,000,742	13.2	(30,800) 41,989	(1.5) 2.1	△ 1.6
合	計	14,481,582	100.0	924,500	100.0	15,406,082	100.0	15,202,745	100.0	203,337	1.3	△ 5.0

- (注) 1 市町村分の区分は、平成20年4月1日現在である。なお、特別交付税については、平成21年3月31日現在のものである。
  - 2 市町村分の区分中( )書きの数値は、平成20年4月2日から平成21年3月31日までにおける市町村合併等による異動後の数値である。

#### その2 普通交付税算定状況 (平成20年度)

(単位 百万円)

			Ž	基準財政需要額		Ž	基準財政収入額	Ī			普 通
区		分	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源不足 団 体	財源超過 団 体	計	財源超過額	財源不足額	交付税額
都追	道 府	県	18,276,574	2,679,975	20,956,548	10,266,500	3,589,347	13,855,847	909,372	8,010,073	8,002,059
市	町	村	17,172,747	4,654,259	21,827,007	10,685,711	5,959,308	16,645,019	1,305,049	6,487,036	6,479,523
政令	<b>治指定</b>	都市	2,739,726	2,732,736	5,472,463	2,221,976	3,686,799	5,908,775	954,063	517,751	516,549
中	核	市	2,231,075	165,314	2,396,390	1,668,871	173,456	1,842,327	8,142	562,204	561,243
特	例	市	1,165,777	383,765	1,549,542	920,692	429,230	1,349,922	45,465	245,085	244,573
都		市	7,990,728	1,162,616	9,153,344	4,653,680	1,392,308	6,045,989	229,692	3,337,047	3,333,544
町		村	3,045,441	209,828	3,255,269	1,220,492	277,514	1,498,007	67,687	1,824,949	1,823,614
合		計	35,449,321	7,334,234	42,783,555	20,952,212	9,548,655	30,500,867	2,214,421	14,497,109	14,481,582

- (注) 1 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。
  - 2 特別区は、財源超過団体として政令指定都市に含めた。その3において同じ。

#### その3 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

(単位 百万円・%)

			平 成	20 年	度	平 成	19 年	度		比	較	
区		分	基準財政	基準財政	比率	基準財政	基準財政	比率	基準財政制	需要額	基準財政中	又入額
		,	需 要 額 (A)	収入額 (B)	(B)/(A) × 100	需 要 額 (C)	収入額 (D)	(D)/(C) × 100	増減額 (A)-(C) (E)	増減率 (E)/(C) ×100	増減額 (B)-(D) (F)	増減率 (F)/(D) × 100
都 道	府	県	20,956,548	13,855,847	66.1	20,935,486	13,672,577	65.3	21,062	0.1	183,270	1.3
市	町	村	21,827,007	16,645,019	76.3	21,523,144	16,593,297	77.1	303,863	1.4	51,722	0.3
政令	指定	都市	5,472,463	5,908,775	108.0	5,453,178	5,898,152	108.2	19,285	0.4	10,623	0.2
中	核	市	2,396,390	1,842,327	76.9	2,151,732	1,666,447	77.4	244,658	11.4	175,880	10.6
特	例	市	1,549,542	1,349,922	87.1	1,633,479	1,419,378	86.9	△ 83,937	△ 5.1	△ 69,456	△ 4.9
都		市	9,153,344	6,045,989	66.1	9,060,867	6,100,862	67.3	92,477	1.0	△ 54,873	△ 0.9
町		村	3,255,269	1,498,007	46.0	3,223,887	1,508,459	46.8	31,382	1.0	△ 10,452	△ 0.7
合		計	42,783,555	30,500,867	71.3	42,458,630	30,265,874	71.3	324,925	0.8	234,993	0.8

# 資料編

(単位 百万円)

(単位 %)

## 歳入

#### 第21表 地方交付税の状況(つづき)

その4 普通交付税交付・不交付団体数の状況

				平	成 2	0 年	度			平	成 1	9 年	度		比	<u>.</u>		較
区		分	交	付	不多	を付	<b>=</b>	4-	 交	付	不多	を付	11111	<u>+</u>	交	付	不 3	交 付
			χ	าม	1 1 2	C 19	п	ı		19	41 2	נו	п	I	増減数	増減率	増減数	増減率
都道	府	県	45	95.7	2	4.3	47	100.0	45	95.7	2	4.3	47	100.0	_	_	_	_
市	町	村	1,611	90.1	177	9.9	1,788	100.0	1,618	89.7	186	10.3	1,804	100.0	△ 7	△ 0.4	△ 9	△ 4.8
政令	指定	都市	12	70.6	5 (1)	29.4	17 (1)	100.0	13	76.5	4 (1)	23.5	17 (1)	100.0	△ 1	△ 7.7	1	25.0
中	核	市	31	79.5	8	20.5	39	100.0	28	80.0	7	20.0	35	100.0	3	10.7	1	14.3
特	例	市	28	65.1	15	34.9	43	100.0	29	65.9	15	34.1	44	100.0	△ 1	△ 3.4	_	_
都		市	598	87.4	86	12.6	684	100.0	592	86.3	94	13.7	686	100.0	6	1.0	△ 8	△ 8.5
町		村	942	93.7	63	6.3	1,005	100.0	956	93.5	66	6.5	1,022	100.0	△ 14	△ 1.5	△ 3	△ 4.5
合		計	1,656	90.2	179	9.8	1,835	100.0	1,663	89.8	188	10.2	1,851	100.0	△ 7	△ 0.4	△9	△ 4.8

- (注) 1 平成19年度及び平成20年度の都道府県の不交付団体は、東京都及び愛知県である。
  - 2 特別区は、地方交付税法第21条(都等の特例)の規定のため、政令指定都市の下段に()外書きとしている。

### 第22表 一般財源の状況

その1 総 括

平 成 19 年 度 減 平成 20 年度 増 額 X 分 市町村 都道府県 市町村 都道府県 市町村 都道府県 純 計 額 純 計 額 純 計 額 20,012,065 19,546,461 39,558,526 20,793,974 19,472,842 40,266,817 △ 781,909 73,619 △ 708,291 与 162,330 678,826 177,468 537,095 714,562 △ 15,138 △ 20,599 △ 35,736 地 516,496 地方特例交付金等 292,888 246,220 539,108 178,317 133,666 311,983 114,571 112,554 227,125 交 付 8,119,540 7,286,542 15,406,082 8,176,235 7,026,510 15,202,745  $\triangle$ 56,695 260,032 203,337 市町村たばこ税都道府県交付金 2,301 2,350 49 103,791 利 子 割 交 付 金 96,698 △ 7,093 配当割交付金 34,093 81,234 △ 47,141 株式等譲渡所得割交付金 12,613 53,478 △ 40,865 地方消費税交付金 1,209,245 1,288,033 △ 78.788 ゴルフ場利用税交付金 42,791 41.595 1.196  $\triangle$ 特別地方消費税交付金 6 15  $\triangle$ 自動車取得税交付金 260,312 295.965 △ 35.653 軽油引取税交付金 114,888 △ 10,532 125,420 小 計(一般財源) 204,330 28.589.124 29.365.170 56.182.542 29.328.343 29.160.840 56.496.106 △ 739.219 △ 313.564 その他の財源 19,456,693 20.848.357 36.030.917 18,917,531 20.338.636 34.685.291 539,162 509,721 1,345,626 歳入合計 48,045,817 50,213,527 92,213,459 48,245,874 49,499,476 91,181,397 △ 200,057 714,051 1,032,062

資 35

資\_p022-045.indd 35

## 第22表 一般財源の状況 (つづき)

その2 市 町 村 (単位 百万円・%)

区分	政令	旨定都	市	中	核	市	特	例	市	都		市	町		村	特	别	区
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地 方 税	4,790,959	44.0	0.5	2,659,782	46.3	9.4	1,886,349	48.9	△ 2.1	7,586,231	38.3	△ 1.9	1,644,898	27.2	△ 1.1	978,242	30.0	2.8
地方譲与税	82,722	0.8	△ 4.2	55,289	1.0	4.4	37,845	1.0	△ 8.1	232,167	1.2	△ 4.5	90,862	1.5	△ 4.5	17,611	0.5	△ 4.3
地 方 特 例 交 付 金 等	60,969	0.6	86.6	32,366	0.6	94.8	24,106	0.6	92.6	91,400	0.5	83.7	19,273	0.3	89.9	18,106	0.6	51.5
地方交付税	543,218	5.0	2.5	606,031	10.6	13.7	277,777	7.2	△ 5.8	3,827,974	19.3	3.9	2,031,542	33.6	2.4	-	-	-
利子割交付金	18,508	0.2	△ 4.2	11,513	0.2	8.6	8,685	0.2	△ 4.9	34,750	0.2	△ 7.2	6,556	0.1	△ 2.3	16,686	0.5	△ 18.9
配当割交付金	7,348	0.1	△ 57.4	4,199	0.1	△ 54.0	3,358	0.1	△ 60.7	12,140	0.1	△ 60.3	2,185	0.0	△ 61.1	4,863	0.1	△ 52.1
株 式 等 譲 渡 所得割交付金	2,729	0.0	△ 76.9	1,566	0.0	△ 73.8	1,223	0.0	△ 76.9	4,546	0.0	△ 77.1	846	0.0	△ 75.8	1,704	0.1	△ 75.8
地方消費税 交 付 金	245,604	2.3	△ 6.0	152,966	2.7	2.1	104,844	2.7	△ 9.4	470,750	2.4	△ 7.6	110,942	1.8	△ 7.8	124,140	3.8	△ 5.3
ゴ ル フ 場 利用税交付金	1,960	0.0	△ 2.3	3,497	0.1	2.8	2,125	0.1	△ 3.1	24,268	0.1	△ 3.2	9,704	0.2	△ 3.7	42	0.0	0.0
特 別 地 方 消費税交付金	5	0.0	△ 30.6	1	0.0	△ 37.4	0	0.0	△ 17.1	0	0.0	△ 94.6	-	-	皆減	-	_	-
自動車取得税 交 付 金	52,283	0.5	△ 14.4	24,544	0.4	△ 3.6	20,639	0.5	△ 12.5	109,325	0.6	△ 12.6	36,704	0.6	△ 13.3	16,816	0.5	△ 8.5
軽油引取税 交 付 金	114,888	1.1	△ 8.4	-	-	-	-	-	_	-	_	_	-	-	-	-	-	-
小 計 (一般財源)	5,921,192	54.4	0.1	3,551,754	61.9	9.7	2,366,951	61.3	△ 3.0	12,393,552	62.6	△ 0.5	3,953,511	65.5	0.3	1,178,210	36.1	0.8
そ の 他 の 財 源	4,965,112	45.6	5.0	2,187,565	38.1	9.8	1,492,036	38.7	0.2	7,401,327	37.4	0.5	2,086,301	34.5	△ 3.3	2,085,879	63.9	7.4
歳入合計	10,886,304	100.0	2.3	5,739,319	100.0	9.8	3,858,987	100.0	△ 1.8	19,794,879	100.0	△ 0.1	6,039,812	100.0	△ 1.0	3,264,089	100.0	4.9

#### 第23表 一般財源の推移

その1 純 計

(単位 百万円・%)

E A	地	方	税	地方	譲	与 税	地方特	寺例交付	1金等	地方	交 1	寸 税	合		計	
区分	決算額	指 数	対前年度 増 減 率	決算額	指 数	対前年度 増 減 率	決算額	指 数	対前年度 増 減 率	決算額	指 数	対前年度 増 減 率	決算額	指 数		「年度 咸 率
昭 和 36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	(639,860)	(100)	(皆増)	401,704	100	29.2	1,353,628	100		24.0
平 成 14年度	33,378,518	3,682	△ 6.1	634,222	1,395	1.6	903,588	141	0.2	19,544,863	4,865	△ 4.0	54,461,192	4,023	Δ	5.2
15	32,665,727	3,604	△ 2.1	694,045	1,527	9.4	1,006,168	157	11.4	18,069,295	4,498	△ 7.5	52,435,236	3,874	Δ	3.7
16	33,538,805	3,700	2.7	1,164,074	2,561	67.7	1,104,834	173	9.8	17,020,109	4,237	△ 5.8	52,827,821	3,903		0.7
17	34,804,409	3,840	3.8	1,848,962	4,068	58.8	1,518,006	237	37.4	16,958,719	4,222	△ 0.4	55,130,096	4,073		4.4
18	36,506,160	4,027	4.9	3,728,536	8,204	101.7	815,960	128	△ 46.2	15,995,350	3,982	△ 5.7	57,046,006	4,214		3.5
19	40,266,817	4,442	10.3	714,562	1,572	△ 80.8	311,983	49	△ 61.8	15,202,745	3,785	△ 5.0	56,496,106	4,174	Δ	1.0
20	39,558,526	4,364	△ 1.8	678,826	1,494	△ 5.0	539,108	84	72.8	15,406,082	3,835	1.3	56,182,542	4,151	Δ	0.6

(注) 地方特例交付金等の() 書きは平成11年度の数値である。その2、その3において同じ。

#### 第23表 一般財源の推移(つづき)

その2 都道府県

(単位 百万円・%)

区分	地	方	税	地方	譲占	<b></b> 税	地方特	例交付	<b>十金等</b>	地方	交 亻	寸 税	市町村都道序			合		i	+
区が	決算額	指数	対前年度 増 減 率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度 増 減 率	決算額	指数	対前年度増 減 率	決算額	指数	対前年度 増 減 率	決算額	指数	対前 増 減	年度 載 率
昭 和 36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	(142,188)	(100)	(皆増)	267,744	100	26.8	-	-	-	809,408	100		26.3
平 成 14年度	15,556,230	3,125	△ 10.6	138,498	315	4.1	237,633	167	1.1	10,817,819	4,040	△ 2.3	-	-	-	26,750,181	3,305	Δ	7.3
15	15,425,989	3,099	△ 0.8	174,153	396	25.7	351,289	247	47.8	9,978,502	3,727	△ 7.8	-	_	_	25,929,932	3,204	Δ	3.1
16	16,306,851	3,276	5.7	402,981	917	131.4	464,113	326	32.1	9,308,168	3,477	△ 6.7	_	-	_	26,482,113	3,272		2.1
17	17,137,360	3,443	5.1	853,575	1,943	111.8	872,575	614	88.0	9,221,643	3,444	△ 0.9	1,873	100	皆増	28,087,026	3,470		6.1
18	18,345,200	3,686	7.0	2,358,589	5,368	176.3	280,920	198	△ 67.8	8,622,328	3,220	△ 6.5	3,818	204	103.8	29,610,855	3,658		5.4
19	20,793,974	4,178	13.3	177,468	404	△ 92.5	178,317	125	△ 36.5	8,176,235	3,054	△ 5.2	2,350	125	△ 38.4	29,328,343	3,623	Δ	1.0
20	20,012,065	4,021	△ 3.8	162,330	369	△ 8.5	292,888	206	64.3	8,119,540	3,033	△ 0.7	2,301	123	△ 2.1	28,589,124	3,532	Δ	2.5

<sup>(</sup>注) 市町村たばこ税都道府県交付金については、平成17年度を100として指数を算出している。

その3 市町村

(単位 百万円・%)

区分	地	方	税	地方	譲	<b></b> 税	地方特	持例交付	<b>十金等</b>	地方	交	付 税	そ	Ø	他	合		計
	決算額	指数	対前年度増 減 率	決算額	指数	対前年度 増 減 率		指数	対前年度 増 減 率	決算額	指数	対前年度増 減 率	決算額	指数	対前年度増 減 率	決算額	指数	対前年度 増 減 率
昭 和 36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	(497,672)	(100)	(皆増)	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	545,721	100	20.8
平 成14年度	17,822,288	4,360	△ 1.8	495,724	32,829	1.0	665,955	134	△ 0.3	8,727,044	6,515	△ 5.9	1,739,742	115,906	△ 27.8	29,450,753	5,397	△ 4.9
15	17,239,738	4,218	△ 3.3	519,893	34,430	4.9	654,879	132	△ 1.7	8,090,793	6,040	△ 7.3	1,828,474	121,817	5.1	28,333,778	5,192	△ 3.8
16	17,231,954	4,216	△ 0.0	761,093	50,404	46.4	640,721	129	△ 2.5	7,711,941	5,757	△ 4.7	2,015,596	134,284	10.2	28,361,304	5,197	0.1
17	17,667,049	4,322	2.5	995,387	65,920	30.8	645,431	130	0.1	7,737,076	5,776	0.3	1,936,975	129,046	△ 3.9	28,981,918	5,311	2.2
18	18,160,960	4,443	2.8	1,369,946	90,725	37.6	535,040	108	△ 17.3	7,373,022	5,504	△ 4.7	1,997,053	133,048	3.1	29,436,021	5,394	1.6
19	19,472,842	4,764	7.2	537,095	35,569	△ 60.8	133,666	27	△ 75.0	7,026,510	5,245	△ 4.7	1,990,727	132,627	△ 0.3	29,160,840	5,344	△ 0.9
20	19,546,461	4,782	0.4	516,496	34,205	△ 3.8	246,220	49	84.2	7,286,542	5,439	3.7	1,769,450	117,885	△ 11.1	29,365,170	5,381	0.7

<sup>(</sup>注) 「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金である。

資37

資料短

歳入

#### 第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況

その1 都道府県 (単位 円・%)

<b>その1</b> 都	<b>担</b> 府県	地	ī 税		で付税	一 般	(単位 円・%) 財源
グループ	区 分	人口1人当たり額	歳入構成比	人 口 1 当 た り 額	歳入構成比	人 口 1 人 当 た り 額	歳入構成比
A	愛 知 県	169,129	55.9	55	0.0	172,874	57.1
В	( 神大千琦静茨栃京兵福広三群滋岡岐宮 ) ( 神大千琦静茨栃京兵福広三群滋岡岐宮 ) ( 平 京 ( 平 京 ( 平 ) ( 平 ( 平 ) ( 平 ) ( 平 ) ( ( 平 ) ( ( ) ( )	127,600 131,874 111,393 105,794 134,005 125,574 130,274 122,631 111,417 104,542 119,901 130,483 116,497 127,890 114,810 112,925 110,046 119,862	67.1 44.5 47.0 49.8 47.7 37.6 36.1 39.7 32.7 36.7 39.4 37.2 30.8 36.5 32.0 32.2 33.7 40.0	1,970 20,722 22,371 25,397 30,767 49,262 58,783 53,103 53,190 52,210 59,041 66,019 62,745 63,027 76,724 76,989 76,587 49,936	1.0 7.0 9.4 12.0 11.0 14.7 16.3 17.2 15.6 18.3 19.4 18.8 16.6 18.0 21.4 21.9 23.5	131,613 155,464 136,202 133,622 167,656 178,480 193,074 178,404 167,358 159,213 182,142 200,691 182,853 195,194 195,711 193,831 189,579 173,005	69.2 52.5 57.4 63.0 59.7 53.4 53.5 57.8 49.1 55.9 57.2 48.3 55.7 54.6 55.2 58.1
С	長香石富山福新山奈福愛北野川川山口島潟梨良井媛海野川川山口島潟梨良井媛海 均)	107,889 113,742 121,870 117,461 112,232 110,170 104,395 125,569 87,475 132,805 97,829 98,007 110,787	29.3 28.4 27.8 24.8 25.1 27.9 22.9 23.9 27.9 23.8 24.7 22.4 25.7	97,266 102,308 106,187 110,997 108,190 103,022 119,720 135,949 99,697 141,819 112,424 129,633 113,934	26.5 25.5 24.2 23.4 24.2 26.1 26.3 25.9 31.8 25.4 28.4 29.7 26.4	209,196 219,765 232,289 232,889 224,718 217,637 228,080 265,561 190,016 279,283 214,296 232,043 228,814	56.9 54.8 53.0 49.1 50.2 55.0 50.0 50.5 60.6 50.0 54.1 53.1 53.1
D	( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	87,480 93,077 104,177 94,935 92,182 97,733 95,840 90,201 79,772 85,512 73,058 90,361	22.3 19.9 21.7 19.8 20.2 17.0 19.7 18.5 18.4 17.7 17.7	117,768 140,944 159,927 153,134 158,933 182,099 157,141 170,461 164,688 163,528 144,234 155,714	30.1 30.2 33.3 31.9 34.8 31.6 32.2 34.9 37.9 33.8 35.0 33.2	208,803 238,261 267,828 251,873 255,776 284,218 256,899 265,459 248,413 253,191 219,127 249,986	53.3 51.0 55.8 52.6 56.0 49.4 52.7 54.3 57.2 52.3 53.1
E	秋     田     県       長     崎     現     県       高     知     県       島     根     県       (平     均)	85,405 77,673 90,422 79,632 93,582 85,343	16.1 16.2 16.0 14.9 13.4 15.3	178,717 155,497 219,768 219,447 249,445 204,575	33.6 32.4 38.8 41.1 35.7 36.3	268,748 236,037 315,391 303,813 348,733 294,544	50.6 49.2 55.7 57.0 49.9 52.5
F	東 京 都	324,411 (238,021)	69.5 (62.6)	-	_	330,364 (243,975)	70.8 (64.2)
総 平 均	{ 東京都を含む 東京都を含まず	135,687 115,010	38.1 33.4	63,895 70,896	17.9 20.6	203,183 189,248	57.0 55.0

- (注) 1 グループの分類は次による。 グループ
  - グループ
     A
     B
     C
     D
     E

     財政力指数
     1.0以上の団体
     0.5~1.0の団体
     0.4~0.5の団体
     0.3~0.4の団体
     0.3未満の団体
  - 2 (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金(以下「8交付金」)という。)として市町村に交付する額を除いたものである。
    - (2) 東京都の地方税については、上記8交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。 なお、( ) 内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記8交付金のほかに当該 市町村税相当額を除いたものを計上している。
  - 3 人口1人当たり額は、平成21年3月31日現在住民基本台帳登載人口で除して得た額である。その2において同じ。

## 第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況(つづき)

その2 市 町 村

(1) 類型区分

ア都市

	産業構造	II 次、 95%	Ⅲ次 以上	II 次、 95%	Ⅲ次 未満
		Ⅲ 次 65%以上	Ⅲ 次 65%未満	Ⅲ 次 55%以上	Ⅲ 次 55%未満
λП	類 型	3	2	1	0
50,000 人未満	I	I – 3	I - 2	I - 1	I - 0
50,000人以上 ~ 100,000人未満	п	Ⅱ – 3	Ⅱ - 2	П — 1	П — 0
100,000人以上 ~ 150,000人未満	Ш	Ⅲ – 3	Ⅲ – 2	Ⅲ — 1	Ⅲ — 0
150,000 人以上	VI	IV - 3	IV - 2	IV - 1	IV - 0

- (注) 1 人口及び産業構造は、平成17年国勢調査による。
  - 2 政令指定都市、特別区、中核市及び特例市についてはそれぞれ1類型とし本表に含まない。

#### イ町 村

	産業構造		Ⅲ次 以上	Ⅱ次、Ⅲ次
		Ⅲ 次 55%以上	Ⅲ 次 55%未満	80%未満
λП	類型	2	1	0
5,000 人未満	I	I - 2	I – 1	I - 0
5,000人以上 ~ 10,000人未満	П	II - 2	II – 1	Ⅱ - 0
10,000人以上 ~ 15,000人未満	Ш	Ⅲ - 2	Ⅲ – 1	Ⅲ — 0
15,000人以上 ~ 20,000人未満	IV	IV - 2	IV - 1	IV - 0
20,000 人以上	V	V – 2	V – 1	V - 0

## 第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況 (つづき)

その2 市 町 村 (つづき)

(2) 一般財源の人口1人当たり額

(単位 円・%)

ate:		地方	ī 税	地方多	ど 付 税	一般	財源
類	更 型	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
政令	分指定都市	197,610	44.0	22,406	5.0	244,228	54.4
特	別区	115,401	30.0	_	_	256,955	66.7
中	核市	160,038	46.3	36,465	10.6	213,708	61.9
特	例 市	159,872	48.9	23,542	7.2	200,604	61.3
都	市						
	I - 0	119,361	24.7	168,927	34.9	309,582	64.0
	I - 1	111,754	23.9	166,045	35.5	297,470	63.7
	I - 2	157,350	38.9	75,737	18.7	253,152	62.6
	I - 3	132,804	28.9	133,627	29.1	284,487	61.9
	II - 0	136,405	31.9	120,087	28.1	277,956	65.0
	Ⅱ - 1	128,658	33.2	95,324	24.6	242,809	62.6
	II - 2	159,287	46.9	37,031	10.9	214,798	63.2
	Ⅱ – 3	151,686	46.9	30,373	9.4	198,625	61.5
	Ⅲ - 0	143,573	35.3	90,800	22.3	255,553	62.8
	Ⅲ – 1	133,391	35.1	76,882	20.2	228,280	60.0
	<b>Ⅲ</b> − 2	173,790	51.1	22,380	6.6	214,828	63.1
	Ⅲ – 3	150,406	48.2	28,347	9.1	194,735	62.4
	IV - 0	176,444	50.4	14,783	4.2	213,167	60.9
	IV - 1	147,334	40.6	60,453	16.7	226,387	62.4
	$\mathbb{N}-2$	170,787	50.7	19,426	5.8	208,838	62.0
	IV - 3	167,006	54.0	8,044	2.6	191,734	61.9
町	村	00.105	0.5	5 40 00F	=00	201.405	<b>45</b> 0
	I - 0	99,195	9.5	546,327	52.3	681,495	65.2
	I - 1	122,518	14.1	395,903	45.5	541,830	62.2
	I - 2	186,955	16.4	498,851	43.8	719,724	63.2
	II - 0	105,629	14.3	350,600	47.4	484,995	65.6
	II - 1	128,901	22.7	231,004	40.7	383,238	67.5
	II - 2	158,038	26.7	186,452	31.4	367,178	61.9
	Ⅲ - 0	92,064	15.0	282,918	46.1	399,148	65.0
	III - 1	140,505	29.1	160,337	33.2	323,706	67.1
	Ⅲ - 2	135,007	28.5	147,376	31.1	302,835	64.0
	IV - 0	100,631	19.2	219,489	41.8	343,696	65.4
	IV - 1	118,585	28.6	141,478	34.1	281,663	67.9
	IV - 2	126,967	30.9	117,655	28.6	263,955	64.2
	V - 0	90,428	17.1	228,782	43.1	340,575	64.2
	V - 1	155,349	40.4	81,277	21.1	257,758	67.0
	V - 2	128,420	40.4	64,597	20.3	210,939	66.4
		120,120	10.1	01,001	20.0	210,500	00.1

#### 第25表 国・県支出金の状況

#### その1 国庫支出金の状況

その1 国庫支出金の制	犬況									(単位 百	万円・%)
			平 成 20	年 度			平成19	在唐	比		較
区分	都道	府 県	市町	村	純 計	額	純 計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
義務教育費負担金	1,649,555	28.5	-	-	1,649,555	14.1	1,664,997	16.1	△ 15,442	△ 0.9	0.2
生活保護費負担金	125,146	2.2	1,915,451	32.5	2,040,597	17.5	1,982,452	19.2	58,145	2.9	△ 1.1
児童保護費等負担金	132,403	2.3	375,539	6.4	507,942	4.3	503,914	4.9	4,028	0.8	5.8
障害者自立支援給付費等負担金	59,903	1.0	479,154	8.1	539,057	4.6	52,853	0.5	486,204	919.9	
老人保護費負担金	1,522	0.0	1,435	0.0	2,957	0.0	2,769	0.0	188	6.8	25.5
普通建設事業費支出金	1,772,308	30.6	994,694	16.9	2,767,003	23.7	2,866,352	27.7	△ 99,349	△ 3.5	△ 7.9
災害復旧事業費支出金	85,205	1.5	27,377	0.5	112,582	1.0	221,846	2.1	△ 109,264	△ 49.3	△ 32.9
失業対策事業費支出金	-	-	1,147	0.0	1,147	0.0	1,565	0.0	△ 418	△ 26.7	△ 80.5
委 託 金	82,105	1.4	78,927	1.3	161,031	1.4	214,540	2.1	△ 53,509	△ 24.9	34.2
普通建設事業	8,906	0.2	3,938	0.1	12,844	0.1	14,454	0.1	△ 1,610	△ 11.1	△ 7.0
災害復旧事業	3	0.0	165	0.0	168	0.0	49	0.0	119	242.9	△ 79.9
そ の 他	73,196	1.2	74,824	1.2	148,019	1.3	200,037	2.0	△ 52,018	△ 26.0	38.8
財 政 補 給 金	4,359	0.1	7,321	0.1	11,680	0.1	11,295	0.1	385	3.4	△ 11.1
国有提供施設等所在市 町村 助成 交付金	22	0.0	32,518	0.6	32,540	0.3	32,540	0.3	-	_	3.2
交通安全対策特別交付金	43,347	0.7	30,367	0.5	73,714	0.6	82,373	0.8	△ 8,659	△ 10.5	△ 1.4
電源立地地域対策等交付金	83,471	1.4	35,919	0.6	119,390	1.0	126,294	1.2	△ 6,904	△ 5.5	5.8
特定防衛施設周辺整備調整交付金	-	-	14,332	0.2	14,332	0.1	14,308	0.1	24	0.2	△ 16.6
石油貯蔵施設立地対 策 等 交 付 金	5,681	0.1	-	_	5,681	0.0	5,780	0.1	△ 99	△ 1.7	3.5
地方道路整備臨時交付金	410,542	7.1	243,524	4.1	654,066	5.6	691,273	6.7	△ 37,207	△ 5.4	
そ の 他	1,338,756	23.1	1,656,969	28.2	2,995,726	25.7	1,861,335	18.1	1,134,391	60.9	
合 計	5,794,325	100.0	5,894,674	100.0	11,689,000	100.0	10,336,486	100.0	1,352,514	13.1	△ 1.8

<sup>(</sup>注) 平成19年度地方財政状況調査において歳入区分の変更があったことから、「障害者自立支援給付費等負担金」「地方道路整備臨時交付金」及び 「その他」の「前年度増減率」欄に数値を計上していない。

#### その2 都道府県支出金の状況

(単位 百万円・%)

区分		決 算	算 額		ŀ	七車	交
区 万	平 成 20	年 度	平 成 19	年 度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
国庫財源を伴うもの	1,197,850	50.0	1,257,088	52.4	△ 59,238	△ 4.7	14.3
児童保護費等負担金	111,917	4.7	112,177	4.7	△ 260	△ 0.2	△ 5.4
老人保護費負担金	1,127	0.0	1,079	0.0	48	4.4	△ 13.1
障害者自立支援給付費等負担金	230,860	9.6	193,982	8.1	36,878	19.0	
児 童 手 当 交 付 金	225,414	9.4	199,968	8.3	25,446	12.7	
普通建設事業費支出金	152,017	6.4	162,249	6.8	△ 10,232	△ 6.3	△ 17.2
災害復旧事業費支出金	19,794	0.8	36,947	1.5	△ 17,153	△ 46.4	△ 37.4
委 託 金	29,692	1.2	67,769	2.8	△ 38,077	△ 56.2	106.5
普 通 建 設 事 業	10,813	0.5	11,347	0.5	△ 534	△ 4.7	△ 14.3
災害復旧事業	89	0.0	174	0.0	△ 85	△ 48.9	△ 74.7
そ の 他	18,790	0.7	56,248	2.3	△ 37,458	△ 66.6	197.6
電源立地地域対策等交付金	22,608	0.9	20,883	0.9	1,725	8.3	△ 2.1
石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,092	0.2	5,248	0.2	△ 156	△ 3.0	4.4
そ の 他	399,329	16.8	456,786	19.1	△ 57,457	△ 12.6	
都道府県費のみのもの	1,195,567	50.0	1,141,078	47.6	54,489	4.8	5.3
普通建設事業費支出金	171,723	7.2	175,295	7.3	△ 3,572	△ 2.0	△ 11.0
災害復旧事業費支出金	992	0.0	1,281	0.1	△ 289	△ 22.6	△ 39.3
そ の 他	1,022,852	42.8	964,502	40.2	58,350	6.0	9.1
合 計	2,393,416	100.0	2,398,166	100.0	△ 4,750	△ 0.2	9.8

<sup>(</sup>注) 1 「国庫財源を伴うもの」は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づ く都道府県の補助負担分として交付されたものである。

<sup>2</sup> 平成19年度地方財政状況調査において歳入区分の変更があったことから、「障害者自立支援給付費等負担金」「地方道路整備臨時交付金」及 び「その他」の「前年度増減率」欄に数値を計上していない。

#### 第26表 地方債発行状況

(単位 百万円・%)

		平	成 20	年	度		平成19年度		比	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	平成19° 純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
(発行目的別)											
一般公共事業債	1,316,758	22.0	219,823	5.5	1,536,580	15.5	1,623,810	16.9	△ 87,230	△ 5.4	△ 6.8
うち財源対策債	912,702	15.3	120,414	3.0	1,033,116	10.4	1,049,494	10.9	△ 16,378	△ 1.6	△ 7.7
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	69,526	1.2	83,477	2.1	153,003	1.5	139,941	1.5	13,062	9.3	△ 4.8
災害復旧事業債	34,174	0.6	15,622	0.4	49,796	0.5	96,016	1.0	△ 46,220	△ 48.1	△ 16.7
教育・福祉施設等整備事業債	164,090	2.7	460,620	11.6	624,710	6.3	655,849	6.8	△ 31,139	△ 4.7	△ 0.6
一 般 単 独 事 業 債	1,159,079	19.4	1,260,403	31.7	2,419,482	24.4	2,706,389	28.2	△ 286,907	△ 10.6	△ 4.4
辺 地 対 策 事 業 債	-	-	35,506	0.9	35,506	0.4	38,277	0.4	△ 2,771	△ 7.2	△ 4.2
過疎対策事業債	-	-	164,143	4.1	164,143	1.7	164,632	1.7	△ 489	△ 0.3	△ 10.9
首都 圏 等 整備 事業 債	5	0.0	_	-	5	0.0	6,412	0.1	△ 6,407	△ 99.9	△ 22.7
公共用地先行取得等事業債	20,969	0.4	100,422	2.5	121,391	1.2	100,104	1.0	21,287	21.3	△ 9.7
行 政 改 革 推 進 債	291,563	4.9	38,517	1.0	330,080	3.3	312,988	3.3	17,092	5.5	13.9
退 職 手 当 債	412,111	6.9	146,415	3.7	558,526	5.6	530,359	5.5	28,167	5.3	126.3
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	194,537	3.3	22,540	0.6	217,076	2.2	183,972	1.9	33,104	18.0	809.9
財 源 対 策 債	27,628	0.5	77,259	1.9	104,887	1.1	120,159	1.3	△ 15,272	△ 12.7	△ 14.3
減収補てん債	159,258	2.7	41,366	1.0	200,624	2.0	219,859	2.3	△ 19,235	△ 8.7	10,300.1
臨 時 財 政 対 策 債	1,494,581	25.0	1,050,314	26.5	2,544,895	25.6	2,337,241	24.4	207,654	8.9	△ 9.6
減収補てん債特例分(平成19・20年度)	568,183	9.5	93,404	2.4	661,587	6.7	184,717	1.9	476,870	258.2	皆増
都 道 府 県 貸 付 金	-	-	61,937	1.6	31,656	0.3	34,314	0.4	△ 2,658	△ 7.7	△ 18.5
そ の 他	69,214	0.9	98,904	2.5	168,120	1.7	129,429	1.4	38,691	29.9	△ 73.3
合 計	5,981,676	100.0	3,970,672	100.0	9,922,067	100.0	9,584,468	100.0	337,599	3.5	△ 0.4
うち財源対策債	940,330	15.7	197,673	5.0	1,138,003	11.5	1,169,653	12.2	△ 31,650	△ 2.7	△ 8.4
(借入先別)											
財 政 融 資 資 金	571,208	9.5	1,361,122	34.3	1,932,329	19.5	1,908,914	19.9	23,415	1.2	△ 7.7
旧郵政公社資金	-	-	-	-	-	-	334	0.0	△ 334	皆減	△ 99.9
旧郵便貯金資金	-	-	_	-	-	-	220	0.0	△ 220	皆減	△ 99.8
旧簡易生命保険資金	-	-	_	-	-	-	114	0.0	△ 114	皆減	△ 99.9
地方公営企業等金融機構資金	19,888	0.3	147,115	3.7	167,003	1.7	182,873	1.9	△ 15,870	△ 8.7	△ 18.1
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (地方公営企業等金融機構を除く。)	194,267	3.2	22,540	0.6	216,806	2.2	183,972	1.9	32,834	17.8	809.9
市中銀行	2,313,510	38.7	915,218	23.0	3,228,728	32.5	3,345,269	34.9	△ 116,541	△ 3.5	5.0
その他の金融機関	425,373	7.1	707,504	17.8	1,132,877	11.4	991,021	10.3	141,856	14.3	△ 2.2
(保)     (Q)     (Q)     (A)     (B)       (D)     (D)     (D)     (D)     (D)       (D)     (D)     (D)     (D)     (D)     (D)       (D)     (D)     (D)     (D)     (D)     (D)     (D)       (D)     (D)     (D)     (D)     (D)	558 -	0.0	18	0.0	576 -	0.0	54,682 -	0.6	△ 54,106 -	△ 98.9 -	1,526.0
市場公募債	2,389,103	39.9	590,083	14.9	2,979,185	30.0	2,673,320	27.9	305,865	11.4	0.6
個 別 発 行 債 10 年 債	1,018,201	17.0	147,768	3.7	1,165,969	11.8	945,424	9.9	220,545	23.3	△ 0.7
個 別 発 行 債 5 年 債	386,390	6.5	54,907	1.4	441,297	4.4	472,991	4.9	△ 31,694	△ 6.7	△ 8.2
個別発行債20年債	256,973	4.3	121,787	3.1	378,760	3.8	248,201	2.6	130,559	52.6	44.2
個 別 発 行 債 30 年 債	125,000	2.1	80,000	2.0	205,000	2.1	173,000	1.8	32,000	18.5	188.3
個 別 発 行 債 15 年 債	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	皆減
個 別 発 行 債 7 年 債	_	_	_	_	_	_	20,000	0.2	△ 20,000	皆減	皆増
共同発行債10年債	397,046	6.6	122,240	3.1	519,286	5.2	548,437	5.7	△ 29,151	△ 5.3	1
住 民 公 募 債	175,494	2.9	58,155	1.5	233,649	2.4	265,268	2.8	△ 31,619	△ 11.9	△ 12.4
外 国 債	-	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_
そ の 他	30,000	0.5	5,226	0.1	35,226	0.3	_	_	35,226	皆増	_
共 済 等	2,001	0.0	133,279	3.4	135,280	1.4	137,041	1.4		△ 1.3	2.9
そ の 他	65,768	1.3	93,793	2.3	129,283	1.3	107,042	1.2	22,241	20.8	
合 計	5,981,676	100.0	3,970,672	100.0	9,922,067	100.0	9,584,468	100.0	337,599	3.5	△ 0.4

- (注) 1 「合計 うち財源対策債」は、「一般公共事業債 うち財源対策債」及び「財源対策債」の合計である。
  - 2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
  - 3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。
  - 4 「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。
  - 5 「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。
  - 6 平成19年度の「地方公営企業等金融機構資金」には、平成19年4月から9月における「公営企業金融公庫資金」を含む。

## 第27表 平成20年度地方債発行(予定)額の状況

(単位 百万円)

	計	画	額	発 行	(予定	( ) 額	都	道府	県	政△	令 指 定 都	『市	中核市・特例市・都市・町村			
区 分	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	
一一般会計債																
1 一般公共事業	762,200	1,125,200	1,887,400	630,838	971,426	1,602,264	493,127	853,808	1,346,935	28,980	97,741	126,721	108,731	19,877	128,608	
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	86,700	73,600	160,300	57,687	91,870	149,557	11,201	56,467	67,668	5,579	23,484	29,064	40,907	11,918	52,825	
3 災害復旧事業	40,300	_	40,300	39,037	-	39,037	25,151	-	25,151	792	-	792	13,094	-	13,094	
4 教育·福祉施設 4 等 整 備 事 業	273,600	350,500	624,100	270,233	426,859	697,092	22,948	147,236	170,183	31,364	103,176	134,540	215,921	176,447	392,368	
5 一般単独事業	292,400	2,241,700	2,534,100	152,443	2,332,385	2,484,828	7,614	1,179,852	1,187,466	-	247,151	247,151	144,829	905,381	1,050,210	
6 辺 地 及 び 過疎対策事業	321,300	_	321,300	252,313	-	252,313	-	-	_	1,173	-	1,173	251,140	-	251,140	
7 公共用地先行取得等事業	-	63,600	63,600	-	120,773	120,773	-	20,904	20,904	-	42,845	42,845	-	57,024	57,024	
8 行 政 改 革 推 進 債	-	440,000	440,000	-	382,801	382,801	-	319,706	319,706	-	42,752	42,752	-	20,344	20,344	
9 調整 (不交付団体分)	-	5,000	5,000	-	1,000	1,000	-	-	_	-	1,000	1,000	-	-	-	
計	1,776,500	4,299,600	6,076,100	1,402,550	4,327,114	5,729,664	560,041	2,577,973	3,138,014	67,888	558,150	626,038	774,621	1,190,992	1,965,613	
二 公営企業債																
1水道事業	391,000	35,300	426,300	342,118	40,622	382,740	68,602	20,210	88,812	51,378	16,018	67,396	222,138	4,394	226,533	
2 工業用 水道事業	22,400	3,500	25,900	17,223	8,533	25,756	8,397	8,313	16,710	771	-	771	8,055	220	8,275	
3 交通事業	145,900	133,900	279,800	108,351	171,661	280,011	4,981	54,877	59,858	101,268	114,311	215,579	2,102	2,473	4,574	
4 電気事業・4 ガス事業	4,000	_	4,000	4,341	-	4,341	1,132	-	1,132	1,017	-	1,017	2,192	-	2,192	
5 港湾整備事業	31,800	23,800	55,600	23,891	35,208	59,099	15,172	25,073	40,245	4,596	9,665	14,261	4,123	470	4,593	
6病院事業	179,800	106,700	286,500	155,871	139,314	295,184	29,053	81,640	110,693	16,776	16,011	32,786	110,042	41,663	151,705	
7 介護サービス 施設整備事業	2,200	-	2,200	2,514	-	2,514	-	-	_	-	-	-	2,514	-	2,514	
8 市場事業・8 と畜場事業	9,100	35,700	44,800	4,746	3,099	7,844	1,371	-	1,371	2,302	3,037	5,339	1,072	62	1,134	
9 地域開発事業	-	146,700	146,700	-	110,026	110,026	-	47,348	47,348	-	20,382	20,382	-	42,297	42,297	
10 下水道事業	959,300	540,100	1,499,400	780,967	399,724	1,180,691	64,606	56,798	121,404	133,192	124,543	257,735	583,170	218,383	801,553	
11 観光その他 業	1,000	6,100	7,100	403	7,476	7,880	70	1,925	1,995	42	727	769	292	4,824	5,115	
12 公 営 企 業 退 職 手 当	-	-	-	-	5,847	5,847	-	4,548	4,548	-	-	-	-	1,299	1,299	
計	1,746,500	1,031,800	2,778,300	1,440,424	921,509	2,361,933	193,384	300,732	494,116	311,341	304,694	616,035	935,699	316,084	1,251,783	

歳

#### 第27表 平成20年度地方債発行(予定)額の状況(つづき)

(単位:百万円)

	計	画	額	発 行	(予定	( ) 額	都	道府	県	政	 令指定者	** 市	中核市・	特例市・都	市・町村
区 分	公的 資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	<del>1</del>	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	<u> </u>	公的資金	民間等 資 金	計
三 公営企業借換債	200,000	-	200,000	199,199	-	199,199	22,528	-	22,528	32,762	-	32,762	143,909	-	143,909
四 臨時財政対策債	850,000	1,983,200	2,833,200	714,946	1,826,709	2,541,655	26,383	1,469,437	1,495,820	139	221,858	221,996	688,425	135,414	823,839
五退職手当債	-	590,000	590,000	-	569,086	569,086	-	418,273	418,273	-	58,320	58,320	-	92,494	92,494
六減収補てん債	-	-	-	-	867,166	867,166	-	732,373	732,373	-	77,829	77,829	-	56,964	56,964
七 国の予算等貸付金債															
1 貨 付 金	-	-	-	-	(99,978)	(99,978)	-	(85,537)	(85,537)	-	(8,490)	(8,490)	-	(5,951)	(5,951)
2 中小企業高度化 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(106,843)	(106,843)	-	(106,843)	(106,843)	-	-	-	-	-	-
3 小規模企業者等設 備導入資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 土地区画整理 組合等貸付金	-	-	-	-	(1,291)	(1,291)	-	(626)	(626)	-	(75)	(75)	-	(590)	(590)
5 母子寡婦福祉資金 貸 付 金	-	-	-	-	(3,650)	(3,650)	-	(1,711)	(1,711)	-	(1,310)	(1,310)	_	(629)	(629)
6 災害援護資金 付 金	-	-	-	-	(18)	(18)	-	(13)	(13)	-	(6)	(6)	-	-	-
7 都市開発資金付金	-	-	-	-	(2,866)	(2,866)	-	_	_	-	(2,774)	(2,774)	-	(92)	(92)
8 市街地再開発組合等貸付金	-	-	-	-	(1,265)	(1,265)	-	_	_	-	-	-	-	(1,265)	(1,265)
9 有料道路 (駐車場含 む。) 整備資金貸付金	-	-	-	-	_	-	-	_	_	-	-	-	-	_	-
10 港湾整備特別会計 貸 付 金	-	-	-	-	(3,546)	(3,546)	-	(2,349)	(2,349)	-	(1,197)	(1,197)	-	_	-
11 公害防止資金 付 金	-	-	-	-	(42)	(42)	-	(42)	(42)	-	-	-	-	_	-
12 農業災害補償資金 付 金	-	-	-	-	_	-	-	_	_	-	-	-	-	_	-
13 木材産業等高度化 推進資金貸付金	-	-	-	-	(924)	(924)	-	(924)	(924)	-	-	-	-	-	-
14 貨 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 沖縄振興開発金融 公庫資金貸付金	-	-	-	-	(46)	(46)	-	-	_	-	-	-	-	(46)	(46)
16 農業改良資金 付金	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 農地保有合理化促 進対策資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	_	_	-
18 就農支援資金付金	-	-	-	-	(811)	(811)	-	(811)	(811)	-	-	-	_	_	-
19 農林漁業金融公庫 資 金 貸 付 金	-	-	-	-	(3,281)	(3,281)	-	(2,067)	(2,067)	-	(138)	(138)	-	(1,076)	(1,076)
20 連続立体交差資金 付 金	-	-	-	-	(25)	(25)	-	-	_	-	(25)	(25)	-	-	-
計	-	(212,700)	(212,700)	-	(224,585)	(224,585)	-	(200,922)	(200,922)	-	(14,015)	(14,015)	-	(9,648)	(9,648)
総計	-	(212,700)	(212,700)	-	(224,585)	(224,585)	-	(200,922)	(200,922)	-	(14,015)	(14,015)	-	(9,648)	(9,648)
no Hi	4,573,000	7,904,600	12,477,600	3,757,120	8,511,585	12,268,705	802,335	5,498,788	6,301,123	412,130	1,220,850	1,632,980	2,542,654	1,791,947	4,334,601

- (注) 1 特別区については中核市・特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにあって は都道府県分として、政令指定都市が加入するもの(都道府県が加入するものを除く。)にあっては政令指定都市分として、その他のものに あっては中核市・特例市・都市・町村分として区分した。
  - 2 公庫資金は、公的資金に含めている。
  - 3 交付公債は、民間等資金に含めている。
  - 4 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
  - 5 四捨五入により計と一致しない場合がある。

## 第28表 使用料及び手数料の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成 19	年度	比		較
区	分		都道り	舟 県	市町	村	純 計	額		額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
使	用	料	700,475	77.1	1,059,954	74.1	1,760,429	75.3	1,776,943	74.9	△ 16,514	△ 0.9	△ 1.0
授	業	料	249,458	27.5	54,702	3.8	304,160	13.0	307,342	13.0	△ 3,182	△ 1.0	△ 5.2
高等	<b>学</b>	校	232,129	25.6	15,327	1.1	247,456	10.6	248,400	10.5	△ 944	△ 0.4	△ 1.8
幼	稚	遠	25	0.0	24,899	1.7	24,925	1.1	25,687	1.1	△ 762	△ 3.0	△ 2.0
7	Ø	他	17,304	1.9	14,476	1.0	31,779	1.3	33,255	1.4	△ 1,476	△ 4.4	△ 26.2
保育所	前使 用	料	_	-	219,031	15.3	219,031	9.4	224,638	9.5	△ 5,607	△ 2.5	△ 3.1
公営住	宅使用	料	248,541	27.4	312,961	21.9	561,501	24.0	557,915	23.5	3,586	0.6	0.6
発電水	利使用	料	32,717	3.6	-	-	32,717	1.4	32,730	1.4	△ 13	△ 0.0	0.1
7	Ø	他	169,759	18.6	473,260	33.1	643,020	27.5	654,318	27.5	△ 11,298	△ 1.7	0.5
手 装	数	料	207,714	22.9	370,514	25.9	578,228	24.7	595,725	25.1	△ 17,497	△ 2.9	△ 0.9
法定受託事	耳務に係る	もの	49,374	5.4	30,823	2.2	80,196	3.4	82,697	3.5	△ 2,501	△ 3.0	0.2
自治事務	に係るも	かの	158,340	17.4	339,692	23.7	498,032	21.3	513,029	21.6	△ 14,997	△ 2.9	△ 1.1
合	音	ŀ	908,189	100.0	1,430,468	100.0	2,338,657	100.0	2,372,669	100.0	△ 34,012	△ 1.4	△ 1.0

### 第29表 繰入金の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成 19	年度	比		較
区 分	都道,	存 県	市町	村	合 計	額		額	増減額	増減率	前年度 増減率
他会計からの繰入金	49,895	6.9	123,144	9.6	173,040	8.6	156,588	6.3	16,452	10.5	1.1
法適用の公営企業会計	35,591	4.9	21,917	1.7	57,508	2.9	56,761	2.3	747	1.3	0.1
法非適用の公営企業会計	12,957	1.8	25,514	2.0	38,472	1.9	41,774	1.7	△ 3,302	△ 7.9	16.7
そ の 他	1,347	0.2	75,713	5.9	77,060	3.8	58,053	2.3	19,007	32.7	△ 6.9
基金からの繰入金	673,650	93.1	1,148,929	90.0	1,822,579	91.1	2,306,307	93.4	△ 483,728	△ 21.0	25.0
積立金取崩し額	567,143	78.4	1,064,805	83.4	1,631,949	81.6	1,938,886	78.6	△ 306,937	△ 15.8	19.7
そ の 他	106,507	14.7	84,124	6.6	190,630	9.5	367,421	14.8	△ 176,791	△ 48.1	63.3
財産区からの繰入金	-	-	5,222	0.4	5,222	0.3	5,180	0.2	42	0.8	7.9
合 計	723,546	100.0	1,277,295	100.0	2,000,841	100.0	2,468,075	100.0	△ 467,234	△ 18.9	23.1

資 45

資\_p022-045.indd 45

#### 第30表 その他の収入の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19年度		比		較
区 分	都道	府 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
財 産 収 入	234,121	4.7	402,876	12.9	636,998	8.4	695,019	9.6	△ 58,021	△ 8.3	0.3
財産運用収入	118,512	2.4	171,852	5.5	290,364	3.8	259,536	3.6	30,828	11.9	24.5
財産売払収入	115,609	2.3	231,025	7.4	346,634	4.5	435,483	6.0	△ 88,849	△ 20.4	△ 10.1
寄 附 金	10,825	0.2	50,872	1.6	60,342	0.8	77,292	1.1	△ 16,950	△ 21.9	△ 12.3
諸 収 入	4,707,926	95.1	2,676,024	85.5	6,931,301	90.9	6,432,435	89.3	498,866	7.8	△ 1.7
延滞金、加算金及び過料	64,700	1.3	29,854	1.0	94,553	1.2	95,998	1.3	△ 1,445	△ 1.5	13.4
預 金 利 子	13,213	0.3	9,387	0.3	22,600	0.3	22,976	0.3	△ 376	△ 1.6	154.5
貸付金元利収入	3,945,441	79.7	1,759,056	56.2	5,549,468	72.7	5,249,014	72.9	300,454	5.7	△ 2.3
受託事業収入	68,228	1.4	41,449	1.3	49,617	0.7	53,212	0.7	△ 3,595	△ 6.8	△ 5.2
収益事業収入	345,747	7.0	115,029	3.7	460,776	6.0	465,371	6.5	△ 4,595	△ 1.0	△ 2.7
利子割精算金収入	4,609	0.1	-	_	_	-	_	-	_	_	_
雑 入	265,988	5.4	721,250	23.0	754,287	9.9	545,864	7.6	208,423	38.2	1.2
合 計	4,952,873	100.0	3,129,773	100.0	7,628,641	100.0	7,204,746	100.0	423,895	5.9	△ 1.6

(注) 本表は、「第10表 歳入決算額の状況 その2 推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

#### 第31表 地方財政と国の財政との累年比較

(単位 億円・%)

	国内総支出		最 出 総 額		国から地	地方から		歳	出 純		額	I	純計構成比		国内総支出に対する割合		
区分					方に対す	国に対する支出	国		地方		合 計		作及に		N Y O EI I		
	実 額 (A)	指数	(B)	地 方 (C)	る支出 (D)	の (E)	(B) – (D) (F)	指数	(C) – (E)	指数	(F)+(G) (H)	指数	(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
昭和10年度	167	-	22	21	3	0	19	-	21	_	40	-	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	-	81	31	11	0	70	_	31	_	101	-	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成11年度	4,995,442	2,477	1,019,345	1,016,291	387,120	16,106	632,225	5,562	1,000,185	4,251	1,632,410	4,678	38.7	61.3	12.7	20.0	32.7
12	5,041,188	2,499	1,007,263	976,164	377,649	15,467	629,614	5,539	960,697	4,083	1,590,311	4,557	39.6	60.4	12.5	19.1	31.5
13	4,936,447	2,447	939,081	974,317	365,011	15,347	574,070	5,051	958,970	4,076	1,533,040	4,393	37.4	62.6	11.6	19.4	31.1
14	4,898,752	2,429	924,941	948,394	350,045	14,770	574,896	5,058	933,624	3,968	1,508,520	4,323	38.1	61.9	11.7	19.1	30.8
15	4,937,475	2,448	887,920	925,818	329,382	12,812	558,538	4,914	913,006	3,880	1,471,544	4,217	38.0	62.0	11.3	18.5	29.8
16	4,984,906	2,471	916,446	912,479	317,488	12,987	598,958	5,270	899,492	3,823	1,498,450	4,294	40.0	60.0	12.0	18.0	30.1
17	5,031,867	2,495	934,347	906,973	322,145	12,731	612,202	5,386	894,242	3,800	1,506,444	4,317	40.6	59.4	12.2	17.8	29.9
18	5,109,376	2,533	909,468	892,106	310,705	12,749	598,763	5,268	879,357	3,737	1,478,120	4,236	40.5	59.5	11.7	17.2	28.9
19	5,156,510	2,556	879,327	891,476	265,771	12,657	613,556	5,398	878,820	3,735	1,492,376	4,277	41.1	58.9	11.9	17.0	28.9
20	4,941,987	2,450	902,859	896,915	283,130	11,854	619,729	5,452	885,061	3,761	1,504,790	4,312	41.2	58.8	12.5	17.9	30.4

- (注) 1 国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成10年度以降は「国民経済計算 (93SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算 (68SNA)」、昭和10年度及び16年度は「国民経済計算 (53SNA)」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度 は国民総支出の数値である。
  - 2 国の歳出額は、平成20年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(児童手当勘定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、国有林野事業特別会計(旧治山勘定の一部)、社会資本整備事業特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成19年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。
  - 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む。)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む。)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
  - 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。
  - 5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

#### 第32表 平成20年度国・地方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

				歳	出	合	計		国から	地方か	<b>E</b>	· 地方	を通じ	る歳	出純計額	頂	te der 1 11	国の純計
					国				地方に対する	ら国に対する	国		地	方	総	額	総額中地 方の占め	に占める 地方に対
X	- 2	分	一 般	特 別	合 計	うち	差引 純計	地方	支出	支出	(A) – (C)	構成	(B) - (D)	構成	(E)+(F)	構成	る割合	する支出の割合
			会 計	会 計	合計	重複額	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	比	(F)	比	(G)	比	(F)/(G)	(C)/(A)
機	関	費	44,704	-	44,704	-	44,704	147,749	2,968	_	41,736	6.7	147,749	16.7	189,485	12.6	78.0	6.6
- 1	般 行	政 費	12,533	-	12,533	_	12,533	85,315	2,045	_	10,488	1.7	85,315	9.6	95,803	6.4	89.1	16.3
司法	:警察消	肖防費	14,966	_	14,966	_	14,966	51,176	918	_	14,048	2.3	51,176	5.8	65,224	4.3	78.5	6.1
外	交	費	9,145	-	9,145	_	9,145	-	_	_	9,145	1.5	_	_	9,145	0.6	_	_
徴	税	費	7,901	_	7,901	_	7,901	11,258	5	_	7,896	1.3	11,258	1.3	19,154	1.3	58.8	0.1
貨	幣 製	造 費	160	-	160	-	160	-	_	_	160	0.0	_	-	160	0.0	_	_
地方	財i	攻 費	157,029	505,029	662,058	492,965	169,093	_	166,240	_	2,853	0.5	_	-	2,853	0.2	_	98.3
防	衛	費	48,239	_	48,239	_	48,239	-	325	_	47,913	7.7	_	-	47,913	3.2	_	0.7
国土保	全及び	開発費	63,143	66,196	129,339	40,296	89,043	140,936	30,360	11,854	58,683	9.5	129,082	14.6	187,765	12.5	68.7	34.1
国	土 保	全 費	11,086	12,361	23,447	8,743	14,704	19,109	5,413	2,695	9,291	1.5	16,414	1.9	25,705	1.7	63.9	36.8
国	土 開	発 費	48,272	53,835	102,106	31,553	70,553	119,951	23,819	9,105	46,734	7.5	110,846	12.5	157,580	10.5	70.3	33.8
災:	害 復	旧費	2,109	_	2,109	_	2,109	1,876	1,127	54	981	0.2	1,822	0.2	2,803	0.2	65.0	53.4
そ	Ø	他	1,677	_	1,677	_	1,677	-	_	_	1,677	0.3	_	_	1,677	0.1	_	_
産業	経	斉 費	39,493	20,358	59,852	4,635	55,217	64,052	1,892	_	53,324	8.6	64,052	7.2	117,377	7.8	54.6	3.4
農木	木水産	業費	18,379	_	18,379	_	18,379	10,833	1,521	_	16,858	2.7	10,833	1.2	27,691	1.8	39.1	8.3
商	工	費	21,115	20,358	41,473	4,635	36,838	53,219	371	-	36,467	5.9	53,219	6.0	89,686	6.0	59.3	1.0
教	育	費	52,808	-	52,808	-	52,808	161,248	23,249	-	29,559	4.8	161,248	18.2	190,807	12.7	84.5	44.0
学	校 教	育 費	40,287	_	40,287	_	40,287	127,317	22,212	_	18,075	2.9	127,317	14.4	145,392	9.7	87.6	55.1
社会	会教	育 費	1,433	_	1,433	_	1,433	11,665	521	_	912	0.1	11,665	1.3	12,577	0.8	92.7	36.4
そ	Ø	他	11,087	_	11,087	_	11,087	22,266	516	_	10,572	1.7	22,266	2.5	32,838	2.2	67.8	4.7
社会们	呆障関	係費	235,382	4,620	240,002	2,421	237,581	250,487	57,979	_	179,602	29.0	250,487	28.3	430,088	28.6	58.2	24.4
民	生	費	217,784	4,620	222,404	2,421	219,983	183,496	50,680	_	169,303	27.3	183,496	20.7	352,798	23.4	52.0	23.0
衛	生	費	5,700	_	5,700	_	5,700	53,902	3,823	_	1,877	0.3	53,902	6.1	55,779	3.7	96.6	67.1
住	宅	費	6,182	_	6,182	_	6,182	11,744	2,053	_	4,129	0.7	11,744	1.3	15,872	1.1	74.0	33.2
そ	0)	他	5,716	_	5,716	_	5,716	1,346	1,423	_	4,293	0.7	1,346	0.2	5,639	0.4	23.9	24.9
恩	給	費	8,550	_	8,550	_	8,550	369	_	_	8,550	1.4	369	0.0	8,920	0.6	4.1	_
公	債	費	191,665	_	191,665	-	191,665	131,592	117	-	191,548	30.9	131,592	14.9	323,140	21.5	40.7	0.1
前年度	を繰上え	尤用金	_	_	_	_	_	482	_	_	_	_	482	0.1	482	0.0	100.0	_
そ	0)	他	5,960	_	5,960	_	5,960	_	_	_	5,960	1.0	_	_	5,960	0.4	_	_
合		計	846,974	596,204	1,443,178	540,318	902,859	896,915	283,130	11,854	619,729	100.0	885,061	100.0	1,504,790	100.0	58.8	31.4

- (注) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(児童手当勘定のみ)、食料安定 供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、国有林野事業特別会計(旧治山勘定の一部)、社会資本整備事業特別会計の6特別会計との純計 決算額である。
  - 2 「国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金及び国有提供施設 等所在市町村助成交付金を含む。)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
  - 3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係 る国への現金納付額)で、地方の歳出決算額によっている。

資 47

資\_p046-048.indd 47 10/02/26 12:48

#### 第33表 国民経済計算における公的支出の推移

その1 総 括

X			分	平 成	10年底	17左座	10 左座	10年度	90 年 座	文	寸 前	年 月	度 増	減 🏻	を	桿	寿	凤	Ž	Ы	Ŀ
			77	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年及	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20
公	É	的 支	出	1,158,112	1,140,621	1,138,235	1,123,688	1,135,192	1,134,274	△ 1.7	△ 1.5	△ 0.2	△ 1.3	1.0	△ 0.1	23.5	22.9	22.6	22.0	22.0	23.0
	中		央	220,866	205,544	211,882	204,305	208,282	210,114	0.3	△ 6.9	3.1	△ 3.6	1.9	0.9	4.5	4.1	4.2	4.0	4.0	4.3
	į	最終消費	支出	139,113	138,425	143,167	141,682	143,967	146,692	3.6	△ 0.5	3.4	△ 1.0	1.6	1.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	3.0
	ń	総資本:	形成	81,753	67,119	68,715	62,623	64,315	63,422	△ 4.8	△17.9	2.4	△ 8.9	2.7	△ 1.4	1.7	1.3	1.4	1.2	1.2	1.3
	地		方	624,788	612,525	593,654	581,864	576,490	568,864	△ 3.9	△ 2.0	△ 3.1	△ 2.0	△ 0.9	△ 1.3	12.7	12.3	11.8	11.4	11.2	11.5
	į	最終消費	支出	435,409	437,391	430,285	430,869	435,132	434,015	△ 0.1	0.5	△ 1.6	0.1	1.0	△ 0.3	8.8	8.8	8.6	8.4	8.4	8.8
	ń	総資本	形成	189,379	175,134	163,369	150,995	141,358	134,849	△11.4	△ 7.5	△ 6.7	△ 7.6	△ 6.4	△ 4.6	3.8	3.5	3.2	3.0	2.7	2.7
	社会	会保障	基金	312,456	322,553	332,699	337,519	350,420	355,296	1.6	3.2	3.1	1.4	3.8	1.4	6.3	6.5	6.6	6.6	6.8	7.2
	į	最終消費	支出	311,610	322,035	332,337	336,901	349,841	354,847	1.7	3.3	3.2	1.4	3.8	1.4	6.3	6.5	6.6	6.6	6.8	7.2
	ń	総資本	形成	846	518	362	618	579	449	△18.1	△38.8	△30.1	70.7	△ 6.3	△22.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国	内	総支	出	4,937,475	4,984,906	5,031,867	5,109,376	5,156,510	4,941,987	0.8	1.0	0.9	1.5	0.9	△ 4.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

<sup>(</sup>注) 「国民経済計算 (内閣府経済社会総合研究所調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。その2において同じ。

その2 地方財政分 (単位 億円・%)

IX		分	平 成	16 年座	17年度	10 左座	19年度	20.左座	文	寸 前	年 月	度 増	減	を	桂	<b></b>	凤	Ž	月	i.
		717	15年度	10 平皮	17 平  及	10 平戊	19平及	20平皮	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20
普)	通会	計	542,362	530,362	515,998	508,307	505,603	497,319	△ 3.7	△ 2.2	△ 2.7	△ 1.5	△ 0.5	△ 1.6	86.8	86.6	86.9	87.4	87.7	87.4
(歳	È	出)	925,818	912,479	906,973	892,106	891,476	896,915	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	0.6	148.2	149.0	152.8	153.3	154.6	157.7
(控	3	除)	383,456	382,117	390,975	383,799	385,873	399,596	△ 0.5	△ 0.3	2.3	△ 1.8	0.5	3.6	61.4	62.4	65.9	66.0	66.9	70.2
最新	終消費	支出	410,768	410,295	402,250	402,775	406,742	404,116	△ 0.2	△ 0.1	△ 2.0	0.1	1.0	△ 0.6	65.7	67.0	67.8	69.2	70.6	71.0
総	資本	形成	131,594	120,067	113,748	105,532	98,861	93,203	△13.1	△ 8.8	△ 5.3	△ 7.2	△ 6.3	△ 5.7	21.1	19.6	19.2	18.1	17.1	16.4
非企	業	会計	53,933	52,961	51,534	49,863	48,601	49,031	△ 4.8	△ 1.8	△ 2.7	△ 3.2	△ 2.5	0.9	8.6	8.6	8.7	8.6	8.4	8.6
最初	終消費	支出	24,641	27,096	28,036	28,094	28,390	29,898	1.2	10.0	3.5	0.2	1.1	5.3	3.9	4.4	4.7	4.8	4.9	5.3
総	資本	形成	29,292	25,865	23,498	21,769	20,211	19,133	△ 9.3	△11.7	△ 9.2	△ 7.4	△ 7.2	△ 5.3	4.7	4.2	4.0	3.7	3.5	3.4
公自	的企	業	28,494	29,203	26,123	23,695	22,286	22,513	△ 5.3	2.5	△ 10.5	△ 9.3	△ 5.9	1.0	4.6	4.8	4.4	4.1	3.9	4.0
総	資本	形成	28,494	29,203	26,123	23,695	22,286	22,513	△ 5.3	2.5	△ 10.5	△ 9.3	△ 5.9	1.0	4.6	4.8	4.4	4.1	3.9	4.0
地方の	の公的	支出	624,788	612,525	593,654	581,864	576,490	568,864	△ 3.9	△ 2.0	△ 3.1	△ 2.0	△ 0.9	△ 1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
最新	終消費	支出	435,409	437,391	430,285	430,869	435,132	434,015	△ 0.1	0.5	△ 1.6	0.1	1.0	△ 0.3	69.7	71.4	72.5	74.0	75.5	76.3
総	資本	形成	189,379	175,134	163,369	150,995	141,358	134,849	△11.4	△ 7.5	△ 6.7	△ 7.6	△ 6.4	△ 4.6	30.3	28.6	27.5	26.0	24.5	23.7



# 第34表 目的別歳出決算額の状況

その1 総 括

資\_p049-070.indd 49

(単位 百万円・%)

				平	成 20	年	度					比				較	
×	☑ 分		松叶子古	. 18	+ m-	4.4.	6t =1.	das	平成19 <sup>4</sup> 純 計	年度 額	20h 44 M4	増	減	率	前年	年度増 泊	咸率
			都 道 府	- 県	市町	刊	純 計	頟			増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
議	会	費	79,433	0.2	350,379	0.7	428,366	0.5	435,711	0.5	△ 7,345	△ 1.0	△ 1.5	△ 1.7	△ 1.8	△ 5.1	△ 4.5
総	務	費	3,183,439	6.7	6,387,212	13.2	8,919,649	9.9	8,905,803	10.0	13,846	△ 5.2	2.0	0.2	11.3	2.1	3.3
民	生	費	5,495,978	11.6	13,934,739	28.8	17,821,099	19.9	16,976,069	19.0	845,030	6.3	2.9	5.0	6.3	4.1	4.4
衛	生	費	1,396,454	2.9	4,104,202	8.5	5,390,177	6.0	5,435,815	6.1	△ 45,638	0.8	△ 1.6	△ 0.8	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.4
労	働	費	537,603	1.1	130,373	0.3	663,040	0.7	275,910	0.3	387,130	259.9	△ 0.7	140.3	△ 0.3	△ 13.5	△ 6.9
農林	水産業	美 費	2,435,493	5.1	1,237,122	2.6	3,286,662	3.7	3,452,395	3.9	△ 165,733	△ 6.2	△ 4.7	△ 4.8	△ 9.0	△ 6.1	△ 8.0
商	工	費	3,646,562	7.7	1,725,599	3.6	5,327,671	5.9	4,949,469	5.6	378,202	8.5	5.6	7.6	5.9	0.4	4.2
土	木	費	6,265,171	13.2	6,819,558	14.1	12,871,235	14.4	13,390,730	15.0	△ 519,495	△ 4.4	△ 3.4	△ 3.9	△ 4.7	△ 2.1	△ 3.3
消	防	費	218,979	0.5	1,652,464	3.4	1,799,613	2.0	1,819,832	2.0	△ 20,219	0.9	△ 1.5	△ 1.1	1.5	0.4	0.5
警	察	費	3,324,629	7.0	_	-	3,324,373	3.7	3,374,496	3.8	△ 50,123	△ 1.5	-	△ 1.5	0.6	_	0.6
教	育	費	11,057,740	23.4	5,155,672	10.7	16,146,676	18.0	16,431,769	18.4	△ 285,093	△ 2.4	△ 0.2	△ 1.7	0.0	△ 0.9	△ 0.2
災害	客 復 旧	費	127,680	0.3	81,355	0.2	187,578	0.2	360,618	0.4	△ 173,040	△ 46.6	△ 50.0	△ 48.0	△ 28.7	△ 26.9	△ 26.5
公	債	費	6,748,639	14.3	6,489,661	13.4	13,159,193	14.7	13,024,854	14.6	134,339	2.1	△ 0.1	1.0	△ 4.2	0.5	△ 1.9
諸	支 出	金	61,725	0.1	271,833	0.6	317,904	0.4	266,629	0.3	51,275	6.7	28.8	19.2	△ 1.4	△ 7.2	△ 5.6
前年月	度繰上充	用金	_	_	48,242	0.1	48,242	0.1	47,517	0.1	725	-	1.5	1.5	皆減	190.5	134.6
利子	割交付	士金	96,698	0.2	_	-	_	-	-	_	_	△ 6.8	-	_	32.8	_	-
配当	割交付	士金	34,093	0.1	_	-	_	-	-	_	_	△ 58.0	-	_	17.9	_	-
株式等	譲渡所得割交	で付金	12,613	0.0	_	_	_	-	_	_	_	△ 76.4	_	_	△ 11.5	_	-
地方注	消費税交付	付金	1,209,245	2.6	_	_	_	-	-	_	_	△ 6.1	_	_	△ 1.4	_	-
ゴルフ	′場利用税交	付金	41,595	0.1	_	_	_	_	-	_	_	△ 2.8	_	_	0.1	_	-
特別地	力消費税交	付金	6	0.0	_	_	_	_	-	_	_	△ 60.0	_	_	△ 31.8	_	-
自動車	車取得税交	付金	260,312	0.5	_	_	_	_	_	_	_	△ 12.0	_	_	△ 9.0	_	-
軽油	引取税交价	付金	114,888	0.2	_	_	_	-	-	_	_	△ 8.4	_	_	8.6	_	-
特別区	財政調整交	付金	999,976	2.1	_	_	-	-	-	_	_	△ 1.7	-	_	10.0	_	-
歳	出合	計	47,348,951	100.0	48,388,411	100.0	89,691,477	100.0	89,147,615	100.0	543,862	△ 0.3	0.3	0.6	△ 0.1	0.6	△ 0.1

10/02/26 12:49

# 第34表 目的別歳出決算額の状況 (つづき)

その2 推 移 (単位 百万円)

X		分		決	算		額			指			数	
		217	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	15	16	17	18	19	20
議	会	費	541,384	530,136	488,413	456,118	435,711	428,366	100	98	90	84	80	79
総	務	費	9,039,332	8,941,402	8,737,150	8,617,720	8,905,803	8,919,649	100	99	97	95	99	99
民	生	費	14,540,192	15,132,254	15,692,705	16,258,515	16,976,069	17,821,099	100	104	108	112	117	123
衛	生	費	5,896,341	5,784,579	5,706,683	5,510,248	5,435,815	5,390,177	100	98	97	93	92	91
労	働	費	373,770	359,393	316,952	296,423	275,910	663,040	100	96	85	79	74	177
農材	木水 産	業費	4,693,939	4,321,818	3,978,316	3,753,106	3,452,395	3,286,662	100	92	85	80	74	70
商	工	費	4,841,148	4,906,608	4,625,954	4,750,515	4,949,469	5,327,671	100	101	96	98	102	110
土	木	費	16,439,127	15,234,826	14,417,368	13,853,436	13,390,730	12,871,235	100	93	88	84	81	78
消	防	費	1,820,044	1,835,839	1,824,304	1,811,643	1,819,832	1,799,613	100	101	100	100	100	99
警	察	費	3,361,971	3,337,689	3,317,578	3,353,789	3,374,496	3,324,373	100	99	99	100	100	99
教	育	費	17,201,373	16,910,156	16,577,835	16,472,388	16,431,769	16,146,676	100	98	96	96	96	94
そ	Ø	他	13,833,220	13,953,214	15,014,084	14,076,696	13,699,616	13,712,916	100	101	109	102	99	99
歳	出 合	計	92,581,841	91,247,914	90,697,342	89,210,597	89,147,615	89,691,477	100	99	98	96	96	97

(単位 %)

区		分		決	算 額	構 成	比			増	ili	咸	率	
		75	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20
議	会	費	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	△ 3.8	△ 2.1	△ 7.9	△ 6.6	△ 4.5	△ 1.7
総	務	費	9.8	9.8	9.6	9.7	10.0	9.9	5.6	△ 1.1	△ 2.3	△ 1.4	3.3	0.2
民	生	費	15.7	16.6	17.3	18.2	19.0	19.9	1.7	4.1	3.7	3.6	4.4	5.0
衛	生	費	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	6.0	△ 8.7	△ 1.9	△ 1.3	△ 3.4	△ 1.4	△ 0.8
労	働	費	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.7	△ 23.3	△ 3.8	△ 11.8	△ 6.5	△ 6.9	140.3
農材	木水 産	業費	5.1	4.7	4.4	4.2	3.9	3.7	△ 8.9	△ 7.9	△ 7.9	△ 5.7	△ 8.0	△ 4.8
商	工	費	5.2	5.4	5.1	5.3	5.6	5.9	△ 2.9	1.4	△ 5.7	2.7	4.2	7.6
土	木	費	17.8	16.7	15.9	15.5	15.0	14.4	△ 7.0	△ 7.3	△ 5.4	△ 3.9	△ 3.3	△ 3.9
消	防	費	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	△ 2.1	0.9	△ 0.6	△ 0.7	0.5	△ 1.1
警	察	費	3.6	3.7	3.7	3.8	3.8	3.7	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.6	1.1	0.6	△ 1.5
教	育	費	18.6	18.5	18.3	18.5	18.4	18.0	△ 2.6	△ 1.7	△ 2.0	△ 0.6	△ 0.2	△ 1.7
そ	Ø	他	14.8	15.3	16.6	15.8	15.4	15.3	0.6	0.9	7.6	△ 6.2	△ 2.7	0.1
歳	出合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	0.6

# 第35表 団体種類別目的別歳出の状況

R かけ			区 分	議会費	総務費	民 生 費	衛 生 費	農林水産業費	土木費	教 育 費	公 債 費	その他	歳出合計
1			政令指定都市	297	9,137	31,518	8,189	634	19,460	9,600	15,256	12,901	106,992
***   *			中 核 市	309	5,951	17,651	4,915	922	8,196	5,860	7,248	4,035	55,087
		平	特 例 市	231	4,512	11,399	3,303	539	5,694	4,174	4,432	3,067	37,351
20		成	都市	1,709	26,537	53,646	17,541	6,378	24,515	21,452	24,982	14,155	190,915
## 1		20	中 都 市	619	10,990	25,276	7,545	1,699	11,573	9,726	9,834	5,851	83,113
	決		小 都 市	1,090	15,547	28,369	9,996	4,679	12,942	11,725	15,149	8,305	107,802
		年	町村	771	9,640	12,123	5,407	3,868	6,303	6,576	8,727	4,261	57,676
Page		度	町村(1万人以上)	499	6,368	9,069	3,745	2,199	4,468	4,706	5,654	2,868	39,576
Paris	晳		町村(1万人未満)	273	3,271	3,054	1,662	1,669	1,835	1,870	3,072	1,394	18,100
日本   日本   株   日本   株   日本   日本   日本	7		合 計	3,317	55,778	126,337	39,354	12,342	64,168	47,663	60,645	38,416	448,020
			政令指定都市	298	8,515	30,549	8,234	637	20,345	9,891	14,936	11,877	105,282
## 1	加		中 核 市	282	5,257	15,917	4,656	963	8,225	5,509	6,625	3,625	51,059
19		平	特 例 市	240	4,383	11,491	3,542	614	6,189	4,264	4,560	3,084	38,367
19	億四	成	都市	1,746	26,582	53,103	17,863	6,573	25,571	21,558	25,294	14,789	193,079
中   中   市   1.106   15.343   27.79  99.71   48.18   11.83.861   11.652   15.006   8.892   107.784   17.86   17.76   17.76   18.76   17.76   17.76   17.76   18.76   18.76   17.76   17.76   18.76   18.76   18.76   17.76   18.76	1.3	10	中 都 市	640	11,239	25,312	7,892	1,754	12,206	9,906	10,288	6,099	85,336
使   可付 17万人以下   521   6.322   9.902   3.847   2.373   4.888   4.789   5.878   3.117   40,448   4.884   1.894   1.23444   1.2344   1.23444   1.2344   1.2344   1.2344   1.2344   1.2344   1.2344   1.23444   1.			小 都 市	1,106	15,343	27,791	9,971	4,818	13,364	11,652	15,006	8,692	107,743
		年	町村	803	9,412	12,081	5,521	4,172	6,557	6,620	9,001	4,706	58,873
		度	町村(1万人以上)	521	6,322	9,002	3,847	2,373	4,688	4,789	5,789	3,117	40,448
			町村(1万人未満)	282	3,090	3,079	1,674	1,798	1,869	1,830	3,212	1,591	18,425
中 株 市			合 計	3,370	54,149	123,141	39,816	12,959	66,886	47,842	60,415	38,083	446,661
平   特   例   所   所   所   所   所   所   所   所   所				1		24.9					l		
						14.0		7.5					
		平		7.0	8.1	9.0	8.4	4.4	8.9	8.8	7.3	8.0	8.3
## 日		成	都市	51.5	47.6	42.5	44.6	51.7	38.2	45.0	41.2	36.8	42.6
## F		20	中 都 市	18.7	19.7	20.0	19.2	13.8	18.0	20.4	16.2	15.2	18.6
下   町村   万以   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	構		小 都 市	32.9	27.9	22.5	25.4	37.9	20.2	24.6	25.0	21.6	24.1
	1119	年	町村	23.3	17.3	9.6	13.7	31.3	9.8	13.8	14.4	11.1	12.9
		度	町村(1万人以上)		11.4	7.2	9.5	17.8	7.0	9.9	9.3	7.5	8.8
Part	44			8.2	5.9	2.4	4.2	13.5	2.9	3.9	5.1	3.6	4.0
L   L   F	风			100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
比								4.9			24.7		
											l		
19		平		7.1	8.1	9.3		4.7		8.9	7.5	8.1	8.6
19   小 都 市 328   283   226   250   372   200   244   248   228   241   132   132   149   154   132   132   149   154   149   154   132   149   154   149   154   149   154   149   154   149   154   149   154   154   149   154   149   154	%	成				l					41.9	38.8	
中 所 村 238 283 226 250 37.2 200 244 248 228 224 13.2 度 町村 (1万人以上) 154 11.7 7.3 9.7 18.3 7.0 10.0 9.6 82 9.1 町村 (1万人末満) 84 5.7 2.5 4.2 13.9 2.8 3.8 5.3 4.2 4.1 合 計 100.0 100.		19						1		20.7	17.0		19.1
使   町村 (1万人以上)   15.4   11.7   7.3   9.7   18.3   7.0   10.0   9.6   8.2   9.1     町村 (1万人未満)   8.4   5.7   2.5   4.2   13.9   2.8   3.8   5.3   4.2   4.1     合 計   100.0   100.0   100.0   100.0   100.0   100.0   100.0   100.0   100.0   100.0     中 核 市 27   694   1.734   259   4.1   △ 29   351   623   410   4.028     特 例 市 △ 9   129   △ 92   △ 239   △ 75   △ 495   △ 90   △ 128   △ 17   △ 1.016     誠 市 △ 37   △ 45   543   △ 322   △ 195   △ 1056   △ 106   △ 312   △ 634   △ 2.164     中 都 市 △ 21   △ 249   △ 36   △ 347   △ 55   △ 633   △ 180   △ 454   △ 248   △ 2.223     紅											24.8	22.8	
町村 (1万人未満)   8.4   5.7   2.5   4.2   13.9   2.8   3.8   5.3   4.2   4.1     合		平		1				1			ŀ		
合 計 100.0   100.0		度				l .					l		
政令指定都市   二 1   622   969   二 45   二 3   二 885   二 291   320   1,024   1,710   中 核 市 27   694   1,734   259   二 41   二 29   351   623   410   4,028   特 例 市 二 9   129   二 92   二 239   二 75   二 495   二 90   二 128   二 17   二 1,016   減 市 二 37   二 45   543   二 322   二 195   二 1,056   二 106   二 312   二 634   二 2,164   中 都 市 二 16   204   578   25   二 139   二 422   73   143   二 387   59   「町 村 二 32   228   42   二 114   二 304   二 254   二 44   二 274   二 445   二 1,197   「町 (1万人以上) 二 22   46   67   二 102   二 174   二 220   二 83   二 135   二 249   二 872   「町 (1万人以上) 二 22   46   67   二 102   二 174   二 220   二 83   二 135   二 249   二 872   「町 (1万人共満) 二 9   181   二 25   二 12   二 129   二 34   40   二 140   二 197   二 325   「田 政令指定都市 二 38   2.9   二 8.6   1.6   1.6   「財 (1万人共満) 市 二 3.8   2.9   二 8.8   五 1.8   五 1.9   五 1.8   五 1.9   「中 核 市 二 3.8   2.9   二 8.8   五 1.1   五			町村(1万人未満)										
中 核 市													
特 例 市											1		
精 例 市 △ 9 129 △ 92 △ 239 △ 75 △ 495 △ 90 △ 128 △ 17 △ 1,016 都 市 △ 37 △ 45 与43 △ 322 △ 195 △ 1,056 △ 106 △ 312 △ 634 △ 2,164 中 都 市 △ 21 △ 249 △ 36 △ 347 △ 55 △ 633 △ 180 △ 454 △ 248 △ 2,223 額 小 都 市 △ 16 204 与78 25 △ 139 △ 422 73 143 △ 387 与9 町 村 △ 32 228 42 △ 114 △ 304 △ 254 △ 44 △ 274 △ 445 △ 1,197 町村 (1万人以上) △ 22 46 67 △ 102 △ 174 △ 220 △ 83 △ 135 △ 249 △ 872 町村 (1万人大港浦) △ 9 181 △ 25 △ 12 △ 129 △ 34 40 △ 140 △ 197 △ 325 合 計 △ 53 1,629 3,196 △ 462 △ 617 △ 2,718 △ 179 230 333 1,359 政令指定都市 ○ 0.3 7.3 3.2 △ 0.5 △ 0.5 △ 4.3 △ 2.9 2.1 86 1.6 中 核 市 96 13.2 10.9 与 66 △ 4.3 △ 0.4 6.4 9.4 11.3 7.9 増 特 例 市 △ 3.8 2.9 △ 0.8 △ 6.7 △ 12.2 △ 8.0 △ 2.1 △ 2.8 △ 0.6 △ 2.6 都 市 △ 2.1 △ 0.2 1.0 △ 1.8 △ 3.0 △ 4.1 △ 0.5 △ 1.2 △ 4.3 △ 1.1 減 中 都 市 △ 3.3 △ 2.2 △ 0.1 △ 4.4 △ 3.1 △ 5.2 △ 1.8 △ 4.4 △ 4.1 △ 2.6 小 都 市 △ 1.4 1.3 2.1 0.3 △ 2.9 △ 3.2 0.6 1.0 △ 4.5 0.1 率 町 村 (1万人以上) △ 4.2 0.7 0.7 △ 2.7 △ 7.3 △ 3.9 △ 0.7 △ 3.0 △ 9.5 △ 2.0 例 町村 (1万人以上) △ 4.2 0.7 0.7 △ 2.7 △ 7.3 △ 4.7 △ 1.7 △ 2.3 △ 8.0 △ 2.2 町村 (1万人以上) △ 4.2 0.7 0.7 △ 2.7 △ 7.3 △ 4.7 △ 1.7 △ 2.3 △ 8.0 △ 2.2 町村 (1万人以上) △ 4.2 0.7 0.7 △ 2.7 △ 7.3 △ 4.7 △ 1.7 △ 2.3 △ 8.0 △ 2.2 町村 (1万人以上) △ 4.2 0.7 0.7 △ 2.7 △ 7.3 △ 4.7 △ 1.7 △ 2.3 △ 8.0 △ 2.2 町村 (1万人以上) △ 4.2 0.7 0.7 △ 2.7 △ 7.3 △ 4.7 △ 1.7 △ 2.3 △ 8.0 △ 2.2 町村 (1万人以上) △ 4.2 0.7 0.7 △ 2.7 △ 7.3 △ 4.7 △ 1.7 △ 2.3 △ 8.0 △ 2.2 町村 (1万人以上) △ 4.2 0.7 0.7 △ 2.7 △ 7.3 △ 4.7 △ 1.7 △ 2.3 △ 8.0 △ 2.2 町村 (1万人以上) △ 4.2 0.7 0.7 △ 2.7 △ 7.3 △ 4.7 △ 1.7 △ 1.7 △ 2.3 △ 8.0 △ 2.2 町村 (1万人以上) △ 4.2 0.7 0.7 △ 2.7 △ 7.3 △ 4.7 △ 1.7 △ 1.7 △ 2.3 △ 8.0 △ 2.2 町村 (1万人以上) △ 4.2 0.7 0.7 △ 2.7 △ 7.3 △ 4.7 △ 1.7 △ 1.7 △ 2.3 △ 4.4 △ 1.8 △ 4.4 △ 4.1 △ 4.1 △ 4.1 △ 4.8 △ 4.1 △ 4.1 △ 4.1 △ 4.1 △ 4.1 △ 4.1 △ 4.4 △ 4.1	ji	善											
神 都 市													
横	ji ji	或									ŀ		
町 村 公 32   228   42   △114   △ 304   △ 254   △ 44   △ 274   △ 445   △ 1,197     町村 (1万人以上)													
<ul> <li>町村 (1万人以上)</li> <li>□町村 (1万人以上)</li> <li>□町村 (1万人以上)</li> <li>□町村 (1万人以上)</li> <li>□町村 (1万人大満)</li> <li>□町村 (1万人大満)</li> <li>□町村 (1万人大満)</li> <li>□町村 (1万人大満)</li> <li>□田村 (1万人以上)</li> <li>□田村 (1万人以上)</li> <li>□田村 (1万人以上)</li> <li>□田村 (1万人大大満)</li> <li>□田村 (1万人以上)</li> <li>□田村 (1万人大大満)</li> <li>□田村 (1万人大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大</li></ul>	客	Ą									ŀ		
町村 (1万人未満)   △ 9	信	Ē.											
合 計	<u> </u>	9											
政令指定都市       △ 0.3       7.3       3.2       △ 0.5       △ 0.5       △ 4.3       △ 2.9       2.1       8.6       1.6         中核市       9.6       13.2       10.9       5.6       △ 4.3       △ 0.4       6.4       9.4       11.3       7.9         増特例市       △ 3.8       2.9       △ 0.8       △ 6.7       △ 12.2       △ 8.0       △ 2.1       △ 2.8       △ 0.6       △ 2.6         都市       △ 2.1       △ 0.2       1.0       △ 1.8       △ 3.0       △ 4.1       △ 0.5       △ 1.2       △ 4.3       △ 1.1         本       市都市       △ 3.3       △ 2.2       △ 0.1       △ 4.4       △ 3.1       △ 5.2       △ 1.8       △ 4.4       △ 4.1       △ 2.6         本       市都市       △ 1.4       1.3       2.1       0.3       △ 2.9       △ 3.2       0.6       1.0       △ 4.5       0.1         本       村       △ 4.0       2.4       0.3       △ 2.1       △ 7.3       △ 3.9       △ 0.7       △ 3.0       △ 9.5       △ 2.0         市村(1万人以上)       △ 4.2       0.7       0.7       △ 2.7       △ 7.3       △ 4.7       △ 1.7       △ 2.3       △ 8.0       △ 2.2         町村(1万人大港灣)													
増       中 核 市       9.6       13.2       10.9       5.6       △ 4.3       △ 0.4       6.4       9.4       11.3       7.9         特 例 市       △ 3.8       2.9       △ 0.8       △ 6.7       △ 12.2       △ 8.0       △ 2.1       △ 2.8       △ 0.6       △ 2.6         減       市 都 市       △ 2.1       △ 0.2       1.0       △ 1.8       △ 3.0       △ 4.1       △ 0.5       △ 1.2       △ 4.3       △ 1.1         本       市 都 市       △ 3.3       △ 2.2       △ 0.1       △ 4.4       △ 3.1       △ 5.2       △ 1.8       △ 4.4       △ 4.1       △ 2.6         本       市 都 市       △ 1.4       1.3       2.1       0.3       △ 2.9       △ 3.2       0.6       1.0       △ 4.5       0.1         率       町 付 (1万人以上)       △ 4.0       2.4       0.3       △ 2.1       △ 7.3       △ 3.9       △ 0.7       △ 3.0       △ 9.5       △ 2.0         労       町村 (1万人以上)       △ 4.2       0.7       0.7       △ 2.7       △ 7.3       △ 4.7       △ 1.7       △ 2.3       △ 8.0       △ 2.2         町村 (1万人未満)       △ 3.2       5.9       △ 0.8       △ 0.7       △ 7.2       △ 1.8       2.2       △ 4.4									-				
増     特     例     市     △38     2.9     △0.8     △6.7     △12.2     △80     △2.1     △28     △0.6     △26       減     市     一     公2.1     △0.2     1.0     △18     △30     △4.1     △0.5     △1.2     △4.3     △1.1       減     中     都     市     △33     △2.2     △0.1     △4.4     △3.1     △52     △1.8     △4.4     △4.1     △26       小     都     市     △1.4     1.3     2.1     0.3     △2.9     △32     0.6     1.0     △4.5     0.1       率     町     村     △4.0     2.4     0.3     △2.1     △7.3     △3.9     △0.7     △30     △9.5     △20       %     町村 (1万人以上)     △4.2     0.7     0.7     △2.7     △7.3     △4.7     △1.7     △2.3     △8.0     △2.2       町村 (1万人未満)     △3.2     5.9     △0.8     △0.7     △7.2     △1.8     2.2     △4.4     △12.4     △1.8											l		
報 市	+i	É											
減     中都市     △33     △22     △01     △44     △31     △52     △18     △44     △41     △26       小都市     △14     13     21     03     △29     △32     06     10     △45     01       率     町(1万人以上)     △40     24     03     △21     △73     △39     △07     △30     △95     △20       町付(1万人以上)     △42     07     07     △27     △73     △47     △17     △23     △80     △22       町付(1万人未満)     △32     59     △08     △07     △72     △18     22     △44     △124     △18													
本	油	载											
率     町     村     △ 4.0     2.4     0.3     △ 2.1     △ 7.3     △ 3.9     △ 0.7     △ 3.0     △ 9.5     △ 2.0       町村 (1万人以上)     △ 4.2     0.7     0.7     △ 2.7     △ 7.3     △ 4.7     △ 1.7     △ 2.3     △ 8.0     △ 2.2       町村 (1万人未満)     △ 3.2     5.9     △ 0.8     △ 0.7     △ 7.2     △ 1.8     2.2     △ 4.4     △ 12.4     △ 1.8	"	•											
野村 (1万人以上)	23	k											
町村 (1万人未満) 🗘 3.2   5.9   △ 0.8   △ 0.7   △ 7.2   △ 1.8   2.2   △ 4.4   △ 12.4   △ 1.8											ŀ		
	3	9											
T													
			Ti iT	△ 1.6	3.0	2.6	△ 1.2	△ 4.8	△ 4.1	△ ∪.4	0.4	0.9	0.3

資 51

# 第36表 一般財源の充当状況

その1 総 括

					ㅋ	区成 20	年 月	吏			7	区成 19	年 月	度		比	ļ.	咬
	区	Ś	分	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	都道府	県	市町	村	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
-	般	財	源	28,589,124	100.0	29,365,170	100.0	56,182,542	100.0	29,328,343	100.0	29,160,840	100.0	56,496,106	100.0	△ 313,564	△ 0.6	△ 1.0
船	<b>含</b>	务	費	2,364,724	8.3	4,158,695	14.2	6,491,962	11.6	2,346,204	8.0	4,106,334	14.1	6,447,926	11.4	44,036	0.7	0.7
E	3 4	Ė	費	3,962,389	13.9	6,677,410	22.7	10,729,769	19.1	3,907,839	13.3	6,570,424	22.5	10,417,687	18.4	312,082	3.0	4.3
徫	ī <i>!</i>	Ė	費	836,403	2.9	2,615,809	8.9	3,513,062	6.3	920,607	3.1	2,620,498	9.0	3,636,082	6.4	△ 123,020	△ 3.4	0.2
矣	<b>分</b>	動	費	74,050	0.3	48,152	0.2	121,770	0.2	77,042	0.3	49,125	0.2	125,872	0.2	△ 4,102	△ 3.3	△ 7.6
農	是林 水	産業	挨 費	753,010	2.6	620,090	2.1	1,362,436	2.4	785,532	2.7	633,408	2.2	1,413,757	2.5	△ 51,321	△ 3.6	△ 6.2
商	fi -	Ľ	費	517,282	1.8	469,520	1.6	983,771	1.8	449,087	1.5	444,686	1.5	893,634	1.6	90,137	10.1	△ 0.1
土	: 7	卞	費	1,666,922	5.8	3,352,924	11.4	5,175,961	9.2	1,830,183	6.2	3,457,986	11.9	5,483,719	9.7	△ 307,758	△ 5.6	△ 2.5
洋	<b>j</b> 18	方	費	147,725	0.5	1,227,629	4.2	1,424,481	2.5	148,379	0.5	1,240,944	4.3	1,455,734	2.6	△ 31,253	△ 2.1	△ 0.2
警	<b>\$</b> 3	蔡	費	2,538,895	8.9	_	_	2,552,827	4.5	2,606,191	8.9	_	_	2,604,678	4.6	△ 51,851	△ 2.0	△ 1.6
教	<b>t</b> 7	宇	費	7,266,140	25.4	3,285,117	11.2	10,673,610	19.0	7,563,381	25.8	3,336,129	11.4	11,031,128	19.5	△ 357,518	△ 3.2	△ 2.2
1	÷ 1	責	費	5,536,523	19.4	5,170,908	17.6	10,813,522	19.2	5,478,005	18.7	5,181,182	17.8	10,793,793	19.1	19,729	0.2	△ 2.4
7	- 0	り	他	2,492,687	8.7	482,456	1.6	584,367	1.1	2,746,564	9.4	474,439	1.5	612,211	1.2	△ 27,844	△ 4.5	1.3
	歳出	合	計	28,156,750	98.5	28,108,710	95.7	54,427,538	96.9	28,859,014	98.4	28,115,155	96.4	54,916,221	97.2	△ 488,683	△ 0.9	△ 0.6
翌	年度へ	の繰	越額	432,374	1.5	1,256,459	4.3	1,755,004	3.1	469,329	1.6	1,045,685	3.6	1,579,886	2.8	175,118	11.1	△ 13.4

その2 推 移 (単位 百万円・%)

	区	分		平成15年度充当額	平成16年度充当額	平成17年度充当額	平成18年度充当額	平成19年度充当額	平成20年度充当額
-	般	財	源	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006	56,496,106	56,182,542
総	矜	ç	費	6,467,381	6,261,386	6,452,481	6,402,466	6,447,926	6,491,962
民	生	-	費	7,566,343	8,167,639	9,081,961	9,985,335	10,417,687	10,729,769
衛	生		費	3,571,647	3,569,415	3,658,446	3,630,569	3,636,082	3,513,062
労	偅	þ	費	105,596	103,491	144,044	136,168	125,872	121,770
農	林 水	産業	* 費	1,544,646	1,477,514	1,452,673	1,507,731	1,413,757	1,362,436
商	I		費	813,484	854,981	848,650	894,096	893,634	983,771
土	木	:	費	5,888,589	5,614,829	5,674,424	5,621,889	5,483,719	5,175,961
消	防	î	費	1,362,018	1,399,848	1,439,504	1,459,296	1,455,734	1,424,481
警	察	ŧ	費	2,515,541	2,533,696	2,596,693	2,646,488	2,604,678	2,552,827
教	育	ę.	費	10,063,641	10,240,985	10,823,879	11,278,150	11,031,128	10,673,610
公	債	į	費	10,186,290	10,288,537	10,601,518	11,054,963	10,793,793	10,813,522
そ	0	)	他	660,551	688,798	639,064	604,561	612,211	584,367
克	炭 出	合 言	H	50,745,727	51,201,119	53,413,337	55,221,712	54,916,221	54,427,538
翌年	年度への	の繰走	越額	1,689,509	1,626,702	1,716,759	1,824,293	1,579,886	1,755,004

		r			指	数					構			
'	X	分	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20
_	般 財	源	100	101	105	109	108	107	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総	務	費	100	97	100	99	100	100	12.3	11.9	11.7	11.2	11.4	11.6
民	生	費	100	108	120	132	138	142	14.4	15.5	16.5	17.5	18.4	19.1
衛	生	費	100	100	102	102	102	98	6.8	6.8	6.6	6.4	6.4	6.3
労	働	費	100	98	136	129	119	115	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2
農	林 水 産	業 費	100	96	94	98	92	88	2.9	2.8	2.6	2.6	2.5	2.4
商	工	費	100	105	104	110	110	121	1.6	1.6	1.5	1.6	1.6	1.8
土	木	費	100	95	96	95	93	88	11.2	10.6	10.3	9.9	9.7	9.2
消	防	費	100	103	106	107	107	105	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5
警	察	費	100	101	103	105	104	101	4.8	4.8	4.7	4.6	4.6	4.5
教	育	費	100	102	108	112	110	106	19.2	19.4	19.6	19.8	19.5	19.0
公	債	費	100	101	104	109	106	106	19.4	19.5	19.2	19.4	19.1	19.2
そ	の	他	100	104	97	92	93	88	1.4	1.2	1.3	1.0	1.2	1.1
蒜	き 出 合	計	100	101	105	109	108	107	96.8	96.9	96.9	96.8	97.2	96.9
翌年	三度への総	操越額	100	96	102	108	94	104	3.2	3.1	3.1	3.2	2.8	3.1

(単位 百万円・%)

# 第37表 民生費の状況

その1 目的別内訳

							平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
	X	-	分		都道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
剂	t. 会	福	祉	費	1,939,125	35.3	3,541,387	25.4	4,762,512	26.7	4,762,115	28.1	397	0.0	7.6
1 1	长 人	. 福	社	費	2,210,115	40.2	2,906,711	20.9	4,811,122	27.0	4,250,625	25.0	560,497	13.2	4.5
J.	見 童	福	祉	費	1,103,486	20.1	4,742,791	34.0	5,304,268	29.8	5,084,514	30.0	219,754	4.3	4.0
当	: 活	保	護	費	238,889	4.3	2,740,440	19.7	2,936,487	16.5	2,858,946	16.8	77,541	2.7	△0.3
9	(害	救	助	費	4,363	0.1	3,410	0.0	6,710	0.0	19,869	0.1	△13,159	△66.2	199.3
	合		計		5,495,978	100.0	13,934,739	100.0	17,821,099	100.0	16,976,069	100.0	845,030	5.0	4.4

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成 19	<b>年</b> 度	比		較
	区 分		都 道 )	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	242,843	4.4	1,632,113	11.7	1,874,957	10.5	1,924,369	11.3	△ 49,412	△ 2.6	△ 1.5
物	件	費	87,892	1.6	704,972	5.1	792,864	4.4	831,143	4.9	△ 38,279	△ 4.6	7.1
扶	助	費	646,278	11.8	7,359,813	52.8	8,006,090	44.9	7,714,960	45.4	291,130	3.8	6.2
補	助費	等	4,054,475	73.8	556,618	4.0	3,016,440	16.9	2,717,899	16.0	298,541	11.0	7.9
普通	建設事業	善 費	90,191	1.6	293,025	2.1	370,374	2.1	359,408	2.1	10,966	3.1	△ 18.9
補	助事業	費	28,465	0.5	74,897	0.5	100,525	0.6	100,066	0.6	459	0.5	△ 43.1
単	独 事 業	費	61,726	1.1	217,980	1.6	269,850	1.5	259,342	1.5	10,508	4.1	△ 3.0
県	営事業負担	11 金	-	_	148	0.0	_	_	_	-	_	_	-
積	立	金	339,242	6.2	24,594	0.2	363,837	2.0	208,438	1.2	155,399	74.6	26.8
貸	付	金	31,358	0.6	24,782	0.2	54,018	0.3	63,105	0.4	△ 9,087	△ 14.4	△ 10.3
繰	出	金	2,439	0.0	3,323,378	23.8	3,325,817	18.7	3,140,143	18.5	185,674	5.9	3.0
そ	0)	他	1,260	0.0	15,444	0.1	16,702	0.2	16,604	0.2	98	0.6	6.8
É	計 計	•	5,495,978	100.0	13,934,739	100.0	17,821,099	100.0	16,976,069	100.0	845,030	5.0	4.4

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 20	年 度			平成19年	主度	比		較
区 分	都 道 府 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	631,186 11	5 3,672,633	26.4	4,303,819	24.2	3,893,624	22.9	410,195	10.5	2.6
都道府県支出金	_	1,437,714	10.3	_	-	_	-	_	-	-
使用料、手数料	43,695 0	8 250,324	1.8	294,020	1.6	299,652	1.8	△ 5,632	△ 1.9	△ 1.7
分担金、負担金、寄附金	29,769 0	5 347,572	2.5	345,298	1.9	326,789	1.9	18,509	5.7	0.7
地 方 債	28,024 0	5 93,952	0.7	119,213	0.7	116,047	0.7	3,166	2.7	△ 11.0
その他特定財源	170,452 3	1 176,806	1.2	343,249	1.9	378,123	2.2	△ 34,874	△ 9.2	22.4
一 般 財 源 等	4,592,852 83	6 7,955,738	57.1	12,415,500	69.7	11,961,834	70.5	453,666	3.8	5.0
合 計	5,495,978 100	0 13,934,739	100.0	17,821,099	100.0	16,976,069	100.0	845,030	5.0	4.4

資 53

# 第38表 社会福祉費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19	在由	比		較
፟	₹	分	都 道 )	府 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	100,767	5.2	353,233	10.0	453,999	9.5	470,903	9.9	△ 16,904	△ 3.6	△ 1.5
物	件	費	43,015	2.2	185,976	5.3	228,990	4.8	230,318	4.8	△ 1,328	△ 0.6	2.2
扶	助	費	187,295	9.7	1,583,294	44.7	1,770,589	37.2	1,640,183	34.4	130,406	8.0	18.7
補	助	費 等	1,384,421	71.4	248,511	7.0	920,255	19.3	945,865	19.9	△ 25,610	△ 2.7	7.4
普 通	建設	事業費	40,351	2.1	60,796	1.7	97,351	2.0	91,491	1.9	5,860	6.4	△22.9
補	助 事	業費	20,370	1.1	13,819	0.4	33,523	0.7	25,083	0.5	8,440	33.6	△36.6
単	独 事	業費	19,981	1.0	46,829	1.3	63,828	1.3	66,408	1.4	△ 2,580	△ 3.9	△16.1
県営	営事業	負担金	_	_	148	0.0	_	_	_	_	_	_	-
積	<u> </u>	金	165,166	8.5	12,274	0.3	177,440	3.7	145,378	3.1	32,062	22.1	13.7
貸	付	金	16,884	0.9	7,537	0.2	22,894	0.5	30,226	0.6	△ 7,332	△24.3	△14.3
繰	出	金	551	0.0	1,086,614	30.7	1,087,165	22.8	1,204,239	25.3	△ 117,074	△ 9.7	2.5
そ	Ø	他	675	0.0	3,152	0.1	3,829	0.2	3,512	0.1	317	9.0	8.6
合		計	1,939,125	100.0	3,541,387	100.0	4,762,512	100.0	4,762,115	100.0	397	0.0	7.6

#### 第39表 老人福祉費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19	在庇	比		較
	区 分	•	都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	20,134	0.9	99,486	3.4	119,619	2.5	128,162	3.0	△ 8,543	△ 6.7	△ 2.2
物	件	費	12,160	0.6	144,793	5.0	156,954	3.3	202,799	4.8	△ 45,845	△ 22.6	18.3
扶	助	費	13,352	0.6	214,344	7.4	227,696	4.7	233,984	5.5	△ 6,288	△ 2.7	△ 6.4
補	助費	等	2,070,597	93.7	115,813	4.0	1,883,543	39.1	1,559,038	36.7	324,505	20.8	8.0
普 通	建設事	業費	32,324	1.5	79,119	2.7	109,046	2.3	122,355	2.9	△ 13,309	△ 10.9	△ 20.5
補	助事業	美 費	223	0.0	16,472	0.6	16,695	0.3	23,985	0.6	△ 7,290	△ 30.4	△ 58.2
単	独事業	美 費	32,101	1.5	62,646	2.2	92,351	1.9	98,369	2.3	△ 6,018	△ 6.1	1.9
県1	営事業負	担金	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
積	<u> </u>	金	58,157	2.6	7,243	0.2	65,400	1.4	57,550	1.4	7,850	13.6	70.8
貸	付	金	1,361	0.1	6,341	0.2	7,263	0.2	8,023	0.2	△ 760	△ 9.5	△ 16.6
繰	出	金	1,888	0.1	2,236,759	77.0	2,238,647	46.5	1,935,812	45.5	302,835	15.6	3.3
そ	0)	他	142	0.0	2,813	0.1	2,954	0.0	2,902	0.0	52	1.8	7.4
合		計	2,210,115	100.0	2,906,711	100.0	4,811,122	100.0	4,250,625	100.0	560,497	13.2	4.5

# 第40表 児童福祉費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19	在由	比		較
	区 分	`	都 道 )	府 県	市町	村	純 計	額	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	104,061	9.4	1,044,521	22.0	1,148,582	21.7	1,173,386	23.1	△ 24,804	△ 2.1	△ 1.8
物	件	費	28,974	2.6	355,629	7.5	384,603	7.3	369,239	7.3	15,364	4.2	3.4
扶	助	費	272,902	24.7	2,988,944	63.0	3,261,846	61.5	3,180,362	62.5	81,484	2.6	7.5
補	助費	等	553,689	50.2	177,611	3.7	196,066	3.7	182,410	3.6	13,656	7.5	5.1
普通	建設事	業 費	16,996	1.5	151,231	3.2	161,591	3.0	141,305	2.8	20,286	14.4	△ 15.2
補	助事	業 費	7,454	0.7	43,839	0.9	49,134	0.9	48,021	0.9	1,113	2.3	△ 36.7
単	独事	業 費	9,543	0.9	107,392	2.3	112,458	2.1	93,284	1.8	19,174	20.6	2.8
県	営事業負	担金	-	-	-	_	-	_	_	_	_	_	_
積	<u> </u>	金	113,346	10.3	4,885	0.1	118,231	2.2	3,798	0.1	114,433	3,013.0	111.9
貸	付	金	13,095	1.2	10,584	0.2	23,540	0.4	24,198	0.5	△ 658	△ 2.7	△ 3.9
そ	0)	他	423	0.1	9,386	0.3	9,809	0.2	9,816	0.1	△ 7	△ 0.1	3.8
合		計	1,103,486	100.0	4,742,791	100.0	5,304,268	100.0	5,084,514	100.0	219,754	4.3	4.0

#### 第41表 生活保護費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
	区 分	<b>`</b>	都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	17,715	7.4	134,252	4.9	151,967	5.2	150,970	5.3	997	0.7	0.8
物	件	費	3,521	1.5	18,043	0.7	21,563	0.7	21,944	0.8	△ 381	△ 1.7	1.6
扶	助	費	172,235	72.1	2,572,705	93.9	2,744,940	93.5	2,659,432	93.0	85,508	3.2	△ 0.6
補	助費	等	44,879	18.8	13,295	0.5	15,344	0.5	22,548	0.8	△ 7,204	△31.9	20.7
そ	Ø	他	539	0.2	2,145	0.0	2,673	0.1	4,052	0.1	△ 1,379	△34.0	4.1
	<u>}</u>	計	238,889	100.0	2,740,440	100.0	2,936,487	100.0	2,858,946	100.0	77,541	2.7	△ 0.3

# 第42表 被保護者数の推移

(1か月平均 単位 千人)

	被	保護者等	実人員	生 活	扶 助	住 宅	扶 助	教育	扶 助	介 護	扶 助	医療	扶 助
区分	実 数	指 数	保護率 (対人口千人)	人員	指 数	人員	指 数	人員	指 数	人員	指 数	人員	指 数
昭和36年度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	(67)	(100)	477	100
平成14年度	1,243	76	9.8	1,105	75	975	144	114	22	106	158	1,003	210
15	1,344	82	10.5	1,202	82	1,069	158	124	24	127	190	1,083	227
16	1,423	87	11.1	1,274	87	1,143	169	132	26	147	219	1,155	242
17	1,476	90	11.6	1,320	90	1,194	176	136	27	164	245	1,208	253
18	1,514	92	11.8	1,354	92	1,233	182	137	27	172	257	1,226	257
19	1,543	94	12.1	1,380	94	1,262	186	136	27	184	275	1,248	262
20	1,593	97	12.5	1,422	97	1,305	193	135	26	196	293	1,282	269

- (注) 1 厚生労働省調べによる。
  - 2 昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。
  - 3 介護扶助の() 書きは平成12年度の数値である。

#### 第43表 災害救助費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成 19	年度	比		較
	☑ 分		都 道	府県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	167	3.8	622	18.2	789	11.8	949	4.8	△ 160	△ 16.9	103.2
物	件	費	222	5.1	532	15.6	753	11.2	6,842	34.4	△ 6,089	△ 89.0	606.1
扶	助	費	493	11.3	527	15.4	1,020	15.2	1,000	5.0	20	2.0	△ 24.9
補	助費	等	889	20.4	1,389	40.7	1,232	18.4	8,037	40.4	△ 6,805	△ 84.7	253.7
普通	建設事業	費	-	_	81	2.4	81	1.2	913	4.6	△ 832	△ 91.1	180.1
補	助 事 業	費	-	_	33	1.0	33	0.5	395	2.0	△ 362	△ 91.6	208.6
単	独 事 業	費	_	_	48	1.4	48	0.7	517	2.6	△ 469	△ 90.7	161.1
積	立	金	2,573	59.0	185	5.4	2,758	41.1	1,601	8.1	1,157	72.3	49.9
貸	付	金	19	0.4	71	2.1	73	1.1	186	0.9	△ 113	△ 60.8	30.1
そ	Ø	他	C	0.0	3	0.2	4	0.0	341	1.8	△ 337	△ 98.8	459.0
合	ii ii	t	4,363	100.0	3,410	100.0	6,710	100.0	19,869	100.0	△ 13,159	△ 66.2	199.3

資 55

# 第44表 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成194	<b>生</b> 度	比		較
区分	都	道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
公衆衛生	費 1,22	23,667	87.6	1,888,721	46.0	3,029,824	56.2	3,004,126	55.3	25,698	0.9	△ 1.6
結 核 対 策	費	5,514	0.4	15,722	0.4	21,065	0.4	23,348	0.4	△ 2,283	△ 9.8	△ 3.9
保 健 所	費 11	.8,121	8.5	107,434	2.6	224,138	4.2	243,742	4.5	△ 19,604	△ 8.0	3.0
清 掃	費 4	19,153	3.5	2,092,325	51.0	2,115,149	39.2	2,164,599	39.8	△ 49,450	△ 2.3	△ 1.5
合 計	1,39	6,454	100.0	4,104,202	100.0	5,390,177	100.0	5,435,815	100.0	△ 45,638	△ 0.8	△1.4

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成 19	在度	比		較
	区 分		都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	278,588	19.9	940,549	22.9	1,219,137	22.6	1,261,018	23.2	△ 41,881	△ 3.3	△ 2.5
物	件	費	109,772	7.9	1,568,611	38.2	1,678,383	31.1	1,751,105	32.2	△ 72,722	△ 4.2	2.1
扶	助	費	213,054	15.3	139,136	3.4	352,190	6.5	343,434	6.3	8,756	2.5	△ 14.5
補	助費	等	473,541	33.9	617,617	15.0	1,001,098	18.6	948,956	17.5	52,142	5.5	△ 1.2
普通	建設事業	業 費	86,935	6.2	441,385	10.8	508,405	9.4	538,630	9.9	△ 30,225	△ 5.6	△ 12.2
補	助 事 業	費	25,167	1.8	157,112	3.8	181,122	3.4	187,973	3.5	△ 6,851	△ 3.6	△ 19.4
単	独 事 業	費	61,768	4.4	283,623	6.9	327,282	6.1	350,657	6.5	△ 23,375	△ 6.7	△ 7.8
県 '	営事業負	担金	_	-	650	0.0	-	_	_	_	_	_	-
投資	及び出す	資金	50,809	3.6	100,429	2.4	151,238	2.8	139,737	2.6	11,501	8.2	1.5
貸	付	金	96,528	6.9	37,579	0.9	133,602	2.5	130,066	2.4	3,536	2.7	△ 7.6
繰	出	金	5,730	0.4	101,991	2.5	107,721	2.0	103,250	1.9	4,471	4.3	2.0
7	Ø	他	81,497	5.9	156,905	3.9	238,403	4.5	219,619	4.0	18,784	8.6	50.0
合		計	1,396,454	100.0	4,104,202	100.0	5,390,177	100.0	5,435,815	100.0	△ 45,638	△ 0.8	△ 1.4

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成 19	<b>在</b> 度	比		較
区分	都 道 府	舟 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	228,081	16.3	118,951	2.9	347,032	6.4	307,723	5.7	39,309	12.8	△ 13.8
都道府県支出金	-	-	55,123	1.3	_	-	_	_	_	_	-
使用料、手数料	28,834	2.1	342,209	8.3	371,042	6.9	372,978	6.9	△ 1,936	△ 0.5	△ 0.2
分担金、負担金、寄附金	5,199	0.4	50,148	1.2	26,980	0.5	24,268	0.4	2,712	11.2	△ 6.7
地 方 債	43,947	3.1	210,640	5.1	252,563	4.7	269,873	5.0	△ 17,310	△ 6.4	△ 9.8
その他特定財源	120,908	8.7	210,550	5.3	327,568	6.1	285,938	5.2	41,630	14.6	△ 8.1
一般財源等	969,485	69.4	3,116,581	75.9	4,064,992	75.4	4,175,035	76.8	△ 110,043	△ 2.6	0.8
合 計	1,396,454	100.0	4,104,202	100.0	5,390,177	100.0	5,435,815	100.0	△ 45,638	△ 0.8	△ 1.4

# 第45表 公衆衛生費の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19	在度	比		較
区分	都 道 府	牙 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	157,972	12.9	322,401	17.1	480,373	15.9	491,667	16.4	△ 11,294	△ 2.3	△ 1.4
物件費	99,063	8.1	493,382	26.1	592,446	19.6	678,406	22.6	△ 85,960	△ 12.7	2.6
扶 助 費	211,049	17.2	136,352	7.2	347,401	11.5	338,837	11.3	8,564	2.5	△ 14.5
補 助 費 等	468,651	38.3	553,062	29.3	953,109	31.5	897,830	29.9	55,279	6.2	△ 1.2
普通建設事業費	70,335	5.7	119,084	6.3	175,964	5.8	157,386	5.2	18,578	11.8	△ 21.2
補 助 事 業 費	21,070	1.7	12,967	0.7	32,891	1.1	28,737	1.0	4,154	14.5	△ 27.3
単 独 事 業 費	49,265	4.0	105,510	5.6	143,073	4.7	128,649	4.3	14,424	11.2	△ 19.7
県営事業負担金	-	_	607	0.0	-	_	-	_	-	_	-
投資及び出資金	49,619	4.1	100,409	5.3	150,028	5.0	136,770	4.6	13,258	9.7	△ 0.2
貸 付 金	83,574	6.8	32,966	1.7	116,035	3.8	106,817	3.6	9,218	8.6	△ 16.6
繰 出 金	5,730	0.5	101,991	5.4	107,721	3.6	103,250	3.4	4,471	4.3	2.0
そ の 他	77,674	6.4	29,074	1.6	106,747	3.3	93,163	3.0	13,584	14.6	330.1
合 計	1,223,667	100.0	1,888,721	100.0	3,029,824	100.0	3,004,126	100.0	25,698	0.9	△ 1.6

# 第46表 結核対策費の状況

(単位 百万円・%)

		_			平 成 20	年 度			平成 19	年度	比		較
	区	分	都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	2,066	37.5	4,684	29.8	6,750	32.0	7,407	31.7	△ 657	△ 8.9	△ 3.7
物	件	費	497	9.0	7,071	45.0	7,567	35.9	9,113	39.0	△ 1,546	△ 17.0	0.5
扶	助	費	2,004	36.4	2,784	17.7	4,788	22.7	4,580	19.6	208	4.5	△ 11.5
補	助費	等	873	15.8	1,141	7.3	1,845	8.8	2,139	9.2	△ 294	△ 13.7	△ 7.3
そ	Ø	他	74	1.3	42	0.2	115	0.6	109	0.5	6	5.5	153.5
É	ì	計	5,514	100.0	15,722	100.0	21,065	100.0	23,348	100.0	△ 2,283	△ 9.8	△ 3.9

#### 第47表 保健所費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19	在唐	比		較
	区	分	都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	111,150	94.1	88,668	82.5	199,819	89.1	206,891	84.9	△ 7,072	△ 3.4	△ 2.4
物	件	費	4,842	4.1	9,114	8.5	13,955	6.2	15,262	6.3	△ 1,307	△ 8.6	△ 2.1
普通	通建 設 事	事業 費	634	0.5	7,946	7.4	8,558	3.8	16,886	6.9	△ 8,328	△49.3	145.7
7	Ø	他	1,495	1.3	1,706	1.6	1,806	0.9	4,703	1.9	△ 2,897	△61.6	124.1
合		計	118,121	100.0	107,434	100.0	224,138	100.0	243,742	100.0	△ 19,604	△ 8.0	3.0

資 57

10/02/26 12:49

# 第48表 清掃費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19	<b>在</b> 度	比		較
[.	区 分		都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	7,399	15.1	524,796	25.1	532,195	25.2	555,052	25.6	△ 22,857	△ 4.1	△ 3.5
物	件	費	5,371	10.9	1,059,044	50.6	1,064,415	50.3	1,048,325	48.4	16,090	1.5	1.9
補	助費	等	2,868	5.8	62,183	3.0	45,161	2.1	47,449	2.2	△ 2,288	△ 4.8	△ 2.1
普通	建設事業	費	15,895	32.3	314,314	15.0	323,771	15.3	364,253	16.8	△ 40,482	△ 11.1	△ 10.5
補	助 事 業	費	3,935	8.0	143,645	6.9	147,580	7.0	158,559	7.3	△ 10,979	△ 6.9	△ 18.0
単	独 事 業	費	11,961	24.3	170,626	8.2	176,191	8.3	205,694	9.5	△ 29,503	△ 14.3	△ 3.7
そ	Ø	他	17,620	35.9	131,988	6.3	149,607	7.1	149,520	7.0	87	0.1	8.9
合		计	49,153	100.0	2,092,325	100.0	2,115,149	100.0	2,164,599	100.0	△ 49,450	△ 2.3	△ 1.5

#### 第49表 労働費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
Z Z	分	都道	府 県	市町	村	純 計	額	純 計		増減額	増減率	前年度 増減率
失 業	対 策 費	132,069	24.6	2,899	2.2	134,582	20.3	7,663	2.8	126,919	1,656.3	△ 73.9
7	の他	405,534	75.4	127,474	97.8	528,458	79.7	268,247	97.2	260,211	97.0	0.5
合	計	537,603	100.0	130,373	100.0	663,040	100.0	275,910	100.0	387,130	140.3	△ 6.9

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

	正兵//11 11	., .										(平区 口	1)111 /0)
					平 成 20	年 度			平成 19	在唐	比		較
×	· 分		都道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	62,128	11.6	9,566	7.3	71,694	10.8	74,965	27.2	△ 3,271	△ 4.4	△ 3.3
物	件	費	24,010	4.5	24,963	19.1	48,973	7.4	50,206	18.2	△ 1,233	△ 2.5	0.2
補	助費	等	21,079	3.9	24,389	18.7	40,687	6.1	40,722	14.8	△ 35	△ 0.1	△ 6.3
普通	建設事業	費	5,529	1.0	2,598	2.0	7,971	1.2	18,499	6.7	△ 10,528	△ 56.9	77.7
失業	対策事業	費	_	_	2,567	2.0	2,567	0.4	3,410	1.2	△ 843	△ 24.7	△ 85.8
補	助事業	費	_	_	2,285	1.8	2,285	0.3	2,890	1.0	△ 605	△ 20.9	△ 86.8
単	独 事 業	費	_	_	282	0.2	282	0.0	520	0.2	△ 238	△ 45.8	△ 74.7
積	立	金	403,789	75.1	448	0.3	404,237	61.0	5,266	1.9	398,971	7,576.4	4.9
貸	付	金	18,958	3.5	65,361	50.1	84,318	12.7	81,526	29.5	2,792	3.4	△ 3.7
そ	0)	他	2,110	0.4	481	0.5	2,593	0.4	1,316	0.5	1,277	97.0	△ 3.2
合	Ē	計	537,603	100.0	130,373	100.0	663,040	100.0	275,910	100.0	387,130	140.3	△ 6.9

# 第49表 労働費の状況 (つづき)

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成 19年	害	比		較
区分	都 道 府	舟 県	市町	村	純 計	額		額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	423,540	78.8	2,258	1.7	425,798	64.2	28,680	10.4	397,118	1,384.7	△ 23.6
都道府県支出金	-	_	1,776	1.4	-	_	-	_	-	_	_
その他特定財源	28,230	5.2	68,968	52.9	96,341	14.5	102,701	37.2	△ 6,360	△ 6.2	△ 0.8
一般財源等	85,833	16.0	57,371	44.0	140,901	21.3	144,529	52.4	△ 3,628	△ 2.5	△ 7.0
合 計	537,603	100.0	130,373	100.0	663,040	100.0	275,910	100.0	387,130	140.3	△ 6.9

#### 第50表 失業対策費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成 19	年度	比		較
[	· 分		都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	833	0.6	109	3.8	942	0.7	892	11.6	50	5.6	△ 16.8
物	件	費	1,112	0.8	134	4.6	1,245	0.9	1,031	13.5	214	20.8	△ 2.0
補	助費	等	1,166	0.9	86	3.0	865	0.6	1,162	15.2	△ 297	△ 25.6	△ 43.7
失業	対策事業	費	-	-	2,567	88.5	2,567	1.9	3,410	44.5	△ 843	△ 24.7	△ 85.8
補	助 事 業	費	_	-	2,285	78.8	2,285	1.7	2,890	37.7	△ 605	△ 20.9	△ 86.8
単	独 事 業	費	_	-	282	9.7	282	0.2	520	6.8	△ 238	△ 45.8	△ 74.7
積	<u> </u>	金	127,901	96.8	_	-	127,901	95.0	-	_	127,901	皆増	皆減
貸	付	金	1,054	0.8	4	0.1	1,058	0.8	1,166	15.2	△ 108	△ 9.3	△ 4.4
そ	Ø	他	3	0.1	_	_	4	0.1	2	0.0	2	100.0	△ 86.7
合	計	ŀ	132,069	100.0	2,899	100.0	134,582	100.0	7,663	100.0	126,919	1,656.3	△ 73.9

#### 第51表 農林水産業費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
	区	分	都 道 万	存 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
農	業	費	446,986	18.4	455,636	36.8	802,714	24.4	830,467	24.1	△ 27,753	△ 3.3	△ 8.7
畜	産 業	費	101,283	4.2	50,261	4.1	139,599	4.2	144,574	4.2	△ 4,975	△ 3.4	△20.3
農	地	費	957,028	39.3	468,616	37.9	1,249,689	38.0	1,345,928	39.0	△ 96,239	△ 7.2	△ 7.5
林	業	費	648,996	26.6	145,381	11.8	742,338	22.6	762,710	22.1	△ 20,372	△ 2.7	△ 5.0
水	産 業	費	281,200	11.5	117,228	9.5	352,322	10.7	368,716	10.7	△ 16,394	△ 4.4	△ 8.9
合		計	2,435,493	100.0	1,237,122	100.0	3,286,662	100.0	3,452,395	100.0	△ 165,733	△ 4.8	△ 8.0

資 59

# 第51表 農林水産業費の状況 (つづき)

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
[	区 分		都 道	府県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	433,291	17.8	259,105	20.9	692,395	21.1	715,308	20.7	△ 22,913	△ 3.2	△ 2.4
物	件	費	83,875	3.4	92,619	7.5	176,493	5.4	177,801	5.2	△ 1,308	△ 0.7	△ 4.3
補	助費	等	177,242	7.3	231,236	18.7	284,319	8.7	285,966	8.3	△ 1,647	△ 0.6	△ 5.2
普通	建設事業	業 費	1,455,538	59.8	476,527	38.5	1,670,465	50.8	1,798,118	52.1	△ 127,653	△ 7.1	△ 10.2
補	助 事 業	費	1,060,271	43.5	204,859	16.6	1,121,579	34.1	1,197,592	34.7	△ 76,013	△ 6.3	△11.1
単	独 事 業	費	180,707	7.4	193,076	15.6	327,435	10.0	351,159	10.2	△ 23,724	△ 6.8	△ 12.1
国国	直轄事業負	担金	214,560	8.8	6,891	0.6	221,452	6.7	249,368	7.2	△ 27,916	△11.2	△ 2.8
県 "	営事業負担	担金	_	-	71,699	5.8	_	_	_	-	_	_	_
積	<u> </u>	金	48,364	2.0	5,079	0.4	53,443	1.6	55,955	1.6	△ 2,512	△ 4.5	17.7
貸	付	金	228,378	9.4	31,489	2.5	259,674	7.9	269,940	7.8	△ 10,266	△ 3.8	△ 8.8
繰	出	金	974	0.0	127,509	10.3	128,483	3.9	126,376	3.7	2,107	1.7	△ 21.9
そ	Ø	他	7,831	0.3	13,558	1.2	21,390	0.6	22,931	0.6	△ 1,541	△ 6.7	△ 8.1
合		計	2,435,493	100.0	1,237,122	100.0	3,286,662	100.0	3,452,395	100.0	△ 165,733	△ 4.8	△ 8.0

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 20 年 度		平成19年度	比	較
区 分	都 道 府 県	市町村	純 計 額	純 計 額	増減額	増 減 率 前年度 増減率
国 庫 支 出 金	705,329 29	28,104 2.3	733,433 22.3	777,954 22.5	△ 44,521	△ 5.7 △ 12.3
都道府県支出金	_   -	240,567 19.4			-	
分担金、負担金、寄附金	135,403 5	5 19,316 1.6	53,849 1.6	49,070 1.4	4,779	9.7 △ 28.9
地 方 債	360,636 14	8 116,089 9.4	475,694 14.5	529,981 15.4	△ 54,287	△ 10.2 △ 8.5
その他特定財源	361,303 14	8 94,246 7.6	447,201 13.6	472,081 13.7	△ 24,880	△ 5.3 △ 5.0
一般財源等	872,822 35	3 738,800 59.7	1,576,485 48.0	1,623,309 47.0	△ 46,824	△ 2.9 △ 5.7
合 計	2,435,493 100	1,237,122 100.0	3,286,662 100.0	3,452,395 100.0	△ 165,733	△ 4.8 △ 8.0

# 第52表 農業費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19	在唐	比		較
	区分		都道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	219,036	49.0	192,198	42.2	411,234	51.2	431,725	52.0	△ 20,491	△ 4.7	△ 2.9
物	件	費	34,408	7.7	37,559	8.2	71,968	9.0	74,355	9.0	△ 2,387	△ 3.2	△ 4.4
補	助費	等	85,572	19.1	110,050	24.2	131,594	16.4	131,919	15.9	△ 325	△ 0.2	△ 6.3
普通	建設事	業 費	55,177	12.3	83,088	18.2	102,460	12.8	100,603	12.1	1,857	1.8	△ 24.8
補	助事業	芝 費	32,496	7.3	43,913	9.6	54,327	6.8	54,502	6.6	△ 175	△ 0.3	△ 29.0
単	独事業	き 費	22,680	5.1	37,674	8.3	48,133	6.0	46,101	5.6	2,032	4.4	△ 19.1
県	営事業負	担金	_	_	1,502	0.3	_	_	_	_	_	_	_
積	<u> </u>	金	21,693	4.9	2,581	0.6	24,274	3.0	23,426	2.8	848	3.6	△ 0.5
貸	付	金	30,137	6.7	18,484	4.1	48,545	6.0	54,296	6.5	△ 5,751	△ 10.6	△ 18.8
繰	出	金	_	_	9,941	2.2	9,941	1.2	10,049	1.2	△ 108	△ 1.1	△ 47.4
7	0)	他	963	0.3	1,735	0.3	2,698	0.4	4,094	0.5	△ 1,396	△ 34.1	20.4
合		計	446,986	100.0	455,636	100.0	802,714	100.0	830,467	100.0	△ 27,753	△ 3.3	△ 8.7

# 第53表 畜産業費の状況

(単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成19	在度	比		較
	· 分	都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件費	46,658	46.1	6,555	13.0	53,213	38.1	53,889	37.3	△ 676	△ 1.3	△ 2.2
物	件費	13,782	13.6	8,166	16.2	21,948	15.7	22,246	15.4	△ 298	△ 1.3	△ 6.3
補 .	助 費 等	8,268	8.2	9,334	18.6	15,287	11.0	15,483	10.7	△ 196	△ 1.3	△ 9.9
普通	建設事業費	26,744	26.4	21,499	42.8	38,614	27.7	42,469	29.4	△ 3,855	△ 9.1	△ 3.5
補	助 事 業 費	13,353	13.2	12,640	25.1	18,867	13.5	19,506	13.5	△ 639	△ 3.3	△ 10.9
単	独 事 業 費	13,035	12.9	8,069	16.1	19,391	13.9	19,800	13.7	△ 409	△ 2.1	△ 7.9
国直	互轄事業負担金	356	0.4	_	_	356	0.3	3,163	2.2	△ 2,807	△ 88.7	418.5
県営	営事業負担金	_	_	790	1.6	_	_	_	-	_	-	-
貸	付 金	5,539	5.5	3,726	7.4	9,265	6.6	8,690	6.0	575	6.6	△ 27.4
7	の他	292	0.2	981	2.0	1,272	0.9	1,797	1.2	△ 525	△ 29.2	△ 93.9
合	計	101,283	100.0	50,261	100.0	139,599	100.0	144,574	100.0	△ 4,975	△ 3.4	△ 20.3

#### 第54表 農地費の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19	在度	比		較
区分	都 道 府	舟 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	50,164	5.2	30,513	6.5	80,677	6.5	82,015	6.1	△ 1,338	△ 1.6	△ 1.4
普通建設事業費	839,371	87.7	217,989	46.5	920,333	73.6	1,015,202	75.4	△ 94,869	△ 9.3	△ 9.9
補助事業費	575,445	60.1	49,878	10.6	563,914	45.1	615,413	45.7	△ 51,499	△ 8.4	△ 11.8
単 独 事 業 費	60,365	6.3	100,524	21.5	145,974	11.7	163,239	12.1	△ 17,265	△ 10.6	△ 10.8
国直轄事業負担金	203,561	21.3	6,884	1.5	210,445	16.8	236,549	17.6	△ 26,104	△ 11.0	△ 4.1
県営事業負担金	-	-	60,703	13.0	_	_	_	_	_	_	-
そ の 他	67,493	7.1	220,114	47.0	248,679	19.9	248,711	18.5	△ 32	△ 0.0	1.8
合 計	957,028	100.0	468,616	100.0	1,249,689	100.0	1,345,928	100.0	△ 96,239	△ 7.2	△ 7.5

#### 第55表 林業費の状況

(単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成19年度		比		較
区分		都 道 /	存 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人 件	費	70,238	10.8	18,337	12.6	88,575	11.9	87,851	11.5	724	0.8	△ 1.3
普通建設事	業費	353,901	54.5	80,201	55.2	396,666	53.4	418,627	54.9	△ 21,961	△ 5.2	△ 6.3
補助事業	業 費	282,549	43.5	41,451	28.5	299,114	40.3	316,967	41.6	△ 17,853	△ 5.6	△ 4.4
単独事業	業 費	65,535	10.1	36,105	24.8	91,735	12.4	96,334	12.6	△ 4,599	△ 4.8	△ 12.4
国直轄事業負	担金	5,817	0.9	_	-	5,817	0.8	5,326	0.7	491	9.2	△ 0.6
県営事業負	担金	_	_	2,646	1.8	_	-	_	-	_	_	-
そ の	他	224,857	34.7	46,843	32.2	257,097	34.7	256,232	33.6	865	0.3	△ 3.9
合	計	648,996	100.0	145,381	100.0	742,338	100.0	762,710	100.0	△ 20,372	△ 2.7	△ 5.0

資61

# 第56表 水産業費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
	区 分		都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	47,195	16.8	11,501	9.8	58,696	16.7	59,828	16.2	△ 1,132	△ 1.9	△ 1.2
物	件	費	16,453	5.9	5,703	4.9	22,156	6.3	22,553	6.1	△ 397	△ 1.8	△ 2.2
補	助費	等	10,681	3.8	11,030	9.4	17,332	4.9	17,153	4.7	179	1.0	△ 8.2
普通	建設事業	業 費	180,345	64.1	73,748	62.9	212,392	60.3	221,217	60.0	△ 8,825	△ 4.0	△ 12.0
補	助事業	費	156,427	55.6	56,978	48.6	185,356	52.6	191,203	51.9	△ 5,847	△ 3.1	△ 12.8
単	独 事 業	費	19,092	6.8	10,704	9.1	22,202	6.3	25,684	7.0	△ 3,482	△ 13.6	△ 8.1
国间	直轄事業負	担金	4,827	1.7	7	0.0	4,833	1.4	4,330	1.2	503	11.6	6.4
県	営事業負	担金	_	_	6,060	5.2	_	-	_	-	_	_	-
貸	付	金	21,800	7.8	7,349	6.3	29,124	8.3	31,356	8.5	△ 2,232	△ 7.1	△ 18.0
7	Ø	他	4,726	1.6	7,897	6.7	12,622	3.5	16,609	4.5	△ 3,987	△ 24.0	27.3
合		計	281,200	100.0	117,228	100.0	352,322	100.0	368,716	100.0	△ 16,394	△ 4.4	△ 8.9

#### 第57表 商工費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

	区 分				平 成 20	年 度			平成19	在度	比		較
].	· 分		都 道	府県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	106,095	2.9	133,894	7.8	239,990	4.5	239,097	4.8	893	0.4	△ 0.8
物	件	費	52,709	1.4	120,876	7.0	173,585	3.3	175,154	3.5	△ 1,569	△ 0.9	△ 2.1
補	助費	等	268,385	7.4	241,162	14.0	478,480	9.0	446,094	9.0	32,386	7.3	2.1
普通	建設事業	費	91,820	2.5	109,256	6.3	190,569	3.6	244,050	4.9	△ 53,481	△ 21.9	23.6
補	助事業	費	7,594	0.2	17,903	1.0	24,650	0.5	32,437	0.7	△ 7,787	△ 24.0	15.8
単	独 事 業 3	費	84,226	2.3	91,211	5.3	165,919	3.1	211,614	4.3	△ 45,695	△ 21.6	24.9
県1	営事業負担金	金	_	_	142	0.0	_	_	_	_	_	_	-
貸	付金	金	3,028,122	83.0	1,058,611	61.3	4,083,817	76.7	3,754,253	75.9	329,564	8.8	4.9
そ	o 1	也	99,431	2.8	61,800	3.6	161,230	2.9	90,821	1.9	70,409	77.5	△ 22.8
合	計		3,646,562	100.0	1,725,599	100.0	5,327,671	100.0	4,949,469	100.0	378,202	7.6	4.2

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

		平成 20 年 月	Ę	平成19年度	比	較
区 分	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額	純 計 額	増減額	増減率 前年度 増減率
国 庫 支 出 金	20,323 0.6	14,185 0.	34,508 0.6	20,300 0.4	14,208	70.0 🛆 1.2
都道府県支出金		15,180 0.			-	
使用料・手数料	11,712 0.3	24,229 1.	35,940 0.7	38,047 0.8	△ 2,107	△ 5.5 △ 7.3
諸収入	2,847,523 78.1	1,055,044 61.	3,898,451 73.2	3,537,652 71.5	360,799	10.2 $\triangle$ 0.0
地 方 債	120,046 3.3	28,510 1.	7 145,675 2.7	246,936 5.0	△ 101,261	△ 41.0 371.2
その他特定財源	47,370 1.3	29,045 1.	7 74,768 1.4	80,442 1.6	△ 5,674	△ 7.1 2.8
一 般 財 源 等	599,588 16.4	559,406 32.	1,138,329 21.4	1,026,092 20.7	112,237	10.9 0.6
合 計	3,646,562 100.0	1,725,599 100.	5,327,671 100.0	4,949,469 100.0	378,202	7.6 4.2

# 第58表 土木費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 20 年 度		平成19年度	比	較
区 分	都 道 府 県	市町村	純 計 額	純計額	増減額 増減 🧸	前年度増減率
土 木 管 理 費	351,237 5.6	453,025 6.6	794,905 6.2	844,978 6.3	△ 50,073 △ 5.	9 0.2
道路橋りょう費	2,464,872 39.3	1,647,226 24.2	4,062,325 31.6	4,223,822 31.5	△ 161,497	8 4.1
河 川 海 岸 費	1,209,129 19.3	178,954 2.6	1,370,212 10.6	1,474,485 11.0	△ 104,273	1 \( \triangle 5.9 \)
港湾費	280,578 4.5	172,107 2.5	422,276 3.3	422,430 3.2	△ 154 △ 0.	0 \ \triangle 6.9 \
都 市 計 画 費	1,294,547 20.7	3,749,358 55.0	4,964,732 38.6	5,136,035 38.4	△ 171,303 △ 3.	3 △ 2.7
住 宅 費	606,194 9.7	591,939 8.7	1,174,353 9.1	1,212,571 9.1	△ 38,218 △ 3.	2 \ \( \triangle 1.7 \)
空 港 費	58,615 0.9	26,949 0.4	82,431 0.6	76,409 0.6	6,022	9 4.8
合 計	6,265,171 100.0	6,819,558 100.0	12,871,235 100.0	13,390,730 100.0	△ 519,495 △ 3.	9 △ 3.3

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
区	分	都 道	府県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件 費	316,867	5.1	659,929	9.7	976,797	7.6	995,204	7.4	△ 18,407	△ 1.8	△ 1.9
物	件 費	111,037	1.8	446,501	6.5	557,537	4.3	550,225	4.1	7,312	1.3	3.6
維持	補 修 費	295,458	4.7	343,645	5.0	639,103	5.0	649,782	4.9	△ 10,679	△ 1.6	2.5
補 助	費 等	251,831	4.0	653,782	9.6	848,312	6.6	843,281	6.3	5,031	0.6	△ 0.0
普通建	設事業費	4,609,134	73.6	3,275,991	48.0	7,731,878	60.1	8,066,182	60.2	△ 334,304	△ 4.1	△ 4.8
補助	事 業 費	1,921,327	30.7	1,213,862	17.8	3,127,874	24.3	3,219,004	24.0	△ 91,130	△ 2.8	△ 3.5
単 独	事 業 費	1,829,755	29.2	1,870,447	27.4	3,645,474	28.3	3,842,650	28.7	△ 197,176	△ 5.1	△ 7.0
国直轄	事業負担金	858,053	13.7	100,476	1.5	958,529	7.4	1,004,527	7.5	△ 45,998	△ 4.6	0.2
県営事	業負担金	_	_	91,206	1.3	_	_	_	_	_	_	-
貸	付 金	380,742	6.1	356,105	5.2	733,902	5.7	879,990	6.6	△ 146,088	△ 16.6	△ 3.7
繰	出 金	167,163	2.7	954,305	14.0	1,121,468	8.7	1,159,106	8.7	△ 37,638	△ 3.2	△ 2.8
そ	の他	132,939	2.0	129,300	2.0	262,238	2.0	246,960	1.8	15,278	6.2	△ 2.3
合	計	6,265,171	100.0	6,819,558	100.0	12,871,235	100.0	13,390,730	100.0	△519,495	△ 3.9	△ 3.3

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19年	<b>年</b> 度	比		較
区 分	都 道 府 り	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,001,213	16.0	578,087	8.5	1,579,300	12.3	1,645,765	12.3	△ 66,465	△ 4.0	△ 5.2
都道府県支出金	-	-	119,798	1.8	-	_	_	_	_	-	-
使用料 · 手数料	128,030	2.0	217,667	3.2	345,697	2.7	343,525	2.6	2,172	0.6	3.9
分担金、負担金、寄附金	92,581	1.5	25,919	0.4	19,321	0.2	14,524	0.1	4,797	33.0	△ 26.5
地 方 債	2,490,267	39.7	1,260,862	18.5	3,739,089	29.0	3,760,653	28.1	△ 21,564	△ 0.6	△ 2.6
その他特定財源	620,932	10.0	622,415	9.0	1,198,683	9.3	1,329,728	9.9	△ 131,045	△ 9.9	△ 10.7
一 般 財 源 等	1,932,148	30.8	3,994,810	58.6	5,989,145	46.5	6,296,535	47.0	△ 307,390	△ 4.9	△ 1.9
合 計	6,265,171	0.00	6,819,558	100.0	12,871,235	100.0	13,390,730	100.0	△519,495	△.3.9	△ 3.3

資63

# 第59表 道路橋りょう費の状況

(単位 百万円・%)

		平 成 2	0 年 度			平成19	在唐	比		較
区 分	都 道 府	県 市 田	丁 村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	62,029	2.5 142,779	8.7	204,808	5.0	207,861	4.9	△ 3,053	△ 1.5	△ 0.6
維持補修費	154,586	6.3 226,201	13.7	380,787	9.4	389,748	9.2	△ 8,961	△ 2.3	6.3
普通建設事業費	2,165,210	87.8 1,134,026	68.8	3,261,727	80.3	3,419,140	80.9	△ 157,413	△ 4.6	△ 5.8
補 助 事 業 費	664,022	26.9 222,396	13.5	886,153	21.8	917,379	21.7	△ 31,226	△ 3.4	△ 2.2
単 独 事 業 費	963,781	39.1 824,704	50.1	1,773,991	43.7	1,861,383	44.1	△ 87,392	△ 4.7	△ 8.6
国直轄事業負担金	537,408	21.8 64,176	3.9	601,583	14.8	640,377	15.2	△ 38,794	△ 6.1	△ 2.4
県営事業負担金	_	- 22,751	1.4	_	_	_	_	_	_	-
そ の 他	83,047	3.4 144,220	8.8	215,003	5.3	207,073	5.0	7,930	3.8	3.5
合 計	2,464,872	00.0 1,647,226	100.0	4,062,325	100.0	4,223,822	100.0	△ 161,497	△ 3.8	△ 4.1

# 第60表 河川海岸費の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19年度	在唐	比		較
区分	都 道 府	F 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	37,196	3.1	18,030	10.1	55,225	4.0	55,241	3.7	△ 16	△ 0.0	△ 0.2
維持補修費	34,515	2.9	12,313	6.9	46,828	3.4	47,222	3.2	△ 394	△ 0.8	△ 3.4
普通建設事業費	1,121,290	92.7	131,231	73.3	1,235,604	90.2	1,337,463	90.7	△ 101,859	△ 7.6	△ 5.8
補 助 事 業 費	694,570	57.4	48,919	27.3	740,142	54.0	812,113	55.1	△ 71,971	△ 8.9	△ 7.8
単 独 事 業 費	174,654	14.4	77,175	43.1	243,395	17.8	256,373	17.4	△ 12,978	△ 5.1	△ 9.1
国直轄事業負担金	252,066	20.8	-	-	252,066	18.4	268,976	18.2	△ 16,910	△ 6.3	4.8
県営事業負担金	-		5,137	2.9	_	_	-	-	_	-	-
そ の 他	16,128	1.3	17,380	9.7	32,555	2.4	34,559	2.4	△ 2,004	△ 5.8	△ 20.6
슴 計	1,209,129	100.0	178,954	100.0	1,370,212	100.0	1,474,485	100.0	△ 104,273	△ 7.1	△ 5.9

# 第61表 港湾費の状況

(単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成 19	在唐	比		較
	☑ 分	都 道 )	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件費	13,476	4.8	19,957	11.6	33,433	7.9	33,785	8.0	△ 352	△ 1.0	△ 2.1
維持	寺 補 修 費	6,744	2.4	3,841	2.2	10,585	2.5	10,702	2.5	△ 117	△ 1.1	△ 3.0
普通	建設事業費	210,858	75.2	109,547	63.7	300,991	71.3	302,807	71.7	△ 1,816	△ 0.6	△ 9.5
補	助事業費	135,215	48.2	36,952	21.5	172,099	40.8	166,711	39.5	5,388	3.2	△ 13.4
単	独 事 業 費	24,958	8.9	21,898	12.7	41,910	9.9	59,596	14.1	△ 17,686	△ 29.7	△ 17.9
国直	直轄事業負担金	50,685	18.1	36,297	21.1	86,982	20.6	76,500	18.1	10,482	13.7	9.8
県営	営事業負担金	-	_	14,399	8.4	-	_	_	_	_	-	-
そ	の他	49,500	17.6	38,762	22.5	77,267	18.3	75,136	17.8	2,131	2.8	2.3
合	計	280,578	100.0	172,107	100.0	422,276	100.0	422,430	100.0	△ 154	△ 0.0	△ 6.9

# 第62表 都市計画費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19年度		比		較
	区 分		都 道	府県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
街	路	費	564,437	43.6	621,718	16.6	1,154,111	23.2	1,217,129	23.7	△ 63,018	△ 5.2	△ 4.6
公	園	費	160,148	12.4	619,622	16.5	774,087	15.6	795,754	15.5	△ 21,667	△ 2.7	△ 1.4
下	水 道	費	305,113	23.6	1,470,854	39.2	1,766,751	35.6	1,820,612	35.4	△ 53,861	△ 3.0	△ 1.8
区	画 整 理 費	等	264,849	20.5	1,037,164	27.7	1,269,783	25.6	1,302,539	25.4	△ 32,756	△ 2.5	△ 2.8
合		計	1,294,547	100.0	3,749,358	100.0	4,964,732	100.0	5,136,035	100.0	△ 171,303	△ 3.3	△ 2.7

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

_					平 成 20	年 度			平成 19	在度	比		較
	丞 分		都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	20,638	1.6	215,724	5.8	236,362	4.8	241,571	4.7	△ 5,209	△ 2.2	△ 2.3
物	件	費	29,028	2.2	207,554	5.5	236,582	4.8	235,391	4.6	1,191	0.5	3.2
維持	寺 補 修	費	30,935	2.4	46,466	1.2	77,401	1.6	79,166	1.5	△ 1,765	△ 2.2	△ 3.3
補	助費	等	156,707	12.1	585,724	15.6	734,738	14.8	725,175	14.1	9,563	1.3	△ 0.0
普通	建設事業	費	813,257	62.8	1,616,238	43.1	2,360,014	47.5	2,446,298	47.6	△ 86,284	△ 3.5	△ 2.5
補	助 事 業	費	250,807	19.4	704,423	18.8	952,740	19.2	949,467	18.5	3,273	0.3	1.9
単	独 事 業	費	554,373	42.8	865,273	23.1	1,399,194	28.2	1,486,453	28.9	△ 87,259	△ 5.9	△ 5.2
国直	直轄事業負担	金	8,076	0.6	4	0.0	8,080	0.2	10,379	0.2	△ 2,299	△ 22.2	△ 3.5
県営	営事業負担	金	_	_	46,539	1.2	_	-	-	_	-	-	-
貸	付	金	50,293	3.9	75,077	2.0	123,371	2.5	165,187	3.2	△ 41,816	△ 25.3	△ 17.5
繰	出	金	102,239	7.9	915,199	24.4	1,017,438	20.5	1,072,724	20.9	△ 55,286	△ 5.2	△ 3.4
そ	Ø	他	91,450	7.1	87,376	2.4	178,826	3.5	170,523	3.4	8,303	4.9	△ 1.4
合	計	t	1,294,547	100.0	3,749,358	100.0	4,964,732	100.0	5,136,035	100.0	△ 171,303	△ 3.3	△ 2.7

#### 第63表 住宅費の状況

(単位 百万円・%)

	-				平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
区	分		都道	府 県	市町	村	純 計	額	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	15,439	2.5	60,662	10.2	76,100	6.5	77,320	6.4	△ 1,220	△ 1.6	△ 2.6
物	件	費	26,817	4.4	67,351	11.4	94,169	8.0	91,143	7.5	3,026	3.3	3.4
維持	補修	費	65,869	10.9	53,034	9.0	118,903	10.1	118,195	9.7	708	0.6	△ 2.4
補助	助 費	等	63,905	10.5	26,596	4.5	71,303	6.1	73,264	6.0	△ 1,961	△ 2.7	△ 7.1
普通列	建設事業	費	188,959	31.2	247,767	41.9	432,310	36.8	426,574	35.2	5,736	1.3	△ 4.0
補助	助 事 業	費	163,170	26.9	187,083	31.6	349,443	29.8	344,090	28.4	5,353	1.6	△ 5.7
単 3:	虫 事 業	費	25,789	4.3	60,605	10.2	82,867	7.1	82,484	6.8	383	0.5	3.7
県営	事業負担	金	_	_	78	0.0	_	-	_	_	_	_	_
貸	付	金	213,602	35.2	119,156	20.1	332,592	28.3	381,413	31.5	△ 48,821	△ 12.8	1.3
そ	0)	他	31,603	5.3	17,373	2.9	48,976	4.2	44,662	3.7	4,314	9.7	△ 1.5
合	Ī	Ħ	606,194	100.0	591,939	100.0	1,174,353	100.0	1,212,571	100.0	△ 38,218	△ 3.2	△ 1.7

資 65

# 第64表 消防費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成 19	年度	比		較
	₹ :	分	都 道 )	府 県	市町	村	純 計	額	純 計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	180,917	82.6	1,189,546	72.0	1,370,463	76.2	1,384,249	76.1	△ 13,786	△ 1.0	0.2
物	件	費	17,516	8.0	151,460	9.2	168,976	9.4	166,049	9.1	2,927	1.8	0.2
普通	建設事	業費	14,626	6.7	174,505	10.6	187,939	10.4	200,237	11.0	△ 12,298	△ 6.1	2.7
補	助事	業費	1,783	0.8	29,966	1.8	31,749	1.8	39,772	2.2	△ 8,023	△ 20.2	5.8
単	独 事	業費	12,843	5.9	143,422	8.7	156,190	8.7	160,464	8.8	△ 4,274	△ 2.7	2.0
県営	営事業負	担金	_	-	1,117	0.1	_	_	_	_	_	_	-
そ	Ø	他	5,920	2.7	136,953	8.2	72,235	4.0	69,297	3.8	2,938	4.2	△ 0.9
合		計	218,979	100.0	1,652,464	100.0	1,799,613	100.0	1,819,832	100.0	△ 20,219	△ 1.1	0.5

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成19	在唐	比		較
区	分	都道月	舟 県	市町	村	純 計	額	純 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支	出金	930	0.4	14,041	0.8	14,971	0.8	24,879	1.4	△ 9,908	△ 39.8	29.4
地方	債	1,789	0.8	95,638	5.8	96,456	5.4	99,218	5.5	△ 2,762	△ 2.8	△ 2.0
その他特	定財源	45,030	20.6	80,137	4.9	39,908	2.2	24,227	1.3	15,681	64.7	△ 6.0
一般財	源等	171,230	78.2	1,462,648	88.5	1,648,278	91.6	1,671,508	91.8	△ 23,230	△ 1.4	0.4
合	計	218,979	100.0	1,652,464	100.0	1,799,613	100.0	1,819,832	100.0	△ 20,219	△ 1.1	0.5

# 第65表 警察費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

X	Л	平成20年	<b></b> 手度	平成194	年度			比		較
	分	純 計	額	純 計	額	増	減額	増	減率	前年度増減率
人	件 費	2,759,255	83.0	2,807,900	83.2		△ 48,645		△1	7 0.7
物	件 費	328,299	9.9	329,653	9.8		△ 1,354		$\triangle 0$	4 0.6
補	助 費 等	21,524	0.6	20,672	0.6		852		4	1 △ 1.7
普通	建設事業費	194,666	5.9	194,981	5.8		△ 315		$\triangle 0$	2 △ 0.4
そ	の他	20,629	0.6	21,290	0.6		△ 661		△3	1.0
合	計	3,324,373	100.0	3,374,496	100.0		△ 50,123		△1	5 0.6

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

EZ.	Л	平成20年	F度	平成 194	年度			比	車	Ť
区	分	純 計	額	純 計	額	増 減	額	増	減率	前年度増減率
国 庫 支	出 金	68,328	2.1	60,903	1.8		7,425		12.2	1.9
使用料、	手数料	135,949	4.1	144,536	4.3		8,587		△ 5.9	△ 1.8
諸収	入	20,554	0.6	28,367	0.8		7,813		△ 27.5	24.4
地方	債	133,383	4.0	137,768	4.1		4,385		△ 3.2	43.8
その他特	定財源	12,263	0.3	12,170	0.4		93		0.8	53.1
一般財	源 等	2,953,896	88.9	2,990,752	88.6		36,856		△ 1.2	△ 1.0
合	計	3,324,373	100.0	3,374,496	100.0		50,123		△ 1.5	0.6

#### 第66表 警察職員数の推移

(単位 人)

E7 /5	山 十 敬 功 宁	地	方 警 察 職	員
区 分	地 方 警 務 官	警察官	事務職員	計
昭 和 36 年	280	129,482	19,833	149,315
平 成 12 年	570	230,602	29,013	259,615
13	582	229,871	28,939	258,810
14	590	233,583	28,870	262,453
15	599 237,963		28,766	266,729
16	604	241,913	28,857	270,770
17	607	245,374	28,799	274,173
18	610	248,834	28,709	277,543
19	617	251,569	28,572	280,141
20	620	252,917	28,264	281,181
21	623	252,845	28,053	280,898

- (注) 1 地方警務官は警察法施行令第6条の規定に基づく定員数、その他は総務省調べによる。
  - 2 昭和36年は5月31日現在、平成12~21年は4月1日現在の職員数である。 ただし、地方警務官数については、各年4月1日現在の定員数である。

# 第67表 教育費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
	区 分		都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
教	育 総 務	費	1,932,114	17.5	683,524	13.3	2,589,826	16.0	2,636,822	16.0	△ 46,996	△ 1.8	4.6
小	学 校	費	3,690,374	33.4	1,200,685	23.3	4,885,916	30.3	4,948,523	30.1	△ 62,607	△ 1.3	△ 1.6
中	学 校	費	2,105,718	19.0	700,985	13.6	2,803,537	17.4	2,836,300	17.3	△ 32,763	△ 1.2	△ 0.2
高	等 学 校	費	2,129,647	19.3	159,172	3.1	2,288,452	14.2	2,390,296	14.5	△ 101,844	△ 4.3	△ 1.5
特	殊 学 校	費	749,555	6.8	19,426	0.4	768,750	4.8	766,567	4.7	2,183	0.3	0.1
幼	稚園	費	2,755	0.0	227,905	4.4	227,936	1.4	233,248	1.4	△ 5,312	△ 2.3	△ 0.8
社	会 教 育	費	167,694	1.5	1,014,540	19.7	1,166,496	7.2	1,216,247	7.4	△ 49,751	△ 4.1	0.6
保	健 体 育	費	111,126	1.0	1,084,676	21.0	1,184,785	7.3	1,178,183	7.2	6,602	0.6	△ 1.9
大	学	費	168,757	1.5	64,758	1.3	230,979	1.4	225,583	1.4	5,396	2.4	△ 7.5
合	計	ŀ	11,057,740	100.0	5,155,672	100.0	16,146,676	100.0	16,431,769	100.0	△ 285,093	△ 1.7	△ 0.2

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

	_			平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
	分	都 道 )	存 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件費	9,386,600	84.9	1,600,353	31.0	10,986,954	68.0	11,300,156	68.8	△ 313,202	△ 2.8	△ 0.1
物	件費	349,960	3.2	1,695,076	32.9	2,045,037	12.7	2,028,933	12.3	16,104	0.8	△ 0.2
維持	持補 修費	22,062	0.2	83,790	1.6	105,852	0.7	105,739	0.6	113	0.1	△ 5.4
扶助的	費、補助費等	915,093	8.3	439,423	8.5	1,297,823	8.0	1,277,229	7.8	20,594	1.6	2.2
普通	建設事業費	284,134	2.6	1,223,413	23.7	1,498,899	9.3	1,477,362	9.0	21,537	1.5	△ 1.7
補	助事業費	53,273	0.5	573,799	11.1	626,932	3.9	565,137	3.4	61,795	10.9	11.2
単	独 事 業 費	230,861	2.1	649,552	12.6	871,967	5.4	912,225	5.6	△ 40,258	△ 4.4	△ 8.3
県営	営事業負担金	_	_	63	_	-	-	_	_	_	_	-
そ	の他	99,891	0.8	113,617	2.3	212,111	1.3	242,350	1.5	△ 30,239	△ 12.5	△ 9.0
合	計	11,057,740	100.0	5,155,672	100.0	16,146,676	100.0	16,431,769	100.0	△ 285,093	△ 1.7	△ 0.2

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
区分	都 道 /	存 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,822,973	16.5	287,443	5.6	2,110,416	13.1	2,092,368	12.7	18,048	0.9	2.3
都道府県支出金	_	_	54,550	1.1	-	_	-	_	_	_	-
使用料、手数料	258,393	2.3	112,161	2.2	370,554	2.3	376,132	2.3	△ 5,578	△ 1.5	△ 4.7
分担金、負担金、寄附金	4,565	0.0	24,174	0.5	21,800	0.1	22,425	0.1	△ 625	△ 2.8	11.0
地 方 債	407,207	3.7	477,210	9.3	879,585	5.4	854,162	5.2	25,423	3.0	17.3
その他特定財源	142,334	1.3	286,112	5.4	413,804	2.6	420,481	2.6	△ 6,677	△ 1.6	1.8
一般財源等	8,422,268	76.2	3,914,022	75.9	12,350,517	76.5	12,666,201	77.1	△ 315,684	△ 2.5	△ 1.6
合 計	11,057,740	100.0	5,155,672	100.0	16,146,676	100.0	16,431,769	100.0	△ 285,093	△ 1.7	△ 0.2

# 第68表 小学校費の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19	在由	比		較
区 分	都道	存 県	市町	村	純 計	額	純 計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	3,670,953	99.5	158,215	13.2	3,829,168	78.4	3,940,893	79.6	△111,725	△ 2.8	△ 0.9
物 件 費	14,584	0.4	408,822	34.0	423,405	8.7	421,304	8.5	2,101	0.5	△ 0.5
維持補修費	-	_	36,438	3.0	36,438	0.7	36,143	0.7	295	0.8	△ 5.6
普通建設事業費	590	0.0	519,406	43.3	519,372	10.6	473,514	9.6	45,858	9.7	△ 6.1
補 助 事 業 費	-	_	278,120	23.2	278,120	5.7	249,586	5.0	28,534	11.4	2.0
単 独 事 業 費	590	0.0	241,286	20.1	241,251	4.9	223,928	4.5	17,323	7.7	△ 13.8
県営事業負担金	-	_	-	_	_	_	_	-	_	_	-
そ の 他	4,247	0.1	77,804	6.5	77,533	1.6	76,669	1.6	864	1.1	△ 8.6
合 計	3,690,374	100.0	1,200,685	100.0	4,885,916	100.0	4,948,523	100.0	△ 62,607	△ 1.3	△ 1.6

# 第69表 中学校費の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成 19	在由	比		較
区 分	都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純 計		増 減 額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	2,090,284	99.3	82,906	11.8	2,173,190	77.5	2,224,352	78.4	△ 51,162	△ 2.3	△ 0.5
物 件 費	13,443	0.6	225,851	32.2	239,295	8.5	240,744	8.5	△ 1,449	△ 0.6	△ 3.6
維持補修費	19	0.0	19,582	2.8	19,601	0.7	19,279	0.7	322	1.7	△ 8.5
普通建設事業費	1,027	0.1	314,214	44.8	314,669	11.2	291,717	10.3	22,952	7.9	7.4
補 助 事 業 費	274	0.0	170,231	24.3	170,505	6.1	158,146	5.6	12,359	7.8	25.8
単 独 事 業 費	753	0.0	143,982	20.5	144,164	5.1	133,571	4.7	10,593	7.9	△ 8.4
県営事業負担金	_	-	-	-	_	-	_	_	_	_	-
そ の 他	945	0.0	58,432	8.4	56,782	2.1	60,208	2.1	△ 3,426	△ 5.7	△ 5.2
合 計	2,105,718	100.0	700,985	100.0	2,803,537	100.0	2,836,300	100.0	△ 32,763	△ 1.2	△ 0.2

#### 第70表 高等学校費の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19	在由	比		較
区分	都 道 凡	舟 県	市町	村	純 計	額	純 計		増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	1,786,231	83.9	124,376	78.1	1,910,607	83.5	1,970,976	82.5	△ 60,369	△ 3.1	△ 1.9
物 件 費	138,173	6.5	16,153	10.1	154,326	6.7	158,837	6.6	△ 4,511	△ 2.8	△ 0.7
維持補修費	14,787	0.7	950	0.6	15,737	0.7	16,048	0.7	△ 311	△ 1.9	△ 9.2
普通建設事業費	176,559	8.3	9,818	6.2	186,276	8.1	225,678	9.4	△ 39,402	△ 17.5	1.3
補助事業費	30,539	1.4	830	0.5	31,369	1.4	25,189	1.1	6,180	24.5	△ 0.1
単 独 事 業 費	146,020	6.9	8,988	5.6	154,907	6.8	200,489	8.4	△ 45,582	△ 22.7	1.5
県営事業負担金	-	-	-	-	-	-	_	-	_	_	_
そ の 他	13,897	0.6	7,875	5.0	21,506	1.0	18,757	0.8	2,749	14.7	8.0
合 計	2,129,647	100.0	159,172	100.0	2,288,452	100.0	2,390,296	100.0	△ 101,844	△ 4.3	△ 1.5

資 69

# 第71表 社会教育費の状況

(単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成 19	年度	比		較
	☑ 分	都道	府県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件 費	53,845	32.1	378,104	37.3	431,950	37.0	450,854	37.1	△ 18,904	△ 4.2	△ 3.7
物	件 費	65,968	39.3	379,213	37.4	445,181	38.2	443,194	36.4	1,987	0.4	0.3
普通	建設事業費	24,601	14.7	171,664	16.9	192,710	16.5	220,874	18.2	△ 28,164	△ 12.8	11.5
補	助事業費	5,037	3.0	58,551	5.8	63,466	5.4	70,642	5.8	△ 7,176	△ 10.2	34.0
単	独 事 業 費	19,563	11.7	113,113	11.1	129,244	11.1	150,232	12.4	△ 20,988	△ 14.0	3.3
県 1	営事業負担金	-	-	0	0.0	_	-	_	_	_	_	-
7	の他	23,280	13.9	85,559	8.4	96,655	8.3	101,325	8.3	△ 4,670	△ 4.6	0.5
合	計	167,694	100.0	1,014,540	100.0	1,166,496	100.0	1,216,247	100.0	△ 49,751	△ 4.1	0.6

# 第72表 保健体育費の状況

(単位 百万円・%)

	_			平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
X	分	都道	府 県	市町	村	純 計	額		額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件費	32,593	29.3	315,953	29.1	348,546	29.4	371,025	31.5	△ 22,479	△ 6.1	△ 4.5
物	件費	27,324	24.6	507,230	46.8	534,555	45.1	518,465	44.0	16,090	3.1	2.5
維持	補 修 費	1,187	1.1	12,755	1.2	13,942	1.2	13,742	1.2	200	1.5	3.8
普通列	建設事業費	15,852	14.3	163,495	15.1	176,029	14.9	154,037	13.1	21,992	14.3	△11.3
補助	力 事 業 費	727	0.7	54,648	5.0	55,375	4.7	33,273	2.8	22,102	66.4	△ 1.3
単 狐	虫 事 業 費	15,125	13.6	108,839	10.0	120,654	10.2	120,765	10.3	△ 111	△ 0.1	△ 13.7
県営	事業負担金	-	-	9	0.0	-	_	_	_	_	_	-
7	の 他	34,170	30.7	85,243	7.8	111,713	9.4	120,914	10.2	△ 9,201	△ 7.6	0.8
合	計	111,126	100.0	1,084,676	100.0	1,184,785	100.0	1,178,183	100.0	6,602	0.6	△ 1.9
上記の	体育施設費等	87,997	79.2	403,518	37.2	482,124	40.7	472,991	40.1	9,133	1.9	△ 3.0
内訳	学校給食費	23,129	20.8	681,158	62.8	702,662	59.3	705,192	59.9	△ 2,530	△ 0.4	△ 1.1

# 第73表 性質別歳出決算額の状況

その1 総 括

		4	龙 成 20	年月	度					比					較	
区 分	40 V4 rbs	ıH	m-		44 =1	dac	平成19年	年度 額	134	\A 455	増	減	率	前年	F 度 増 i	咸率
	都 道 府	県	市町	村	純計	額			増	減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
人 件 費	14,729,715	31.1	9,875,530	20.4	24,605,245	27.4	25,256,303	28.3	Δ	651,058	△ 2.4	△ 2.9	△ 2.6	0.5	0.4	0.5
物件費	1,480,024	3.1	6,003,753	12.4	7,483,777	8.3	7,617,698	8.5	Δ	133,921	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.8	△ 1.9	3.1	2.1
維持補修費	371,800	0.8	610,514	1.3	982,314	1.1	988,863	1.1	Δ	6,549	△ 3.4	1.1	△ 0.7	0.2	2.1	1.4
扶 助 費	869,867	1.8	7,613,742	15.7	8,483,609	9.5	8,180,646	9.2		302,963	3.4	3.7	3.7	△ 1.0	5.8	5.0
補 助 費 等	9,894,488	20.9	3,506,074	7.2	8,086,851	9.0	7,470,800	8.4		616,051	△ 0.8	6.9	8.2	3.9	1.3	0.7
普通建設事業費	7,074,676	14.9	6,470,337	13.4	12,987,873	14.5	13,524,300	15.2	Δ	536,427	△ 5.7	△ 2.0	△ 4.0	△ 7.0	△ 3.9	△ 5.3
う(補助事業費	3,166,445	6.7	2,358,036	4.9	5,365,994	6.0	5,513,551	6.2	Δ	147,557	△ 4.6	△ 0.4	△ 2.7	△ 8.7	△ 0.5	△ 5.1
ちく単独事業費	2,835,618	6.0	3,839,727	7.9	6,441,898	7.2	6,756,853	7.6	Δ	314,955	△ 7.0	△ 2.4	△ 4.7	△ 7.4	△ 5.6	△ 6.4
災害復旧事業費	127,630	0.3	81,336	0.2	187,507	0.2	354,348	0.4	Δ	166,841	△ 45.2	△ 50.0	△ 47.1	△ 30.5	△ 26.9	△ 27.8
失業対策事業費	-	-	2,567	0.0	2,567	0.0	3,410	0.0	Δ	843	-	△ 24.7	△ 24.7	皆減	△ 83.5	△ 85.8
公 債 費	6,729,533	14.2	6,482,484	13.4	13,133,173	14.6	12,998,987	14.6		134,186	2.1	△ 0.1	1.0	△ 4.2	0.5	△ 1.9
積 立 金	1,671,711	3.5	1,169,479	2.4	2,841,190	3.2	2,156,369	2.4		684,821	65.4	2.1	31.8	23.1	△ 9.2	3.5
投資及び出資金	249,010	0.5	224,947	0.5	473,957	0.5	384,863	0.4		89,094	44.2	6.0	23.1	1.5	△ 2.0	△ 0.5
貸 付 金	3,951,883	8.3	1,723,878	3.6	5,601,029	6.2	5,552,587	6.2		48,442	△ 1.1	5.6	0.9	9.2	△ 2.2	5.0
繰 出 金	198,615	0.4	4,575,529	9.5	4,774,144	5.3	4,610,924	5.2		163,220	4.2	3.5	3.5	△ 13.2	0.8	0.1
前年度繰上充用金	_	-	48,242	0.1	48,242	0.1	47,517	0.1		725	-	1.5	1.5	皆減	190.5	134.6
歳出合計	47,348,951	100.0	48,388,411	100.0	89,691,477	100.0	89,147,615	100.0		543,862	△ 0.3	0.3	0.6	△ 0.1	0.6	△ 0.1
う (義務的経費	22,329,115	47.2	23,971,756	49.5	46,222,026	51.5	46,435,936	52.1	Δ	213,910	△ 0.8	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0	2.0	0.6
ちと投資的経費	7,202,306	15.2	6,554,239	13.5	13,177,947	14.7	13,882,058	15.6	Δ	704,111	△ 6.9	△ 3.2	△ 5.1	△ 8.0	△ 4.9	△ 6.2

<sup>(</sup>注) 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

# 第73表 性質別歳出決算額の状況 (つづき)

その2 推 移 (単位 百万円)

X		分		決	拿		額			指			数	
		27	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	15	16	17	18	19	20
人	件	費	25,932,276	25,613,293	25,264,252	25,135,319	25,256,303	24,605,245	100	99	97	97	97	95
物	件	費	7,893,696	7,926,420	7,773,327	7,460,095	7,617,698	7,483,777	100	100	98	95	97	95
維持	補	修費	1,056,352	1,062,485	1,058,639	975,339	988,863	982,314	100	101	100	92	94	93
扶	助	費	7,034,889	7,479,496	7,667,782	7,789,221	8,180,646	8,483,609	100	106	109	111	116	121
普通列	建設事	業費	18,250,343	16,336,661	15,104,285	14,282,915	13,524,300	12,987,873	100	90	83	78	74	71
災害復	复旧事	4業費	302,929	493,774	708,051	490,612	354,348	187,507	100	163	234	162	117	62
失業文	寸策事	4業費	17,519	18,078	16,542	23,945	3,410	2,567	100	103	94	137	19	15
公	債	費	13,154,898	13,078,625	13,923,276	13,251,083	12,998,987	13,133,173	100	99	106	101	99	100
積	立	金	1,564,243	1,537,643	1,856,639	2,082,526	2,156,369	2,841,190	100	98	119	133	138	182
そ	Ø	他	17,374,696	17,701,439	17,324,549	17,719,542	18,066,691	18,984,222	100	102	100	102	104	109
歳	出合	計	92,581,841	91,247,914	90,697,342	89,210,597	89,147,615	89,691,477	100	99	98	96	96	97
j j	義務的	的経費	46,122,063	46,171,414	46,855,310	46,175,623	46,435,936	46,222,026	100	100	102	100	101	100
5	投資的	的経費	18,570,791	16,848,513	15,828,878	14,797,472	13,882,058	13,177,947	100	91	85	80	75	71

(単位 %)

×	<i>;</i>	分		決	算 額	構 成	比			増	i	<b></b>	率	
	<u>.</u>	717	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20
人	件	費	28.0	28.1	27.9	28.2	28.3	27.4	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.5	0.5	△ 2.6
物	件	費	8.5	8.7	8.6	8.4	8.5	8.3	△ 0.7	0.4	△ 1.9	△ 4.0	2.1	△ 1.8
維持	寺 補	修費	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	△ 0.3	0.6	△ 0.4	△ 7.9	1.4	△ 0.7
扶	助	費	7.6	8.2	8.5	8.7	9.2	9.5	4.3	6.3	2.5	1.6	5.0	3.7
普通	建設	事業費	19.7	17.9	16.7	16.0	15.2	14.5	△ 12.4	△ 10.5	△ 7.5	△ 5.4	△ 5.3	△ 4.0
災害	復旧	事業費	0.3	0.5	0.8	0.5	0.4	0.2	△ 12.3	63.0	43.4	△ 30.7	△ 27.8	△ 47.1
失業	対策	事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 4.2	3.2	△ 8.5	44.8	△ 85.8	△ 24.7
公	債	費	14.2	14.3	15.4	14.9	14.6	14.6	0.9	△ 0.6	6.5	△ 4.8	△ 1.9	1.0
積	立	金	1.7	1.7	2.0	2.3	2.4	3.2	14.7	△ 1.7	20.7	12.2	3.5	31.8
そ	0)	他	18.9	19.4	18.9	19.9	20.3	21.2	1.6	1.9	△ 2.1	2.3	2.0	5.1
歳	出台	計 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	0.6
う∫	養務	的経費	49.8	50.6	51.7	51.8	52.1	51.5	△ 0.1	0.1	1.5	△ 1.5	0.6	△ 0.5
ちし	投資	的経費	20.1	18.5	17.5	16.6	15.6	14.7	△ 12.4	△ 9.3	△ 6.1	△ 6.5	△ 6.2	△ 5.1



# 第74表 団体種類別性質別歳出の状況

		区分		義 務	新的 費	人件費	扶 助 費	公債	費	普通建		うち補助 事業費	うち単事 業		物件	上 費	貸作	寸 金	その	の他	歳出	合計
		政令指定者	都 市		3,121	17,825	20,104	15,	192	13,7	_	4,873		988	10	0,061	(	9,199	2	0,841	10	6,992
		中 核	市		3,956	10,821	10,888		247	7,2		2,475	4,5			5,420		1,664		0,775		5,087
	平	特 例	市		3,539	7,631	6,477		432	4,62		1,593	2,9			1,592		1,518		8,076		7,351
	成	都   中 都	市市		,242	38,205 16,902	28,057 13,921		980 833	25,0° 10,88		9,534 4,033	14,5			3,653		4,139 1,992		6,807 8,762		0,915 3,113
決	20	小都	市		),586	21,303	14,136		148	14,13		5,501		060		2,835		2,148		8,045		7,802
犬	年	町	村		1,145	11,146	4,273		725	8,3		3,511		139		7,478	<b>'</b>	409		7,344		7.676
	度	町村(1万人			5,865	7,803	3,408		654	5,4	- 1	2,231		72		5,202		269		1,810		9,576
算		町村(1万人	未満)	7	7,280	3,343	865	3,0	072	2,8	71	1,279	1,4	67	2	2,276		140		5,533	1	8,100
7		合	計	216	,003	85,627	69,798	60,	578	59,0	41	21,986	34,4	157	52	,203	16	5,929	10	3,844		8,020
		政令指定者			2,408	18,132	19,406	14,8		14,40		4,678		763		),196		8,312		9,965		5,282
額	平	中核	市		5,502	10,144	9,735		623	7,1		2,498		102		5,940		1,703		9,743		1,059
		特 例	市市		),147   2,825	8,074	6,512		560	5,02 25,50		1,709		.65		1,799		1,474		7,924		8,367 3,079
(億円)	成	都 中 都	市市		2,825	39,982 18,017	27,552 13,832		291 287	20,0		9,501 3,885	14,9			1,654 1,383		4,050 2,047		6,047 8,779		5,336
	19	小都	市		),690	21,965	13,720		005	14,5		5,616		.88		3,271		2,047		7,268		7,743
	年	町	村		.813	11,658	4,158		998	8,6		3,529		30		7,734		417		7,299		8,873
	度	町村 (1万人	以上)	17	,274	8,177	3,309		788	5,7		2,337		.07		5,407		268		1,756		0,448
		町村(1万人	未満)	7	,540	3,481	849	3,5	210	2,8	67	1,193	1,5		2	2,327		149		5,542	1	8,425
		合	計		,695	87,990	67,363	-	342	60,7	_	21,915	35,9	_		,323	15	5,955	10	0,980	440	6,661
		政令指定者			24.6	20.8	28.8		25.1		3.3	22.2		3.2		19.3		54.3		20.1		23.9
	平	中核	市		13.4	12.6	15.6		12.0		2.3	11.3		3.2		12.3		9.8		10.4		12.3
	i i	特 例	市市		8.6 42.2	8.9	9.3		7.3		7.8	7.2	1	8.4		8.8		9.0		7.8		8.3
	成	都   中 都	市市		18.8	44.6 19.7	40.2 19.9		41.2 16.2		2.5 3.4	43.4 18.3	1	2.4 9.0		45.3 20.7		24.5 11.8		45.1 18.1		42.6 18.6
	20	小 都	市		23.4	24.9	20.3		25.0		1.0	25.0		3.4		24.6		12.7		27.0		24.1
構	年	町	村		11.2	13.0	6.1		14.4		4.1	16.0		2.9		14.3		2.4		16.7		12.9
	度	町村(1万人			7.8	9.1	4.9		9.3		9.2	10.1		8.6		10.0		1.6		11.4		8.8
		町村(1万人	未満)		3.4	3.9	1.2		5.1	4	4.9	5.8		4.3		4.4		0.8		5.3		4.0
成		合	計	1	0.00	100.0	100.0	10	0.00	100	0.0	100.0	100	0.0	1	0.00	1	100.0		100.0		100.0
		政令指定者			24.3	20.6	28.8	2	24.6		3.7	21.3		4.4		19.1		52.1		19.8		23.6
11.	717	中核	市		12.3	11.5	14.5		11.0		1.8	11.4		2.3		11.1		10.7		9.6		11.4
比	平	特 例	市		8.9	9.2	9.7		7.6		3.3	7.8		8.8		9.0		9.2		7.8		8.6
%	成	都   中 都	市市		43.0 19.5	45.4 20.5	40.9 20.5		41.9 17.0	18	2.0	43.4 17.7	1	1.6		46.2 21.3		25.4 12.8		45.6 18.6		43.2 19.1
	19	小都	市		23.5	25.0	20.3		24.9		3.9	25.6		2.8		24.9		12.5		27.0		24.1
	年		村		11.5	13.2	6.2		14.9		4.2	16.1		2.9		14.5		2.6		17.1		13.2
	度	町村(1万人			8.0	9.3	4.9		9.6		9.5	10.7		8.7		10.1		1.7		11.6		9.1
		町村 (1万人			3.5	4.0	1.3		5.3	4	1.7	5.4		4.2		4.4		0.9		5.5		4.1
		合	計	1	0.00	100.0	100.0	10	0.00	100	0.0	100.0	100	0.0	1	0.00	1	0.001		100.0		100.0
		政令指定者			713	△ 307	698		321		31	195		775	$\triangle$	135		887		876		1,710
±	曽	中核	市		2,454	677			624		01	△ 23		.29	^	480		39		1,032		4,028
		特 例	市		608	△ 443			128		97	△ 116		263		207		44		152		1,016
Ù	咸	都   中 都	市市	$\triangle 1$ $\triangle 1$		△ 1,777 △ 1,115	505 89		311 454		29 06	33 148		845   218	△ 1	565		89 55		760 17		2,164 2,223
,	ec:	小 都	市		104	△ 1,113 △ 662	416		143		24	△ 115	1	.28	$\triangle$	436		146		777		59
	領(	町	村		668		115		273		10		1	.91	$\triangle$	256		8		45	$\triangle$	1,197
l f	意円	町村(1万人			409	△ 374	99		134		13	△ 106		.35	$\triangle$	205		1		54	$\triangle$	872
'	•	町村(1万人			260	△ 138	16		138		4	86		56	$\triangle$	51		9	$\triangle$	9	$\triangle$	325
		合	計		308	△ 2,363	2,435	2	236	△ 1,6	67	71	△ 1,4	145	△ 1	,120		974		2,864		1,359
		政令指定者			1.4	△ 1.7	3.6		2.2		1.4	4.2	1	8.8	$\triangle$	1.3		10.7		4.4		1.6
l t	曽	中核	市		9.3	6.7			9.4		1.4	△ 0.9		2.9	^	8.1		2.3		10.6	^	7.9
	1	特 例	市市		3.2	△ 5.5	△ 0.5		2.8		7.9 1.7	△ 6.8		8.3	$\triangle$	4.3		3.0		1.9	$\triangle$	2.6
Ì	咸	都   中 都	市市		1.7 3.5	$\triangle$ 4.4 $\triangle$ 6.2	1.8 0.6		1.2		1.7	0.3 3.8		2.3 3.2	$\triangle$	4.1 5.0		2.2	$\triangle$	1.7 0.1	$\triangle$	2.6
		小 都	市		0.2	△ 3.0	3.0		1.0		2.2	△ 2.0		1.6	$\triangle$	3.3		7.3		2.8		0.1
	枢	町	村		2.7	_	2.8		3.0		3.6	<ul><li>— 2.0</li><li>△ 0.5</li></ul>		4.1	$\triangle$	3.3		1.9		0.3	$\triangle$	2.0
9	%	町村(1万人			2.4	△ 4.6	3.0		2.3		5.5	△ 4.5		4.3	$\triangle$	3.8		0.4		0.5	$\triangle$	2.2
		町村(1万人	未満)		3.4	△ 4.0	1.9		4.3	(	0.1	7.2		3.7	$\triangle$	2.2	Δ	6.0	$\triangle$	0.2	$\triangle$	1.8
		合	計		0.1	△ 2.7	3.6		0.4	△ <b>2</b>	2.7	0.3		4.0	$\triangle$	2.1		6.1		2.8		0.3

資 73

資\_p071-099.indd 73

# 第75表 一般財源の充当状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

		平 成 20	年	度			7	龙 成 19	年月	 芰		比		較
区 分	都道府県	市町	村	純 計	額	都道府	県	市町	村	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
一 般 財 源	28,589,124 100	.0 29,365,170	100.0	56,182,542	100.0	29,328,343	100.0	29,160,840	100.0	56,496,106	100.0	△313,564	△ 0.6	△ 1.0
義務的経費	16,397,042 5	.4   15,035,113	51.2	32,941,066	58.6	16,751,377	57.1	15,188,317	52.1	33,547,706	59.4	△606,640	△ 1.8	△ 1.2
人 件 費	10,507,893 30	.8 7,518,346	25.6	18,516,084	33.0	10,921,875	37.2	7,738,312	26.5	19,219,120	34.0	△703,036	△ 3.7	△ 1.5
扶 助 費	369,106	.3 2,351,875	8.0	3,635,059	6.5	367,386	1.3	2,275,332	7.8	3,557,976	6.3	77,083	2.2	4.5
公 債 費	5,520,042	.3 5,164,892	17.6	10,789,923	19.2	5,462,117	18.6	5,174,673	17.7	10,770,610	19.1	19,313	0.2	△ 2.3
投資的経費	1,403,843	.9 1,911,290	6.5	3,279,824	5.8	1,548,394	5.3	1,973,256	6.8	3,499,510	6.2	△219,686	△ 6.3	△ 7.9
普通建設事業費	1,398,637	.9 1,897,616	6.5	3,263,499	5.8	1,542,822	5.3	1,950,847	6.7	3,474,726	6.2	△211,227	△ 6.1	△ 7.7
災害復旧事業費	5,207	.0 13,400	0.0	16,035	0.0	5,572	0.0	21,761	0.1	24,111	0.0	△ 8,076	△33.5	△ 19.0
失業対策事業費	-	- 274	0.0	291	0.0	_	_	648	0.0	673	0.0	△ 382	△56.8	△ 91.0
その他の経費	10,355,865 36	.2 11,162,307	38.0	18,206,648	32.5	10,559,243	36.0	10,953,582	37.5	17,869,005	31.6	337,643	1.9	2.2
歳出合計	28,156,750 98	.5 28,108,710	95.7	54,427,538	96.9	28,859,014	98.4	28,115,155	96.4	54,916,221	97.2	△488,683	△ 0.9	△ 0.6
翌年度への繰越額	432,374	.5 1,256,459	4.3	1,755,004	3.1	469,329	1.6	1,045,685	3.6	1,579,886	2.8	175,118	11.1	△ 13.4

<sup>(</sup>注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。

その2 推 移 (単位 百万円)

区	分	平成15年度充当額	平成16年度充当額	平成17年度充当額	平成18年度充当額	平成19年度充当額	平成20年度充当額
一般	財 源	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006	56,496,106	56,182,542
義 務	的 経 費	30,632,025	31,236,972	32,539,776	33,940,118	33,547,706	32,941,066
人	件 費	17,909,015	18,244,942	19,014,818	19,507,565	19,219,120	18,516,084
扶	助費	2,570,440	2,737,856	2,957,293	3,405,117	3,557,976	3,635,059
公	債 費	10,152,569	10,254,174	10,567,665	11,027,437	10,770,610	10,789,923
投 資	的 経 費	4,373,437	3,972,533	3,794,885	3,800,325	3,499,510	3,279,824
普通建	建設事業費	4,339,837	3,902,708	3,758,312	3,763,098	3,474,726	3,263,499
災害復	复旧事業費	29,592	65,544	32,363	29,774	24,111	16,035
失業対	付策事業費	4,008	4,281	4,211	7,453	673	291
その他	2の経費	15,740,265	15,991,614	17,078,676	17,481,269	17,869,005	18,206,648
歳出	合計	50,745,727	51,201,119	53,413,337	55,221,712	54,916,221	54,427,538
翌年度^	への繰越額	1,689,509	1,626,702	1,716,759	1,824,293	1,579,886	1,755,004

(単位 %)

区	分			指	数					構	戈 比		
	75	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20
一般	財 源	100	101	105	109	108	107	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義 務	的 経 費	100	102	106	111	110	108	58.4	59.1	59.0	59.5	59.4	58.6
人	件 費	100	102	106	109	107	103	34.2	34.5	34.5	34.2	34.0	33.0
扶	助費	100	107	115	132	138	141	4.9	5.2	5.4	6.0	6.3	6.5
公	債 費	100	101	104	109	106	106	19.4	19.4	19.2	19.3	19.1	19.2
投 資	的 経 費	100	91	87	87	80	75	8.3	7.5	6.9	6.7	6.2	5.8
普通	建設事業費	100	90	87	87	80	75	8.3	7.4	6.8	6.6	6.2	5.8
災害	復旧事業費	100	221	109	101	81	54	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
失業	対策事業費	100	107	105	186	17	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その1	他の経費	100	102	109	111	114	116	30.1	30.3	31.0	30.6	31.6	32.5
歳占	出合計	100	101	105	109	108	107	96.8	96.9	96.9	96.8	97.2	96.9
翌年度	への繰越額	100	96	102	108	94	104	3.2	3.1	3.1	3.2	2.8	3.1

# 第76表 人件費の状況

その1 人件費の内訳

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成 19	在唐	比		較
区 分	都 道 府	牙 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
議員報酬手当	38,820	0.3	218,933	2.2	257,753	1.0	260,098	1.0	△ 2,345	△ 0.9	△ 8.1
委 員 等 報 酬	205,391	1.4	416,934	4.2	622,325	2.5	620,882	2.5	1,443	0.2	4.2
特 別 職 給 与	3,770	0.0	65,798	0.7	69,567	0.3	72,103	0.3	△ 2,536	△ 3.5	△ 6.9
職員給	10,864,016	73.8	6,643,067	67.3	17,507,083	71.2	17,960,601	71.1	△ 453,518	△ 2.5	△ 1.5
基本給	7,035,683	47.8	4,336,320	43.9	11,372,002	46.2	11,662,231	46.2	△ 290,229	△ 2.5	△ 1.9
その他の手当	3,827,306	26.0	2,298,567	23.3	6,125,873	24.9	6,288,225	24.9	△ 162,352	△ 2.6	△ 0.8
臨 時 職 員 給 与	1,027	0.0	8,180	0.1	9,208	0.0	10,145	0.0	△ 937	△ 9.2	△ 3.1
地方公務員共済組合等負担金	2,035,915	13.8	1,176,607	11.9	3,212,523	13.1	3,312,561	13.1	△ 100,038	△ 3.0	△ 0.5
退 職 金	1,461,404	9.9	1,276,308	12.9	2,737,712	11.1	2,828,410	11.2	△ 90,698	△ 3.2	17.8
恩給及び退職年金	32,991	0.2	3,950	0.0	36,941	0.2	42,163	0.2	△ 5,222	△ 12.4	△11.5
災害補償費	13,811	0.1	11,245	0.1	25,056	0.1	25,749	0.1	△ 693	△ 2.7	△ 0.6
そ の 他	73,597	0.5	62,688	0.7	136,285	0.5	133,736	0.5	2,549	1.9	0.7
合 計	14,729,715	100.0	9,875,530	100.0	24,605,245	100.0	25,256,303	100.0	△ 651,058	△ 2.6	0.5

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19年	唐	比		較
区 分	都道府	舟 県	市町	村	純 計	額		額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,722,135	11.7	49,540	0.5	1,781,632	7.2	1,803,143	7.1	△ 21,511	△ 1.2	0.5
使用料、手数料	321,797	2.2	299,852	3.0	627,204	2.5	644,685	2.6	△ 17,481	△ 2.7	△ 4.3
地 方 債	412,111	2.8	146,415	1.5	558,526	2.3	530,359	2.1	28,167	5.3	126.3
その他特定財源	93,849	0.6	422,059	4.3	212,777	0.9	210,270	0.8	2,507	1.2	23.6
一般 財源等	12,179,823	82.7	8,957,664	90.7	21,425,106	87.1	22,067,846	87.4	△ 642,740	△ 2.9	△ 0.9
合 計	14,729,715	100.0	9,875,530	100.0	24,605,245	100.0	25,256,303	100.0	△ 651,058	△ 2.6	0.5

#### その3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

×	Ŧ.	分	平成2	0年度	平成1	9年度	増 減 額	増 減 率	前年度
	<u>.</u>	71	決算額	構成比	決算額	構成比	宇 旗 領	增 佩 平	増減率
都	道府	県	14,729,715	31.1	15,086,939	31.8	△ 357,224	△ 2.4	0.5
市	町	村	9,875,530	20.4	10,169,364	21.1	△ 293,834	△ 2.9	0.4
政。	令 指 定	都市	1,782,479	16.7	1,813,161	17.2	△ 30,682	△ 1.7	6.9
中	核	市	1,082,107	19.6	1,014,422	19.9	67,685	6.7	△ 9.0
特	例	市	763,059	20.4	807,430	21.0	△ 44,371	△ 5.5	12.5
中	都	市	1,690,178	20.3	1,801,690	21.1	△ 111,512	△ 6.2	△ 3.9
小	都	市	2,130,277	19.8	2,196,486	20.4	△ 66,209	△ 3.0	△ 0.8
町		村	1,114,646	19.3	1,165,769	19.8	△ 51,123	△ 4.4	△ 2.6
一 吉	部事務組	自合等	1,025,313	49.2	1,060,079	49.4	△ 34,766	△ 3.3	7.1
特	別	X	659,790	21.8	677,771	22.8	△ 17,981	△ 2.7	1.1
合		計	24,605,245	27.4	25,256,303	28.3	△ 651,058	△ 2.6	0.5

<sup>(</sup>注) 平成19年度及び平成20年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

資75

資\_p071-099.indd 75

#### 第77表 人件費中の職員給の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

																	(+12.	ш/3	
		平	成 20	年	度			平	成 19	年	度				比	į	賋		
区分														増	減	率	前年	F度増》	咸率
	都道府	県	市町	村	純 計	額	都道府	県	市町	村	純 計	額	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
>\* \			40.001		<b>5</b> 0.000	0.4	1.1.000		40.004		E0.4E0								
議会関係	14,725	0.1	62,201	0.9	76,926	0.4	14,608	0.1	63,864	0.9	78,473	0.4	△ 1,547	0.8	△2.6	△2.0	△1.7	△3.1	△2.8
総務関係	432,422	4.0	1,526,168	23.0	1,958,590	11.2	446,935	4.0	1,595,770	23.2	2,042,705	11.4	△ 84,115	△3.2	△4.4	△4.1	△2.1	△0.5	△0.8
民生関係	192,288	1.8	1,302,393	19.6	1,494,681	8.5	200,555	1.8	1,341,745	19.5	1,542,300	8.6	△ 47,619	△4.1	△2.9	△3.1	△2.4	△2.0	△2.1
衛生関係	225,922	2.1	780,189	11.7	1,006,111	5.7	236,542	2.1	806,435	11.7	1,042,977	5.8	△ 36,866	△4.5	△3.3	△3.5	△3.3	△3.1	△3.1
労働関係	45,759	0.4	7,196	0.1	52,954	0.3	48,088	0.4	7,694	0.1	55,782	0.3	△ 2,828	△4.8	△6.5	△5.1	△3.1	△7.1	△3.7
農林水産業 関係	355,871	3.3	205,291	3.1	561,162	3.2	371,459	3.3	213,103	3.1	584,562	3.3	△ 23,400	△4.2	△3.7	△4.0	△2.9	△3.5	△3.1
商工関係	85,992	0.8	110,236	1.7	196,229	1.1	85,038	0.8	111,334	1.6	196,372	1.1	△ 143	1.1	△1.0	△0.1	△2.0	△ 0.9	△1.4
土木関係	258,399	2.4	553,572	8.3	811,971	4.6	262,858	2.4	567,077	8.3	829,936	4.6	△ 17,965	△1.7	△2.4	△2.2	△2.1	△2.5	△2.4
警察関係	2,111,410	19.4	-	-	2,111,410	12.1	2,141,938	19.3	-	-	2,141,938	11.9	△ 30,528	△1.4	_	△1.4	△0.4	_	△0.4
消防関係	154,344	1.4	957,512	14.4	1,111,856	6.4	155,754	1.4	970,731	14.1	1,126,485	6.3	△ 14,629	△0.9	△1.4	△1.3	△0.3	△0.2	△0.2
教育関係	6,986,885	64.3	1,138,309	17.1	8,125,195	46.4	7,128,035	64.3	1,191,037	17.3	8,319,073	46.3	△ 193,878	△2.0	△4.4	△2.3	△1.2	△4.1	△1.6
合 計	10,864,016	100.0	6,643,067	100.0	17,507,083	100.0	11,091,810	100.0	6,868,792	100.0	17,960,601	100.0	△ 453,518	△2.1	△3.3	△2.5	△1.2	△2.0	△1.5

#### その2 平均給料月額の状況(普通会計分)

(単位 円・%)

			平成 21	年4月]	日現在		3	平成 20	年4月]	l日現在	:	ż	曽	減	ዻ	3	Ē	前 年	度 増	減3	炫
区	分	全団体	都道 府県	政令指定 都 市	都市	町村	全団体	都道 府県	政令指定 都 市	都市	町村	全団体		政令指定 都 市	都市	町村	全団体	都道 府県	政令指定 都 市	都市	町村
— 般	行政職	342,049	343,000	348,543	342,877	326,902	346,733	348,967	355,248	346,522	328,862	△1.4	△1.7	△1.9	△1.1	△0.6	△1.1	△1.5	△1.1	△1.0	△0.3
高等学	校教育職	391,014	390,833	401,708	388,871	324,305	397,000	396,784	410,993	392,217	320,208	△1.5	△1.5	△2.3	△0.9	1.3	△1.1	△1.2	△0.2	△1.5	0.7
小・中学	学校教育職	375,768	377,216	329,452	331,763	313,939	382,959	384,425	349,450	337,425	317,783	△1.9	△1.9	△5.7	△1.7	△1.2	△1.4	△1.4	△1.1	△1.5	△0.9
消	防 職	322,955	337,500	332,308	322,354	309,524	329,198	348,352	339,503	327,868	313,610	△1.9	△3.1	△2.1	△1.7	△1.3	△1.8	△2.3	△1.8	△1.8	△1.1
警	察職	330,043	330,043	_	-	_	338,245	338,245	_	_	_	△2.4	△2.4	_	-	-	△1.9	△1.9	_	-	_

<sup>(</sup>注) 1 「都市」には、中核市、特例市を含む(政令指定都市を除く。)。

<sup>2 「</sup>高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特別支援学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。

#### 第78表 地方公務員数の状況

その1 総 括

	平成	之 21	年 4 )	1	日現る	生	平月	戊 20	年 4	1	日現る	在	比	į	較
区 分	都 道 府	: 県	市町	村	合	計	都道席	于県	市町	村	合	計	増減額	増減率	前年度
	職員数	構成比	PE /M、ftp	2日/八十	増減率										
一般行政関係職員	247,279	17.0	706,282	69.7	953,561	38.6	254,732	17.3	720,232	69.7	974,964	38.9	△21,403	△ 2.2	△ 2.8
議 会・総 務	46,309	3.2	187,587	18.5	233,896	9.5	47,735	3.2	189,754	18.4	237,489	9.5	△ 3,593	△ 1.5	△ 2.7
税 務	17,528	1.2	53,167	5.2	70,695	2.9	18,018	1.2	53,853	5.2	71,871	2.9	△ 1,176	△ 1.6	△ 2.2
民 生	26,867	1.8	207,140	20.5	234,007	9.5	27,547	1.9	211,696	20.5	239,243	9.5	△ 5,236	△ 2.2	△ 2.5
衛 生	32,151	2.2	111,357	11.0	143,508	5.8	32,933	2.2	114,422	11.1	147,355	5.9	△ 3,847	△ 2.6	△ 3.1
労 働	4,886	0.3	1,164	0.1	6,050	0.2	4,987	0.3	1,191	0.1	6,178	0.2	△ 128	△ 2.1	△ 5.3
農林水産	55,557	3.8	32,985	3.3	88,542	3.6	57,325	3.9	34,093	3.3	91,418	3.6	△ 2,876	△ 3.1	△ 3.7
商工	11,314	0.8	16,904	1.7	28,218	1.1	11,630	0.8	16,903	1.6	28,533	1.1	△ 315	△ 1.1	△ 1.5
土 木	52,667	3.6	95,978	9.5	148,645	6.0	54,557	3.7	98,320	9.5	152,877	6.1	△ 4,232	△ 2.8	△ 2.9
教育関係職員	911,376	62.5	167,621	16.5	1,078,997	43.7	918,472	62.4	174,921	16.9	1,093,393	43.6	△ 14,396	△ 1.3	△ 1.7
教 員	828,920	56.8	38,567	3.8	867,487	35.1	832,933	56.6	38,957	3.8	871,890	34.8	△ 4,403	△ 0.5	△ 0.8
高 等 学 校	166,543	11.4	11,328	1.1	177,871	7.2	168,895	11.5	11,490	1.1	180,385	7.2	△ 2,514	△ 1.4	△ 2.0
義 務 教 育	593,264	40.7	411	0.0	593,675	24.0	595,256	40.4	221	0.0	595,477	23.8	△ 1,802	△ 0.3	△ 0.4
その他	69,113	4.7	26,828	2.6	95,941	3.9	68,782	4.7	27,246	2.6	96,028	3.8	△ 87	△ 0.1	△ 0.9
その他	82,456	5.7	129,054	12.7	211,510	8.6	85,539	5.8	135,964	13.2	221,503	8.8	△ 9,993	△ 4.5	△ 5.0
警察関係職員	280,898	19.3	-	-	280,898	11.4	281,181	19.1	-	-	281,181	11.2	△ 283	△ 0.1	0.4
警 察 官	252,845	17.3	-	-	252,845	10.2	252,917	17.2	-	-	252,917	10.1	△ 72	△ 0.0	0.5
その他	28,053	1.9	-	-	28,053	1.1	28,264	1.9	-	-	28,264	1.1	△ 211	△ 0.7	△ 1.1
消防関係職員	18,590	1.3	138,918	13.7	157,508	6.4	18,416	1.3	138,780	13.4	157,196	6.3	312	0.2	0.1
合 計	1,458,143	100.0	1,012,821	100.0	2,470,964	100.0	1,472,801	100.0	1,033,933	100.0	2,506,734	100.0	△35,770	△1.4	△ 1.8

<sup>(</sup>注) 特別支援学校の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推 移

X	分	昭和36年	5月31日	平成19年	4月1日	平成20年	4月1日	平成21年	4月1日		指	数	
	21	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	S36. 5. 31	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1
一般行政	<b>攺関係職員</b>	676	39.6	1,003	39.3	975	38.9	954	38.6	100	148	144	141
民	生	85	5.0	245	9.6	239	9.5	234	9.5	100	288	281	275
衛	生	74	4.3	152	6.0	147	5.9	144	5.8	100	205	199	195
労	働	18	1.1	7	0.3	6	0.2	6	0.2	100	39	33	33
土	木	107	6.3	157	6.2	153	6.1	149	6.0	100	147	143	139
そ	の他	392	23.0	442	17.3	430	17.2	421	17.0	100	113	110	107
教育関	月係 職 員	842	49.4	1,112	43.6	1,093	43.6	1,079	43.6	100	132	130	128
義務	教育職員	572	33.5	598	23.4	595	23.7	594	24.0	100	105	104	104
高等:	学校職員	104	6.1	184	7.2	180	7.2	178	7.2	100	177	173	171
学校	給食職員	29	1.7	14	0.5	13	0.5	12	0.5	100	48	45	41
そ	の他	137	8.0	316	12.4	305	12.2	295	11.9	100	231	223	215
警察関	月係 職 員	149	8.7	280	11.0	281	11.2	281	11.4	100	188	189	189
警	察官	129	7.6	252	9.9	253	10.1	253	10.2	100	195	196	196
そ	の他	20	1.2	28	1.1	28	1.1	28	1.1	100	140	140	140
消防関	月係 職 員	39	2.3	157	6.2	157	6.3	158	6.4	100	403	403	405
合	計	1,706	100.0	2,552	100.0	2,506	100.0	2,471	100.0	100	150	147	145

<sup>(</sup>注) 教育関係職員のうち、平成19年、20年及び21年4月1日現在の「学校給食職員数」は、給食センターの職員数であり、他の学校給食職員数は「その他」に含まれる。

資 77

資\_p071-099.indd 77

# 第79表 物件費の状況

(単位 百万円・%)

						平 成 20	年 度			平成 19	在唐	比		較
	区		分	都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
賃			金	31,924	2.2	411,575	6.9	443,500	5.9	441,616	5.8	1,884	0.4	1.9
旅			費	91,208	6.2	56,051	0.9	147,259	2.0	155,961	2.0	△ 8,702	△ 5.6	△ 4.1
交		際	費	292	0.0	3,415	0.1	3,707	0.0	3,978	0.1	△ 271	△ 6.8	△ 8.1
需		用	費	364,622	24.6	1,318,437	22.0	1,683,059	22.5	1,692,483	22.2	△ 9,424	△ 0.6	△ 0.7
役		務	費	131,416	8.9	277,287	4.6	408,702	5.5	429,312	5.6	△ 20,610	△ 4.8	1.8
備	品	購	入 費	22,006	1.5	118,170	2.0	140,176	1.9	149,952	2.0	△ 9,776	△ 6.5	△ 1.6
委		託	料	638,815	43.2	3,234,772	53.9	3,873,587	51.8	3,957,169	51.9	△ 83,582	△ 2.1	4.5
そ		0)	他	199,741	13.4	584,046	9.6	783,787	10.4	787,227	10.4	△ 3,440	△ 0.4	△ 0.9
î	合		計	1,480,024	100.0	6,003,753	100.0	7,483,777	100.0	7,617,698	100.0	△ 133,921	△ 1.8	2.1

#### 第80表 維持補修費の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成 19	在度	比		較
区分	都道	存 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
総 務 費	15,313	4.1	23,717	3.9	39,030	4.0	39,057	3.9	△ 27	△ 0.1	1.5
衛 生 費	1,543	0.4	120,202	19.7	121,745	12.4	116,843	11.8	4,902	4.2	2.4
保 健 所 費	346	0.1	277	0.0	623	0.1	622	0.1	1	0.2	1.6
清 掃 費	172	0.0	113,516	18.6	113,688	11.6	109,018	11.0	4,670	4.3	2.5
その他	1,025	0.3	6,409	1.1	7,434	0.7	7,203	0.7	231	3.2	0.8
農林水産業費	7,353	2.0	12,156	2.0	19,508	2.0	19,652	2.0	△ 144	△ 0.7	△ 3.3
農業費	819	0.2	1,481	0.2	2,300	0.2	2,433	0.2	△ 133	△ 5.5	△ 3.6
畜 産 業 費	292	0.1	287	0.0	579	0.1	578	0.1	1	0.2	△ 5.4
農地費	1,578	0.4	7,033	1.2	8,611	0.9	8,632	0.9	△ 21	△ 0.2	△ 5.0
林 業 費	1,014	0.3	2,801	0.5	3,816	0.4	3,742	0.4	74	2.0	△ 8.1
水 産 業 費	3,650	1.0	553	0.1	4,203	0.4	4,266	0.4	△ 63	△ 1.5	5.8
土 木 費	295,458	79.5	343,645	56.3	639,103	65.1	649,782	65.7	△ 10,679	△ 1.6	2.5
道路橋りょう費	154,586	41.6	226,201	37.1	380,787	38.8	389,748	39.4	△ 8,961	△ 2.3	6.3
河川海岸費	34,515	9.3	12,313	2.0	46,828	4.8	47,222	4.8	△ 394	△ 0.8	△ 3.4
都市計画費	30,935	8.3	46,466	7.6	77,401	7.9	79,166	8.0	△ 1,765	△ 2.2	△ 3.3
住 宅 費	65,869	17.7	53,034	8.7	118,903	12.1	118,195	12.0	708	0.6	△ 2.4
その他	9,553	2.6	5,631	0.9	15,184	1.5	15,451	1.5	△ 267	△ 1.7	△ 0.2
警 察 費	20,598	5.5	-	-	20,598	2.1	21,256	2.1	△ 658	△ 3.1	0.9
消 防 費	4,698	1.3	7,104	1.2	11,802	1.2	11,592	1.2	210	1.8	0.7
教 育 費	22,062	5.9	83,790	13.7	105,852	10.8	105,739	10.7	113	0.1	△ 5.4
小 学 校 費	-	-	36,438	6.0	36,438	3.7	36,143	3.7	295	0.8	△ 5.6
中 学 校 費	19	0.0	19,582	3.2	19,601	2.0	19,279	1.9	322	1.7	△ 8.5
高 等 学 校 費	14,787	4.0	950	0.2	15,737	1.6	16,048	1.6	△ 311	△ 1.9	△ 9.2
その他	7,256	1.9	26,820	4.3	34,076	3.5	34,269	3.5	△ 193	△ 0.6	△ 1.5
そ の 他	4,775	1.3	19,900	3.2	24,676	2.4	24,942	2.6	△ 266	△ 1.1	3.2
合 計	371,800	100.0	610,514	100.0	982,314	100.0	988,863	100.0	△ 6,549	△ 0.7	1.4

# 第81表 扶助費の状況

(単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成 19	<b>年</b> 度	比		較
	☑ 分	都 道 )	存 県	市町	村	純 計	額		額	増減額	増減率	前年度 増減率
民	生 費	646,278	74.3	7,359,813	96.7	8,006,090	94.4	7,714,960	94.3	291,130	3.8	6.2
社	会 福 祉 費	187,295	21.5	1,583,294	20.8	1,770,589	20.9	1,640,183	20.0	130,406	8.0	18.7
老	人 福 祉 費	13,352	1.5	214,344	2.8	227,696	2.7	233,984	2.9	△ 6,288	△ 2.7	△ 6.4
児	童福 社費	272,902	31.4	2,988,944	39.3	3,261,846	38.4	3,180,362	38.9	81,484	2.6	7.5
生	活 保 護 費	172,235	19.8	2,572,705	33.8	2,744,940	32.4	2,659,432	32.5	85,508	3.2	△ 0.6
災	害 救 助 費	493	0.1	527	0.0	1,020	0.0	1,000	0.0	20	2.0	△ 24.9
衛	生 費	213,054	24.5	139,136	1.8	352,190	4.1	343,434	4.2	8,756	2.5	△ 14.5
結	核対策費	2,004	0.2	2,784	0.0	4,788	0.1	4,580	0.1	208	4.5	△ 11.5
そ	の他	211,050	24.3	136,352	1.8	347,402	4.0	338,854	4.1	8,548	2.5	△ 14.5
教	育 費	10,534	1.2	114,779	1.5	125,313	1.5	122,250	1.5	3,063	2.5	1.7
小	学 校 費	_	_	32,151	0.4	32,151	0.4	31,649	0.4	502	1.6	2.8
中	学 校 費	6	0.0	31,285	0.4	31,291	0.4	30,150	0.4	1,141	3.8	5.2
保	健 体 育 費	172	0.0	31,431	0.4	31,603	0.4	31,655	0.4	△ 52	△ 0.2	△ 3.2
そ	の他	10,356	1.2	19,912	0.3	30,268	0.3	28,796	0.3	1,472	5.1	2.7
そ	の他	1	0.0	14	0.0	16	0.0	2	0.0	14	700.0	0.0
合	計	869,867	100.0	7,613,742	100.0	8,483,609	100.0	8,180,646	100.0	302,963	3.7	5.0

#### 第82表 補助費等の状況

(単位 百万円・%)

				平 成 2	20 年 度			平 成 ]	9 年 度		増減	額	増減	4. 交	前年	丰度
	X	分	都道	市町村	合	計	都道	市町村	合	計	· 百 //9	( 积	宇宙が	<b>以</b>	増減	咸率
			府県	Ill tri U.i	単 純	純 計	府県	111 m1 4.1	単 純	純 計	単純	純計	単純	純計	単純	純計
負	担金、	寄附金	1,674,830	458,496	2,133,326		1,490,727	458,291	1,949,017		184,309		9.5		9.2	
補	助交	で 付 金	7,308,135	1,332,432	8,640,568		7,613,116	1,243,266	8,856,382		△215,814		△2.4		4.9	
そ	Ø,	) 他	911,523	1,715,146	2,626,668		868,300	1,578,593	2,446,894		179,774		7.3		△6.2	
合		計	9,894,488	3,506,074	13,400,562	8,086,851	9,972,143	3,280,150	13,252,293	7,470,800	148,269	616,051	1.1	8.2	3.2	0.7
		≧業 (法適 するもの	490,897	1,165,977	1,656	,873	486,424	1,111,677	1,598	3,101	58,7	772	3	3.7	Δ	0.1

資 79

10/02/26 12:50

# 第83表 普通建設事業費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 20 年 度		平成19年度	比	較
区分	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額	純計額	増減額	増 減 率 前年度 増減率
補助事業費	3,166,445 44.8	2,358,036 36.4	5,365,994 41.3	5,513,551 40.8	△ 147,557	△ 2.7 △ 5.1
単 独 事 業 費	2,835,618 40.1	3,839,727 59.3	6,441,898 49.6	6,756,853 50.0	△ 314,955	△ 4.7
国直轄事業負担金	1,072,614 15.2	107,368 1.7	1,179,981 9.1	1,253,895 9.3	△ 73,914	△ 5.9
県営事業負担金		165,207 2.6			_	
合 計	7,074,676 100.0	6,470,337 100.0	12,987,873 100.0	13,524,300 100.0	△ 536,427	△ 4.0 △ 5.3

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
区 分	都 道 府	舟 県	市町	村	純 計	額	純計		増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,690,437	23.9	985,192	15.2	2,675,650	20.6	2,788,438	20.6	△ 112,788	△ 4.0	△ 6.3
分担金、負担金、寄附金	225,544	3.2	39,364	0.6	129,961	1.0	150,912	1.1	△ 20,951	△ 13.9	△ 4.3
財 産 収 入	15,858	0.2	26,336	0.4	42,194	0.3	49,963	0.4	△ 7,769	△ 15.5	△ 20.9
地 方 債	3,109,228	43.9	2,317,511	35.8	5,417,469	41.7	5,550,318	41.0	△ 132,849	△ 2.4	△ 2.7
その他特定財源	412,433	5.9	841,037	13.1	946,379	7.3	994,906	7.4	△ 48,527	△ 4.9	△ 8.6
一般財源等	1,621,176	22.9	2,260,897	34.9	3,776,220	29.1	3,989,763	29.5	△ 213,543	△ 5.4	△ 7.1
合 計	7,074,676	100.0	6,470,337	100.0	12,987,873	100.0	13,524,300	100.0	△ 536,427	△ 4.0	△ 5.3

# 第83表 普通建設事業費の状況 (つづき)

その3 目的別内訳

(単位 百万円・%)

		平	成 20	年	度						比		較		
区分							平成19年			;	増減率	<u> </u>	前:	年度増減	(率
	都道府	牙 県	市町	村	純 計	額	純 計	額	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
総 務 費	241,959	3.4	432,178	6.7	585,209	4.5	596,623	4.4	△ 11,414	△ 7.3	3.4	△ 1.9	△ 7.7	0.8	△ 3.3
民 生 費	90,191	1.3	293,025	4.5	370,374	2.9	359,408	2.7	10,966	△ 10.1	7.3	3.1	△ 35.1	△ 10.0	△ 18.9
社 会 福 祉 費	40,351	0.6	60,796	0.9	97,351	0.7	91,491	0.7	5,860	8.4	5.6	6.4	△ 36.3	△ 12.3	△ 22.9
老人福祉費	32,324	0.5	79,119	1.2	109,046	0.8	122,355	0.9	△ 13,309	△ 21.3	△ 5.8	△ 10.9	△ 39.8	△ 5.8	△ 20.5
児 童 福 祉 費	16,996	0.2	151,231	2.3	161,591	1.2	141,305	1.0	20,286	△ 13.9	18.4	14.4	△ 22.8	△ 13.1	△ 15.2
その他	520	0.0	1,879	0.1	2,386	0.2	4,257	0.1	△ 1,871	△ 76.8	△ 49.7	△ 44.0	△ 5.4	137.2	8.0
衛 生 費	86,935	1.2	441,385	6.8	508,405	3.9	538,630	4.0	△ 30,225	0.1	△ 6.1	△ 5.6	△ 11.8	△ 12.4	△ 12.2
清 掃 費	15,895	0.2	314,314	4.9	323,771	2.5	364,253	2.7	△ 40,482	△ 30.7	△ 9.5	△ 11.1	14.1	△ 12.0	△ 10.5
そ の 他	71,040	1.0	127,071	1.9	184,634	1.4	174,377	1.3	10,257	11.1	3.5	5.9	△ 18.5	△ 13.6	△ 15.6
労 働 費	5,529	0.1	2,598	0.0	7,971	0.1	18,499	0.1	△ 10,528	△ 61.3	△ 40.3	△ 56.9	114.5	11.7	77.7
農林水産業費	1,455,538	20.6	476,527	7.4	1,670,465	12.9	1,798,118	13.3	△ 127,653	△ 8.1	△ 5.5	△ 7.1	△ 9.8	△ 14.2	△ 10.2
農業費	55,177	0.8	83,088	1.3	102,460	0.8	100,603	0.7	1,857	△ 13.6	8.2	1.8	△ 25.5	△ 20.5	△ 24.8
畜 産 業 費	26,744	0.4	21,499	0.3	38,614	0.3	42,469	0.3	△ 3,855	△ 13.1	6.3	△ 9.1	4.5	△ 13.5	△ 3.5
農 地 費	839,371	11.9	217,989	3.4	920,333	7.1	1,015,202	7.5	△ 94,869	△ 9.6	△ 10.8	△ 9.3	△ 9.9	△ 13.9	△ 9.9
林 業 費	353,901	5.0	80,201	1.2	396,666	3.1	418,627	3.1	△ 21,961	△ 5.0	△ 7.3	△ 5.2	△ 6.4	△ 9.7	△ 6.3
水 産 業 費	180,345	2.5	73,748	1.1	212,392	1.6	221,217	1.6	△ 8,825	△ 4.3	△ 3.5	△ 4.0	△ 11.6	△ 13.7	△ 12.0
商 工 費	91,820	1.3	109,256	1.7	190,569	1.5	244,050	1.8	△ 53,481	△ 19.8	△ 21.5	△ 21.9	19.5	21.6	23.6
土 木 費	4,609,134	65.1	3,275,991	50.6	7,731,878	59.5	8,066,182	59.6	△ 334,304	△ 4.3	△ 3.8	△ 4.1	△ 5.6	△ 3.9	△ 4.8
道路橋りょう費	2,165,210	30.6	1,134,026	17.5	3,261,727	25.1	3,419,140	25.3	△ 157,413	△ 5.5	△ 2.6	△ 4.6	△ 6.4	△ 4.8	△ 5.8
河川海岸費	1,121,290	15.8	131,231	2.0	1,235,604	9.5	1,337,463	9.9	△ 101,859	△ 8.3	△ 1.2	△ 7.6	△ 5.8	△ 7.1	△ 5.8
港湾費	210,858	3.0	109,547	1.7	300,991	2.3	302,807	2.2	△ 1,816	1.5	△ 4.7	△ 0.6	△ 11.5	△ 5.9	△ 9.5
都市計画費	813,257	11.5	1,616,238	25.0	2,360,014	18.2	2,446,298	18.1	△ 86,284	△ 0.9	△ 4.8	△ 3.5	△ 2.2	△ 2.8	△ 2.5
街 路 費	531,927	7.5	586,382	9.1	1,086,823	8.4	1,133,837	8.4	△ 47,014	1.5	△ 9.2	△ 4.1	△ 4.8	△ 2.4	△ 3.4
公 園 費	94,587	1.3	342,335	5.3	433,629	3.3	440,025	3.3	△ 6,396	△ 15.8	3.5	△ 1.5	8.7	△ 7.4	△ 4.0
下 水 道 費	9,566	0.1	14,887	0.2	17,955	0.1	20,138	0.1	△ 2,183	1.5	△ 9.0	△ 10.8	△ 4.5	△ 6.9	△ 7.5
区画整理費等	177,177	2.5	672,634	10.4	821,608	6.3	852,298	6.3	△ 30,690	1.6	△ 4.5	△ 3.6	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.4
住 宅 費	188,959	2.7	247,767	3.8	432,310	3.3	426,574	3.2	5,736	6.2	△ 2.3	1.3	△ 4.8	△ 3.6	△ 4.0
そ の 他	109,560	1.5	37,182	0.6	141,232	1.1	133,900	0.9	7,332	14.1	△ 13.5	5.5	0.9	△ 4.2	0.7
消防費	14,626	0.2	174,505	2.7	187,939	1.4	200,237	1.5	△ 12,298	10.8	△ 8.0	△ 6.1	7.8	3.0	2.7
教 育 費	284,134	4.0	1,223,413	18.9	1,498,899	11.5	1,477,362	10.9	21,537	△ 10.4	4.7	1.5	△ 12.0	1.4	△ 1.7
小 学 校 費	590	0.0	519,406	8.0	519,372	4.0	473,514	3.5	45,858	39.2	9.7	9.7	4.2	△ 6.1	△ 6.1
中学校費	1,027	0.0	314,214	4.9	314,669	2.4	291,717	2.2	22,952	△ 67.4	8.8	7.9	56.3	7.1	7.4
高等学校費	176,559	2.5	9,818	0.2	186,276	1.4	225,678	1.7	△ 39,402	△ 11.8	△ 61.7	△ 17.5	△ 4.2	82.5	1.3
社会教育費	24,601	0.3	171,664	2.7	192,710	1.5	220,874	1.6	△ 28,164	△ 19.5	△ 11.6	△ 12.8	△ 16.0	17.3	11.5
保健体育費	15,852	0.2	163,495	2.5	176,029	1.4	154,037	1.1	21,992	△ 3.7	16.5	14.3	△ 6.4	△ 12.6	△ 11.3
大 学 費	15,109	0.2	7,359	0.1	22,467	0.2	19,739	0.1	2,728	△ 2.7	74.9	13.8	△ 23.3	54.6	△ 14.1
その他	50,396	0.8	37,457	0.5	87,376	0.6	91,803	0.7	△ 4,427	△ 0.9	△ 9.1	△ 4.8	△ 32.1	19.9	△ 15.7
その他	194,810	2.8	41,459	0.7	236,164	1.8	225,191	1.7	10,973	△ 0.2	38.3	4.9	△ 0.5	△ 10.0	△ 1.9
合 計	7,074,676	100.0	6,470,337	100.0	12,987,873	100.0	13,524,300	100.0	△ 536,427	△ 5.7	△ 2.0	△ 4.0	△ 7.0	△ 3.9	△ 5.3

資81

資\_p071-099.indd 81

# 第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		1															
			2	龙 成 20	年	度							比		較		
	区 分							平成19 <sup>4</sup> 純 計				1	増減率	ĸ	前	年度増減	<b></b> 基率
		都道用	舟 県	市町	村	純 計	額	純計	徦	増	減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
総	務費	5,893	0.2	85,580	3.6	88,832	1.7	118,092	2.1	Δ	29,260	24.1	△ 26.1	△ 24.8	△ 8.1	29.6	28.0
民	生 費	28,465	0.9	74,897	3.2	100,525	1.9	100,066	1.8		459	8.0	△ 5.7	0.5	△ 60.8	△ 30.4	△43.1
社	会 福 祉 費	20,370	0.6	13,819	0.6	33,523	0.6	25,083	0.5		8,440	64.6	2.9	33.6	△ 46.6	△ 27.3	△ 36.6
老	人 福 祉 費	223	0.0	16,472	0.7	16,695	0.3	23,985	0.4	Δ	7,290	△ 90.4	△ 27.4	△ 30.4	△ 91.9	△ 23.8	△ 58.2
児	童 福 祉 費	7,454	0.2	43,839	1.9	49,134	0.9	48,021	0.9		1,113	△ 23.0	8.0	2.3	△ 26.3	△ 37.5	△ 36.7
そ	の他	418	0.1	767	0.0	1,173	0.1	2,977	0.0	Δ	1,804	△ 78.9	△ 71.6	△ 60.6	△ 4.9	181.5	△ 2.0
衛	生 費	25,167	0.8	157,112	6.7	181,122	3.4	187,973	3.4	Δ	6,851	42.6	△ 8.3	△ 3.6	△ 42.6	△ 16.2	△ 19.4
清	掃費	3,935	0.1	143,645	6.1	147,580	2.8	158,559	2.9	Δ	10,979	150.3	△ 8.5	△ 6.9	△ 72.1	△ 16.4	△ 18.0
そ	の他	21,232	0.7	13,467	0.6	33,542	0.6	29,414	0.5		4,128	32.1	△ 5.9	14.0	△ 36.0	△ 14.5	△ 26.1
労	働費	2,736	0.1	48	0.0	2,783	0.1	6,480	0.1	Δ	3,697	△ 57.4	△ 11.1	△ 57.1	45.6	△ 46.0	43.5
農材	木 水 産 業 費	1,060,271	33.5	204,859	8.7	1,121,579	20.9	1,197,592	21.7		76,013	△ 7.6	△ 1.1	△ 6.3	△ 10.5	△ 17.4	△ 11.1
農	業費	32,496	1.0	43,913	1.9	54,327	1.0	54,502	1.0		175	△ 18.6	11.9	△ 0.3	△ 26.4	△ 27.3	△ 29.0
畜	産 業 費	13,353	0.4	12,640	0.5	18,867	0.4	19,506	0.4		639	△ 9.3	20.6	△ 3.3	△ 2.7	△ 18.3	△ 10.9
農	地費	575,445	18.2	49,878	2.1	563,914	10.5	615,413	11.2		51,499	△ 8.7	△ 9.0	△ 8.4	△ 11.7	△ 18.1	△ 11.8
林	業費	282,549	8.9	41,451	1.8	299,114	5.6	316,967	5.7	Δ	17,853	△ 5.8	△ 6.0	△ 5.6	△ 4.0	△ 11.5	△ 4.4
水	産 業 費	156,427	4.9	56,978	2.4	185,356	3.5	191,203	3.5	Δ	5,847	△ 3.4	△ 2.6	△ 3.1	△ 12.6	△ 13.1	△ 12.8
商	工費	7,594	0.2	17,903	0.8	24,650	0.5	32,437	0.6		7,787	19.7	△ 32.2	△ 24.0	△ 18.9	19.4	15.8
土	木 費	1,921,327	60.7	1,213,862	51.5	3,127,874	58.3	3,219,004	58.4		91,130	△ 4.7	0.4	△ 2.8	△ 5.8	0.5	△ 3.5
道	路橋りょう費	664,022	21.0	222,396	9.4	886,153	16.5	917,379	16.6	Δ	31,226	△ 6.2	6.1	△ 3.4	△ 5.1	9.1	△ 2.2
河	川海岸費	694,570	21.9	48,919	2.1	740,142	13.8	812,113	14.7		71,971	△ 9.5	1.2	△ 8.9	△ 7.8	△ 8.0	△ 7.8
港	湾費	135,215	4.3	36,952	1.6	172,099	3.2	166,711	3.0		5,388	△ 0.7	20.5	3.2	△ 11.6	△ 20.3	△ 13.4
都	市計画費	250,807	7.9	704,423	29.9	952,740	17.8	949,467	17.2		3,273	4.2	△ 0.7	0.3	2.4	1.8	1.9
í	街 路 費	161,944	5.1	221,153	9.4	382,902	7.1	373,915	6.8		8,987	6.2	△ 0.3	2.4	4.9	9.3	7.4
2	公 園 費	36,032	1.1	163,048	6.9	199,073	3.7	205,517	3.7	Δ	6,444	△ 2.2	△ 3.3	△ 3.1	△ 13.4	△ 0.6	△ 3.1
-	下 水 道 費	3,953	0.1	5,160	0.2	8,053	0.2	9,701	0.2	Δ	1,648	17.0	△ 18.4	△ 17.0	△ 7.5	△ 7.4	△ 7.4
[	区画整理費等	48,878	1.5	315,062	13.4	362,712	6.8	360,333	6.5		2,379	1.6	0.9	0.7	10.5	△ 1.6	△ 0.1
住	宅 費	163,170	5.2	187,083	7.9	349,443	6.5	344,090	6.2		5,353	11.0	△ 5.4	1.6	△ 7.1	△ 4.5	△ 5.7
そ	の他	13,543	0.4	14,089	0.6	27,297	0.5	29,244	0.7		1,947	△ 12.9	0.7	△ 6.7	11.6	△ 15.7	△ 2.5
消	防費	1,783	0.1	29,966	1.3	31,749	0.6	39,772	0.7	Δ	8,023	245.5	△ 23.7	△ 20.2	△ 67.3	9.1	5.8
教	育 費	53,273	1.7	573,799	24.3	626,932	11.7	565,137	10.2		61,795	14.7	10.6	10.9	△ 7.7	13.3	11.2
小	学 校 費	-	-	278,120	11.8	278,120	5.2	249,586	4.5		28,534	-	11.4	11.4	-	2.0	2.0
中	学 校 費	274	0.0	170,231	7.2	170,505	3.2	158,146	2.9		12,359	△ 84.7	8.9	7.8	108.0	25.2	25.8
高	等 学 校 費	30,539	1.0	830	0.0	31,369	0.6	25,189	0.5		6,180	25.4	△ 1.4	24.5	△ 1.7	83.8	△ 0.1
社	会 教 育 費	5,037	0.2	58,551	2.5	63,466	1.2	70,642	1.3		7,176	△ 10.6	△ 10.0	△ 10.2	0.1	38.1	34.0
保	健 体 育 費	727	0.0	54,648	2.3	55,375	1.0	33,273	0.6		22,102	340.6	65.1	66.4	△ 24.0	△ 1.2	△ 1.3
大	学 費	1,842	0.1	47	0.0	1,889	0.0	1,322	0.0		567	236.1	△ 93.9	42.9	199.5	423.0	299.4
そ	の他	14,854	0.4	11,372	0.5	26,208	0.5	26,979	0.4		771	6.3	△ 12.8	△ 2.9	△ 25.2	89.4	5.5
そ	の他	59,936	1.8	10	0.0	59,948	0.9	46,998	1.0		12,950	27.5	皆増	27.6	7.9	皆減	7.9
合	計	3,166,445	100.0	2,358,036	100.0	5,365,994	100.0	5,513,551	100.0	Δ.	147,557	△ 4.6	△ 0.4	△ 2.7	△ 8.7	△ 0.5	△ 5.1

### 第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況 (つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 20 年 度		平成19年度	比	較
区 分	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額	純計額	増減額	増減率 前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,690,342 53.4	984,482 41.8	2,675,650 49.9	2,788,438 50.6	△ 112,788	△ 4.0 △ 6.3
分担金、負担金、寄附金	106,319 3.4	8,075 0.3	35,199 0.7	36,260 0.7	△ 1,061	△ 2.9 △ 5.3
財 産 収 入	2,388 0.3	738 0.0	3,129 0.1	2,322 0.0	807	34.8 $\triangle$ 5.3
地 方 債	1,077,503 34.0	824,898 35.0	1,968,889 36.7	1,983,561 36.0	△ 14,672	△ 0.7 △ 3.5
その他特定財源	149,857 4.	290,441 12.3	270,089 4.9	283,834 5.1	△ 13,745	△ 4.8 10.5
一般 財源等	140,036 4.4	249,402 10.6	413,038 7.7	419,136 7.6	△ 6,098	△ 1.5 △ 12.2
合 計	3,166,445 100.0	2,358,036 100.0	5,365,994 100.0	5,513,551 100.0	△ 147,557	△ 2.7 △ 5.1

#### 第85表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
区 分	都 道 )	府 県	市町	村	純 計	額	純 計		増減額	増減率	前年度 増減率
農林水産業費	214,560	20.0	6,891	6.4	221,452	18.8	249,368	19.9	△ 27,916	△ 11.2	△ 2.8
畜 産 業 費	356	0.0	-	-	356	0.0	3,163	0.3	△ 2,807	△ 88.7	418.5
農 地 費	203,561	19.0	6,884	6.4	210,445	17.8	236,549	18.9	△ 26,104	△ 11.0	△ 4.1
林 業 費	5,817	0.5	_	-	5,817	0.5	5,326	0.4	491	9.2	△ 0.6
水 産 業 費	4,827	0.4	7	0.0	4,833	0.4	4,330	0.3	503	11.6	6.4
土 木 費	858,053	80.0	100,476	93.6	958,529	81.2	1,004,527	80.1	△ 45,998	△ 4.6	0.2
道路橋りょう費	537,408	50.1	64,176	59.8	601,583	51.0	640,377	51.1	△ 38,794	△ 6.1	△ 2.4
河 川 海 岸 費	252,066	23.5	_	-	252,066	21.4	268,976	21.5	△ 16,910	△ 6.3	4.8
港湾費	50,685	4.7	36,297	33.8	86,982	7.4	76,500	6.1	10,482	13.7	9.8
都 市 計 画 費	8,076	0.8	4	0.0	8,080	0.7	10,379	0.8	△ 2,299	△ 22.2	△ 3.5
街 路 費	-	_	_	-	_	_	91	0.0	△ 91	皆減	△ 26.6
公 園 費	8,075	0.8	3	0.0	8,077	0.7	9,417	0.8	△ 1,340	△ 14.2	△ 6.9
下 水 道 費	-	-	_	-	_	-	-	-	_	-	-
区画整理費等	2	0.0	1	0.0	3	0.0	871	0.1	△ 868	△ 99.7	71.5
空 港 費	5,855	0.5	_	-	5,855	0.5	5,989	0.5	△ 134	△ 2.2	△ 26.6
そ の 他	3,963	0.4	_	-	3,963	0.2	2,306	0.1	1,657	71.9	50.5
合 計	1,072,614	100.0	107,368	100.0	1,179,981	100.0	1,253,895	100.0	△ 73,914	△ 5.9	△ 0.4

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
区 分	都 道	府 県	市町	村	純 計	額	純 計		増減額	増減率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附金	58,176	5.4	2	0.0	58,178	4.9	81,628	6.5	△ 23,450	△ 28.7	3.4
地 方 債	790,632	73.7	90,117	83.9	880,748	74.6	882,013	70.3	△ 1,265	△ 0.1	7.0
その他特定財源	5,097	0.5	4,643	4.4	8,091	0.8	5,263	0.5	2,828	53.7	△ 34.0
一般 財源等	218,709	20.4	12,606	11.7	232,964	19.7	284,991	22.7	△ 52,027	△ 18.3	△ 18.1
合 計	1,072,614	100.0	107,368	100.0	1,179,981	100.0	1,253,895	100.0	△73,914	△ 5.9	△ 0.4

資83

資\_p071-099.indd 83

# 第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		7	成 20		度						上		較		[]· 70)
		'	/94 20	•			平成19年	丰度			増減率	ξ.	-	年度増減	
区 分	都道	府 県	市町	村	純計	額	純 計		増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道	市町村	純計額
総務	236,067	8.3	346,418	9.0	496,377	7.7	478,531	7.1	17,846	△ 7.9	14.8	3.7	△ 7.7	△ 6.9	△ 8.9
民 生 彗	61,726	2.2	217,980	5.7	269,850	4.2	259,342	3.8	10,508	△ 16.5	12.6	4.1	△ 15.3	2.3	△ 3.0
社 会 福 祉 輩	19,981	0.7	46,829	1.2	63,828	1.0	66,408	1.0	△ 2,580	△ 19.6	6.2	△ 3.9	△ 29.5	△ 6.4	△ 16.1
老人福祉費	32,101	1.1	62,646	1.6	92,351	1.4	98,369	1.5	△ 6,018	△ 17.1	2.2	△ 6.1	△ 1.3	3.2	1.9
児童福祉費	9,543	0.3	107,392	2.8	112,458	1.7	93,284	1.4	19,174	△ 5.1	23.3	20.6	△ 19.2	6.1	2.8
そ の fl	101	0.1	1,113	0.1	1,213	0.1	1,281	0.0	△ 68	△ 61.9	7.3	△ 5.3	△ 8.0	68.1	41.9
衛 生 輩	61,768	2.2	283,623	7.4	327,282	5.1	350,657	5.2	△ 23,375	△ 10.8	△ 5.0	△ 6.7	2.2	△ 10.1	△ 7.8
清 掃	11,961	0.4	170,626	4.4	176,191	2.7	205,694	3.0	△ 29,503	△ 44.0	△ 10.3	△ 14.3	47.7	△ 8.0	△ 3.7
そ の fl	49,807	1.8	112,997	3.0	151,091	2.4	144,963	2.2	6,128	4.0	4.2	4.2	△ 10.2	△ 13.5	△ 13.1
労 働 雪	2,793	0.1	2,549	0.1	5,188	0.1	12,020	0.2	△ 6,832	△ 64.5	△ 40.7	△ 56.8	249.9	13.2	103.9
農林水産業費	180,707	6.4	193,076	5.0	327,435	5.1	351,159	5.2	△ 23,724	△ 8.8	△ 5.2	△ 6.8	△ 15.2	△ 9.9	△ 12.1
農業	22,680	0.8	37,674	1.0	48,133	0.7	46,101	0.7	2,032	△ 5.2	3.8	4.4	△ 24.0	△ 10.2	△ 19.1
畜 産 業 費	13,035	0.5	8,069	0.2	19,391	0.3	19,800	0.3	△ 409	1.0	△ 7.0	△ 2.1	△ 7.2	△ 8.1	△ 7.9
農 地 輩	60,365	2.1	100,524	2.6	145,974	2.3	163,239	2.4	△ 17,265	△ 15.8	△ 6.9	△ 10.6	△ 15.1	△ 9.8	△ 10.8
林業	65,535	2.3	36,105	0.9	91,735	1.4	96,334	1.4	△ 4,599	△ 2.8	△ 7.9	△ 4.8	△ 15.8	△ 7.5	△ 12.4
水 産 業 費	19,092	0.7	10,704	0.3	22,202	0.3	25,684	0.4	△ 3,482	△ 14.1	△ 7.9	△ 13.6	△ 6.8	△ 17.2	△ 8.1
商工	84,226	3.0	91,211	2.4	165,919	2.6	211,614	3.1	△ 45,695	△ 22.2	△ 19.1	△ 21.6	23.0	22.2	24.9
土 木 輩	1,829,755	64.5	1,870,447	48.7	3,645,474	56.6	3,842,650	56.9	△ 197,176	△ 3.9	△ 6.2	△ 5.1	△ 7.8	△ 6.2	△ 7.0
道路橋りょうり	963,781	34.0	824,704	21.5	1,773,991	27.5	1,861,383	27.5	△ 87,392	△ 5.1	△ 4.2	△ 4.7	△ 9.4	△ 7.4	△ 8.6
河川海岸	174,654	6.2	77,175	2.0	243,395	3.8	256,373	3.8	△ 12,978	△ 6.3	△ 1.7	△ 5.1	△ 10.6	△ 6.4	△ 9.1
港湾	24,958	0.9	21,898	0.6	41,910	0.7	59,596	0.9	△ 17,686	△ 13.1	△ 39.2	△ 29.7	△ 31.0	△ 1.9	△ 17.9
都市計画	554,373	19.6	865,273	22.5	1,399,194	21.7	1,486,453	22.0	△ 87,259	△ 2.8	△ 7.6	△ 5.9	△ 3.9	△ 5.8	△ 5.2
街 路 雪	369,982	13.0	336,425	8.8	703,920	10.9	759,831	11.2	△ 55,911	△ 0.5	△ 13.9	△ 7.4	△ 8.2	△ 7.7	△ 8.0
公 園 誓	50,481	1.8	176,985	4.6	226,478	3.5	225,090	3.3	1,388	△ 23.9	10.9	0.6	29.9	△ 14.1	△ 4.7
下 水 道 猿	5,612	0.2	9,709	0.3	9,902	0.2	10,438	0.2	△ 536	△ 7.2	△ 3.0	△ 5.1	△ 2.7	△ 6.0	△ 7.5
区画整理費等	128,297	4.5	342,155	8.9	458,894	7.1	491,094	7.3	△ 32,200	1.6	△ 9.1	△ 6.6	△ 3.8	0.4	△ 0.7
住 宅 費	25,789	0.9	60,605	1.6	82,867	1.3	82,484	1.2	383	△ 16.5	8.6	0.5	7.6	△ 0.3	3.7
そ の fl	86,200	2.9	20,792	0.5	104,117	1.6	96,361	1.5	7,756	18.9	△ 20.5	8.0	0.6	4.2	3.3
消 防 輩	12,843	0.5	143,422	3.7	156,190	2.4	160,464	2.4	△ 4,274	1.3	△ 3.1	△ 2.7	18.9	0.8	2.0
教 育 彗	230,861	8.1	649,552	16.9	871,967	13.5	912,225	13.5	△ 40,258	△ 14.7	0.1	△ 4.4	△ 12.7	△ 6.4	△ 8.3
小 学 校 費	590	0.0	241,286	6.3	241,251	3.7	223,928	3.3	17,323	39.2	7.7	7.7	4.2	△ 13.8	△ 13.8
中 学 校 費	753	0.0	143,982	3.7	144,164	2.2	133,571	2.0	10,593	△ 44.9	8.6	7.9	18.0	△ 8.5	△ 8.4
高 等 学 校 輩	146,020	5.1	8,988	0.2	154,907	2.4	200,489	3.0	△ 45,582	△ 16.9	△ 63.8	△ 22.7	△ 4.5	82.4	1.5
社会教育輩	19,563	0.7	113,113	2.9	129,244	2.0	150,232	2.2	△ 20,988	△ 21.5	△ 12.4	△ 14.0	△ 19.0	9.0	3.3
保健体育	15,125	0.5	108,839	2.8	120,654	1.9	120,765	1.8	△ 111	△ 7.2	1.5	△ 0.1	△ 6.1	△ 15.6	△ 13.7
大 学 彗	13,266	0.5	7,312	0.2	20,578	0.3	18,417	0.3	2,161	△ 11.5	113.0	11.7	△ 25.3	33.4	△ 18.7
<b>その他</b>			26,032	0.8	61,169	1.0	64,823	0.9	△ 3,654	△ 3.7	△ 7.5	△ 5.6	△ 34.4	2.5	△ 22.3
そ の ft			41,449	1.1	176,216	2.7	178,191	2.6	△ 1,975	△ 9.1	38.3	△ 1.1	△ 2.9	△ 10.0	△ 4.2
合 計	2,835,618	100.0	3,839,727	100.0	6,441,898	100.0	6,756,853	100.0	△314,955	△ 7.0	△ 2.4	△ 4.7	△ 7.4	△ 5.6	△ 6.4



## 第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況 (つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成 19	在度	比		較
区 分	都 道 凡	舟 県	市町	村	純 計	額	純計		増 減 額	増減率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附金	61,050	2.2	25,896	0.7	36,583	0.6	33,024	0.5	3,559	10.8	△ 18.4
財 産 収 入	13,466	0.5	25,592	0.7	39,061	0.6	47,637	0.7	△ 8,576	△ 18.0	△ 21.5
地 方 債	1,241,093	43.8	1,301,085	33.9	2,567,831	39.9	2,684,744	39.7	△ 116,913	△ 4.4	△ 4.9
その他特定財源	257,578	9.0	538,621	14.0	668,206	10.3	705,812	10.5	△ 37,606	△ 5.3	△ 14.3
一 般 財 源 等	1,262,431	44.5	1,948,533	50.7	3,130,217	48.6	3,285,636	48.6	△ 155,419	△ 4.7	△ 5.3
合 計	2,835,618	100.0	3,839,727	100.0	6,441,898	100.0	6,756,853	100.0	△ 314,955	△ 4.7	△ 6.4

### 第87表 普通建設事業費の目的別の状況 (構成比)

(単位 %)

	都	道 府	県		市	丁 村		純	計	額
区 分	補 助事業費	国直轄事 業負担金	単 独事業費	補 助事業費	国直轄事 業負担金	県営事業 負 担 金	単 独 事業費	補 助事業費	国直轄事 業負担金	単 独事業費
総 務 費	2.4	_	97.6	19.8	-	0.0	80.2	15.2	_	84.8
民 生 費	31.6	_	68.4	25.6	-	0.1	74.4	27.1	_	72.9
社 会 福 祉 費	50.5	_	49.5	22.7	_	0.2	77.0	34.4	_	65.6
老人福祉費	0.7	_	99.3	20.8	_	-	79.2	15.3	_	84.7
児 童 福 祉 費	43.9	_	56.1	29.0	-	-	71.0	30.4	_	69.6
そ の 他	80.6	_	19.4	40.8	_	-	59.2	49.2	_	50.8
衛 生 費	28.9	_	71.1	35.6	_	0.1	64.3	35.6	_	64.4
清 掃 費	24.8	_	75.2	45.7	-	0.0	54.3	45.6	_	54.4
そ の 他	29.9	_	70.1	10.6	-	0.5	88.9	18.2	_	81.8
労 働 費	49.5	_	50.5	1.8	_	0.1	98.1	34.9	_	65.1
農林水産業費	72.8	14.7	12.4	43.0	1.4	15.0	40.5	67.1	13.3	19.6
農業費	58.9	_	41.1	52.9	_	1.8	45.3	53.0	_	47.0
畜 産 業 費	49.9	1.3	48.7	58.8	_	3.7	37.5	48.9	0.9	50.2
農地費	68.6	24.3	7.2	22.9	3.2	27.8	46.1	61.3	22.9	15.9
林 業 費	79.8	1.6	18.5	51.7	-	3.3	45.0	75.4	1.5	23.1
水 産 業 費	86.7	2.7	10.6	77.3	0.0	8.2	14.5	87.3	2.3	10.5
商 工 費	8.3	_	91.7	16.4	_	0.1	83.5	12.9	_	87.1
土 木 費	41.7	18.6	39.7	37.1	3.1	2.8	57.1	40.5	12.4	47.1
道路橋りょう費	30.7	24.8	44.5	19.6	5.7	2.0	72.7	27.2	18.4	54.4
河 川 海 岸 費	61.9	22.5	15.6	37.3	_	3.9	58.8	59.9	20.4	19.7
港湾費	64.1	24.0	11.8	33.7	33.1	13.1	20.0	57.2	28.9	13.9
都 市 計 画 費	30.8	1.0	68.2	43.6	0.0	2.9	53.5	40.4	0.3	59.3
街 路 費	30.4	_	69.6	37.7	_	4.9	57.4	35.2	_	64.8
公 園 費	38.1	8.5	53.4	47.6	0.0	0.7	51.7	45.9	1.9	52.2
下 水 道 費	41.3	_	58.7	34.7	-	0.1	65.2	44.9	_	55.1
区画整理費等	27.6	0.0	72.4	46.8	0.0	2.3	50.9	44.1	0.0	55.9
住 宅 費	86.4	-	13.6	75.5	_	0.0	24.5	80.8	- 7.0	19.2
その他	12.4	9.0	78.7	37.9	_	6.2	55.9	19.3	7.0	73.7
消防费	12.2	_	87.8	17.2	_	0.6	82.2	16.9	_	83.1
教 育 費 小 学 校 費	18.7	_	81.3	46.9	_	0.0	53.1	41.8	_	58.2
		_	100.0	53.5	_		46.5	53.5	_	46.5
	26.6	_	73.4 82.7	54.2	_	_	45.8	54.2	_	45.8
高等学校費 社会教育費	17.3 20.5	_	82.7 79.5	8.5 34.1	_	0.0	91.5 65.9	16.8 32.9	_	83.2 67.1
保健体育費	4.6	_	79.5 95.4	33.4	_	0.0	66.6	32.9	_	68.5
大 学 費	12.2	_	95.4 87.8	0.6	_	0.0	99.4	8.4	_	91.6
人 子 賃 を の 他	29.5	_	70.5	30.4	_	0.1	69.5	30.0	_	70.0
そ の 他	30.8	_	69.2	0.0	_	0.1	100.0	25.4	_	70.0
合計	44.8	15.2	69.2 <b>40.1</b>	36.4	1.7	2.6	59.3	25.4 41.3	9.1	49.6
П	44.0	13.2	40.1	30.4	1.7	2.0	39.3	41.3	3.1	45.0

資 85

資\_p071-099.indd 85

## 第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

うち庁舎         554         01         12.288         1.1         12.841         0.7         13.990         0.7         △ 1.149         231.7         △ 11.1         △ 8.2         △ 9.9         △         ○ 5.875         1.4         13.456         △ 8.86         52.3         51.0         △ 8.74         △         → <th></th>	
総 務 関 係 275 044 95.633 85 98.428 53 67.287 36 31.14 12.90 448 46.3 28.8 2 2 5 5 7 5 7 6 55 4 6 11 12.88 11 12.81 07 13.990 07 4 1.40 13.456 28.6 523 51.0 28.7 2 5 5 7 6 55 4 2 11 12.81 07 13.990 07 6 1.4 13.456 28.6 523 51.0 28.7 2 5 5 7 5 5 7 5 7 6 12.288 11 12.81 07 13.990 10 12.746 07 6 6.48	 曽減率
尺 生 関 係 27 00 39.894 3.5 39.831 22 26.375 14 13.456 △886 52.3 51.0 △87.4 △ うち社会福祉施設 ― ― 19.200 1.7 19.230 1.0 12.746 0.7 6.484 皆誠 52.5 50.9 △61.4 △ うち社会福祉施設 ― ― ― 19.230 1.7 19.230 1.0 12.746 0.7 6.484 皆誠 52.5 50.9 △61.4 △ 寄 生 関 係 52.62 0.7 27.319 24 32.582 1.8 37.502 2.0 △ 4.920 1.9 5 △17.5 △13.1 △35.9 △ うち清掃施設 ― ― ― 14.384 1.3 14.384 0.8 15.768 0.8 △ 1.384 ― ― 各8 △ 8.8 皆敬 農林水産業関係 14.773 2.1 11.005 1.0 25.778 1.4 28.706 1.5 △ 2.928 △17.1 1.1 △10.2 △36.2 △ 農業 関 係 14.151 2.0 8.864 0.8 23.014 1.2 25.238 1.3 △ 2.224 △15.9 5.5 △ 8.8 △25.7 △ 林栄・水産業関係 623 0.1 2.141 0.2 2.764 0.1 34.68 0.2 △ 704 △36.9 △ 13.7 △20.3 △ 81.4 △ うち漁港 171 0.0 529 0.0 700 0.0 1.216 0.1 △ 5.16 △ 6.85 △ 2.15 △ 4.24 89.5 □ 土 木 関 係 670.947 93.9 779.512 68.9 1.450.459 78.6 1.514.342 80.4 △ 63.883 △ 7.7 △ 1.0 △ 4.2 △ 6.9 △ 道路橋 りょう 311.532 43.6 186.361 16.5 497.892 27.0 526.508 28.0 △ 2.8616 △ 6.6 △ 3.4 △ 5.4 △ 14.4 △ 河 川 77.331 10.8 15.408 1.4 92.739 5.0 111.015 5.9 △ 18.276 △ 20.4 11.4 △16.5 △ 7.2 □ 港 市 計 画 265.134 37.1 540.032 47.7 805.166 43.6 802.857 42.6 2.309 △ 2.3 1.6 0.3 7.9 △ 街 新市下水路 ― ― 255 0.0 225 0.0 752 0.0 △ 5.17 ― △ 68.8 △ 68.8 ― ○  「	村合計額
民生 関係	0.3 \( \triangle 17.2
うち社会福祉施設	1.7 △ 33.6
帝 生 関 係 5.262 0.7 27.319 2.4 32.582 1.8 37.502 2.0 △ 4.920 1.95 △17.5 △13.1 △35.9 △ 5 吉 掃 極 粒 14.384 1.3 14.384 0.8 15.768 0.8 △ 1.384 △ 8.8 △ 8.8 崔诚 是林 水 産 楽 関 係 14.773 2.1 11.005 1.0 25.778 1.4 28.706 1.5 △ 2.928 △17.1 1.1 △10.2 △362 △ 操 楽 関 係 14.151 2.0 8.864 0.8 23.014 1.2 25.238 1.3 △ 2.224 △15.9 5.5 △ 8.8 △25.7 △ 林 楽 ・	7.0 \( \triangle 21.0
きき清掃施設 14384 13 14384 08 15.768 08 △ 1384 - △ 8 8 △ 88 皆滅 農林水産業関係 14.773 21 11.005 10 25.778 1.4 28.706 1.5 △ 29.28 △ 17.1 1.1 △ 10.2 △ 36.2 △ 機業・関係 14.151 20 8.864 08 23.014 12 25.238 1.3 △ 22.24 △ 15.9 5.5 △ 8.8 △ 25.7 △ 林寨・水産業関係 623 0.1 2.141 02 2.764 0.1 3.468 02 △ 704 △ 36.9 △ 13.7 △ 20.3 △ 81.4 △ うち漁港 17.1 0.0 529 0.0 700 0.0 12.16 0.1 △ 5.16 △ 68.5 △ 21.5 △ 42.4 89.5 土 木 関 係 670.947 93.9 77.9512 68.9 1.450.459 78.6 15.14.342 80.4 △ 63.883 △ 7.7 △ 1.0 △ 4.2 △ 6.9 △ 道路橋りょう 311.532 43.6 186.361 16.5 497.892 27.0 52.6508 28.0 △ 28.616 △ 6.6 △ 3.4 △ 5.4 △ 14.4 △ 河 川 77.331 10.8 15.408 1.4 92.739 5.0 111.015 5.9 △ 18.276 △ 20.4 11.4 △ 16.5 △ 7.2 港 湾 3.931 0.6 3.191 0.3 7.122 0.4 11.816 0.6 △ 4.694 0.9 △ 59.7 △ 39.7 △ 31.2 △ 都市計画 265.134 37.1 540.332 47.7 805.166 43.6 802.857 42.6 2.309 △ 2.3 1.6 0.3 7.9 △ 街路市下水路 235 0.0 235 0.0 752 0.0 △ 517 - △ 6.88 △ 6.88  - ○ 区画整理 31.702 4.4 92.644 82 124.346 6.7 105.326 5.6 19.020 7.9 22.0 18.1 0.3 △ Δ △ 2 位 住 宅 1.857 0.3 15.957 1.4 17.814 1.0 17.522 0.9 29.2 △ 33.4 8.3 1.7 △ 26.2 △ 空 浩 834 0.1 7.521 0.7 8.355 0.5 13.617 0.7 △ 5.262 △ 78.9 △ 22.2 △ 38.6 △ 31.0 そ の 他 10.328 1.4 11.042 0.9 21.371 1.1 31.007 1.7 △ 9.636 △ 27.5 △ 34.1 ○ 31.1 △ 32.3 教育 関係 1.606 0.2 106.866 9.4 108.472 5.9 100.665 5.3 7.807 △ 85.6 19.4 7.8 54.3 △ 表 今 次 作 原 孫 1.606 0.2 106.866 9.4 108.472 5.9 100.665 5.3 7.807 △ 85.6 19.4 7.8 54.3 △ 表 今 次 行 株 1.606 0.2 106.866 9.4 108.472 5.9 100.665 5.3 7.807 △ 85.6 19.4 7.8 54.3 △ 表 今 次 行 株 1.606 0.2 106.866 9.4 108.472 5.9 100.665 5.3 7.807 △ 85.6 19.4 7.8 54.3 △ 表 今 次 行 株 1.606 0.2 106.866 9.4 108.472 5.9 100.665 5.3 7.807 △ 85.6 0.4 6.4 6.923 △ 88.1 13.8 ←	8.5 \( \triangle 29.1
農林水産業関係 14.773 2.1 11.005 1.0 25.778 1.4 28.706 1.5 △ 2.928 △17.1 1.1 △10.2 △36.2 △ 2 農 業 関係 14.151 2.0 8.864 0.8 23.014 1.2 25.238 1.3 △ 2.224 △15.9 5.5 △ 8.8 △25.7 △ 4 未来・水産業関係 623 0.1 2.141 0.2 2.764 0.1 3.468 0.2 △ 704 △36.9 △13.7 △20.3 △8.1.4 △ 5 も 漁 港 171 0.0 52.9 0.0 700 0.0 1.216 0.1 △ 51.6 △68.5 △21.5 △42.4 89.5 上 木 関 係 670.947 93.9 779.512 68.9 1.450.459 78.6 1.514.342 80.4 △ 63.883 △ 7.7 △ 1.0 △ 4.2 △ 6.9 △ 道路 橋 りょう 311.532 43.6 186.361 16.5 497.892 27.0 526.508 28.0 △ 28.616 △ 6.6 △ 3.4 △ 5.4 △ 14.4 △ 河 川 77.331 10.8 15.408 1.4 92.739 5.0 111.015 5.9 △ 18.276 △ 20.4 11.4 △ 16.5 △ 7.2 港 1 市 計 画 265.134 37.1 540.032 47.7 805.166 43.6 802.857 42.6 23.09 △ 2.3 1.6 0.3 7.9 △ 街 1 路 市 計 画 265.134 37.1 540.032 47.7 805.166 43.6 802.857 42.6 23.09 △ 2.3 1.6 0.3 7.9 △ 街 1 路 1 野 1 野 1 野 1 野 1 野 1 野 1 野 1 野 1 野	2.8 \( \triangle 8.4
農業 関係 14.151 2.0 8.864 0.8 23.014 1.2 25.238 1.3 △ 2.224 △159 5.5 △ 8.8 △257 △ 林業・水産業関係 623 0.1 2.141 0.2 2.764 0.1 3.468 0.2 △ 704 △369 △13.7 △20.3 △81.4 △ 5 も 漁 港 171 0.0 529 0.0 700 0.0 1.216 0.1 △ 516 △685 △21.5 △424 89.5 上 木 関係 670.947 93.9 779.512 68.9 1.450.459 78.6 1.514.342 80.4 △ 63.883 △ 7.7 △ 1.0 △ 4.2 △ 6.9 △ 道路 橋 りょう 311.532 43.6 186.361 16.5 497.892 27.0 536.508 28.0 △ 28.616 △ 6.6 △ 3.4 △ 5.4 △ 14.4 △ 17.331 10.8 15.408 1.4 92.739 5.0 111.015 5.9 △ 18.276 △ 20.4 11.4 △ 16.5 △ 7.2 上 港	3.7
林楽・水産業関係 623 0.1 2.141 0.2 2.764 0.1 3.468 0.2 △ 704 △ 369 △ 13.7 △ 20.3 △ 81.4 △ うち漁港 171 0.0 529 0.0 700 0.0 1.216 0.1 △ 516 △ 68.5 △ 2.15 △ 42.4 89.5 土 木 関係 670.947 93.9 779.512 68.9 1.450.459 78.6 1.514.342 80.4 △ 63.883 △ 7.7 △ 1.0 △ 4.2 △ 6.9 △ 道路橋りょう 311.532 43.6 186.361 16.5 497.892 27.0 526.508 28.0 △ 28.616 △ 6.6 △ 3.4 △ 5.4 △ 14.4 △ 河 川 77.331 10.8 15.408 1.4 92.739 5.0 111.015 5.9 △ 18.276 △ 20.4 11.4 △ 16.5 △ 7.2 港 河 川 77.331 10.8 15.408 1.4 92.739 5.0 111.015 5.9 △ 18.276 △ 20.4 11.4 △ 16.5 △ 7.2 港 河 河 川 78.31 10.8 15.408 4.7 805.166 43.6 802.857 42.6 ○ 2.309 △ 2.3 1.6 ○ 3.7 ○ 3.7 ○ 3.1 ○	4.9 \( \triangle 29.6
*** 大 関 係 670,947 93.9 779,512 68.9 1,450,459 78.6 1,514,342 80.4 △ 63,883 △ 7.7 △ 1.0 △ 4.2 △ 6.9 △ 道路橋りょう 311,532 43.6 186,361 16.5 497,892 27.0 526,508 28.0 △ 28,616 △ 6.6 △ 3.4 △ 5.4 △ 1.4 △ 1.4 △ 1.6 □ 万 章 3,331 0.6 3.191 0.3 7,122 0.4 11,816 0.6 △ 4,694 0.9 △ 59.7 △ 39.7 △ 1.3 □ △ 1.3 □ 董	5.3 \( \triangle 22.5
土: 木 関 係 670,947 939 779,512 68.9 1,450,459 78.6 1,514,342 80.4 △ 63,883 △ 7.7 △ 1.0 △ 42 △ 6.9 △ 道路橋りょう 311,532 43.6 186,361 16.5 497,892 27.0 52,65.08 28.0 △ 28,616 △ 6.6 △ 3.4 △ 5.4 △ 1.4	3.5 \( \triangle 57.5
道路橋りょう 311.532 43.6 186.361 16.5 497.892 27.0 526.508 28.0 △ 28.616 △ 6.6 △ 3.4 △ 5.4 △ 1.44 △ 河 川 77.331 10.8 15.408 1.4 92.739 5.0 111.015 5.9 △ 18.276 △ 20.4 11.4 △ 16.5 △ 7.2 港 湾 3.931 0.6 3.191 0.3 7.122 0.4 11.816 0.6 △ 4.694 0.9 △ 5.9.7 △ 3.9.7 △ 13.2 △ 都 市 計 画 265.134 37.1 540.032 47.7 805.166 43.6 802.857 42.6 23.09 △ 2.3 1.6 0.3 7.9 △ 5.8 章 野 八 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四	3.5 29.8
河 川 77,331 108 15,408 1.4 92,739 5.0 111,015 5.9 △ 18,276 △ 204 11.4 △ 165 △ 72 港 湾 3,931 0.6 3,191 0.3 7,122 0.4 11,816 0.6 △ 4,694 0.9 △ 59.7 △ 39.7 △ 132 △ 都 市 計 画 265,134 37.1 540,032 47.7 805,166 43.6 802,857 42.6 23,09 △ 23 1.6 0.3 7.9 △ 街 路 199,030 27.9 257,096 22.7 456,125 24.7 466,269 24.8 △ 10,144 4.9 △ 7.1 △ 2.2 1.0 △ 都市下水路 — — 235 0.0 235 0.0 752 0.0 △ 517 — △ 68.8 △ 68.8 — 区 画 整 理 31,702 4.4 92,644 8.2 124,346 6.7 105,326 5.6 19,020 7.9 22.0 18.1 0.3 △ 公 園 34,402 4.8 177,143 15.7 211,545 11.5 218,085 11.6 △ 6,540 △ 34.4 6.9 △ 3.0 51.9 △ 公 営 住 宅 1,857 0.3 15,957 1.4 17,814 1.0 17,522 0.9 292 △ 33.4 8.3 1.7 △ 26.2 △ 空 港 834 0.1 7,521 0.7 8,355 0.5 13,617 0.7 △ 5,262 △ 78.9 △ 22.2 △ 38.6 △ 31.0 そ の 他 10,328 1.4 11,042 0.9 21,371 1.1 31,007 1.7 △ 9,636 △ 27.5 △ 34.1 △ 31.1 △ 32.3 教 育 関 係 1,606 0.2 106,866 9.4 108,472 5.9 100,665 5.3 7,807 △ 85.6 19.4 7.8 54.3 △ 古 等 学 校 756 0.1 315 0.0 1,071 0.1 9,007 0.5 △ 7,936 △ 84.6 △ 92.3 △ 88.1 13.8 大 学 — — 330 0.0 330 0.0 42,56 0.2 △ 3,926 皆減 0.0 △ 92.2 皆増 △	6.1 $\triangle$ 6.5
港 湾 3,931 06 3,191 03 7,122 04 11,816 06 △ 4,694 09 △ 59.7 △ 39.7 △ 13.2 △ 4 前 市 計 画 265,134 37.1 540,032 47.7 805,166 43.6 802,857 42.6 2,309 △ 2.3 1.6 0.3 7.9 △ 6 新 市 計 画 265,134 37.1 540,032 47.7 805,166 43.6 802,857 42.6 2,309 △ 2.3 1.6 0.3 7.9 △ 4 前 下 水路	8.2 \( \triangle 12.2
部 市 計 画 265,134 37.1 540,032 47.7 805,166 43.6 802,857 42.6 2,309 △ 2.3 1.6 0.3 7.9 △ 2.5 指 下 水路 199,030 27.9 257,096 22.7 456,125 24.7 466,269 24.8 △ 10,144 4.9 △ 7.1 △ 2.2 1.0 △ 都市下水路 - 235 0.0 235 0.0 752 0.0 △ 517 - △ 68.8 △ 68.8 - 区 画 整 理 31,702 4.4 92,644 8.2 124,346 6.7 105,326 5.6 19,020 7.9 22.0 18.1 0.3 △ 公 園 34,402 4.8 177,143 15.7 211,545 11.5 218,085 11.6 △ 6,540 △ 34.4 6.9 △ 3.0 51.9 △ 公 営 住 宅 1,857 0.3 15,957 1.4 17,814 1.0 17,522 0.9 292 △ 33.4 8.3 1.7 △ 26.2 △ 空 港 834 0.1 7,521 0.7 8,355 0.5 13,617 0.7 △ 5,262 △ 78.9 △ 22.2 △ 38.6 △ 31.0 そ の 他 10,328 1.4 11,042 0.9 21,371 1.1 31,007 1.7 △ 9,636 △ 27.5 △ 34.1 △ 31.1 △ 32.3 教 育 関 係 1,606 0.2 106,866 9.4 108,472 5.9 100,665 5.3 7,807 △ 85.6 19.4 7.8 54.3 △ 大 学 주 756 0.1 315 0.0 1,071 0.1 9,007 0.5 △ 7,936 △ 84.6 △ 92.3 △ 88.1 13.8 大 学 330 0.0 330 0.0 4,256 0.2 △ 3,926 皆減 0.0 △ 92.2 皆増 △	1.2 \( \triangle 5.2
海 路 199,030 27.9 257,096 22.7 456,125 24.7 466,269 24.8 △ 10,144 4.9 △ 7.1 △ 2.2 1.0 △ 都市下水路 — — 235 0.0 235 0.0 752 0.0 △ 517 — △ 68.8 △ 68.8 — 区画整理 31,702 4.4 92,644 8.2 124,346 6.7 105,326 5.6 19,020 7.9 22.0 18.1 0.3 △ 公 園 34,402 4.8 177,143 15.7 211,545 11.5 218,085 11.6 △ 6,540 △ 34.4 6.9 △ 3.0 51.9 △ 公 営 住 宅 1,857 0.3 15,957 1.4 17,814 1.0 17,522 0.9 292 △ 33.4 8.3 1.7 △ 26.2 △ 空 港 834 0.1 7,521 0.7 8,355 0.5 13,617 0.7 △ 5,262 △ 78.9 △ 22.2 △ 38.6 △ 31.0 ← の 他 10,328 1.4 11,042 0.9 21,371 1.1 31,007 1.7 △ 9,636 △ 27.5 △ 34.1 △ 31.1 △ 32.3 教育 関係 1,606 0.2 106,866 9.4 108,472 5.9 100,665 5.3 7,807 △ 85.6 19,4 7.8 54.3 △ 六 学 — — 330 0.0 330 0.0 4,256 0.2 △ 3,926 皆減 0.0 △ 92.2 皆増 △	9.7 🗠 17.6
都市下水路 235 0.0 235 0.0 752 0.0 △ 517 - △ 68.8 △ 68.8 - □ 区画整理 31.702 4.4 92.644 8.2 124.346 6.7 105.326 5.6 19.020 7.9 22.0 18.1 0.3 △ 公 公 園 34.402 4.8 177.143 15.7 211.545 11.5 218.085 11.6 △ 6.540 △ 34.4 6.9 △ 3.0 51.9 △ 公 営 住 宅 1.857 0.3 15.957 1.4 17.814 1.0 17.522 0.9 292 △ 33.4 8.3 1.7 △ 26.2 △ 空 港 834 0.1 7.521 0.7 8.355 0.5 13.617 0.7 △ 5.262 △ 78.9 △ 22.2 △ 38.6 △ 31.0 そ の 他 10.328 1.4 11.042 0.9 21.371 1.1 31.007 1.7 △ 9.636 △ 27.5 △ 34.1 △ 31.1 △ 32.3 教育 関係 1.606 0.2 106.866 9.4 108.472 5.9 100.665 5.3 7.807 △ 85.6 19.4 7.8 54.3 △ 高 等 学 校 756 0.1 315 0.0 1.071 0.1 9.007 0.5 △ 7.936 △ 84.6 △ 92.3 △ 88.1 13.8 大 学 330 0.0 330 0.0 4.256 0.2 △ 3.926 皆減 0.0 △ 92.2 皆増 △	6.4 \( \triangle 2.0
区画整理 31,702 4.4 92,644 8.2 124,346 6.7 105,326 5.6 19,020 7.9 22.0 18.1 0.3 △ 公 園 34,402 4.8 177,143 15.7 211,545 11.5 218,085 11.6 △ 6,540 △ 34.4 6.9 △ 3.0 51.9 △ 公 営 住 宅 1,857 0.3 15,957 1.4 17,814 1.0 17,522 0.9 292 △ 33.4 8.3 1.7 △ 26.2 △ 空 港 834 0.1 7,521 0.7 8,355 0.5 13,617 0.7 △ 5,262 △ 78.9 △ 22.2 △ 38.6 △ 31.0 → そ の 他 10,328 1.4 11,042 0.9 21,371 1.1 31,007 1.7 △ 9,636 △ 27.5 △ 34.1 △ 31.1 △ 32.3 → 教 育 関 係 1,606 0.2 106,866 9.4 108,472 5.9 100,665 5.3 7,807 △ 85.6 19.4 7.8 54.3 △ 高 等 学 校 756 0.1 315 0.0 1,071 0.1 9,007 0.5 △ 7,936 △ 84.6 △ 92.3 △ 88.1 13.8 → 大 学 330 0.0 330 0.0 4,256 0.2 △ 3,926 皆減 0.0 △ 92.2 皆増 △	3.8 \( \triangle \) 1.9
公園 34,402 48 177,143 15.7 211,545 11.5 218,085 11.6 △ 6,540 △ 34.4 6.9 △ 3.0 51.9 △ 公 営 住 宅 1,857 0.3 15,957 1.4 17,814 1.0 17,522 0.9 292 △ 33.4 8.3 1.7 △ 26.2 △ 空 港 83.4 0.1 7,521 0.7 8,355 0.5 13,617 0.7 △ 5,262 △ 78.9 △ 22.2 △ 38.6 △ 31.0 そ の 他 10,328 1.4 11,042 0.9 21,371 1.1 31,007 1.7 △ 9,636 △ 27.5 △ 34.1 △ 31.1 △ 32.3 教 育 関 係 1,606 0.2 106,866 9.4 108,472 5.9 100,665 5.3 7,807 △ 85.6 19.4 7.8 54.3 △ 高 等 学 校 756 0.1 315 0.0 1,071 0.1 9,007 0.5 △ 7,936 △ 84.6 △ 92.3 △ 88.1 13.8 大 学 330 0.0 330 0.0 42,56 0.2 △ 3,926 皆減 0.0 △ 92.2 皆増 △	4.2 234.2
公営住宅 1,857 0.3 15,957 1.4 17,814 1.0 17,522 0.9 292 △33.4 8.3 1.7 △26.2 △空 港    港 834 0.1 7,521 0.7 8,355 0.5 13,617 0.7 △ 5,262 △78.9 △22.2 △38.6 △31.0 その他 10,328 1.4 11,042 0.9 21,371 1.1 31,007 1.7 △ 9,636 △27.5 △34.1 △31.1 △32.3 教育関係 1,606 0.2 106,866 9.4 108,472 5.9 100,665 5.3 7,807 △85.6 19.4 7.8 54.3 △高等学校 756 0.1 315 0.0 1,071 0.1 9,007 0.5 △ 7,936 △84.6 △92.3 △88.1 13.8 大 学 330 0.0 330 0.0 4,256 0.2 △ 3,926 皆減 0.0 △92.2 皆増 △	6.1 \( \triangle 12.1
空 港 834 0.1 7.521 0.7 8.355 0.5 13.617 0.7 △ 5.262 △ 78.9 △ 22.2 △ 38.6 △ 31.0 そ の 他 10.328 1.4 11.042 0.9 21.371 1.1 31.007 1.7 △ 9.636 △ 27.5 △ 34.1 △ 31.1 △ 32.3 教育関係 1.606 0.2 106.866 9.4 108.472 5.9 100.665 5.3 7.807 △ 85.6 19.4 7.8 54.3 △ 高 等 学 校 756 0.1 315 0.0 1.071 0.1 9.007 0.5 △ 7.936 △ 84.6 △ 92.3 △ 88.1 13.8 大 学 330 0.0 330 0.0 4.256 0.2 △ 3.926 皆減 0.0 △ 92.2 皆増 △	8.4 1.3
その地       10,328       1.4       11,042       0.9       21,371       1.1       31,007       1.7       △ 9,636       △ 27.5       △ 34.1       △ 31.1       △ 32.3         教育関係       1,606       0.2       106,866       9.4       108,472       5.9       100,665       5.3       7,807       △ 85.6       19.4       7.8       54.3       △         高等学校       756       0.1       315       0.0       1,071       0.1       9,007       0.5       △ 7,936       △ 84.6       △ 92.3       △ 88.1       13.8         大学       学       一       330       0.0       330       0.0       4,256       0.2       △ 3,926       皆減       0.0       △ 92.2       皆増       △	3.0 \( \triangle 7.7\)
教育関係     1,606     0.2     106,866     9.4     108,472     5.9     100,665     5.3     7,807     △ 85.6     19.4     7.8     54.3     △       高等学校     756     0.1     315     0.0     1,071     0.1     9,007     0.5     △ 7,936     △ 84.6     △ 92.3     △ 88.1     13.8       大学     -     -     330     0.0     330     0.0     4,256     0.2     △ 3,926     皆減     0.0     △ 92.2     皆増     △	0.1 7.8
高 等 学 校 756 0.1 315 0.0 1,071 0.1 9,007 0.5 △ 7,936 △ 84.6 △ 92.3 △ 88.1 13.8 大 学 330 0.0 330 0.0 4,256 0.2 △ 3,926 皆減 0.0 △ 92.2 皆増 △	4.7 \( \triangle 16.3
大 学 330 0.0 330 0.0 4.256 0.2 △ 3,926 皆減 0.0 △ 92.2 皆増 △	0.0 \( \triangle 5.7
	6.1 80.4
その他 850 0.1 106,221 9.4 107,071 5.8 87,402 4.6 19,669 △ 63.7 24.9 22.5 △ 20.1 △	0.5 666.8
	3.4 \rightarrow 13.6
その他     18,826     2.7     70,874     6.3     89,699     4.8     107,929     5.8     △ 18,230     △ 17.5     △ 16.7     △ 16.9     19.0	2.4 21.6
合 計 714,236 100.0 1,131,013 100.0 1,845,249 100.0 1,882,806 100.0 △ 37,557 △ 9.0 3.0 △ 2.0 △ 7.9 △	5.3 △ 6.4



## 第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況 (つづき)

その2 財源内訳等

(単位 百万円・%)

		3	平 成 20	年 度			平成194	<b>年</b> 度		比		較
区 分	都 道 府	県	市町	村	合 計	額	合 計	額	増	减 額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	141,529	19.8	154,415	13.7	295,944	16.0	315,479	16.8	Δ	19,535	△ 6.2	△ 7.1
都道府県支出金	-	-	23,148	2.0	23,148	1.3	22,118	1.2		1,030	4.7	△ 6.6
分担金、負担金、寄附金	16,884	2.4	2,463	0.2	19,347	1.0	21,866	1.2	Δ	2,519	△ 11.5	△ 9.6
地 方 債	334,362	46.8	482,549	42.7	816,912	44.3	777,281	41.3		39,631	5.1	△ 5.8
その他特定財源	33,965	4.7	95,404	8.4	129,369	7.0	129,905	6.8	Δ	536	△ 0.4	△ 22.2
一 般 財 源 等	187,496	26.3	373,034	33.0	560,529	30.4	616,157	32.7	Δ	55,628	△ 9.0	△ 2.5
合 計 (A)	714,236	0.00	1,131,013	100.0	1,845,249	100.0	1,882,806	100.0	Δ	37,557	△ 2.0	△ 6.4
う ち 補 償 費	317,089	44.4	203,937	18.0	521,026	28.2	531,334	28.2	Δ	10,308	△ 1.9	△ 7.7
取得用地面積(㎡)	26,977	7,792	84,0	040,154	111,	017,946	104	,941,427	6,	076,519	5.8	△ 5.8
(A)に係る取得用地面積 (m)	26,794	,383	76,	192,868	103,	287,251	102	2,581,016		706,235	0.7	1.3

<sup>(</sup>注) 取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

#### その3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区分	平成2	0年度	平成1	9年度	増減額	増減率	前年度
	決算額	構成比	決算額	構成比	增恢復	增侧平	増減率
都 道 府 県	714,236	10.1	784,795	10.5	△ 70,559	△ 9.0	△ 7.9
市 町 村	1,131,013	17.5	1,098,011	16.6	33,002	3.0	△ 5.3
政令指定都市	309,476	22.5	323,187	22.4	△ 13,711	△ 4.2	0.1
特 別 区	137,040	31.1	92,306	25.2	44,734	48.5	9.2
中 核 市	133,165	18.3	114,143	15.9	19,022	16.7	△15.8
特 例 市	95,383	20.6	92,805	18.5	2,578	2.8	△ 7.4
都市	389,249	15.5	398,114	15.6	△ 8,865	△ 2.2	△ 6.6
町村	64,485	7.8	74,560	8.7	△ 10,075	△ 13.5	△10.6
一部事務組合等	2,214	1.8	2,895	1.7	△ 681	△ 23.5	△ 56.3

<sup>(</sup>注) 平成20年度及び平成19年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

# 第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況 (つづき)

その4 推 移 (単位 百万円)

区 分			決 第	算 額				指	†		数	
	平成15年度	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20
総 務 関 係	114,894	97,070	90,100	81,247	67,287	98,428	100	84	78	71	59	86
う ち 庁 舎	17,243	9,942	10,720	21,055	13,990	12,841	100	58	62	122	81	74
民 生 関 係	55,609	38,460	66,679	33,384	26,375	39,831	100	69	120	60	47	72
うち社会福祉施設	33,688	24,722	30,946	17,978	12,746	19,230	100	73	92	53	38	57
衛 生 関 係	48,461	43,359	31,686	40,940	37,502	32,582	100	89	65	84	77	67
うち清掃施設	21,317	19,258	10,528	14,196	15,768	14,384	100	90	49	67	74	67
農林水産業関係	70,227	60,060	47,039	40,748	28,706	25,778	100	86	67	58	41	37
農業関係	57,823	53,922	41,203	32,582	25,238	23,014	100	93	71	56	44	40
林業・水産業関係	12,404	6,138	5,836	8,166	3,468	2,764	100	49	47	66	28	22
うち漁港	1,819	1,787	1,322	937	1,216	700	100	98	73	52	67	38
土木関係	2,220,790	1,884,484	1,700,444	1,619,277	1,514,342	1,450,459	100	85	77	73	68	65
道路橋りょう	841,984	710,112	662,877	599,971	526,508	497,892	100	84	79	71	63	59
河川	152,145	124,605	131,612	117,107	111,015	92,739	100	82	87	77	73	61
港湾	7,773	14,828	12,355	14,345	11,816	7,122	100	191	159	185	152	92
都 市 計 画	1,051,123	896,737	824,742	819,184	802,857	805,166	100	85	78	78	76	77
街 路	666,436	538,605	481,531	475,431	466,269	456,125	100	81	72	71	70	68
都市下水路	832	567	7,290	225	752	235	100	68	876	27	90	28
区画整理	151,935	158,044	141,269	119,846	105,326	124,346	100	104	93	79	69	82
公 園	215,241	188,493	180,455	215,310	218,085	211,545	100	88	84	100	101	98
公 営 住 宅	33,487	28,756	24,963	18,976	17,522	17,814	100	86	75	57	52	53
空港	8,265	19,635	12,482	12,634	13,617	8,355	100	238	151	153	165	101
その他	126,013	89,811	31,413	37,060	31,007	21,371	100	71	25	29	25	17
教 育 関 係	156,647	153,648	130,912	106,724	100,665	108,472	100	98	84	68	64	69
高 等 学 校	17,519	13,322	15,652	4,992	9,007	1,071	100	76	89	28	51	6
大 学	2,956	3,090	140	555	4,256	330	100	105	5	19	144	11
その他	136,172	137,236	115,120	101,177	87,402	107,071	100	101	85	74	64	79
そ の 他	101,758	88,370	91,293	88,723	107,929	89,699	100	87	90	87	106	88
合 計	2,768,386	2,365,451	2,158,153	2,011,043	1,882,806	1,845,249	100	85	78	73	68	67



# 第89表 普通建設事業費中の用地取得費(補助事業費)の状況

(単位 百万円・%)

		Σ	平成 20	年 度						比	較	
区 分	都道府	眉	市町	k.t	合 計	笳	平成19年 合 計	E度 額	増 減 額	j	増 減 率	
	110 户 //1	坏	Ili Mi	11)	п п	帜			4日 /队 位	都道府県	市町村	合計額
総 務 関 係	0	0.0	3,349	1.0	3,349	0.6	8,944	1.4	△ 5,595	皆増	△ 62.6	△ 62.6
うち庁舎	-	-	582	0.2	582	0.1	642	0.1	△ 60	-	△ 9.3	△ 9.3
民 生 関 係	-	-	3,073	0.9	3,073	0.5	2,015	0.3	1,058	-	52.5	52.5
うち社会福祉施設	-	-	1,027	0.3	1,027	0.2	1,136	0.2	△ 109	-	△ 9.6	△ 9.6
衛 生 関 係	-	-	285	0.1	285	0.0	695	0.1	△ 410	-	△ 59.0	△ 59.0
うち清掃施設	-	-	-	-	_	-	95	0.0	皆減	-	皆減	皆減
農林水産業関係	13,876	5.1	2,395	0.7	16,271	2.7	19,836	3.1	△ 3,565	△ 17.1	△ 22.8	△ 18.0
農業関係	13,659	5.0	1,648	0.5	15,308	2.5	18,281	2.8	△ 2,973	△ 15.6	△ 21.6	△ 16.3
林業・水産業関係	217	0.1	746	0.2	963	0.2	1,554	0.2	△ 591	△ 60.8	△ 25.4	△ 38.0
うち漁港	171	0.1	415	0.1	586	0.1	1,102	0.2	△ 516	△ 68.4	△ 26.0	△ 46.8
土 木 関 係	259,952	94.7	300,153	91.7	560,105	93.1	594,572	92.2	△ 34,467	△ 9.9	△ 1.9	△ 5.8
道路橋りょう	123,339	45.0	51,553	15.7	174,892	29.1	180,193	27.9	△ 5,301	△ 7.3	9.5	△ 2.9
河   川	66,794	24.3	8,349	2.5	75,143	12.5	87,223	13.5	△ 12,080	△ 15.9	7.5	△ 13.8
港湾	2,324	0.8	471	0.1	2,795	0.5	4,281	0.7	△ 1,486	△ 32.7	△ 43.2	△ 34.7
都 市 計 画	57,593	21.0	219,932	67.2	277,525	46.1	289,692	44.9	△ 12,167	△ 3.2	△ 4.5	△ 4.2
街 路	45,727	16.7	104,233	31.8	149,960	24.9	149,468	23.2	492	1.0	0.1	0.3
都市下水路	-	-	47	0.0	47	0.0	98	0.0	△ 51	-	△ 52.0	△ 52.0
区画整理	2,232	0.8	29,494	9.0	31,727	5.3	37,330	5.8	△ 5,603	△ 20.1	△ 14.6	△ 15.0
公 園	9,634	3.5	80,311	24.5	89,944	14.9	98,411	15.3	△ 8,467	△ 15.4	△ 7.7	△ 8.6
公 営 住 宅	1,080	0.4	10,272	3.1	11,352	1.9	10,715	1.7	637	18.2	4.8	5.9
空港	352	0.1	7,521	2.3	7,873	1.3	9,085	1.4	△ 1,212	△ 70.1	△ 4.9	△ 13.3
そ の 他	8,470	3.1	2,055	0.8	10,525	1.7	13,383	2.1	△ 2,858	△ 23.6	△ 10.8	△ 21.4
教 育 関 係	527	0.2	15,818	4.8	16,345	2.7	14,402	2.2	1,943	88.2	12.0	13.5
高 等 学 校	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
大 学	-	-	-	-	_	-	_	-	_	-	-	-
そ の 他	527	0.2	15,818	4.8	16,345	2.7	14,402	2.2	1,943	88.2	12.0	13.5
そ の 他	34	0.0	2,360	0.8	2,394	0.4	4,362	0.7	△ 1,968	112.5	△ 45.7	△ 45.1
合 計	274,389	100.0	327,433	100.0	601,822	100.0	644,826	100.0	△ 43,004	△ 10.2	△ 3.5	△ 6.7

<sup>(</sup>注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

# 第90表 普通建設事業費中の用地取得費(単独事業費)の状況

(単位 百万円・%)

		2	平 成 20	年 度						比	較	
区分	** * 5	ıĦ	+ 111	4.4	A ⇒I.	des	平成19年 合 計		200 44 844	į	増 減 率	
	都 道 府	県	市町	刊	合 計	領			増減額	都道府県	市町村	合計額
総 務 関 係	2,795	0.6	92,284	11.5	95,079	7.6	58,344	4.7	36,735	125.9	61.6	63.0
うち庁舎	554	0.1	11,706	1.5	12,260	1.0	13,347	1.1	△ 1,087	231.7	△ 11.2	△ 8.1
民 生 関 係	27	0.0	36,730	4.6	36,758	3.0	24,359	2.0	12,399	△ 88.6	52.3	50.9
うち社会福祉施設	-	-	18,203	2.3	18,203	1.5	11,610	0.9	6,593	皆減	58.7	56.8
衛 生 関 係	5,262	1.2	27,034	3.4	32,296	2.6	36,807	3.0	△ 4,511	19.5	△ 16.6	△ 12.3
うち清掃施設	-	-	14,384	1.8	14,384	1.2	15,673	1.3	△ 1,289	-	△ 8.2	△ 8.2
農林水産業関係	897	0.2	8,610	1.1	9,507	0.8	8,870	0.7	637	△ 17.7	10.7	7.2
農業関係	491	0.1	7,215	0.9	7,706	0.6	6,957	0.6	749	△ 25.3	14.5	10.8
林業・水産業関係	406	0.1	1,395	0.2	1,801	0.1	1,913	0.2	△ 112	△ 6.2	△ 5.7	△ 5.9
う ち 漁 港	-	-	113	0.0	113	0.0	113	0.0	0	皆減	0.0	0.0
土 木 関 係	410,995	93.4	479,359	59.7	890,354	71.6	919,770	74.3	△ 29,416	△ 6.3	△ 0.4	△ 3.2
道路橋りょう	188,193	42.8	134,807	16.8	323,001	26.0	346,316	28.0	△ 23,315	△ 6.1	△ 7.5	△ 6.7
河川	10,538	2.4	7,058	0.9	17,596	1.4	23,792	1.9	△ 6,196	△ 40.6	16.4	△ 26.0
港湾	1,607	0.4	2,720	0.3	4,328	0.3	7,535	0.6	△ 3,207	261.1	△ 61.6	△ 42.6
都 市 計 画	207,541	47.2	320,100	39.8	527,641	42.4	513,166	41.5	14,475	△ 2.1	6.3	2.8
街 路	153,303	34.9	152,862	19.0	306,166	24.6	316,801	25.6	△ 10,635	6.2	△ 11.3	△ 3.4
都市下水路	-	-	188	0.0	188	0.0	654	0.1	△ 466	-	△ 71.3	△ 71.3
区画整理	29,470	6.7	63,149	7.9	92,619	7.4	67,996	5.5	24,623	10.8	52.5	36.2
公 園	24,768	5.6	96,833	12.1	121,601	9.8	119,675	9.7	1,926	△ 39.7	23.2	1.6
公 営 住 宅	777	0.2	5,685	0.7	6,462	0.5	6,808	0.5	△ 346	△ 58.5	15.2	△ 5.1
空港	482	0.1	-	-	482	0.0	4,533	0.4	△ 4,051	△ 82.6	皆減	△ 89.4
その他	1,857	0.3	8,989	1.2	10,844	1.0	17,620	1.4	△ 6,776	△ 41.5	△ 37.8	△ 38.5
教 育 関 係	1,078	0.2	91,049	11.3	92,127	7.4	86,263	7.0	5,864	△ 90.1	20.8	6.8
高 等 学 校	756	0.2	315	0.0	1,071	0.1	9,007	0.7	△ 7,936	△ 84.6	△ 92.3	△ 88.1
大 学	-	-	330	0.0	330	0.0	4,256	0.3	△ 3,926	皆減	0.0	△ 92.2
その他	322	0.0	90,404	11.3	90,726	7.3	73,000	6.0	17,726	△ 84.4	27.4	24.3
そ の 他	18,793	4.4	68,514	8.4	87,306	7.0	103,567	8.3	△ 16,261	△ 17.6	△ 15.2	△ 15.7
合 計	439,847	100.0	803,580	100.0	1,243,427	100.0	1,237,980	100.0	5,447	△ 8.2	5.9	0.4

<sup>(</sup>注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

## 第91表 災害復旧事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

		平 成 20	年 度			平成19年度		比	較	
分	都 道 府 県	市町	村	純 計	額	純 計 額	j	増 減 額	増減率	前年度 増減率
補 助 事 業 費	116,083 91.	57,874	71.2	152,725	81.5	299,817 84	4.6	△ 147,092	△ 49.1	△ 29.6
単 独 事 業 費	6,160 4.	23,363	28.7	29,395	15.7	42,769 12	2.1	△ 13,374	△ 31.3	△ 13.4
国直轄事業負担金	5,387 4.	-	_	5,387	2.9	11,761	3.3	△ 6,374	△ 54.2	△ 24.6
県営事業負担金		99	0.1	_	_	-	-	-	_	_
合 計	127,630 100.	81,336	100.0	187,507	100.0	354,348 100	0.0	△ 166,841	△ 47.1	△ 27.8

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

_				平 成 20	年 度			平成19年	宇	比	較	
区	分	都 道 府	牙 県	市 町	村	純 計	額		額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
農林	水 産 施 設	34,304	26.9	29,378	36.1	42,422	22.6	75,646	21.3	△ 33,224	△ 43.9	△ 25.3
公 共	土木施設	91,972	72.1	43,870	53.9	135,749	72.4	264,402	74.6	△ 128,653	△ 48.7	△ 29.4
そ	の他	1,354	1.0	8,088	10.0	9,336	5.0	14,300	4.1	△ 4,964	△ 34.7	△ 2.1
合	計	127,630	100.0	81,336	100.0	187,507	100.0	354,348	100.0	△ 166,841	△ 47.1	△ 27.8

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

		平 成 20	年 度			平成19年度	比	較	
区分	都 道 府 県	市町	村	純 計	額	純計額	増 減 額	増減率 前年増減	
国 庫 支 出 金	84,721 66.	4 26,498	32.6	111,220	59.3	219,996 62.1	△ 108,776	△ 49.4	32.8
地 方 債	35,254 27.	5 15,591	19.2	50,845	27.1	96,094 27.1	△ 45,249	△ 47.1	17.6
その他特定財源	1,620	3 23,282	28.6	6,888	3.7	10,574 3.0	△ 3,686	△ 34.9	15.3
一 般 財 源 等	6,035 4.	7 15,965	19.6	18,554	9.9	27,684 7.8	△ 9,130	△ 33.0	18.5
合 計	127,630 100.	81,336	100.0	187,507	100.0	354,348 100.0	△ 166,841	△ 47.1	27.8

## 第92表 失業対策事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

	_								平 成	20	年 度				平成19	年度	比		較
	区		分 事 業 費		都	道	府	県	市	町	村	純	計	額	純計		増 減 額	増減率	前年度 増減率
補	助	事	業	費		-	-	-		2,285	89.0		2,285	89.0	2,890	84.7	△ 605	△ 20.9	△ 86.8
単	独	事	業	費		-	-	-		282	11.0		282	11.0	520	15.3	△ 238	△ 45.8	△ 74.7
	合			計		-	-	-		2,567	100.0		2,567	100.0	3,410	100.0	△ 843	△ 24.7	△ 85.8

資 91

## 第92表 失業対策事業費の状況 (つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 20 年 房	Ę	平成19年度	比	較
区分	都 道 府 県	市町村	純 計 額	純 計 額	増減額	増 減 率 前年度 増減率
国 庫 支 出 金		1,140 44.4	1,140 44.4	1,507 44.2	△ 367	△ 24.4 △ 80.6
その他特定財源		1,100 42.9	1,090 42.5	1,130 33.1	△ 40	△ 3.5 △ 85.2
一 般 財 源 等		327 12.7	337 13.1	773 22.7	△ 436	△ 56.4 △ 90.9
合 計		2,567 100.0	2,567 100.0	3,410 100.0	△ 843	△ 24.7 △ 85.8

### 第93表 繰出金の状況

その1 繰出先別内訳

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19:	<b>在</b> 度	比		較
区分	都 道 府	舟 県	市町	村	合 計	額	合計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
法非適用の公営企業会計	166,970	84.1	1,228,050	26.8	1,395,020	29.2	1,433,853	31.1	△ 38,833	△ 2.7	△ 3.8
国民健康保険事業会計	_	_	1,086,928	23.8	1,086,928	22.8	1,213,089	26.3	△126,161	△ 10.4	2.6
老人保健医療事業会計	_	_	81,050	1.8	81,050	1.7	862,876	18.7	△781,826	△ 90.6	3.6
後期高齢者医療事業会計	_	_	1,061,860	23.2	1,061,860	22.2	_	_	1,061,860	皆増	_
介護保険事業会計	_	_	1,087,666	23.8	1,087,666	22.8	1,042,720	22.6	44,946	4.3	3.2
農業共済事業会計	_	_	733	0.0	733	0.0	809	0.0	△ 76	△ 9.4	△ 8.7
収益事業会計	935	0.5	36	0.0	971	0.0	1,359	0.0	△ 388	△ 28.6	△ 43.9
交通災害共済事業会計	_	_	202	0.0	202	0.0	255	0.0	△ 53	△ 20.8	△ 39.4
公立大学附属病院事業会計	1,055	0.5	_	_	1,055	0.0	5,753	0.1	△ 4,698	△ 81.7	△ 36.8
基金	29,656	14.9	28,812	0.6	58,468	1.2	50,023	1.1	8,445	16.9	△ 35.1
財 産 区	_	-	193	0.0	193	0.0	187	0.0	6	3.2	△ 28.4
合 計	198,615	100.0	4,575,529	100.0	4,774,144	100.0	4,610,924	100.0	163,220	3.5	0.1

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

							平 成 20	年 度			平成19年	<b>年度</b>	比		較
	X		分		都 道 府	牙 県	市町	村	合 計	額	合 計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
運	転		資	金	4,479	2.3	28,170	0.6	32,650	0.7	45,377	1.0	△ 12,727	△ 28.0	△ 19.6
事	務	費	財	源	7,794	3.9	2,120,840	46.4	2,128,634	44.6	1,979,458	42.9	149,176	7.5	2.6
建	設	費	財	源	11,305	5.7	123,422	2.7	134,727	2.8	141,563	3.1	△ 6,836	△ 4.8	△11.3
公	債	費	財	源	114,901	57.9	891,754	19.5	1,006,655	21.1	1,052,818	22.8	△ 46,163	△ 4.4	△ 1.2
赤	字	補	て	h	8,096	4.1	179,910	3.9	188,006	3.9	191,151	4.1	△ 3,145	△ 1.6	△ 8.0
そ		0)		他	52,040	26.1	1,231,433	26.9	1,283,472	26.9	1,200,557	26.1	82,915	6.9	1.1
É	î			計	198,615	100.0	4,575,529	100.0	4,774,144	100.0	4,610,924	100.0	163,220	3.5	0.1

# 第93表 繰出金の状況 (つづき)

その3 繰出先別、繰出目的別内訳

(単位 百万円)

区分	総額	法非適用の 公営企業 会 計	国民健康 保険事業 会 計	老人保健 医療事業 会 計	後期高齢者 医療事業 会 計	介護保険 事業会計	農業共済 事業会計	収 益 事業会計	交通災害 共済事業 会 計	公立大学 附属病院 事業会計	基 金	財産区
運転資金	32,650	13,679	4,407	2,180	6,288	4,668	3	800	1	616	-	7
事務費財源	2,128,634	146,666	265,407	61,188	696,483	958,102	615	17	104	_	-	51
建設費財源	134,727	133,902	518	-	106	132	_	-	_	_	-	70
公債費財源	1,006,655	992,686	2,721	1	1	10,808	_	-	_	439	-	_
赤字補てん	188,006	44,342	142,498	119	86	794	_	135	19	_	-	12
その他	1,283,472	63,745	671,377	17,562	358,896	113,162	115	19	78	_	58,468	53
合 計	4,774,144	1,395,020	1,086,928	81,050	1,061,860	1,087,666	733	971	202	1,055	58,468	193

### 第94表 積立金の状況

(単位 百万円)

				平成	£ 20 4	年 度			平	成 19 年	度
	区 分	程	立立	金	積 立	金 取 崩	し額	* 1	年上人	積立金	* 1
		都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)	差 引 (A)-(B)	積立金 (C)	取崩し額 (D)	差 引 (C)-(D)
歳	出決算積立金	1,671,711	1,169,459	2,841,169	567,143	1,064,805	1,631,949	1,209,220	2,156,449	1,938,886	217,563
歳言	計剰余金処分積立金	7,268	148,085	155,353	_	_	_	155,353	158,716	_	158,716
1	合 計	1,678,979	1,317,544	2,996,523	567,143	1,064,805	1,631,949	1,364,574	2,315,165	1,938,886	376,279
	財政調整基金 積 立 金	138,175	555,772	693,947	90,150	399,111	489,261	204,686	729,287	582,489	146,798
内訳	減債基金積立金	148,768	139,889	288,658	173,325	165,747	339,072	△50,414	233,564	526,332	△292,768
	その他特定目的 基 金 積 立 金		621,883	2,013,918	303,668	499,947	803,616	1,210,302	1,352,314	830,065	522,249

資 93

資\_p071-099.indd 93

## 第95表 投資及び出資金の状況

(単位 百万円・%)

F 6			平 成 20	年 度			平成194	年度	比		較
区 分	都 道 府	牙 県	市 町	村	合 計	額	合 計		増 減 額	増減率	前年度 増減率
総 務 費	8,978	3.6	13,874	6.2	22,853	4.8	12,388	3.2	10,465	84.5	40.9
衛生費	50,809	20.4	100,429	44.6	151,238	31.9	139,737	36.3	11,501	8.2	1.5
公 衆 衛 生 費	49,619	19.9	100,409	44.6	150,028	31.7	136,770	35.5	13,258	9.7	△ 0.2
そ の 他	1,190	0.5	20	0.0	1,210	0.2	2,967	0.8	△ 1,757	△ 59.2	408.9
農林水産業費	478	0.2	1,403	0.6	1,881	0.4	3,279	0.9	△ 1,398	△ 42.6	△ 29.0
農業費	143	0.1	254	0.1	397	0.1	1,660	0.4	△ 1,263	△ 76.1	89.3
畜 産 業 費	1	0.0	49	0.0	49	0.0	276	0.1	△ 227	△ 82.2	56.8
農 地 費	-	-	598	0.3	598	0.1	570	0.1	28	4.9	65.2
林  業  費	331	0.1	462	0.2	793	0.2	674	0.2	119	17.7	△ 78.4
水 産 業 費	4	0.0	40	0.0	44	0.0	98	0.0	△ 54	△ 55.1	△ 4.9
商工費	54,907	22.1	4,827	2.1	59,734	12.6	13,184	3.4	46,550	353.1	0.7
土 木 費	118,865	47.7	66,919	29.7	185,784	39.2	168,954	43.9	16,830	10.0	0.6
土木管理費	3,503	1.4	28	0.0	3,531	0.7	4,436	1.2	△ 905	△ 20.4	△ 9.6
都 市 計 画 費	85,646	34.4	60,057	26.7	145,703	30.7	126,404	32.8	19,299	15.3	4.5
住 宅 費	89	0.0	224	0.1	313	0.1	270	0.1	43	15.9	3.8
そ の 他	29,627	11.9	6,610	2.9	36,237	7.7	37,844	9.8	△ 1,607	△ 4.2	△ 9.4
教 育 費	33	0.0	256	0.1	289	0.1	1,598	0.4	△ 1,309	△ 81.9	136.7
そ の 他	14,940	6.0	37,239	16.7	52,178	11.0	45,723	11.9	6,455	14.1	△ 15.2
合 計	249,010	100.0	224,947	100.0	473,957	100.0	384,863	100.0	89,094	23.1	△ 0.5
うち公営企業 (法適用) に 対 す る も の	106,694	42.8	178,788	79.5	285,483	60.2	270,644	70.3	14,839	5.5	0.9
そ の 他	142,316	57.2	46,159	20.5	188,474	39.8	114,219	29.7	74,255	65.0	△ 3.6

## 第96表 貸付金の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

		平 成 20	年 度			平成19:	年度	比		較
区分	都 道 府 県	市町	村	純 計	額		額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
民 生 費	31,358 0.8	24,782	1.4	54,018	1.0	63,105	1.1	△ 9,087	△ 14.4	△ 10.3
社 会 福 祉 費	16,884 0.4	7,537	0.4	22,894	0.4	30,226	0.5	△ 7,332	△ 24.3	△ 14.3
児 童 福 祉 費	13,095 0.3	10,584	0.6	23,540	0.4	24,198	0.4	△ 658	△ 2.7	△ 3.9
そ の 他	1,379 0.1	6,661	0.4	7,584	0.2	8,681	0.2	△ 1,097	△ 12.6	△ 12.6
衛生費	96,528 2.4	37,579	2.2	133,602	2.4	130,066	2.3	3,536	2.7	△ 7.6
労 働 費	18,958 0.5	65,361	3.8	84,318	1.5	81,526	1.5	2,792	3.4	△ 3.7
農林水産業費	228,378 5.8	31,489	1.8	259,674	4.6	269,940	4.9	△ 10,266	△ 3.8	△ 8.8
農業費	30,137 0.8	18,484	1.1	48,545	0.9	54,296	1.0	△ 5,751	△ 10.6	△ 18.8
畜 産 業 費	5,539 0.1	3,726	0.2	9,265	0.2	8,690	0.2	575	6.6	△ 27.4
農地費	20,722 0.5	204	0.0	20,869	0.4	18,731	0.3	2,138	11.4	11.5
林	150,180 3.8	1,726	0.1	151,872	2.7	156,866	2.8	△ 4,994	△ 3.2	△ 3.2
水 産 業 費	21,800 0.6	7,349	0.4	29,124	0.5	31,356	0.6	△ 2,232	△ 7.1	△ 18.0
商工費	3,028,122 76.6	1,058,611	61.4	4,083,817	72.9	3,754,253	67.6	329,564	8.8	4.9
土木費	380,742 9.6	356,105	20.7	733,902	13.1	879,990	15.8	△146,088	△ 16.6	△ 3.7
土木管理費	63,302 1.6	142,949	8.3	206,250	3.7	270,852	4.9	△ 64,602	△ 23.9	△ 2.6
港湾費	5,054 0.1	8,991	0.5	14,044	0.3	11,479	0.2	2,565	22.3	△ 6.1
都 市 計 画 費	50,293 1.3	75,077	4.4	123,371	2.2	165,187	3.0	△ 41,816	△ 25.3	△ 17.5
住 宅 費	213,602 5.4	119,156	6.9	332,592	5.9	381,413	6.9	△ 48,821	△ 12.8	1.3
そ の 他	48,491 1.2	9,932	0.6	57,645	1.0	51,059	0.8	6,586	12.9	9.3
教 育 費	88,364 2.2	42,938	2.5	129,907	2.3	136,208	2.5	△ 6,301	△ 4.6	△ 1.4
教 育 総 務 費	80,368 2.0	11,339	0.7	91,708	1.6	93,346	1.7	△ 1,638	△ 1.8	△ 5.1
高 等 学 校 費	3,597 0.1	5,820	0.3	9,417	0.2	7,638	0.1	1,779	23.3	6.4
保健体育費	137 0.0	2,127	0.1	2,217	0.0	2,723	0.0	△ 506	△ 18.6	△ 5.2
そ の 他	4,262 0.1	23,652	1.4	26,565	0.5	32,501	0.7	△ 5,936	△ 18.3	9.2
そ の 他	79,433 2.1	107,013	6.2	121,791	2.2	237,499	4.3	△115,708	△ 48.7	272.9
合 計	3,951,883 100.0	1,723,878	100.0	5,601,029	100.0	5,552,587	100.0	48,442	0.9	5.0
うち公営企業 (法適用) に 対 す る も の	69,408 1.8	79,543	4.6	148,951	2.7	101,293	1.8	47,658	47.0	△ 32.0
そ の 他	3,882,475 98.2	1,644,335	95.4	5,452,078	97.3	5,451,294	98.2	784	0.0	6.1

## 第96表 貸付金の状況 (つづき)

その2 現在高の状況

	K	分		平成	(A)	末現在高	6	平)	成 20 年度 (B)	<b>E貸付額</b>		平原	成 20 年 ß (C)	ま 回収額		調整額		20年度 )+(B)-( (E)		5	比	較
	μ.	/3		都道 府県	市町村	合計物	額	都道 府県	市町村	合計	額	都道 府県	市町村	合計物	頂	, ,	都道 府県	市町村	合計	額	増減額 (E)-(A)	増減率
	転貸る	債も	にの	333,496	369,634	703,130	8.9	19,447	26,303	45,750	0.8	26,933	25,273	52,206	0.9	△ 4,591	321,769	370,314	692,083	8.8	△ 11,047	△ 1.6
	そ (	か	他	5,799,179	1,396,403	7,195,582	91.1	3,932,436	1,697,575	5,630,011	99.2	3,873,417	1,711,810	5,585,227	99.1	△ 47,366	5,831,023	1,361,977	7,193,000	91.2	△ 2,582	△ 0.0
	商	匚 関	係	1,580,446	116,326	1,696,772	21.5	3,017,159	1,051,714	4,068,873	71.7	2,933,600	1,045,369	3,978,969	70.6	△ 484	1,667,758	118,434	1,786,192	22.7	89,420	5.3
	農林関	水產	<b>産業</b> 係	543,586	17,349	560,935	7.1	228,366	31,429	259,795	4.6	217,839	31,441	249,280	4.4	△ 2,167	553,041	16,242	569,283	7.2	8,348	1.5
	民生 関	・労	労働 係	219,160	175,223	394,383	5.0	48,017	89,102	137,119	2.4	63,110	91,642	154,752	2.7	△ 4,110	200,372	172,268	372,640	4.7	△ 21,743	△ 5.5
	住의	芒関	係	506,362	147,028	653,390	8.3	185,325	119,012	304,337	5.4	171,457	127,016	298,473	5.3	875	521,622	138,507	660,129	8.4	6,739	1.0
	観光関	言・孝	を通係	1,156,569	219,952	1,376,521	17.4	58,303	80,766	139,069	2.5	74,718	73,264	147,982	2.6	△ 7,221	1,133,292	227,095	1,360,387	17.3	△ 16,134	△ 1.2
	開多	発 関	係	169,117	306,789	475,906	6.0	55,219	124,198	179,417	3.2	53,514	141,659	195,173	3.5	△ 3,789	169,685	286,676	456,361	5.8	△ 19,545	△ 4.1
	教育	育 関	係	183,824	88,378	272,202	3.4	86,479	42,471	128,950	2.3	66,430	41,975	108,405	1.9	△ 4,126	199,860	88,761	288,621	3.7	16,419	6.0
	そ	の	他	1,440,115	325,358	1,765,473	22.4	253,568	158,883	412,451	7.1	292,749	159,444	452,193	8.1	△ 26,344	1,385,393	313,994	1,699,387	21.4	△ 66,086	△ 3.7
	合	音	t	6,132,675	1,766,037	7,898,712	100.0	3,951,883	1,723,878	5,675,761	100.0	3,900,350	1,737,083	5,637,433	100.0	△ 51,957	6,152,792	1,732,291	7,885,083	100.0	△ 13,629	△ 0.2
1 11111	うち預託金に系る	算	額	609,679	30,781	640,460	-	2,615,737	988,653	3,604,390	_	2,594,475	983,094	3,577,569	-	△ 4,253	630,281	32,747	663,028	-	22,568	3.5
1	に系るもの	亥金i ひ貸っ	融機付額	12,997,914	5,152,138	18,150,052	-	8,632,846	3,495,654	12,128,500	-	8,117,406	2,532,928	10,650,334	_	80,479	13,591,770	6,116,927	19,708,697	-	1,558,645	8.6
	基金の よ る			475,511	103,984	579,495	-	44,290	41,612	85,902	-	63,623	43,968	107,591	-	△ 1,135	456,119	100,552	556,671	-	△ 22,824	△ 3.9
	総	ì	t	6,608,186	1,870,021	8,478,207	-	3,996,173	1,765,490	5,761,663	-	3,963,973	1,781,051	5,745,024	-	△ 53,092	6,608,911	1,832,843	8,441,754	-	△ 36,453	△ 0.4

### 第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況

その1 推 移

(単位 億円)

(単位 百万円・%)

X		分	昭和36年度	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
決	算	額	415	62,937	65,113	65,880	66,443	65,516	65,354	68,106
指		数	100	15,166	15,690	15,875	16,010	15,787	15,748	16,411

# 第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況 (つづき)

その2 事業別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成19	年度	比		較
	区分	都 道 府	于 県	市 町	村	合 計	額	合 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
	上水道事業	47,441	5.7	109,914	1.8	157,355	2.3	161,150	2.5	△ 3,795	△ 2.4	△ 3.9
	工業用水道事業	14,882	1.8	1,763	0.0	16,644	0.2	23,049	0.4	△ 6,405	△ 27.8	△ 11.8
	交 通 事 業	59,361	7.1	222,823	3.7	282,184	4.1	226,502	3.5	55,682	24.6	△ 5.9
	電 気 事 業	1,000	0.1	1	0.0	1,000	0.0	2,616	0.0	△ 1,616	△ 61.8	165.3
	ガース事業	-	-	1,303	0.0	1,303	0.0	1,137	0.0	166	14.6	124.7
	簡易水道事業	2	0.0	3,537	0.1	3,539	0.1	3,873	0.1	△ 334	△ 8.6	10.8
法	港湾整備事業	-	-	2,384	0.0	2,384	0.0	2,120	0.0	264	12.5	3,212.5
適用	病院事業	321,475	38.4	456,115	7.6	777,590	11.4	712,831	10.9	64,759	9.1	△ 2.1
の公	市場事業	2,047	0.2	5,744	0.1	7,791	0.1	7,881	0.1	△ 90	△ 1.1	△ 6.2
営企	と 畜 場 事 業	-	-	46	0.0	46	0.0	31	0.0	15	48.4	皆増
業会	観光施設事業	-	-	2,897	0.0	2,897	0.0	4,962	0.1	△ 2,065	△ 41.6	△ 33.2
計	宅地造成事業	32,700	3.9	6,891	0.1	39,591	0.6	33,636	0.5	5,955	17.7	△ 30.4
	下 水 道 事 業	187,979	22.5	605,446	10.1	793,425	11.6	783,265	12.0	10,160	1.3	0.8
	有料道路事業	-	-	-	-	-	-	_	-	_	_	_
	駐車場整備事業	-	-	81	0.0	81	0.0	82	0.0	△ 1	△ 1.2	△ 28.1
	介護サービス事業	-	-	807	0.0	807	0.0	845	0.0	△ 38	△ 4.5	△ 2.9
	その他の企業会計	112	0.0	4,556	0.1	4,670	0.1	6,058	0.1	△ 1,388	△ 22.9	△ 14.6
	小計	666,999	79.7	1,424,308	23.8	2,091,307	30.7	1,970,038	30.1	121,269	6.2	△ 2.3
	交 通 事 業	-	-	2,786	0.0	2,786	0.0	2,305	0.0	481	20.9	△ 2.2
	簡易水道事業	-	-	66,779	1.1	66,779	1.0	66,017	1.0	762	1.2	7.8
	港湾整備事業	24,012	2.9	3,479	0.1	27,492	0.4	28,863	0.4	△ 1,371	△ 4.8	1.4
法	市場事業	1,219	0.1	22,861	0.4	24,081	0.4	23,442	0.4	639	2.7	△ 7.3
非適	と 畜 場 事 業	4,662	0.6	10,164	0.2	14,826	0.2	15,113	0.2	△ 287	△ 1.9	4.7
用の	観光施設事業	290	0.0	15,598	0.3	15,888	0.2	15,873	0.2	15	0.1	△ 54.7
公営	宅地造成事業	32,073	3.8	65,191	1.1	97,264	1.4	75,989	1.2	21,275	28.0	△ 5.4
企業	下 水 道 事 業	101,169	12.1	987,964	16.5	1,089,133	16.0	1,144,858	17.5	△ 55,725	△ 4.9	△ 3.1
会計	有料道路事業	-	-	545	0.0	545	0.0	770	0.0	△ 225	△ 29.2	△ 52.1
	駐車場整備事業	955	0.1	18,610	0.3	19,565	0.3	18,476	0.3	1,089	5.9	0.8
	介護サービス事業	1,888	0.2	30,981	0.5	32,870	0.5	32,127	0.5	743	2.3	0.2
	その他の企業会計	702	0.1	3,092	0.1	3,791	0.1	10,020	0.2	△ 6,229	△ 62.2	△ 2.8
	小計	166,970	20.0	1,228,050	20.6	1,395,020	20.5	1,433,853	21.9	△ 38,833	△ 2.7	△ 3.8
国民	健康保険事業会計	-	-	1,086,928	18.2	1,086,928	16.0	1,213,089	18.6	△ 126,161	△ 10.4	2.6
7 O	の他の事業会計	2,419	0.3	2,234,948	37.4	2,237,367	32.8	1,918,423	29.4	318,944	16.6	3.1
合	計	836,388	100.0	5,974,234	100.0	6,810,622	100.0	6,535,403	100.0	275,219	4.2	△ 0.2

資 97

10/02/26 12:50 資\_p071-099.indd 97

## 第98表 公債費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成19年	年度	比		較
区 分	都 道 府	于 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
地方債元利償還金	6,722,222	99.9	6,476,071	99.9	13,119,449	99.9	12,986,299	99.9	133,150	1.0	△ 1.9
元金	5,352,848	79.5	5,394,291	83.2	10,674,117	81.3	10,444,883	80.4	229,234	2.2	△ 1.2
利子	1,369,374	20.3	1,081,780	16.7	2,445,332	18.6	2,541,417	19.6	△ 96,085	△ 3.8	△ 4.7
一時借入金利子	7,311	0.1	6,413	0.1	13,724	0.1	12,687	0.1	1,037	8.2	52.9
合 計	6,729,533	100.0	6,482,484	100.0	13,133,173	100.0	12,998,987	100.0	134,186	1.0	△1.9

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 20 年 度		平成19年度	比	較
区 分	都 道 府 県	市町村	純 計 額	純 計 額	増 減 額	増減率 前年度 増減率
国 庫 支 出 金	4,461 0.1	7,471 0.1	12,464 0.1	12,430 0.1	34	0.3 △10.7
使用料、手数料	156,627 2.3	194,719 3.0	352,251 2.7	354,136 2.7	△ 1,885	△ 0.5 △ 2.2
その他特定財源	170,099 2.5	126,631 2.0	283,353 2.1	265,353 2.1	18,000	6.8 $\triangle$ 8.4
一 般 財 源 等	6,398,346 95.1	6,153,663 94.9	12,485,105 95.1	12,367,068 95.1	118,037	1.0 \( \triangle \) 1.7
合 計	6,729,533 100.0	6,482,484 100.0	13,133,173 100.0	12,998,987 100.0	134,186	1.0 △ 1.9

#### 第99表 地方債元金償還額の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 20	年 度			平成 19年		比		較
区 分	都 道 床	于 県	市町	村	純 計	額	純計		増 減 額	増減率	前年度 増減率
一般公共事業債	1,739,512	32.5	399,442	7.4	2,138,954	20.0	2,027,662	19.4	111,292	5.5	2.0
うち財源対策債等	1,035,805	19.4	207,429	3.8	1,243,234	11.6	1,154,446	11.1	88,788	7.7	5.7
公営住宅建設事業債	125,614	2.3	210,110	3.9	335,725	3.1	332,710	3.2	3,015	0.9	3.2
災害復旧事業債	100,526	1.9	53,364	1.0	153,890	1.4	143,016	1.4	10,874	7.6	△ 11.1
教育・福祉施設等整備事業債	83,116	1.6	889,416	16.5	972,532	9.1	992,225	9.5	△ 19,693	△ 2.0	△ 1.4
一般単独事業債	1,872,698	35.0	1,921,258	35.6	3,793,956	35.5	3,755,626	36.0	38,330	1.0	△ 6.2
辺 地 対 策 事 業 債	_	-	62,896	1.2	62,896	0.6	66,933	0.6	△ 4,037	△ 6.0	△ 6.3
過疎対策事業債	-	-	292,149	5.4	292,149	2.7	297,121	2.8	△ 4,972	△ 1.7	△ 0.4
首都圈等整備事業債	71,920	1.3	_	-	71,920	0.7	75,418	0.7	△ 3,498	△ 4.6	△ 1.7
公共用地先行取得等事業債	82,746	1.5	74,029	1.4	156,775	1.5	182,367	1.7	△ 25,592	△ 14.0	△ 27.6
行 政 改 革 推 進 債	2,568	0.0	932	0.0	3,500	0.0	5,530	0.1	△ 2,030	△ 36.7	皆増
厚生福祉施設整備事業債	21,689	0.4	123,261	2.3	144,950	1.4	143,620	1.4	1,330	0.9	△ 4.7
地域財政特例対策債	867	0.0	50	0.0	916	0.0	605	0.0	311	51.4	△ 69.0
退 職 手 当 債 (~平成17年度分)	9,830	0.2	1,256	0.0	11,086	0.1	12,924	0.1	△ 1,838	△ 14.2	△ 19.1
退 職 手 当 債 (平成18年度分~)	2,770	0.1	3,929	0.1	6,699	0.1	1,794	0.0	4,905	273.4	皆増
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	58,421	1.1	23,540	0.4	81,960	0.8	86,063	0.8	△ 4,103	△ 4.8	△ 23.7
地域改善対策特定事業債	77	0.0	14,819	0.3	14,896	0.1	18,704	0.2	△ 3,808	△ 20.4	△ 15.6
財 政 対 策 債	10	0.0	36	0.0	45	0.0	1,841	0.0	△ 1,796	△ 97.6	△ 79.6
財 源 対 策 債	120,262	2.2	153,205	2.8	273,467	2.6	269,631	2.6	3,836	1.4	4.8
減 収 補 て ん 債 (昭和57・61・平成5~7・9~20年度分)	240,384	4.5	40,118	0.7	280,503	2.6	237,513	2.3	42,990	18.1	△ 18.2
臨 時 財 政 特 例 債	201,760	3.8	55,932	1.0	257,692	2.4	273,992	2.6	△ 16,300	△ 5.9	△ 10.2
公共事業等臨時特例債	69	0.0	7,031	0.1	7,101	0.1	7,545	0.1	△ 444	△ 5.9	100.9
減税補てん債	147,886	2.8	348,807	6.5	496,693	4.7	475,142	4.5	21,551	4.5	12.1
臨時税収補てん債	20,056	0.4	42,627	0.8	62,682	0.6	112,919	1.1	△ 50,237	△ 44.5	22.5
臨 時 財 政 対 策 債	316,303	5.9	393,434	7.3	709,736	6.6	542,006	5.2	167,730	30.9	83.5
調 整 債 (昭和60·61·62·63年度分)	19,825	0.4	9,379	0.2	29,204	0.3	54,100	0.5	△ 24,896	△ 46.0	△ 24.4
減 収 補 て ん 債 特 例 分 (昭和50・平成14・19・20年度分)	14,786	0.3	4,804	0.1	19,590	0.2	19,993	0.2	△ 403	△ 2.0	△ 31.6
都 道 府 県 貸 付 金	-	-	130,641	2.4	57,620	0.5	58,040	0.6	△ 420	△ 0.7	△ 3.2
そ の 他	99,153	1.8	137,826	2.6	236,980	2.3	249,843	2.4	△ 12,863	△ 5.1	△ 2.2
小計	5,352,848	100.0	5,394,291	100.0	10,674,117	100.0	10,444,883	100.0	229,234	2.2	△ 1.2
うち財源対策債等	1,156,067	21.6	360,634	6.7	1,516,701	14.2	1,424,076	13.6	92,625	6.5	5.5
うち減収補てん債	335,823	6.3	53,071	1.0	388,894	3.6	303,086	2.9	85,808	28.3	△ 19.2
特定資金公共投資事業債	-	-	-	-	-	-	14	0.0	△ 14	皆減	△ 22.2
合 計	5,352,848	100.0	5,394,291	100.0	10,674,117	100.0	10,444,897	100.0	229,220	2.2	△ 1.2

- (注) 1 「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。
  - 2 「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和対策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。
  - 3 「小計 うち財源対策債等」は、「一般公共事業債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

資 99

資\_p071-099.indd 99

### 第100表 地方債現在高の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		:	平 成 20	年 度	:		平成19年度		比		較
区分	都 道 府	- 県	市町	村	合 計	額	平成19年 合 計		増 減 額	増減率	前年度増減率
一般公共事業債	22,923,108	28.6	4,553,442	8.0	27,476,550	20.0	28,078,924	20.3	△ 602,374	△ 2.1	△ 1.5
うち財源対策債等	13,674,143	17.0	2,428,820	4.3	16,102,963	11.7	16,313,081	11.8	△ 210,118	△ 1.3	△ 0.7
公営住宅建設事業債	1,736,367	2.2	2,429,850	4.3	4,166,217	3.0	4,348,939	3.1	△ 182,722	△ 4.2	△ 4.3
災害復旧事業債	539,329	0.7	253,509	0.4	792,838	0.6	896,932	0.6	△ 104,094	△ 11.6	△ 5.0
教育・福祉施設等整備事業債	1,083,656	1.4	7,039,322	12.3	8,122,979	5.9	8,470,801	6.1	△ 347,822	△ 4.1	△ 3.8
一般単独事業債	27,654,315	34.5	18,771,180	32.8	46,425,496	33.8	47,799,970	34.6	△ 1,374,474	△ 2.9	△ 2.2
辺 地 対 策 事 業 債	_	-	317,868	0.6	317,868	0.2	345,258	0.2	△ 27,390	△ 7.9	△ 7.7
過疎対策事業債	_	-	1,895,317	3.3	1,895,317	1.4	2,023,322	1.5	△ 128,005	△ 6.3	△ 6.1
首都圈等整備事業債	704,063	0.9	_	-	704,063	0.5	775,978	0.6	△ 71,915	△ 9.3	△ 8.2
公共用地先行取得等事業債	494,212	0.6	755,299	1.3	1,249,512	0.9	1,284,896	0.9	△ 35,384	△ 2.8	△ 6.0
行 政 改 革 推 進 債	818,011	1.0	95,238	0.2	913,249	0.7	586,670	0.4	326,579	55.7	113.1
厚生福祉施設整備事業債	176,587	0.2	689,362	1.2	865,948	0.6	1,010,856	0.7	△ 144,908	△ 14.3	△ 12.7
地域財政特例対策債	12,191	0.0	693	0.0	12,884	0.0	13,801	0.0	△ 917	△ 6.6	△ 4.2
退 職 手 当 債 (~平成17年度分)	167,665	0.2	14,771	0.0	182,436	0.1	193,522	0.1	△ 11,086	△ 5.7	△ 11.4
退 職 手 当 債 (平成18年度分~)	971,850	1.2	340,577	0.6	1,312,428	1.0	760,600	0.6	551,828	72.6	245.8
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	930,250	1.2	239,335	0.4	1,169,584	0.9	1,034,468	0.7	135,116	13.1	10.1
地域改善対策特定事業債	74	0.0	34,465	0.1	34,539	0.0	49,436	0.0	△ 14,897	△ 30.1	△ 27.4
財 政 対 策 債	_	_	142	0.0	142	0.0	187	0.0	△ 45	△ 24.1	△ 90.8
財 源 対 策 債	1,097,430	1.4	1,483,065	2.6	2,580,496	1.9	2,749,076	2.0	△ 168,580	△ 6.1	△ 5.0
減 収 補 て ん 債 (昭和57・61・平成5~7・9~20年度分)	3,580,505	4.5	442,767	0.8	4,023,271	2.9	4,103,151	3.0	△ 79,880	△ 1.9	0.8
臨時財政特例債	461,065	0.6	126,338	0.2	587,403	0.4	845,095	0.6	△ 257,692	△ 30.5	△ 24.5
公共事業等臨時特例債	346	0.0	26,266	0.0	26,613	0.0	33,713	0.0	△ 7,100	△ 21.1	△ 18.2
滅税補てん債	2,541,034	3.2	3,566,758	6.2	6,107,792	4.4	6,604,485	4.8	△ 496,693	△ 7.5	△ 6.7
臨時税収補てん債	295,070	0.4	428,866	0.8	723,936	0.5	786,618	0.6	△ 62,682	△ 8.0	△ 12.7
臨 時 財 政 対 策 債	11,427,014	14.2	10,147,346	17.8	21,574,360	15.7	19,739,201	14.3	1,835,159	9.3	10.0
調 整 債 (昭和60·61·62·63年度分)	64,226	0.1	17,328	0.0	81,554	0.1	110,758	0.1	△ 29,204	△ 26.4	△ 32.8
減 収 補 て ん 債 特 例 分 (昭和50・平成14・19・20年度分)	974,881	1.2	190,262	0.3	1,165,142	0.8	523,146	0.4	641,996	122.7	39.8
都 道 府 県 貸 付 金	_	-	831,379	1.5	831,379	0.6	900,085	0.7	△ 68,706	△ 7.6	△ 7.5
そ の 他	1,569,026	1.7	2,452,678	4.3	4,021,702	3.1	4,090,603	3.1	△ 68,901	△ 1.7	△ 2.7
小計	80,222,275	100.0	57,143,423	100.0	137,365,698	100.0	138,160,491	100.0	△ <b>794,793</b>	△ 0.6	△ 0.6
うち財源対策債等	14,771,574	18.4	3,911,886	6.8	18,683,459	13.6	19,062,157	13.8	△ 378,698	△ 2.0	△ 1.3
うち減収補てん債	4,821,264	6.0	661,471	1.2	5,482,735	4.0	5,007,951	3.6	474,784	9.5	1.3
合 計	80,222,275	100.0	57,143,423	100.0	137,365,698	100.0	138,160,491	100.0	△ <b>794,793</b>	△ 0.6	△ 0.6

<sup>(</sup>注) 「小計 うち財源対策債等」は、「一般公共事業債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された 臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

## 第100表 地方債現在高の状況 (つづき)

その2 借入先別内訳 (単位 百万円・%)

		:	平 成 20	年 度			平成 19年	主度	比		較
区 分	都 道 府	F 県	市町	村	合 計	額	合計		増減額	増減率	前年度 増減率
財政融資資金	16,792,839	20.9	21,348,484	37.4	38,141,323	27.8	40,403,413	29.2	△ 2,262,090	△ 5.6	△ 5.8
うち旧資金運用部資金	7,846,818	9.8	7,104,123	12.4	14,950,941	10.9	17,791,421	12.9	△ 2,840,480	△ 16.0	△ 15.5
うち旧還元融資資金	267,950	0.3	1,262,421	2.2	1,530,371	1.1	1,934,907	1.4	△ 404,536	△ 20.9	△ 16.9
旧郵政公社資金	5,183,509	6.5	7,167,704	12.5	12,351,214	9.0	13,670,859	9.9	△ 1,319,645	△ 9.7	△ 8.7
旧郵便貯金資金	1,498,300	1.9	1,684,819	2.9	3,183,119	2.3	3,448,334	2.5	△ 265,215	△ 7.7	△ 5.9
旧簡易生命保険資金	3,685,210	4.6	5,482,885	9.6	9,168,095	6.7	10,222,525	7.4	△ 1,054,430	△ 10.3	△ 9.5
地方公営企業等金融機構資金	2,203,293	2.7	4,517,357	7.9	6,720,651	4.9	7,102,651	5.1	△ 382,000	△ 5.4	△ 5.3
うち旧公営企業金融公庫資金	2,147,665	2.7	4,319,204	7.6	6,466,869	4.7	6,987,001	5.1	△ 520,132	△ 7.4	△ 6.8
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (地方公営企業等金融機構資金を除く。)	929,017	1.2	239,335	0.4	1,168,352	0.9	1,033,503	0.7	134,849	13.0	10.1
市 中 銀 行	26,339,599	32.8	9,116,831	16.0	35,456,429	25.8	34,346,608	24.9	1,109,821	3.2	0.0
その他の金融機関	3,531,148	4.4	4,680,525	8.2	8,211,673	6.0	7,708,142	5.6	503,531	6.5	4.1
保 険 会 社 等	56,519	0.1	126,550	0.2	183,070	0.1	223,359	0.2	△ 40,289	△ 18.0	△ 15.9
交 付 公 債	1,001	0.0	-	-	1,001	0.0	1,242	0.0	△ 241	△ 19.4	△ 17.5
市場公募債	24,766,689	30.9	7,969,218	13.9	32,735,908	23.8	31,256,160	22.6	1,479,748	4.7	10.1
個別発行債10年債	13,883,440	17.3	3,384,139	5.9	17,267,579	12.6	16,987,814	12.3	279,765	1.6	3.6
個別発行債5年債	3,921,973	4.9	1,149,958	2.0	5,071,931	3.7	4,977,263	3.6	94,668	1.9	5.2
個別発行債20年債	1,209,103	1.5	629,581	1.1	1,838,684	1.3	1,487,619	1.1	351,065	23.6	68.1
個別発行債30年債	304,013	0.4	247,835	0.4	551,848	0.4	354,057	0.3	197,791	55.9	91.6
個別発行債15年債	_	-	43,134	0.1	43,134	0.0	44,667	0.0	△ 1,533	△ 3.4	△ 0.7
個別発行債7年債	60,000	0.1	-	-	60,000	0.0	60,000	0.0	-	0.0	50.0
共同発行債10年債	4,126,917	5.1	2,166,634	3.8	6,293,550	4.6	5,917,401	4.3	376,149	6.4	24.5
住 民 公 募 債	1,037,648	1.3	342,711	0.6	1,380,360	1.0	1,225,397	0.9	154,963	12.6	4.3
外 国 債	158,595	0.2	-	-	158,595	0.1	166,942	0.1	△ 8,347	△ 5.0	△ 3.0
そ の 他	65,000	0.1	5,226	0.0	70,226	0.1	35,000	0.0	35,226	100.6	皆増
共 済 等	120,099	0.1	1,073,477	1.9	1,193,577	0.9	1,228,225	0.9	△ 34,648	△ 2.8	△ 3.6
そ の 他	298,562	0.4	903,942	1.6	1,202,500	0.9	1,186,329	0.9	16,171	1.4	8.0
合 計	80,222,275	100.0	57,143,423	100.0	137,365,698	100.0	138,160,491	100.0	△ 794,793	△ 0.6	△ 0.6

<sup>(</sup>注) 旧郵政公社資金には、平成15年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

その3 利率別内訳 (単位 百万円・%)

区 分	都 道 府	県	市町	村	合 計	額
1.5% 以下	34,929,552	43.5	24,396,988	42.7	59,326,539	43.2
2.0% 以 下	34,979,200	43.6	21,136,876	37.0	56,116,075	40.9
2.5% 以 下	5,519,988	6.9	4,848,825	8.5	10,368,813	7.5
3.0% 以 下	1,659,887	2.1	2,061,010	3.6	3,720,896	2.7
3.5% 以 下	957,666	1.2	1,278,127	2.2	2,235,793	1.6
4.0% 以 下	505,374	0.6	762,989	1.3	1,268,363	0.9
4.5% 以 下	712,770	0.9	1,198,292	2.1	1,911,062	1.4
5.0% 以 下	430,431	0.5	588,005	1.0	1,018,436	0.7
5.5% 以 下	271,073	0.3	426,766	0.7	697,839	0.5
6.0% 以 下	29,937	0.0	34,602	0.1	64,539	0.0
6.5% 以 下	64,195	0.1	184,546	0.3	248,741	0.2
7.0% 以 下	150,574	0.2	210,505	0.4	361,079	0.3
7.0% 超	11,629	0.0	15,893	0.0	27,522	0.0
合 計	80,222,275	100.0	57,143,423	100.0	137,365,698	100.0

資 101

## 第100表 地方債現在高の状況 (つづき)

その4 推 移 (単位 百万円・%)

					都	道府	県	市	町		村	合	計	額
	区		分		現在高	指 数	対前年度 増 減 率	現在高	指	数	対前年度増 減 率	現在高	指 数	対前年度 増 減 率
昭	和	49	年	度	3,688,067	100	23.3	4,851,720		100	26.4	8,539,787	100	25.0
平	成	13	年	度	71,578,559	1,941	2.9	59,282,912	]	1,222	1.3	130,861,470	1,532	2.2
		14			73,993,973	2,006	3.4	60,106,764		1,239	1.4	134,100,737	1,570	2.5
		15			76,789,923	2,082	3.8	61,310,955		1,264	2.0	138,100,877	1,617	3.0
		16			78,998,332	2,142	2.9	61,617,515		1,270	0.5	140,615,846	1,647	1.8
		17			79,139,481	2,146	0.2	60,912,095		1,255	△1.1	140,051,576	1,640	△0.4
		18			79,132,114	2,146	△0.0	59,925,615		1,235	△1.6	139,057,729	1,628	△0.7
		19			79,593,447	2,158	0.6	58,567,043	:	1,207	△2.3	138,160,491	1,618	△0.6
		20			80,222,275	2,175	0.8	57,143,423	]	1,178	△2.4	137,365,698	1,609	△0.6

<sup>(</sup>注) 平成13年度から平成18年度については、特定資金公共投資事業債を除いている。

#### 第101表 債務負担行為額 (翌年度以降支出予定額) の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

	X	分				平 成 20	年 度			平成19年度	増 減 率
	Δ.	7)		都 道 月	府 県	市町	村	合 計	額	合 計 額	增 恢 宁
1	物件の購	入等に係る	3 8 0	2,980,876	54.0	3,857,510	55.6	6,838,387	54.9	6,583,331	3.9
	土地の	購入に係る	5 8 0	437,139	7.9	1,489,353	21.5	1,926,492	15.5	2,107,665	△ 8.6
	建造物の	)購入に係。	るもの	530,514	9.6	598,437	8.6	1,128,951	9.1	1,123,722	0.5
	その他の特	物件の購入に係	きるもの	149,940	2.8	204,319	2.9	354,259	2.8	351,630	0.7
	製造・工	事の請負に係	るもの	1,863,283	33.7	1,565,401	22.6	3,428,685	27.5	3,000,314	14.3
2	債務保証又	は損失補償に係	系るもの	18,525	0.3	19,657	0.3	38,181	0.3	35,507	7.5
	地方三公	社に係るも	Ø) (A)	226	0.0	4,352	0.1	4,578	0.0	2,425	88.8
		l定に基づく法力 に 係 る も		15,160	0.3	105	0.0	15,265	0.1	10,836	40.9
	_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	体が出資・出え. ち(A)(B)以外に信		36	0.0	8,760	0.1	8,796	0.1	11,745	△ 25.1
	そ	0)	他	3,103	0.0	6,440	0.1	9,542	0.1	10,501	△ 9.1
3	そ	Ø	他	2,521,824	45.7	3,059,249	44.1	5,581,073	44.8	5,145,033	8.5
	利 子 補	給等に係る	5 6 0	651,259	11.8	469,769	6.8	1,121,028	9.0	1,082,603	3.5
	そ	0)	他	1,870,565	33.9	2,589,480	37.3	4,460,045	35.8	4,062,430	9.8
	合		計	5,521,225	100.0	6,936,416	100.0	12,457,641	100.0	11,763,871	5.9

(注) 「2 債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

### 第101表 債務負担行為額 (翌年度以降支出予定額) の状況 (つづき)

その2 推 移 (単位 百万円・%)

区分	合	i	計	1 物件の	購入等に係	系るもの	2 債務保 係るも	R証又は損失 の	<b>夫補償に</b>	3 その他			
区分	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	
平成15年度	12,694,878	100	△1.7	7,671,410	100	△5.0	59,013	100	15.3	4,964,455	100	3.7	
16	11,619,030	92	△8.5	7,040,249	92	△8.2	47,032	80	△20.3	4,531,749	91	△8.7	
17	12,205,542	96	5.0	6,873,931	90	△2.4	38,155	65	△18.9	5,293,456	107	16.8	
18	12,324,495	97	1.0	6,739,997	88	△1.9	155,897	264	308.6	5,428,601	109	2.6	
19	11,763,871	93	△4.5	6,583,331	86	△2.3	35,507	60	△77.2	5,145,033	104	△5.2	
20	12,457,641	98	5.9	6,838,387	89	3.9	38,181	65	7.5	5,581,073	112	8.5	

<sup>(</sup>注) 平成16年度以降については、その他実質的な債務負担行為に係るものを除いている。

#### 第102表 積立金現在高の状況

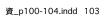
その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 20	年 度			平成19:	年度	比	較	
区 分		都 道 床	- 県	市町	村	合 計	額	合計		増 減 額	増減率	前年度 増減率
財政調整基	金	888,303	16.9	3,532,530	35.1	4,420,833	28.9	4,216,147	30.2	204,686	4.9	3.5
減債基	金	794,679	15.1	997,593	9.9	1,792,272	11.7	1,842,687	13.2	△ 50,415	△ 2.7	△ 13.9
その他特定目的	基金	3,567,263	68.0	5,522,972	55.0	9,090,236	59.4	7,879,933	56.6	1,210,303	15.4	6.6
合	計	5,250,245	100.0	10,053,095	100.0	15,303,341	100.0	13,938,767	100.0	1,364,574	9.8	2.5

その2 推 移 (単位 百万円・%)

		総	額	財政調	整 基 金	減 債	基金	その他特定	定目的基金
区	分	積 立 金	対前年度 増 減 率	積 立 金	対前年度 増 減 率	積 立 金	対前年度 増 減 率	積 立 金	対前年度 増 減 率
平成]	1年度	15,019,168	△1.5	3,195,436	0.4	3,262,312	△ 6.5	8,561,420	△0.2
]	12	15,400,028	2.5	3,577,743	12.0	3,321,126	1.8	8,501,159	△0.7
]	13	15,684,180	1.8	3,847,176	7.5	3,147,877	△ 5.2	8,689,127	2.2
]	14	14,668,746	△6.5	3,788,240	△1.5	2,770,822	△ 12.0	8,109,684	△6.7
]	15	13,987,579	△4.6	3,765,337	△0.6	2,760,620	△ 0.4	7,461,622	△8.0
]	16	13,031,922	△6.8	3,675,894	△2.4	2,426,375	△ 12.1	6,929,653	△7.1
]	17	12,973,089	△0.5	3,880,491	5.6	2,093,960	△ 13.7	6,998,638	1.0
]	18	13,602,238	4.8	4,071,951	4.9	2,139,838	2.2	7,390,449	5.6
]	19	13,938,767	2.5	4,216,147	3.5	1,842,687	△ 13.9	7,879,933	6.6
2	20	15,303,341	9.8	4,420,833	4.9	1,792,272	△ 2.7	9,090,236	15.4

資 103



## 第103表 平成20年度資金収支の状況

(単位 百万円・%)

		区分	第1·四章 (20年4月~		第2·四章 (20年7月~		第3·四 <sup>±</sup> (20年10月~		第4・四章 (21年1月~		出納整理 (21年4月~		合	計
		( 歳 入 (a)	26,164,889	67.8	19,949,411	89.9	21,103,915	70.6	29,752,901	80.0	11,012,810	100.2	107,983,927	77.7
		地 方 税	12,699,750	32.9	8,943,981	40.3	9,337,067	31.2	7,474,981	20.1	1,102,747	10.0	39,558,526	28.5
		地方消費税清算金	186,116	0.5	253,187	1.1	106,919	0.4	178,505	0.5	-	-	724,727	0.5
		地方特例交付金等、地方 交付税及び地方譲与税	7,410,195	19.2	4,106,958	18.5	4,208,068	14.1	737.082	2.0	161,713	1.5	16,624,016	12.0
合	収			3.6						14.2				
	17	国庫支出金等	1,382,532	1.7	1,352,963	6.1 5.4	1,812,789	6.1	5,275,517		1,865,199 695,696	17.0 6.3	11,689,000	8.4 3.7
	ļ	地方債(起債前借を含む。)	641,526 248.944	0.6	1,205,950 502,688	2.3	1,000,776 1,371,966	4.6	1,618,894 3,100,484	4.4 8.3	4,728,266	43.0	5,162,843 9,952,348	7.2
		公営事業会計からの繰入れ	6,014	0.0	22,513	0.1	13,462	0.0	79,303	0.2	60,635	0.6	181,926	0.1
	入	そ の 他	3,589,812	9.3	3.561.172	16.0	3,252,868	10.9	11,288,136	30.3	2.398.553	21.8	24,090,541	17.3
		(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ(b)	1.698.418	9.3 4.4	1,396,741	6.3	987,759	3.3	3,327,467	8.9	1,984,522	18.1	9,394,906	6.8
		歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金(c)	4,843,728	12.5	1,815,033	8.2	5,685,883	19.0	3,654,617	9.8	1,965,313	17.9	17,964,574	12.9
		一時借入金等借入額(d)	9,306,790	24.1	1,813,033	8.2	4,090,469	13.7	7,127,052	19.2	1,505,515	-	22,346,926	16.1
		合計 (a)-(b)+(c)+(d)	38.616.990	100.0	22,190,318	100.0	29,892,508	100.0	37,207,103	100.0	10,993,601	100.0	138,900,521	100.0
	Ì	(	21,478,319	66.1	21,566,427	91.6	20,785,214	72.1	29,750,918	81.4	13,757,753	81.0	107,338,631	77.6
		(e)のうち地方消費税清算金	186,116	0.6	253,188	1.1	106,922	0.4	178,501	0.5	13,737,733	01.0	724.727	0.5
l _,	支	(e)うち普诵会計内の会計間繰出1、(f)	1.698.418	5.2	1.396.741	5.9	987,759	3.4	3,327,467	9.1	1,984,522	11.7	9,394,906	6.8
計		歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金(g)	4,308,967	13.3	1,930,741	8.2	5,444,951	18.9	3,929,500	10.7	2,350,397	13.8	17.964.574	13.0
		歳計剰余金処分としての積立金(h)	112,412	0.3	30,278	0.1		0.0	5,080	0.0	3,119	0.0	155,353	0.1
	出	一時借入金等返済額(i)	8,284,392	25.5	1,413,211	6.0	4,463 3,600,025	12.5	6.200.422	17.0	2,848,876	16.8	22,346,926	16.1
		合計(e)-(f)+(g)+(h)+(i)	32,485,673	100.0	23,543,934	100.0	28,846,894	100.0	36,558,453	100.0	16,975,624	100.0	138.410.578	100.0
		(	13.686.357	68.0	9,995,709	91.6	11,578,545	86.1	16,291,002	88.5	4,596,136	113.7	56.147.750	83.9
		地方税	6,240,593	31.0	4,393,014	40.3	5,414,591	40.2	3,466,566	18.8	497,300	12.3	20,012,065	29.9
		地方消費税清算金	186,116	0.9	253,187	2.3	106,919	0.8	178,505	1.0	- 137,000	12.5	724,727	1.1
		地方特例交付金等、地方									00.050			
都	収	交付税及び地方譲与税	4,173,276	20.7	2,160,388	19.8	2,128,553	15.8	91,683	0.5	20,858	0.5	8,574,758	12.8
		国庫 支出金等	608,252	3.0	581,589	5.3	1,032,259	7.7	2,891,054	15.7	681,172	16.9	5,794,325	8.7
		地方債(起債前借を含む。)	225,580	1.1	389,133	3.6	1,011,409	7.5	1,876,480	10.2	2,479,075	61.3	5,981,676	8.9
		公営事業会計からの繰入れ	1,379	0.0	15,948	0.1	1,629	0.0	31,876	0.2	21,072	0.5	71,904	0.1
道	入	そ の 他	2,251,161	11.2	2,202,451	20.2	1,883,184	14.0	7,754,838	42.1	896,660	22.2	14,988,294	22.4
		(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	1,647,761	8.2	1,283,170	11.8	948,677	7.1	3,027,201	16.5	1,220,714	30.2	8,127,524	12.1
		歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金(c)	1,682,088	8.4	1,230,171	11.3	1,326,052	9.9	1,290,447	7.0	666,606	16.5	6,195,363	9.3
府		一時借入金等借入額(d)	6,399,055	31.8	966,577	8.9	1,497,801	11.1	3,845,862	20.9	-	-	12,709,294	19.0
/13	'	合計 (a)-(b)+(c)+(d)	20,119,739	100.0	10,909,287	100.0	13,453,721	100.0	18,400,110	100.0	4,042,028	100.0	66,924,884	100.0
		( 歳 出 (e)	12,073,239	69.7	10,895,266	93.6	10,924,667	86.1	16,270,664	89.7	6,037,372	84.0	56,201,207	83.9
	支	(e)のうち地方消費税清算金	186,116	1.1	253,188	2.2	106,922	0.8	178,501	1.0	_	-	724,727	1.1
県		(e)のうち普通会計内の会計間繰出し(f)	1,647,761	9.5	1,283,170	11.0	948,677	7.5	3,027,201	16.7	1,220,714	17.0	8,127,524	12.1
		歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金(g)	1,090,176	6.3	1,207,394	10.4	1,172,083	9.2	1,358,585	7.5	1,367,125	19.0	6,195,363	9.2
	出	歳計剰余金処分としての積立金(h)	377	0.0	5,413	0.0	_	_	1,477	0.0	_	-	7,268	0.0
		一時借入金等返済額(i)	5,816,119	33.6	809,767	7.0	1,539,444	12.1	3,539,397	19.5	1,004,566	14.0	12,709,294	19.0
$\vdash$		合計(e)-(f)+(g)+(h)+(i)	17,332,151	100.0	11,634,671	100.0	12,687,516	100.0	18,142,921	71.6	7,188,350	100.0	66,985,609	100.0
		(歳 入(a)	12,478,532	67.5	9,953,702	88.2	9,525,370	57.9	13,461,899	71.6	6,416,674	92.3	51,836,177	72.0
		地 方 税	6,459,156	34.9	4,550,967	40.3	3,922,476	23.9	4,008,415	21.3	605,447	8.7	19,546,461	27.2
		型力特別交刊 並等、地方 交付税及び地方譲与税	3,236,920	17.5	1,946,570	17.3	2,079,514	12.7	645,399	3.4	140,855	2.0	8,049,258	11.2
市	収	国 庫 支 出 金 等	774,281	4.2	771,374	6.8	780,529	4.7	2,384,463	12.7	1,184,027	17.0	5,894,674	8.2
	-1/	都道府県支出金等	641,526	3.5	1,205,950	10.7	1,000,776	6.1	1,618,894	8.6	695,696	10.0	5,162,843	7.2
		地方債(起債前借を含む。)	23,364	0.1	113,555	1.0	360,557	2.2	1,224,004	6.5	2,249,192	32.4	3,970,672	5.5
		公営事業会計からの繰入れ	4,635	0.0	6,565	0.1	11,833	0.1	47,426	0.3	39,563	0.6	110,022	0.2
	入	そ の 他	1,338,650	7.2	1,358,721	12.0	1,369,684	8.3	3,533,298	18.8	1,501,893	21.6	9,102,247	12.6
町		(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	50,656	0.3	113,571	1.0	39,082	0.2	300,266	1.6	763,808	11.0	1,267,382	1.8
		歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金(c)	3,161,641	17.1	584,862	5.2	4,359,831	26.5	2,364,170	12.6	1,298,707	18.7	11,769,211	16.4
		一時借入金等借入額(d)	2,907,735	15.7	856,038	7.6	2,592,668	15.8	3,281,190	17.4	-	-	9,637,632	13.4
		合 計 (a)-(b)+(c)+(d)	18,497,252	100.0	11,281,032	100.0	16,438,788	100.0	18,806,993	100.0	6,951,573	100.0	71,975,637	100.0
		( 歳 出 (e)	9,405,080	62.1	10,671,162	89.6	9,860,547	61.0	13,480,254	73.2	7,720,381	78.9	51,137,424	71.6
村	支	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し (f)	50,656	0.3	113,571	1.0	39,082	0.2	300,266	1.6	763,808	7.8	1,267,382	1.8
		歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金(g)	3,218,791	21.2	723,364	6.1	4,272,868	26.4	2,570,915	14.0	983,272	10.0	11,769,211	16.5
		歳計剰余金処分としての積立金 (h)	112,035	0.7	24,865	0.2	4,463	0.0	3,603	0.0	3,119	0.0	148,085	0.2
	出	一時借入金等返済額(i)	2,468,272	16.3	603,444	5.1	2,060,581	12.8	2,661,025	14.4	1,844,310	18.8	9,637,632	13.5
		合 計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	15,153,522	100.0	11,909,263	100.0	16,159,378	100.0	18,415,531	100.0	9,787,274	100.0	71,424,969	100.0

(注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

### 第104表 道路(地方道)の状況

	X	分		平成20年度	平成19年度	増減
		40 X 15 18 X	主要地方道	56,733	57,043	△310
ctr 7d	F (1 )	都道府県道	一般都道府県道	70,741	70,919	△178
実 延	長 (km)	市 町	村道	1,016,448	1,013,510	2,938
		合	計	1,143,922	1,141,472	2,450
		都道府県道	主要地方道	856.8	852.8	4.0
面	往 (1 2)	都道府県道	一般都道府県道	908.0	901.0	7.0
Щ	積 (km²)	市 町	村道	6,508.7	6,478.5	30.2
		台	ā†	8,273.5	8,232.3	41.2

<sup>(</sup>注) 平成20年度の数値は平成21年4月1日現在のもの、平成19年度の数値は平成20年4月1日現在のものである。

#### 第105表 公営住宅等の管理状況

- A	平成20年度			平成19年度			増 減	
区分	都道府県 市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
公 営 住 宅 等(戸)	968,779 1,446,478	2,415,257	969,367	1,448,691	2,418,058	△588	△2,213	△2,801
うち公営住宅(戸)	932,481 1,245,324	2,177,805	932,128	1,247,735	2,179,863	353	△2,411	△2,058

<sup>(</sup>注) 1 各年度の数値は各年度末のものである。

### 第106表 公園の状況

E	73		平成20年度			平成19年度			増 減	
区	分	市町村立	市町村立 以 外	合 計	市町村立	市町村立 以 外	合 計	市町村立	市町村立 以 外	合 計
都市公園等	箇所数	118,161	1,001	119,162	115,557	975	116,532	2,604	26	2,630
(都市計画区域内)	面 積 (km²)	1,006.1	253.1	1,259.2	988.9	250.4	1,239.3	17.2	2.7	19.9
その他公園	箇所数	6,171	255	6,426	5,894	272	6,166	277	△17	260
(都市計画区域外)	面 積 (km²)	133.2	53.8	186.9	131.8	53.0	184.9	1.4	0.8	2.0
合 計	箇所数	124,332	1,256	125,588	121,451	1,247	122,698	2,881	9	2,890
	面 積 (km²)	1,139.3	306.9	1,446.2	1,120.7	303.5	1,424.2	18.6	3.4	22.0

<sup>(</sup>注) 各年度の数値は各年度末のものである。

資 105

<sup>2</sup> 公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

資\_p105-108.indd 106

## 第107表 下水道等の状況

	区 分		平成20年度	平成19年度	増 減
公共下水道		(人) (km²) (km²) (箇所) (箇所) (km²) (km²) (人)	93,988,883 22,256.1 15,744.3 2,070 1,977 22,097.7 15,674.5 93,809,183 86,549,493	92,650,838 22,169.0 15,432.1 2,072 1,959 21,982.2 15,358.8 92,452,823 85,359,255	1,338,045 $87.1$ $312.2$ $2$ $18$ $115.5$ $315.7$ $1,356,360$ $1,190,238$
都市下水路	計 画 排 水 区 域 面 積 現 在 排 水 区 域 面 積	(km²) (km²)	1,790.5 1,507.0	1,854.2 1,552.6	<ul><li>△ 63.7</li><li>△ 45.6</li></ul>
農業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの) 現在処理区域内人口 現在排水区域面積(うち汚水に係るもの) 現在処理区域面積 現在処理区域面積	(人) (人) (km²) (km²) (人)	3,594,470 3,586,717 2,244.5 2,206.6 2,875,082	3,548,014 3,540,228 2,181.4 2,150.5 2,795,418	46,456 46,489 63.1 56.1 79,664
漁業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの) 現在処理区域内人口 現在排水区域面積(うち汚水に係るもの) 現在処理区域面積 現在処理区域面積	(人) (人) (km²) (km²) (人)	169,394 169,207 77.0 76.9 126,290	166,160 164,385 74.0 73.8 122,869	3,234 4,822 3.0 3.1 3,421
林 業 集 落排 水 施 設	現在排水人口(うち汚水に係るもの) 現在処理区域内人口 現在排水区域面積(うち汚水に係るもの) 現在処理区域面積 現在処理区域面積	(人) (人) (km²) (km²) (人)	2,960 2,960 2,0 2,0 2,480	3,006 3,006 2,0 2,0 2,455	<ul> <li>△ 46</li> <li>△ 46</li> <li>0.0</li> <li>0.0</li> <li>25</li> </ul>
簡 易排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの) 現在処理区域内人口 現在排水区域面積(うち汚水に係るもの) 現在処理区域面積 現在処理区域面積	(人) (人) (km²) (km²) (人)	1,785 1,785 1.8 1.8 1,643	1,822 1,821 1.8 1.8 1,692	<ul> <li>△ 37</li> <li>△ 36</li> <li>0.0</li> <li>0.0</li> <li>△ 49</li> </ul>
小規模集合排水処理施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの) 現在処理区域内人口 現在排水区域面積(うち汚水に係るもの) 現在処理区域面積 現在処理区域面積 現在水洗便所設置済人口	(人) (人) (km²) (km²) (人)	7,163 7,163 4.1 4.1 6,074	7,198 7,198 4.1 4.1 5,949	△ 35 △ 35 0.0 0.0 125
合 併 処 理	ティ・プラント 処 理 人 口	(人) (人) (人) (人)	288,880 11,749,682 286,005 68,289	299,680 11,626,750 262,347 66,464	△ 10,800  122,932  23,658  1,825

<sup>(</sup>注) 各年度の数値は各年度末のものである。

#### 第108表 し尿及びごみ処理施設の状況

			X		分	平成20年度	平成19年度	増減	増	減	率
	P	ьп	TIII	+4- =n	処 理 人 口(千人)	12,216	12,975	△ 759		۷	△ 5.8
	尿	処	理	施設	年間総収集量(千kl)	10,483	11,091	△ 608		_	△ 5.5
	7	Ьп	TIII	+4- =n	処 理 人 口(千人)	129,149	129,118	31			0.0
2	み	処	理	施設	年間総収集量(千t)	44,310	46,358	△ 2,048		_	△ 4.4

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

#### 第109表 公立保育所の状況

				平 成 2	0 年 度			平 成 1	9 年 度			
	区	分	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合 計	増	減
箇	所	数	2	12,259	3	12,264	2	12,558	3	12,563	$\triangle$	299
延	面	積 (m)	2,481	8,549,413	2,695	8,554,589	2,481	8,662,721	2,695	8,667,897	△1	13,308

- (注) 1 平成20年度の数値は平成20年10月1日現在のもの、平成19年度の数値は平成19年10月1日現在のものである。
  - 2 季節保育所を含まない。

#### 第110表 公立老人ホームの状況

					平 成 2	0 年 度			平 成 1	9 年 度			
	区	分	Ā	都道府県立	市町村立	一 部 事 務 組 合 立	合 計	都道府県立	市町村立	一 部 事 務 組 合 立	合 計	増	減
	養護老	人ホー	4	13	354	86	453	15	376	90	481		△ 28
箇所	特別養護	<b>ě</b> 老人ホー	4	8	334	118	460	8	344	119	471		△11
数	軽費老	人ホー	4	6	83	9	98	7	86	9	102		△ 4
	合	計		27	771	213	1,011	30	806	218	1,054		△ 43

(注) 平成20年度の数値は平成20年10月1日現在のもの、平成19年度の数値は平成19年10月1日現在のものである。

#### 第111表 公立高等学校及び中等教育学校の状況

			rs		꾸	成 20 年 月	度		ㅋ	成 19 年 月	度		24.1	-4
	区		分		都道府県立	市町村立	合	計	都道府県立	市町村立	合 詢	†	増	減
高	等	学	校	数	3,601	245		3,846	3,658	248	3,	906		△60
中	等 教	育	学 校	数	21	4		25	19	2		21		4

- (注) 1 文部科学省調べによる。
  - 2 平成20年度の数値は平成21年5月1日現在のもの、平成19年度の数値は平成20年5月1日現在のものである。

### 第112表 文化及び体育施設の状況 (公立分)

	Þ	₹	分	平	成 20 年	度	平	成 19 年	度	増		減
	Ľ	<u> </u>	<i>,,</i> ,	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計
	県	民 会 館	箇 所 数	183	3,053	3,236	182	3,010	3,192	1	43	44
	市	民 会 館	延 面 積(千㎡)	2,468	11,096	13,564	2,470	10,972	13,441	△ 2	124	123
	公	会 堂	専任職員数 (人)	2,307	10,695	13,002	2,362	10,496	12,858	△ 55	199	144
	図	書 館	箇 所 数	62	3,058	3,120	62	3,039	3,101	0	19	19
	凶	書 館	専任職員数 (人)	1,815	16,025	17,840	1,859	15,889	17,748	△ 44	136	92
文		<b>公人甘</b>	箇 所 数	25	83	108	25	83	108	0	0	0
		総合博物館	専任職員数 (人)	472	581	1,053	472	571	1,043	0	10	10
		刘光珪带於	箇 所 数	12	59	71	12	53	65	0	6	6
化	博	科学博物館	専任職員数 (人)	353	559	912	345	484	829	8	75	83
		医力性肿体	箇 所 数	50	245	295	50	246	296	0	△ 1	△ 1
施	H-for	歴史博物館	専任職員数 (人)	755	1,236	1,991	705	1,235	1,940	50	1	51
	物	<b>光华時</b> 於	箇 所 数	54	162	216	55	153	208	△ 1	9	8
		美術博物館	専任職員数 (人)	778	1,009	1,787	808	988	1,796	△ 30	21	△ 9
設	館	2 0 lik	箇 所 数	15	81	96	15	82	97	0	△ 1	△ 1
		その他	専任職員数 (人)	712	1,108	1,820	705	1,139	1,844	7	△ 31	△ 24
		^ =1	箇 所 数	156	630	786	157	617	774	△ 1	13	12
		合 計	専任職員数 (人)	3,070	4,493	7,563	3,035	4,417	7,452	35	76	111
	青	年の家・	箇 所 数	162	329	491	169	334	503	△ 7	△ 5	△ 12
	自	然の家	専任職員数 (人)	1,385	1,233	2,618	1,432	1,220	2,652	△ 47	13	△ 34
	4-	<b>李</b> &	箇 所 数	194	6,174	6,368	193	6,159	6,352	1	15	16
	体	育 館	専任職員数 (人)	714	8,373	9,087	694	8,152	8,846	20	221	241
体	17-t-:	1. vv. 44 48	箇 所 数	102	976	1,078	103	981	1,084	△ 1	△ 5	△ 6
育	座	上競技場	専任職員数 (人)	191	673	864	196	655	851	△ 5	18	13
施	田4	T-P. 1:H	箇 所 数	163	3,976	4,139	158	3,987	4,145	5	△ 11	△ 6
設	野	球場	専任職員数 (人)	127	1,262	1,389	105	1,129	1,234	22	133	155
	~°	1	箇 所 数	223	3,954	4,177	229	4,022	4,251	△ 6	△ 68	△ 74
	プ	ール	専任職員数 (人)	353	3,741	4,094	337	3,526	3,863	16	215	231

- (注) 1 平成20年度における箇所数及び延面積は平成21年3月31日現在のもの、専任職員数は平成21年4月1日現在のものである。
  - 2 平成19年度における箇所数及び延面積は平成20年3月31日現在のもの、専任職員数は平成20年4月1日現在のものである。

## 第113表 地方公共団体の職員公舎の状況

	区	Δ.	平	成 20 年	度	平	成 19 年	度		増 減	
		分	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
戸		数	64,834	21,313	86,147	68,143	21,865	90,008	△3,309	△ 552	△3,861
延	面	積(千㎡)	3,771	1,254	5,026	3,966	1,289	5,255	△ 195	△ 35	△ 229

<sup>(</sup>注) 各年度の数値は各年度末のものである。

### 第114表 地方公営企業の事業数の状況

その1 事業数調

(各年度末日現在)

EZ /	平	成 20 年	度	Ŧ	成 19 年	度	増	減
区 分	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
上水道事業	1,395	_	1,395	1,404	-	1,404	△ 9	_
簡易水道事業	24	824	848	24	848	872	-	△ 24
工業用水道事業	151	_	151	152	_	152	△ 1	_
交 通 事 業	61	40	101	63	40	103	△ 2	_
電 気 事 業	29	40	69	31	62	93	△ 2	△ 22
ガス事業	34	_	34	34	_	34	-	_
病 院 事 業	665	_	665	664	_	664	1	_
下 水 道 事 業	318	3,369	3,687	268	3,433	3,701	50	△ 64
介護サービス事業	47	571	618	47	589	636	-	△ 18
その他事業	188	1,340	1,528	193	1,358	1,551	△ 5	△ 18
습 計	2,912	6,184	9,096	2,880	6,330	9,210	32	△146

#### その2 事業数の推移

(各年度末日現在)

	X	分	平成12年度	13	14	15	16	17	18	19	20
沒	: 適 用	事業数	3,539	3,556	3,560	3,532	3,258	2,867	2,858	2,880	2,912
沒	長非 適力	用事業数	9,035	9,055	9,053	8,944	7,721	6,512	6,459	6,330	6,184

資 109

### 第115表 地方公営企業の職員数の状況

(単位 人)

	全	事 業	の内	訳			
区分	適 用 🛭	区 分 別	勘定	区 分 別	合 計	前年度末職員	増 減
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上 水 道 事 業	51,092	_	44,846	6,246	51,092	52,799	△ 1,707
簡易水道事業	74	2,109	1,962	221	2,183	2,310	△ 127
工業用水道事業	1,893	_	1,799	94	1,893	1,984	△ 91
交 通 事 業	28,758	501	28,439	820	29,259	30,093	△ 834
電 気 事 業	1,915	65	1,971	9	1,980	2,096	△ 116
ガ ス 事 業	1,307	_	1,209	98	1,307	1,378	△ 71
病 院 事 業	227,189	_	227,059	130	227,189	228,794	△ 1,605
下 水 道 事 業	15,941	17,526	20,941	12,526	33,467	34,976	△ 1,509
介護サービス事業	1,439	11,384	12,823	_	12,823	13,305	△ 482
その他事業	3,168	4,277	5,906	1,539	7,445	7,770	△ 325
合 計	332,776	35,862	346,955	21,683	368,638	375,505	△ 6,867

<sup>(</sup>注) 平成21年3月31日現在の職員数である。

#### 第116表 地方公営事業決算の状況

(単位 百万円)

							,		
区分	平原	<b>龙</b> 20 年 度	£ (A)	平月	戊 19 年 度	Ę (B)	増	減 (A) -	- (B)
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
地方公営企業	19,864,768	20,314,838	△450,070	20,131,543	20,433,629	△ 302,086	△ 266,775	△ 118,791	△ 147,984
法 適 用 企 業	14,692,125	15,221,544	△529,418	14,669,131	15,070,294	△ 401,163	22,995	151,250	△ 128,255
法非適用企業	5,172,642	5,093,294	79,348	5,462,413	5,363,335	99,078	△ 289,771	△ 270,041	△ 19,730
収 益 事 業	3,418,627	3,424,101	△5,474	3,530,227	3,543,208	△ 12,981	△ 111,600	△ 119,107	7,507
国民健康保険事業	12,812,471	12,737,992	74,479	13,217,053	13,171,104	45,949	△ 404,582	△ 433,112	28,530
老人保健医療事業	1,139,688	1,109,579	30,109	10,441,333	10,450,540	△ 9,207	△ 9,301,645	△ 9,340,961	39,316
後期高齢者医療事業	9,916,522	9,659,632	256,890	_	-	-	9,916,522	9,659,632	256,890
介護保険事業	7,299,873	7,110,016	189,857	6,973,111	6,795,806	177,305	326,762	314,210	12,552
農業共済事業	17,984	16,944	1,040	19,870	18,613	1,257	△ 1,886	△ 1,669	△ 217
交通災害共済事業	9,661	7,897	1,764	10,042	8,338	1,704	△ 381	△ 441	60
公立大学附属病院事業	2,273	2,260	13	29,774	29,723	51	△ 27,501	△ 27,463	△ 38
合 計	54,481,867	54,383,259	98,608	54,352,953	54,450,961	△ 98,008	128,914	△ 67,702	196,616

(注) 地方公営企業の額の算出については、次による。

1 収入額 法 適 用:総収益(消費税込み)+資本的収入

法非適用:総収益+資本的収入+前年度繰越金

2 支出額 法 適 用:総費用(消費税込み)-減価償却費+資本的支出 法非適用:総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金

### 第117表 法適用企業決算の状況

#### その1 損益収支の状況

(単位 百万円・%)

X	分	水道事業	工 業 用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合 計
総 収	益	3,095,862	157,312	818,296	78,565	107,850	3,990,054	1,508,234	816,116	10,572,289
経 常 川	又 益	3,084,521	156,140	804,956	78,163	103,065	3,959,700	1,503,521	761,421	10,451,487
うち料金	金収入	2,803,005	137,538	672,015	72,346	93,997	3,220,157	803,507	686,797	8,489,363
総費	用	2,834,523	132,967	797,976	72,031	102,642	4,171,717	1,458,112	874,401	10,444,368
経常	費 用	2,825,432	132,052	780,182	70,809	101,899	4,144,188	1,454,843	814,222	10,323,627
	給与費	416,760	17,333	268,524	18,098	10,734	1,918,225	121,868	28,680	2,800,223
う人減価	償却費	839,849	49,200	191,760	18,541	14,883	277,374	574,498	31,318	1,997,423
-	利 息	305,158	19,650	116,981	6,122	3,645	104,069	382,646	24,719	962,991
経 常 拮	益	259,090	24,089	24,774	7,353	1,165	△184,488	48,678	△ 52,802	127,860
経常	利 益	270,856	26,840	51,052	7,494	3,072	13,933	67,385	80,560	521,192
経常	損失	11,767	2,752	26,278	140	1,906	198,421	18,707	133,362	393,332
純 損	益	261,339	24,346	20,320	6,534	5,208	△ 181,662	50,121	△ 58,285	127,921
累 積 欠	損 金	125,980	49,797	2,218,647	5,382	46,855	2,136,798	204,692	347,385	5,135,537
不 良 信	養 務	1,239	_	163,732	-	115	57,549	26,585	31,675	280,897
累積欠損金	定比 率	4.3	34.6	312.0	7.2	48.0	62.0	15.9	48.1	54.6
不 良 債 務	比 率	_	_	23.0	_	0.1	1.7	2.1	4.4	3.0
経常収支	比 率	109.2	118.2	103.2	110.4	101.1	95.5	103.3	93.5	101.2
総 事 弟	类 数	1,419	151	61	30	34	665	318	236	2,914
うち建	設 中	10	3	1	_	_	1	5	1	21
赤字事業数	の割合	14.9	10.1	53.3	6.7	32.4	72.4	44.7	40.4	34.1
累積欠損金を 事 業 数 の		17.1	18.2	66.7	10.0	41.2	84.6	54.0	47.7	40.4

- (注) 1 水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第118表までにおいて同じ。
  - 2 不良債務は、再建債を加算しないものである。
  - 3 赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失、累積欠損金を生じた事業数の割合である。

#### その2 経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

(単位 百万円・%)

	水道	事	業	工業用	水道	事業	交通	重事	業	電気	貳事	業	ガン	ス事	業	病院	事	業	下水	道事	業	その	他事	業	合	Ē	it
区分	金	構	対営	金	構	対営	金	構	対営	金	構	対営業収	金	構	対営	金	構	対営	金	構	対営	金	構	対営	金	構	対営
		成	対営業収益比		成	営業収益		成	対営業収益		成	業収益		成	対営業収益比		成	対営業収益比		成	対営業収益		成	対営業収益比		成	対営業収益
	額	比	<del></del> 此	額	比	益比	額	比	益比	額	比	益比	額	比	比	額	比	丘 比	額	比	丘 比	額	比	比	額	比	益比
職 員 給与費	416,760	14.9	14.2	17,333	13.2	12.0	268,524	34.5	37.8	18,098	26.1	24.1	10,734	11.0	11.0	1,918,225	46.3	55.7	121,868	8.4	9.4	28,680	3.5	4.0	2,800,223	27.3	29.8
減 価償却費	838,376	30.1	28.7	49,200	37.6	34.2	191,760	24.6	27.0	18,541	26.7	24.7	14,883	15.3	15.2	277,374	6.7	8.0	574,498	39.6	44.5	31,318	3.9	4.3	1,995,950	19.4	21.2
支 払利 息	304,536	10.9	10.4	19,650	15.0	13.6	116,981	15.0	16.5	6,122	8.8	8.2	3,645	3.7	3.7	104,069	2.5	3.0	382,646	26.4	29.6	24,719	3.0	3.4	962,369	9.4	10.2
その他	1,229,041	44.1	42.0	44,782	34.2	31.1	201,227	25.8	28.3	26,617	38.4	35.5	67,971	69.9	69.6	1,844,520	44.5	53.5	370,376	25.6	28.7	728,656	89.6	100.9	4,513,190	43.9	48.0
計	2,788,714	100.0	95.3	130,965	100.0	90.9	778,492	100.0	109.5	69,378	100.0	92.6	97,234	100.0	99.6	4,144,188	100.0	120.2	1,449,388	100.0	112.3	813,374	100.0	112.6	10,271,732	100.0	109.1

- (注) 1 費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及 ${\it U}$ 不用品売却原価を除いたものである。
  - 2 対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

資 111

資\_p109-130.indd 111

## 第117表 法適用企業決算の状況 (つづき)

その3 資本収支の状況 (単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事 業	その他事業	合 計
資 本 的 収 入 額 (A)	1,037,227	100,415	493,931	12,243	7,808	562,190	1,354,080	254,687	3,822,581
企 業 債	706,962	45,205	303,274	1,039	2,919	346,271	903,899	137,680	2,447,250
(うち建設改良のための企業債)	310,201	19,267	96,503	1,039	2,919	211,803	382,365	26,682	1,050,779
他 会 計 出 資 金	83,223	4,093	55,549	-	182	79,768	62,154	6,807	291,775
他会計借入金	14,440	13,867	51,614	_	207	18,474	4,507	4,646	107,756
他会計補助金	13,211	3,180	48,260	_	636	5,109	70,766	5,047	146,209
そ の 他	219,391	34,069	35,233	11,204	3,864	112,569	312,753	100,507	829,590
翌年度に繰り越される 支 出 の 財 源 充 当 額	15,333	21	12,890	-	2	4,339	36,361	4,015	72,961
前年度同意等債で 当年度収入分(C)	3,040	187	1,613	_	11	4,144	11,062	239	20,298
純 計 (A) - ((B) + (C)) (D)	1,018,853	100,207	479,427	12,243	7,795	553,708	1,306,657	250,433	3,729,322
資 本 的 支 出 額 (E)	2,235,432	178,781	720,101	37,310	37,981	689,577	1,992,567	544,721	6,436,470
建設改良費	985,204	45,267	248,415	12,555	17,021	290,235	777,641	150,771	2,527,109
(う ち 職 員 給 与 費)	50,046	679	8,222	44	738	1,065	35,619	6,716	103,130
企業債償還金	1,135,090	71,766	449,734	13,905	15,967	353,389	1,203,286	269,141	3,512,278
(うち建設改良のための 企業債償還金)	741,725	52,494	270,196	13,883	14,798	299,869	749,755	178,413	2,321,132
そ の 他	115,138	61,748	21,951	10,850	4,994	45,953	11,640	124,809	397,083
資本的収入が資本的支出に 不 足 す る 額 (F)	1,217,215	83,817	245,095	27,530	30,225	188,769	686,339	298,357	2,777,347
補 て ん 財 源 (G)	1,211,943	83,797	202,136	27,530	30,110	172,755	660,939	296,456	2,685,666
補てん財源不足額 (F) - (G) (H)	5,272	20	42,959	_	115	16,015	25,399	1,901	91,681
財源不足率 (H)/(E)×100	0.2	_	6.0	_	0.3	2.3	1.3	0.3	1.4

<sup>(</sup>注) 「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「(D)-(E)」がマイナスの団体のみを集計したものである。

# 第117表 法適用企業決算の状況 (つづき)

その4 資産、負債及び資本に関する調

(単位 百万円・%)

X			分	水道事業	工 業 用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下 水 道事 業	その他事業	合 計
資			産	31,221,889	2,426,726	7,211,929	700,814	290,752	6,793,263	31,713,135	6,714,477	87,072,984
固	定	資	産	28,567,412	2,200,846	6,854,645	525,805	221,841	5,381,580	30,948,463	2,646,400	77,346,991
土	地	造	成	_	_	_	-	_	_	_	3,179,702	3,179,702
流	動	資	産	2,644,750	225,831	351,994	175,009	67,084	1,294,725	761,576	885,729	6,406,698
繰	延	勘	定	9,727	50	5,290	0	1,827	116,958	3,095	2,646	139,593
負			債	1,446,671	258,437	2,114,256	40,353	31,052	791,363	908,064	970,952	6,561,148
固	定	負	債	866,144	223,850	1,769,219	26,885	16,516	240,939	501,003	714,731	4,359,287
流	動	負	債	580,526	34,587	345,037	13,468	14,536	550,423	407,061	256,221	2,201,860
資			本	29,775,218	2,168,289	5,097,673	660,461	259,700	6,001,901	30,805,071	5,743,524	80,511,836
自	己	資	本 金	8,175,003	578,022	1,861,198	393,795	77,856	2,574,396	3,948,788	2,572,361	20,181,418
借	入	資	本 金	9,762,991	672,914	3,175,849	149,797	142,195	3,931,557	13,114,051	2,184,442	33,133,795
資	本	剰	余 金	11,119,580	903,875	2,164,188	49,923	75,666	1,515,230	13,855,609	464,005	30,148,076
利	益	剰	余 金	717,645	13,478	△2,103,562	66,946	△36,018	△2,019,282	△113,377	522,717	△2,951,453
自己	資 本	構成	比率	64.1	61.6	26.6	72.9	40.4	30.5	55.8	53.0	54.4
固易	定 資	資産本	全 比 率	93.2	92.0	99.8	76.5	80.3	86.2	98.9	41.0	91.1
流	動	比	率	455.6	652.9	102.0	1,299.4	461.5	235.2	187.1	345.7	291.0
企業減価	債 償	賞還却額	額 対比率	88.3	106.7	140.9	74.9	99.4	108.1	130.5	569.7	116.2
			トる企 企比率	37.3	52.3	56.8	27.6	19.6	12.5	140.9	29.5	38.6
不	良	債	務	1,239	_	163,732	_	115	57,549	26,585	31,675	280,897
不良	. 債	務	比 率	_	_	23.0	-	0.1	1.7	2.1	4.4	3.0

<sup>(</sup>注) 不良債務は、再建債を加算しないものである。

資 113

### 第118表 法適用企業の事業別決算の推移

(単位 百万円・%)

	X	分		7	平成 1	4年度		1	.5		1	6		1	7	]	.8		1	9		2	00
	(経 1	常利	益	(1	,556)	180,367	(1,	531)	206,635	( :	1,410)	246,247	(	1,200)	254,600	(1,200)	260,699	(]	1,180)	281,150	( ]	1,199)	270,856
水	経	常損	失	(	440)	30,686	(	440)	32,756	(	342)	23,741	(	236)	15,082	( 220)	17,808	(	236)	14,051	(	210)	11,767
水道事業			金			127,192			133,470			131,982			124,039		127,440			128,721			125,980
兼		事業数の割				22.0			22.3			19.5			16.4		15.5			16.7			14.9
'	、 累積 🧷	欠損金比	率			4.2			4.5			4.4			4.1		4.3			4.3			4.3
I	(経 1	常利	益	(	112)	17,454	(	121)	19,556	(	121)	20,758	(	120)	20,561	( 118)	19,840	(	126)	24,861	(	133)	26,840
業用	経 1	常損	失	(	31)	3,843	(	23)	6,028	(	22)	1,749	(	24)	2,001	( 29)	1,383	(	22)	3,857	(	15)	2,752
水道	累積	欠損	金			21,529			21,617			20,911			21,674		56,918			55,129			49,797
工業用水道事業		事業数の割				21.7			16.0			15.4			16.7		19.7			14.9			10.1
* (	、 累積 🤈	欠損金比	率			14.4			14.6			14.3			15.1		39.8			38.3			34.6
1 (	(経 1	常利	益	(	34)	3,058	(	38)	11,769	(	37)	13,400	(	28)	21,859	( 34)	29,979	(	31)	39,064	(	28)	51,052
交	経 1	常損	失	(	39)	156,352	(	34)	87,556	(	32)	77,301	(	36)	52,703	( 29)	40,153	(	31)	33,672	(	32)	26,278
交通事業	累積	欠 損	金			2,691,855			2,324,499			2,384,383		:	2,275,639		2,269,888		4	2,259,534			2,218,647
業		¥数の割				53.4			47.2			46.4			56.3		46.0			50.0			53.3
'	、 累積 2	欠損金比	率			380.4			332.2			344.9			326.6		324.8			319.5			312.0
1 (	(経 1	常利	益	(	34)	10,611	(	32)	10,567	(	32)	10,587	(	29)	8,027	( 30)	9,600	(	29)	7,111	(	28)	7,494
電	経 1	常損	失	(	-)	-	(	1)	343	(	1)	545	(	2)	569	( 1)	16	(	2)	335	(	2)	140
電気事業	累積		金			-			335			2,588			1,796		1,600			4,983			5,382
業		¥数の割				-			3.0			3.0			6.5		3.2			6.5			6.7
'	、 累積 🧷	欠損金比	率			_			0.4			3.0			2.2		2.0			6.5			7.2
1	(経 1	常利	益	(	50)	4,276	(	47)	3,731	(	31)	2,786	(	24)	3,288	( 25)	3,059	(	24)	2,743	(	23)	3,072
ガ	経 1	常損	失	(	11)	4,896	(	11)	3,595	(	16)	5,715	(	13)	5,068	( 10)	2,916	(	10)	3,383	(	11)	1,906
ス事		欠 損	金			27,561			29,534			34,526			38,921		42,436			46,747			46,855
業		事業数の割				18.0			19.0			34.0			35.1		28.6			29.4			32.4
'	、 累 槓 2	欠損金比	率			30.0			32.7			39.6			45.3		48.0			49.9			48.0
		常利	益	(	278)	25,855	(	295)	35,478	(	246)	25,804	(	211)	21,881	( 141)	10,724	(	166)	10,616	(	183)	13,933
病院		常損	失	(	483)	147,893	(	457)	128,685	(	482)	157,528	(	463)	164,926	( 527)	210,423	(	501)	211,175	(	481)	198,421
病院事業			金			1,512,317			1,619,023			1,682,577			1,781,961		1,873,568		4	2,001,501			2,136,798
*		写業数の割 欠損金比				63.5 41.5			60.8			66.2			68.7 48.9		78.9			75.1 57.2			72.4 62.0
,			平			41.3			44.2			46.4			40.9		53.6			37.2			
_	· ·	常利	益	(	90)	36,275	(	106)	41,627	(	112)	53,205	(	112)	55,294	( 121)	53,597	(	141)	59,141	(	173)	67,385
水			失	(	70)	11,809	(	72)	11,221	(	83)	12,288	(	93)	12,591	( 104)	15,509	(	122)	16,295	(	140)	18,707
下水道事業		大 損 事業数の割				210,087 43.8			207,115 40.4			199,251 42.6			206,323 45.4		203,775 46.2			204,999 46.4			204,692
兼		大損金比				18.1			17.8			16.8			17.0		16.3			16.3			15.9
				,	>		,	>		١,			,	>		(>		,	>		,	\	
2			益		172)	46,063		167)	70,363	(	154)	141,824	(	145)	178,419	( 136)	98,355	(	147)	227,546	(	140)	80,560
その他			失	(	121)	21,070	(	120)	23,567	(	121)	81,750	(	108)	56,894	( 113)	36,897	(	93)	31,288	(	95)	133,362
他事業		大 損 手業数の割				151,472 41.3			162,512 41.8			240,856 44.0			214,130 42.7		234,076 45.4			236,500 38.8			347,385 40.4
来		大損金比				49.2			29.7			25.4			23.1		43.8			34.6			48.1
				( 6	004/		100	005)			2140)		,	1.000)		(1.005)		/.	1.044		ļ,.	1.005	
			益生		,326)	323,961		337)	399,727		2,143)	514,611	(	1,869)	563,929	(1,805)	485,854		1,844)	652,233	( ]	1,907)	521,192
合		常 損	失全	(1,	,195)	376,550 4,742,014	(1,	158)	293,750 4,498,106	( .	1,099)	360,618 4,697,072	(	975)	309,835	(1,033)	325,105 4,809,702	( .	1,017)	314,056 4,938,114	(	986)	393,332 5,135,537
計		・ 久 損 手業数の割				4,742,014			4,498,106			33.9		4	4,664,483 34.3		36.4		2	35.5		;	34.1
		大損金比				51.7			47.9			48.0			47.6		51.9			52.3			54.6
	、 /	+ 127 114 214				01.7			11.3			10.0			11.0		01.3			02.0			0 1.0

<sup>(</sup>注) 1 ( )書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。

<sup>2</sup> 赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

### 第119表 法非適用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

区		分	簡易水道 事 業	交通事業	電気事業	下水道事 業	港湾整備 事 業	市場事業	と 畜 場事 業	観光施設事 業	宅地造成 事 業	有料道路 事 業	駐車場 整備事業	介 サービス 事 業	合 計
	総	収 益 (A)	99,154	9,427	9,663	1,530,338	64,110	55,147	17,712	33,879	139,280	808	33,644	134,507	2,127,669
	(営	業収益)	70,845	4,048	9,305	987,536	49,103	36,966	6,875	23,147	115,066	804	26,739	112,337	1,442,770
収	総収益	料金収入	69,720	3,947	8,515	657,743	46,816	30,879	6,462	20,470	104,976	784	26,406	110,845	1,087,562
益的。	のうち	他会計繰入金	24,661	1,962	94	515,924	8,606	11,042	10,281	9,143	16,107	-	5,984	19,520	623,323
収	総	費 用 (B)	77,140	8,734	2,540	1,152,848	35,445	47,101	17,091	28,942	22,308	344	20,254	128,562	1,541,309
支	う	職員給与費	13,626	3,673	417	74,177	2,662	10,643	4,181	6,145	1,956	19	430	57,530	175,459
	ち	支払利息	23,618	109	296	490,130	15,329	5,806	1,219	1,018	10,919	35	4,585	4,609	557,672
		支差引 - (B) (C)	22,014	694	7,123	377,490	28,665	8,046	621	4,936	116,972	464	13,391	5,945	586,360
	(資2	本的収入(D)	124,608	1,569	1,391	2,317,170	86,498	18,887	8,112	9,612	235,856	134	15,743	19,463	2,839,044
		地方债	57,431	629	1,040	1,259,621	58,223	2,523	1,717	2,144	108,849	-	113	2,972	1,495,261
	う	他会計繰入金	41,922	809	67	431,324	14,146	12,595	4,680	6,732	88,061	-	13,592	13,586	627,514
資	ち	国庫補助金	16,010	4	-	477,003	-	102	121	144	4,425	-	1,114	3	498,927
本的。		都道府県 補 助 金	1,530	27	-	11,979	-	1,043	637	31	878	-	652	527	17,303
収	資石	本的支出(E)	143,816	1,849	8,594	2,698,581	111,204	25,081	8,467	13,092	346,105	592	29,280	23,757	3,410,421
支		建設改良費	71,156	774	1,120	1,224,170	33,596	6,711	2,701	3,649	122,032	39	4,621	4,811	1,475,381
	うち	地方债償還金	72,136	1,075	2,175	1,466,638	76,478	17,386	4,923	8,415	182,411	327	21,546	16,737	1,870,246
		他会計繰出金	229	-	5,291	3,686	1,089	504	17	538	37,216	226	2,546	1,070	52,411
		支差引 - (E) (F)	△19,208	△ 280	△7,204	△381,411	△24,706	△6,194	△ 355	△ 3,480	△110,249	△ 458	△ 13,538	△4,294	△571,377
収 (C)	支 :	再 差 引 (F) (G)	2,805	413	△ 81	△ 3,921	3,959	1,852	266	1,456	6,723	6	△ 147	1,651	14,983
形	式	収 支 (H)	7,441	△ 333	1,094	79,594	6,910	△ 57	△ 182	△ 809	4,786	30	△ 4,435	7,317	101,355
	E 度 に き !	:繰り越す 財 源 (I)	2,026	249	5	23,735	1,929	119	0	1,284	11,762	-	143	144	41,394
実質	重収:	支 (H) - (I)	5,414	△ 582	1,089	55,859	4,981	△ 176	△ 182	△ 2,093	△ 6,975	30	△ 4,578	7,173	59,961
	黒	字	6,038	131	1,095	87,596	6,806	2,312	578	3,624	29,034	30	2,584	8,153	147,982
	赤	字	624	713	6	31,737	1,825	2,488	761	5,716	36,010	-	7,162	980	88,021
赤勻	字事	業数割合	1.9	22.5	5.0	2.3	7.3	3.7	2.7	5.9	9.1	-	7.7	12.4	4.3
赤	字	比 率	0.9	17.6	0.1	3.2	3.7	6.7	11.1	24.7	31.3	-	26.8	0.9	6.1

<sup>(</sup>注) 1 営業収益は、受託工事収益を除いた額である。

<sup>2</sup> 赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。

<sup>3</sup> 赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

### 第120表 国民健康保険事業決算の状況

#### その1 収支の状況

#### (1) 事業勘定

(単位 百万円)

		平	成	20 年	度				平	成	19 年	度		比	:	較
区分	団体数	実質収支 (A)	財 財政援 助額(B)	政 措 置 繰入金 (C)	類 繰出金 (D)	再差引 収 支 (A)-(B)- (C)+(D)	団 体 数	実質(E		財政援 助額(F)	政 措 置 繰入金 (G)	額 繰出金 (H)	再差引 収 支 (E)-(F)- (G)+(H)	団 体 数	実質 収支	再差引 収 支
全 市 町 村 黒字の団体 赤字の団体	1,801 1,038 763	<b>72,068</b> 194,221 △ 122,152	96,879 27,204 69,675	<b>320,957</b> 41,387 279,570	<b>3,261</b> 2,061 1,199	△ <b>342,507</b> 127,691 △ 470,198	1,817 949 868		<b>2,412</b> 6,819 4,406	103,633 20,977 82,657	<b>342,432</b> 30,328 312,104	<b>3,036</b> 1,737 1,299	△ <b>400,618</b> 107,251 △ 507,869	△ <b>16</b> 89 △ 105	29,656 37,402 △ 7,746	<b>58,111</b> 20,440 37,671
政令指定都市 黒字の団体 赤字の団体	17 1 16	6,810	16,972 495 16,477	114,897 5,555 109,342	_ _ _	$\triangle$ 199,527 760 $\triangle$ 200,286	17 - 17	△ 65 △ 65	5,535 – 5,535	18,939 - 18,939	118,665 - 118,665	1 1 1	△ 203,138 - △ 203,138	- 1 △ 1	△ 2,123 6,810 △ 8,933	3,611 760 2,852
中 核 市 黒字の団体 赤字の団体	39 9 30	12,418	11,106 4,410 6,696	35,185 2,342 32,843	25 - 25	<ul><li>△ 53,749</li><li>5,665</li><li>△ 59,414</li></ul>	35 6 29	(	0,974 9,050 0,023	12,582 3,095 9,487	35,527 3,297 32,229	32 - 32	<ul><li>△ 59,050</li><li>2,657</li><li>△ 61,707</li></ul>	4 3 1	3,491 3,368 122	5,301 3,008 2,293
特 例 市 黒字の団体 赤字の団体	43 12 31	<ul><li>△ 778</li><li>8,581</li><li>△ 9,358</li></ul>	9,919 848 9,071	23,946 3,466 20,479	149 16 133	△ 34,493 4,282 △ 38,776	44 4 40	:	4,103 3,341 7,444	10,110 306 9,805	28,539 787 27,753	194 - 194	<ul><li>△ 42,558</li><li>2,248</li><li>△ 44,807</li></ul>	△ 1 8 △ 9	3,325 5,240 \triangle 1,914	8,065 2,034 6,031
都 市 黒字の団体 赤字の団体	683 335 348	93,558	40,371 11,354 29,017	119,969 21,742 98,228	2,336 1,548 788	62,010	686 305 381	78	9,049 8,736 9,687	43,952 9,209 34,742	135,058 18,302 116,755	2,125 1,184 941	△ 117,835 52,408 △ 170,244	△ 3 30 △ 33	17,073 14,822 2,251	35,953 9,602 26,352
町 村 黒字の団体 赤字の団体	992 661 331	48,940 51,115 $\triangle$ 2,175	12,824 6,063 6,761	22,559 8,156 14,404	750 497 253	14,307 37,394 △ 23,087	1,008 613 395	45	2,829 5,323 2,494	13,563 4,990 8,573	24,030 7,629 16,401	685 553 132	5,921 33,256 $\triangle$ 27,336	△ 16 48 △ 64	6,111 5,792 319	8,386 4,138 4,249
一部事務組合等 黒字の団体 赤字の団体	4 2 2	1,124 680 444	306 36 270	557 126 431	- - -	261 518 \(\triangle 257\)	4 3 1		1,104 972 132	339 339 -	614 312 302	- - -	151 321 △ 170	- △ 1 1	20 △ 292 312	110 197 △ 87
特 別 区 黒字の団体 赤字の団体	23 18 5	,	5,381 3,997 1,384	3,844 - 3,844	- - -	12,576 17,061 $\triangle$ 4,486	23 18 5		0,041 9,397 644	4,149 3,038 1,111	_ _ _	- - -	15,892 16,359 $\triangle$ 467	- - -	1,760 1,662 98	△ 3,316 702 △ 4,019

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

(2) 直診勘定

(単位 百万円)

	平	成 2	0 年	度	平	成 1	9 年	度	出	į	較
区分	団 体 数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引 収 支
全 市 町 村	<b>387</b>	1,489	<b>13,519</b> 12,529 990	△ <b>12,030</b>	<b>388</b>	<b>1,343</b>	11,863	△ <b>10,520</b>	△ 1	146	△ <b>1,510</b>
黒字の団体	367	3,732		△ 8,796	367	4,031	10,655	△ 6,624	-	△ 299	△ 2,172
赤字の団体	20	△ 2,243		△ 3,233	21	△ 2,688	1,209	△ 3,896	△ 1	445	663
政令指定都市	1	0	52	△ 52	1	0	52	△ 52	-		△ 0
黒字の団体	1	0	52	△ 52	1	0	52	△ 52	-		△ 0
赤字の団体	-	-	-	−	-	-	-	−	-		−
中 核 市	8	146	158	△ 12	8	158	150	7	-	△ 12	△ 19
黒字の団体	8	146	158	△ 12	8	158	150	7	-	△ 12	△ 19
赤字の団体	-	-	-	−	-	-	-	-	-	–	–
特 例 市	12	125	191	△ 67	12	154	181	△ 27	-	△ 29	△ 40
黒字の団体	12	125	191	△ 67	12	154	181	△ 27	-	△ 29	△ 40
赤字の団体	-	-	–	–	-	-	-	–	-	–	–
都 市	157	796	6,509	<ul><li>△ 5,714</li><li>△ 4,458</li><li>△ 1,256</li></ul>	158	830	5,625	△ 4,795	△ 1	△ 34	△ 919
黒字の団体	147	1,478	5,936		148	1,700	5,066	△ 3,367	△ 1	△ 222	△ 1,091
赤字の団体	10	△ 683	573		10	△ 869	559	△ 1,428	–	186	172
町 村 黒字の団体 赤字の団体	208 198 10	394 1,955 △ 1,561	6,581 6,164 417	<ul><li>△ 6,187</li><li>△ 4,210</li><li>△ 1,977</li></ul>	208 197 11	173 1,992 △1,819	5,854 5,205 649	<ul><li>△ 5,681</li><li>△ 3,213</li><li>△ 2,468</li></ul>	- 1 △1	221 \triangle 37 258	<ul><li>△ 506</li><li>△ 997</li><li>491</li></ul>
一部事務組合	1	29	26	3	1	27	_	27	-	2	<ul><li>△ 24</li><li>△ 24</li><li>–</li></ul>
黒字の団体	1	29	26	3	1	27	_	27	-	2	
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

# 第120表 国民健康保険事業決算の状況 (つづき)

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定

ア歳入

(単位 百万円・%)

区分	平成20年度	平成19年度	増減額	決算額構成比		増 減 率	
				20年度	19年度	20年度	19年度
保 険 税 (料)	3,062,013	3,772,725	△ 710,712	24.0	28.7	△ 18.8	1.5
うち退職被保険者分	252,049	888,206	△ 636,157	2.0	6.8	△ 71.6	8.0
一 部 負 担 金	25	6	19	0.0	0.0	316.7	△ 68.4
うち退職被保険者分	1	1	0	0.0	0.0	0.0	△85.7
国庫 支出金	3,060,972	3,282,038	△ 221,066	24.0	25.0	△ 6.7	0.0
療養給付費等負担金	2,321,476	2,487,506	△ 166,030	18.2	18.9	△ 6.7	△ 0.3
財政調整交付金等	739,496	794,532	△ 55,036	5.8	6.0	△ 6.9	1.0
療養給付費交付金	881,007	2,658,400	△1,777,393	6.9	20.2	△ 66.9	13.4
前期高齢者交付金	2,436,178	_	2,436,178	19.1	_	皆増	-
都道府県支出金	552,232	568,584	△ 16,352	4.3	4.3	△ 2.9	2.8
財源補てん的なもの	96,879	103,633	△ 6,754	0.8	0.8	△ 6.5	△ 7.5
その他のもの	455,353	464,951	△ 9,598	3.5	3.5	△ 2.1	5.4
共 同 事 業 交 付 金	1,374,848	1,283,219	91,629	10.8	9.8	7.1	78.3
他会計繰入金	1,076,782	1,206,132	△ 129,350	8.4	9.2	△ 10.7	2.5
財源補てん的なもの	320,957	342,432	△ 21,475	2.5	2.6	△ 6.3	△ 1.5
保険基盤安定制度に係るもの	372,567	465,693	△ 93,126	2.9	3.5	△ 20.0	1.8
高医療費基準超過額に係るもの	1,029	1,317	△ 288	0.0	0.0	△ 21.9	△ 16.6
その他のもの	382,229	396,690	△ 14,461	3.0	3.1	△ 3.6	7.2
基 金 繰 入 金	56,424	70,250	△ 13,826	0.4	0.5	△ 19.7	32.8
繰 越 金	201,708	264,730	△ 63,022	1.6	2.0	△ 23.8	7.2
その他の収入	41,014	39,860	1,154	0.5	0.3	2.9	14.4
歳入合計	12,743,203	13,145,944	△ <b>402,741</b>	100.0	100.0	△ 3.1	8.4

資 117

# 第120表 国民健康保険事業決算の状況 (つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(1) 事業勘定(つづき)

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区分	平成20年度	平成19年度	増減額	決算額構成比		増源	支 率
				20年度	19年度	20年度	19年度
総 務 費	227,435	255,882	△ 28,447	1.8	2.0	△11.1	16.1
一 般 管 理 費	149,125	168,834	△ 19,709	1.2	1.3	△11.7	17.3
賦 課 徴 収 費	58,511	62,677	△ 4,166	0.5	0.5	△ 6.6	15.4
連合会負担金	5,096	5,829	△ 733	0.0	0.0	△ 12.6	△ 0.6
その他の総務費	14,703	18,542	△ 3,839	0.1	0.2	△ 20.7	13.4
保 険 給 付 費	8,341,147	8,322,822	18,325	65.8	63.5	0.2	7.0
療 養 諸 費 等	8,158,512	8,125,408	33,104	64.4	62.0	0.4	7.0
その他の給付費	155,211	170,744	△ 15,533	1.2	1.3	△ 9.1	8.2
診療報酬審查支払手数料	27,424	26,670	754	0.2	0.2	2.8	4.7
老人保健拠出金	333,607	2,240,332	△1,906,725	2.6	17.1	△ 85.1	△ 0.7
後期高齢者支援金等	1,423,887	_	1,423,887	11.2	_	皆増	_
前期高齢者納付金等	3,037	_	3,037	0.0	_	皆増	_
介 護 給 付 費 納 付 金	611,284	679,506	△ 68,222	4.8	5.2	△ 10.0	△ 4.6
共 同 事 業 拠 出 金	1,384,096	1,287,159	96,937	10.9	9.8	7.5	78.7
共同事業医療費拠出金	921,006	862,853	58,153	7.3	6.6	6.7	63.6
共同事業事務費拠出金	53,603	46,320	7,283	0.4	0.4	15.7	197.5
その他の共同事業拠出金	409,487	377,986	31,501	3.2	2.8	8.3	113.6
保 健 事 業 費	83,041	40,189	42,852	0.7	0.3	106.6	4.1
繰 出 金	11,822	10,867	955	0.1	0.1	8.8	△ 65.4
財源補てん的なもの	3,261	3,036	225	0.0	0.0	7.4	△ 85.9
その他のもの	8,561	7,831	730	0.1	0.1	9.3	△ 20.4
基 金 積 立 金	22,456	23,203	△ 747	0.2	0.2	△ 3.2	△ 16.8
公 債 費	1,404	1,649	△ 245	0.0	0.0	△ 14.9	56.0
元 利 償 還 金	612	924	△ 312	0.0	0.0	△ 33.8	77.4
一 時 借 入 金 利 子	792	725	67	0.0	0.0	9.2	35.0
前年度繰上充用金	169,285	141,619	27,666	1.3	1.1	19.5	10.7
その他の支出	57,850	98,156	△ 40,306	0.6	0.7	△ 41.1	36.3
歳 出 合 計	12,670,351	13,101,384	△ 431,033	100.0	100.0	△ 3.3	9.3

# 第120表 国民健康保険事業決算の状況 (つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(2) 直診勘定

ア歳入

(単位 百万円・%)

F 7	亚代 00 左座	亚代10左座	70\$ 44 A4	決算額	構成比	增源	成 率
区 分	平成20年度	平成19年度	増減額	20年度	19年度	20年度	19年度
診 療 収 入	46,507	49,155	△ 2,648	67.1	69.1	△ 5.4	△ 1.0
国 庫 支 出 金	1,579	1,461	118	2.3	2.1	8.1	△ 12.2
財 政 調 整 交 付 金	1,506	1,409	97	2.2	2.0	6.9	3.2
そ の 他	73	52	21	0.1	0.1	40.4	△82.6
都 道 府 県 支 出 金	416	373	43	0.6	0.5	11.5	3.6
他会計繰入金	13,797	12,344	1,453	19.9	17.4	11.8	6.9
普通会計からのもの	12,970	11,426	1,544	18.7	16.1	13.5	8.0
事業勘定からのもの	763	848	△ 85	1.1	1.2	△ 10.0	13.7
その他の会計からのもの	64	70	△ 6	0.1	0.1	△ 8.6	△ 68.0
基 金 繰 入 金	420	687	△ 267	0.6	1.0	△ 38.9	123.1
繰 越 金	3,919	4,311	△ 392	5.7	6.1	△ 9.1	△ 14.5
地 方 債	900	1,042	△ 142	1.3	1.5	△ 13.6	△ 39.8
その他の収入	1,730	1,737	△ 7	2.5	2.3	△ 0.4	△ 1.1
歳 入 合 計	69,268	71,110	△ 1,842	100.0	100.0	△ 2.6	△ 1.3

イ 歳 出 (単位 百万円・%)

区分		平成20年度	平成19年度	増減額	決算額	構成比	増漏	支 率
区分		平成20年度	干成19平皮	增减領	20年度	19年度	20年度	19年度
総務	費	35,748	35,564	184	52.8	51.0	0.5	△ 1.4
医業	費	24,080	25,088	△ 1,008	35.6	36.0	△ 4.0	0.8
施 設 整 備	費	826	962	△ 136	1.2	1.4	△ 14.1	△ 55.8
繰出	金	279	481	△ 202	0.4	0.7	△ 42.0	90.9
普通会計に対する	5 b O	174	142	32	0.3	0.2	22.5	△31.7
事業勘定に対する	5 b O	9	271	△ 262	0.0	0.4	△ 96.7	2,363.6
その他の会計に対す	るもの	96	68	28	0.1	0.1	41.2	106.1
基 金 積 立	金	261	432	△ 171	0.4	0.6	△ 39.6	△31.2
公債	費	3,555	3,883	△ 328	5.3	5.6	△ 8.4	8.5
元 利 償 還	金	3,540	3,874	△ 334	5.2	5.6	△ 8.6	8.4
一時借入金	利 子	14	9	5	0.0	0.0	55.6	80.0
前年度繰上充	用 金	2,632	3,102	△ 470	3.9	4.4	△ 15.2	2.0
その他の支	之 出	260	208	52	0.4	0.3	25.0	92.6
歳出合	計	67,641	69,720	△ 2,079	100.0	100.0	△ 3.0	△ 1.4

資 119

# 第121表 老人保健医療事業決算の状況

その1 収支の状況 (単位 百万円)

	平成 20 年 度 平成 19 年 度										比	較
] [	<u>X</u>	分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出差引 (B)-(C)	繰越等	実質収支 (D)-(E)	団体数	実質収支	団体数	実質収支
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(A) – (G)	$(\mathbf{F})-(\mathbf{H})$
市	町	村	1,793	1,139,688	1,109,579	30,109	114	29,994	1,809	△ 9,432	△ 16	39,426
	黒字の	団体	1,528	906,976	871,757	35,219	114	35,104	1,327	41,141	201	△ 6,037
	赤字の	団体	265	232,712	237,822	△ 5,110	0	△ 5,110	482	△ 50,574	△ 217	45,464

### その2 歳入歳出内訳

(1) 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 20 年	度	平 成 19 年	度	増 減 額	増 減 率
支払基金交付金	555,835	48.8	5,512,341	52.8	△ 4,956,506	△ 89.9
医療費交付金	552,237	48.5	5,472,460	52.4	△ 4,920,223	△ 89.9
審查支払手数料交付金	3,598	0.3	39,881	0.4	△ 36,283	△ 91.0
国 庫 支 出 金	359,411	31.5	3,199,258	30.6	△ 2,839,847	△ 88.8
都道府県支出金	81,013	7.1	797,065	7.6	△ 716,052	△ 89.8
他会計繰入金	81,074	7.1	863,301	8.3	△ 782,227	△ 90.6
医療費に係るもの	71,038	6.2	822,283	7.9	△ 751,245	△ 91.4
その他のもの	10,036	0.9	41,018	0.4	△ 30,982	△ 75.5
繰 越 金	41,097	3.6	48,685	0.5	△ 7,588	△ 15.6
その他の収入	21,258	1.9	20,683	0.2	575	2.8
歳 入 合 計	1,139,688	100.0	10,441,333	100.0	△ 9,301,645	△ 89.1

(2) 歳 出 (単位 百万円·%)

Þ	ζ	分	平 成 20 年	度	平 成 19 年	度	増 減 額	増 減 率
総	務	費	8,493	0.8	33,672	0.3	△ 25,179	△ 74.8
人	件	費	5,235	0.5	21,331	0.2	△ 16,096	△ 75.5
7	Ø	他	3,258	0.3	12,341	0.1	△ 9,083	△ 73.6
医	療 諸	費	981,719	88.5	10,321,607	98.8	△ 9,339,888	△ 90.5
医	療 給 付	費等	917,818	82.7	10,037,768	96.1	△ 9,119,950	△ 90.9
医	療	費	58,286	5.3	224,930	2.2	△ 166,644	△ 74.1
老	人保健施設非	療養 費	288	0.0	984	0.0	△ 696	△ 70.7
老	人訪問看護	療養費	1,832	0.2	18,657	0.2	△ 16,825	△ 90.2
審	查支払手	数 料	3,495	0.3	39,268	0.4	△ 35,773	△ 91.1
繰	出	金	51,624	4.7	34,939	0.3	16,685	47.8
前年	度繰上充	用金	51,073	4.6	32,818	0.3	18,255	55.6
₹ 0	の他の	支 出	16,670	1.4	27,504	0.3	△ 10,834	△ 39.4
歳	出 合	計	1,109,579	100.0	10,450,540	100.0	△ 9,340,961	△ 89.4

(注) 特定療養費は、「医療給付費等」に含まれている。

# 第122表 後期高齢者医療事業決算の状況

その1 収支の状況 (単位 百万円)

	平 成 20 年 度 平 成 19 年 度									19 年 度	比	較
	区	分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出差引 (B)-(C)	繰越等	実質収支 (D)-(E)	団体数	実質収支	団体数	実質収支
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(A) – (G)	(F)-(H)
Л.	坛 域	連合	47	9,916,522	9,659,632	256,891	160	256,731	_	_	47	256,731
	黒字	の団体	47	9,916,522	9,659,632	256,891	160	256,731	_	_	47	256,731
	赤字	の団体	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_

### その2 歳入歳出内訳

### (1) 歳 入

(単位 百万円・%)

(1) /// //						
区 分	平 成 20 年	度	平 成 19 年	度	増 減 額	増 減 率
市町村支出金	1,791,579	18.1	-	_	1,791,579	皆増
市町村負担金	1,790,443	18.1	_	_	1,790,443	皆増
うち保険料等負担金	970,539	9.8	_	_	970,539	皆増
うち療養給付費負担金	759,016	7.7	_	_	759,016	皆増
市町村補助金	1,136	0.0	_	_	1,136	皆増
国 庫 支 出 金	3,131,343	31.6	_	_	3,131,343	皆増
国 庫 負 担 金	2,315,575	23.4	_	_	2,315,575	皆増
うち療養給付費負担金	2,292,736	23.1	_	_	2,292,736	皆増
国 庫 補 助 金	815,769	8.2	_	_	815,769	皆増
うち財政調整交付金	763,449	7.7	_	_	763,449	皆増
都 道 府 県 支 出 金	771,605	7.8	_	_	771,605	皆増
都 道 府 県 負 担 金	769,233	7.8	_	_	769,233	皆増
うち療養給付費負担金	745,148	7.5	_	_	745,148	皆増
財政安定化基金支出金	_	-	_	_	_	_
都 道 府 県 補 助 金	2,372	0.0	_	_	2,372	皆増
支 払 基 金 交 付 金	4,129,623	41.6	_	_	4,129,623	皆増
特別高額医療費共同事業交付金	794	0.0	_	_	794	皆増
繰 入 金	83,645	0.8	_	_	83,645	皆増
一般会計繰入金	59,793	0.6	_	_	59,793	皆増
基 金 繰 入 金	23,852	0.2	_	_	23,852	皆増
繰 越 金	_	-	_	_	_	_
都道府県財政安定化基金借入金	_	-	_	_	_	_
その他の収入	7,933	0.1	_	_	7,933	皆増
歳 入 合 計	9,916,522	100.0	-	_	9,916,522	皆増

資 121

# 第122表 後期高齢者医療事業決算の状況 (つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(2) 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平 成 20 年	度	平 成 19 年	度	増 減 額	増 減 率
総 務 費	32,531	0.3	-	_	32,531	皆増
人 件 費	6,293	0.1	_	-	6,293	皆増
そ の 他	26,238	0.2	-	_	26,238	皆増
保 険 給 付 費	9,500,795	98.4	_	-	9,500,795	皆増
療 養 諸 費	9,253,969	95.8	_	-	9,253,969	皆増
療 養 給 付 費	9,155,608	94.8	_	_	9,155,608	皆増
審查支払手数料	31,833	0.3	_	-	31,833	皆増
そ の 他	66,528	0.7	_	_	66,528	皆増
高 額 療 養 費	221,126	2.3	_	-	221,126	皆増
その他医療給付費	25,700	0.3	-	-	25,700	皆増
都道府県財政安定化基金拠出金	8,918	0.1	-	-	8,918	皆増
特別高額医療費共同事業拠出金	750	0.0	_	-	750	皆増
保 健 事 業 費	13,183	0.1	_	_	13,183	皆増
うち健康診査費	12,501	0.1	-	-	12,501	皆増
基 金 積 立 金	103,024	1.1	_	-	103,024	皆増
公 債 費	3	0.0	_	_	3	皆増
繰 出 金	258	0.0	_	_	258	皆増
前年度繰上充用金	-	-	-	-	_	-
その他の支出	170	0.0	_	-	170	皆増
歳 出 合 計	9,659,632	100.0	_	_	9,659,632	皆増

## 第123表 介護保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 保険事業勘定

(単位 百万円)

	平成20年度								7	平成 19年月	度		比		較		
	₹	分	可	実質	財政	女 措 置	置 額	The state of	EH.	実質	財政	改 措 置	置額		EH.		1/1
	-	,,	体数	収支	財 政援助額	繰入金	繰出金	再差引収支 (A)-(B)-(C)+(D) 体数	団体数	収支	財 政援助額	繰入金	繰出金	再差引収支 (E)-(F)-(G)+(H)	団体数	実 質収 支	再差引収 支
				(A)	(B)	(C)	(D)			(E)	(F)	(G)	(H)				
全	市	町 村	1,646	187,824	84	3,791	1,336	185,286	1,666	175,196	133	3,878	1,969	173,155	△17	12,628	12,131
Ē	県字(	の団体	1,626	186,902	69	939	1,310	187,205	1,643	174,538	3	1,214	1,940	175,260	△ 14	12,364	11,945
ō	<b></b> 字(	の団体	20	922	15	2,852	26	△1,919	23	659	130	2,663	29	△2,105	△ 3	263	186

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

# 第123表 介護保険事業決算の状況 (つづき)

### その1 収支の状況(つづき)

#### (2) 介護サービス事業勘定

(単位 百万円)

		平 成 20 年 度					平 成	19 年 度	比 較			
X	分	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全 市	町 村	824	749	17,273	△ 16,524	787	815	16,588	△ 15,773	37	△ 66	△751
黒字	この団体	808	955	16,975	△ 16,020	774	867	16,435	△ 15,568	34	88	△452
赤字	の団体	16	△206	299	△ 504	13	△ 53	153	△ 205	3	△153	△299

<sup>(</sup>注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

### その2 歳入歳出内訳

### (1) 保険事業勘定

ア歳入

(単位 百万円・%)

				決 算 額	構成比	増派	域 率
D 区 分	平成20年度	平成19年度	増 減 額	20 年 度	19 年 度	20 年 度	19 年 度
保 険 料	1,357,866	1,321,522	36,344	18.7	19.0	2.8	4.7
国 庫 支 出 金	1,615,732	1,462,152	153,580	22.2	21.1	10.5	0.3
介護給付費負担金	1,164,528	1,113,152	51,376	16.0	16.0	4.6	0.3
調整交付金	321,522	301,054	20,468	4.4	4.3	6.8	△ 1.9
地域支援事業交付金(介護予防事業)	17,061	8,611	8,450	0.2	0.1	98.1	
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (包括的支援事業·任意事業)	41,198	35,493	5,705	0.6	0.5	16.1	
その他の補助金	71,423	3,842	67,581	1.0	0.2	1,759.0	•••
支 払 基 金 交 付 金	2,028,245	1,935,795	92,450	27.9	27.9	4.8	6.8
介護給付費交付金	2,003,141	1,921,646	81,495	27.6	27.7	4.2	
地域支援事業支援交付金	25,104	14,149	10,955	0.3	0.2	77.4	
都 道 府 県 支 出 金	993,541	948,284	45,257	13.7	13.7	4.8	4.1
財源補てん的なもの	84	133	△ 49	0.0	0.0	△ 36.8	△ 92.1
うち財政安定化基金支出金	82	_	82	0.0	_	皆増	皆減
介 護 給 付 費 負 担 金	963,546	919,928	43,618	13.3	13.3	4.7	
地域支援事業負担金	28,024	21,602	6,422	0.4	0.3	29.7	
その他のもの	1,887	6,621	△ 4,734	0.0	0.1	△ 71.5	
相互財政安定化事業交付金	-	0	Δ 0	-	0.0	皆減	△ 100.0
他 会 計 繰 入 金	1,072,476	1,027,577	44,899	14.8	14.8	4.4	3.1
財源補てん的なもの	3,791	3,878	△ 87	0.1	0.1	△ 2.2	△ 34.9
一般会計からのもの	1,044,663	993,532	51,131	14.4	14.3	5.1	35.9
介護給付費繰入金	796,223	763,442	32,781	11.0	11.0	4.3	
地域支援事業繰入金	29,321	24,791	4,530	0.4	0.4	18.3	
その他一般会計繰入金	219,119	205,299	13,820	3.0	2.9	6.7	
その他のもの	24,022	30,167	△ 6,145	0.3	0.4	△ 20.4	△ 88.4
基 金 繰 入 金	21,034	15,306	5,728	0.3	0.2	37.4	5.6
繰 越 金	166,245	217,113	△ 50,868	2.3	3.1	△ 23.4	81.4
地 方 債	854	626	228	0.0	0.0	36.4	△ 14.7
うち財政安定化基金貸付金	853	612	241	0.0	0.0	39.4	△ 16.6
その他の収入	11,726	14,015	△ 2,289	0.1	0.2	△ 16.3	△ 26.6
歳 入 合 計	7,267,719	6,942,390	325,329	100.0	100.0	4.7	5.3

資 123

# 第123表 介護保険事業決算の状況 (つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(1) 保険事業勘定(つづき)

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

	亚片00左应	亚出10 欠应	70th 4-4 AM	決 算 額	構 成 比	増	或 率
区 分	平成20年度	平成19年度	増 減 額	20 年 度	19 年 度	20 年 度	19 年 度
総 務 費	231,573	225,526	6,047	3.3	3.3	2.7	0.3
保 険 給 付 費	6,429,859	6,168,818	261,041	90.8	91.2	4.2	4.9
介 護 諸 費 等	6,389,217	6,137,238	251,979	90.3	90.7	4.1	5.0
その他の給付費	31,686	22,910	8,776	0.4	0.4	38.3	△ 11.0
審查支払手数料	8,956	8,670	286	0.1	0.1	3.3	1.3
財政安定化基金拠出金	3,951	4,180	△ 229	0.1	0.1	△ 5.5	△ 3.1
相互財政安定化事業負担金	9	4	5	0.0	0.0	125.0	△ 99.6
地 域 支 援 事 業	150,919	116,195	34,724	2.1	1.7	29.9	
介 護 予 防 事 業 費	50,261	27,193	23,068	0.7	0.4	84.8	
包括支援事業・任意事業費	100,657	89,002	11,655	1.4	1.3	13.1	
保健福祉事業費	731	1,303	△ 572	0.0	0.0	△ 43.9	△ 45.6
繰 出 金	15,797	14,819	978	0.2	0.2	6.6	12.2
財源補てん的なもの	1,336	1,969	△ 633	0.0	0.0	△ 32.1	18.1
その他のもの	14,461	12,850	1,611	0.2	0.2	12.5	11.3
基 金 積 立 金	165,097	108,191	56,906	2.3	1.6	52.6	93.5
公 債 費	18,730	16,228	2,502	0.3	0.2	15.4	△ 4.8
元 利 償 還 金	18,714	16,214	2,500	0.3	0.2	15.4	△ 4.8
一時借入金利子	15	14	1	0.0	0.0	7.1	△ 17.6
前年度繰上充用金	25	120	△ 95	0.0	0.0	△ 79.2	△ 77.7
その他の支出	62,002	110,535	△48,533	0.9	1.7	△ 43.9	
歳 出 合 計	7,078,693	6,765,919	312,774	100.0	100.0	4.6	6.3

# 第123表 介護保険事業決算の状況 (つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(2) 介護サービス事業勘定

ア歳入

(単位 百万円・%)

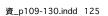
区分	平成20年度	平成19年度	増 減 額	決 算 額	構 成 比	増減	<b>英</b>
[A. ]]	一一灰20千尺	一一八19千尺	垣 俠 破	20年度	19年度	20年度	19年度
サービス収入	12,469	12,203	266	38.8	39.7	2.2	38.3
分担金及び負担金	56	66	△ 10	0.2	0.2	△ 15.2	17.9
使 用 料 及 び 手 数 料	265	218	47	0.8	0.7	21.6	77.2
国 庫 支 出 金	72	30	42	0.2	0.1	140.0	△ 59.5
都道府県支出金	36	7	29	0.1	0.0	414.3	△ 89.7
財 産 収 入	2	2	0	0.0	0.0	0.0	△ 33.3
寄 附 金	1	_	1	0.0	_	皆増	皆減
他会計繰入金	17,961	17,093	868	55.9	55.6	5.1	3.0
普通会計からのもの	16,633	16,248	385	51.7	52.9	2.4	1.7
保険事業勘定からのもの	1,314	837	477	4.1	2.7	57.0	43.1
その他の会計からのもの	14	8	6	0.1	0.0	75.0	△ 82.2
基 金 繰 入 金	43	84	△ 41	0.1	0.3	△ 48.8	20.0
繰越金	754	524	230	2.3	1.7	43.9	46.4
地方債	76	228	△152	0.2	0.7	△ 66.7	64.0
その他の収入	418	265	153	1.4	1.0	57.7	△ 26.2
歳 入 合 計	32,153	30,720	1,433	100.0	100.0	4.7	15.2

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	平成20年度	平成19年度	増 減 額	決 算 額	構 成 比	増	域 率
	十成20千度	十成19千及	增	20年度	19年度	20年度	19年度
総 務 費	7,267	6,341	926	23.2	21.2	14.6	15.0
サービス事業費	10,885	11,548	△663	34.8	38.6	△ 5.7	31.4
施 設 整 備 費	556	497	59	1.8	1.7	11.9	△ 22.6
基 金 積 立 金	71	81	△ 10	0.2	0.3	△ 12.3	24.6
公 債 費	10,702	10,365	337	34.2	34.7	3.3	△ 0.6
元 利 償 還 金	10,702	10,365	337	34.2	34.7	3.3	△ 0.6
一時借入金利子	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
他会計繰出金	687	505	182	2.2	1.7	36.0	92.0
普通会計に対するもの	404	290	114	1.3	1.0	39.3	110.1
保険事業勘定に対するもの	258	188	70	0.8	0.6	37.2	84.3
その他の会計に対するもの	25	27	△ 2	0.1	0.1	△ 7.4	17.4
前年度繰上充用金	27	25	2	0.1	0.1	8.0	212.5
その他の支出	1,127	525	602	3.5	1.7	114.7	31.3
歳 出 合 計	31,322	29,887	1,435	100.0	100.0	4.8	14.5

資 125



## 第124表 収益事業決算の状況

その1 収支の状況(団体別)

(単位 百万円)

				平	成 2	20 年	度				平)	成19年度	比	較
区 分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	翌年度に 繰り越す べき財源	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I)	団体数	再差引	団体数	再差引
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(J)	(K)	(L)	$(\mathbf{A})-(\mathbf{K})$	(J)-(L)
都 道 府 県	47	549,701	541,940	7,760	_	1,365	346,756	-	_	353,151	47	359,816	-	△ 6,665
黒字の団体	47	549,701	541,940	7,760	_	1,365	346,756	-	_	353,151	47	359,816	-	△ 6,665
赤字の団体	_	_	_	_	_	_	-	-	_	_	_	-	-	-
市町村	112	2,868,926	2,882,161	△ 13,234	997	9,654	119,985	3,375	8,314	91,160	111	78,979	1	12,181
黒字の団体	83	2,167,569	2,124,105	43,464	180	3,076	119,089	1,021	2,638	157,680	75	145,746	8	11,934
赤字の団体	29	701,358	758,056	△ 56,698	817	6,578	896	2,354	5,676	△ 66,519	36	△ 66,767	$\triangle 7$	248
合 計	159	3,418,627	3,424,101	△ 5,474	997	11,019	466,741	3,375	8,314	444,312	158	438,795	1	5,517
黒字の団体	130	2,717,270	2,666,045	51,224	180	4,441	465,844	1,021	2,638	510,831	122	505,562	8	5,269
赤字の団体	29	701,358	758,056	△ 56,698	817	6,578	896	2,354	5,676	△ 66,519	36	△ 66,767	$\triangle 7$	248

### その2 収支の状況 (事業別)

(単位 百万円・%)

(77 秋文》) (4 米加)					`	中区 口刀门 /0/
区分	競 馬 事 業	自転車競走事業	小型自動車競走事業	モーターボート 競 走 事 業	宝くじ事業	合 計
歳 入 合 計 (A)	440,998	863,119	117,073	1,554,113	443,324	3,418,627
歳 出 合 計 (B)	482,415	859,331	114,821	1,524,716	442,818	3,424,101
歳入歳出差引(A)-(B) (C)	△ 41,417	3,788	2,252	29,397	506	△5,474
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	123	167	_	707	_	997
繰 入 金 (E)	645	5,964	85	4,324	_	11,019
操 出 金 (F)	106	9,172	410	16,278	440,774	466,741
未 収 金 (G)	1,442	16	_	1,917	_	3,375
未 払 金 (H)	3,321	_	_	4,994	_	8,314
再 差 引 (I)	△ 43,958	6,845	2,577	37,568	441,280	444,312
車 馬 券 等 売 上 額 (J)	377,012	791,432	105,453	1,010,532	1,029,203	3,313,632
収 益 率 (I) / (J) × 100	△ 11.7	0.9	2.4	3.7	42.9	13.4
前 年 度 収 益 率	△ 12.3	0.9	1.3	2.6	34.5	11.9
施 行 団 体 数	53	62	7	113	64	299
都 道 府 県	12	8	1	1	47	69
市 町 村	41	54	6	112	17	230

- (注) 1 施行団体数は、平成20年4月1日現在の団体数である。
  - 2 施行団体数は、1団体が2以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに1団体としている。
  - 3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。

## 第124表 収益事業決算の状況 (つづき)

その3 収益金繰入金の使途状況

(単位 百万円)

( 1) 0				又还小小									
							左	0)	)	内	訳		
X		分		収益金繰入額	民生費	衛生費	土木費	農林水産業費	商工費	教育費	災 害 復旧費	その他	公営事業 会 計 へ 繰 出 し
竞竞	馬	事	業	35	-	_	30	_	_	-	-	6	-
都	道	府	県	30	_	_	30	_	_	_	_	_	-
市	H	Ţ	村	6	-	-	-	_	_	-	-	6	-
自転	車 競	走事	業	8,365	804	652	4,277	292	75	1,669	40	556	-
都	道	府	県	2,715	72	91	2,311	_	_	100	40	100	-
市	H	Ţ	村	5,650	732	560	1,966	292	75	1,569	-	456	_
小型日	自動車	競走	事 業	410	410	-	-	_	_	_	-	_	-
都	道	府	県	10	10	-	-	-	-	-	-	_	_
市	H	Ţ	村	400	400	_	_	_	_	_	_	_	_
モータ	ーボー	ト競走	事業	11,582	717	484	5,156	284	139	2,271	-	1,800	730
都	道	府	県	20	_	-	-	_	_	20	-	_	_
市	H	Ţ	村	11,562	717	484	5,156	284	139	2,251	-	1,800	730
宝	くじ	事	業	440,384	47,903	20,493	166,749	8,751	14,865	56,312	2,228	123,083	-
都	道	府	県	342,972	36,679	7,031	143,777	7,914	12,434	23,244	1,695	110,198	-
市	Н	Ţ	村	97,411	11,223	13,463	22,972	837	2,432	33,068	533	12,884	-
合			計	(100.0) 460,776	(10.8) 49,834	(4.7) 21,629	(38.2) 176,212	(2.0) 9,327	(3.3) 15,079	(13.1) 60,252	(0.5) 2,268	(27.2) 125,445	(0.2) 730
都	道	府	県	345,747	36,761	7,122	146,118	7,914	12,434	23,364	1,735	110,298	-
市		町	村	115,029	13,072	14,508	30,094	1,413	2,646	36,888	533	15,147	730

<sup>(</sup>注) 合計の( ) 書きは、構成比(%)である。

### 第125表 公立大学附属病院事業決算の状況

(単位 百万円・%)

		137		л			平 成 20 年 度	平成 19 年 度		比	較		
		区		分			平 成 20 年 度	平 成 19 年 度	増 減	額	増	減	率
収収	(総		収		益	(A)	1,894	24,697		△ 22,803		۷	△ 92.3
収収 益 的支	総		費		用	(B)	2,005	24,862		△ 22,857		4	△ 91.9
資収 本 的支	(資	本	的	収	入	(C)	379	5,077		△ 4,698		4	△ 92.5
的支	資	本	的	支	出	(D)	255	4,861		△ 4,606		4	△ 94.8
	収支	差引	(A) - (	B)+(C)-	– (D)	(E)	13	52		△ 39		4	△ 75.0
	積		立		金	(F)	-	_		-			-
	繰		越		金	(G)	146	135		11			8.1
	前	年 度	繰上	充 用	金	(H)	_	_		_			_
	形式	、収支	(E) - (	F)+(G)-	– (H)	(I)	160	187		△ 27		4	△ 14.4
	翌年	度に終	操り越~	すべき則	<b></b>	(J)	-	_		-			-
	実	質	収	支	(I)-	- (J)	160	187		△ 27		۷	△ 14.4

<sup>(</sup>注) 1 上表に該当するのは、都道府県が設置する大学の附属病院事業会計(1事業会計)である。

<sup>2</sup> 市町村が設置する大学の附属病院事業会計については、各大学がすべて地方独立行政法人化したため、含まれていない。

# 第126表 農業共済事業決算の状況

(単位 百万円)

						平	成 2	20 年	度				平成	719年度	比	較
区	分	団体数	歳入 合計	歳出 合計	歳入歳出 差 引 (B) - (C)	支 払 準備金 積立額	責 任 準備金 積立額	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)+(I)-(J)	団体数	再差引	団体数	再差引
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(A) - (L)	(K) - (M)
市	町村	71	17,984	16,944	1,040	245	518	4,335	162	704	1,265	△ 4,457	77	△ 4,394	△ 6	△ 63
黒字	どの団体	11	2,349	2,104	245	0	106	135	107	56	32	135	14	263	△ 3	△128
赤字	ごの団体	60	15,635	14,839	795	245	412	4,200	55	648	1,233	△ 4,592	63	△ 4,656	△ 3	64

## 第127表 交通災害共済事業 (直営方式) 決算の状況

(単位 百万円)

														(	H /313/
					平	成 20	) 年	度				平成	19年度	比	較
区	分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	未 経 過 共済掛金	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I)	団体数	再差引	団体数	再差引
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(A) - (K)	(J)-(L)
都道府	于 県	2	911	911	_	_	_	259	1	_	260	2	△ 216	_	476
黒字の	団体	2	911	911	_	_	_	259	1	_	260	1	1	1	259
赤字の	団体	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	1	△ 217	△ 1	217
市町	村	104	8,751	6,986	1,764	148	67	530	0	_	2,081	120	2,046	△ 16	35
黒字の	団体	84	7,968	6,243	1,725	33	33	530	0	_	2,190	100	2,201	△ 16	△ 11
赤字の	団体	20	783	743	40	115	34	_	_	_	△ 109	20	△ 154	_	45
合	計	106	9,661	7,897	1,764	148	67	789	1	_	2,340	122	1,830	△ 16	510
黒字の	団体	86	8,878	7,153	1,725	33	33	789	1	_	2,449	101	2,202	△ 15	247
赤字の	団体	20	783	743	40	115	34	-	_	_	△ 109	21	△ 372	△ 1	263

# 第128表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区分	平 成	20 年 度 償	還額	平成 20 年 度 末 現 在 高
E 7/	元 金	利  子	計	現在高
地方公営企業	5,382,524	1,508,644	6,891,168	56,552,870
法 適 用 企 業	3,512,278	951,852	4,464,130	34,418,629
水 道 事 業	1,135,090	303,284	1,438,374	9,676,135
工業用水道事業	71,766	19,478	91,244	548,161
交 通 事 業	449,734	111,482	561,216	4,116,945
電 気 事 業	13,905	6,116	20,021	149,954
ガス事業	15,967	3,638	19,605	143,871
病院事業	353,389	101,526	454,915	3,988,936
下 水 道 事 業	1,203,286	382,132	1,585,417	13,530,124
その他事業	269,141	24,197	293,337	2,264,503
法非適用企業	1,870,246	556,792	2,427,038	22,134,241
簡易水道事業	72,136	23,602	95,738	933,643
交 通 事 業	1,075	98	1,172	5,342
下 水 道 事 業	1,466,638	489,530	1,956,168	18,331,832
その他事業	330,397	43,563	373,960	2,863,424
国 民 健 康 保 険 事 業	3,542	610	4,152	31,860
老人医療保険事業	-	-	-	_ 
後期高齢者医療事業	-	_	_	_ I
介 護 保 険 事 業	27,139	2,277	29,416	89,619
農 業 共 済 事 業	3	0	3	0
公立大学附属病院事業	255	185	439	6,017
収 益 事 業	10,537	943	11,480	63,980
合 計	5,424,000	1,512,659	6,936,658	248,029

資 129

# 第129表 地方公営企業等金融機構の貸付状況

(単位 百万円)

	亚皮00左座		内	訳		45: LL
☑ 分	平成20年度 貸付額	都道府県	市	町 村	一部事務 組 合 等	貸 付 累計額
上 水 道 事 業	183,002	47,643	110,886	11,219	13,254	9,379,471
簡 易 水 道 事 業	17,387	_	11,782	5,546	59	156,878
工業用水道事業	13,016	5,905	6,806	-	305	1,031,918
交通∫一般交通	2,174	19	2,155	-	_	244,863
交通     一般	70,021	3,000	67,021	-	_	3,114,327
電 気 事 業	414	308	_	106	_	291,837
ガ ス 事 業	878	_	849	29	_	231,383
港湾整備事業	3,738	2,137	1,119	-	482	318,566
病 院 事 業	68,285	9,079	53,657	3,962	1,587	692,156
介護サービス事業	1,615	-	1,249	366	_	29,580
市場事業	694	84	610	_	_	410,996
と 畜 場 事 業	46	_	46	-	_	12,555
観 光 施 設 事 業	84	_	33	51	_	108,403
有 料 道 路 事 業	-	_	-	-	_	85,561
駐 車 場 整 備 事 業	1,363	_	1,363	-	_	277,772
海 海	-	_	-	-	_	443,730
内 陸	_	_	_	_	_	161,149
地 域   流 通 開 発 {	_	_	_	_	_	5,705
事業市街地再開発	_	_	_	_	_	39,656
区 画 整 理	_	_	_	_	_	65,139
住 宅 用 地	_	_	_	_	_	210
下 水 道 事 業	585,802	33,486	494,384	54,437	3,494	15,609,920
産業廃棄物処理事業	88	13	75	-	-	15,153
公 営 住 宅 事 業	16,539	9,420	6,403	717	_	2,231,622
臨時地方道整備事業	135,915	-	124,551	11,365	-	9,790,290
臨時河川等整備事業	5,254	-	5,202	52	-	843,984
臨時高等学校整備事業	2,189	-	1,389	_	800	371,933
<b>清</b> † (A)	1,108,502	111,093	889,579	87,849	19,981	45,964,757
貸 付 累 計 額 (B)	_	10,450,712	28,183,185	5,524,774	1,806,086	45,964,757
公有林整備事業	3,689	2,248	968	473	_	645,992
受託 草地 開発事業 貸付 小 計(C)	161	6	69	86	_	61,893
貸付 小 計 (C)	3,851	2,254	1,037	560	_	707,885
貸付累計額 (D)	_	337,780	116,550	248,595	4,960	707,885
合 清† (A) + (C) (E)	1,112,353	113,347	890,616	88,408	19,981	46,672,642
貸 付 累 計 額 (B)+(D)	_	10,788,491	28,299,735	5,773,370	1,811,046	46,672,642
地 方 道 路 公 社 (F)	275	-	275	_	-	476,289
土 地 開 発 公 社 (G)	_	_	_	_	_	48,190
総 合 計 (E) + (F) + (G)	1,112,628	113,347	890,891	88,408	19,981	47,197,121

<sup>(</sup>注) 貸付累計額は、平成21年3月31日現在のものである。

## 第130表 予算の状況

その1 歳 入

(単位 百万円・%)

		平	成 21	年	度		平成 20 4	生度	比	車	交
区 分	都 道 府	県	市 町	村	合 計	額	合 計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
地 方 税	17,381,264	32.7	18,700,062	33.4	36,081,326	33.1	40,139,778	40.0	△ 4,058,452	△ 10.1	1.3
地 方 譲 与 税	928,614	1.7	483,518	0.9	1,412,132	1.3	692,868	0.7	719,264	103.8	0.2
地方特例交付金等	214,832	0.4	234,875	0.4	449,707	0.4	444,924	0.4	4,783	1.1	39.8
地 方 交 付 税	8,100,584	15.2	7,155,040	12.8	15,255,624	14.0	14,905,133	14.9	350,491	2.4	0.4
市町村たばこ税都道府県交付金	1,920	0.0	-	_	1,920	0.0	2,094	0.0	△ 174	△ 8.3	△ 14.9
利 子 割 交 付 金	_	-	96,369	0.2	96,369	0.1	110,541	0.1	△ 14,172	△ 12.8	36.1
配 当 割 交 付 金	_	-	37,934	0.1	37,934	0.0	88,435	0.1	△ 50,501	△ 57.1	41.2
株式等譲渡所得割交付金	_	-	20,108	0.0	20,108	0.0	55,897	0.1	△ 35,789	△ 64.0	△ 22.1
地方消費税交付金	_	-	1,258,203	2.2	1,258,203	1.2	1,238,845	1.2	19,358	1.6	△ 3.4
ゴルフ場利用税交付金	_	-	39,552	0.1	39,552	0.0	40,991	0.0	△ 1,439	△ 3.5	1.8
特別地方消費税交付金	_	-	4	0.0	4	0.0	88	0.0	△ 84	△ 95.5	△ 96.8
自動車取得税交付金	_	-	192,254	0.3	192,254	0.2	282,042	0.3	△ 89,788	△ 31.8	△ 10.0
軽油引取税交付金	_	_	120,176	0.2	120,176	0.1	122,922	0.1	△ 2,746	△ 2.2	8.5
小計 (一般財源)	26,627,214	50.1	28,338,095	50.7	54,965,309	50.4	58,124,470	57.9	△ 3,159,161	△ 5.4	1.2
国 庫 支 出 金	8,506,887	16.0	8,544,344	15.3	17,051,231	15.6	10,886,220	10.9	6,165,011	56.6	△ 2.1
地方債	7,972,507	15.0	5,259,112	9.4	13,231,619	12.1	10,287,590	10.3	2,944,029	28.6	△ 1.2
そ の 他	10,016,787	18.9	13,785,913	24.6	23,802,700	21.9	21,016,681	20.9	2,786,019	13.3	△ 7.0
歳入合計	53,123,395	100.0	55,927,464	100.0	109,050,859	100.0	100,315,049	100.0	8,735,810	8.7	△ 1.2

- (注) 1 この数値は、各年度の9月補正後予算額の単純合計であり、前年度からの繰越事業に係るものを含む。その2において同じ。
  - 2 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出いずれにも計上されない。
  - 3 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

その2歳 出(性質別)

(単位 百万円・%)

							平	成 21	年	度		平成 20 4	年 座	比	車	交
	区			分		都 道 府	県	市町	村	合 計	額	合 計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
人		件			費	14,732,464	27.7	10,342,038	18.5	25,074,502	23.0	25,442,603	25.4	△ 368,101	△ 1.4	△ 1.4
物		件			費	1,783,925	3.4	7,120,540	12.7	8,904,465	8.2	8,112,720	8.1	791,745	9.8	△ 7.2
維	持	補	修	Ş	費	432,223	0.8	695,035	1.2	1,127,258	1.0	1,033,443	1.0	93,815	9.1	△ 12.7
扶		助			費	964,280	1.8	7,980,116	14.3	8,944,396	8.2	8,614,763	8.6	329,633	3.8	3.6
補	助		費		等	10,943,795	20.6	7,173,751	12.8	18,117,546	16.6	15,339,369	15.3	2,778,177	18.1	4.2
普	通 建	設	事	業	費	9,783,029	18.4	9,018,270	16.1	18,801,299	17.2	15,836,192	15.8	2,965,107	18.7	△ 3.3
うちく	(補 目	助	手	業	費	4,519,758	8.5	3,915,305	7.0	8,435,063	7.7	6,753,674	6.7	1,681,389	24.9	△ 1.6
5	単 犭	虫 事	手	業	費	3,952,423	7.4	4,940,112	8.8	8,892,535	8.2	7,895,956	7.9	996,579	12.6	△ 3.9
災	害 復	旧	事	業	費	301,322	0.6	96,598	0.2	397,920	0.4	484,981	0.5	△ 87,061	△ 18.0	△ 22.3
失	業対	策	事	業	費	-	_	5,149	0.0	5,149	0.0	3,137	0.0	2,012	64.1	△ 23.7
公		債			費	6,689,240	12.6	6,410,199	11.5	13,099,439	12.0	13,273,713	13.2	△ 174,274	△ 1.3	0.1
そ		0)			他	7,493,117	14.1	7,085,772	12.7	14,578,889	13.4	12,174,129	12.1	2,404,760	19.8	△ 3.0
j	歳出	í	合	計		53,123,395	100.0	55,927,468	100.0	109,050,863	100.0	100,315,049	100.0	8,735,814	8.7	△ 1.2

資 131

# 第131表 地方財政計画

その1 歳 入

(単位 億円・%)

	音	十 画 客	Ą	桿	構 成 」	 :t	t	曽 減 3	率
区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
地 方 税	325,096	361,860	404,703	39.6	43.8	48.5	△ 10.2	△ 10.6	0.2
普 通 税	309,247	345,234	375,244	37.7	41.8	45.0	△ 10.4	△ 8.0	0.5
目 的 税	15,849	16,626	29,459	1.9	2.0	3.5	△ 4.7	△ 43.6	△ 2.9
地 方 譲 与 税	19,171	14,618	7,027	2.3	1.8	0.8	31.1	108.0	△ 0.9
地方揮発油讓与税	2,777	1,764	_	0.3	0.2	_	57.4	皆増	_
地方道路讓与稅	-	1,048	2,998	_	0.1	0.4	皆減	△ 65.0	△ 2.4
石油ガス譲与税	123	133	140	0.0	0.0	0.0	△ 7.5	△ 5.0	0.0
自動車重量讓与稅	3,090	3,300	3,601	0.4	0.4	0.4	△ 6.4	△ 8.4	0.1
航空機燃料讓与税	143	152	164	0.0	0.0	0.0	△ 5.9	△ 7.3	△ 1.8
特別とん譲与税	102	125	124	0.0	0.0	0.0	△ 18.4	0.8	9.7
地方法人特別讓与税	12,936	8,096	-	1.6	1.0	_	59.8	皆増	_
地方特例交付金	3,832	4,620	4,735	0.5	0.6	0.6	△ 17.1	△ 2.4	51.8
地 方 交 付 税	168,935	158,202	154,061	20.6	19.2	18.5	6.8	2.7	1.3
国 庫 支 出 金	115,663	103,016	100,831	14.1	12.5	12.1	12.3	2.2	△ 0.9
義務教育職員給与費負担金	15,938	16,483	16,796	1.9	2.0	2.0	△ 3.3	△ 1.9	0.8
その他普通補助負担金等	69,244	49,609	47,235	8.4	6.0	5.7	39.6	5.0	1.2
生活保護費負担金	22,367	20,947	20,032	2.7	2.5	2.4	6.8	4.6	1.2
児童保護費等負担金	5,526	5,312	5,174	0.7	0.6	0.6	4.0	2.7	3.3
障害者自立支援給付費等負担金	7,841	6,718	6,538	1.0	0.8	0.8	16.7	2.8	9.7
児童手当及子ども手当交付金	16,699	4,296	4,357	2.0	0.5	0.5	288.7	△ 1.4	0.9
公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	3,876	_	_	0.5	_	_	皆増	_	_
その他の補助負担金等	12,935	12,336	11,134	1.6	1.5	1.3	4.9	10.8	△ 3.7
公共事業費補助負担金	20,148	24,669	27,222	2.5	3.0	3.3	△ 18.3	△ 9.4	△ 4.6
普通建設事業費補助負担金	19,785	24,289	26,870	2.4	2.9	3.2	△ 18.5	△ 9.6	△ 4.9
災害復旧事業費補助負担金	363	380	352	0.0	0.0	0.0	△ 4.5	8.0	20.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	267	259	259	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	68	66	66	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0
交通安全対策特別交付金	758	784	748	0.1	0.1	0.1	△ 3.3	4.8	△ 11.5
電源立地地域対策等交付金	1,415	1,444	1,403	0.2	0.2	0.2	△ 2.0	2.9	4.2
特定防衛施設周辺整備調整交付金	248	244	216	0.0	0.0	0.0	1.6	13.0	16.1
石油貯蔵施設立地対策等交付金	57	58	61	0.0	0.0	0.0	△ 1.7	△ 4.9	0.0
地方道路整備臨時交付金	-	_	6,825	-	_	0.8	_	皆減	△ 3.9
地域活力基盤創造交付金	-	9,400	-	-	1.1	-	皆減	皆増	_
社会資本整備総合交付金(仮称) (活力創出基盤整備総合交付金の内数)	7,520	-	-	0.9	_	_	皆増	_	_
地 方 債	134,939	118,329	96,055	16.4	14.3	11.5	14.0	23.2	△ 0.5
使用料及び手数料	13,126	15,859	16,220	1.6	1.9	1.9	△ 17.2	△ 2.2	△ 1.4
雑 収 入	40,506	49,053	50,382	4.9	5.9	6.0	△ 17.4	△ 2.6	△ 0.4
歳 入 合 計	821,268	825,557	834,014	100.0	100.0	100.0	△ 0.5	△ 1.0	0.3

<sup>(</sup>注) 地方特例交付金の平成21年度及び平成20年度の額は、特別交付金を含む。

# 第131表 地方財政計画(つづき)

その2 歳 出

(単位 億円・%)

	큠	 	頂			 七	ti	当 減 ፯	<b></b>
区 分	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成22年度	平成21年度		平成22年度	平成21年度	平成20年度
給 与 関 係 経 費	216,864	221,271	222,071	26.4	26.8	26.6	△2.0	△0.4	△1.4
給与費(追加費用及び 退職手当を除く)	183,932	189,124	197,813	22.4	22.9	23.7	△2.7		△1.5
義務教育教職員	55,508	57,110	61,355	6.8	6.9	7.4	△2.8		0.2
警察関係職員	22,343	23,174	23,867	2.7	2.8	2.9	△3.6		△0.1
消 防 職 員	12,095	12,210	12,242	1.5	1.5	1.5	△0.9		1.8
一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	93,986	96,630	100,349	11.4	11.7	12.0	△2.7		△3.2
追 加 費 用	9,820	8,183		1.2	1.0	•••	20.0		
退職手当	22,800	23,619	23,865	2.8	2.9	2.9	△3.5	△1.0	0.2
恩 給 費	312	345	393	0.0	0.0	0.0	△9.6	△12.2	△9.9
一般行政経費	294,331	272,608	265,464	35.8	33.0	31.8	8.0	2.7	1.4
国庫補助負担金等を伴うもの	144,313	122,887	115,660	17.6	14.9	13.9	17.4	6.2	3.0
生活保護費	29,823	27,930	26,709	3.6	3.4	3.2	6.8	4.6	1.2
児 童 保 護 費	11,051	10,623	10,349	1.3	1.3	1.2	4.0	2.6	3.3
障害者自立支援給付費	15,682	13,435	13,076	1.9	1.6	1.6	16.7	2.7 皆減	9.7 △89.8
老人医療給付費 後期高齢者医療給付費	18,983	18,468	1,570 15,708	2.3	2.2	0.2 1.9	2.8	17.6	△ 09.0
介 護 給 付 費	19,868	18,934	18,104	2.3	2.3	2.2	4.9	4.6	△0.2
児童手当及子ども手当	22,177	9,316	9,451	2.7	1.1	1.1	138.1	△1.4	0.1
その他の一般行政経費	26,729	24,181	20,693	3.3	2.9	2.5	10.5	16.9	△1.3
国庫補助負担金を伴わないもの	138,285	138,285	138,410	16.8	16.8	16.6	0.0	△0.1	—1.8 △0.8
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	11,733	11,436	11,394	1.4	1.4	1.4	2.6	0.4	13.9
地方再生対策費	4,000	4,000	4,000	0.5	0.5	0.5	_	_	皆増
地域雇用創出推進費	-	5,000	-	_	0.6	-	皆減	皆増	-
地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850	-	-	1.2	_	-	皆増		-
公 債 費	134,025	132,955	133,796	16.3	16.1	16.0	0.8	△0.6	1.7
維持補修費	9,663	9,678	9,680	1.2	1.2	1.2	△0.2	△0.0	△0.9
投 資 的 経 費	119,074	140,617	148,151	14.5	17.0	17.8	△15.3	△5.1	△2.7
直轄事業負担金	7,072	10,323	11,152	0.9	1.3	1.3	△31.5	△7.4	△1.9
公 共 事 業 費	43,319	49,486	53,692	5.3	6.0	6.4	△12.5	△7.8	△2.5
普通建設事業費	42,806	48,966	53,210	5.2	5.9	6.4	△12.6	△8.0	△2.7
災害復旧事業費	513	520	482	0.1	0.1	0.1	△1.3	7.9	21.1
一般事業費	49,405	59,440	50,981	6.0	7.2	6.1	△16.9	16.6	△2.2
普通建設事業費	48,787	58,701	50,309	5.9	7.1	6.0	△16.9	16.7	△2.1
災害復旧事業費	618	739	672	0.1	0.1	0.1	△16.4	10.0	△8.1
特別事業費	19,278	21,368	32,326	2.3	2.6	3.9	△9.8	△33.9	△4.2
過疎対策事業費	7,660	7,619	7,855	0.9	0.9	0.9	0.5	△3.0	△3.0
地域活性化事業費	711	1,085	1,119	0.1	0.1	0.1	△34.5	△3.0	△2.8
旧合併特例事業費	8,740	10,125	10,135	1.1	1.2	1.2	△13.7	△0.1	1.4
防災対策事業費特別単独事業費	1,129	1,328	1,369	0.1	0.2	0.2	△15.0	△3.0 皆減	△1.3
施 設 整 備 事 業 費	_	_	10,637	_	_	1.3	_	百八	△7.7
(一般財源化分)	1,038	1,211	1,211	0.1	0.1	0.1	△14.3	0.0	-
公営企業繰出金	26,961	26,628	26,352	3.3	3.2	3.2	1.3	1.0	△3.3
収益勘定繰出金	13,562	13,405	13,229	1.7	1.6	1.6	1.2	1.3	△5.2
資本勘定繰出金 地方交付税の不交付団体におけ	13,399	13,223	13,123	1.6	1.6	1.6	1.3	0.8	△1.3
る平均水準を超える必要経費	6,500	12,800	24,500	0.8	1.6	2.9	△49.2	△47.8	4.3
歳 出 合 計	821,268	825,557	834,014	100.0	100.0	100.0	△ 0.5	△1.0	0.3

<sup>(</sup>注) 1 平成20年度の給与費は、追加費用を含んだ額であり、平成20年度の追加費用には数値を計上していない。また、平成21年度の給与費の増 減率欄に数値を計上していない。

資 133

<sup>2</sup> 旧合併特例事業費の平成21年度及び平成20年度の額は、合併特例事業費に係るものである。

## 第132表 地方交付税の状況

その1 算定基礎 (単位 百万円)

区分	平成22年度	平	成 21 年	度	平	成 20 年	度
		当 初	補 正	補 正 後	当 初	補 正	補 正 後
所 得 税 (a)	12,614,000	15,572,000	△ 2,808,000	12,764,000	16,279,000	△ 756,000	15,523,000
酒 税 (b)	1,383,000	1,420,000	-	1,420,000	1,532,000	△ 64,000	1,468,000
小 計 (a) + (b) (c)	13,997,000	16,992,000	△ 2,808,000	14,184,000	17,811,000	△ 820,000	16,991,000
法 人 税 (d)	5,953,000	10,544,000	△ 5,369,000	5,175,000	16,711,000	△ 5,552,000	11,159,000
消 費 税 (e)	9,638,000	10,130,000	△ 749,000	9,381,000	10,671,000	△ 417,000	10,254,000
た ば こ 税 (f)	827,000	843,000	△ 26,000	817,000	894,000	_	894,000
地 方 交 付 税 (g)	17,094,542	16,111,283	_	16,111,283	15,140,120	-	15,140,120
(c) × 32%	4,479,040	5,437,440	△ 898,560	4,538,880	5,699,520	△ 262,400	5,437,120
(d) × 34%	2,024,020	3,584,960	△ 1,825,460	1,759,500	5,681,740	△ 1,887,680	3,794,060
(e) × 29.5%	2,843,210	2,988,350	△ 220,955	2,767,395	3,147,945	△ 123,015	3,024,930
(f) × 25%	206,750	210,750	△ 6,500	204,250	223,500	_	223,500
精 算 分	△ 87,578	△ 388,617	-	△ 388,617	△ 287,000	_	△ 287,000
地方交付税法附則第4条の2 第3項 に 基 づ く 加 算 額	86,600	140,000	_	140,000	200,000	_	200,000
地方交付税法附則第4条の2 第4項 に 基 づ く 加 算 額	669,500	583,100	_	583,100	474,415	_	474,415
「地域活性化・雇用等臨時特例費」 の 創 設 に よ る 別 枠 の 加 算 額	985,000	_	_	_	-	_	-
平成21年度別枠加算1兆円のうち 平成22年度に協議することと されていた加算額	500,000	-	-	_	-	-	-
臨時財政対策特例加算額	5,388,000	2,555,300	1,475,738	4,031,038	-	1,032,048	1,032,048
臨時財政対策債振替加算額	_	-	1,475,738	1,475,738	-	1,241,048	1,241,048
地方交付税法附則第4条第1項 柱 書 に 基 づ く 加 算 額	_	1,000,000	-	1,000,000	-	_	-
返 還 金 (h)	187	54	-	54	162	_	162
借入金等利子充当分(i)	△ 571,200	△ 571,100	_	△ 571,100	△ 571,100	-	△ 571,100
剰 余 金 の 活 用 (j)	370,000	280,000	-	280,000	250,000	_	250,000
前年度からの繰越分(k)	_	-	_	_	586,900	_	586,900
合 計 (g) ~ (k)	16,893,529	15,820,237	_	15,820,237	15,406,082	_	15,406,082

#### その2 普通交付税算定状況 (平成21年度)

(単位 百万円・%)

区分	基 準	財 政 需	要 額	基 準	財 政 収	入 額	財 源	財 源	普通多	で 付 税
区分	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体	財源超過団体	計	超過額	不足額	交付額	構成比
都 道 府 県	17,885,857	1,639,970	19,525,827	9,807,526	1,904,840	11,712,366	264,870	8,078,331	8,062,247	54.2
市町村	17,448,970	4,223,703	21,672,673	10,624,553	5,380,898	16,005,450	1,157,195	6,824,417	6,808,730	45.8
政令指定都市	2,779,751	2,566,524	5,346,275	2,210,667	3,448,344	5,659,012	881,821	569,084	566,584	3.8
中核市	2,272,068	163,878	2,435,946	1,667,522	168,560	1,836,082	4,682	604,547	602,503	4.1
特例市	1,069,408	313,914	1,383,321	816,642	348,826	1,165,469	34,913	252,766	251,808	1.7
都市	8,261,708	1,005,750	9,267,457	4,733,685	1,191,507	5,925,192	185,758	3,528,023	3,520,593	23.7
町村	3,066,035	173,638	3,239,673	1,196,037	223,660	1,419,696	50,022	1,869,998	1,867,241	12.6
合 計	35,334,827	5,863,672	41,198,500	20,432,078	7,285,738	27,717,816	1,422,066	14,902,749	14,870,976	100.0

- (注) 1 本表の額は、当初算定の数値である。
  - 2 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

## 第133表 地方債計画

(単位 億円)

E 0	平成22年度	平成21年度	E7 75	平	成 20 年	度
区 分	計 画 額	計画額	区 分	当初計画	改定計画	改定後計画
一般会計債	51,951	60,144	一 般 会 計 債	60,761	-	60,761
一般公共事業	14,985	18,186	一般 公 共 事 業	18,874	-	18,874
公営住宅建設事業	1,283	1,532	公営住宅建設事業	1,603	-	1,603
災害復旧事業	321	372	災害復旧事業	403	-	403
教育・福祉施設等整備事業	5,062	5,974	教育・福祉施設等整備事業	6,241	-	6,241
一般単独事業	23,251	27,057	一 般 単 独 事 業	25,341	-	25,341
辺地及び過疎対策事業	3,133	3,116	辺地及び過疎対策事業	3,213	-	3,213
公共用地先行取得等事業	516	607	公共用地先行取得等事業	636	-	636
行 政 改 革 等 推 進	3,200	3,200	行 政 改 革 等 推 進	4,400	-	4,400
調整	200	100	調整	50	-	50
公 営 企 業 債	24,756	24,514	公 営 企 業 債	27,783	_	27,783
水 道 事 業	3,535	3,570	水 道 事 業	4,263	-	4,263
工業用水道事業	233	289	工業用水道事業	259	_	259
交 通 事 業	2,698	2,564	交 通 事 業	2,798	-	2,798
電気事業・ガス事業	61	36	電気事業・ガス事業	40	_	40
港湾整備事業	515	550	港湾整備事業	556	-	556
病院事業・介護サービス事業	2,779	2,414	病 院 事 業	2,865	_	2,865
市場事業・と畜場事業	934	128	介護サービス施設整備事業	22	-	22
地域開発事業	1,459	1,339	市場事業・と畜場事業	448	-	448
下 水 道 事 業	12,500	13,494	地 域 開 発 事 業	1,467	-	1,467
観光その他事業	42	130	下 水 道 事 業	14,994	-	14,994
			観光その他事業	71	-	71
h 음 함	76,707	84,658	슴 計	88,544	_	88,544
	70,707	04,000	ц н	00,044		00,544
公 営 企 業 借 換 債	300	_	公 営 企 業 借 換 債	2,000	-	2,000
臨 時 財 政 対 策 債	77,069	51,486	臨 時 財 政 対 策 債	28,332	-	28,332
退職手当債	4,900	5,700	退 職 手 当 債	5,900	-	5,900
国の予算等貸付金債	(1,185)	(1,819)	国の予算等貸付金債	(2,127)	_	(2,127)
₩\$ ⇒1.	(1,185)	(1,819)	<b>₩</b> \$ ⇒1.	(2,127)	-	(2,127)
総計	158,976	141,844	総計	124,776	-	124,776
公 的 資 金	64,980	57,670	公 的 資 金	45,730	-	45,730
(国の予算等貸付金)	(1,185)	(1,819)	(国の予算等貸付金)	(2,127)	-	(2,127)
民 間 等 資 金	93,996	84,174	民 間 等 資 金	79,046	-	79,046

#### その他同意(許可)の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する 減収補てん債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- (注) 国の予算等貸付金債の( )書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

資 135

資\_p131-139.indd 135

## 第134表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その1 国内総生産等 (単位 億円・%)

X	分	平 成 11年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20
国内総生産	産(名目)	4,995,442	5,041,188	4,936,447	4,898,752	4,937,475	4,984,906	5,031,867	5,109,376	5,156,510	4,941,987
国民所得 (要	素費用表示)	3,643,409	3,718,039	3,613,335	3,557,610	3,580,792	3,638,976	3,658,783	3,752,258	3,784,636	3,515,221
公 的	支 出	1,203,322	1,203,143	1,198,732	1,177,595	1,158,112	1,140,621	1,138,235	1,123,688	1,135,192	1,134,274
うち地方	の公的支出	712,399	680,293	666,760	649,901	624,788	612,525	593,654	581,864	576,490	568,864
総固定資本形成	<b></b> 成のうち民間分	895,030	927,768	873,448	830,432	853,334	899,172	942,880	985,763	979,475	931,145
うち企	業設備	690,786	724,526	688,294	651,154	673,970	715,037	759,010	798,259	813,449	767,101
	生 産 指 数 : 100、暦年)	93.9	99.2	92.5	91.4	94.1	98.7	100.0	104.5	107.4	103.8
	勿 価 指 数 100、暦年、	103.0	102.2	101.5	100.6	100.3	100.3	100.0	100.3	100.3	101.7

F	G				増		油	ζ		率					1	E H			**	ģ.		
<u>X</u>	分	1	1	12	13	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
国内総生産	(名目)	Δ	0.8	0.9	△ 2.1	△ 0.8	0.8	1.0	0.9	1.5	0.9	△ 4.2	100	101	99	98	99	100	101	102	103	99
国民所得(要素	素費用表示)		1.3	2.0	△ 2.8	△ 1.5	0.7	1.6	0.5	2.6	0.9	△ 7.1	100	102	99	98	98	100	100	103	104	96
公 的	支 出		1.0	△ 0.0	△ 0.4	△ 1.8	△ 1.7	△ 1.5	△ 0.2	△ 1.3	1.0	△ 0.1	100	100	100	98	96	95	95	93	94	94
うち地方の	)公的支出	Δ	1.2	△ 4.5	△ 2.0	△ 2.5	△ 3.9	△ 2.0	△ 3.1	△ 2.0	△ 0.9	△ 1.3	100	95	94	91	88	86	83	82	81	80
総固定資本形成の	のうち民間分		1.6	3.7	△ 5.9	△ 4.9	2.8	5.4	4.9	4.5	△ 0.6	△ 4.9	100	104	98	93	95	100	105	110	109	104
うち企	業 設 備		2.8	4.9	△ 5.0	△ 5.4	3.5	6.1	6.1	5.2	1.9	△ 5.7	100	105	100	94	98	104	110	116	118	111

<sup>(</sup>注) 1 鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ(93SNA、平成12年基準)に よる。

<sup>2</sup> 公的支出=政府最終消費支出+公的総固定資本形成+公的企業在庫品増加

## 第134表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移 (つづき)

その2 予算及び地方財政計画等(当初)

(単位 百万円・%)

Į.	☑ 分	平 成 10年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
国	の一般会計	77,669,179	81,860,122	84,987,053	82,652,379	81,229,993	81,789,078	82,110,925	82,182,918	79,686,024	82,908,808	83,061,340
財』	<b>枚投融資計画</b>	49,959,200	52,899,200	44,495,500	32,547,200	26,792,000	23,411,500	20,489,400	17,151,800	15,004,600	14,162,200	13,868,900
地	方財政計画	87,096,400	88,531,600	88,930,000	89,307,100	87,566,600	86,210,700	84,666,900	83,768,700	83,150,800	83,126,100	83,401,400
	給 与 費	23,313,700	23,597,200	23,578,300	23,571,400	23,625,400	23,369,600	22,938,200	22,668,400	22,527,300	22,467,500	22,167,800
うち	投資的経費	29,218,300	29,478,800	28,418,700	27,170,500	24,598,500	23,286,800	21,328,300	19,676,100	16,888,900	15,232,800	14,815,100
	うち普通 建設事業費	29,048,800	29,315,900	28,243,200	26,984,000	24,436,500	23,107,700	21,156,700	19,507,900	16,717,300	15,113,800	14,693,800
地	方債計画	(17,400) 16,094,000	(17,400) 16,397,000	(40,400) 16,310,600	(40,400) 16,499,800	(26,800) 16,523,900	(22,900) 18,484,500	(21,900) 17,484,300	(21,300) 15,536,600	(50,100) 13,946,600	(43,700) 12,510,800	(212,700) 12,477,600

<sup>(</sup>注) ( ) 書きは、平成17年度までは公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって、外書である。

なお、平成18年度以降は災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とする国の予算貸付金債であって、公有林整備事業債及び草地開発事業債は国の予算貸付金債に含まれている。

	<del></del>	, rs				ţ	曽		減		33	<u> </u>						指				数			
].	X	分		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
国(	の –	一般会言	†	0.4	5.4	3.8	△ 2.7	△ 1.7	0.7	0.4	0.1	△ 3.0	4.0	0.2	100	105	109	106	105	105	106	106	103	107	107
財政	攺投	融資計画	EÍ .	△ 2.7	5.9	△15.9	△26.9	△17.7	△12.6	△12.5	△16.3	△12.5	△ 5.6	△ 2.1	100	106	89	65	54	47	41	34	30	28	28
地	方則	才政計画	EI .	0.0	1.6	0.5	0.4	△ 1.9	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.1	△ 0.7	△ 0.0	0.3	100	102	102	103	101	99	97	96	95	95	96
	給	与 耋	彭	0.9	1.2	△ 0.1	△ 0.0	0.2	△ 1.1	△ 1.8	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.3	△ 1.3	100	101	101	101	101	100	98	97	97	96	95
うち	投	資的経費	割	△ 6.0	0.9	△ 3.6	△ 4.4	△ 9.5	△ 5.3	△ 8.4	△ 7.7	△14.2	△ 9.8	△ 2.7	100	101	97	93	84	80	73	67	58	52	51
	   う  建	ち 普 追 設事業費	重	△ 6.0	0.9	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4	△ 5.4	△ 8.4	△ 7.8	△14.3	△ 9.6	△ 2.8	100	101	97	93	84	80	73	67	58	52	51
地	方	債 計 画	E I	△ 7.3	1.9	△ 0.5	1.2	0.1	11.9	△ 5.4	△11.1	△10.2	△10.3	△ 0.3	100	102	101	103	103	115	109	97	87	78	78

# 第134表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移 (つづき)

その3 決算額 (総括) (単位 百万円・%)

X	分	平成10年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
国の一般	安計歳入	89,782,693	94,376,336	93,361,027	86,903,038	87,289,021	85,622,807	88,897,515	89,000,271	84,412,713	84,553,478	89,208,229
玉	税	51,197,738	49,213,861	52,720,869	49,968,445	45,844,234	45,369,370	48,102,930	52,290,502	54,116,855	52,655,804	45,830,885
j =	ち法人税	11,423,194	10,795,084	11,747,194	10,257,790	9,523,437	10,115,194	11,443,691	13,273,567	14,917,877	14,744,398	10,010,600
国の一般	<b>公</b> 会計歳出	84,391,798	89,037,431	89,321,049	84,811,128	83,674,289	82,415,970	84,896,776	85,519,592	81,445,480	81,842,570	84,697,395
普通会	計歳入	102,868,902	104,006,504	100,275,101	100,004,082	97,170,222	94,887,025	93,442,236	92,936,469	91,528,325	91,181,397	92,213,459
— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	改 財 源	54,566,259	57,139,120	58,857,045	57,424,333	54,461,192	52,435,236	52,827,821	55,130,096	57,046,006	56,496,106	56,182,542
地	方 税	35,922,183	35,026,119	35,546,434	35,548,783	33,378,518	32,665,727	33,538,805	34,804,409	36,506,160	40,266,817	39,558,526
普通会	計歳出	100,197,545	101,629,110	97,616,360	97,431,688	94,839,418	92,581,841	91,247,914	90,697,342	89,210,597	89,147,615	89,691,477
義 務	的 経 費	44,452,997	45,716,242	45,319,988	46,133,675	46,173,123	46,122,063	46,171,414	46,855,310	46,175,623	46,435,936	46,222,026
人	件 費	27,045,079	27,047,484	26,877,474	26,838,319	26,394,220	25,932,276	25,613,293	25,264,252	25,135,319	25,256,303	24,605,245
投 資	的 経 費	28,855,571	26,814,817	24,433,530	22,972,793	21,187,981	18,570,791	16,848,513	15,828,878	14,797,472	13,882,058	13,177,947
普通	建設事業費	28,287,444	26,111,902	23,901,749	22,531,237	20,824,161	18,250,343	16,336,661	15,104,285	14,282,915	13,524,300	12,987,873
国と地方	の歳出純計	156,383,071	163,241,056	159,031,054	153,304,002	150,852,091	147,151,585	149,844,995	150,644,425	147,812,066	149,237,559	150,479,040
租税	総 額	87,119,922	84,239,980	88,267,303	85,517,229	79,222,752	78,035,098	81,641,735	87,094,911	90,623,016	92,922,621	85,389,411

- (注) 1 国の一般会計歳入・歳出及び租税総額は、財務省資料による。
  - 2 国税は、租税(一般会計分、特別会計分)及び印紙収入の合計額である。

G A			j	曾		減		N	K						指				数			
区 分	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
国の一般会計歳入	12.0	5.1	△ 1.1	△ 6.9	0.4	△ 1.9	3.8	0.1	△ 5.2	0.2	5.5	100	105	104	97	97	95	99	99	94	94	99
国 税	△ 7.9	△ 3.9	7.1	△ 5.2	△ 8.3	△ 1.0	6.0	8.7	3.5	△ 2.7	△ 13.0	100	96	103	98	90	89	94	102	106	103	90
うち法人税	△ 15.2	△ 5.5	8.8	△ 12.7	△ 7.2	6.2	13.1	16.0	12.4	△ 1.2	△ 32.1	100	95	103	90	83	89	100	116	131	129	88
国の一般会計歳出	7.5	5.5	0.3	△ 5.0	△ 1.3	△ 1.5	3.0	0.7	△ 4.8	0.5	3.5	100	106	106	100	99	98	101	101	97	97	100
普通会計歳入	3.0	1.1	△ 3.6	△ 0.3	△ 2.8	△ 2.3	△ 1.5	△ 0.5	△ 1.5	△ 0.4	1.1	100	101	97	97	94	92	91	90	89	89	90
一般財源	0.4	4.7	3.0	△ 2.4	△ 5.2	△ 3.7	0.7	4.4	3.5	△ 1.0	△ 0.6	100	105	108	105	100	96	97	101	105	104	103
地 方 税	△ 0.6	△ 2.5	1.5	0.0	△ 6.1	△ 2.1	2.7	3.8	4.9	10.3	△ 1.8	100	98	99	99	93	91	93	97	102	112	110
普通会計歳出	2.6	1.4	△ 3.9	△ 0.2	△ 2.7	△ 2.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	0.6	100	101	97	97	95	92	91	91	89	89	90
義務的経費	2.5	2.8	△ 0.9	1.8	0.1	△ 0.1	0.1	1.5	△ 1.5	0.6	△ 0.5	100	103	102	104	104	104	104	105	104	104	104
人 件 費	0.4	0.0	△ 0.6	△ 0.1	△ 1.7	△ 1.8	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.5	0.5	△ 2.6	100	100	99	99	98	96	95	93	93	93	91
投 資 的 経 費	2.1	△ 7.1	△ 8.9	△ 6.0	△ 7.8	△ 12.4	△ 9.3	△ 6.1	△ 6.5	△ 6.2	△ 5.1	100	93	85	80	73	64	58	55	51	48	46
普通建設事業費	1.9	△ 7.7	△ 8.5	△ 5.7	△ 7.6	△ 12.4	△ 10.5	△ 7.5	△ 5.4	△ 5.3	△ 4.0	100	92	84	80	74	65	58	53	50	48	46
国と地方の歳出純計	5.1	4.4	△ 2.6	△ 3.6	△ 1.6	△ 2.5	1.8	0.5	△ 1.9	1.0	0.8	100	104	102	98	96	94	96	96	95	95	96
租 税 総 額	△ 5.1	△ 3.3	4.8	△ 3.1	△ 7.4	△ 1.5	4.6	6.7	4.1	2.5	△ 8.1	100	97	101	98	91	90	94	100	104	107	98



# 第134表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移(つづき)

その4 決算額(都道府県、市町村)

(単位 百万円・%)

	X	分	平成10年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	成歳	入	55,503,347	55,079,188	54,414,878	53,962,473	51,464,203	49,811,034	48,995,491	48,694,518	48,438,201	48,245,874	48,045,817
		一般財源	26,638,816	27,838,145	29,623,015	28,849,588	26,750,181	25,929,932	26,482,113	28,087,026	29,610,855	29,328,343	28,589,124
		地方税	17,237,391	16,432,987	17,456,122	17,406,306	15,556,230	15,425,989	16,306,851	17,137,360	18,345,200	20,793,974	20,012,065
都道		うち法人 事 業 税	4,211,333	3,703,668	3,918,008	4,101,813	3,452,746	3,629,295	4,123,309	4,698,368	5,362,677	5,607,734	5,202,621
一府	歳	出	54,627,111	54,191,185	53,399,328	52,922,242	50,503,923	48,917,026	48,193,452	47,873,301	47,535,945	47,488,298	47,348,951
県		義務的経費	22,386,796	22,905,747	23,394,753	23,731,988	23,597,187	23,042,441	22,886,058	23,183,654	22,739,496	22,519,217	22,329,115
		人 件 費	15,934,432	15,895,545	15,791,464	15,797,848	15,629,637	15,344,347	15,217,601	15,008,561	15,011,336	15,086,939	14,729,715
		投資的経費	16,833,434	15,687,533	14,082,904	13,004,846	11,985,291	10,603,526	9,601,611	9,061,664	8,404,376	7,736,078	7,202,306
		普通建設 事 業 費	16,463,065	15,226,366	13,736,243	12,724,095	11,750,675	10,398,069	9,292,358	8,559,253	8,065,535	7,503,000	7,074,676
	歳	入	54,175,770	55,507,450	52,804,183	52,938,099	51,796,561	51,195,752	50,650,037	50,478,606	49,361,930	49,499,476	50,213,527
		一般財源	29,971,648	31,234,617	31,653,845	30,983,176	29,450,753	28,333,778	28,361,304	28,981,918	29,436,021	29,160,840	29,365,170
		地方税	18,684,792	18,593,132	18,090,312	18,142,477	17,822,288	17,239,738	17,231,954	17,667,049	18,160,960	19,472,842	19,546,461
市	歳	出	52,380,648	54,018,059	51,160,992	51,405,936	50,426,038	49,784,576	49,257,753	49,060,696	47,946,457	48,223,270	48,388,411
町・		義務的経費	22,194,428	22,930,210	22,054,002	22,517,989	22,680,070	23,177,763	23,379,736	23,762,647	23,522,860	23,999,815	23,971,756
าบ		人 件 費	11,110,647	11,151,939	11,086,010	11,040,471	10,764,582	10,587,929	10,395,692	10,255,691	10,123,983	10,169,364	9,875,530
		投資的経費	13,792,006	12,811,833	11,753,585	11,242,859	10,367,383	8,983,260	8,142,567	7,594,132	7,115,616	6,768,467	6,554,239
		普通建設 事 業 費	13,509,750	12,455,628	11,505,621	11,048,447	10,209,150	8,837,387	7,892,320	7,270,119	6,872,533	6,602,388	6,470,337

		. 13				j	曾			油	<b></b>		22	<u> </u>									指				数			
	X	分	10	1	1	12	13		14	1	5	16	17	1	8	19	9	20	1	0	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	歳	入	4.9	Δ	0.8	△ 1.2	△ 0.	8	△ 4.6	Δ	3.2	△ 1.6	△ 0.6	Δ	0.5	Δ	0.4	Δ (	.4 1	00	99	98	97	93	90	88	88	87	87	87
		一般財源	2.3		4.5	6.4	△ 2.	6	△ 7.3		3.1	2.1	6.1		5.4		1.0	Δ 2	.5 1	00	105	111	108	100	97	99	105	111	110	107
		地方税	2.2	Δ	4.7	6.2	△ 0.	3	△ 10.6	Δ	0.8	5.7	5.1		7.0	]	13.3	Δ 3	.8 1	00	95	101	101	90	89	95	99	106	121	116
都道		うち法人 事 業 税	△ 12.8		12.1	5.8	4.	7	△ 15.8		5.1	13.6	13.9		14.1		4.6	△ 7	.2 1	00	88	93	97	82	86	98	112	127	133	124
理	歳	出	4.9		0.8	△ 1.5	△ 0.	9	△ 4.6		3.1	△ 1.5	△ 0.7	Δ	0.7	Δ	0.1	Δ (	.3 1	00	99	98	97	92	90	88	88	87	87	87
県		義務的経費	1.7		2.3	2.1	1.	4	△ 0.6	Δ	2.4	△ 0.7	1.3	Δ	1.9	Δ	1.0	Δ (	.8 1	00	102	105	106	105	103	102	104	102	101	100
		人 件 費	0.1	Δ	0.2	△ 0.7	0.	0	△ 1.1	Δ	1.8	△ 0.8	△ 1.4		0.0		0.5	Δ 2	.4 1	00	100	99	99	98	96	96	94	94	95	92
		投資的経費	4.9	Δ	6.8	△ 10.2	△ 7.	7	△ 7.8		11.5	△ 9.4	△ 5.6	Δ	7.3	Δ	8.0	Δ 6	.9 1	00	93	84	77	71	63	57	54	50	46	43
		普通建設 事 業 費	4.6	Δ	7.5	△ 9.8	△ 7.	4	△ 7.7		11.5	△ 10.6	△ 7.9	Δ	5.8	Δ	7.0	△ 5	.7 1	00	92	83	77	71	63	56	52	49	46	43
	歳	入	2.6		2.5	△ 4.9	0.	3	△ 2.2	Δ	1.2	△ 1.1	△ 0.3	Δ	2.2		0.3	1	.4 1	00	102	97	98	96	94	93	93	91	91	93
		一般財源	1.7		4.2	1.3	△ 2.	1	△ 4.9	Δ	3.8	0.1	2.2		1.6	Δ	0.9	0	.7 1	00	104	106	103	98	95	95	97	98	97	98
		地 方 税	△ 3.1		0.5	△ 2.7	0.	3	△ 1.8	Δ	3.3	△ 0.0	2.5		2.8		7.2	C	.4 1	00	100	97	97	95	92	92	95	97	104	105
市	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	出	1.9		3.1	△ 5.3	0.	5	△ 1.9		1.3	△ 1.1	△ 0.4	Δ	2.3		0.6	0	.3 1	00	103	98	98	96	95	94	94	92	92	92
町・	ĺ	義務的経費	3.4		3.3	△ 3.8	2.	1	0.7		2.2	0.9	1.6	Δ	1.0		2.0	Δ (	.1 1	00	103	99	101	102	104	105	107	106	108	108
173		人 件 費	0.9		0.4	△ 0.6	△ 0.	4	△ 2.5	Δ	1.6	△ 1.8	△ 1.3	Δ	1.3		0.4	Δ 2	.9 1	00	100	100	99	97	95	94	92	91	92	89
		投資的経費	△ 1.1		7.1	△ 8.3	△ 4.	3	△ 7.8		13.4	△ 9.4	△ 6.7	Δ	6.3		4.9	Δ 3	.2 1	00	93	85	82	75	65	59	55	52	49	48
		普通建設事 業費	△ 1.3	Δ	7.8	△ 7.6	△ 4.	0	△ 7.6	Δ]	13.4	△ 10.7	△ 7.9	Δ	5.5	Δ	3.9	Δ 2	.0 1	00	92	85	82	76	65	58	54	51	49	48

資 139

## 第135表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

		実質赤	字比率	連結実質赤字比率		実質公債	責費比率	将来負	担比率	合 計		合計 (純計)	
区分	団体数	平 成 20年度	平 成 19年度										
都道府具	47	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	-	-
政令指定都定	ī 18	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
市	788	2 (1)	2 (1)	2 (1)	9 (2)	5 (1)	8 (1)	2	3	11 (3)	22 (4)	6 (1)	15 (2)
町木	992	_	_	_	2	15	25 (1)	1	2	16	29 (1)	16	28 (1)
合 計	1,845	2 (1)	2 (1)	2 (1)	11 (2)	20 (1)	33 (2)	3	5	27 (3)	51 (5)	22 (1)	43 (3)

- (注) 1 団体数及び各数値は、「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」(平成21年11月30日総務省公表)による。 (以下、第136表から第138表において同じ。)
  - 2 ( ) 内の数値は、財政再生基準 (連結実質赤字比率については、平成21年度に適用される40%) 以上である団体数であり、内数である。
  - 3 将来負担比率には、財政再生基準はない。



# 第136表 団体別健全化判断比率の状況

その1 都道府県 (単位 %)

. • / 1	市地区门外					(平)匹
	区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北	海	道	-	-	22.3	346.0
青	森	県	_	_	16.6	233.4
岩	手	県	_	_	14.8	312.4
宮	城	県	_	_	14.7	277.1
秋	田	県	_	_	14.2	263.9
Щ	形	県	_	_	14.8	269.6
福	島	県	_	_	12.7	200.6
茨	城	県	_	_	14.4	288.7
栃	木	県	_	_	12.7	165.8
群	馬	県	_	_	9.5	198.6
埼	玉	県	_	_	12.5	241.7
千	葉	県	_	_	11.7	218.9
東	京	都	_	_	5.5	63.8
神	奈 川	県	_	_	8.9	206.9
新	潟	県	_	_	16.8	281.0
富	山	県	_	_	16.9	276.2
石	Л	県	_	_	14.4	270.7
福	井	県	_	_	13.3	234.6
Щ	梨	県	_	_	12.9	247.1
長	野	県	_	_	15.9	221.4
岐	阜	県	_	_	17.6	249.8
静	岡	県	_	_	11.7	248.1
愛	知	県	_	_	10.8	227.4
Ξ	重	県	_	_	12.6	190.9
滋	賀	県	_	_	13.5	257.6
京	都	府	_	_	11.3	245.2
大	阪	府	_	_	16.6	288.6
兵	庫	県	_	_	19.9	360.1
奈	良	県	_	_	11.8	252.2
和	歌山	県	_	_	10.1	207.1
鳥	取	県	_	_	11.0	153.7
島	根	県	_	_	17.9	225.4
岡	山	県	_	_	14.8	253.8
広	島	県		_		257.8
Ш	口	県			15.5 11.8	237.1
徳	島	県			19.0	276.5
			_	_		
香	川 媛	県	_	_	14.8	234.8 199.6
愛		県	_	_	17.2	
高	知	県	_	_	16.1	193.6
福	岡	県	_	_	13.9	255.4
佐巨	賀	県	_	_	14.9	159.3
長	崎	県	_	_	10.1	201.2
熊	本	県	_	_	13.0	231.8
大	分	県	_	_	12.8	212.4
宮	崎	県	_	_	12.6	194.3
鹿	児 島	県	_	_	15.3	272.6
沖	縄	県	-	_	11.2	129.7
平	<u> </u>	均	_	_	12.8	219.3

<sup>(</sup>注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。

資 141

<sup>2</sup> 平均値は加重平均である。

## 第136表 団体別健全化判断比率の状況 (つづき)

その2 市区町村(政令指定都市を含む)

(単位 %)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札 幌 市	_	_	10.8	147.2
仙 台 市	_	_	12.2	169.8
さいたま市	_	_	7.9	60.6
千 葉 市	_	_	20.1	309.6
横 浜 市	_	_	20.2	261.1
川 崎 市	_	_	15.6	133.9
新 潟 市	_	_	11.2	136.2
静       市	_	_	12.2	116.7
浜 松 市	_	_	12.8	89.9
名 古 屋 市	_	_	13.5	224.9
京 都 市	0.87	8.63	12.0	240.0
大 阪 市	_	_	10.7	245.7
堺 市	_	_	6.9	81.1
神 戸 市	_	_	15.1	176.6
岡 山 市	_	_	17.6	154.0
広 島 市	_	_	15.6	256.4
北九州市	_	_	8.0	171.8
福 岡 市	_	_	17.8	254.0
政令指定都市平均	_	_	13.8	198.4
市区平均	_	_	10.8	76.7
町 村 平 均	_	_	14.4	80.6
市区町村平均	_	_	11.8	100.9

- (注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。
  - 2 平均値は加重平均である。
  - 3 「市区町村平均」には、政令指定都市を含んでいる。

### 第137表 項目別将来負担額等の状況

(単位 百万円)

	区 分	都 道 府 県	政令指定都市	市区	町 村	合 計
1	一般会計等に係る地方債の現在高	84,535,447	18,726,472	31,644,090	6,739,240	141,645,249
2	債務負担行為に基づく支出予定額	2,063,080	605,978	2,054,618	240,473	4,964,149
3	公営企業債等繰入見込額	3,875,637	5,523,287	13,867,592	2,864,396	26,130,911
4	組合等負担等見込額	136,740	63,618	1,309,693	524,290	2,034,341
5	退職手当負担見込額	14,869,186	1,790,054	6,577,508	1,221,211	24,457,959
6	設立法人の負債額等負担見込額	1,207,267	717,760	773,683	69,998	2,768,709
7	連結実質赤字額	-	30,581	66,257	3,863	100,701
8	組合等連結実質赤字額負担見込額	8,220	2,558	11,979	3,824	26,580
9	充当可能基金	7,035,833	1,939,793	6,532,803	2,048,382	17,556,811
10	充当可能特定歲入	4,316,557	4,716,634	6,133,798	531,532	15,698,520
11	1~4に係る基準財政需要額算入見 込額	42,231,292	10,895,512	30,282,748	6,460,410	89,869,962
12	標準財政規模	28,173,826	5,947,743	20,070,084	3,900,295	58,091,948
13	算入公債費等の額	3,957,093	954,988	2,676,345	644,882	8,233,309

(注) 将来負担比率の算式は、 $(1\sim8$ の合計値(将来負担額)  $-9\sim11$ の合計値(充当可能財源等)] /(12-13) である。

# 第138表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況

(単位 会計)

区 分	都 道 府 県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	合 計
水 道 事 業	- / 26	- / 18	2 / 1,247	- / 99	2 / 1,390
簡易水道事業	- / 1	- / 6	4 / 908	- / 3	4 / 918
工業用水道事業	- / 41	- / 8	- / 94	- / 8	- / 151
交 通 事 業	- / 3	3 / 20	7 / 68	- / 4	10 / 95
電 気 事 業	- / 28	- / 4	- / 28	- / 3	- / 63
ガ ス 事 業	- / -	- / 1	- / 30	- / 1	- / 32
港湾整備事業	- / 32	- / 4	- / 36	- / 6	- / 78
病 院 事 業	- / 48	- / 18	8 / 512	2 / 80	10 / 658
市場事業	- / 8	1 / 18	2 / 138	- / 11	3 / 175
と 畜 場 事 業	- / 2	- / 6	1 / 44	- / 13	1 / 65
宅 地 造 成 事 業	- / 53	- / 24	9 / 444	3 / 8	12 / 529
下 水 道 事 業	- / 45	- / 27	6 / 2,616	- / 22	6 / 2,710
観光施設事業	- / 5	- / 6	12 / 325	- / 2	12 / 338
その他事業	- / 17	- / -	1 / 83	- / 43	1 / 143
合 計	- / 309	4 / 160	52 / <b>6,573</b>	5 / <b>303</b>	61 / <b>7,345</b>

<sup>(</sup>注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

# 昭和60年度以降の市町村合併の実績及び予定

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月1日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和 62 年 11 月 30 日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、富里町、大穂町	新設
昭和63年1月31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成3年4月1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成3年5月1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成4年3月3日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成 4 年 4 月 1 日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成5年7月1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成6年11月1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成7年9月1日	茨城県	鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
平成7年9月1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成13年1月1日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡黒埼町	編入
平成 13 年 1 月 21 日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成 13 年 4 月 1 日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成 13 年 5 月 1 日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成 13 年 11 月 15 日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成14年4月1日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成14年11月1日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡茎崎町	編入
平成 15 年 2 月 3 日	広島県	福山市	福山市、沼隅郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成15年3月1日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成 15 年 3 月 1 日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成15年4月1日	宮城県	加美町	加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成15年4月1日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成 15 年 4 月 1 日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草 町、同郡櫛形町、同郡甲西町	新設
平成15年4月1日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成 15 年 4 月 1 日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成15年4月1日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成15年4月1日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成 15 年 4 月 1 日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成 15 年 4 月 1 日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、 同郡深田村	新設
平成 15 年 4 月 21 日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成 15 年 5 月 1 日	岐阜県	瑞穂市	本巣郡穂積町、同郡巣南町	新設
平成 15 年 6 月 6 日	千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成15年7月7日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 15 年 8 月 20 日	愛知県	田原市	渥美郡田原町、同郡赤羽根町	編入
平成 15 年 9 月 1 日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設
平成 15 年 11 月 15 日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡河口湖町、同郡勝山村、同郡足和田村	新設
平成 15 年 12 月 1 日	三重県	いなべ市	員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成 16 年 2 月 1 日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成16年3月1日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、 同郡新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、 同郡羽茂町、同郡赤泊村	新設
平成 16 年 3 月 1 日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成 16 年 3 月 1 日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成16年3月1日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、 同郡美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成 16 年 3 月 1 日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、 同郡馬瀬村	新設
平成16年3月1日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土里町、同郡高 宮町、同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	下県郡厳原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成16年3月1日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成 16 年 3 月 31 日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成 16 年 4 月 1 日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成16年4月1日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成16年4月1日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ケ島町、同郡中伊豆町	新設
平成16年4月1日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成16年4月1日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成16年4月1日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成16年4月1日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成 16 年 4 月 1 日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同 郡吉舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成16年4月1日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成16年4月1日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成16年4月1日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、西宇和郡三瓶町	新設
平成16年7月1日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成16年8月1日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成 16 年 8 月 1 日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成 16 年 8 月 1 日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡 有川町、同郡奈良尾町	新設
平成 16 年 9 月 1 日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成16年9月1日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碕町	新設
平成 16 年 9 月 13 日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設
平成 16 年 9 月 21 日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設
平成16年10月1日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成16年10月1日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、 同郡磯部町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 16 年 10 月 1 日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、 同郡信楽町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同郡会見町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	江津市	江津市、邑智郡桜江町	編入
平成16年10月1日	島根県	美郷町	邑智郡邑智町、同郡大和村	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	邑南町	邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	島根県	隠岐の島町	[ 隐岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
平成16年10月1日	岡山県	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同郡備中町	新設
平成16年10月1日	岡山県	吉備中央町	御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	広島県	世羅町	世羅郡甲山町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	広島県	安芸太田町	山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	山口県	周防大島町	大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橘町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	徳島県	吉野川市	麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成 16 年 10 月 1 日	愛媛県	上島町	越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	愛南町	南宇和郡内海村、同郡御莊町、同郡城辺町、同郡一本 松町、同郡西海町	新設
平成 16 年 10 月 1 日	高知県	いの町	吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成 16 年 10 月 4 日	山口県	光市	光市、熊毛郡大和町	新設
平成 16 年 10 月 12 日	山梨県	笛吹市	東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代 町、同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成 16 年 10 月 12 日	鹿児島県	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村、同郡鹿島村	新設
平成 16 年 10 月 16 日	茨城県	常陸大宮市	那珂郡大宫町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、 東茨城郡御前山村	編入
平成 16 年 10 月 25 日	岐阜県	恵那市	惠那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村、同郡上矢作町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	秋田県	美郷町	仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成16年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成 16 年 11 月 1 日	茨城県	日立市	日立市、多賀郡十王町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	新潟県	魚沼市	北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡 広神村、同郡守門村、同郡入広瀬村	新設
平成 16 年 11 月 1 日	新潟県	南魚沼市	南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	富山県	砺波市	砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	富山県	南砺市	東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、 同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光 町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	山梨県	北杜市	北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂 町、同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設
平成 16 年 11 月 1 日	岐阜県	各務原市	各務原市、羽島郡川島町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	三重県	伊賀市	上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、 同郡大山田村、名賀郡青山町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	兵庫県	丹波市	氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、 同郡山南町、同郡市島町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	鳥取県	鳥取市	鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、 同郡用瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、 同郡青谷町	編入

資 146

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 16 年 11 月 1 日	島根県	益田市	益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	島根県	雲南市	大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀 屋町、同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	岡山県	瀬戸内市	邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成16年11月1日	広島県	江田島市	安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大 柿町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	山口県	宇部市	宇部市、厚狭郡楠町	編入
平成 16 年 11 月 1 日	愛媛県	西条市	西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	熊本県	美里町	下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成 16 年 11 月 1 日	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入 町、日置郡松元町、同郡郡山町	編入
平成 16 年 11 月 5 日	広島県	神石高原町	神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成16年12月1日	北海道	函館市	函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡椴法華村、 茅部郡南茅部町	編入
平成 16 年 12 月 1 日	茨城県	常陸太田市	常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同郡水府村、同郡里美 村	編入
平成 16 年 12 月 5 日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村	編入
平成 16 年 12 月 6 日	三重県	桑名市	桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町	新設
平成17年1月1日	青森県	十和田市	十和田市、上北郡十和田湖町	新設
平成17年1月1日	栃木県	那須塩原市	黒磯市、那須郡西那須野町、同郡塩原町	新設
平成17年1月1日	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村、同郡境町	新設
平成17年1月1日	埼玉県	飯能市	飯能市、入間郡名栗村	編入
平成17年1月1日	新潟県	上越市	上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、西頸城郡名立町	編入
平成17年1月1日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
平成17年1月1日	長野県	長野市	長野市、更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村、 同郡鬼無里村	編入
平成17年1月1日	三重県	松阪市	松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、 同郡飯高町	新設
平成 17年 1 月 1 日	滋賀県	高島市	高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇 川町、同郡高島町、同郡新旭町	新設
平成17年1月1日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成17年1月1日	島根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成17年1月1日	愛媛県	砥部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成17年1月1日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡日吉村	新設
平成17年1月1日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成17年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、 同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町、同郡呼子町	新設
平成17年1月1日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設
平成17年1月1日	熊本県	芦北町	葦北郡田浦町、同郡芦北町	新設
平成17年1月1日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町	編入
平成17年1月1日	大分県	臼杵市	臼杵市、大野郡野津町	新設
平成17年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、 同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町	編入
平成 17年 1 月 11 日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成 17年 1 月 11 日	三重県	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町	新設
平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成 17 年 1 月 11 日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 1 月 15 日	熊本県	宇城市	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡 小川町、同郡豊野町	新設
平成 17 年 1 月 15 日	熊本県	山鹿市	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同 郡鹿央町	新設
平成 17 年 1 月 16 日	愛媛県	今治市	今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡関前村	新設
平成 17 年 1 月 17 日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成17年1月21日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入
平成17年1月24日	福岡県	福津市	宗像郡福間町、同郡津屋崎町	新設
平成17年1月31日	岐阜県	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬 村、同郡藤橋村、同郡坂内村	新設
平成17年2月1日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成17年2月1日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設
平成 17 年 2 月 1 日	石川県	白山市	松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村	新設
平成17年2月1日	石川県	能美市	能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町	新設
平成17年2月1日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設
平成 17年2月1日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡荘川村、 同郡宮村、同郡久々野町、同郡朝日村、同郡高根村、 吉城郡国府町、同郡上宝村	編入
平成17年2月1日	大阪府	堺市	堺市、南河内郡美原町	編入
平成17年2月1日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成17年2月1日	広島県	北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成 17 年 2 月 1 日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成17年2月5日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城 島町、同郡三潴町	編入
平成17年2月7日	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同 郡武儀町、同郡上之保村	編入
平成17年2月7日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成17年2月7日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町、豊田郡安芸津町	編入
平成 17年2月11日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、 同郡車力村	新設
平成 17 年 2 月 11 日	千葉県	鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成 17年2月11日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛 東町、同郡湖東町	新設
平成 17 年 2 月 11 日	熊本県	阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成 17 年 2 月 11 日	熊本県	山都町	上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成17年2月13日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成17年2月13日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設
平成 17 年 2 月 13 日	岐阜県 (長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、 同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村、(長野県木曽郡 山口村)	編入
平成 17 年 2 月 13 日	山口県	下関市	下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同 郡豊北町	新設
平成 17 年 2 月 13 日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成 17 年 2 月 14 日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成 17 年 2 月 14 日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成17年2月21日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大畠町	新設
平成 17 年 2 月 28 日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町	新設
平成 17 年 2 月 28 日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、 久米郡久米町	編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月1日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、	新設
			同郡船引町	
平成17年3月1日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成17年3月1日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成17年3月1日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成17年3月1日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成17年3月1日	岡山県	鏡野町	苦田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成17年3月1日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成 17 年 3 月 1 日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一宇村	新設
平成17年3月1日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢 村、同郡木頭村	新設
平成17年3月1日	佐賀県	小城市	小城郡小城町、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成17年3月1日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成17年3月1日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯 盛町、同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成17年3月1日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬渓町、同郡耶馬渓 町、同郡山国町	編入
平成17年3月3日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、 同郡宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、 同郡蒲江町	新設
平成17年3月6日	山口県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、 同郡須佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成 17 年 3 月 7 日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	新設
平成 17 年 3 月 14 日	青森県	むつ市	むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成 17 年 3 月 19 日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成 17 年 3 月 20 日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成17年3月20日	広島県	呉市	呉市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田 郡安浦町、同郡豊浜町、同郡豊町	編入
平成 17 年 3 月 20 日	福岡県	うきは市	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	新設
平成 17 年 3 月 21 日	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横 越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同 郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村、同郡中之口村、 新津市	編入
平成 17年 3月21日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成17年3月22日	秋田県	由利本荘市	本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同 郡西目町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、 同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設
平成17年3月22日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川 町	新設
平成17年3月22日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設
平成17年3月22日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成17年3月22日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成 17年 3月22日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成17年3月22日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成17年3月22日	鳥取県	倉吉市	倉吉市、東伯郡関金町	編入
平成17年3月22日	島根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖 陵町、同郡大社町	新設
平成17年3月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成 17 年 3 月 22 日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
1				

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 3 月 22 日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成17年3月22日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成17年3月22日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江 村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成 17 年 3 月 22 日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	鹿児島県	湧水町	姶良郡栗野町、同郡吉松町	新設
平成 17 年 3 月 22 日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同郡市浦村	新設
平成17年3月28日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平舘村、同郡三厩村	新設
平成17年3月28日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成17年3月28日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成 17 年 3 月 28 日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	茨城県	かすみがうら市	新治郡霞ヶ浦町、同郡千代田町	新設
平成 17 年 3 月 28 日		取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成 17 年 3 月 28 日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
		太田市		新設
平成17年3月28日	群馬県		太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡藪塚本町	
平成17年3月28日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成17年3月28日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	広島県	尾道市	尾道市、御調郡御調町、同郡向島町	編入
平成 17 年 3 月 28 日	愛媛県	八幡浜市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設
平成 17 年 3 月 28 日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡大島村	編入
平成 17年 3月28日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	八戸市	八戸市、三戸郡南郷村	編入
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	深浦町	西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成 17 年 3 月 31 日	青森県	東北町	上北郡上北町、同郡東北町	新設
平成17年3月31日	福井県	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	八頭町	八頭郡郡家町、同郡船岡町、同郡八東町	新設
平成17年3月31日	島根県	松江市	松江市、八東郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、 同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町、同郡八東町	新設
平成 17年 3月31日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同 郡哲西町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八束村、同郡中和村	新設
平成 17年 3月31日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東粟倉村、同郡美 作町、同郡作東町、同郡英田町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、 同郡口和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成 17 年 3 月 31 日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成17年3月31日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、 同郡大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 3 月 31 日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成17年4月1日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成17年4月1日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、 同郡豊里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、 本吉郡津山町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一追町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡志波姫町、同郡花山村	新設
平成17年4月1日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成17年4月1日	宮城県	石巻市	石卷市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃生町、同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成17年4月1日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成17年4月1日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松 代町、同郡松之山町	新設
平成17年4月1日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成17年4月1日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成17年4月1日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曽郡楢川村	編入
平成17年4月1日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成17年4月1日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村、同郡望月 町	新設
平成17年4月1日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成17年4月1日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入
平成17年4月1日	静岡県	磐田市	磐田市、磐田郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村	新設
平成17年4月1日	静岡県	掛川市	掛川市、小笠郡大須賀町、同郡大東町	新設
平成17年4月1日	静岡県	袋井市	袋井市、磐田郡浅羽町	新設
平成17年4月1日	静岡県	伊豆の国市	田方郡伊豆長岡町、同郡韮山町、同郡大仁町	新設
平成17年4月1日	静岡県	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町、同郡賀茂村	新設
平成17年4月1日	愛知県	稲沢市	稲沢市、中島郡祖父江町、同郡平和町	編入
平成17年4月1日	愛知県	一宮市	一宮市、尾西市、葉栗郡木曽川町	編入
平成17年4月1日	愛知県	愛西市	海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町	新設
平成 17年4月1日	愛知県	豊田市	豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助 町、同郡下山村、同郡旭町、同郡稲武町	編入
平成17年4月1日	京都府	京都市	京都市、北桑田郡京北町	編入
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	朝来市	朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	兵庫県	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出 石郡出石町、同郡但東町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	淡路市	津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、 同郡東浦町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	宍粟市	<b>宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町</b>	新設
平成17年4月1日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成 17 年 4 月 1 日	奈良県	奈良市	奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村	編入
平成 17 年 4 月 1 日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成17年4月1日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 4 月 1 日	徳島県	阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波 町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊予市	伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊方町	西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町、同郡三崎町	新設
平成17年4月1日	長崎県	西海市	西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡大瀬戸町	新設
平成17年4月1日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成17年4月1日	大分県	竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	新設
平成17年4月1日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成 17 年 4 月 10 日	高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成 17 年 4 月 25 日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成 17 年 5 月 1 日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡紫雲寺町、同郡加治川村	編入
平成17年5月1日	新潟県	三条市	三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村	新設
平成 17 年 5 月 1 日	新潟県	柏崎市	柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町	編入
平成 17 年 5 月 1 日	岐阜県	可児市	可児市、可児郡兼山町	編入
平成17年5月1日	和歌山県	田辺市	田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔 村、東牟婁郡本宮町	新設
平成 17 年 5 月 1 日	和歌山県	日高川町	日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村	新設
平成17年5月1日	鹿児島県	日置市	日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹 上町	新設
平成 17 年 5 月 5 日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡金谷町	新設
平成17年6月6日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村	新設
平成17年6月13日	群馬県	桐生市	桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村	編入
平成17年6月20日	秋田県	大館市	大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町	編入
平成17年7月1日	山形県	庄内町	東田川郡立川町、同郡余目町	新設
平成17年7月1日	千葉県	旭市	旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町	新設
平成 17 年 7 月 1 日	静岡県	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、 引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ケ日町、周智郡春 野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村	編入
平成17年7月1日	鹿児島県	曽於市	曾於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町	新設
平成17年7月1日	鹿児島県	肝付町	肝属郡内之浦町、同郡高山町	新設
平成17年7月7日	愛知県	清須市	西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町	新設
平成17年8月1日	茨城県	神栖市	鹿島郡神栖町、同郡波崎町	編入
平成17年8月1日	岡山県	倉敷市	倉敷市、浅口郡船穂町、吉備郡真備町	編入
平成17年8月1日	愛媛県	宇和島市	宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町	新設
平成17年8月1日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成 17年8月1日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡 東陽村、同郡泉村	新設
平成17年9月1日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設
平成17年9月1日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	新設
平成17年9月1日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成17年9月1日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成17年9月1日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成 17年 9 月 2 日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成 17年 9 月 12 日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成 17年 9月 20日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩 町、同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	新設
平成17年9月20日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成17年9月20日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成 17 年 9 月 25 日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成 17 年 9 月 25 日	島根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17 年 9 月 26 日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成17年10月1日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白 滝村	新設
平成17年10月1日	北海道	石狩市	石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成17年10月1日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成17年10月1日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成17年10月1日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成17年10月1日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成 17年 10月 1日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、 同郡朝日村、西田川郡温海町	新設
平成17年10月1日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	新設
平成17年10月1日	茨城県	桜川市	西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	新設
平成17年10月1日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	新設
平成17年10月1日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成17年10月1日	栃木県	那須烏山市	那須郡南那須町、同郡烏山町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	埼玉県	小鹿野町	秩父郡小鹿野町、同郡両神村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成17年10月1日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成17年10月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入
平成17年10月1日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	新設
平成17年10月1日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	新設
平成17年10月1日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、東筑摩郡明科町	新設
平成17年10月1日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	新設
平成17年10月1日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	編入
平成 17 年 10 月 1 日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	編入
平成 17 年 10 月 1 日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	新設
平成17年10月1日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津具村	新設
平成17年10月1日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設
平成17年10月1日	滋賀県	米原市	米原市、坂田郡近江町	編入
平成17年10月1日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月 町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	新宮市	新宮市、東牟婁郡熊野川町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町、同郡花園村	編入
平成17年10月1日	鳥取県	北栄町	東伯郡北条町、同郡大栄町	新設
平成17年10月1日	島根県	浜田市	浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村、同郡 三隅町	新設
平成17年10月1日	島根県	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町、同郡仁摩町	新設
平成 17年 10月 1日	島根県	吉賀町	鹿足郡柿木村、同郡六日市町	新設

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 17年 10月 1日	山口県	山口市	山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町、 同郡阿知須町	新設
平成 17年 10月 1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町、神 埼郡三瀬村	新設
平成 17 年 10 月 1 日	長崎県	平戸市	平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成17年10月1日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成 17 年 10 月 1 日	大分県	杵築市	杵築市、速見郡山香町、西国東郡大田村	新設
平成17年10月1日	沖縄県	宮古島市	平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良部町	新設
平成 17 年 10 月 3 日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町	新設
平成 17 年 10 月 10 日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡巻町	編入
平成 17 年 10 月 11 日	北海道	釧路市	釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	茨城県	鉾田市	鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村	新設
平成 17 年 10 月 11 日	長野県	筑北村	東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂井村	新設
平成 17年 10月 11日	静岡県	牧之原市	榛原郡相良町、同郡榛原町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	三重県	紀北町	北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町	新設
平成 17年 10月 11日	京都府	京丹波町	船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	香川県	観音寺市	観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町	新設
平成 17年 10月 11日	福岡県	上毛町	築上郡新吉富村、同郡大平村	新設
平成 17年 10月 11日	長崎県	雲仙市	南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野 町、同郡千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町	新設
平成 17 年 10 月 11 日	鹿児島県	いちき串木野市	串木野市、日置郡市来町	新設
平成 17 年 10 月 24 日	兵庫県	三木市	三木市、美嚢郡吉川町	編入
平成17年11月1日	岩手県	西和賀町	和賀郡湯田町、同郡沢内村	新設
平成 17 年 11 月 1 日	山形県	酒田市	酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町	新設
平成 17 年 11 月 1 日	福島県	会津若松市	会津若松市、河沼郡河東町	編入
平成17年11月1日	富山県	射水市	新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡 大島町	新設
平成 17 年 11 月 1 日	富山県	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町	新設
平成 17 年 11 月 1 日	山梨県	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村	新設
平成17年11月1日	長野県	木曽町	木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三 岳村	新設
平成17年11月1日	三重県	伊勢市	伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薗村	新設
平成17年11月1日	三重県	熊野市	熊野市、南车婁郡紀和町	新設
平成17年11月1日	兵庫県	多可町	多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町	新設
平成 17 年 11 月 3 日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	編入
平成17年11月7日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村	新設
平成17年11月7日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	編入
平成17年11月7日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	新設
平成17年11月7日	和歌山県	紀の川市	那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、 同郡貴志川町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	霧島市	国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町、同郡福山町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、 日置郡金峰町	新設
平成 17 年 11 月 27 日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成 17 年 12 月 1 日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
平成17年12月5日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碇ヶ関村	新設
平成18年1月1日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成18年1月1日	岩手県	花卷市	花卷市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設

資 154

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月1日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成 18 年 1 月 1 日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成18年1月1日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡鹿島町、同郡小高町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡霊山町、 同郡月舘町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡栗野町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成18年1月1日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、同郡神泉村	新設
平成18年1月1日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺 泊町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	編入
平成 18 年 1 月 1 日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡 白山町、同郡美杉村	新設
平成18年1月1日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	新設
平成18年1月1日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入
平成 18 年 1 月 1 日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美 山町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	奈良県	宇陀市	字陀郡大宇陀町、同郡榛原町、同郡菟田野町、同郡室 生村	新設
平成18年1月1日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成18年1月1日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成18年1月1日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、 同郡詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	新設
平成18年1月1日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成18年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成18年1月1日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	新設
平成18年1月1日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	編入
平成18年1月1日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	新設
平成 18 年 1 月 1 日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	編入
平成18年1月1日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、 同郡高崎町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曽於郡輝北町、肝属郡串良町、同郡吾平町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	志布志市	曾於郡松山町、同郡志布志町、同郡有明町	新設
平成18年1月1日	沖縄県	八重瀬町	島尻郡東風平町、同郡具志頭村	新設
平成18年1月1日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成 18年 1 月 4 日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都 町、同郡高郷村	新設

10/02/26 12:53

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成 18 年 1 月 10 日	岩手県	盛岡市	盛岡市、岩手郡玉山村	編入
平成 18 年 1 月 10 日	栃木県	下野市	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、同郡国分寺町	新設
平成 18 年 1 月 10 日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成 18 年 1 月 10 日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成 18 年 1 月 10 日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鵜殿村	新設
平成 18 年 1 月 10 日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成18年1月10日	香川県	高松市	高松市、木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、 同郡香南町、綾歌郡国分寺町	
平成 18年 1 月 10 日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成 18年 1 月 23日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉渕村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多 野郡新町	
平成 18 年 1 月 23 日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成 18 年 1 月 23 日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成18年2月1日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成18年2月1日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成18年2月1日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成18年2月1日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成18年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成 18年 2月 6日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入
平成 18年2月11日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設
平成 18年 2 月 11 日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成 18年 2 月 13 日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成 18年2月13日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	新設
平成 18年2月13日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	新設
平成 18 年 2 月 20 日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣 川村	新設
平成 18 年 2 月 20 日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
平成 18 年 2 月 20 日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村、同郡北橘村	新設
平成 18 年 2 月 20 日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
平成 18 年 2 月 20 日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
平成 18 年 2 月 25 日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
平成 18 年 2 月 27 日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
平成 18 年 2 月 27 日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
平成18年3月1日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
平成18年3月1日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
平成18年3月1日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
平成18年3月1日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
平成 18年 3月 1日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
平成 18年 3月 1日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	編入
平成 18 年 3 月 1 日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	新設
平成18年3月1日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
平成 18年3月1日	高知県	香南市	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須 町、同郡吉川村	新設
平成 18年 3月1日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村	新設

資 156

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月1日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
平成 18 年 3 月 1 日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
平成 18 年 3 月 1 日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
平成18年3月3日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
平成 18 年 3 月 5 日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
平成18年3月6日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村	新設
平成18年3月6日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
平成18年3月6日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
平成 18年 3 月 13日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
平成 18年 3 月 15日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
平成 18年 3 月 18日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
平成 18年 3 月 19日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
平成 18年 3月 20日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
平成 18年 3月20日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡舘岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設
平成 18 年 3 月 20 日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、 日光市	新設
平成 18 年 3 月 20 日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、 同郡千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	神奈川県	相模原市	莫原市 相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	
平成 18 年 3 月 20 日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	愛知県	北名古屋市	西春日井郡師勝町、同郡西春町	新設
平成 18年 3月20日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成 18 年 3 月 20 日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	新設
平成 18年 3月20日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同 郡周東町、同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	編入
平成 18 年 3 月 20 日	香川県	まんのう町	仲多度郡琴南町、同郡満濃町、同郡仲南町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	高知県	四万十町	高岡郡窪川町、幡多郡大正町、同郡十和村	新設
平成 18 年 3 月 20 日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成 18年 3月20日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成 18 年 3 月 20 日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成 18 年 3 月 20 日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成 18 年 3 月 20 日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	岡山県	浅口市	浅口郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	香川県	小豆島町	小豆郡内海町、同郡池田町	新設
平成 18 年 3 月 21 日	香川県	綾川町	<b>綾歌郡綾上町、同郡綾南町</b>	新設
平成 18 年 3 月 26 日	福岡県	飯塚市	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同 郡頴田町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	むかわ町	勇払郡鵡川町、同郡穂別町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	北海道	洞爺湖町	虻田郡虻田町、同郡洞爺村	新設

10/02/26 12:53

合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 18 年 3 月 27 日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	茨城県	つくばみらい市	筑波郡伊奈町、同郡谷和原村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	群馬県	富岡市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	群馬県	みどり市	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設
平成 18 年 3 月 27 日	群馬県	東吾妻町	吾妻郡東村、同郡吾妻町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	横芝光町	山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	成田市	成田市、香取郡下総町、同郡大栄町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	香取市	佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	兵庫県	姫路市	姫路市、神崎郡香寺町、宍栗郡安富町、飾磨郡家島町、 同郡夢前町	編入
平成 18 年 3 月 27 日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設
平成 18 年 3 月 27 日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡 倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡 天草町、同郡河浦町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成 18年 3月31日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、 玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成 18年 3月31日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
平成 18 年 3 月 31 日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
平成 18 年 3 月 31 日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡宍喰町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡日和佐町	新設
平成 18年 3 月 31 日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深江町	新設
平成 18 年 3 月 31 日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	編入
平成 18 年 3 月 31 日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設
平成 18 年 4 月 1 日	愛知県	弥富市	海部郡弥富町、同郡十四山村	編入
平成 18 年 8 月 1 日	山梨県	笛吹市	笛吹市、東八代郡芦川村	編入
平成 18 年 10 月 1 日	福岡県	八女市	八女市、八女郡上陽町	編入
平成 18 年 10 月 1 日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡榛名町	編入
平成 19 年 1 月 1 日	福島県	本宮市	安達郡本宮町、同郡白沢村	新設
平成 19 年 1 月 22 日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町	編入
平成 19 年 1 月 29 日	福岡県	みやま市	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町	新設
平成 19 年 2 月 13 日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡江南町	編入
平成 19 年 3 月 11 日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町	編入
平成 19 年 3 月 12 日	京都府	木津川市	相楽郡木津町、同郡加茂町、同郡山城町	新設
平成 19 年 3 月 31 日	栃木県	宇都宮市	宇都宮市、河内郡上河内町、同郡河内町	編入
平成 19 年 3 月 31 日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北川町	編入
平成 19 年 10 月 1 日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町、同郡久保田町	編入
平成19年10月1日	鹿児島県	屋久島町	熊毛郡屋久町、同郡上屋久町	新設
平成19年12月1日	鹿児島県	南九州市	川辺郡川辺町、同郡知覧町、揖宿郡頴娃町	新設
平成20年1月1日	高知県	高知市	高知市、吾川郡春野町	編入
平成 20 年 1 月 15 日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡音羽町、同郡御津町	編入
		t in the second		

A N ( - + )	lan sala alba ett	dor't i mai t t fa	A DV PHI be Limit I be	A D1 T1 44
合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成 20 年 4 月 1 日	新潟県	村上市	村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡山北町、同郡明日村	新設
平成 20 年 4 月 1 日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡川根町	編入
平成 20 年 7 月 1 日	福島県	福島市	福島市、伊達郡飯野町	編入
平成 20 年 10 月 6 日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡富合町	編入
平成 20 年 11 月 1 日	鹿児島県	伊佐市	大口市、伊佐郡菱刈町	新設
平成 20 年 11 月 1 日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡由比町	編入
平成 20 年 11 月 1 日	静岡県	富士市	富士市、庵原郡富士川町	編入
平成 20 年 11 月 1 日	静岡県	焼津市	焼津市、志太郡大井川町	編入
平成21年1月1日	静岡県	藤枝市	藤枝市、志太郡岡部町	編入
平成 21 年 3 月 23 日	栃木県	真岡市	真岡市、芳賀郡二宮町	編入
平成 21 年 3 月 30 日	宮崎県	日南市	日南市、南那珂郡北郷町、同郡南郷町	新設
平成 21 年 3 月 31 日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡清内路村	編入
平成 21 年 5 月 5 日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡富士見村	編入
平成 21 年 6 月 1 日	群馬県	高崎市	高崎市、多野郡吉井町	編入
平成 21 年 9 月 1 日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡本吉町	編入
平成 21 年 10 月 1 日	愛知県	清須市	清須市、西春日井郡春日町	編入
平成 21 年 10 月 5 日	北海道	湧別町	紋別郡上湧別町、同郡湧別町	新設
平成 22 年 1 月 1 日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町、伊香郡高月町、 同郡木之本町、同郡余呉町、同郡西浅井町	編入
平成 22 年 1 月 1 日	福岡県	糸島市	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町	新設
平成22年1月1日	長野県	長野市	長野市、上水内郡信州新町、同郡中条村	編入
平成22年1月1日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡川井村	編入
平成 22 年 1 月 16 日	山口県	山口市	山口市、阿武郡阿東町	編入
平成22年2月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同 郡星野村	編入
平成 22 年 2 月 1 日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡小坂井町	編入
平成 22 年 3 月 8 日	山梨県	富士川町	南巨摩郡増穂町、同郡鰍沢町	新設
平成 22 年 3 月 21 日	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市、蒲生郡安土町	新設
平成 22 年 3 月 22 日	愛知県	あま市	海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町	新設
平成 22 年 3 月 23 日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡野尻町	編入
平成 22 年 3 月 23 日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡清武町	編入
平成 22 年 3 月 23 日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡城南町	編入
平成 22 年 3 月 23 日	熊本県	熊本市	熊本市、鹿本郡植木町	編入
平成 22 年 3 月 23 日	埼玉県	久喜市	久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷲宮 町	新設
平成 22 年 3 月 23 日	静岡県	湖西市	湖西市、浜名郡新居町	編入
平成 22 年 3 月 23 日	鹿児島県	姶良市	姶良郡加治木町、同郡姶良町、同郡蒲生町	新設
平成 22 年 3 月 23 日	埼玉県	加須市	加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町	新設
平成 22 年 3 月 23 日	静岡県	富士宮市	富士宮市、富士郡芝川町	編入
平成 22 年 3 月 29 日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町、同郡都賀町	新設
平成 22 年 3 月 31 日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡江迎町、同郡鹿町町	編入
平成 22 年 3 月 31 日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡波田町	編入
平成 22 年 3 月 31 日	新潟県	長岡市	長岡市、北魚沼郡川口町	編入
※ 合併新注による合	24 FO 14 + A	.L		

<sup>※</sup> 合併新法による合併 59 件を含む。

10/02/26 12:53

# 文章編図表索引

### 第1部 平成20年度の地方財政の状況

### 第1章 平成20年度の決算状況

#### 1 地方財政の役割

	第	1	図	国・地方を通じる目的別歳出額構成比の推移	2
	第	2	図	国・地方を通じる純計歳出規模(目的別)	
	第	3	図	国内総支出と地方財政	
	第	4	図	公的支出の推移	
	第	5	図	公的支出の状況	
	第	6	図	国内総支出の増加率に対する寄与度	5
2	ţ	也方	7財교	<b>致の概況</b>	
	第	1	表	地方公共団体の決算規模 (純計)	7
	第	2	表	団体種類別決算規模の状況	8
	第	7	図	決算規模の推移	
	第	3	表	実質収支の状況	(
	第	8	図	実質収支の推移	
	第	9	図	実質収支比率の推移	10
	第	4	表	赤字の団体数の状況	11
	第	5	表	歳入純計決算額の状況	12
	第	10	図	歳入純計決算額の構成比の推移	13
	第	11	図	歳入決算額の構成比	13
	第	6	表	目的別歳出純計決算額の状況	14
	第	7	表	目的別歳出純計決算額の構成比の推移	
		12		目的別歳出決算額の構成比	
	第	8	表	一般財源の目的別歳出充当状況	16
	第	13	図	一般財源充当額の目的別構成比の推移	
	第	9	表	性質別歳出純計決算額の状況	17
	第	14	図	歳出決算増減額に占める義務的経費、投資的経費等の増減額の推移	18
	第	15	図	性質別歳出純計決算額の構成比の推移	18
	第	16	図	性質別歳出決算額の構成比	19
	第	10	表	一般財源の性質別歳出充当状況	19
	第	17	図	一般財源充当額の性質別構成比の推移	20
	第	11	表	経常収支比率の推移	21
	第	18	図	経常収支比率を構成する分子及び分母の増減状況	
				その1 合計	22
				その2 都道府県	23

				その3 市町村	24
	第	12	表	経常収支比率の段階別分布状況	25
	第	19	図	公債費充当一般財源及び公債費負担比率の推移	26
	第	20	図	地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移	27
	第	21	図	地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移	28
	第	22	図	債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移	29
	第	13	表	積立金現在高の状況	
	第	23	図	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移	30
	第	24	図	普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移	31
3	爿	也方	財	原の状況	
	第	25	図	国税と地方税の状況	38
	第	26	図	国税と地方税の推移	36
	第	14	表	住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	40
	第	27	図	地方税収計、個人住民税、地方法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口	
				1人当たり税収額の指数	41
	第	28	図	道府県税収入額の状況	42
	第	29	図	道府県税収入額の推移	43
	第	30	図	市町村税収入額の状況	43
	第	31	図	市町村税収入額の推移	
	第	32	図	地方債依存度の推移	47
4	爿	也方	経	費の内容	
	第	33	図	土木費の目的別内訳	49
	第	34	図	土木費の性質別内訳	50
	第	35	図	教育費の目的別内訳	51
	第	36	図	教育費の性質別内訳	5]
	第	37	図	民生費の目的別内訳	52
	第	38	図	民生費の目的別歳出の推移	
	第	39	図	民生費の性質別内訳	54
	第	40	図	民生費の目的別扶助費(補助・単独)の状況	
				その1 都道府県	
				その2 市町村	
	第	41	図	民生費の財源構成比の推移	
	第	42	図	労働費の性質別内訳	
	第	43	図	農林水産業費の目的別内訳	
	第	44	図	農林水産業費の性質別内訳	
	第	45	図	商工費の性質別内訳	
	第	46	図	衛生費の目的別内訳	
	第	47	図	衛生費の性質別内訳	
			local	4. 还把技术但人不足过 e. 4. by by a e. 4. by	0.0
	第	48	図	生活環境の保全のための対策経費の状況	

穿	§ 50	図	消防費の性質別内訳	61
穿	§ 51	図	目的別歳出充当一般財源等の状況	
			その1 都道府県(財政力指数別)	62
			その2 市町村(団体区分別)	63
5	地方	7経	費の構造	
第	÷ 52	図	人件費の推移	65
第	<b>§</b> 53	図	ラスパイレス指数の推移	65
舅	§ 54	図	人件費の項目別内訳	66
穿	§ 55	図	人件費の財源内訳	66
穿	§ 56	図	職員給の部門別構成比の状況	67
第	§ 57	図	地方公務員1人当たり平均給料月額(普通会計、団体種類別、職種別)	67
舅	§ 58	図	地方公務員数の状況	68
穿	§ 59	図	地方公務員数の推移	69
穿	§ 60	図	一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況	
			(平成 21 年 4 月 1 日と平成 11 年 4 月 1 日との比較)	69
第	§ 61	図	扶助費の目的別内訳の構成比の推移	70
第	₹ 15	表	普通建設事業費(補助・単独)の推移	72
舅	§ 62	図	普通建設事業費の推移	
			その1 純計	72
			その2 都道府県	72
			その3 市町村	73
第	§ 63	図	普通建設事業費の目的別(補助・単独)の状況	73
斜	§ 64	図	普通建設事業費の目的別内訳の状況(平成 10 年度と平成 20 年度との比較)	74
第	§ 65	図	補助事業費の目的別内訳の状況	75
第	§ 66	図	単独事業費の目的別内訳の状況	76
第	§ 67	図	普通建設事業費の財源構成比の推移	
			その1 総計	77
			その2 補助事業費	77
			その3 単独事業費	78
穿	§ 68	図	用地取得費の目的別(補助・単独)の状況	78
第	§ 69	図	用地取得費の推移	79
舅	§ 16	表	普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移	79
穿	§ 70	図	用地取得費の取得先別内訳	80
穿	§ 71	図	災害復旧事業費の状況	81
穿	§ 72	図	災害復旧事業費の推移	81
穿	§ 17	表	その他の経費の状況	82
第	¥ 73	図	物件費の推移	82
6	—音	<b>『事</b>	務組合等による事務の広域的処理の状況	
穿	₹ 18	表	一部事務組合等の設置目的別団体数の状況	85
穿	§ 74	図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況	86

	第	19	表	市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合(目的別内訳)	86
7	ī	<b></b>	村(	の規模別財政状況	
	第	20	表	団体規模別団体数の推移	87
	第	75	図	団体規模別団体数構成比の推移	
	第	21	表	団体規模別人口の推移	88
	第	76	図	団体規模別人口構成比の推移	85
	第	77	図	団体規模別決算規模構成比の推移	
				その1 歳入	
				その2 歳出	9(
	第	22	表	団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況	
	第	23	表	団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況	
	第	78	図	団体規模別歳入決算の状況 (人口1人当たり額及び構成比)	
	第	79	図	団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況(人口1人当たり額の構成比)	
	第	80	図	団体規模別地方税の構造(人口1人当たりの地方税)	
	第	81	図	団体規模別歳出(目的別)決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)	
	第	82	図	団体規模別歳出(性質別)決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)	
	第	24	表	団体規模別経常収支比率の状況	
	第	83	図	団体規模別経常収支比率の状況 (構成比)	
	第	84	図	団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況	
	第	85	図	団体規模別実質公債費比率の状況 (構成比)	
	第	86	図	団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況	
	第	87	図	団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況	98
8	1	共公	施	段の状況	
	第	88	図	公営住宅等の総戸数の推移	100
	第	89	図	公園の面積の推移	10]
	第	90	図	下水処理人口の推移	102
	第	91	図	ごみ処理施設における年間総収集量の推移	103
	第	92	図	公立の老人ホームの状況	104
9	ţ	也方	公	営事業の状況	
				地方公営企業の事業数の状況(平成 20 年度末)	
	第	25		事業全体に占める地方公営企業の割合	
	第	94		職員数の状況	
	第	95		決算規模の推移	
	第	96		建設投資額の推移	
	第	26	表	地方公営企業全体の経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		97		料金収入の状況	
		98		企業債発行額の状況	
		99		企業債借入先別現在高の推移	
	第	27	表	法適用企業の経営状況	112

	水道事業(法適用企業)の経営状況	114
第 100 図	水道事業 (法適用企業) の資本的支出及びその財源	114
第 29 表	工業用水道事業の経営状況	115
第 101 図	バス、地下鉄における公営交通事業の状況	116
第 30 表	交通事業 (法適用企業) の経営状況	117
第 31 表	交通事業のうちバス事業の経営状況	117
第 32 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	118
第 33 表	電気事業 (法適用企業) の経営状況	119
第 34 表	ガス事業の経営状況	120
第 102 図	全国の病院に占める自治体病院の状況	121
第 35 表	病院事業の経営状況	121
第 36 表	下水道事業 (法適用企業) の経営状況	122
第 37 表	その他の地方公営企業の経営状況	124
第 103 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況 (事業勘定)	125
第 104 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況 (事業勘定)	126
第 105 図	後期高齢者医療事業の決算の状況	
	その1 歳入	
	その2 歳出	128
第 106 図	介護保険事業の歳入決算の状況(保険事業勘定)	129
第 107 図	介護保険事業の歳出決算の状況 (保険事業勘定)	130
	成 20 年度決算に基づく健全化判断比率等の状況 判断比率・資金不足比率の状況	
2 健全化	判断比率・資金不足比率の状況	197
<b>2 健全化</b> 第 108 図	<b>判断比率・資金不足比率の状況</b> 実質赤字比率の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 健全化 第 108 図 第 109 図	判 <b>断比率・資金不足比率の状況</b> 実質赤字比率の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
2 健全化 第 108 図 第 109 図 第 110 図	判断比率・資金不足比率の状況 実質赤字比率の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······138
2 <b>健全化</b> 第 108 図 第 109 図 第 110 図 第 111 図	判断比率・資金不足比率の状況 実質赤字比率の状況 連結実質赤字比率の状況 実質公債費比率の状況 実質公債費比率の段階別分布状況	138 138 139
2 健全化 第 108 図 第 109 図 第 110 図 第 111 図 第 38 表	判断比率・資金不足比率の状況 実質赤字比率の状況 連結実質赤字比率の状況 実質公債費比率の状況 実質公債費比率の段階別分布状況 団体種類別実質公債費比率の状況	······138 ·····138 ·····139 ·····139
2 <b>健全化</b> 第 108 図 第 109 図 第 110 図 第 111 図	判断比率・資金不足比率の状況 実質赤字比率の状況 連結実質赤字比率の状況 実質公債費比率の状況 実質公債費比率の段階別分布状況 団体種類別実質公債費比率の状況 将来負担比率の状況	······138 ·····139 ·····139 ·····140
2 <b>健全化</b> 第 108 図 第 109 図 第 110 図 第 111 図 第 38 表 第 112 図	判断比率・資金不足比率の状況 実質赤字比率の状況 連結実質赤字比率の状況 実質公債費比率の状況 実質公債費比率の段階別分布状況 団体種類別実質公債費比率の状況 将来負担比率の状況 将来負担比率の段階別分布状況	138 139 139 140
2 <b>健全化</b> 第 108 図 第 109 図 第 110 図 第 111 図 第 38 表 第 112 図 第 113 図	判断比率・資金不足比率の状況 実質赤字比率の状況 連結実質赤字比率の状況 実質公債費比率の状況 実質公債費比率の段階別分布状況 団体種類別実質公債費比率の状況 将来負担比率の状況	138139139140141
2 <b>健全化</b> 第 108 図 第 109 図 第 110 図 第 111 図 第 38 表 第 112 図 第 113 図 第 39 表	判断比率・資金不足比率の状況 実質赤字比率の状況 連結実質赤字比率の状況 実質公債費比率の状況 実質公債費比率の段階別分布状況 団体種類別実質公債費比率の状況 将来負担比率の状況 将来負担比率の段階別分布状況 可体種類別将来負担比率の状況	138139139140140141
2 <b>健全化</b> 第 108 図 第 109 図 第 110 図 第 111 図 第 38 表 第 112 図 第 113 図 第 39 表 第 114 図	判断比率・資金不足比率の状況 実質赤字比率の状況 連結実質赤字比率の状況 実質公債費比率の状況 実質公債費比率の段階別分布状況 団体種類別実質公債費比率の状況 将来負担比率の状況 将来負担比率の段階別分布状況 将来負担比率の段階別分布状況 将来負担比率の段階別分布状況	138139140141142
2 <b>健全化</b> 第 108 図 第 109 図 第 110 図 第 111 図 第 38 表 第 112 図 第 113 図 第 39 表 第 114 図 第 115 図	判断比率・資金不足比率の状況 実質赤字比率の状況 連結実質赤字比率の状況 実質公債費比率の状況 実質公債費比率の段階別分布状況 団体種類別実質公債費比率の状況 将来負担比率の状況 将来負担比率の段階別分布状況 将来負担比率の段階別分布状況 将来負担比率の段階別分布状況 将来負担比率の段階別分布状況 質金不足額の状況(団体種類別会計数)	138139139140141141142143
2 <b>健全化</b> 第 108 図 第 109 図 第 110 図 第 111 図 第 38 表 第 112 図 第 113 図 第 39 表 第 114 図 第 115 図 第 116 図	判断比率・資金不足比率の状況 実質赤字比率の状況 連結実質赤字比率の状況 実質公債費比率の段階別分布状況 実質公債費比率の段階別分布状況 団体種類別実質公債費比率の状況 将来負担比率の状況 将来負担比率の段階別分布状況 同体種類別将来負担比率の状況 将来負担的率の段階別分布状況 団体種類別将来負担比率の状況 資金不足額の状況(団体種類別会計数) 資金不足額の状況(団体種類別会計数)	138139140141141142143

### 第2部 平成21年度及び平成22年度の地方財政

1	平成	21	年度の	地方財政	攵
---	----	----	-----	------	---

第 40	表	平成 21 年度普通会計予算の状況(9 月補正後)15	54
第 41	表	普通交付税 交付・不交付別団体数	55

## 第3部 最近の地方財政の動向と課題

#### 4 行財政改革への取組

第 43 表	地方公共団体の集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況について	
	(平成 21 年 8 月 1 日取りまとめ)	178
第 119 図	過去5年間の民営化・民間譲渡の実施状況	180
第 120 図	指定管理者制度の導入状況	180
第 121 図	指定管理者制度の導入事業	180
第 122 図	アウトソーシング(外部委託)の実施状況	
	その1 都道府県・政令指定都市等	181
	その2 市町村等	181
第 42 表	第三セクター等の状況	182
第 123 図	土地保有総額の推移	183
<b>笙</b> 44	平成 19 年度決負に係る財務書類の整備状況	18